

令和 2 年度事業報告書

(協会けんぽ 2020)

事業期間：2020（令和 2）年 4 月 1 日～2021（令和 3）年 3 月 31 日



目次

| | |
|---|-----|
| 加入者及び事業主の皆様へ | 1 |
| 第1章 全国健康保険協会の概要 | |
| 1. 理念 | 2 |
| (1) 基本使命 | 2 |
| (2) 基本コンセプト | 2 |
| 2. その他 | 2 |
| 第2章 2020年度の事業運営方針と総括 | 3 |
| 第3章 加入者数、事業所数、医療費等の動向 | |
| (1) 加入者数、事業所数の動向 | 7 |
| (2) 医療費の動向 | 14 |
| (3) 現金給付の動向 | 17 |
| 第4章 事業運営、活動の概況 | |
| 1. 基盤的保険者機能関係 | 22 |
| (1) サービス水準の向上 | 22 |
| (2) 業務改革の推進に向けた取組 | 25 |
| (3) 現金給付の適正化の推進 | 26 |
| (4) 効果的なレセプト点検の推進 | 29 |
| (5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 | 35 |
| (6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進 | 36 |
| (7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 | 37 |
| (8) 限度額適用認定証の利用促進 | 40 |
| (9) 被扶養者資格の再確認の徹底 | 41 |
| (10) オンライン資格確認の円滑な実施 | 42 |
| (11) 的確な財政運営 | 44 |
| 2. 戦略的保険者機能関係 | 65 |
| (1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供 | 65 |
| (2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 | 66 |
| (3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 | 96 |
| (4) ジェネリック医薬品の使用促進 | 102 |
| (5) インセンティブ制度の着実な実施 | 110 |

| | | |
|---|--------------------------|-----|
| (6) | パイロット事業を活用した好事例の全国展開 | 115 |
| (7) | 地域の医療提供体制への働きかけ | 119 |
| (8) | 医療保険制度改正等に向けた意見発信 | 124 |
| (9) | 調査研究の推進 | 129 |
| 3. | 組織・運営体制関係 | 137 |
| (1) | 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 | 137 |
| (2) | 人事評価制度の適正な運用 | 137 |
| (3) | OJTを中心とした人材育成 | 137 |
| (4) | 支部業績評価の実施 | 139 |
| (5) | 費用対効果を踏まえたコスト削減等 | 139 |
| (6) | コンプライアンスの徹底 | 141 |
| (7) | リスク管理 | 141 |
| (8) | 本部機能や内部統制の強化に向けた取組 | 142 |
| (9) | システム関連の取組 | 143 |
| (10) | ペーパーレス化の推進 | 144 |
| 4. | 協会の運営に関する重要業績評価指標（KPI） | 145 |
| (1) | 協会全体の重要業績評価指標（KPI）一覧 | 145 |
| (2) | 支部別の重要業績評価指標（KPI）一覧 | 147 |
| | | |
| 第5章 その他 | | |
| 1. | 新型コロナウイルス感染症への対応 | 154 |
| 2. | 東日本大震災への対応 | 156 |
| | | |
| 第6章 保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証と次期アクションプランの策定 | | |
| 1. | 保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証 | 158 |
| (1) | 保険者機能強化アクションプラン（第4期）について | 158 |
| (2) | 保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証 | 159 |
| 2. | 保険者機能強化アクションプラン（第5期）の策定 | 161 |
| (1) | 保険者機能強化アクションプラン（第5期）について | 161 |
| (2) | 運営委員会における議論 | 162 |
| (3) | 本部から支部への伝達及び加入者への広報 | 166 |

参考資料

| | |
|---------------------------------------|-----|
| ・全国健康保険協会の予算・決算書類について | 169 |
| ・令和2年度の財務諸表等 | 171 |
| ・合算ベースの収支状況 | 192 |
| ・支部別の収支状況 | 194 |
| ・各支部の運営状況 | 196 |
| ・2020年度 支部保険者機能強化予算について | 221 |
| ・これまでの財政状況 | 223 |
| ・令和2年度 全国健康保険協会事業計画及び予算（健康保険事業関係のみ抜粋） | 240 |
| ・保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証結果 | 251 |
| ・保険者機能強化アクションプラン（第5期）の概要 | 257 |
| ・保険者機能強化アクションプラン（第5期）における保健事業の実施方針 | 259 |
| ・保険者機能強化アクションプラン（第5期）（2021年度～2023年度） | 260 |
| ・協会けんぽの医療費の特徴について | 273 |
| ・2020年度のお客様満足度調査の結果について | 282 |
| ・2020年度の柔道整復療養費請求部位数、日数の状況 | 284 |
| ・地方自治体、関係団体等の協定等締結 支部別一覧表 | 285 |
| ・都道府県の「健康増進計画」など健康づくりに関する検討会への参画状況 | 290 |
| ・加入者の医療保険制度等の認知に関する調査（概要） | 292 |
| ・地域別ジェネリックカルテ（都道府県別） | 305 |
| ・2020年度ジェネリック医薬品使用促進セミナー開催状況 | 309 |
| ・本部及び支部の所在地 | 311 |

加入者及び事業主の皆様へ

はじめに、新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に、心よりお見舞い申し上げます。また、加入者及び事業主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、厳しい生活や事業経営を強いられる中においても、当協会の事業運営や健康保険料等のご負担に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

全国健康保険協会は、主に中小企業で働く方とそこご家族など、約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主の皆様からなる日本最大の医療保険者です。私たちの役割は、地域の実情を踏まえた自主自律の運営を行い、都道府県単位で保険者機能を強化・発揮すること、そして、民間組織として業務改革を進めるとともに、サービスの質を向上させることによって、加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることです。

同時に、私たちは、一保険者を超えた被用者保険の最後の受け皿として、世界に誇る日本の国民皆保険の一翼を担い、加入者の皆様の健康を維持・増進し、病気にかかったときには安心して医療を受けられるよう、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っています。

今般のコロナ禍により経済情勢の不透明さが増す中においても、我が国全体の課題である急速な高齢化と医療費の伸びは着実に進行しており、当協会の財政状況は今後厳しいものになると予想されますが、加入者及び事業主の皆様のご協力を賜りながら、各事業を着実に実施し、当協会の使命を果たしてまいります。

当協会では、2020（令和 2）年度において、2021（令和 3）年度からの 3 年間の中期行動計画である「保険者機能強化アクションプラン（第 5 期）」を新たに策定しました。今後、この計画に基づき、レセプト及び現金給付の迅速かつ適正な審査・支払といった基盤的な業務に加え、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく関係方面への意見発信・働きかけといった戦略的な業務を強力に推進し、保険者機能をさらに発揮してまいります。

全ての加入者の皆様が、健康を維持・増進し、良質かつ効率的な医療を享受することができるよう、全国健康保険協会の総力を結集して様々な取組を進めてまいります。今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021（令和 3）年 7 月
全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹

第 1 章 全国健康保険協会の概要

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. その他

1. 沿革

2008（平成 20）年 10 月 1 日設立認可

2. 設立根拠法

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）

3. 主務大臣（主務省所管課）

厚生労働大臣（厚生労働省保険局保険課）

4. 組織

本部と 47 都道府県支部から構成されています。

5. 事務所の所在地

本部及び支部の事務所の所在地は巻末の参考資料のとおりです。

6. 資本金

| | |
|--------|-----------------|
| 健康保険勘定 | 6,594,277,976 円 |
| 船員保険勘定 | 465,124,590 円 |

7. 役員の状況

役員は理事長、理事及び監事です。理事長及び監事は厚生労働大臣が任命し、理事は理事長が任命し、厚生労働大臣に届け出をしています。役員は、2020（令和 2）年度末現在において、理事長 1 名、理事 6 名（うち非常勤 1 名）、監事 2 名（うち非常勤 1 名）であり、任期は 3 年となっています。

8. 職員の状況

2020 年度末現在において、常勤職員は 2,109 人となっています。

第2章 2020年度の事業運営方針と総括

協会は、2020（令和2）年度で設立から12年目を迎えました。国内において2020年3月より急速に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症は、2021（令和3）年7月現在においても未だ感染収束を見通すことができない状況です。コロナ禍によって社会情勢、経済状況の不確かさが増す中で、協会の事業運営においても、当初計画していた事業の変更や縮小を余儀なくされるなど大きな影響を被りました。しかしながら、こうした状況においても、加入者の皆様へのサービスの低下を可能な限り招くことのないよう、工夫をして業務を遂行してまいりました。

協会は、保険者機能を発揮することにより、加入者の健康増進を図ること、加入者が良質かつ効果的な医療を享受できるようにすることが、課せられた基本使命であり、設立された本来の目的でもあります。これらの目的を達成するため、協会は、2018（平成30）年度以降の事業運営方針として、

1. 基盤的保険者機能の確実な実施（レセプトや現金給付の審査支払等）
2. 戦略的保険者機能の一層の発揮（保健事業等により、健康の維持増進を図る等）
3. 保険者機能を支える組織体制の強化（職員の人材育成による協会の組織力の強化等）

を3つの柱として考えてきました。これらの事業運営方針を具現するためには、具体的なプランや達成度を測るための目標値の設定が重要になります。2020年度に向けては、2018年度以降3年間の中期的な行動計画である「保険者機能強化アクションプラン（第4期）」（図表2-1参照）や、そのアクションプランを踏まえた単年度の計画である「2020年度事業計画」において、目標値である重要業績評価指標（Key Performance Indicator 以下「KPI」）を設定した具体的な計画を策定し、事業の達成度を把握し改善を図ってきました。

これらの事業運営方針に沿って、2020年度の事業や取組の実施状況を概説します。

まず、一つ目の「基盤的保険者機能の確実な実施」についてです。

基盤的保険者機能とは、医療費や現金給付の審査・支払を迅速かつ適正に行うことにより、加入者に良質なサービスを提供するとともに、医療費の適正化等を図ることです。この基盤的保険者機能を盤石なものとするため、業務の標準化・簡素化・効率化を徹底し、生産性の向上と職員の多能化を目指しています。

協会では、健康保険給付の申請受付から振込までの期間について、10営業日をサービススタンダード（所要日数の目標）として設定していますが、達成率は99.5%と2020年度も高い水準を維持しています。レセプト点検に関しては、「レセプト内容点検行動計画」を策定し、当該計画のもとで、レセプト点検員のスキルアップを図るほか、専用システムを有効に活用すること、PDCAサイクルによる現状の把握と改善に努めること等により、効率的な点検を実施しました。

また、現金給付業務やレセプト点検業務、債権管理回収業務等に関する事務処理プロセスを見直し、事務処理手順書に基づく統一的な事務処理を徹底し、生産性の向上に取り組んで

います。こうした保険者としての基本的な役割やサービスの提供は、今後も確実に果たしてまいります。

二つ目の「戦略的保険者機能の一層の発揮」についてです。

戦略的保険者機能とは、事業主とも連携して加入者の健康の維持増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、加入者の健康度を高めるとともに、医療等の質や効率性の向上を図り、医療費等の適正化につなげることです。

2020年度の保健事業に関しては、2020年4月から5月まで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、全支部における協会主催の集団健診、緊急事態宣言対象地域等で実施する生活習慣病予防健診等や対面による特定保健指導を一時的に中止せざるを得ませんでした。緊急事態宣言解除後は、感染防止対策を徹底した上で、健診及び保健指導の実施を再開しました。また、健診受診の勧奨や各種ツールを活用した特定保健指導の利用勧奨のほか、健診機関、保健指導専門機関等への委託による特定保健指導等を積極的に推進しました。事業主の皆様とともに推進する「健康宣言事業」では、宣言事業所が2021年3月末時点で54,616事業所となり、2020年までに3万社以上としていた目標を大きく上回りました。

加入者の保険料負担や窓口負担の軽減につながるジェネリック医薬品の使用促進に関しては、「使用割合を2020年9月までに80%以上にする」という国全体の目標の達成に向け、協会では、2020年2月から9月の間に「ジェネリック医薬品使用促進緊急対策」を行い、ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの対象者拡大、医療機関及び薬局への訪問、説明の強化、使用割合の現状及び取組の認知度向上を図るための記者発表を行いました。その結果、2020年9月診療分の使用割合は79.2%と、概ね目標を達成しました。こうした取組に加え、協会が保有する健診結果やレセプト等のビッグデータを活用した医療費分析を行い、保健事業をはじめとした取組を推進するとともに、これらの分析結果をエビデンスとして、医療や介護の各種審議会等の議論の場で意見発信を行う等、多角的に保険者機能の強化に努めてきました。

三つ目の「保険者機能を支える組織体制の強化」についてです。

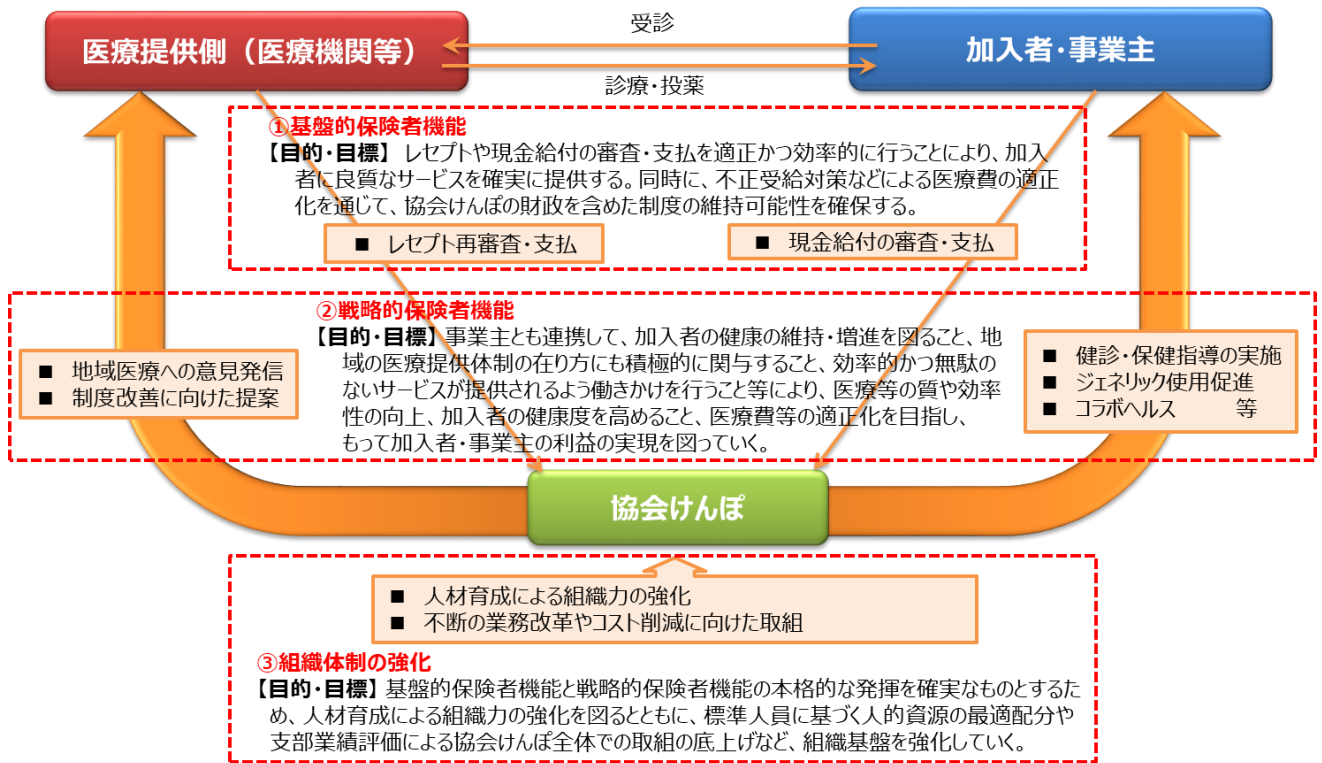
基盤的保険者機能と戦略的保険者機能を支える力の源泉となるのは「人」であり、職員の人材育成は極めて重要であると考えています。2020年度においても、OJTやそれを補完する各種研修・自己啓発（off-JT）による人材育成を通じて組織力の強化を図りました。コンプライアンスやリスク管理の徹底を図るため、各種規程やマニュアルを改定し、研修実施により全職員に周知したほか、職員の目標管理を明確にした人事評価制度により、組織目標の達成、高い実績を上げた職員に対する適正な処遇、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。また、協会業務を円滑に行うために、協会システムの安定稼働に努めるとともに、2023（令和5）年1月にサービスインを予定している次期システム構想の実現に向け、要件定義等を策定しました。基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために、これからも組織体制の強化や人材の育成に努めてまいります。

最後に、協会けんぽの財政運営に関しては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が不確実で、収支の見通しが予断を許さない状況において、今後の保険料率の水準をどのように考えるかを主な論点として、運営委員会や支部評議会において、医療保険制度全般を見渡した中長期的な視点でのご議論を重ねていただき、様々な観点からのご意見等もいただきました。また、今後、高齢者の医療費等をまかなうための拠出金等を含む医療費の増大が見込まれる中で、可能な限り長期にわたって平均保険料率 10%を超えないようにする等の財政運営に対する協会の基本的な考えを運営委員会や全国の支部評議会において、できる限り丁寧に説明させていただきました。最終的に 2021 年度の保険料率に関しては、平均保険料率を前年度と同様の 10%に維持しましたが、加入者の健康づくりや医療費適正化等の不断の取組を進めながら、中長期的にも安定した財政運営、ひいては協会けんぽの持続可能性が確保できるよう努めてまいります。

以上が 2020 年度の事業運営方針と概況です。2020 年度は、3 年間の中期的な行動計画である「保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）」の最終年度であり、単年度の実績のほかに、第 4 期アクションプランにおける取組の実施状況や KPI の実績等の把握・検証を行いました。その結果、21 ある KPI の項目のうち、11 の項目で KPI を概ね達成し、「医療等の質の向上や効率性の向上」、「医療費等の適正化」及び「加入者の健康度を高める」という第 4 期アクションプランの目的・目標の実現に向け、前進することができました。

また、第 4 期アクションプランの検証を踏まえ、次期中期計画である「保険者機能強化アクションプラン（第 5 期）」を策定しました。第 5 期アクションプランの概要（図表 2-2 参照）としては、第 4 期の枠組みを維持しつつ、まず基盤的保険者機能においては、健全な財政運営を行うとともに、現金給付等の迅速かつ適正な審査・支払、不正受給対策等の取組の強化、そしてこれらの取組を実現するために不断の業務改革を推進します。また、戦略的保険者機能においては、事業主や関係団体等とも連携した特定健診・特定保健指導やコラボヘルス等の保健事業の充実・強化や、医薬品の安全性に関する行政及び業界団体等の取組を確認した上でのジェネリック医薬品の使用促進、医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけ等により、加入者の健康度の向上、医療等の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を目指します。協会はこの第 5 期アクションプランに基づき、戦略的保険者機能を一層強化することで、協会の基本理念をこれまで以上に追及していくとともに、引き続き皆様の安心と信頼を得られる業務運営を進めてまいります。

〔(図表 2-1) 保険者機能強化アクションプラン (第 4 期) の全体像〕



〔(図表 2-2) 保険者機能強化アクションプラン (第 5 期) の概要〕

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン (第5期) においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ. 加入者の健康度の向上」、「Ⅱ. 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ. 医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

第3章 加入者数、事業所数、医療費等の動向

(1) 加入者数、事業所数の動向

協会の加入者数や事業所数は、ここ数年大幅に増加してきました¹が、2020（令和2）年度の加入者数は減少に転じました。図表3-1は直近10年間の数値と伸び率を表しています。2020年度末（標準報酬月額は年度平均）の動向については、以下のとおりです。

加入者数は4,031万2千人となり、前年度末に比べ14万8千人（0.4%）減少しました。

このうち、被保険者数は2,488万8千人となり、前年度末に比べ8万3千人（0.3%）増加しています。任意継続被保険者数は例年減少傾向にありましたが、2020年度は25万5千人となり、前年度末に比べ2千人（0.8%）増加しました。なお、2020年度中に新たに被保険者となった方の数は、476万3千人となっています（月別の新規加入者数は図表3-2参照）。被扶養者数は1,542万4千人となり、前年度末に比べ23万2千人（1.5%）の減少となりました。

図表3-4は被保険者数と被扶養者数の伸び（対前年同月）の推移を示したものです。被扶養者数の伸びについては2018（平成30）年10月以降、日本年金機構における被扶養者の認定事務の厳格化等によって減少に転じ、2019（令和元）年度に入ってからには僅かながら増加傾向にありましたが、2020年度は再び減少に転じました。また、被保険者数の伸びは2017（平成29）年度後半から2018年度にかけて急激に鈍化し、2019年4月に大規模健康保険組合が解散したことによって大幅に増加しましたが、再び急激に鈍化しています。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響や2020年4月から地方公務員法及び地方自治体法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）が施行され、業態区分「教育・学習支援業」に属する小学校、中学校等の教育機関、業態区分「公務」に属する行政機関等の臨時的任用職員等²が地方公務員共済組合員となった影響がこの鈍化の原因の一因として考えられます。

なお、被保険者の支部別の人数については、これまで全国的に増加傾向にありましたが、2020年度は、多くの支部で減少に転じています（図表3-5参照）。

被保険者数の規模を考慮した上で業態別に被保険者数の変化を見ると、先に述べた改正の影響があった「教育・学習支援業」、「公務」を除くと「職業紹介・労働者派遣業」、「機械器具製造業」、「その他の運輸業³」、「宿泊業」、「飲食店」の被保険者数が減少した影響が大きいことが分かります（図表3-6参照）。

平均標準報酬月額については290,516円となり、前年度に比べ76円（0.0%）減少し、前年度と比べて減少となったのは2012（平成24）年度以来のことです。標準報酬月額は、4月

¹ 近年の事業所数や加入者数の増加要因は、景気による影響のほか、日本年金機構の未適用事業所に対する適用促進対策による影響があります。なお、被保険者数の増加要因については、2016年度以降は2016年10月から施行されている短時間労働者に対する適用拡大による影響もあります（事業所数、被保険者数、被扶養者数の増加傾向については図表3-3を参照）。

² 臨時的任用職員とは、フルタイムで任用され、常勤職員が行うべき職務に従事する者をいいます。

³ 「その他の運輸業」とは、鉄道業、道路旅客運輸業、水運業、航空運輸業、倉庫業等をいいます。

から6月の給与総額を算定の基礎として9月に改定が行われ増加するのが近年の傾向ですが、2020年度は横ばいで推移しています（図表3-7参照）。

業態別に平均標準報酬月額の変化を見ると、先に述べた改正の影響があった「公務」を除くと「その他の運輸業」、「宿泊業」、「飲食店」の平均標準報酬月額が他の業態区分に比べ大きく減少しています（図表3-8参照）。

適用事業所数は239万9千事業所となり、前年度に比べて7万4千事業所（3.2%）増加しましたが、近年は伸びが鈍化しています。なお、2020年度中に12万5千事業所が新たに協会の適用事業所となり、5万1千事業所が休廃止等によって協会の適用事業所ではなくなりました。

協会と健康保険組合等との間での事業所の異動に関しては、図表3-9に直近10年間の状況を示しています。2019年度は大規模健康保険組合が解散した影響により、健康保険組合等から協会に移った事業所数が協会から健康保険組合等に移った事業所数を大幅に上回りましたが、2020年度は協会から健康保険組合等に移った事業所数が健康保険組合等から協会へ移った事業所数を上回りました⁴。具体的には、643事業所（被保険者数5万2千人、被扶養者数3万人、平均標準報酬月額37万2千円）が協会から健康保険組合等に移りました（前年度に比べ51事業所減少）。反対に、222事業所（被保険者数1万2千人、被扶養者数8千人、平均標準報酬月額29万9千円）が健康保険組合等から協会に移りました（前年度に比べ699事業所減少）。2020年度に健康保険組合等に移った事業所と協会に入ってきた事業所の平均標準報酬月額の水準の差は7万3千円であり、比較的標準報酬月額の水準が高い事業所を中心に健康保険組合等に移っています。

〔図表3-1〕 加入者数、事業所数等の動向

（加入者数などの人数：千人、平均標準報酬月額：円、適用事業所数：千カ所）

| | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 加入者数 | 34,895 (0.1%) | 35,122 (0.7%) | 35,662 (1.5%) | 36,411 (2.1%) | 37,184 (2.1%) | 38,091 (2.4%) | 38,941 (2.2%) | 39,417 (1.2%) | 40,460 (2.6%) | 40,312 (▲0.4%) |
| 被保険者数 | 19,643 (0.3%) | 19,884 (1.2%) | 20,315 (2.2%) | 20,914 (2.9%) | 21,590 (3.2%) | 22,441 (3.9%) | 23,215 (3.4%) | 23,769 (2.4%) | 24,805 (4.4%) | 24,888 (0.3%) |
| うち任意継続 被保険者数 | 354 (▲12.8%) | 338 (▲4.5%) | 321 (▲5.0%) | 300 (▲6.6%) | 287 (▲4.3%) | 273 (▲4.8%) | 262 (▲4.3%) | 259 (▲1.1%) | 253 (▲2.3%) | 255 (0.8%) |
| 被扶養者数 | 15,252 (▲0.1%) | 15,239 (▲0.1%) | 15,346 (0.7%) | 15,497 (1.0%) | 15,594 (0.6%) | 15,649 (0.4%) | 15,726 (0.5%) | 15,648 (▲0.5%) | 15,656 (0.1%) | 15,424 (▲1.5%) |
| 平均標準報酬月額 | 275,307 (▲0.3%) | 275,295 (▲0.0%) | 276,161 (0.3%) | 277,911 (0.6%) | 280,327 (0.9%) | 283,351 (1.1%) | 285,059 (0.6%) | 288,475 (1.2%) | 290,592 (0.7%) | 290,516 (▲0.0%) |
| 適用事業所数 | 1,621 (▲0.1%) | 1,636 (0.9%) | 1,681 (2.7%) | 1,750 (4.1%) | 1,859 (6.2%) | 1,994 (7.3%) | 2,113 (6.0%) | 2,224 (5.3%) | 2,325 (4.5%) | 2,399 (3.2%) |

※1 括弧内は前年度対比の増減率

※2 「加入者数」などの人数及び事業所数は年度末の数値、標準報酬月額は年度平均（前年度3月～当年度2月）の数値

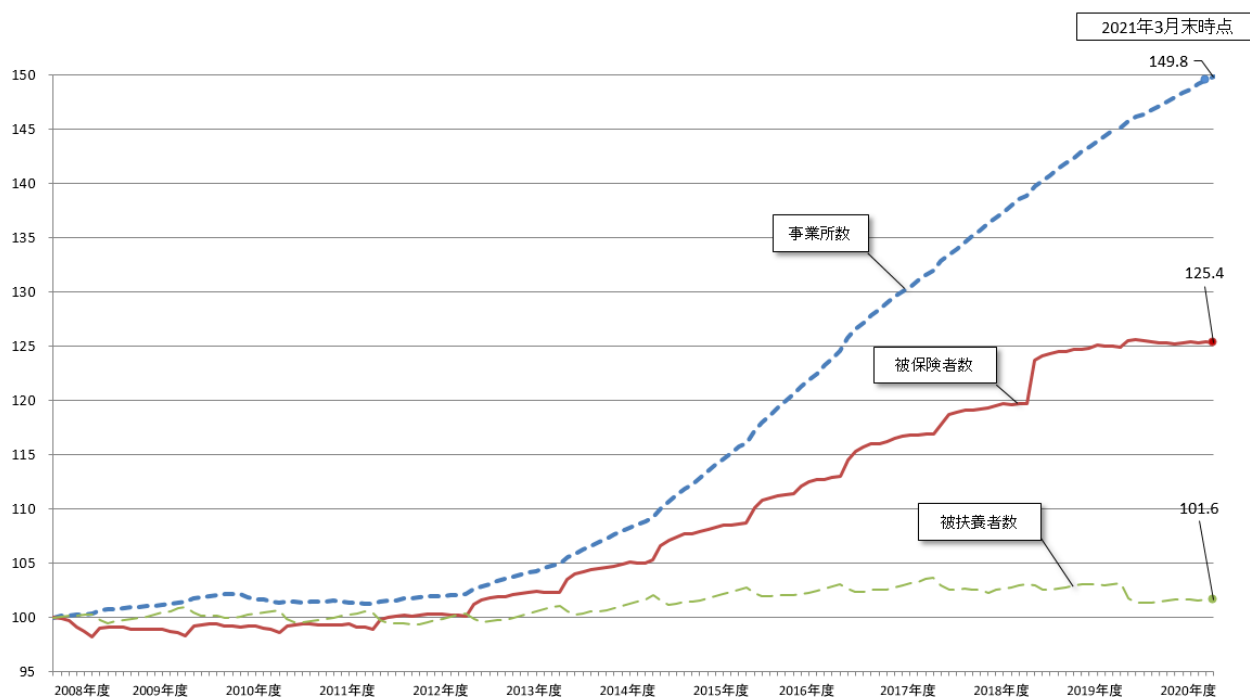
⁴ 2016年度に健康保険組合等に移った加入者数が大幅に増加した要因は、大規模の健康保険組合が設立されたことによる影響があります。

[(図表 3-2) 2020 年度の月別の新規加入者数等の推移]

(単位:万人)

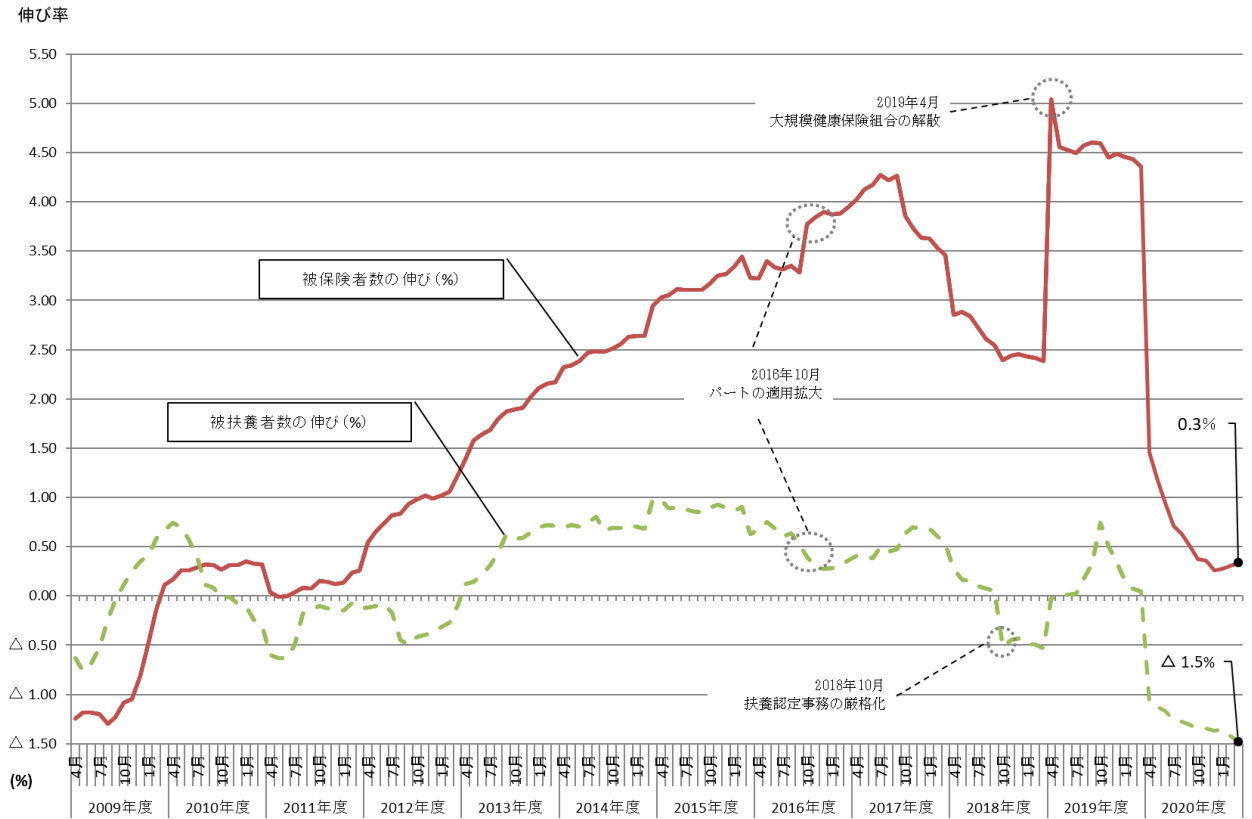
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|--------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| 新規加入者数 | 147.0 | 71.9 | 56.2 | 54.3 | 47.3 | 50.8 | 60.3 | 48.2 | 47.8 | 56.7 | 49.5 | 60.5 | 750.4 |
| 被保険者数 | 108.4 | 42.9 | 33.4 | 33.2 | 28.4 | 31.3 | 37.1 | 29.7 | 29.2 | 34.8 | 30.5 | 37.3 | 476.3 |
| 被扶養者数 | 38.5 | 28.9 | 22.8 | 21.1 | 18.9 | 19.6 | 23.2 | 18.5 | 18.7 | 21.8 | 19.1 | 23.1 | 274.2 |
| 資格喪失者数 | 155.4 | 77.0 | 58.5 | 56.4 | 47.3 | 49.6 | 60.7 | 46.7 | 45.8 | 59.4 | 47.2 | 61.2 | 765.3 |
| 被保険者数 | 96.5 | 41.9 | 34.9 | 35.6 | 30.0 | 31.6 | 38.6 | 28.3 | 26.9 | 36.7 | 28.9 | 38.1 | 467.9 |
| 被扶養者数 | 59.0 | 35.1 | 23.6 | 20.8 | 17.3 | 18.1 | 22.1 | 18.4 | 18.8 | 22.7 | 18.4 | 23.1 | 297.4 |

[(図表 3-3) 事業所数・被保険者数・被扶養者数の推移 (指数)]



※ 2008年10月末における事業所数、被保険者数、被扶養者数をそれぞれ100とし、その後の数値を指数で示しています。

[(図表 3-4) 被保険者数・被扶養者数の増減率(対前年同月)の推移]



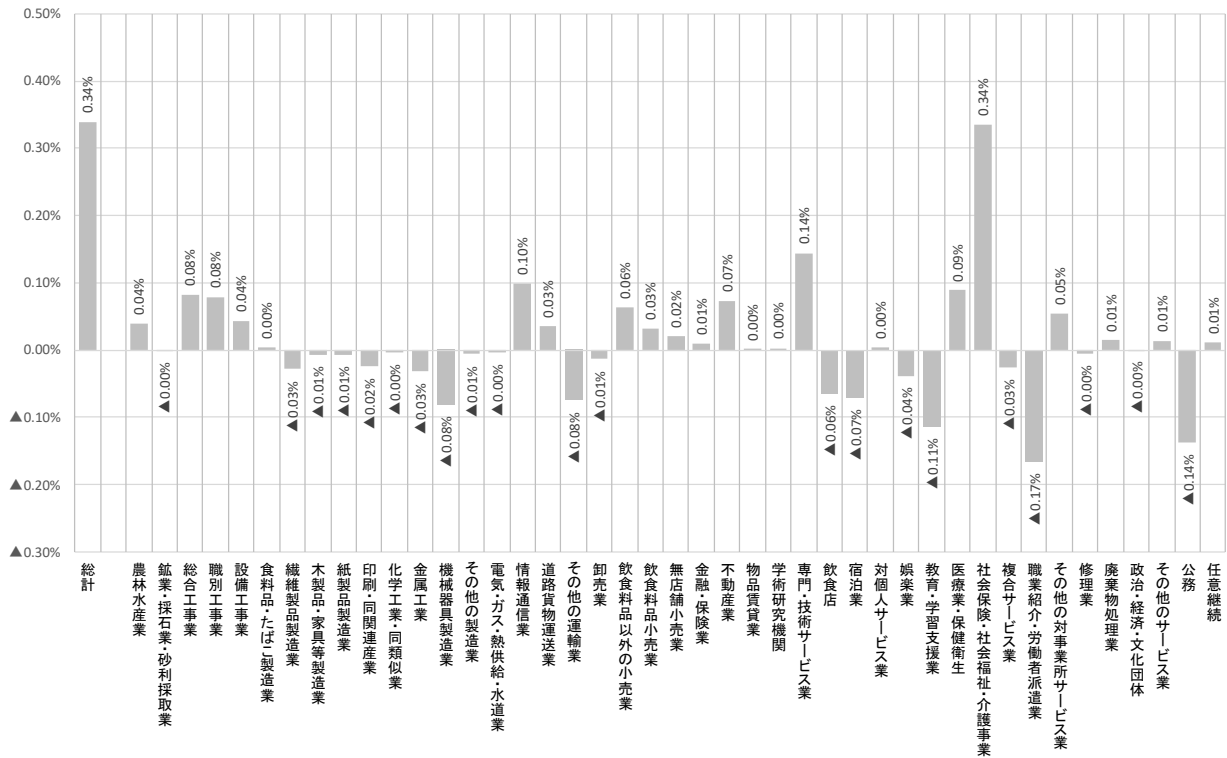
※ 2008年度は後期高齢者医療制度の創設に伴い、加入者数が大きく減少しました。そのため、2009年度以降の推移としています。

〔(図表 3-5) 年度末時点での被保険者数の推移〕

(単位：人)

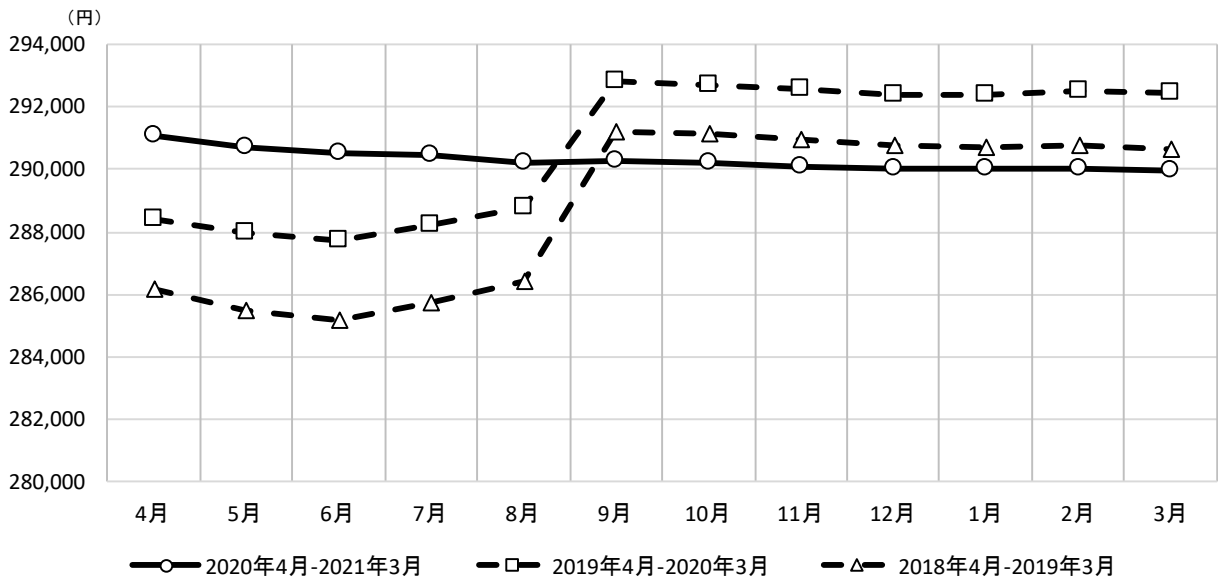
| | 2017年度 | 2018年度 | 前年度対比 (増減率%) | 2019年度 | 前年度対比 (増減率%) | 2020年度 | 前年度対比 (増減率%) |
|-----|------------|------------|-----------------|------------|-----------------|------------|-----------------|
| 北海道 | 1,059,575 | 1,070,913 | 1.07 | 1,085,540 | 1.37 | 1,078,694 | ▲ 0.63 |
| 青森 | 271,511 | 273,822 | 0.85 | 279,155 | 1.95 | 277,018 | ▲ 0.77 |
| 岩手 | 258,498 | 259,947 | 0.56 | 261,870 | 0.74 | 259,806 | ▲ 0.79 |
| 宮城 | 451,629 | 457,697 | 1.34 | 467,232 | 2.08 | 466,655 | ▲ 0.12 |
| 秋田 | 203,497 | 204,576 | 0.53 | 204,577 | 0.00 | 202,711 | ▲ 0.91 |
| 山形 | 247,818 | 249,205 | 0.56 | 251,028 | 0.73 | 249,161 | ▲ 0.74 |
| 福島 | 410,847 | 414,953 | 1.00 | 418,797 | 0.93 | 415,518 | ▲ 0.78 |
| 茨城 | 417,745 | 429,878 | 2.90 | 442,079 | 2.84 | 447,619 | 1.25 |
| 栃木 | 316,821 | 324,561 | 2.44 | 331,756 | 2.22 | 333,669 | 0.58 |
| 群馬 | 362,462 | 373,165 | 2.95 | 382,840 | 2.59 | 383,399 | 0.15 |
| 埼玉 | 788,737 | 821,776 | 4.19 | 865,617 | 5.33 | 877,117 | 1.33 |
| 千葉 | 571,297 | 593,148 | 3.82 | 613,798 | 3.48 | 625,708 | 1.94 |
| 東京 | 2,976,135 | 3,137,067 | 5.41 | 3,683,414 | 17.42 | 3,741,713 | 1.58 |
| 神奈川 | 948,931 | 987,804 | 4.10 | 1,026,794 | 3.95 | 1,041,206 | 1.40 |
| 新潟 | 493,969 | 497,817 | 0.78 | 504,690 | 1.38 | 501,945 | ▲ 0.54 |
| 富山 | 255,112 | 257,985 | 1.13 | 260,479 | 0.97 | 259,084 | ▲ 0.54 |
| 石川 | 272,570 | 276,138 | 1.31 | 279,323 | 1.15 | 278,254 | ▲ 0.38 |
| 福井 | 179,761 | 181,717 | 1.09 | 185,058 | 1.84 | 184,153 | ▲ 0.49 |
| 山梨 | 149,664 | 152,437 | 1.85 | 154,687 | 1.48 | 154,027 | ▲ 0.43 |
| 長野 | 388,608 | 396,590 | 2.05 | 403,663 | 1.78 | 403,726 | 0.02 |
| 岐阜 | 435,802 | 442,920 | 1.63 | 451,281 | 1.89 | 450,651 | ▲ 0.14 |
| 静岡 | 615,910 | 630,275 | 2.33 | 641,716 | 1.82 | 643,812 | 0.33 |
| 愛知 | 1,448,464 | 1,485,206 | 2.54 | 1,525,985 | 2.75 | 1,522,882 | ▲ 0.20 |
| 三重 | 305,309 | 312,277 | 2.28 | 318,979 | 2.15 | 316,106 | ▲ 0.90 |
| 滋賀 | 203,101 | 207,564 | 2.20 | 211,806 | 2.04 | 212,473 | 0.31 |
| 京都 | 514,131 | 521,596 | 1.45 | 531,505 | 1.90 | 531,346 | ▲ 0.03 |
| 大阪 | 1,938,959 | 2,000,411 | 3.17 | 2,076,462 | 3.80 | 2,082,871 | 0.31 |
| 兵庫 | 861,634 | 877,895 | 1.89 | 899,330 | 2.44 | 901,663 | 0.26 |
| 奈良 | 177,646 | 179,055 | 0.79 | 184,691 | 3.15 | 184,923 | 0.13 |
| 和歌山 | 168,548 | 170,953 | 1.43 | 174,189 | 1.89 | 174,831 | 0.37 |
| 鳥取 | 125,115 | 125,921 | 0.64 | 127,875 | 1.55 | 127,563 | ▲ 0.24 |
| 島根 | 152,368 | 152,310 | ▲ 0.04 | 153,890 | 1.04 | 151,932 | ▲ 1.27 |
| 岡山 | 425,079 | 428,733 | 0.86 | 441,396 | 2.95 | 438,220 | ▲ 0.72 |
| 広島 | 635,792 | 644,778 | 1.41 | 660,292 | 2.41 | 663,006 | 0.41 |
| 山口 | 257,317 | 258,195 | 0.34 | 260,051 | 0.72 | 258,221 | ▲ 0.70 |
| 徳島 | 161,692 | 163,805 | 1.31 | 165,942 | 1.30 | 164,089 | ▲ 1.12 |
| 香川 | 229,797 | 233,110 | 1.44 | 238,227 | 2.20 | 237,579 | ▲ 0.27 |
| 愛媛 | 307,604 | 309,516 | 0.62 | 316,400 | 2.22 | 314,578 | ▲ 0.58 |
| 高知 | 155,268 | 156,354 | 0.70 | 156,860 | 0.32 | 155,763 | ▲ 0.70 |
| 福岡 | 1,093,753 | 1,105,492 | 1.07 | 1,132,183 | 2.41 | 1,139,513 | 0.65 |
| 佐賀 | 173,163 | 173,648 | 0.28 | 175,341 | 0.97 | 175,863 | 0.30 |
| 長崎 | 270,736 | 272,676 | 0.72 | 274,958 | 0.84 | 274,097 | ▲ 0.31 |
| 熊本 | 378,248 | 385,700 | 1.97 | 390,605 | 1.27 | 391,060 | 0.12 |
| 大分 | 247,767 | 250,005 | 0.90 | 248,794 | ▲ 0.48 | 248,741 | ▲ 0.02 |
| 宮崎 | 236,828 | 238,235 | 0.59 | 245,187 | 2.92 | 245,402 | 0.09 |
| 鹿児島 | 354,503 | 357,187 | 0.76 | 364,502 | 2.05 | 365,079 | 0.16 |
| 沖縄 | 315,292 | 323,516 | 2.61 | 333,955 | 3.23 | 334,771 | 0.24 |
| 全国 | 23,215,013 | 23,768,529 | 2.38 | 24,804,799 | 4.36 | 24,888,218 | 0.34 |

〔(図表 3-6) 被保険者数の対前年同月比 (2021年3月末) の業態別寄与〕



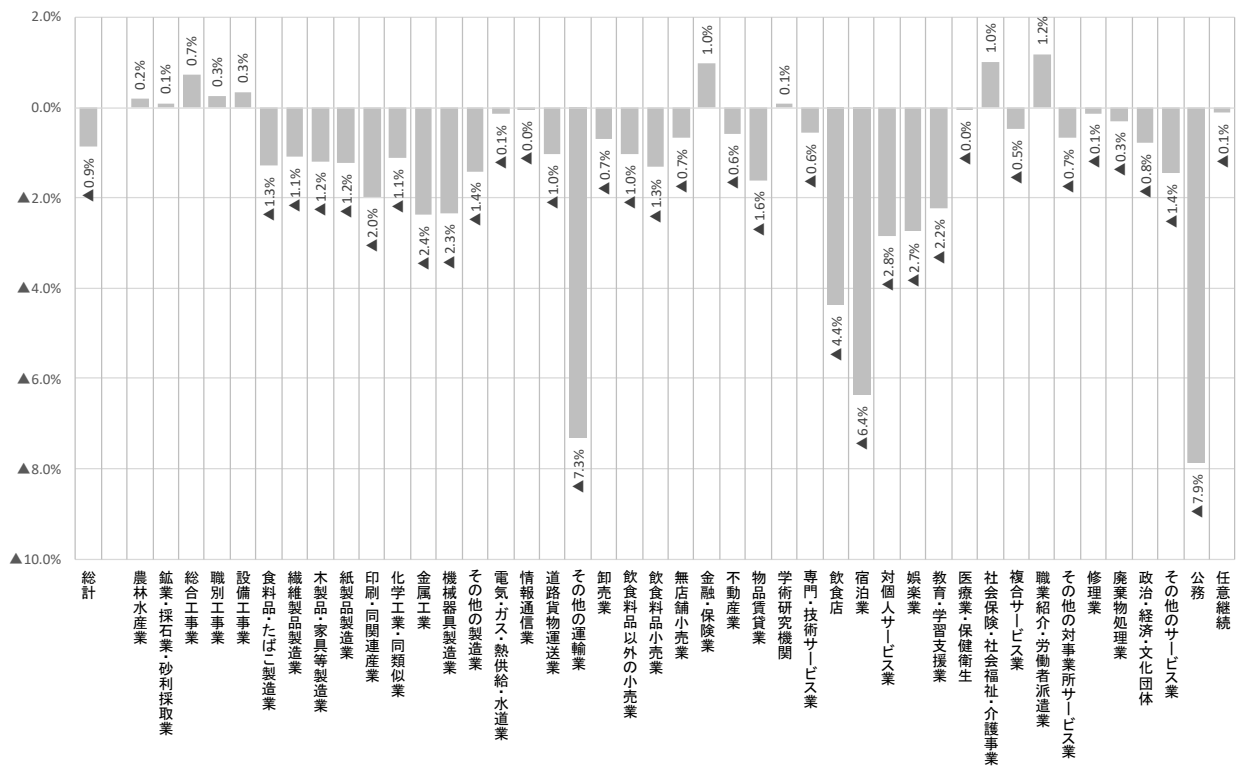
※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者数について集計したものです。

〔(図表 3-7) 平均標準報酬月額推移〕



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者の標準報酬月額について集計したものです。

〔(図表 3-8) 業態別平均標準報酬月額の前年同月比 (2021 年 3 月末)〕



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者を除く協会けんぽの被保険者の標準報酬月額について集計したものです。

〔(図表 3-9) 協会と健康保険組合等との間での事業所の異動について〕

| | | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|--------|--------|--------|--------|
| 協会から健康保険組合等への異動 | 事業所数 | 1,409事業所 | 1,312事業所 | 988事業所 | 915事業所 | 855事業所 | 1,123事業所 | 713事業所 | 655事業所 | 694事業所 | 643事業所 |
| | 被保険者数 | 84千人 | 67千人 | 73千人 | 47千人 | 53千人 | 140千人 | 36千人 | 51千人 | 42千人 | 52千人 |
| | 被扶養者数 | 62千人 | 46千人 | 52千人 | 32千人 | 34千人 | 85千人 | 24千人 | 36千人 | 28千人 | 30千人 |
| | 平均標準報酬月額 | 334千円 | 332千円 | 328千円 | 342千円 | 343千円 | 382千円 | 370千円 | 355千円 | 397千円 | 372千円 |
| 健康保険組合等から協会への異動 | 事業所数 | 886事業所 | 598事業所 | 1,164事業所 | 2,078事業所 | 531事業所 | 774事業所 | 218事業所 | 244事業所 | 921事業所 | 222事業所 |
| | 被保険者数 | 11千人 | 49千人 | 42千人 | 72千人 | 32千人 | 36千人 | 27千人 | 24千人 | 536千人 | 12千人 |
| | 被扶養者数 | 9千人 | 31千人 | 34千人 | 62千人 | 27千人 | 25千人 | 20千人 | 16千人 | 130千人 | 8千人 |
| | 平均標準報酬月額 | 283千円 | 262千円 | 288千円 | 304千円 | 296千円 | 287千円 | 293千円 | 288千円 | 250千円 | 299千円 |

(2) 医療費の動向

2020（令和2）年度の医療費総額（医療給付費と自己負担額の合計額）は、7兆2,644億円となり、前年度と比べ3.0%の減少となっています（図表3-10参照）。

このうち、医療給付費は5兆7,034億円で前年度に比べ2.6%の減少（現物給付費は5兆5,864億円で前年度に比べ2.6%の減少、現金給付費は1,170億円で前年度に比べ0.2%の減少）、その他の現金給付費は5,016億円で前年度に比べ5.7%の増加となっており、保険給付費（医療給付費とその他の現金給付費の合計額）が6兆2,050億円で前年度に比べ1.9%の減少となっています。

〔図表3-10〕 医療費の動向

| | (単位:億円) | | | | | | | | | | | |
|-------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------|
| | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
| 医療費総額 | 52,838 (1.8%) | 54,515 (3.2%) | 55,615 (2.0%) | 56,476 (1.5%) | 58,078 (2.8%) | 60,230 (3.7%) | 64,145 (6.5%) | 65,675 (2.4%) | 68,967 (5.0%) | 71,050 (3.0%) | 74,853 (5.4%) | 72,644 (▲3.0%) |
| 医療給付費 ※2 ① | 40,494 (2.2%) | 41,963 (3.6%) | 42,914 (2.3%) | 43,714 (1.9%) | 44,915 (2.7%) | 46,665 (3.9%) | 49,978 (7.1%) | 51,187 (2.4%) | 53,773 (5.1%) | 55,420 (3.1%) | 58,533 (5.6%) | 57,034 (▲2.6%) |
| 現物給付費 | 39,166 (2.2%) | 40,675 (3.9%) | 41,645 (2.4%) | 42,541 (2.2%) | 43,820 (3.0%) | 45,551 (3.9%) | 48,867 (7.3%) | 50,022 (2.4%) | 52,601 (5.2%) | 54,267 (3.2%) | 57,360 (5.7%) | 55,864 (▲2.6%) |
| 現金給付費 ※3 | 1,327 (2.6%) | 1,288 (▲3.0%) | 1,269 (▲1.4%) | 1,173 (▲7.6%) | 1,095 (▲6.7%) | 1,114 (1.8%) | 1,110 (▲0.3%) | 1,165 (4.9%) | 1,172 (0.6%) | 1,153 (▲1.7%) | 1,172 (1.7%) | 1,170 (▲0.2%) |
| その他の現金給付費 ※4 ② | 3,710 (4.2%) | 3,884 (4.7%) | 3,831 (▲1.4%) | 3,773 (▲1.5%) | 3,832 (1.6%) | 3,915 (2.2%) | 3,896 (▲0.5%) | 4,134 (6.1%) | 4,314 (4.4%) | 4,455 (3.3%) | 4,746 (6.5%) | 5,016 (5.7%) |
| 保険給付費 ※5 (①+②) | 44,204 (2.4%) | 45,847 (3.7%) | 46,745 (2.0%) | 47,487 (1.6%) | 48,747 (2.7%) | 50,580 (3.8%) | 53,874 (6.5%) | 55,321 (2.7%) | 58,087 (5.0%) | 59,875 (3.1%) | 63,278 (5.7%) | 62,050 (▲1.9%) |

※1 括弧内は対前年度対比の増減率となります。

※2 「医療給付費」は、「医療費総額（医療費の10割相当）」から一部負担金（自己負担額）を差し引いた額となります。

※3 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付となります。

※4 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、埋葬料（費）、出産育児一時金、出産手当金の合計となります。

※5 2020年度保険給付費の実績である6兆2,050億円は、2020年度に発生した給付費（現物給付費は診療日が、現金給付費の場合は支給決定日が2020年度中のもの）であるのに対し、62ページの図表4-35の合算ベースにおける2020年度決算額6兆1,870億円は、2020年度に支払った給付費のほか、診療報酬の審査支払に要する費用を含んでいます。

また、加入者1人当たりで見ると、医療費総額は180,291円となり、前年度と比べ2.8%の減少となっています（図表3-11参照）。

このうち、医療給付費は141,549円で、前年度に比べ2.4%の減少（現物給付費は138,646円で前年度に比べ2.5%の減少、現金給付費は2,903円で前年度に比べ0.1%の減少）、その他の現金給付費は、12,449円で前年度に比べ5.8%の増加となっており、保険給付費は153,998円と前年度に比べ1.8%の減少となっています。

加入者1人当たりの医療費総額について、協会けんぽが保有するレセプトデータを用いて年齢階級別に要因分解を行ったところ、全国的に「年齢階級（0-9）」の若年層での減少が大きく寄与していることが分かります（図表3-12参照）。

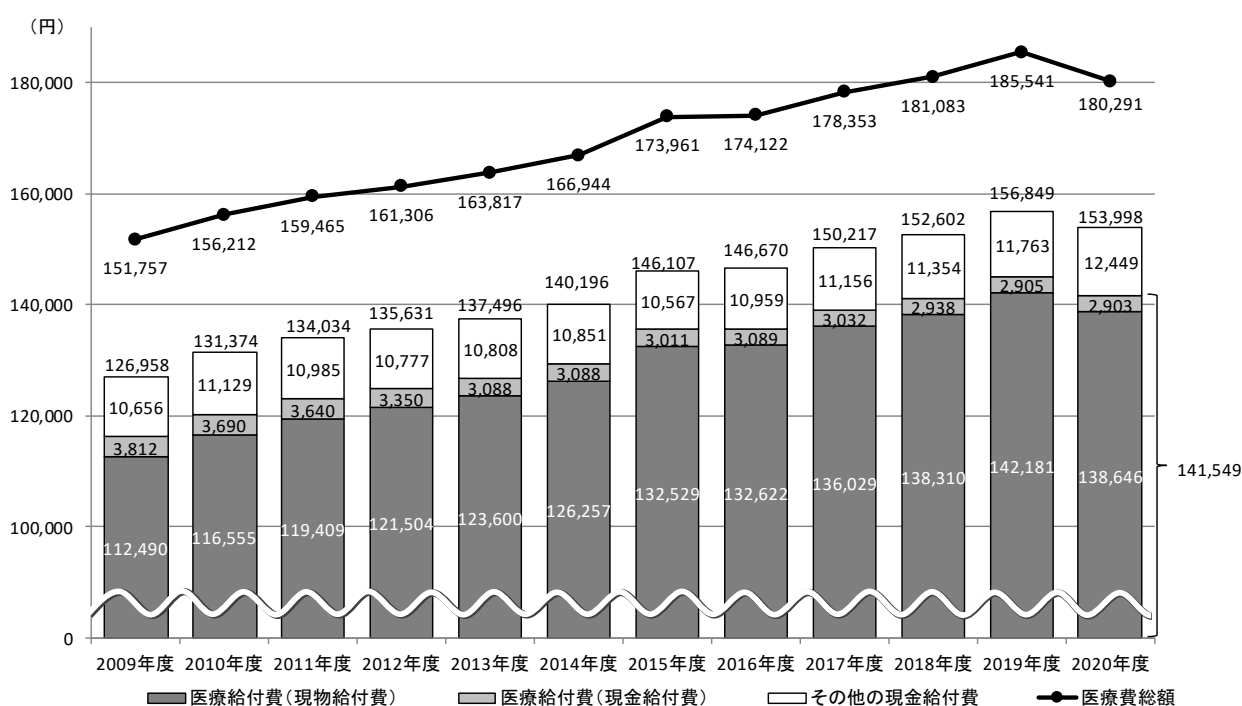
また、加入者の入院外の受診率について年齢階級別に要因分解を行っても、全国的に「年齢階級（0-9）」の若年層での減少が大きく寄与していることが分かります（図表3-13参照）。入院外の受診率の減少の特徴として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大都市圏やクラスターが発生した地域等で大きく減少している傾向にあり、また、減少が比較的小さい都道府県では、新型コロナウイルス感染症の感染者数が少ない傾向にあります。この結果

から、加入者1人当たりの医療費総額の減少の要因の1つとして、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により加入者が医療機関への受診を控えたことによる影響が考えられます。

次に、協会けんぽが保有するレセプトデータを用いて疾病分類別に要因分解を行ったところ、「呼吸器系の疾患」の疾病での減少が大きく寄与しています。これは、先に見たとおり「年齢階級(0-9)」の若年層の1人当たり医療費総額が減少しており、「年齢階級(0-9)」の若年層に係る医療費の多くが「呼吸器系の疾患」の疾病によるものであることが要因の1つと考えられます(図表3-14参照)。また、「呼吸器系の疾患」の疾病での減少が大きく寄与している要因については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により加入者が医療機関への受診を控えたことによる影響のほか、マスクの着用や手洗い・うがい等の感染症対策の結果として「呼吸器系の疾患」の疾病に罹患しにくくなったことやインフルエンザの流行がほとんどなかったこと等が考えられます。

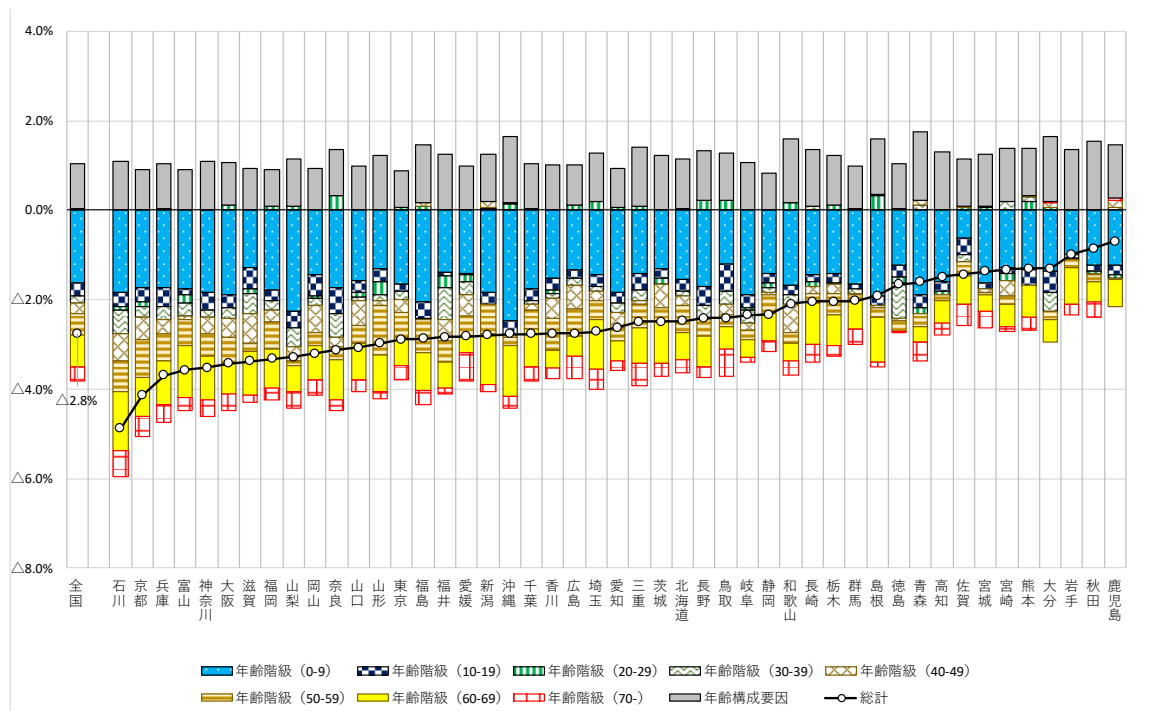
なお、社会保険診療報酬支払基金が公表している統計から診療科別の医療費の動向を見ても、「小児科」や「耳鼻いんこう科」の医療費が対前年同期比で他の診療科に比べ大きく減少しており、他の被用者保険の保険者でも同様の傾向があるものと考えられます。

〔図表3-11〕 加入者1人当たりの医療費の推移



※ 図表3-10の当該年度の医療費等に対して、当該年度の加入者数の平均で除して算出しています。

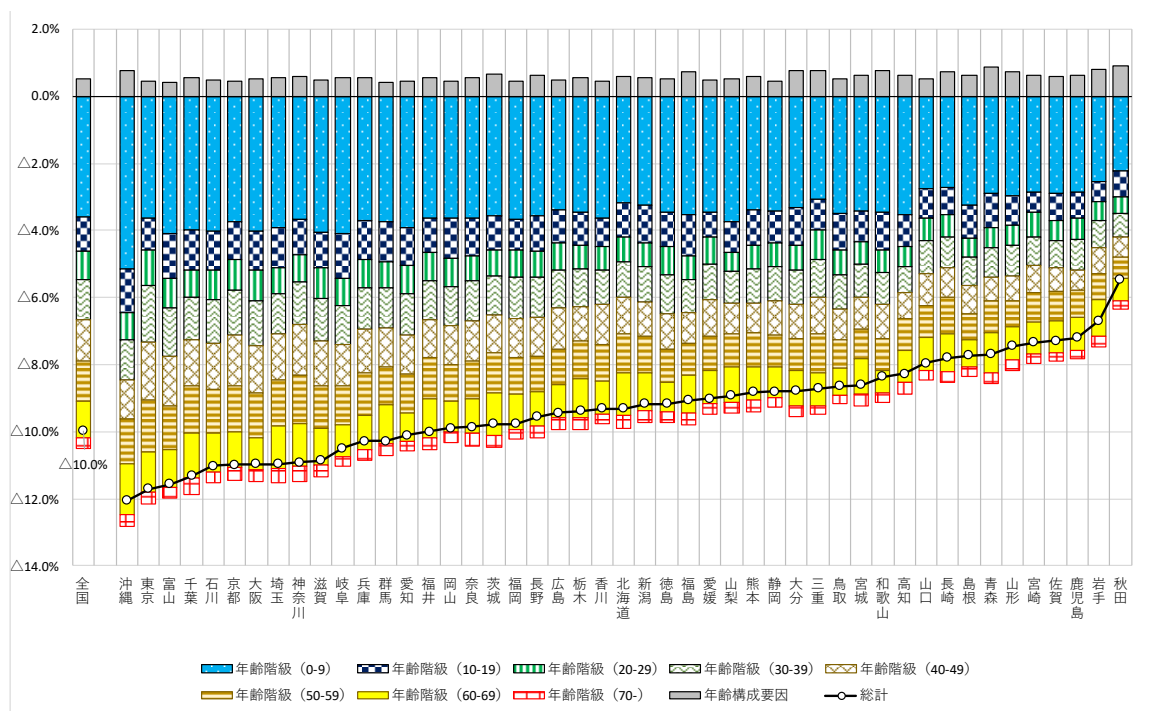
〔(図表 3-12) 1人当たり医療費総額の減少(年齢階級別要因分解)〕



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※ 1人当たり医療費は、「年齢別1人当たり医療費」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けます。年齢構成要因とは、この年齢構成が変化したことによる影響を示したものです。

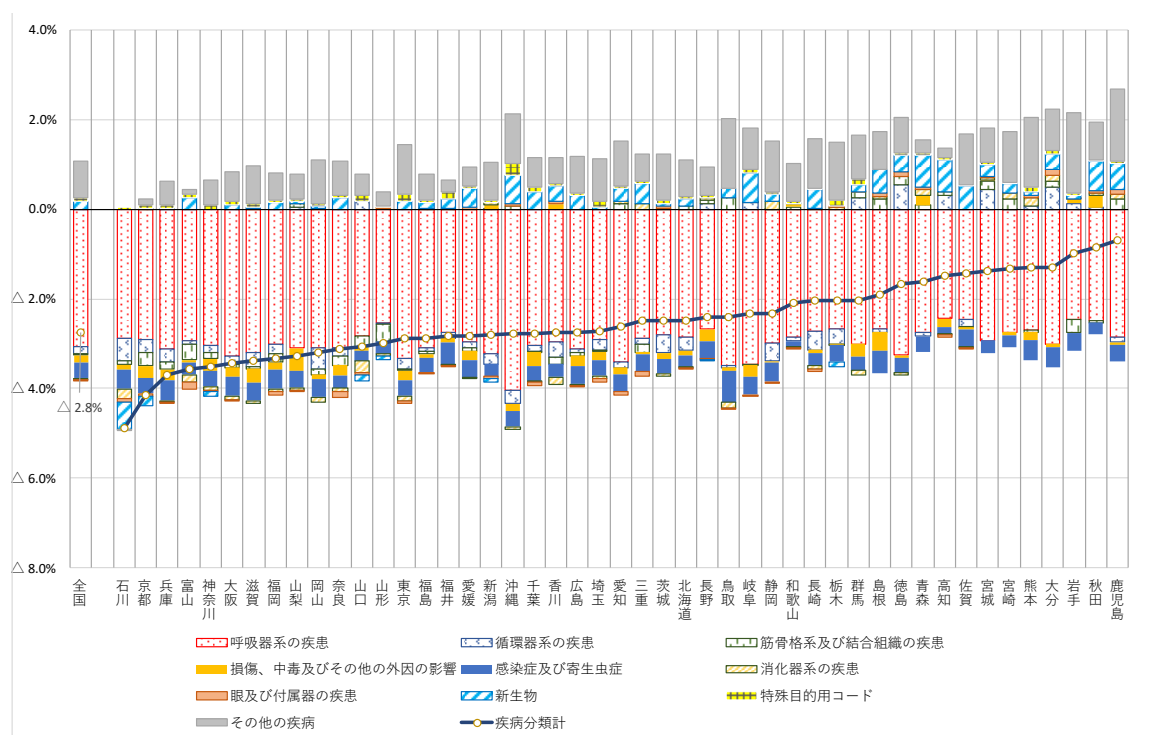
〔(図表 3-13) 入院外を受診率の減少(年齢階級別要因分解)〕



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

※ 受診率も1人当たり医療費と同様に、「年齢別受診率」が変化しなくても、加入者の異動や高齢化等といった「年齢構成」が変化することでも影響を受けるため、年齢構成が変化したことによる影響を年齢構成要因として示しています。

〔(図表 3-14) 1人あたり医療費総額の減少(疾病分類別)〕



※ 健康保険法第3条第2項の日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く協会けんぽのレセプトについて集計したものです。これは、社会保険診療報酬支払基金の一次審査分のみを計上しており、再審査分は含まれていません。

(3) 現金給付の動向

2020(令和2)年度における現金給付の支給総額は6,186億円となり、前年度と比べ4.5%の増加となっています(前述の現金給付費とその他の現金給付費を合計したもの)。

傷病手当金については、2020年度は140万2千件、2,612億円の支給実績となっており、前年度からは309億円の増加となりました。

出産手当金については、2020年度は19万7千件、845億円の支給実績となっており、前年度からは48億円の増加となりました。

出産育児一時金については、2020年度は36万7千件、1,540億円の支給実績となっており、前年度からは86億円の減少となりました。

高額療養費(償還払い)については、2020年度は95万6千件、366億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ9万7千件の増加、21億円の増加となりました。なお、現物給付による高額療養費⁵については、2020年度は372万4千件、5,112億円の給付実績となっており、前年度からはそれぞれ6千件の増加、97億円の増加となりました。

⁵ 70歳未満の方の高額療養費については、入院は2007年4月から、また外来については2012年4月からは限度額適用認定証による現物給付化が図られています(70歳以上の方については入院・外来ともに2007年4月から現物給付化されています)。

療養費のうち、柔道整復療養費については、2020年度は1,416万3千件、625億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ109万3千件の減少、30億円の減少となりました。

その他の療養費については、2020年度は112万5千件、178億円の支給実績となっており、前年度からはそれぞれ5万1千件の増加、6億円の増加となりました。

〔図表 3-15〕 現金給付等の推移

| | | (件数:件、金額:億円、1件当たり金額:円) | | | | | | | | | | |
|---------|-----------------|------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------|
| | | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | |
| 傷病手当金 | 件数 | 909,917 (▲1.6%) | 898,616 (▲1.2%) | 906,834 (0.9%) | 929,561 (2.5%) | 941,187 (1.3%) | 1,073,040 (-)※5 | 1,077,381 (0.4%) | 1,162,789 (7.9%) | 1,248,963 (7.4%) | 1,402,266 (12.3%) | |
| | 金額 | 1,621 (▲2.3%) | 1,579 (▲2.6%) | 1,589 (0.6%) | 1,646 (3.6%) | 1,695 (2.9%) | 1,825 (7.7%) | 1,935 (6.0%) | 2,100 (8.5%) | 2,303 (9.7%) | 2,612 (13.4%) | |
| | 1件当たり金額 | 178,165 (▲0.7%) | 175,670 (▲1.4%) | 175,179 (▲0.3%) | 177,114 (1.1%) | 180,058 (1.7%) | 170,116 (-)※5 | 179,597 (5.6%) | 180,605 (0.6%) | 184,415 (2.1%) | 186,238 (1.0%) | |
| 出産手当金 | 件数 | 121,746 (5.3%) | 125,566 (3.1%) | 134,461 (7.1%) | 142,315 (5.8%) | 155,164 (9.0%) | 195,914 (-)※5 | 167,634 (▲14.4%) | 175,641 (4.8%) | 189,136 (7.7%) | 197,286 (4.3%) | |
| | 金額 | 489 (5.0%) | 506 (3.5%) | 543 (7.3%) | 581 (7.0%) | 636 (9.6%) | 665 (4.6%) | 685 (2.9%) | 725 (5.9%) | 797 (9.9%) | 845 (6.0%) | |
| 出産育児一時金 | 件数 | 405,416 (▲2.2%) | 397,867 (▲1.9%) | 400,842 (0.7%) | 397,719 (▲0.8%) | 368,385 (-)※4 | 386,756 (5.0%) | 399,008 (3.2%) | 383,469 (▲3.9%) | 387,484 (1.0%) | 366,949 (▲5.3%) | |
| | 金額 | 1,700 (▲2.1%) | 1,668 (▲1.9%) | 1,681 (0.8%) | 1,668 (▲0.8%) | 1,546 (-)※4 | 1,624 (5.0%) | 1,675 (3.2%) | 1,610 (▲3.9%) | 1,626 (1.0%) | 1,540 (▲5.3%) | |
| 高額療養費 | 現物給付分 | 件数 | 2,208,779 (3.6%) | 2,465,150 (11.2%) | 2,639,110 (6.7%) | 2,825,781 (6.9%) | 3,145,903 (16.7%) | 3,262,116 (4.7%) | 3,423,431 (6.2%) | 3,504,348 (5.3%) | 3,717,933 (8.2%) | 3,724,131 (1.9%) |
| | | 金額 | 2,675 (3.6%) | 2,973 (11.2%) | 3,172 (6.7%) | 3,390 (6.9%) | 3,957 (16.7%) | 4,145 (4.7%) | 4,403 (6.2%) | 4,634 (5.3%) | 5,015 (8.2%) | 5,112 (1.9%) |
| | | 1件当たり金額 | 121,114 (0.5%) | 120,619 (▲0.4%) | 120,195 (▲0.4%) | 119,978 (▲0.2%) | 125,789 (4.8%) | 127,051 (1.0%) | 128,601 (1.2%) | 132,228 (2.8%) | 134,879 (2.0%) | 137,278 (1.8%) |
| | 現金給付分 (償還払い) | 件数 | 744,896 (▲3.7%) | 674,103 (▲9.5%) | 596,590 (▲11.5%) | 606,750 (1.7%) | 584,048 (▲3.7%) | 728,919 (24.8%) | 796,065 (9.2%) | 808,170 (1.5%) | 858,811 (6.3%) | 955,757 (11.3%) |
| | | 金額 | 510 (▲5.0%) | 423 (▲17.1%) | 349 (▲17.4%) | 342 (▲2.0%) | 320 (▲6.5%) | 344 (7.7%) | 346 (0.5%) | 331 (▲4.3%) | 345 (4.0%) | 366 (6.3%) |
| | | 1件当たり金額 | 68,469 (▲1.4%) | 62,702 (▲8.4%) | 58,489 (▲6.7%) | 56,335 (▲3.7%) | 54,736 (▲2.8%) | 47,217 (▲13.7%) | 43,460 (▲8.0%) | 40,979 (▲5.7%) | 40,121 (▲2.1%) | 38,313 (▲4.5%) |
| | 計 | 件数 | 2,953,675 (1.3%) | 3,139,253 (6.3%) | 3,235,700 (3.1%) | 3,432,531 (6.1%) | 3,729,951 (8.7%) | 3,991,035 (7.0%) | 4,219,496 (5.7%) | 4,312,518 (2.2%) | 4,576,744 (6.1%) | 4,679,888 (2.3%) |
| | | 金額 | 3,185 (2.2%) | 3,396 (6.6%) | 3,521 (3.7%) | 3,732 (6.0%) | 4,277 (14.6%) | 4,489 (5.0%) | 4,749 (5.8%) | 4,965 (4.6%) | 5,359 (7.9%) | 5,479 (2.2%) |
| | | 1件当たり金額 | 107,838 (0.8%) | 108,182 (0.3%) | 108,817 (0.6%) | 108,728 (▲0.1%) | 114,664 (5.5%) | 112,470 (▲1.9%) | 112,538 (0.1%) | 115,128 (2.3%) | 117,098 (1.7%) | 117,067 (▲0.0%) |
| 柔道整復療養費 | 件数 | 13,651,151 (3.8%) | 13,981,142 (2.4%) | 14,153,096 (1.2%) | 14,481,056 (2.3%) | 14,973,069 (3.4%) | 15,208,110 (1.6%) | 15,316,354 (0.7%) | 15,280,619 (▲0.2%) | 15,255,263 (▲0.2%) | 14,162,514 (▲7.2%) | |
| | 金額 | 647 (0.6%) | 639 (▲1.2%) | 632 (▲1.1%) | 649 (2.7%) | 670 (3.2%) | 674 (0.7%) | 670 (▲0.7%) | 662 (▲1.1%) | 655 (▲1.0%) | 625 (▲4.6%) | |
| | 1件当たり金額 | 4,737 (▲3.1%) | 4,570 (▲3.5%) | 4,466 (▲2.3%) | 4,484 (0.4%) | 4,474 (▲0.2%) | 4,434 (▲0.9%) | 4,371 (▲1.4%) | 4,334 (▲0.9%) | 4,296 (▲0.9%) | 4,413 (2.7%) | |
| その他の療養費 | 件数 | 807,815 (4.0%) | 792,942 (▲1.8%) | 798,930 (0.8%) | 867,681 (8.6%) | 850,554 (▲2.0%) | 960,082 (12.9%) | 1,010,394 (5.2%) | 990,623 (▲2.0%) | 1,074,157 (8.4%) | 1,124,842 (4.7%) | |
| | 金額 | 113 (4.4%) | 111 (▲1.0%) | 114 (2.1%) | 123 (8.1%) | 121 (▲1.8%) | 146 (21.3%) | 157 (7.0%) | 159 (1.4%) | 172 (8.2%) | 178 (3.8%) | |
| | 1件当たり金額 | 13,927 (0.3%) | 14,048 (0.9%) | 14,235 (1.3%) | 14,171 (▲0.4%) | 14,194 (0.2%) | 15,248 (7.4%) | 15,498 (1.6%) | 16,033 (3.4%) | 15,996 (▲0.2%) | 15,852 (▲0.9%) | |

※1 括弧内は対前年度対比の増減率となります。

※2 上記のほか、現金給付として埋葬料の支給を行っており、2020年度の支給件数は4万件、支給額は20億円となります。

※3 件数は人数とは異なります。例えば高額療養費を1人で2ヵ月受給した場合は2件となります。

※4 2015年度以降の出産育児一時金の件数・金額については、業務・システムの刷新に伴い統計調査の集計方法が変更されたことにより、2014年度以前との単純比較はできません。

※5 2016年4月施行の傷病手当金及び出産手当金の算定方法の見直しに伴い、2016年4月1日をまたぐ期間の請求を、統計上新制度分と旧制度分に分けて計上していることにより、2016年度は件数が大幅に増加しています。そのため、2015年度以前との単純比較はできません。

〔図表 3-16〕 現金給付の各支部における支給状況①〕

| 支部別 | 高額療養費(現物給付分を除く) | | | | | 傷病手当金 | | | | |
|------|-----------------|---------|------------|----------|-------|-----------|---------|------------|-----------|--------|
| | 総数 | | | 加入者1人当たり | | 総数 | | | 被保険者1人当たり | |
| | 件数(件) | 金額(百万円) | 1件当たり金額(円) | 件数(件) | 金額(円) | 件数(件) | 金額(百万円) | 1件当たり金額(円) | 件数(件) | 金額(円) |
| 北海道 | 46,136 | 1,354 | 29,346 | 0.026 | 767 | 60,746 | 10,095 | 166,181 | 0.056 | 9,358 |
| 青森 | 11,281 | 280 | 24,821 | 0.026 | 636 | 15,692 | 2,461 | 156,803 | 0.057 | 8,882 |
| 岩手 | 11,859 | 350 | 29,527 | 0.029 | 861 | 13,274 | 2,095 | 157,807 | 0.051 | 8,063 |
| 宮城 | 21,894 | 596 | 27,210 | 0.029 | 798 | 25,608 | 4,278 | 167,048 | 0.055 | 9,167 |
| 秋田 | 6,899 | 152 | 21,982 | 0.022 | 474 | 13,108 | 1,824 | 139,135 | 0.065 | 8,997 |
| 山形 | 13,281 | 491 | 36,999 | 0.034 | 1,256 | 12,929 | 2,114 | 163,471 | 0.052 | 8,483 |
| 福島 | 16,409 | 458 | 27,915 | 0.025 | 690 | 21,190 | 3,717 | 175,409 | 0.051 | 8,945 |
| 茨城 | 15,405 | 543 | 35,226 | 0.021 | 751 | 27,369 | 5,141 | 187,835 | 0.061 | 11,486 |
| 栃木 | 10,521 | 368 | 34,938 | 0.019 | 680 | 18,371 | 3,320 | 180,703 | 0.055 | 9,949 |
| 群馬 | 16,508 | 456 | 27,616 | 0.026 | 720 | 21,159 | 3,810 | 180,049 | 0.055 | 9,937 |
| 埼玉 | 34,717 | 1,388 | 39,968 | 0.024 | 970 | 47,341 | 9,474 | 200,113 | 0.054 | 10,810 |
| 千葉 | 13,309 | 627 | 47,128 | 0.013 | 621 | 35,688 | 7,223 | 202,397 | 0.057 | 11,551 |
| 東京都 | 114,260 | 5,543 | 48,509 | 0.021 | 995 | 206,637 | 42,593 | 206,126 | 0.055 | 11,395 |
| 神奈川県 | 33,558 | 1,623 | 48,353 | 0.020 | 971 | 57,325 | 11,871 | 207,078 | 0.055 | 11,415 |
| 新潟 | 13,453 | 338 | 25,104 | 0.017 | 418 | 28,541 | 4,877 | 170,878 | 0.057 | 9,716 |
| 富山 | 8,372 | 262 | 31,279 | 0.020 | 641 | 10,842 | 2,011 | 185,498 | 0.042 | 7,763 |
| 石川 | 10,931 | 313 | 28,595 | 0.025 | 706 | 13,048 | 2,501 | 191,668 | 0.047 | 8,988 |
| 福井 | 8,966 | 229 | 25,517 | 0.031 | 780 | 9,671 | 1,778 | 183,855 | 0.053 | 9,655 |
| 山梨 | 7,184 | 205 | 28,483 | 0.028 | 811 | 8,069 | 1,467 | 181,772 | 0.052 | 9,523 |
| 長野 | 18,180 | 457 | 25,122 | 0.028 | 696 | 21,903 | 3,845 | 175,530 | 0.054 | 9,523 |
| 岐阜 | 24,963 | 1,168 | 46,779 | 0.033 | 1,544 | 24,207 | 4,377 | 180,802 | 0.054 | 9,712 |
| 静岡 | 31,666 | 1,255 | 39,625 | 0.031 | 1,213 | 35,711 | 6,321 | 176,995 | 0.055 | 9,818 |
| 愛知 | 67,811 | 4,162 | 61,376 | 0.027 | 1,661 | 87,552 | 17,043 | 194,665 | 0.057 | 11,192 |
| 三重 | 12,241 | 376 | 30,741 | 0.024 | 732 | 18,522 | 3,447 | 186,120 | 0.059 | 10,906 |
| 滋賀 | 8,959 | 415 | 46,370 | 0.025 | 1,164 | 12,218 | 2,202 | 180,208 | 0.058 | 10,373 |
| 京都 | 21,876 | 729 | 33,333 | 0.025 | 823 | 29,119 | 5,812 | 199,585 | 0.055 | 10,946 |
| 大阪 | 61,193 | 2,647 | 43,260 | 0.018 | 757 | 118,633 | 24,109 | 203,222 | 0.057 | 11,583 |
| 兵庫 | 29,710 | 1,196 | 40,258 | 0.020 | 790 | 49,506 | 9,718 | 196,292 | 0.055 | 10,782 |
| 奈良 | 8,306 | 294 | 35,436 | 0.026 | 909 | 10,100 | 1,966 | 194,680 | 0.055 | 10,641 |
| 和歌山 | 7,636 | 249 | 32,655 | 0.026 | 840 | 10,039 | 1,800 | 179,283 | 0.057 | 10,295 |
| 鳥取 | 4,823 | 117 | 24,211 | 0.024 | 571 | 7,829 | 1,188 | 151,775 | 0.061 | 9,315 |
| 島根 | 9,602 | 354 | 36,872 | 0.039 | 1,456 | 8,656 | 1,410 | 162,867 | 0.057 | 9,280 |
| 岡山 | 18,857 | 621 | 32,937 | 0.026 | 865 | 24,360 | 4,441 | 182,320 | 0.056 | 10,135 |
| 広島 | 18,562 | 645 | 34,775 | 0.017 | 590 | 35,896 | 6,712 | 186,992 | 0.054 | 10,127 |
| 山口 | 13,570 | 520 | 38,349 | 0.032 | 1,233 | 13,020 | 2,283 | 175,356 | 0.050 | 8,842 |
| 徳島 | 8,184 | 211 | 25,787 | 0.031 | 794 | 8,668 | 1,662 | 191,791 | 0.053 | 10,134 |
| 香川 | 10,878 | 293 | 26,975 | 0.028 | 754 | 12,018 | 2,225 | 185,128 | 0.051 | 9,365 |
| 愛媛 | 16,855 | 804 | 47,728 | 0.032 | 1,532 | 18,152 | 3,153 | 173,679 | 0.058 | 10,022 |
| 高知 | 10,491 | 444 | 42,281 | 0.042 | 1,781 | 9,335 | 1,523 | 163,170 | 0.060 | 9,789 |
| 福岡 | 42,431 | 1,529 | 36,024 | 0.022 | 801 | 73,297 | 12,790 | 174,499 | 0.064 | 11,234 |
| 佐賀 | 9,135 | 241 | 26,361 | 0.031 | 819 | 10,654 | 1,715 | 160,981 | 0.061 | 9,753 |
| 長崎 | 12,123 | 327 | 27,001 | 0.027 | 718 | 17,448 | 2,903 | 166,359 | 0.064 | 10,597 |
| 熊本 | 19,070 | 539 | 28,272 | 0.030 | 840 | 22,402 | 3,717 | 165,941 | 0.057 | 9,506 |
| 大分 | 14,034 | 341 | 24,331 | 0.034 | 828 | 13,683 | 2,248 | 164,321 | 0.055 | 9,039 |
| 宮崎 | 9,036 | 222 | 24,538 | 0.022 | 546 | 16,010 | 2,427 | 151,582 | 0.065 | 9,889 |
| 鹿児島 | 17,646 | 526 | 29,783 | 0.028 | 848 | 22,713 | 3,724 | 163,946 | 0.062 | 10,203 |
| 沖縄 | 12,976 | 362 | 27,870 | 0.022 | 609 | 24,007 | 3,748 | 156,128 | 0.072 | 11,196 |
| 合計 | 955,757 | 36,618 | 38,313 | 0.024 | 909 | 1,402,266 | 261,156 | 186,238 | 0.056 | 10,498 |

※ 高額療養費の中には、世帯合算及び高額介護合算を含んでいます。

〔図表 3-17〕 現金給付の各支部における支給状況②〕

| 支部別 | 出産手当金 | | | | 出産育児一時金 | | | | 療養費(柔道整復施術) | | | | |
|-----|---------|---------|---------------|--------|---------|---------|--------------|--------|-------------|---------|------------|----------|-------|
| | 総数 | | 被保険者(女性)1人当たり | | 総数 | | 加入者(女性)1人当たり | | 総数 | | | 加入者1人当たり | |
| | 件数(件) | 金額(百万円) | 件数(件) | 金額(円) | 件数(件) | 金額(百万円) | 件数(件) | 金額(円) | 件数(件) | 金額(百万円) | 1件当たり金額(円) | 件数(件) | 金額(円) |
| 北海道 | 5,723 | 2,165 | 0.014 | 5,230 | 13,159 | 5,522 | 0.015 | 6,263 | 426,657 | 1,806 | 4,232 | 0.242 | 1,023 |
| 青森 | 2,153 | 768 | 0.018 | 6,358 | 3,405 | 1,429 | 0.015 | 6,335 | 86,186 | 377 | 4,375 | 0.196 | 857 |
| 岩手 | 1,999 | 672 | 0.018 | 6,053 | 3,160 | 1,326 | 0.015 | 6,480 | 111,980 | 420 | 3,754 | 0.275 | 1,034 |
| 宮城 | 3,325 | 1,305 | 0.018 | 7,143 | 6,261 | 2,628 | 0.017 | 7,181 | 275,962 | 1,122 | 4,065 | 0.370 | 1,503 |
| 秋田 | 1,577 | 499 | 0.018 | 5,731 | 2,078 | 872 | 0.013 | 5,347 | 84,096 | 368 | 4,375 | 0.263 | 1,149 |
| 山形 | 2,381 | 792 | 0.022 | 7,365 | 3,256 | 1,367 | 0.017 | 6,951 | 93,696 | 352 | 3,759 | 0.240 | 900 |
| 福島 | 3,478 | 1,364 | 0.020 | 8,021 | 6,067 | 2,546 | 0.018 | 7,725 | 194,210 | 797 | 4,106 | 0.293 | 1,201 |
| 茨城 | 3,265 | 1,401 | 0.018 | 7,878 | 6,244 | 2,619 | 0.017 | 7,328 | 169,671 | 741 | 4,368 | 0.235 | 1,025 |
| 栃木 | 2,419 | 1,026 | 0.018 | 7,592 | 4,509 | 1,892 | 0.017 | 7,017 | 179,644 | 825 | 4,591 | 0.332 | 1,526 |
| 群馬 | 2,711 | 1,163 | 0.018 | 7,816 | 7,773 | 3,262 | 0.025 | 10,467 | 198,222 | 923 | 4,657 | 0.313 | 1,458 |
| 埼玉 | 5,165 | 2,388 | 0.016 | 7,259 | 11,170 | 4,687 | 0.016 | 6,765 | 509,339 | 2,413 | 4,737 | 0.356 | 1,688 |
| 千葉 | 3,703 | 1,704 | 0.016 | 7,238 | 8,330 | 3,495 | 0.017 | 7,164 | 315,871 | 1,466 | 4,643 | 0.313 | 1,453 |
| 東京 | 33,556 | 16,607 | 0.020 | 9,744 | 54,554 | 22,884 | 0.019 | 7,879 | 1,943,145 | 8,894 | 4,577 | 0.349 | 1,597 |
| 神奈川 | 6,364 | 3,025 | 0.016 | 7,605 | 13,472 | 5,652 | 0.017 | 6,940 | 501,758 | 2,180 | 4,344 | 0.300 | 1,304 |
| 新潟 | 4,425 | 1,726 | 0.022 | 8,420 | 6,735 | 2,827 | 0.017 | 7,073 | 184,413 | 768 | 4,166 | 0.228 | 951 |
| 富山 | 2,053 | 835 | 0.019 | 7,865 | 3,330 | 1,398 | 0.017 | 6,958 | 125,597 | 600 | 4,774 | 0.307 | 1,468 |
| 石川 | 2,445 | 942 | 0.021 | 8,054 | 3,953 | 1,659 | 0.018 | 7,521 | 121,941 | 543 | 4,455 | 0.275 | 1,227 |
| 福井 | 1,880 | 710 | 0.023 | 8,824 | 2,771 | 1,163 | 0.019 | 7,817 | 79,142 | 321 | 4,052 | 0.270 | 1,094 |
| 山梨 | 1,316 | 552 | 0.021 | 8,675 | 2,299 | 965 | 0.018 | 7,601 | 84,878 | 364 | 4,289 | 0.336 | 1,442 |
| 長野 | 2,864 | 1,174 | 0.017 | 6,918 | 5,688 | 2,387 | 0.017 | 7,215 | 212,404 | 920 | 4,330 | 0.324 | 1,402 |
| 岐阜 | 2,823 | 1,213 | 0.016 | 6,917 | 6,289 | 2,640 | 0.017 | 7,024 | 276,632 | 1,163 | 4,204 | 0.366 | 1,538 |
| 静岡 | 4,552 | 1,883 | 0.017 | 7,126 | 8,630 | 3,621 | 0.017 | 7,001 | 282,593 | 1,163 | 4,117 | 0.273 | 1,125 |
| 愛知 | 10,606 | 4,878 | 0.019 | 8,599 | 24,834 | 10,421 | 0.020 | 8,574 | 722,544 | 2,897 | 4,010 | 0.288 | 1,156 |
| 三重 | 2,343 | 984 | 0.018 | 7,534 | 4,373 | 1,835 | 0.017 | 7,054 | 144,529 | 559 | 3,868 | 0.281 | 1,087 |
| 滋賀 | 1,897 | 827 | 0.022 | 9,486 | 3,611 | 1,515 | 0.020 | 8,396 | 127,921 | 508 | 3,971 | 0.358 | 1,424 |
| 京都 | 4,342 | 2,028 | 0.020 | 9,218 | 8,277 | 3,474 | 0.018 | 7,717 | 429,669 | 1,927 | 4,485 | 0.485 | 2,175 |
| 大阪 | 15,597 | 7,492 | 0.019 | 9,329 | 30,640 | 12,855 | 0.018 | 7,423 | 2,134,893 | 10,810 | 5,064 | 0.611 | 3,092 |
| 兵庫 | 6,778 | 3,139 | 0.018 | 8,430 | 13,904 | 5,833 | 0.018 | 7,542 | 623,726 | 2,743 | 4,398 | 0.412 | 1,812 |
| 奈良 | 1,293 | 581 | 0.017 | 7,722 | 2,807 | 1,178 | 0.017 | 7,088 | 140,341 | 585 | 4,166 | 0.434 | 1,806 |
| 和歌山 | 1,052 | 439 | 0.015 | 6,064 | 2,448 | 1,027 | 0.016 | 6,729 | 159,683 | 695 | 4,355 | 0.538 | 2,342 |
| 鳥取 | 1,652 | 494 | 0.029 | 8,628 | 2,009 | 843 | 0.019 | 8,073 | 27,828 | 111 | 3,974 | 0.136 | 541 |
| 島根 | 1,606 | 514 | 0.024 | 7,817 | 2,154 | 904 | 0.018 | 7,402 | 26,003 | 92 | 3,544 | 0.107 | 379 |
| 岡山 | 4,018 | 1,642 | 0.022 | 8,812 | 6,948 | 2,916 | 0.019 | 7,982 | 185,234 | 684 | 3,690 | 0.258 | 952 |
| 広島 | 4,845 | 2,021 | 0.018 | 7,564 | 9,743 | 4,089 | 0.018 | 7,496 | 246,604 | 979 | 3,968 | 0.226 | 895 |
| 山口 | 1,801 | 699 | 0.017 | 6,536 | 3,608 | 1,514 | 0.017 | 7,050 | 110,294 | 469 | 4,251 | 0.261 | 1,111 |
| 徳島 | 1,265 | 527 | 0.018 | 7,540 | 2,347 | 985 | 0.018 | 7,351 | 132,278 | 538 | 4,069 | 0.498 | 2,025 |
| 香川 | 1,747 | 713 | 0.018 | 7,436 | 3,390 | 1,423 | 0.018 | 7,386 | 139,561 | 512 | 3,670 | 0.359 | 1,316 |
| 愛媛 | 2,217 | 897 | 0.018 | 7,150 | 4,555 | 1,912 | 0.017 | 7,296 | 171,007 | 636 | 3,717 | 0.326 | 1,210 |
| 高知 | 1,135 | 445 | 0.016 | 6,438 | 2,007 | 842 | 0.016 | 6,673 | 73,692 | 266 | 3,613 | 0.296 | 1,069 |
| 福岡 | 10,351 | 4,221 | 0.022 | 8,848 | 19,333 | 8,114 | 0.020 | 8,325 | 890,213 | 4,012 | 4,507 | 0.466 | 2,101 |
| 佐賀 | 1,969 | 690 | 0.025 | 8,853 | 3,051 | 1,281 | 0.020 | 8,419 | 124,454 | 536 | 4,310 | 0.423 | 1,824 |
| 長崎 | 2,718 | 1,018 | 0.023 | 8,473 | 4,441 | 1,864 | 0.019 | 7,878 | 208,682 | 838 | 4,016 | 0.458 | 1,839 |
| 熊本 | 4,223 | 1,652 | 0.024 | 9,359 | 6,707 | 2,815 | 0.020 | 8,443 | 202,431 | 842 | 4,159 | 0.315 | 1,312 |
| 大分 | 2,130 | 793 | 0.020 | 7,530 | 3,983 | 1,671 | 0.019 | 7,902 | 160,837 | 646 | 4,019 | 0.390 | 1,566 |
| 宮崎 | 2,796 | 898 | 0.025 | 8,148 | 4,213 | 1,767 | 0.020 | 8,383 | 137,178 | 551 | 4,016 | 0.338 | 1,357 |
| 鹿児島 | 3,315 | 1,237 | 0.021 | 7,973 | 6,554 | 2,750 | 0.021 | 8,663 | 238,796 | 973 | 4,075 | 0.385 | 1,570 |
| 沖縄 | 5,413 | 1,735 | 0.037 | 11,930 | 7,879 | 3,306 | 0.026 | 11,009 | 146,079 | 559 | 3,824 | 0.246 | 941 |
| 合計 | 197,286 | 84,478 | 0.019 | 8,248 | 366,949 | 153,973 | 0.018 | 7,600 | 14,162,514 | 62,495 | 4,413 | 0.351 | 1,551 |

※ 出産育児一時金の件数は、産児数となります。

※ 出産育児一時金の件数には、直接支払いの件数を含まますが、内払い及び差額払いの件数は含んでいません。

〔(図表 3-18) 現金給付の各支部における支給状況③〕

| 支部別 | 療養費(あんまマッサージ) | | | | | 療養費(はりきゅう) | | | | | 療養費(その他) | | | | |
|-----|---------------|-------------|----------------|----------|-------|------------|-------------|----------------|----------|-------|----------|-------------|----------------|----------|-------|
| | 総数 | | | 加入者1人当たり | | 総数 | | | 加入者1人当たり | | 総数 | | | 加入者1人当たり | |
| | 件数(件) | 金額 (百万円) | 1件当たり金額 (円) | 件数(件) | 金額(円) | 件数(件) | 金額 (百万円) | 1件当たり金額 (円) | 件数(件) | 金額(円) | 件数(件) | 金額 (百万円) | 1件当たり金額 (円) | 件数(件) | 金額(円) |
| 北海道 | 3,970 | 45 | 11,457 | 0.002 | 26 | 40,437 | 247 | 6,101 | 0.023 | 140 | 25,091 | 562 | 22,383 | 0.014 | 318 |
| 青森 | 279 | 5 | 18,824 | 0.001 | 12 | 710 | 7 | 9,333 | 0.002 | 15 | 4,185 | 100 | 23,900 | 0.010 | 227 |
| 岩手 | 310 | 6 | 18,142 | 0.001 | 14 | 1,279 | 10 | 7,503 | 0.003 | 24 | 3,021 | 99 | 32,838 | 0.007 | 244 |
| 宮城 | 1,222 | 25 | 20,409 | 0.002 | 33 | 4,308 | 27 | 6,193 | 0.006 | 36 | 6,163 | 171 | 27,697 | 0.008 | 229 |
| 秋田 | 646 | 14 | 21,944 | 0.002 | 44 | 223 | 1 | 6,158 | 0.001 | 4 | 2,869 | 63 | 21,844 | 0.009 | 196 |
| 山形 | 411 | 7 | 16,881 | 0.001 | 18 | 804 | 5 | 6,615 | 0.002 | 14 | 3,385 | 80 | 23,505 | 0.009 | 203 |
| 福島 | 1,080 | 21 | 19,220 | 0.002 | 31 | 2,999 | 23 | 7,652 | 0.005 | 35 | 6,465 | 157 | 24,286 | 0.010 | 237 |
| 茨城 | 779 | 14 | 17,487 | 0.001 | 19 | 4,139 | 27 | 6,615 | 0.006 | 38 | 7,126 | 178 | 24,910 | 0.010 | 246 |
| 栃木 | 1,051 | 19 | 17,645 | 0.002 | 34 | 2,729 | 17 | 6,298 | 0.005 | 32 | 4,829 | 133 | 27,558 | 0.009 | 246 |
| 群馬 | 1,303 | 30 | 23,019 | 0.002 | 47 | 1,187 | 9 | 7,233 | 0.002 | 14 | 5,906 | 162 | 27,409 | 0.009 | 256 |
| 埼玉 | 4,712 | 94 | 19,952 | 0.003 | 66 | 11,458 | 83 | 7,217 | 0.008 | 58 | 12,874 | 404 | 31,370 | 0.009 | 282 |
| 千葉 | 1,687 | 36 | 21,460 | 0.002 | 36 | 5,397 | 37 | 6,872 | 0.005 | 37 | 11,950 | 337 | 28,183 | 0.012 | 334 |
| 東京 | 15,011 | 324 | 21,560 | 0.003 | 58 | 71,409 | 516 | 7,219 | 0.013 | 93 | 75,332 | 2,021 | 26,828 | 0.014 | 363 |
| 神奈川 | 9,304 | 182 | 19,513 | 0.006 | 109 | 21,664 | 153 | 7,052 | 0.013 | 91 | 20,012 | 586 | 29,272 | 0.012 | 350 |
| 新潟 | 1,151 | 24 | 21,107 | 0.001 | 30 | 2,652 | 19 | 7,100 | 0.003 | 23 | 9,512 | 227 | 23,900 | 0.012 | 281 |
| 富山 | 447 | 10 | 22,576 | 0.001 | 25 | 6,354 | 39 | 6,181 | 0.016 | 96 | 3,840 | 92 | 24,007 | 0.009 | 226 |
| 石川 | 372 | 8 | 21,999 | 0.001 | 18 | 5,660 | 34 | 5,972 | 0.013 | 76 | 3,351 | 88 | 26,286 | 0.008 | 199 |
| 福井 | 194 | 3 | 17,600 | 0.001 | 12 | 3,061 | 19 | 6,243 | 0.010 | 65 | 3,436 | 73 | 21,312 | 0.012 | 250 |
| 山梨 | 740 | 14 | 18,901 | 0.003 | 55 | 1,275 | 9 | 7,254 | 0.005 | 37 | 2,575 | 60 | 23,289 | 0.010 | 238 |
| 長野 | 1,232 | 20 | 16,037 | 0.002 | 30 | 5,993 | 35 | 5,877 | 0.009 | 54 | 6,995 | 170 | 24,351 | 0.011 | 260 |
| 岐阜 | 1,107 | 28 | 25,299 | 0.001 | 37 | 6,550 | 47 | 7,224 | 0.009 | 63 | 9,609 | 226 | 23,541 | 0.013 | 299 |
| 静岡 | 2,930 | 52 | 17,635 | 0.003 | 50 | 4,522 | 30 | 6,612 | 0.004 | 29 | 11,077 | 271 | 24,423 | 0.011 | 262 |
| 愛知 | 5,168 | 110 | 21,316 | 0.002 | 44 | 45,831 | 291 | 6,340 | 0.018 | 116 | 34,921 | 831 | 23,795 | 0.014 | 332 |
| 三重 | 329 | 6 | 17,147 | 0.001 | 11 | 5,370 | 35 | 6,578 | 0.010 | 69 | 7,357 | 136 | 18,542 | 0.014 | 265 |
| 滋賀 | 457 | 11 | 24,111 | 0.001 | 31 | 2,767 | 22 | 7,929 | 0.008 | 61 | 4,586 | 107 | 23,326 | 0.013 | 300 |
| 京都 | 2,449 | 57 | 23,187 | 0.003 | 64 | 10,136 | 78 | 7,735 | 0.011 | 89 | 15,382 | 322 | 20,923 | 0.017 | 363 |
| 大阪 | 7,240 | 156 | 21,570 | 0.002 | 45 | 153,210 | 1,305 | 8,519 | 0.044 | 373 | 44,636 | 1,119 | 25,063 | 0.013 | 320 |
| 兵庫 | 1,708 | 35 | 20,773 | 0.001 | 23 | 24,679 | 182 | 7,380 | 0.016 | 120 | 19,609 | 470 | 23,967 | 0.013 | 310 |
| 奈良 | 263 | 4 | 16,477 | 0.001 | 13 | 4,548 | 33 | 7,174 | 0.014 | 101 | 4,796 | 109 | 22,676 | 0.015 | 336 |
| 和歌山 | 179 | 4 | 21,914 | 0.001 | 13 | 9,087 | 68 | 7,453 | 0.031 | 228 | 3,120 | 79 | 25,162 | 0.011 | 264 |
| 鳥取 | 141 | 3 | 22,808 | 0.001 | 16 | 1,015 | 6 | 6,037 | 0.005 | 30 | 2,644 | 56 | 21,277 | 0.013 | 275 |
| 島根 | 282 | 5 | 18,727 | 0.001 | 22 | 1,472 | 9 | 6,408 | 0.006 | 39 | 3,238 | 75 | 23,193 | 0.013 | 309 |
| 岡山 | 325 | 6 | 16,991 | 0.000 | 8 | 4,284 | 26 | 6,045 | 0.006 | 36 | 7,737 | 187 | 24,138 | 0.011 | 260 |
| 広島 | 1,527 | 30 | 19,524 | 0.001 | 27 | 20,129 | 120 | 5,965 | 0.018 | 110 | 10,601 | 283 | 26,696 | 0.010 | 259 |
| 山口 | 405 | 10 | 24,446 | 0.001 | 23 | 2,209 | 12 | 5,444 | 0.005 | 28 | 4,405 | 103 | 23,330 | 0.010 | 244 |
| 徳島 | 599 | 6 | 9,405 | 0.002 | 21 | 2,134 | 12 | 5,685 | 0.008 | 46 | 3,021 | 63 | 20,811 | 0.011 | 237 |
| 香川 | 443 | 9 | 19,678 | 0.001 | 22 | 4,673 | 29 | 6,119 | 0.012 | 73 | 5,064 | 104 | 20,573 | 0.013 | 268 |
| 愛媛 | 1,070 | 26 | 24,492 | 0.002 | 50 | 4,810 | 27 | 5,659 | 0.009 | 52 | 5,813 | 137 | 23,554 | 0.011 | 261 |
| 高知 | 240 | 5 | 21,977 | 0.001 | 21 | 573 | 5 | 9,023 | 0.002 | 21 | 3,764 | 93 | 24,725 | 0.015 | 374 |
| 福岡 | 1,592 | 38 | 23,685 | 0.001 | 20 | 27,395 | 177 | 6,452 | 0.014 | 93 | 23,192 | 548 | 23,617 | 0.012 | 287 |
| 佐賀 | 330 | 9 | 27,885 | 0.001 | 31 | 2,219 | 14 | 6,142 | 0.008 | 46 | 4,122 | 87 | 20,997 | 0.014 | 294 |
| 長崎 | 239 | 5 | 19,654 | 0.001 | 10 | 5,857 | 34 | 5,816 | 0.013 | 75 | 6,318 | 160 | 25,251 | 0.014 | 350 |
| 熊本 | 579 | 13 | 22,222 | 0.001 | 20 | 6,096 | 31 | 5,067 | 0.009 | 48 | 9,855 | 238 | 24,171 | 0.015 | 371 |
| 大分 | 259 | 5 | 18,441 | 0.001 | 12 | 2,350 | 13 | 5,335 | 0.006 | 30 | 4,383 | 95 | 21,738 | 0.011 | 231 |
| 宮崎 | 317 | 6 | 18,539 | 0.001 | 14 | 3,893 | 24 | 6,280 | 0.010 | 60 | 4,161 | 97 | 23,336 | 0.010 | 239 |
| 鹿児島 | 541 | 12 | 23,032 | 0.001 | 20 | 5,345 | 40 | 7,457 | 0.009 | 64 | 6,974 | 192 | 27,585 | 0.011 | 310 |
| 沖縄 | 1,033 | 18 | 17,490 | 0.002 | 30 | 2,114 | 16 | 7,404 | 0.004 | 26 | 10,881 | 312 | 28,709 | 0.018 | 526 |
| 合計 | 77,653 | 1,569 | 20,203 | 0.002 | 39 | 557,006 | 4,002 | 7,184 | 0.014 | 99 | 490,183 | 12,261 | 25,012 | 0.012 | 304 |

第4章 事業運営、活動の概況

1. 基盤的保険者機能関係

基盤的保険者機能においては、適用・徴収業務や給付業務等の審査・支払を適正かつ迅速に行うことが我々保険者としての責務であり、その取組のなかで医療費の適正化や加入者へのサービス水準の向上を実現してまいります。

具体的には、マニュアル・手順書等に基づく事務処理の徹底を図り、標準化・効率化・簡素化の観点で、日々の業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着に注力し業務の生産性の向上を目指すとともに、職員の多能化と意識改革を促進し柔軟かつ筋肉質な組織を構築すべく取り組んでいます。

また、今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者及び事業主に協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行うとともに、各審議会等の協議の場において、安定した財政運営の観点から積極的に意見発信を行ってまいります。

(1) サービス水準の向上

協会理念の基本コンセプトの一つに「加入者及び事業主への質の高いサービスの提供」があります。協会では毎年、各支部の窓口に来訪された加入者を対象に、職員の相談内容への応答や応接態度など接客の基本事項に関する「お客様満足度窓口調査」を実施しています。その調査結果の分析を基に各支部の改善課題等を取りまとめた「支部別カルテ」と、電話やホームページへの投稿等の「お客様の声」（意見、提案、苦情等）の双方を活用し、加入者サービスの向上に取り組んでいます。

また、現金給付業務においては、傷病手当金や出産手当金等の申請書の受付から支払までの所要日数をサービススタンダードとして目標設定することや、各種給付の申請手続きの郵送化を促進することなどを通じて、「加入者及び事業主への質の高いサービスの提供」を実感して頂けるよう、サービス水準の向上に努めています。

i) お客様満足度調査・お客様の声を踏まえたサービスの向上

① お客様満足度調査

2020（令和2）年度の調査結果は、窓口サービス全体としての満足度で98.3%（前年度と同率）となっており、前年度に引き続き、高い水準を維持するとともに、個別の調査項目でも全ての項目で高水準の満足度を維持しています（図表4-1参照。お客様満足度調査の概要は巻末の参考資料を参照）。

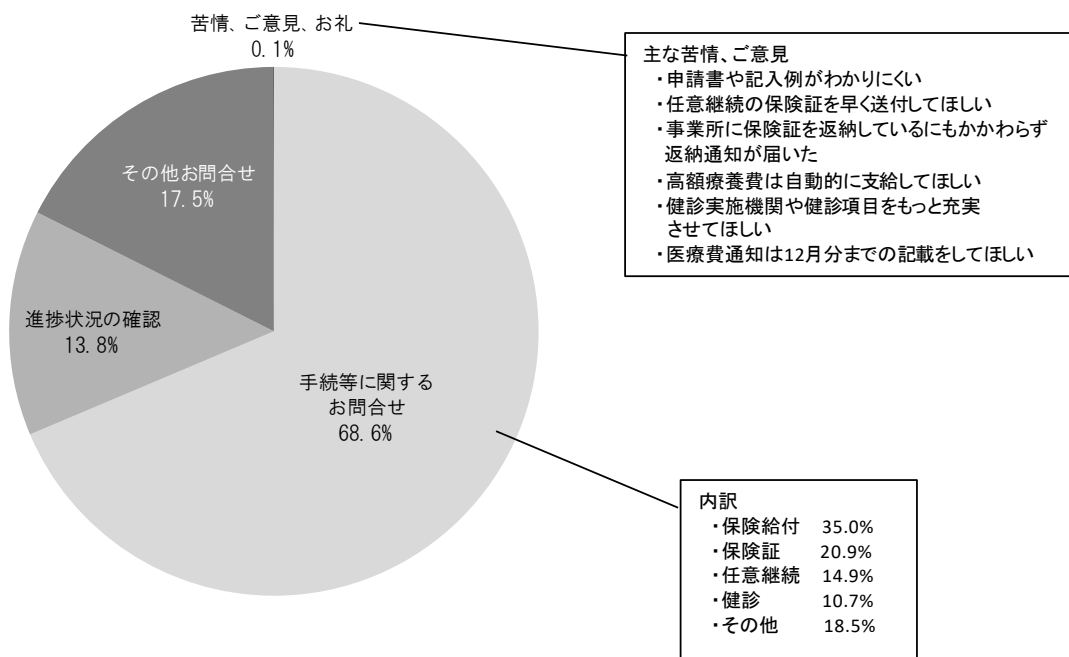
[(図表 4-1) お客様満足度窓口調査]

| 指標 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|---------------------|---------|---------|
| 窓口サービス全体としての満足度 | 98.3 % | 98.3 % |
| 職員の応接態度に対する満足度 | 98.2 % | 98.5 % |
| 職員の対応のスピードに対する満足度 | 97.7 % | 98.1 % |
| 職員の説明のわかりやすさに対する満足度 | 98.2 % | 98.6 % |
| 訪問目的の達成度 | 97.5 % | 97.6 % |

② お客様の声

電話や協会ホームページへの投稿等の加入者からの「お客様の声」のご意見・ご提案、苦情やお礼について、その内容等を整理・分析し、記載（各種申請書の記入の手引きやホームページへの掲載）文書等を加入者視点で見やすく理解しやすい内容に見直すなど、加入者サービスの向上のために活用しています。2020 年度は前年度と比較して「ご意見・ご提案」、「苦情」は大幅に減少しています。

[(図表 4-2) 各支部に寄せられた「お客様の声」の全体像]



《ご意見・ご提案、苦情、お礼の内訳》

(単位:件)

| | 2019 年度 | 2020 年度 | 増減 |
|---------|---------|---------|------|
| ご意見・ご提案 | 1,334 | 1,055 | △279 |
| 苦情 | 292 | 197 | △95 |
| お礼 | 459 | 411 | △48 |
| 合計 | 2,085 | 1,663 | △422 |

ii) サービススタンダードの取組

現金給付のうち傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、埋葬料（費）の各申請においては、申請書の受付から支払までの所要日数について、10 営業日以内をサービススタンダードとして目標設定しています。2020 年度のサービススタンダードの達成状況は、対象の現金給付の総件数 1,705,149 件に対し未達成件数は 8,020 件で、件数ベースでの達成率は 99.5% と KPI (100%) を概ね達成できました。

支部別の状況を見ると、47 支部中 1 支部を除き 46 支部で KPI (100%) を達成しました。2020 年 4 月はコロナ禍の緊急事態宣言下での出勤自粛要請の影響等もあり、1 支部で未達成の状況になりましたが、5 月以降は全 47 支部でサービススタンダードを達成できています。

なお、協会全体では加入者数の増加等により、サービススタンダードを設定している現金給付の支給決定件数が増加し続けており、2020 年度は前年度と比較し 10.3%増加していますが、標準化・効率化等による事務処理体制の改善効果により、受付から支払までの平均所要日数は 7.47 日と、前年度 (7.87 日) から 0.4 日の短縮が出来ました。引き続き、最適な事務処理体制の定着を図るとともに、より一層の業務の標準化・効率化を推進し、KPI (100%) 達成を目指します。

iii) 申請書の郵送化の促進

加入者の申請手続きの利便性の向上を図るため、各種給付申請について窓口に来訪しなくても申請できる郵送化を促進しています。

2020 年度の申請書類等の郵送申請割合（郵送化率）は、コロナ禍の外出自粛等の影響もあり、94.8%（対前年度+3.7%ポイント）と上昇傾向にあり、KPI (92%) を達成しています（図表 4-3 参照）。

引き続き、各種広報紙への掲載や健康保険委員研修会及び日本年金機構と開催する説明会等を通じた周知により、申請・届出の郵送化を促進することで、加入者の負担軽減に努めます。

〔図表 4-3〕 郵送化率

| | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 郵送化率 | 83.4% | 86.7% | 89.3% | 91.1% | 94.8% |

iv) その他の取組

① 医療費の情報提供サービス・医療費通知

協会ホームページ上のインターネットによる「医療費の情報提供サービス」は、加入者に対する健康や医療等について啓発・周知を図る手段の一つとして、受診した医療費の総額、加入者の本人負担額及び協会の負担額等が確認できるサービスです。2020年度の利用件数は13,209件（対前年度▲1,416件）となりました。

また、このインターネットを活用した「医療費の情報提供サービス」のほか、毎年1月に加入者が受診した医療費の情報を掲載した医療費通知を被保険者宛てに送付しています。2021（令和3）年1月は20,816,774件（対前年度▲63,865件）の医療費通知を送付しました。

② 任意継続被保険者に係る保険料納付の口座振替利用の推進

任意継続被保険者の保険料の納付については、毎月の納付書による支払の手間が省け未納付による資格喪失防止も図れる、口座振替納付を推進しています。口座振替納付の利用促進策として、任意継続被保険者の資格取得申請の際や、加入中の任意継続被保険者に案内する保険料前納のお知らせ時（毎年9月、3月）に、口座振替活用のパンフレットを同封して振替利用の勧奨をしています。2020年度末における口座振替利用率は、34.0%（対前年度▲0.8%ポイント）となっており、更なる利用促進に努めます。

(2) 業務改革の推進に向けた取組

2015（平成27）年6月に、「基盤的保険者機能」を盤石なものにし「戦略的保険者機能」を強化していく⁶ことを主目的に、業務・システム刷新によるシステム改修を実施し、現金給付業務等の事務処理プロセスの標準化及び効率化、簡素化を進めています。

具体的には、本部と支部が一丸となり、現金給付業務やレセプト点検業務、債権管理回収業務等の事務処理プロセスの不必要で無駄な作業等を見直し、事務処理手順書に基づく統一的な事務処理を徹底することで、「基盤的保険者機能」分野の業務の生産性の向上に取り組んでいます。

また、2018（平成30）年度には、2023（令和5）年1月の次期刷新システムのサービスインに向けた業務系システムの構築に資するために、ICTの活用による効率的な事務処理方法と効果的な事務処理体制の構築に向けて、業務部門に「業務改革検討プロジェクト」を立ち上げ、業務改革推進計画を策定しました。

i) 業務改革検討プロジェクトの推進

業務改革推進計画は、現行の「業務プロセスの標準化の推進や事務処理体制・作業環境等の改善と効率化を図る改革案」と、保険者機能強化アクションプラン（第5期）の取組を見据えた組織・環境作りを進め、基盤的保険者機能をより盤石なものとするための「業務部門

⁶ 現金給付業務、レセプト点検業務及び債権管理回収業務等の効率化により捻出した人的資源を、重要度や難易度が増していく保健事業や企画業務、調査分析等に振り向けることとしています。

における次期システムの構築に資する改革案」の二つの改革案で構成しています。

「業務プロセスの標準化の推進や事務処理体制・作業環境等の改善と効率化を図る改革案」では、事務処理プロセスのフローや手順書などの見直し・整理を行い、統一ルールによる標準化された事務処理方法の徹底や定型作業の効率化を図っています。2020（令和 2）年度 of 取組の具体的一例として、加入者向けの再申請案内文書等の整理・統一を図り標準化したことや、高額療養費のターンアラウンド申請に係る支給決定業務について RPA を導入し、効率化を進めています。

また、業務の生産性の向上には、人材育成に加えて日々の業務量に対応できる柔軟な事務処理体制の構築とそれらを統括する管理者のマネジメント能力の向上が重要な要素となります。これらを実践するためのガイドブックやシステムを活用した管理ツールを新たに作成し活用するとともに、伝道師的指導者を選任し本部主導による支部管理者へのコーチングの実施により、マネジメント能力強化、職員の意識・行動の変革と併せ、最適な事務処理体制の構築と定着を推進しています。

「業務部門における次期システムの構築に資する改革案」では、次期業務系システム下における現金給付審査業務や適用徴収業務の自動化の実現などを計画しており、2020 年度は基本設計の要件定義と確認などを行いました。また、効率化を推進する観点から、RPA など次期業務系システムの構築を待たずに活用できる新しい技術を積極的に導入することで、支部の職員が行っている単純な定型作業の一部の自動化も推進しています。

(3) 現金給付の適正化の推進

傷病手当金や出産手当金等の現金給付については、加入者数の増加に伴って給付件数も増加傾向にあります。現金給付の適正で正確な審査は協会の基本的な責務であり、不正受給対策の観点も明記している審査事務手順書等に則った審査を励行しています。更に、不正の疑いがある場合は、内容確認の徹底による厳格な審査が重要であると考えており、該当する申請については各支部に設置している保険給付適正化プロジェクトチームで検証の上、必要に応じて事業主への立入検査を実施しています。

また、制度の趣旨が同じ所得補償である傷病手当金と障害年金等については、二重の補償を防止するための併給調整規定が設けられており、日本年金機構等と連携のうえ、支給状況の照会や確認を的確に行うことで、適切な併給調整を実施しています。

更に、近年、不正請求が問題視されている海外療養費については、パスポートなどの渡航期間が分かる書類の添付を求めるなど審査の厳格化により、不正防止に努めています。

なお、規制改革実施計画（2020（令和 2）年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえた厚生労働省関係省令等の改正⁷を受けて、2020 年 12 月 25 日より各種手続きの際に申請者等より求めていた押印を廃止しましたが、押印廃止後も引き続き、給付申請の本人確認や内容審査を徹底し、申請者と証明者（医師や事業主等）の筆跡が同一である等の不正が疑われる事案については、証明者等への照会を実施するなど不正対策の徹底に努めてまいります。

⁷ 押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 208 号）及び押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係告示の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 397 号）。

i) 現金給付における不正請求の防止

現金給付においては、不正請求防止の観点での審査を強化しています。特に標準報酬月額が83万円以上の加入者（被保険者）からの傷病手当金及び出産手当金の申請については、労務の可否の確認を徹底するなど重点的に審査を行っています。

審査の中で不正の疑いがあった事案について、2020年度は、17件（対前年度▲40件）の事業主への立入検査を実施しました。立入検査の実施は、コロナ禍の緊急事態宣言下の人流抑制指示等を踏まえ、書面等による確認へ切り替え自粛したことや、2016（平成28）年4月の制度改正（給付の基礎となる標準報酬月額を、各支給対象日に適用される標準報酬月額から、支給開始の直近1年間の標準報酬月額の平均に変更）により不正請求への抑制が働いていることもあり、実施件数は減少傾向にあります。

更に加えて、資格喪失後に継続して給付されている傷病手当金及び出産手当金の中から、新たに再就職が確認された事案を抽出し、労務の可否の確認などの事後調査を行っています。その結果、傷病手当金で92件（対前年度▲11件）の不適切な申請を確認し、総金額約3,000万円（対前年度+約300万円）の返還請求を行いました。また、現金給付の受給を目的とした資格取得が疑われる請求事案について、傷病手当金及び出産手当金の支給済みの記録の中から、60日以上遡及して資格取得処理が行われ、遡及期間中に傷病手当金等の支給があるものを抽出し事後調査を行いました。当該対象件数は傷病手当金が716件、出産手当金が98件でしたが、結果として不正な請求は確認されませんでした。

ii) 傷病手当金と障害年金等との併給調整について

① 障害年金等との調整

健康保険法の規定では、傷病手当金が支給されている加入者に対して、日本年金機構から重複する期間の障害年金等の支給が行われた場合は、加入者（年金等受給者）は傷病手当金を返納しなければなりません。

この規定の概要については、傷病手当金の支給申請書の説明欄に明記し周知を図るとともに、加入者に対し適切な併給調整の履行を勧奨しています。

また、併給調整の業務処理においては、2017（平成29）年度に事務処理手順書を策定し適切な併給調整を行うよう徹底したほか、併給調整を確実に実施するために、障害年金等が遡及受給できる期間が最大5年分であることを踏まえて、2018（平成30）年6月から日本年金機構との年金支給情報の連携期間を従来の1年間から5年間に拡大するなど、適切な調整に努めています。

なお、制度上、障害年金等の受給にあたっては日本年金機構での内容審査等に時間を要することもあり、期間を遡って併給調整を行うことで、結果的に100万円を超えるような傷病手当金の返納が発生することもあります。多額の返納金は加入者の負担が大きく、協会の債権回収の障害の一因にもなっています。そこで、後述の「(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進」にも関連しますが、併給調整において障害年金等の支払いを直接返納金に充当できるような制度上の仕組みを構築するよう、また、後段の労働基準監督署との情報連携（支給情報の確認等）についても、日本年金機構との情報連携と

同様にシステム等で適切かつ効果的・効率的にできる制度上の仕組みを構築するよう、厚生労働省に要請しています。

② 休業補償給付との調整

請求傷病が業務災害である場合は、健康保険の給付ではなく、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の給付が行われることとなります。しかし、労災保険の休業補償給付の決定に時間を要する等の理由から、労災保険の休業補償給付決定後に返納することに同意したうえで健康保険の傷病手当金の給付を希望する加入者には、一旦、傷病手当金を支給します。

この傷病手当金の返納に係る事務処理においては、労災保険の休業補償給付決定後の事務適正化の観点から、全支部統一の進捗管理表により原則3ヵ月おきに労働基準監督署に支給状況を確認するよう事務処理手順書の改訂を行い、返納の同意書受領時から休業補償給付決定までの管理を厳格にすることにより適切な返納事務の徹底に努めています。

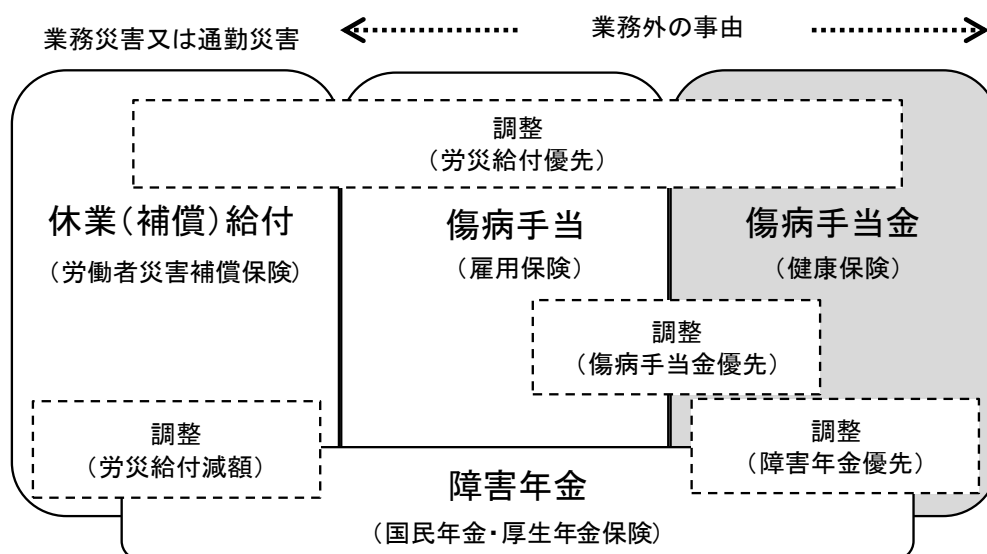
〔(図表 4-4) 傷病手当金等他制度の給付の調整に伴う債権の発生状況〕

| | 2018 年度 | | 2019 年度 | | 2020 年度 | |
|-----------------|----------|---------|----------|---------|----------|---------|
| | 発生件数 | 発生金額 | 発生件数 | 発生金額 | 発生件数 | 発生金額 |
| 傷病手当金と障害年金の調整 | 6,794 件 | 22.1 億円 | 5,001 件 | 15.8 億円 | 5,834 件 | 20.1 億円 |
| 傷病手当金と老齢年金の調整 | 3,170 件 | 3.7 億円 | 2,956 件 | 2.9 億円 | 3,330 件 | 3.2 億円 |
| 傷病手当金等と労災給付との調整 | 6,129 件 | 13.3 億円 | 5,974 件 | 12.0 億円 | 6,154 件 | 14.0 億円 |
| 合計 | 16,093 件 | 39.1 億円 | 13,931 件 | 30.7 億円 | 15,318 件 | 37.3 億円 |

※傷病手当金と障害年金との調整の発生件数等は、障害手当金との調整も含めています。

※傷病手当金等と労災給付との調整の発生件数等は、現物給付の労災給付との調整も含めています。

〔(図表 4-5) 傷病手当金と他制度の給付との関係 (イメージ)〕



※このほか、老齢年金を受給している場合も一定の条件の下、傷病手当金の支給額が調整されることがあります。

iii) 海外療養費の厳格な審査

海外療養費は、海外旅行や海外赴任中に急な病気やけがなどにより、海外の医療機関で診療等を受けた場合の医療費の一部が申請により払い戻される制度です。海外療養費の不正な給付申請防止のため、パスポートなどの渡航期間が分かる書類の添付、過去の給付記録との整合性、また 2020 年 4 月に被扶養者の国内居住要件の新設があり、海外在住の被扶養者からの申請の場合の扶養事実の証明等のそれぞれについて確認を徹底しています。不正防止対策の徹底による適正な審査の履行と併せて翻訳業務及びレセプト作成業務に係る専門業者への外部委託などの体制整備により、不正請求の防止に努めています。

2020 年度の受付件数は 4,409 件（対前年度▲2,310 件）、不支給件数は 40 件（対前年度▲10 件）とそれぞれ減少しました（図表 4-6 参照）。

なお、各支部で実施していた海外療養費の審査を、2016 年度から神奈川支部内の海外療養費審査部門に集約統合し、審査の強化及び業務効率化を図るとともに、一元管理を図ることにより集約した申請データ等を利用して、海外の地域ごとや傷病名ごとに申請内容等の分析を行っています。

〔図表 4-6〕 海外療養費の支給決定件数等

| | | 2016 年度 | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|------|----|------------|------------|------------|------------|------------|
| 受付 | 件数 | 6,402 件 | 6,936 件 | 6,465 件 | 6,719 件 | 4,409 件 |
| 返戻 | 件数 | 757 件 | 679 件 | 657 件 | 804 件 | 986 件 |
| 支給 | 件数 | 5,620 件 | 6,189 件 | 5,751 件 | 5,856 件 | 4,211 件 |
| | 金額 | 205,301 千円 | 276,572 千円 | 257,741 千円 | 324,078 千円 | 224,016 千円 |
| 不支給 | 件数 | 23 件 | 68 件 | 89 件 | 50 件 | 40 件 |
| | 金額 | 1,125 千円 | 14,708 千円 | 18,921 千円 | 4,924 千円 | 4,260 千円 |
| 不支給率 | 件数 | 0.36% | 0.98% | 1.38% | 0.74% | 0.91% |

(4) 効果的なレセプト点検の推進

保険医療機関・保険薬局が医療費等の請求を行うためのレセプト（診療報酬等明細書）は、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」）による審査⁸の後、協会による内容点検・資格点検・外傷点検を行います。協会では医療費の適正化に資するために効果的なレセプト点検の推進に努めています。

i) 内容点検

レセプト点検員のスキルアップ及びシステムを活用した効率的な点検を強化することにより、内容点検の査定率⁹の向上に努めています。

⁸ 単月点検：診療行為（検査・処置・手術等）にかかる費用や指導料等の算定が算定ルール上適切か等、レセプト 1 件ごとの請求内容の点検

突合点検：傷病名と医薬品の適応が適切か等、調剤レセプトと処方箋を出した医科・歯科レセプトとの整合性の点検

縦覧点検：診療内容が算定ルール上過剰なものがないか等、同一患者の複数月にわたるレセプトについての請求内容の点検

⁹ 査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額（診療報酬請求額）

協会の内容点検は支払基金による審査後であるため、点検効果（査定率）は支払基金による審査の精度¹⁰が向上するほど現れにくくなる傾向があり、内容点検における KPI については、「支払基金と合算したレセプト点検の査定率」としています。

支払基金では、保険医療機関等の電子レセプト普及を背景としてコンピュータチェックによる審査等が年々拡大している¹¹なか、「社会保険診療報酬支払基金改革（支払基金業務効率化・高度化計画）」に基づき、2021（令和3）年9月から、審査支払新システムの稼働が予定されています。当該システムでは、レセプトの審査において、AI を活用することで、人による審査を必要とするレセプトと必要としないレセプトを振り分け、稼働後2年以内にレセプト全体の9割程度をコンピュータチェックで完結することを目指しています。また、支払基金業務効率化・高度化計画には、審査業務の効率化等を図るため、医療機関等が適正なレセプトを作成できるようにコンピュータチェックルールの公開範囲を拡大することや、審査結果及び保険者からの再審査結果に支部間で差異がみられる事例等の審査基準を統一化することなども盛り込まれており、支払基金による審査の精度の更なる向上が期待されています。協会においては、審査支払新システムの導入効果等を踏まえるとともに、支払基金との連携を更に深め、より効果的・効率的なレセプト内容点検を実施していきます。

① 点検効果向上のための取組

各支部では、効果的なレセプト内容点検の強化に向けた本部の基本戦略「レセプト内容点検業務の重点方針及び重点施策」に基づき「レセプト内容点検行動計画」を策定して、レセプト点検員のスキルアップを図ること、コンピュータチェック（アプリケーションによる自動点検）の効果を高めること、PDCA サイクルによる現状の把握と改善に務めること等により、効率的な内容点検を実施しています。

2020（令和2）年度は、レセプト点検員の内容点検スキルの向上を図るため、外部講師等による研修や個別課題に応じた勉強会を各支部で実施しています。また、本部集合研修として、手術を伴うレセプト等の高点数レセプトの点検に必要となる手術手技等の医学的知識や点検ポイント等をテーマに、Web 会議システムを活用してオンライン研修を実施しました。

また、コンピュータチェックの効果をより高めるため、診療報酬改定に係る自動点検マスタを作成し各支部に配付したほか、各支部の査定事例及び自動点検マスタを集約し協会内での共有化を図りました。

② 点検効果の実績

2020 年度は、コロナ禍の緊急事態宣言下での人流抑制の観点でレセプト点検員の出勤調整をしました¹²。そのため、例年に比べて、内容点検に従事した延べ人数（時間）が大幅に

¹⁰ ただし、紙レセプトや月遅れ請求のレセプトなど、支払基金による審査における突合点検、縦覧点検の対象とならないレセプトもあり、支払基金で100%点検できている状況ではありません。

¹¹ また、保険医療機関等の請求レセプトが適正化されれば、支払基金及び協会ともに査定率は減少していきます。

¹² 職員の出勤抑制に関する国からの要請もあり、4月から5月にかけてレセプト内容点検業務を休業し、全レセプト点検員を自宅待機としたほか、8月から3月にかけて大規模支部等におけるレセプト点検員の出勤を半減しました。

減少しました¹³が、高点数レセプトや高額査定事例を中心とした点検を優先的に行うこと等により、協会による審査の査定率は、2019（令和元）年度とほぼ同様の0.085%（対前年度▲0.008%ポイント）となっています。（図表4-7参照）。

なお、支払基金と合算した査定率は、0.318%（対前年度▲0.045%ポイント）であり、KPI（前年度以上）は達成できませんでした¹⁴。この査定率が減少した要因として、支払基金における、一つは適正なレセプト提出に向けた医療機関等に対する電話・文書連絡及び面接懇談等による改善要請等の取組強化、もう一つはコンピュータチェックルールの公開等により、保険医療機関等からの適正なレセプト提出の促進が図られてきている等の効果が表れてきていることなどが考えられます。

〔(図表4-7) 査定率及び査定効果額等の推移〕

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 査定率 | 0.383% | 0.362% | 0.318% |
| (医療費総額に対する査定効果額の割合) | (▲0.012) | (▲0.021) | (▲0.045) |
| | (▲3.04%) | (▲5.42%) | (▲12.31%) |
| 支払基金による(一次)審査 | 0.283% | 0.270% | 0.233% |
| | (▲0.010) | (▲0.013) | (▲0.037) |
| | (▲3.42%) | (▲4.73%) | (▲13.57%) |
| 協会点検による(再)審査 | 0.100% | 0.093% | 0.085% |
| | (▲0.002) | (▲0.007) | (▲0.008) |
| | (▲1.96%) | (▲7.36%) | (▲8.65%) |
| 査定効果額 | 214億円 | 212億円 | 180億円 |
| (レセプト点検により査定(減額)した額) | (+1) | (▲2) | (▲32) |
| | (0.47%) | (▲0.93%) | (▲15.09%) |
| 支払基金による(一次)審査 | 158億円 | 158億円 | 132億円 |
| | (+0) | (+0) | (▲26) |
| | (+0.00%) | (+0.00%) | (▲16.46%) |
| 協会点検による(再)審査 | 56億円 | 54億円 | 48億円 |
| | (+1) | (▲2) | (▲6) |
| | (1.82%) | (▲3.57%) | (▲11.11%) |
| 査定件数 | 503万件 | 471万件 | 404万件 |
| | (+1) | (▲32) | (▲67) |
| | (0.47%) | (▲6.36%) | (▲14.23%) |
| 支払基金による(一次)審査 | 368万件 | 356万件 | 314万件 |
| | (+0) | (▲12) | (▲42) |
| | (+0.00%) | (▲3.26%) | (▲11.80%) |
| 協会点検による(再)審査 | 135万件 | 115万件 | 90万件 |
| | (+1) | (▲20) | (▲25) |
| | (+1.82%) | (▲14.81%) | (▲21.74%) |
| 医療費総額(医科・歯科計) | 55,935億円 | 58,704億円 | 56,795億円 |
| | (+2,029) | (+2,769) | (▲1,909) |
| | (+3.76%) | (+4.95%) | (▲3.25%) |
| レセプト請求件数(医科・歯科計) | 31,300万件 | 32,591万件 | 29,668万件 |
| | (+9) | (+1,291) | (▲2,923) |
| | (+2.97%) | (+4.12%) | (▲8.97%) |

※括弧内は前年度からの増減、伸び率となります。

※査定効果額及び医療費総額(医科・歯科計)は支払基金より情報提供の数値を使用しています。

※医療費総額(医科・歯科計)については、調剤は含まれておりません。

※端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

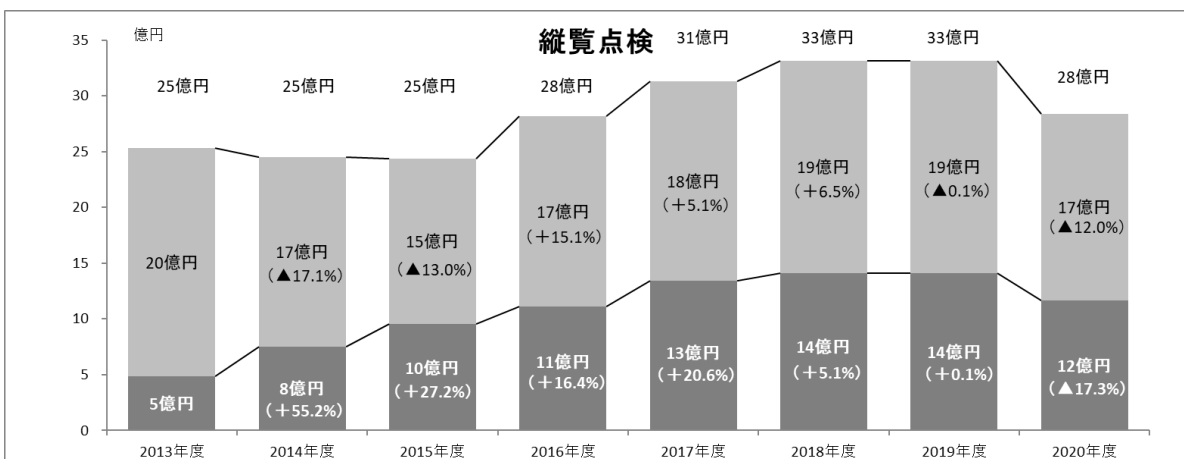
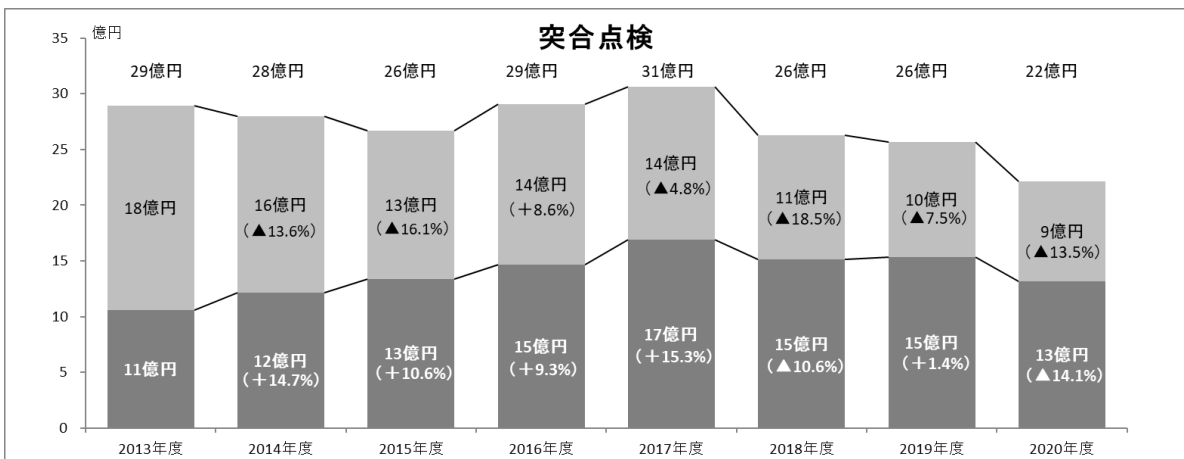
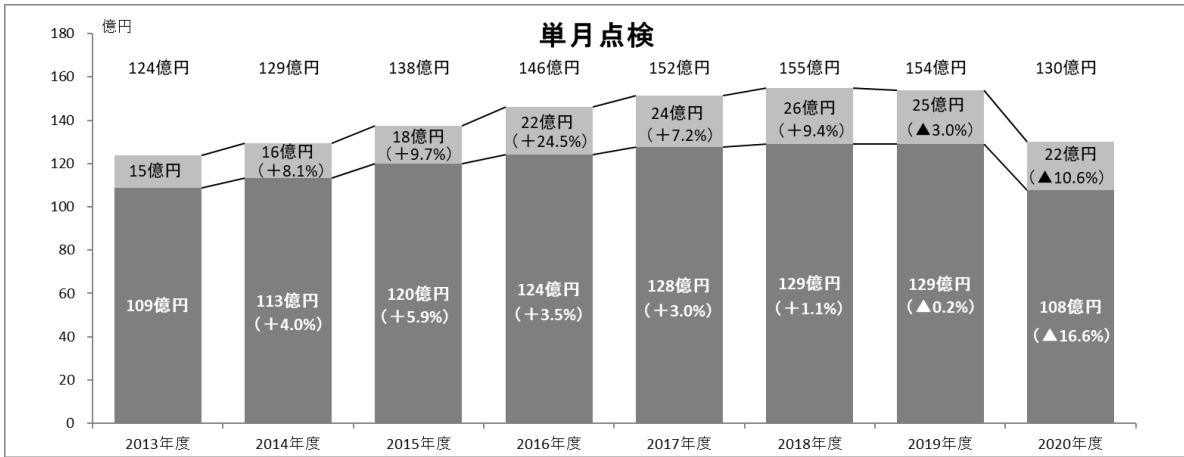
¹³ 内容点検は、徹底した個人情報の管理の上、在宅勤務で実施することが困難です。

¹⁴ 支払基金でも審査体制の縮減等が行われたほか、保険者では一定期間(6ヵ月程度)遡って審査することが可能ですが、支払基金においては、原則、保険者にレセプトを回付する1ヵ月の間に審査を行う必要があります。

〔(図表 4-8) 点検種類別診療内容等査定効果額〕

■ : 支払基金による(一次)審査
 ■ : 協会点検による(再)審査

※()内は前年度比



※診療内容等査定効果額及び診療報酬請求金額は支払基金より情報提供された受けた数値を使用しています。

ii) 資格点検

資格点検は、加入者の受診時点での受給資格の有無を確認する点検です。

具体的には、加入者であった方が資格喪失後に受診した医療費を協会が負担することがないよう、資格喪失後に受診したレセプトを抽出し、医療機関や薬局に受診時における保険証確認の有無等を照会・確認して、医療機関や薬局へのレセプトの返戻または受診者に協会が負担している医療費の返還請求を行います。

2020年度の加入者1人当たりの資格点検の効果額は、1,310円となり、前年度より23円(+1.8%)増加しました(図表4-9参照)。

iii) 外傷点検

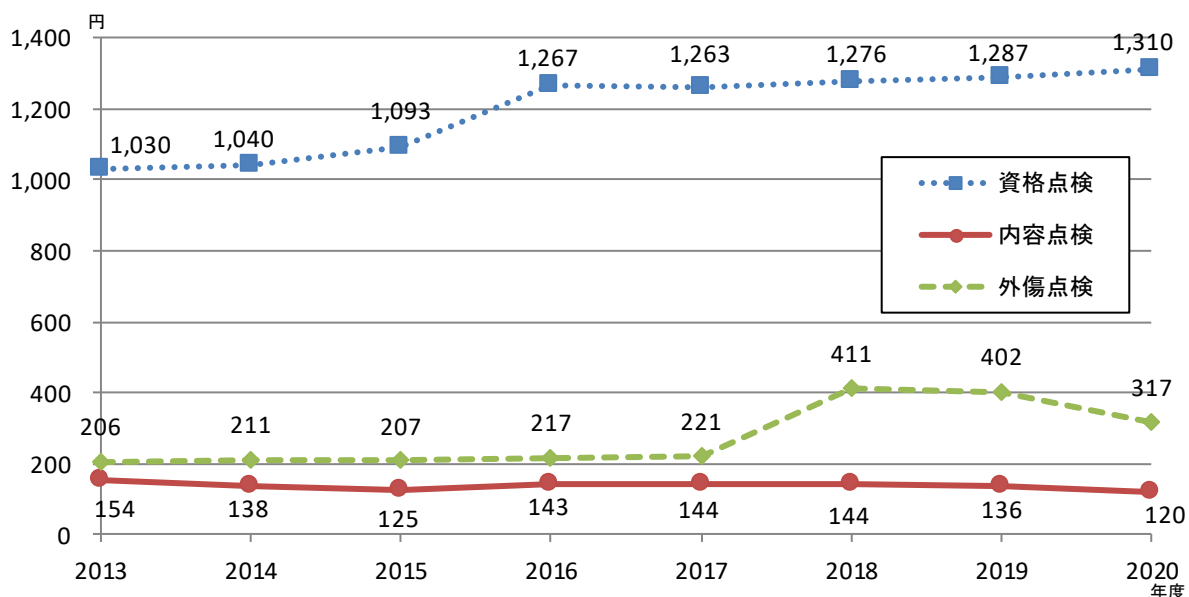
外傷点検は、保険診療の対象となった傷病(外傷)の負傷原因を確認する点検です。

具体的には、傷病名等から労働災害や交通事故などの第三者の行為に起因することが疑われるレセプトを抽出し、負傷原因を被保険者に照会・確認して、労働災害の場合には、レセプトの返戻または医療費の返還請求を行います。また、第三者の行為に起因する場合には、当該第三者(加害者)や損害保険会社等に対し損害賠償請求(求償)を行います。

なお、損害賠償金にあたっては、求償額が高額となるケースが多いため、損害保険会社等との折衝を早期に実施(開始)するなど、点検効果額の向上に努めています。

2020年度の加入者1人当たりの外傷点検効果額は、317円となり、前年度より85円減少(▲21.1%)しました(図表4-9参照)。

[(図表4-9) 加入者1人当たりレセプト点検効果額の推移]



※ 資格点検: 保険診療時における加入者の資格の受給有無等に係る点検

内容点検: 診察、検査、投薬等の診療内容に係る点検

外傷点検: 保険診療の対象となった外傷が労働災害や交通事故等の第三者の行為に起因するものか否か等の給付発生原因に係る点検

〔(図表 4-10) 各支部における加入者 1 人当たりの点検効果額〕

(単位:円)

| 支部 | 資格点検 | | 外傷点検 | | 内容点検 | | 診療内容等査定効果額 | |
|-----|--------|---------|--------|--------|--------|--------|------------|--------|
| | 2020年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2019年度 | 2020年度 | 2019年度 |
| 北海道 | 1,552 | (1,536) | 255 | (286) | 288 | (372) | 143 | (221) |
| 青森 | 1,342 | (1,049) | 225 | (376) | 355 | (349) | 163 | (133) |
| 岩手 | 1,437 | (1,245) | 150 | (191) | 283 | (344) | 206 | (251) |
| 宮城 | 1,336 | (1,333) | 220 | (319) | 272 | (329) | 120 | (146) |
| 秋田 | 1,002 | (1,206) | 195 | (271) | 346 | (331) | 100 | (125) |
| 山形 | 1,375 | (1,823) | 215 | (217) | 204 | (229) | 133 | (141) |
| 福島 | 1,362 | (1,472) | 298 | (254) | 399 | (440) | 189 | (167) |
| 茨城 | 1,259 | (1,291) | 360 | (454) | 384 | (491) | 136 | (155) |
| 栃木 | 1,258 | (1,193) | 350 | (315) | 290 | (276) | 172 | (207) |
| 群馬 | 1,469 | (1,259) | 426 | (358) | 210 | (256) | 78 | (106) |
| 埼玉 | 1,298 | (1,080) | 439 | (294) | 173 | (206) | 113 | (135) |
| 千葉 | 1,393 | (1,059) | 391 | (137) | 223 | (247) | 146 | (171) |
| 東京 | 1,271 | (1,224) | 180 | (194) | 127 | (162) | 66 | (85) |
| 神奈川 | 1,323 | (1,196) | 278 | (400) | 274 | (265) | 92 | (116) |
| 新潟 | 1,125 | (1,048) | 181 | (224) | 169 | (229) | 98 | (118) |
| 富山 | 1,349 | (1,381) | 310 | (372) | 154 | (175) | 102 | (86) |
| 石川 | 1,470 | (1,517) | 262 | (319) | 253 | (227) | 79 | (91) |
| 福井 | 1,543 | (1,470) | 420 | (421) | 270 | (260) | 191 | (184) |
| 山梨 | 1,098 | (1,166) | 443 | (541) | 324 | (305) | 113 | (161) |
| 長野 | 1,559 | (1,149) | 226 | (221) | 275 | (349) | 135 | (150) |
| 岐阜 | 987 | (918) | 285 | (496) | 375 | (227) | 110 | (112) |
| 静岡 | 1,243 | (1,228) | 390 | (419) | 170 | (197) | 118 | (110) |
| 愛知 | 1,060 | (1,112) | 245 | (563) | 165 | (181) | 81 | (91) |
| 三重 | 1,200 | (1,048) | 304 | (521) | 190 | (187) | 124 | (96) |
| 滋賀 | 1,279 | (1,299) | 301 | (480) | 187 | (175) | 77 | (75) |
| 京都 | 1,225 | (1,301) | 491 | (490) | 204 | (216) | 105 | (115) |
| 大阪 | 1,323 | (1,363) | 417 | (725) | 216 | (234) | 134 | (164) |
| 兵庫 | 1,137 | (1,209) | 454 | (392) | 228 | (272) | 107 | (120) |
| 奈良 | 1,289 | (1,641) | 410 | (705) | 188 | (195) | 117 | (118) |
| 和歌山 | 1,669 | (1,683) | 305 | (695) | 466 | (392) | 257 | (331) |
| 鳥取 | 1,629 | (1,456) | 323 | (426) | 300 | (384) | 126 | (183) |
| 島根 | 1,610 | (1,778) | 304 | (273) | 155 | (238) | 116 | (169) |
| 岡山 | 1,245 | (1,192) | 367 | (312) | 183 | (188) | 129 | (128) |
| 広島 | 1,227 | (1,223) | 382 | (452) | 214 | (134) | 125 | (106) |
| 山口 | 1,805 | (1,538) | 252 | (316) | 262 | (242) | 166 | (154) |
| 徳島 | 1,273 | (1,079) | 327 | (591) | 359 | (345) | 116 | (91) |
| 香川 | 1,433 | (1,400) | 480 | (698) | 210 | (205) | 143 | (106) |
| 愛媛 | 1,157 | (1,363) | 286 | (337) | 198 | (262) | 122 | (126) |
| 高知 | 1,405 | (1,342) | 305 | (444) | 334 | (279) | 179 | (207) |
| 福岡 | 1,502 | (1,692) | 453 | (598) | 259 | (358) | 176 | (230) |
| 佐賀 | 1,270 | (1,270) | 334 | (665) | 534 | (380) | 129 | (102) |
| 長崎 | 1,335 | (1,296) | 295 | (366) | 341 | (349) | 147 | (135) |
| 熊本 | 1,602 | (1,308) | 367 | (548) | 235 | (184) | 155 | (127) |
| 大分 | 1,612 | (1,745) | 272 | (265) | 258 | (284) | 137 | (107) |
| 宮崎 | 1,166 | (1,202) | 336 | (231) | 232 | (216) | 157 | (138) |
| 鹿児島 | 1,285 | (1,266) | 273 | (400) | 248 | (208) | 177 | (138) |
| 沖縄 | 1,173 | (1,150) | 297 | (394) | 331 | (417) | 129 | (163) |
| 全国 | 1,310 | (1,287) | 317 | (402) | 230 | (252) | 120 | (136) |

(5) 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

柔道整復施術療養費は日常生活やスポーツで生じた打撲や捻挫等により柔道整復師の施術を受けた際に、施術料金の一部が申請により払い戻される制度です。

健康保険の給付の対象となるのは、急性などの外傷性の打撲・捻挫・挫傷（肉離れなど）・骨折・脱臼ですが、骨折・脱臼の施術の際は、応急手当を除きあらかじめ医師の同意が必要です。慢性化した症状やスポーツでの筋肉疲労、肩こりや疲れをとるための施術は、給付対象外です。

協会では、加入者の適正な受診行動の啓発を目的に、協会発信文書への啓発チラシの同封による周知広報や、不正施術の疑義のある多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請等について、加入者（受診者）に対し文書による照会を強化しています。

i) 加入者への適正受診の周知広報について

加入事業所へ送付する納入告知書や加入者への施術内容等を確認する照会文書に、啓発チラシやリーフレットを同封し、適正な受診行動の周知を図っています。

ii) 不正施術が疑われる申請への文書照会の強化

3部位以上の負傷や3ヵ月を超える長期継続施術、1ヵ月あたり10～15回以上の施術回数等に着目し、多部位かつ頻回受診の申請のあった加入者に対し文書による施術内容の確認及び適正受診行動の啓発を強化しています。

2020（令和2）年度は文書照会を411,431件実施した結果、多部位かつ頻回受診の申請は160,251件（前年度175,883件）で、その割合は1.12%（前年度と同率）であり、2020年度KPI（1.12%以下）を達成しました（図表4-11参照）。

また、同一施術所で同一患者に部位を変え負傷と治癒を繰り返す申請、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる申請に対しても、同様に38,415件の文書照会を実施し、確認や啓発を強化しています。

これらの取組により、柔道整復療養費の実績は、加入者数が増加している中、2020年度は支給件数14,162,514件（対前年度▲1,042,921件）、支給決定金額625億円（対前年度▲28億円）と件数・金額とも減少傾向にあり適正化が図られてきているものと考えています。

〔図表4-11〕柔道整復療養費の申請件数と内訳

| | 2019年度 | | 2020年度 | | 〔 件数の 前年度対比 〕 |
|---------------|------------|--------------|------------|--------------|------------------|
| | 件数(件) | 申請に 占める割合 | 件数(件) | 申請に 占める割合 | |
| 申請件数 | 15,692,604 | — | 14,254,909 | — | (▲ 9.2%) |
| うち多部位 | 3,363,123 | 21.43% | 2,927,674 | 20.54% | (▲ 12.9%) |
| うち頻回 | 404,556 | 2.58% | 388,034 | 2.72% | (▲ 4.1%) |
| うち多部位 かつ頻回 | 175,883 | 1.12% | 160,251 | 1.12% | (▲ 8.9%) |
| 照会件数 | 428,110 | — | 411,431 | — | (▲ 3.9%) |

(6) あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

あんま・マッサージ・指圧及びはり・きゅうの施術に係る療養費は、医師の同意を条件として、あんま・マッサージ・指圧師等による施術を受けた際に施術料金の一部が申請により払い戻される制度です。

あんま・マッサージ・指圧の施術に係る療養費の対象となる疾病は、一律にその診断名によることなく、筋麻痺・筋委縮・関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする疾病とされています。また、はり・きゅうの施術の給付対象となる疾病は、慢性病（慢性的な疼痛を主訴とする疾病）で保険医による適切な治療手段のないものとされており、具体的には、神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症や、それ以外についても、保険医による適切な治療手段がないと保険者が個別に判断した疾病とされています。

協会では、地方厚生局等との連携を強化し適正な支給及び不正防止に取り組んでいます。

i) 医師の再同意の確認を徹底

あんま・マッサージ・指圧、はり・きゅうの施術に係る療養費に関しては、2019（平成31）年1月より受領委任制度が導入され、医師の同意について、それまでの口頭による同意に代えて文書による同意が必須要件となり同意書の様式が統一化されました。また、患者が施術を受けて一部負担金を支払った際、領収書の無償交付を必須要件とし、患者の求めに応じて明細書を発行する等の適正化が図られました。

これらの制度改正を踏まえて、同意書による医師の同意・再同意の確認徹底など審査を強化するとともに、不正の疑いがある案件については、地方厚生局へ情報提供を行い支給の適正化を図っています。

〔図表 4-12〕 受領委任制度導入前後の支給決定件数

（単位：件）

| | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|-------------------------|---------------------|--------------------|--------------------|
| あんま・マッサージ・指圧 （対前年度比） | 68,148 （▲ 4.1%） | 70,241 （3.1%） | 77,653 （10.6%） |
| はり・きゅう （対前年度比） | 436,623 （▲ 4.7%） | 503,356 （15.3%） | 557,006 （10.7%） |

※2019年1月受領委任制度導入

(7) 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理業務の推進

協会が発生する債権の大半は、退職等の際に保険証を返却せず、失効した保険証の使用による受診で発生する資格喪失後受診による返納金債権と、交通事故など第三者の行為に起因する傷病への保険給付で発生する損害賠償金債権です。資格喪失後に受診した場合は、当該者（元被保険者）は後日、協会の負担した医療費を返納しなければなりません。

この資格喪失後受診による返納金債権が発生件数では大きな割合を占めており、返納金債権の発生防止の観点で、失効した保険証の早期回収に努めています。

また、返納金債権の速やかな回収を図るため、文書や電話による催告の実施はもとより、資格喪失後受診による返納金債権を資格喪失後に新たに加入している国民健康保険等の保険給付（療養費）と調整（いわゆる相殺）する保険者間調整の積極的な実施や、納付拒否者には費用対効果も踏まえ支払督促等の法的手続きを行っています。

損害賠償金債権については、損害保険会社との折衝や加害者本人への請求の早期実施に努めています。

i) 保険証回収業務

退職等により失効した保険証を確実に早期に回収するため、退職時等には事業所に保険証の返却義務があり、資格喪失届に保険証の添付が必要なことや、退職日の翌日以降は保険証を使用できないこと等について、ホームページやメールマガジンへの掲載、広報チラシの配布、医療機関窓口でのポスターの掲示、また健康保険委員研修会での説明等を実施展開し、事業主及び加入者への周知徹底を図っています。

また、日本年金機構による回収催告後も保険証を返納していない元加入者に対し、文書催告を資格喪失処理後 2 週間以内に、電話催告¹⁵を「被保険者証回収不能届」受付後 7 営業日以内にそれぞれ実施し、保険証の回収強化に取り組んでいます。

併せて、保険証の未返却が多い事業所には、電話や文書等により、資格喪失届に必ず添付して提出するよう保険証の確実な返却を求める等、早期回収の重要性を訴えています。

これらの取組の結果、2020（令和 2）年度の保険証回収率（資格喪失後 1 ヶ月以内）は、92.41%（対前年度▲0.63%ポイント）となり、2020 年度 KPI（95.0%）を概ね達成しました（図表 4-13、4-14 参照）。

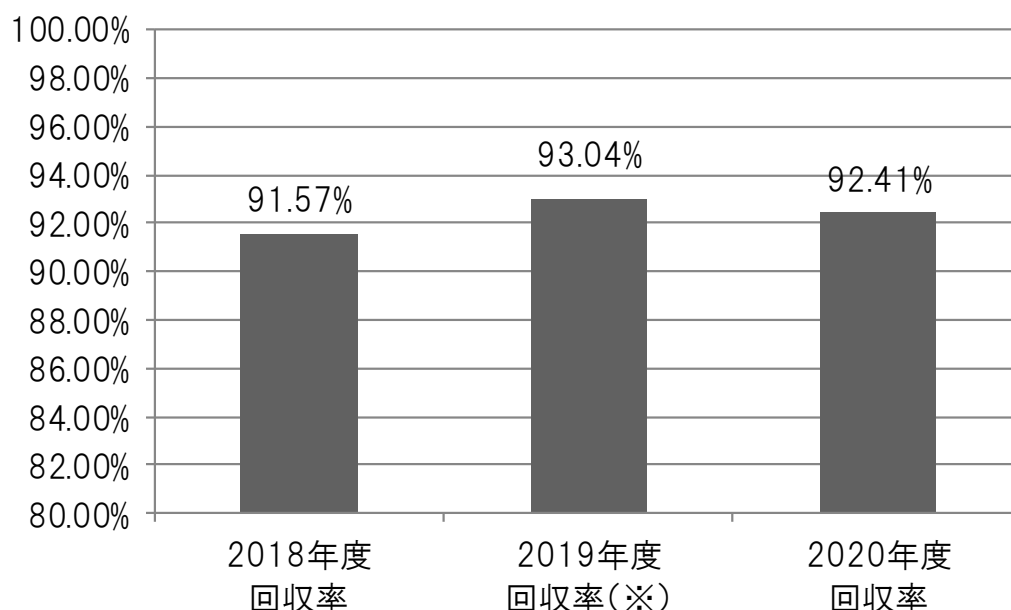
〔図表 4-13〕 資格喪失後受診による債権の発生件数等・保険証回収件数

| | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|------------------|-----------|-----------|-----------|
| 資格喪失後受診による債権発生件数 | 155,599 件 | 172,024 件 | 167,273 件 |
| 資格喪失後受診による債権発生金額 | 39 億円 | 48 億円 | 50 億円 |
| 保険証回収件数 | 707 万件 | 612 万件※ | 690 万件 |

※ 日本年金機構における保険証回収情報の不具合による影響で、2020 年 2 月、3 月分の正確な保険証回収件数が算出できなかったため、2019 年 4 月から 2020 年 1 月までの実績となっています。

¹⁵ 資格喪失届に保険証が添付できない場合に「被保険者証回収不能届」の提出が 2018 年 3 月から義務化されたことから、この届に記載の電話番号を活用し、2020 年度は電話催告を 30,574 件実施しました。なお、電話番号記載率は 62.6%（2020 年 3 月）から 73.1%（2021 年 3 月）へと向上しています。

〔(図表 4-14) 資格喪失後 1 ヶ月以内の保険証回収状況〕



※ 日本年金機構における保険証回収情報の不具合による影響で、2020 年 2 月、3 月分の正確な保険証回収件数が算出できなかったため、2019 年 4 月から 2020 年 1 月までの実績となっています。

ii) 発生した債権の早期回収等

債権回収については、回収までの期間が長期化するほど回収率は低下する傾向にあり、また管理事務及びコストの負担も増加することから、債権発生から 6 ヶ月以内の早期回収が重要と考えています。そのため、返納案内通知や催告を確実に早期に実施するとともに、返納案内通知書や納付書、催告状等の送付事務については封入封緘から発送までのすべての事務をアウトソース化し、業務の効率化を図り、債権回収の早期化に努めています。

① 国民健康保険加入者等との保険者間調整

保険者間調整は、債権回収の確実な手段として、また債務者（元被保険者等）の返納手続き等の負担も軽減されることから、全支部で積極的に取り組んでおり、保険者間調整の案内文書を返納案内の通知や催告時に同封しています。保険者間調整による 2020 年度の債権回収件数は 17,677 件と、前年度より 4,447 件増加しており、今後も積極的に保険者間調整による債権回収を促進していきます（図表 4-15 参照）。

〔(図表 4-15) 保険者間調整による債権回収状況〕

| | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|-----------------|---------|----------|----------|
| 保険者間調整による債権回収件数 | 7,971 件 | 13,230 件 | 17,677 件 |
| 保険者間調整による債権回収金額 | 12.0 億円 | 14.9 億円 | 18.0 億円 |

② 支払督促等の法的手続きの実施

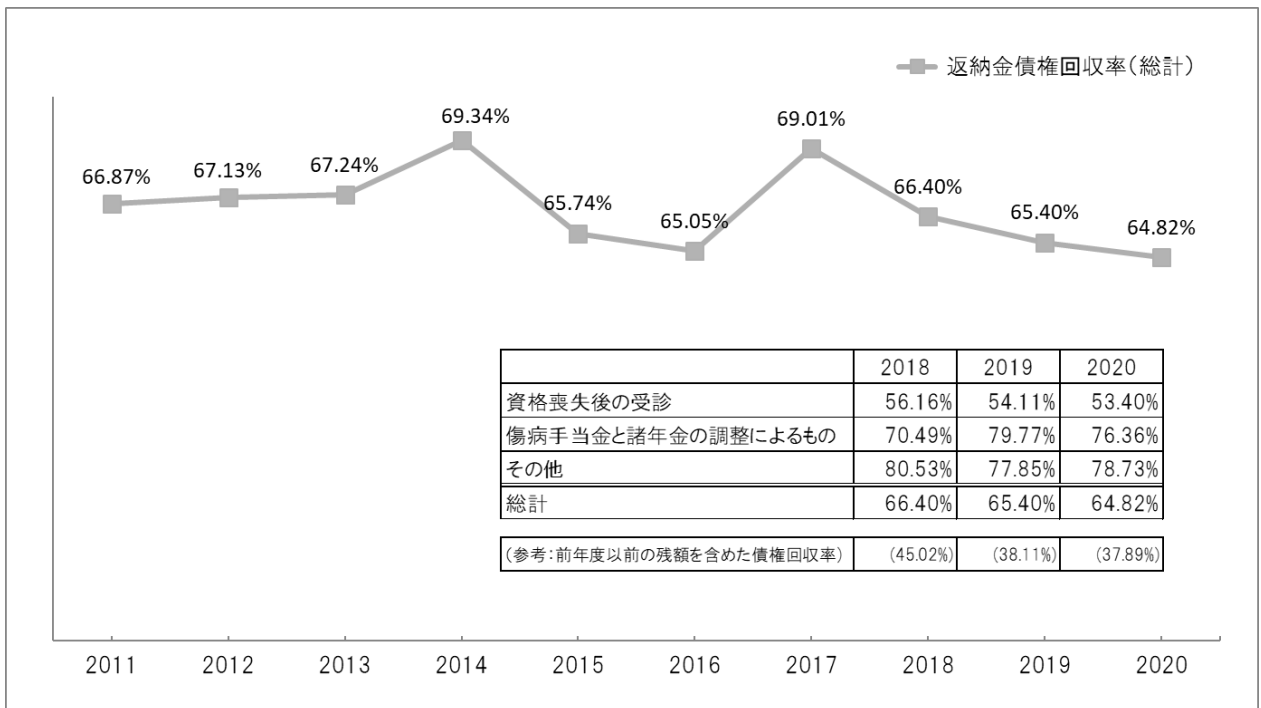
返納金債権等の納付拒否者に対しては、債権額に対する費用対効果も踏まえつつ、支払督促や訴訟などの法的手続きを実施しています。2020年度の支払督促等の法的手続きは1,074件実施しました（図表4-16参照）。

〔図表4-16〕支払督促等の法的手続き実施件数

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 支払督促 | 2,376件 | 2,770件 | 3,089件 | 1,569件 | 951件 |
| 通常訴訟 | 3件 | 235件 | 295件 | 201件 | 123件 |
| 少額訴訟 | 1件 | 5件 | 2件 | 4件 | 0件 |
| 合計 | 2,380件 | 3,010件 | 3,386件 | 1,774件 | 1,074件 |

各種債権回収の取組を積極的に推進しましたが、コロナ禍による影響も感じられ、①資格喪失後受診に伴う返納金債権の回収率は53.40%（対前年度▲0.71%ポイント）、②医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合は0.087%（対前年度+0.005%ポイント）と、ともに2020年度KPI（①前年度以上、②前年度以下）は未達成となりました（図表4-17、4-18参照）。

〔図表4-17〕現年度発生分の返納金債権回収率（金額ベース）



※当年度に発生した債権に対する当年度中の回収額（年度末時点）の割合。（参考：前年度以前の残額を含めた債権回収率）は、前年度以前の残高に当年度発生分を加えた全ての債権額に対する当年度中の回収額（年度末時点）の割合。

〔(図表 4-18) 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金〕

| | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|----------------------------------|---------|---------|---------|
| 資格喪失後受診に伴う返納金 | 39.3 億円 | 47.9 億円 | 49.6 億円 |
| <u>資格喪失後受診に伴う返納金</u> 医療費給付費総額 | 0.070% | 0.082% | 0.087% |

(8) 限度額適用認定証の利用促進

医療機関等の窓口で医療費（一部負担額）の支払が高額となった場合に、加入者の窓口での支払額を自己負担限度額まで軽減させることができる限度額適用認定証の利用を促進しています。

限度額適用認定証の利用については、各種広報を積極的に行ったほか、来院した加入者に対する同申請書の提出勧奨を医療機関等に依頼する取組を強化したことなどにより、高額療養費の支給件数のうち約 80%が限度額適用認定証を使用しており、加入者の医療機関等の窓口での負担軽減に寄与しています。

i) 加入者・事業主への周知広報や医療機関への協力依頼の取組

ホームページやリーフレット等により限度額適用認定証の利用についての周知広報を積極的に行い、併せて、医療機関や市町村の窓口限度額適用認定証の発行申請書の設置と入院時等における限度額適用認定証利用および同申請書の提出の勧奨を依頼しています。

また、加入事業所には、納入告知書や保険料率改定の広報の送付時に、利用促進のリーフレット等の同封や、健康保険委員研修会等の各種説明会を活用して制度周知を行いました。加入者には、現金給付の支給決定通知書や任意継続保険料の改定通知書を送付する際に、利用促進のための案内文を同封し周知徹底を図っています。

2020（令和 2）年度の限度額適用認定証の発行件数は、約 137 万件と、前年度より約 16 万件減少しています。また、限度額適用認定証の使用率は 79.6%であり、2020 年度 KPI（85%）は達成できませんでした。使用率が減少した要因として、現金給付に係る世帯合算方式の高額療養費¹⁶の支給件数割合が増加したことが、要因の一つとなっています（図表 4-19 参照）。

¹⁶ 高額療養費は、①被保険者または被扶養者が同一の月に一つの病院、診療所、薬局ごとに支払った自己負担額（一部負担額、療養費等）が負担限度額を超える場合、または、②これらの自己負担額のうち、合算対象基準額（七十歳未満のものについては二万一千円（七十歳以上についてはすべての自己負担額））以上のものを合算した額が負担限度額を超える場合に支給されます。

なお、限度額適用認定証は、①の場合に負担限度額を超える額が現物給付化されますが、②（世帯合算方式）の場合は限度額適用認定証を使用した場合であっても、別途、高額療養費の申請が必要となります。

[(図表 4-19) 限度額適用認定証等発行件数]

| | | 2018 年 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|----------------|------|-------------|-------------|-------------|
| 限度額適用認定証の使用率 | | 81.3% | 81.2% | 79.6% |
| 限度額適用認定証等発行件数 | | 1,655,436 件 | 1,531,687 件 | 1,370,106 件 |
| 高額療養費 現物給付分 | 支給件数 | 3,504,348 件 | 3,717,933 件 | 3,724,131 件 |
| | 支給金額 | 4,634 億円 | 5,014 億円 | 5,112 億円 |
| 高額療養費 現金給付分 | 支給件数 | 808,100 件 | 858,709 件 | 955,630 件 |
| | 支給金額 | 331 億円 | 345 億円 | 366 億円 |

※高額療養費現金給付分の中には高額介護合算は含んでいない。

ii) 高額療養費の未申請者への申請書郵送の取組 (ターンアラウンド通知)

加入者が限度額適用認定証を利用しない場合には、後日、自己負担限度額を超えた額を申請により払い戻す高額療養費制度があります。高額療養費制度や限度額適用認定証の利用の周知広報と併せて、高額療養費を未申請の加入者(被保険者)に対しては、事前に必要事項を記載した高額療養費支給申請書を郵送する取組(ターンアラウンド通知)を行っています。2020年度は632,168件の通知を行い、前年度より47,028件増加しています(図表4-20参照)。

[(図表 4-20) ターンアラウンド通知件数]

| | 2017 年度 | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| ターンアラウンド通知件数 | 484,343 件 | 548,549 件 | 585,140 件 | 632,168 件 |

(9) 被扶養者資格の再確認の徹底

被扶養者が就職などにより被扶養者資格を喪失した場合には、被扶養者資格解除届出と保険証の返還が必要であり、この手続きが放置されると無資格受診による返納金債権の発生につながります。

協会では、被扶養者資格の適正化を目的に資格の再確認を日本年金機構と連携して毎年度実施しています。2020(令和2)年度は、2020年3月末時点で18歳以上の被扶養者に対して再確認を行いました。

特に、被保険者と別居している被扶養者については、仕送りの事実等について厳格な確認を行いました。また、2020年4月から、被扶養者の国内居住要件が新たに追加されたことを受け、居住地が海外と判明した被扶養者に対しては海外特例要件該当の有無について改めて確認を行いました。

i) 被扶養者資格の再確認の実施状況

2020年度においては、10月に約133万事業所へ被扶養者状況リストを送付し、約122万事業所より確認結果が提出され、68,027人分(対前年度+1,834人)の被扶養者資格解除届

出の漏れを確認しました。これらの取組の結果、2020年度の提出率は91.3%（前年度と同率）とKPI（92.0%）を概ね達成しました。

ii) 未提出事業所への勧奨および未送達事業所への送付先の確認

被扶養者状況リストが未提出の事業所に対しては提出勧奨を行なっています。また未送達の事業所に対しては架電による送付先調査や年金事務所へ所在地の再確認等を行い、状況リストの再送付を実施しています。2020年度は、未提出等の事業所のうち、70,791事業所から提出があり6,963人の被扶養者資格解除届出の漏れを確認し適正化を図ることができました。

〔(図表 4-21) 被扶養者資格の再確認における被扶養者削減数等〕

| | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度(※1) | 2020年度 |
|-----------------|------------|------------|-------------|------------|
| 被扶養者資格再確認対象事業所数 | 1,263,914社 | 1,315,182社 | 1,446,812社 | 1,334,462社 |
| 提出率 | 86.6% | 88.0% | 91.3% | 91.3% |
| 確認対象被扶養者数 | 7,381,647人 | 7,480,414人 | 14,081,158人 | 6,881,410人 |
| 被扶養者削減数 | 75,685人 | 70,897人 | 66,193人 | 68,027人 |
| 前期高齢者納付金の負担軽減額 | 18.4億円 | 17.3億円 | 15.3億円 | 1.1億円(※2) |

※1 2019年度は被扶養者の国内居住要件が新たに追加されたことを受け、18歳未満の被扶養者も対象としているため、確認対象事業所数、確認対象被扶養者数とも大幅に増加しています。

※2 2020年度は例年に比べて、被扶養者削減数に占める前期高齢者の該当者の割合が高かったことから、前期高齢者納付金の負担軽減額は低くなっています。

(10) オンライン資格確認の円滑な実施

i) 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けた取組

国全体で実施するオンライン資格確認は、患者が医療機関等を受診する際に保険証又はマイナンバーカードを提示し、医療機関等が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が管理するオンライン資格確認等システムへ資格情報(どの保険者に属しているかの情報)の照会を行い資格確認を行う仕組みです。これにより、既に協会に属していないにもかかわらず協会の加入者として誤って医療機関等を受診する場合などに係る医療費等について、その返還等を行う際の事務コストが軽減されることが期待されています。

マイナンバーカードの取得及び保険証利用の促進については、2019(令和元)年6月にデジタル・ガバメント閣僚会議で政府の方針が決定され、同年9月に保険者における促進策が公表されました。ところが、医療機関等がマイナンバーカードを使用してオンライン資格確認を行った場合、個人認証手数料が発生することから、協会としては、発生する手数料の負担を保険者に求めないよう医療保険部会等の場で厚生労働省に対して要望していました。これを受けて、2020(令和2)年末の2021(令和3)年度政府予算編成の過程で、個人認証手数料については国が負担することと整理されました。この決定を踏まえ、協会では、2021年1月から各支部において、保険料の納入告知書へのチラシ同封やメールマガジンへの掲載等

を行い、加入者及び事業主へのマイナンバーカードの取得及び保険証利用に係る広報を行いました。なお、2020年12月27日時点での協会けんぽ加入者のマイナンバーカードの保険証利用登録者数は約54万人となっています。

また、2021年3月からのオンライン資格確認の稼働に向けて、システムへ登録された資格情報の正確性確保の観点から、オンライン資格確認の運営実施主体である社会保険診療報酬支払基金において、医療保険者向け中間サーバー（情報を保管し、システム間の中継を行うサーバー）に登録された資格情報と住民基本台帳情報を突合し、その突合結果を各医療保険者へ連絡し、各医療保険者において登録誤りの確認を行うこととする事務連絡が2020年末に厚生労働省より発出されました（2020年12月21日付事務連絡「J-LIS照会による個人番号等のご登録の検知の実施並びに当該検知結果を踏まえた医療保険者の対応について」）。この突合結果の協会への提供は、2020年12月23日から2021年1月25日にかけて断続的に行われました。協会では、提供された突合結果ファイルの内容を精査し、2021年2月19日に登録誤りの疑いが高い者については削除を完了しました。

その後、2021年3月4日より19医療機関・薬局でオンライン資格確認のプレ運用が開始され、同月末の本格運用開始に向けて準備を進めていましたが、厚生労働省は、2021年3月26日に開催された医療保険部会において、システムの安定性確保やデータの正確性担保の観点からプレ運用を継続することとし、遅くとも2021年10月までに本格運用を開始することとしました。2021年3月末時点のプレ運用参加機関数は100機関、マイナンバーカードの交付枚数は約3,597万枚（人口比28.3%）となっています。なお、2021年6月末時点の参加機関数は872機関となっており、順次拡大されていく予定です。

ii) 協会独自のオンライン資格確認システム

協会では、資格喪失後受診の防止及び返納金債権発生の抑止を目的として、医療機関が協会けんぽ加入者の資格を確認できる取組（オンライン資格確認）を実施してきました（2020年度は36支部が実施）。

この取組については、資格確認システム認証用のUSBトークンを配布した医療機関における利用率をKPIとして設定しています。2020年度平均の利用率は53.7%となり、2020年度のKPIである「利用率50.0%以上（年度平均）」を達成しました。

2020年度の効果額については検証中（検証結果の公表は2021年9月を予定）ですが、2019年度の効果額（推計）は、2018年度を556万円上回る7,069万円でした。

なお、2021年3月に国のオンライン資格確認のプレ運用が開始されることに伴い、この取組は2021年2月19日をもって終了しました。

〔図表 4-22〕 オンライン資格確認の実施支部数と効果額

| | 2018年度 | 2019年度 |
|-------|-------------|-------------|
| 実施支部数 | 36支部 | 36支部 |
| 効果額 | 65,137,077円 | 70,693,339円 |

(11) 的確な財政運営

i) 2021 年度保険料率の議論の開始

2021（令和 3）年度の保険料率の決定に向けては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響に伴う経済情勢の悪化等によって協会財政の見通しが厳しくなると見込まれる中、2020（令和 2）年 9 月に開催した運営委員会において、2025（令和 7）年度までの 5 年間の収支見通し（以下「5 年収支見通し」という。）と「保険料率に関する論点」（今後 10 年間の収支見通しを含む）のほか、日本の人口（年齢階層別の将来人口を含む）や国民医療費の推移、関連する制度改正の動向等を事務局から示し、議論が開始されました。

① 保険料率に関する論点

2021 年度の保険料率に関しては、図表 4-23 にあるように、事務局から論点を提示しました。その中で平均保険料率については、後述のように、リーマンショック時の協会けんぽの実績をもとに新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を織り込んだ 5 年収支見通しも踏まえて、

- ・ 財政構造に大きな変化がない中で、今後の 5 年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、2021 年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

との論点を示しました。具体的には、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が不確実で、協会けんぽの収支の見通しについて予断を許さない状況下において、今後の保険料率の水準をどのように考えるかがポイントであることを事務局より説明しました。

各委員からは、

- ・ 「コロナ禍という状況だが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な問題は変わっておらず、今後も医療費の増加が見込まれると思う。協会けんぽは働く者と家族の医療のセーフティネットであって、労働者が安心して働き続けられるように、医療アクセスを将来にわたって可能とするためには、健全な財政基盤を確保していくことを基本とすべき。一方で、準備金残高が 4.3 ヶ月分にまで積み上がっているのも事実。コロナの影響で企業経営に大きな影響が出ており、保険料負担の軽減に対する期待は高まっていると思うので、今後の料率決定の判断をするにあたっては、これまで以上に丁寧な説明が必要。」
- ・ 「最近の運営委員会では、運営委員も協会けんぽも、事業者と従業員が負担できる保険料率は 10%が限界という共通認識であると思う。そのような状況下で保険料を引き上げれば、負担に耐えかねた事業者が減少し、従業員の収入も減り、解雇により被保険者も減るといった負のスパイラルに陥りかねない。協会けんぽには、コロナ禍で苦しんでいる事業者や従業員への支援策を積極的に国へ要望してほしい。例えば、国からの補助率を法定上限の 20%まで引き上げ財政基盤を強化することや、社会保障全体の負担と支給のバランスを抜本的に見直し、事業者や従業員の負担の軽減を図るように、今まで以上に積極的に提言・要望を実施してほしい。」

などの発言があり、9月時点の運営委員各々の考えが示されました。このほか、5年収支見通しについて、「コロナの影響を踏まえた試算は非常に重要。医療給付費の動向は急激に変化をしており、ぎりぎりまで足元の数字を反映して保険料率決定に向けた議論に資するよう、アップデートを引き続きお願いしたい。」という発言がありました。

〔(図表 4-23) 2021 年度保険料率に関する論点 (2020 年 9 月 15 日運営委員会提出資料)〕

1. 平均保険料率

◀現状・課題▶

- ✓ 協会けんぽの令和元年度決算は、収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円、収支差は5,399億円と、収支差は前年度に比べて▲550億円となったものの、準備金残高は3兆3,920億円で給付費等の4.3か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによるものである。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。（詳細は P.45参照）
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。（詳細は P.48参照）
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。（詳細は P.39参照）
- ✓ 加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化により、令和2年4月～6月にかけて被保険者数の伸びが急激に鈍化するとともに、令和2年7月31日時点で約770億円の保険料の納付猶予が発生するなど、保険料収入の減少等が見込まれる状況にある。
- ✓ また、医療給付費については、医療機関への受診抑制により、加入者一人当たり医療給付費が対前年同月比で、令和2年4月が▲10.6%、5月が▲12.4%となっていたが、6月は▲2.6%と戻りつつある。（詳細は P.52参照）
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細は P.9～25参照）を行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
 - ※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細は P.6参照）

2. 保険料率の変更時期

◀現状・課題▶

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和3年度保険料率の変更時期について、令和3年4月納付分（3月分）からでよいか。

② 協会けんぽの5年収支見通しの試算の前提等

2020年7月にとりまとめられた2019（令和元）年度決算を足元として、一定の前提をもとに5年収支見通しを作成しました。

作成にあたっては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響をどのように見込むかが重要なポイントでした。しかし、9月の運営委員会開催の時点では、2020年4～6月期の実質GDPが年率換算で▲28.1%¹⁷となるなど、各種経済指標に大きな落ち込みが見られる一方で、健康保険料率決定に係る各種計数については、被保険者数の伸び率が鈍化しているものの、標準報酬月額については、感染拡大前と同程度の伸び率で推移しており、未だ大きな影響が出ておらず先行きが不透明な状況でした。このような状況下において、直近の実績に基づく試算は困難であったため、今回は2008（平成20）年のリーマンショック後における協会の各種計数の伸び率の推移等を用いて機械的に試算を行うこととしました¹⁸。具体的には、被保険者数、賃金上昇率等の見通しについて、それぞれ、3つのケース（以下「コロナケース」という。）を試算しました。そのうち、リーマンショック時の協会の実績等を当てはめたものを中位ケース（コロナケースⅡ）とし、これに上下一定の幅をもったケースを作成しました。

ア) 被保険者数の見通し

被保険者数の見通しは、2020、2021年度についてリーマンショック時の協会の実績（2009（平成21）年度▲0.9%、2010（平成22）年度0.3%）を踏まえて前提を置きました。

＜2020年度以降の被保険者数の伸び率＞

| | 2020年度 | 2021年度 |
|----------------------|--------|--------|
| コロナケースⅠ（2020年度Ⅱ×0.8） | ▲0.7 | } 0.3 |
| コロナケースⅡ | ▲0.9 | |
| コロナケースⅢ（2020年度Ⅱ×1.2） | ▲1.1 | |

なお、2022（令和4）年度以降は、「日本の将来推計人口」の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行いました。また、2022、2024（令和6）年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響を試算に織り込みました。

イ) 賃金上昇率の見通し

賃金上昇率は、2020～2022年度についてリーマンショック時の協会の実績（2009年度▲1.8%、2010年度▲1.4%、2011（平成23）年度▲0.3%）を踏まえ、ア)で示した3ケースごとに以下の前提を置きました¹⁹。なお、2023（令和5）年度以降は、コロナケースⅠは0.6%、コロナケースⅡ、Ⅲは0.0%で一定としました。

¹⁷ 2020年4～6月期四半期別GDP速報（8月17日公表、9月8日改定値公表）

¹⁸ その他、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮しないケースの試算も行い、運営委員会に示しましたが、この試算に関する委員会での議論は行われませんでした。

¹⁹ コロナケースⅠは、2021年度以降賃金上昇率が回復することを想定したものです。

<2020 年度以降の賃金上昇率>

(単位 %)

| | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度～ |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| コロナケースⅠ | ▲1.4 | 0.0 | 0.6 | 0.6 |
| コロナケースⅡ | ▲1.8 | ▲1.4 | ▲0.3 | 0.0 |
| コロナケースⅢ | ▲2.2 | ▲1.4 | ▲0.3 | 0.0 |

ウ) 医療給付費の見通し

医療給付費の加入者一人当たりの伸び率については、2020 年度については、2020 年 3 月～7 月の協会けんぽの実績を踏まえて、ア) で示した 3 ケースごとに以下の前提を置きました²⁰。また、2021 年度については、協会けんぽの実績から 2.9%と見込みました。

<2020 年度以降の加入者一人当たり医療給付費の伸び率>

(単位 %)

| | 2020 年度 | 2021 年度 |
|---------|---------|---------|
| コロナケースⅠ | ▲5.3 | } 2.9 |
| コロナケースⅡ | ▲5.3 | |
| コロナケースⅢ | ▲3.3 | |

なお、2022 年度以降については、以下の年齢階級別医療費の伸び率を使用しました。

<2022 年度以降の年齢階級別 1 人当たり医療給付費の伸び率>

(単位 %)

| | |
|-------------------------|-----|
| 75 歳未満 | 2.0 |
| 75 歳以上 (後期高齢者支援金の推計に使用) | 0.4 |

現金給付は給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用しました。

また、保険料率は以下のケースについて試算を行いました。

- ・現在の保険料率 10%を据え置いたケース
- ・均衡保険料率

③ 5 年収支見通しの試算結果

平均保険料率を 2020 年度と同率の 10%に据え置いた場合、コロナケースⅠにおいては 2024 (令和 6) 年度まで単年度黒字となりますが、2025 年度には単年度赤字に転じ、コロナケースⅡでは 2023 年度に、コロナケースⅢではさらに 2 年早く 2021 年度にそれぞれ単年度

²⁰ コロナケースⅢの 2020 年度は、加入者一人当たり医療給付費の伸び率の落ち込みが小さいことを想定したものです。

赤字に転じて、2025年度の準備金は、コロナケースⅠでは4兆6,500億円（保険給付費等の約5.6ヵ月分）、コロナケースⅡでは3兆1,400億円（同、約3.8ヵ月分）、コロナケースⅢでは2兆1,900億円（同、約2.6ヵ月分）という結果になりました。

また、単年度で収支が均衡する保険料率は、ケースによって現在の保険料率（10%）を超過する時期が異なる結果となりました。具体的には、コロナケースⅠでは2024年度まで保険料率は10%を下回りますが、2025年度には10%を超え、コロナケースⅡでは2021年度に現在と同じ10%まで上がり、2023年度には10%を超え、コロナケースⅢでは2021年度から10%を超える保険料率に引き上げる必要があるという結果となりました（図表4-24参照）。

〔図表4-24〕5年収支見通しの試算結果

平均保険料率（10%）を据え置いた場合の単年度収支差と準備金残高

（単位：億円）

| | | 2020年度 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|---------|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| コロナケースⅠ | 収支差 | 6,200 | 2,200 | 2,800 | 1,400 | 600 | ▲500 |
| | 準備金 | 40,100 | 42,200 | 45,000 | 46,400 | 47,000 | 46,500 |
| コロナケースⅡ | 収支差 | 5,600 | 300 | 400 | ▲1,400 | ▲2,800 | ▲4,600 |
| | 準備金 | 39,500 | 39,800 | 40,200 | 38,800 | 36,000 | 31,400 |
| コロナケースⅢ | 収支差 | 3,700 | ▲900 | ▲1,100 | ▲3,000 | ▲4,500 | ▲6,200 |
| | 準備金 | 37,700 | 36,800 | 35,600 | 32,700 | 28,200 | 21,900 |

均衡保険料率（単年度収支が均衡する保険料率）

| 賞金上昇率 | 2021年度 | 2022年度 | 2023年度 | 2024年度 | 2025年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| コロナケースⅠ | 9.8% | 9.7% | 9.9% | 9.9% | 10.1% |
| コロナケースⅡ | 10.0% | 10.0% | 10.2% | 10.3% | 10.5% |
| コロナケースⅢ | 10.1% | 10.1% | 10.3% | 10.5% | 10.7% |

④ その他の試算結果

（今後10年間の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況）

2021年度の保険料率の議論に際しても、5年収支見通しによって、今後5年間で赤字となるケースが明らかになったため、より長期の期間として、今後10年間の準備金残高と法定準備金（保険給付費等の1ヵ月分）に対する残高の状況について試算を行い、9月の運営委員会で示しました。

現時点において十分な水準の準備金残高が確保できていても、ケースによって、早ければ2027（令和9）年度には法定準備金の確保が難しくなる結果となっており、財政の構造的な問題（赤字構造）が解消されない中、さらに今後の経済情勢が不透明な状況で、将来の協会の財政は楽観視できるものではないことが確認されました（図表4-25参照）。

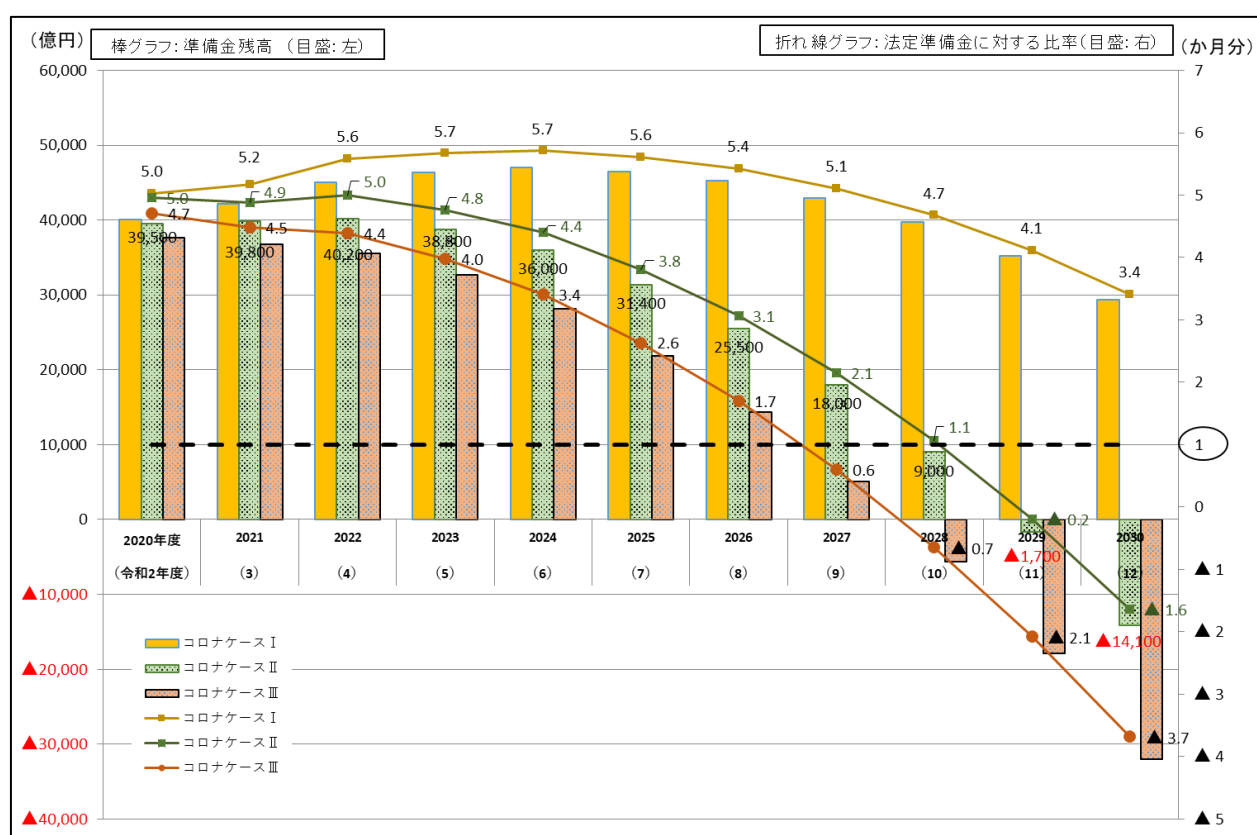
【(図表 4-25) 今後 10 年間の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (2020 年 9 月 15 日運営委員会提出資料)】

5 年収支見通し (2020 年 9 月試算) における新型コロナウイルスの感染拡大の影響を考慮したケースと同様の前提において、平均保険料率を 10.0% で維持した場合について、今後 10 年間 (2030 年度まで) の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

なお、本試算は、一定の前提のもとに機械的に試算したものである。今後の見通しが不確実なものであるという前提で試算したものであり、今後の医療費の動向等によっては、大きく変わり得るものであることに留意が必要である。

- 平均保険料率10%維持の場合の準備金残高は、コロナケース I では 2024年度をピークに減少し始め、コロナケース II では2022年度をピークに減少し始め、コロナケース III では2020年度をピークに減少し始める。
- 法定準備金に対する準備金残高は、コロナケース I では、10 年後の2030年度に3.4ヵ月分まで減少する。コロナケース II では、2029 年度には1ヵ月分を割り込みマイナスに転じ、コロナケース III では、2027年度には1ヵ月分を割り込む。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考慮したケース(コロナケース)



(今後の保険料率の推移に関するシミュレーション)

今後 10 年の収支見通しに関連して、保険料率の具体的な推移のシミュレーションを行い、9 月の運営委員会に報告しました。

このシミュレーションは、2021 年度以降、平均保険料率を 9.8% とした場合の準備金残高などの動きを見たもので、2021 年度以降も平均保険料率を 10% で維持した場合に比べて、

- ・ 平均保険料率 10% を超える水準の保険料を負担する時期が早まること
- ・ また、その際には、急激な平均保険料率の引上げを伴うこと

が具体的に確認されました (図表 4-26 参照)。

【(図表 4-26) 保険料率に関するシミュレーション (2020年9月15日運営委員会提出資料)】

【シミュレーション方法について】

- ・ 5年収支見通し(令和2年9月試算)と同様の前提をおいて、2021年度(令和3年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で(※)、2030年度までの見通しをシミュレーションしたもの。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支戻金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。
本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

- ・ なお、本試算は、一定の前提のもとに機械的に試算したものである。特に、コロナケースについては、今後の見通しが不確実なものであるという前提で試算したものであり、今後の医療費の動向等によっては、大きく変わり得るものであることに留意が必要である。

【コロナケースⅠ】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2030年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

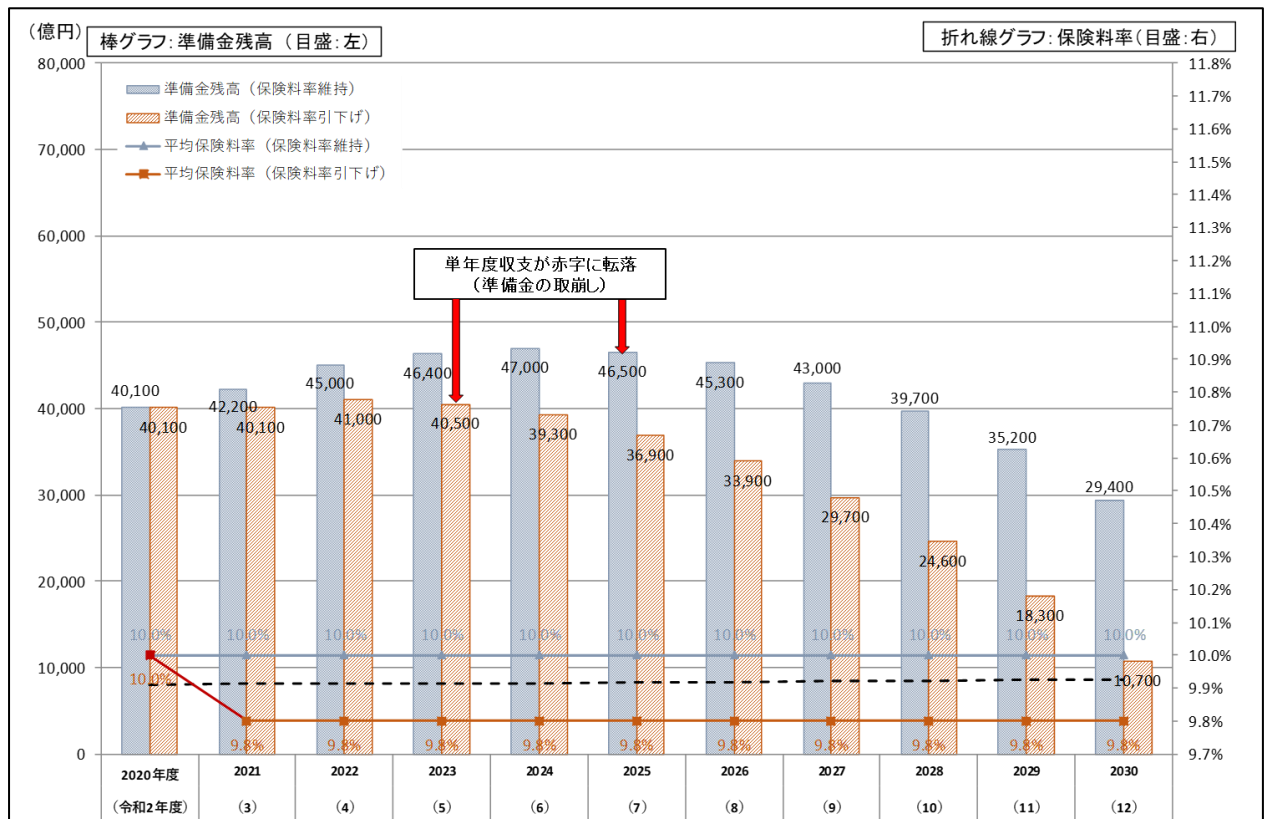
【コロナケースⅡ】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2023年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高を取り崩すことにより2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度からは上昇し、2030年度には11.5%に達する。
- ・ 仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2021年度以降準備金を取り崩すことにより、2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは年々上昇し、2030年度には11.5%に達する。

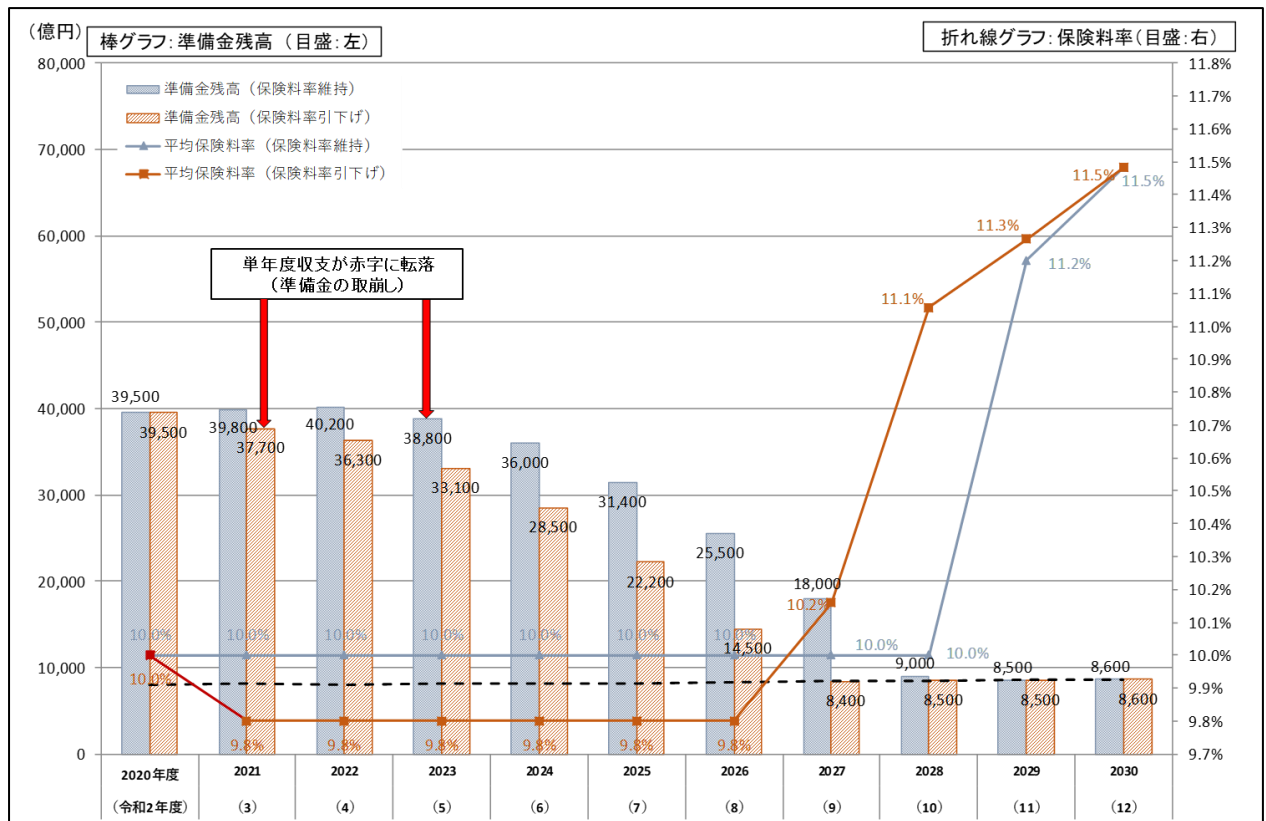
【コロナケースⅢ】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2021年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高を取り崩すことにより2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは上昇し、2030年度には11.7%に達する。
- ・ 仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2021年度以降準備金を取り崩すことにより、2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇し、2030年度には11.7%に達する。

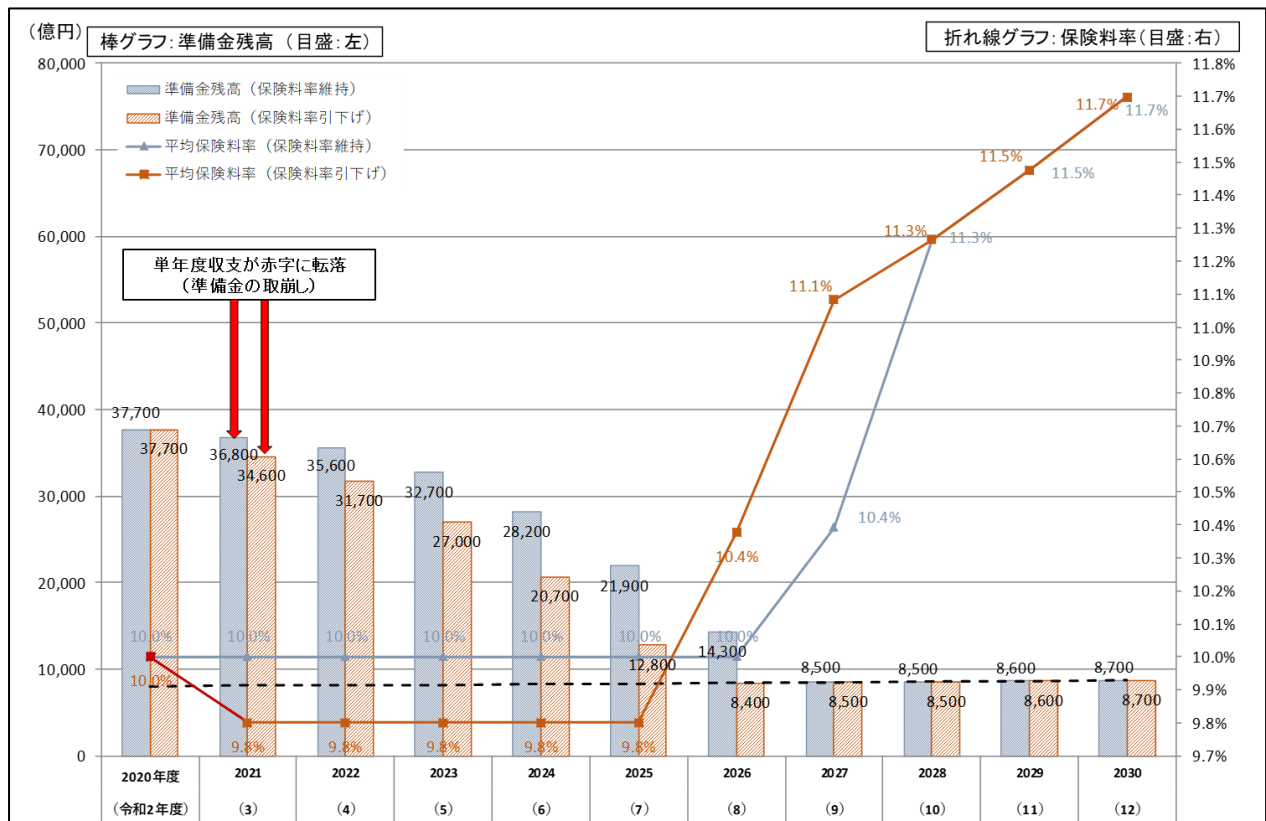
コロナケースⅠ



コロナケースⅡ



コロナケースⅢ



ii) 2021 年度保険料率についての議論

9 月 15 日の運営委員会に示した論点や新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を踏まえた 5 年収支見通し等に基づき、2021 年度保険料率等について、11 月 25 日及び 12 月 28 日の運営委員会において議論されました。また、並行して支部評議会でも議論が進みました。準備金の保有状況や今後の収支見通し及び直近の経済動向を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況下において平均保険料率を維持すべきか引き下げるべきかが議論の俎上に載ることとなりました。支部評議会の中では、平均保険料率について「10%を維持すべき」との意見が前年度に比べ大幅に増える一方、「引き下げるべき」との意見は、前年度と同数という結果になりました。

〔運営委員会や評議会での議論の動向〕

保険料率の論点等をもとに 10 月 15 日から 11 月 5 日にかけて、全 47 支部の評議会が開催され議論が進みました。

支部評議会の主な意見を論点ごとに見ると、平均保険料率については、「10%を維持すべき」又は「引き下げるべき」のいずれかで評議会の意見が一致しているのが 33 支部で、うち「10%を維持すべき」という意見が 31 支部でした。一方、「引き下げるべき」という意見は 2 支部にとどまる結果となりました。なお、「10%維持と引下げの両方」の意見がある評議会は 5 支部でした。近年、平均保険料率の引下げが議論の俎上に載り、これまでの支部評議会の意見は、「10%を維持すべき」又は「引き下げるべき」という 2 つの意見が拮抗する傾向がありましたが、ここ 2 年は「10%を維持すべき」という意見が増加する一方、「引き下げるべき」という意見が大幅に減少しました。今回、2021 年度保険料率の議論においても、「10%を維持すべき」という意見が前年度よりも増加することとなりました。

評議員の個別の意見としては、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、企業の業績が急激に悪化していることから、保険料の引下げや一時的な凍結をすべきという意見がある一方で、コロナ禍の下、経済情勢の先行きが不透明な中では、保険料率 10%を維持し、中長期的な視野で考えていくべきという意見も多くありました。

なお、前年度と同様、今回の各支部評議会の意見集約に際しては、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくという 2018 年 9 月の運営委員会に示された理事長の考え等を支部事務局が評議会に説明（一部の評議会には本部の役職員も出席して説明²¹）した上で、意見の提出を任意とする取扱いとしました。結果、全体で 6 支部の評議会からは意見の提出がありませんでした。

11 月 25 日の運営委員会においても、これらの評議会における全体的な意見の傾向、具体的な意見の内容などが報告されました。運営委員からは、「全国の中小企業、小規模事業者からは、苦境の中、社会保険料の負担を軽減してほしいという声が多く寄せられている。新型コロナウイルスの感染拡大という非常事態の中で、保険料の引下げや国庫負担の増額に言及

²¹ 秋田、山形、福島、群馬、千葉、山梨、島根、岡山、山口、愛媛、熊本、鹿児島 の 12 支部の評議会に、オンラインにより本部の役職員も出席しました。

した意見は相当数あり、この内容を十分に検証した上で運営委員会に来年度の保険料率を諮るべき。」といった意見もあったものの、

- ・ 「協会けんぽは被用者保険の最後の受け皿であり、制度の安定的な維持が最優先事項である。財政は医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が続いており、新型コロナウイルスの終息の見通しが立たない中、景気の回復には時間がかかることが予想され、加入者からの保険料収入の減少が見込まれるなど、この先数年はさらに厳しい財政状況に陥る可能性がある。総合的に考えると、現行の10%を維持することが適当。」
- ・ 「評議会の意見の中で、コロナの影響で一時的または時限的に保険料率を下げることも検討してはいかかかという意見が見受けられたが、これについては、保険料の納付猶予の仕組みで対応されているのだろうと考える。納付猶予もそれがどれくらい後まで納付に繋がるか見えない状況で、保険料を変更することはリスクが高いと思う。」
- ・ 「保険料率は現行の10%を維持すべき。協会けんぽは、医療のセーフティネットとして、安定的かつ健全な運営を将来に渡って継続していくことが求められており、健全な財政基盤の確保が課題。一方で、コロナ禍において雇用情勢が厳しさを増す中で保険料率を維持するとすれば、これまで以上に被保険者や事業主の納得性を高めていく必要があり、丁寧な説明が求められる。」
- ・ 「多くの支部は現状の10%維持の方向性を支持しているのではないかと思う。今後予想される保険料率引上げということに万が一なってしまうと、事務コスト以上に心理的負担が大きく作用する。ある程度は余剰金があったとしても、ある一定期間の安定的な保険料率を維持するという方向性が政策的には望ましい。」

といった趣旨の意見が多く、2020年度の平均保険料率の議論の趨勢は、今後厳しさが増すと見込まれる経済情勢を踏まえ、安定的な財政運営が望ましいとの考えから、平均保険料率10%を維持する方向で収束していきました。

また、2019年度決算時点において保険給付費等の4.3ヵ月分となった準備金の水準については、「安定的な保険財政の確保のため、一定程度は必要だと考えるが、一方で厳しい経済状況の中で準備金の考え方や上限をどうするのかという意見が高まってくるだろうと考える。」との発言もありました。

これを受け、委員長からは、「来年度の保険料率に関する意見について、本日の議論を含めて評議会、運営委員のご意見を一通り伺うことができた。次回の運営委員会において意見の集約を図る」旨の発言がありました。

〔(図表 4-27) 2021 年度の保険料率に関する支部評議会の意見〕

2020 年 10 月から 11 月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え(新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと)を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

| | | |
|---------------------------|--------------|-------------|
| 意見の提出なし | 6 支部(13支部) | ※()は昨年の支部数 |
| 意見の提出あり | 41 支部(34支部) | |
| ① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部 | 31 支部 (21支部) | |
| ② ①と③の両方の意見のある支部 | 5 支部 (7支部) | |
| ③ 引き下げるべきという支部 | 2 支部 (2支部) | |
| ④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) | 3 支部 (4支部) | |

※ 保険料率の変更時期については、4 月納付分(3 月分)以外の意見はほぼなし。

〔(図表 4-28) 支部評議会における平均保険料率に関する意見の分布 〕

(平均料率と比べて高いか低いかで整理)

| | | | | |
|---|--------|------|-------|---------------------|
| 意見書の提出なし | 2 支部 | 0 支部 | 4 支部 | ➔ 6 支部 (昨年13支部) |
| 意見書の提出あり | | | | |
| ①10%を維持するべき | 16 支部 | 1 支部 | 14 支部 | ➔ 31 支部 (昨年21支部) |
| うち 昨年②か③ | ② 2 支部 | 0 支部 | 3 支部 | |
| | ③ 0 支部 | 0 支部 | 0 支部 | |
| ②両方の意見あり | 4 支部 | 0 支部 | 1 支部 | ➔ 5 支部 (昨年7支部) |
| うち 昨年①か③ | ① 0 支部 | 0 支部 | 0 支部 | |
| | ③ 0 支部 | 0 支部 | 0 支部 | |
| ③引き下げるべき | 0 支部 | 0 支部 | 2 支部 | ➔ 2 支部 (昨年2支部) |
| うち 昨年①か② | ① 0 支部 | 0 支部 | 0 支部 | |
| | ② 0 支部 | 0 支部 | 0 支部 | |
| その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし) | | | | ➔ 3 支部 (昨年4支部) |
| <p>＜2021年度保険料率＞ 低い 高い</p> <p>2020年9月時点のごく粗い試算</p> <p>10%より低い 10% 10%より高い</p> <p>22支部 1支部 24支部</p> <p>(2020年度 23支部) (2020年度 0支部) (2020年度 24支部)</p> | | | | |

iii) 2021 年度保険料率の決定

12月18日の運営委員会では、5年収支見通しについて、9月の運営委員会において委員から直近のデータを踏まえた試算を行ってほしいとの意見があったことを踏まえ、事務局より、改めて試算した5年収支見通しを示しました。9月に示した見通しと比較して、収支悪化のペースが緩やかになりましたが、依然として厳しい見通しであることに変わりはありませんでした。

冒頭、委員長からは、保険料率についての議論はこの日で取りまとめを行う旨の説明がありました。

委員長は意見の取りまとめを行うにあたり、各委員に改めて2021年度の保険料率に関して意見を確認しました。各委員からの意見については、平均保険料率の引下げの意見もありましたが、前回の運営委員会と概ね同様で、平均保険料率10%を維持すべきという意見が大部分を占めました。なお、これらの意見の中には、

- ・「今後、高齢者医療制度への拠出金が増加することなどを考慮すれば、支出をできるだけ引き下げることが必要になってくる。薬剤の給付範囲の見直しなど、支出の抑制につながる政策提言を引き続きお願いする。」
- ・「コロナ禍によって雇用情勢が厳しさを増している。このような状況の中で保険料率を維持するということについて、被保険者や事業主の納得性を高めるためには、これまで以上に丁寧な説明が必要である。」

など、将来の医療費の抑制に資する意見・情報発信の強化や、コロナ禍の厳しい経済情勢下で保険料率を維持することについて、加入者及び事業主の理解を得ることが必要との意見もありました。

委員長は、ここまでの議論を踏まえて、「令和3年度の平均保険料率について、各委員からご意見を頂戴した。運営委員会全体としては、10%維持の意見が大多数であった。また、保険料率の変更時期については、事務局の提案に対して特段の異論はなかった。事務局は、ただいまの議論を踏まえ、都道府県単位保険料率の決定に向けて厚生労働省と調整し、支部長からの意見聴取等、必要な調整を進めていただきたい。」と発言し、2021年度平均保険料率についての議論を終えました。

〔(図表 4-29) 2021 年度保険料率に関する主な運営委員の意見 (2020 年 12 月 18 日運営委員会提出資料)〕

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかるが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和 3 年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくることを考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和 3 年 4 月納付分から変更するということについて、特段の異論はなし。

〔(図表 4-30) 直近のデータを踏まえた 5 年収支見通しの試算結果〕

平均保険料率（10%）を据え置いた場合の単年度収支差と準備金残高

(単位：億円)

| | | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 | 2024 年度 | 2025 年度 |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ケース I | 収支差 | 5,200 | 3,700 | 4,000 | 2,600 | 1,800 | 700 |
| | 準備金 | 39,100 | 42,800 | 46,800 | 49,500 | 51,300 | 52,100 |
| ケース II | 収支差 | 5,200 | 2,300 | 2,100 | 300 | ▲1,000 | ▲2,600 |
| | 準備金 | 39,100 | 41,400 | 43,500 | 43,800 | 42,900 | 40,200 |
| ケース III | 収支差 | 5,200 | 1,400 | 1,600 | ▲200 | ▲1,500 | ▲3,300 |
| | 準備金 | 39,100 | 40,500 | 42,100 | 41,900 | 40,400 | 37,100 |

- ・ ケース I 9 月試算のコロナケース I について、2020 年度の数値を直近の実績に置き換えたもの
- ・ ケース II 9 月試算のコロナケース II・III について、2020 年度の数値を直近の実績に置き換えたもの²²
- ・ ケース III 直近の実績を踏まえて 2021 年度の前提を設定したもの

²² 9 月試算のコロナケース II・III の 2020 年度の足元の数値を除く 2021 年度以降の前提は同じであり、2020 年度の足元の数値を同じ数値で置き換えたことから、1 つのケースに統合しています。

① 2021 年度政府予算案決定時における収支見込み

2021 年度の収支見込みについては、決定した平均保険料率 10%と政府予算案（診療報酬改定²³等）を踏まえて作成し、12 月 25 日に公表するとともに、1 月 26 日の運営委員会に報告しました。2021 年度の収支差は 2,889 億円の黒字となり、準備金残高は 4 兆 2,018 億円が見込まれる結果になりました。また、単年度で収支を均衡させる場合の保険料率は 9.70%の見込みとなりました。

〔(図表 4-31) 政府予算案を踏まえ作成した協会の収支見込み (2021 年 1 月 26 日運営委員会提出資料) 〕

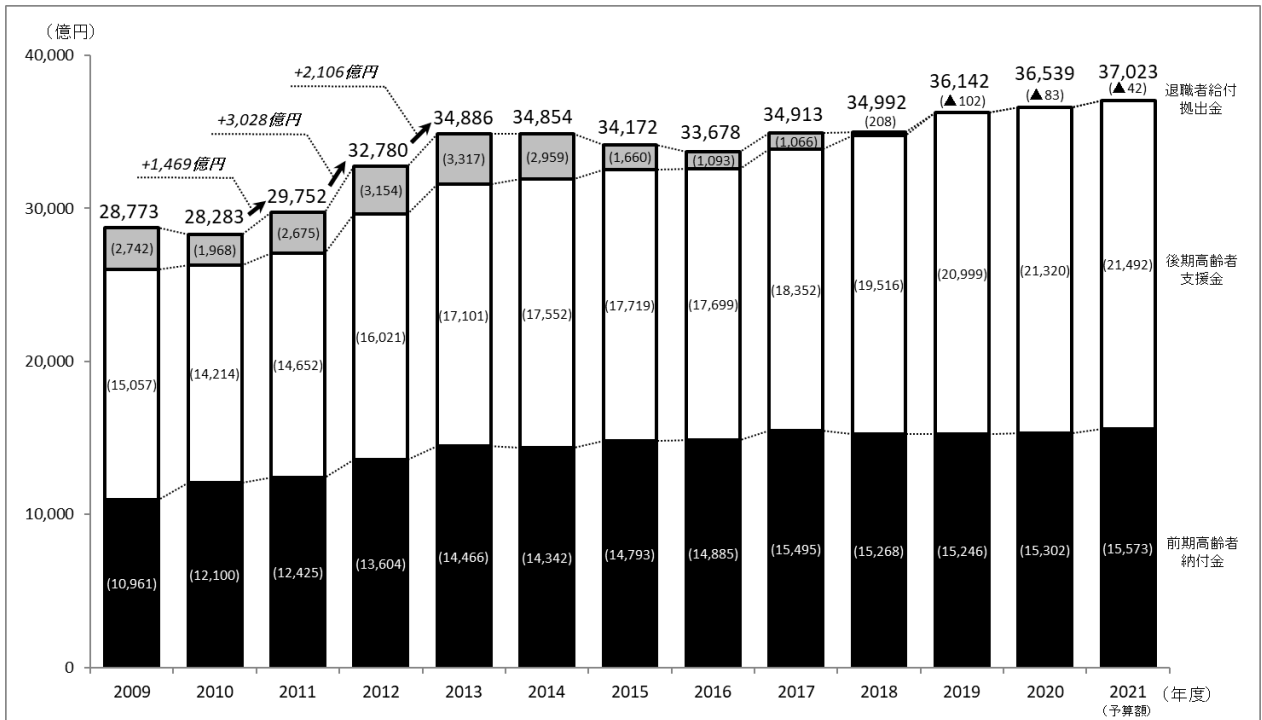
(単位：億円)

| | | R1年度 | R2年度 | R3年度 | 備考 |
|--------|----------|---------|------------------|--------------------------|--|
| | | 決算 | 直近見込 (R2年12月) | 政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月) | |
| 収入 | 保険料収入 | 95,939 | 94,432 | 98,596 | H24-R2年度保険料率：10.00% R3年度保険料率：10.00% |
| | 国庫補助等 | 12,113 | 12,719 | 12,456 | |
| | その他 | 645 | 285 | 237 | |
| | 計 | 108,697 | 107,437 | 111,289 | |
| 支出 | 保険給付費 | 63,668 | 62,175 | 66,838 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 拠出金等対前年度比 + 272 } + 443 + 172 } ▲ 0 </div> |
| | 前期高齢者納付金 | 15,246 | 15,302 | 15,573 | |
| | 後期高齢者支援金 | 20,999 | 21,320 | 21,492 | |
| | 退職者給付拠出金 | 2 | 1 | 1 | |
| | 病床転換支援金 | 0 | 0 | 0 | |
| | その他 | 3,383 | 3,430 | 4,497 | |
| | 計 | 103,298 | 102,227 | 108,400 | |
| 単年度収支差 | | 5,399 | 5,209 | 2,889 | ○R3年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率：9.70% |
| 準備金残高 | | 33,920 | 39,129 | 42,018 | |

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

²³ 2021 年度より毎年薬価改定を実施。なお、2021 年度薬価改定により、医療費は国全体で▲4,300 億円程度（国費▲1,000 億円程度）抑制されると公表されています。

〔(図表 4-32) 高齢者医療などへの拠出金等の推移(2009～2021 年度) 〕



※ 棒グラフの上の計数については各年度の拠出金等の総額であり、病床転換支援金等も含まれていることから () 内の計数の合計とは必ずしも一致しません (詳細については、63 頁の図表 4-37 を参照してください)。

以下、2021 年度の収支見込み (図表 4-31 参照) について具体的に説明します。

まず、支出についてですが、支出総額は前年度からで 6,173 億円増加する見込みとなりました。これは、主に加入者や一人当たり給付費の増加により、保険給付費が 4,663 億円増加する見込みであることによるものです。

一方、収入総額については、前年度から 3,853 億円増加する見込みとなりました。これは、政府予算案を踏まえると、保険料を負担する被保険者の増加や標準報酬月額の上昇により、保険料収入が 4,163 億円増加する見込みとなること等によるものです。

② 2021 年度の都道府県単位保険料率の決定

平均保険料率 10% を維持することを決定したことを受けて、各支部においては、必要な手続きを進めました。

都道府県単位保険料率の変更にあたっては、支部長は評議会の意見を聴いた上で理事長に対して意見の申出を行うことが健康保険法に定められており、1 月 13 日から 20 日にかけて開催された評議会の意見等を踏まえ、各支部長からの意見書が提出されました。

その後、都道府県単位保険料率については、1 月 26 日の運営委員会に付議されました。また、併せて各支部長から提出された意見についても報告されました。

支部長から提出された意見の概要については図表 4-33 のとおりです。保険料率を変更することについての意見は、「妥当、容認」とする意見が 27 支部、「やむを得ない」とする意見が 17 支部、「反対」とする意見が 3 支部となりました。

〔(図表 4-33) 2021 年度保険料率に対する支部長の意見の全体像 (2021 年 1 月 26 日運営委員会提出資料) 〕

| | | | | | | | |
|---------------------------------------|--------|--------|-------------|--------------|--------------|--|------------|
| 意見の提出あり | 47支部 | [46支部] | | | | | []は昨年の支部数 |
| ● 当該支部の保険料率について『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部 | 27支部 | | ・引き上げとなる支部 | (20支部中 5支部) | [21支部中 8支部] | | |
| | [27支部] | | ・引き下げとなる支部 | (26支部中 21支部) | [24支部中 19支部] | | |
| | | | ・変更がない支部(※) | (1支部中 1支部) | [2支部中 0支部] | | |
| ● 当該支部の保険料率について『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部 | 17支部 | | ・引き上げとなる支部 | (20支部中 13支部) | [21支部中 12支部] | | |
| | [16支部] | | ・引き下げとなる支部 | (26支部中 4支部) | [24支部中 4支部] | | |
| | | | ・変更がない支部(※) | (1支部中 0支部) | [2支部中 0支部] | | |
| ● 当該支部の保険料率について『反対』とする趣旨の記載がある支部 | 3支部 | | ・引き上げとなる支部 | (20支部中 2支部) | [21支部中 1支部] | | |
| | [3支部] | | ・引き下げとなる支部 | (26支部中 1支部) | [24支部中 1支部] | | |
| | | | ・変更がない支部(※) | (1支部中 0支部) | [2支部中 1支部] | | |
| 意見の提出なし(※) | 0支部 | [1支部] | | | | | |

※ 2021年度に都道府県単位保険料率の変更がない1支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。ただし、当該1支部について、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。また、当該1支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

図表 4-34 は、2021 年度の都道府県単位保険料率のほか、2020 年度からの変化などを示したものです。

都道府県単位保険料率の最高保険料率と最低保険料率に係る支部間の開きは 1.18%と前年度 (1.15%) から 0.03%ポイントの拡大となりました。最高保険料率は佐賀県の 10.68% (対前年度▲0.05%ポイント)、最低保険料率は新潟県の 9.50% (対前年度▲0.08%ポイント) となったほか、引上げ幅が大きかったのは愛媛県で対前年度 0.15%ポイントの引上げ、引下げ幅が大きかったのは奈良県で対前年度 0.14%ポイントの引下げとなりました。また、2020 年度からの変化を見ると、保険料率が引上げとなる支部が 20 支部、引下げとなる支部が 26 支部、変更のない支部は 1 支部となりました。

事務局から示された 2021 年度の都道府県単位保険料率 (案) は、この 2021 年 1 月 26 日の運営委員会において了承されました。翌日 (2021 年 1 月 27 日) には、都道府県単位保険料率の変更及びこれに伴う定款変更について厚生労働大臣に申請し、2021 年 2 月 3 日付けでこれらが認可されました。

〔(図表 4-34) 2021 年度の都道府県単位保険料率について〕

| 都道府県 | 2021年度保険料率 | 前年度からの増減 |
|------|------------|-------------|
| 北海道 | 10.45 % | (+0.04 %) |
| 青森県 | 9.96 % | (+0.08 %) |
| 岩手県 | 9.74 % | (▲0.03 %) |
| 宮城県 | 10.01 % | (▲0.05 %) |
| 秋田県 | 10.16 % | (▲0.09 %) |
| 山形県 | 10.03 % | (▲0.02 %) |
| 福島県 | 9.64 % | (▲0.07 %) |
| 茨城県 | 9.74 % | (▲0.03 %) |
| 栃木県 | 9.87 % | (▲0.01 %) |
| 群馬県 | 9.66 % | (▲0.11 %) |
| 埼玉県 | 9.80 % | (▲0.01 %) |
| 千葉県 | 9.79 % | (+0.04 %) |
| 東京都 | 9.84 % | (▲0.03 %) |
| 神奈川県 | 9.99 % | (+0.06 %) |
| 新潟県 | 9.50 % | (▲0.08 %) |
| 富山県 | 9.59 % | (0.00 %) |
| 石川県 | 10.11 % | (+0.10 %) |
| 福井県 | 9.98 % | (+0.03 %) |
| 山梨県 | 9.79 % | (▲0.02 %) |
| 長野県 | 9.71 % | (+0.01 %) |
| 岐阜県 | 9.83 % | (▲0.09 %) |
| 静岡県 | 9.72 % | (▲0.01 %) |
| 愛知県 | 9.91 % | (+0.03 %) |
| 三重県 | 9.81 % | (+0.04 %) |
| 滋賀県 | 9.78 % | (▲0.01 %) |
| 京都府 | 10.06 % | (+0.03 %) |
| 大阪府 | 10.29 % | (+0.07 %) |
| 兵庫県 | 10.24 % | (+0.10 %) |
| 奈良県 | 10.00 % | (▲0.14 %) |
| 和歌山県 | 10.11 % | (▲0.03 %) |
| 鳥取県 | 9.97 % | (▲0.02 %) |
| 島根県 | 10.03 % | (▲0.12 %) |
| 岡山県 | 10.18 % | (+0.01 %) |
| 広島県 | 10.04 % | (+0.03 %) |
| 山口県 | 10.22 % | (+0.02 %) |
| 徳島県 | 10.29 % | (+0.01 %) |
| 香川県 | 10.28 % | (▲0.06 %) |
| 愛媛県 | 10.22 % | (+0.15 %) |
| 高知県 | 10.17 % | (▲0.13 %) |
| 福岡県 | 10.22 % | (▲0.10 %) |
| 佐賀県 | 10.68 % | (▲0.05 %) |
| 長崎県 | 10.26 % | (+0.04 %) |
| 熊本県 | 10.29 % | (▲0.04 %) |
| 大分県 | 10.30 % | (+0.13 %) |
| 宮崎県 | 9.83 % | (▲0.08 %) |
| 鹿児島県 | 10.36 % | (+0.11 %) |
| 沖縄県 | 9.95 % | (▲0.02 %) |

2021年度都道府県単位保険料率における
保険料率別の支部数

| 保険料率 〔%〕 | 支部数 |
|-------------|-----|
| 10.68 | 1 |
| 10.45 | 1 |
| 10.36 | 1 |
| 10.30 | 1 |
| 10.29 | 3 |
| 10.28 | 1 |
| 10.26 | 1 |
| 10.24 | 1 |
| 10.22 | 3 |
| 10.18 | 1 |
| 10.17 | 1 |
| 10.16 | 1 |
| 10.11 | 2 |
| 10.06 | 1 |
| 10.04 | 1 |
| 10.03 | 2 |
| 10.01 | 1 |
| 10.00 | 1 |
| 9.99 | 1 |
| 9.98 | 1 |
| 9.97 | 1 |
| 9.96 | 1 |
| 9.95 | 1 |
| 9.91 | 1 |
| 9.87 | 1 |
| 9.84 | 1 |
| 9.83 | 2 |
| 9.81 | 1 |
| 9.80 | 1 |
| 9.79 | 2 |
| 9.78 | 1 |
| 9.74 | 2 |
| 9.72 | 1 |
| 9.71 | 1 |
| 9.66 | 1 |
| 9.64 | 1 |
| 9.59 | 1 |
| 9.50 | 1 |

24

23

2020年度保険料率
からの変化分

| 料率(%) | 金額(円) | 支部数 |
|-------|-------|-----|
| +0.15 | +225 | 1 |
| +0.13 | +195 | 1 |
| +0.11 | +165 | 1 |
| +0.10 | +150 | 2 |
| +0.08 | +120 | 1 |
| +0.07 | +105 | 1 |
| +0.06 | +90 | 1 |
| +0.04 | +60 | 4 |
| +0.03 | +45 | 4 |
| +0.02 | +30 | 1 |
| +0.01 | +15 | 3 |
| 0.00 | 0 | 1 |
| ▲0.01 | ▲15 | 4 |
| ▲0.02 | ▲30 | 4 |
| ▲0.03 | ▲45 | 4 |
| ▲0.04 | ▲60 | 1 |
| ▲0.05 | ▲75 | 2 |
| ▲0.06 | ▲90 | 1 |
| ▲0.07 | ▲105 | 1 |
| ▲0.08 | ▲120 | 2 |
| ▲0.09 | ▲135 | 2 |
| ▲0.10 | ▲150 | 1 |
| ▲0.11 | ▲165 | 1 |
| ▲0.12 | ▲180 | 1 |
| ▲0.13 | ▲195 | 1 |
| ▲0.14 | ▲210 | 1 |

20

26

注1. 「+」は2021年度保険料率が2020年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担(月額、労使折半後)の増減である。

iv) 2020 年度決算の状況

① 合算ベースにおける 2020 年度決算（見込み）について（医療分）

協会の会計と国の会計を合算した、いわゆる合算ベースにおける 2020 年度の決算（見込み）は、収入が 10 兆 7,650 億円、支出が 10 兆 1,467 億円となり、収支差は 6,183 億円となりました。図表 4-35 が 2021 年 7 月時点の決算（見込み）となります。

収入（総額）は前年度から 1,047 億円の減少となりました。主に「保険料収入」が 1,321 億円（1.4%）減少したことによるものですが、これは、被保険者数の伸びが急激に鈍化し、賃金についても、標準報酬月額も、例年であれば定時決定（9 月）後に増加するところ、2020 年は緩やかに減少したため、9 月以降は対前年同月比でマイナスとなっていることや、賞与（支払い月数）が減少した影響と、新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な場合に、特例として保険料の納付が猶予される制度によって、一部の保険料の納付が猶予されていること²⁴によるものです。なお、国庫補助については、2020 年度の保険給付費の予算額（2019 年度予算 6.4 兆円、2020 年度予算 6.7 兆円）を基準に措置されているため増加しています。

支出（総額）は前年度から 1,831 億円の減少となりました。支出の 6 割を占める保険給付費（総額）については、前年度から 1,799 億円（2.8%）減少しました。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による加入者の受診動向等の変化等により、一人当たり医療給付費が減少したことなどが要因です。

支出の 4 割を占める高齢者医療に係る「拠出金等」については、前年度から 376 億円の増加に留まりました。これは、日本の人口の年齢構成の影響により、後期高齢者の人数の伸びが一時的に鈍化するため、支援金額が小幅な増加に留まったことなどが要因です。

この結果、2020 年度の「収支差」は、前年度から 784 億円増加しました。これは、保険料収入等の収入の減少額に対し、保険給付費等の支出の減少額が上回ったことによるものです。

なお、法令上、協会は保険給付費や拠出金等の支払いに必要な額の 1 ヶ月分を準備金として積み立てなければなりません。2020 年度決算（見込み）時点においては、5.0 ヶ月分の準備金を確保できる見通しです。

²⁴ 2020 年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）により、2020 年 1 月から 12 月までの保険料に対して、納付猶予特例の措置がとられました。日本年金機構によって納付猶予（特例）された保険料（医療分）の総額は 2,347 億円です。なお、2020 年度末時点においても猶予が許可中の額は、1,926 億円となっています。

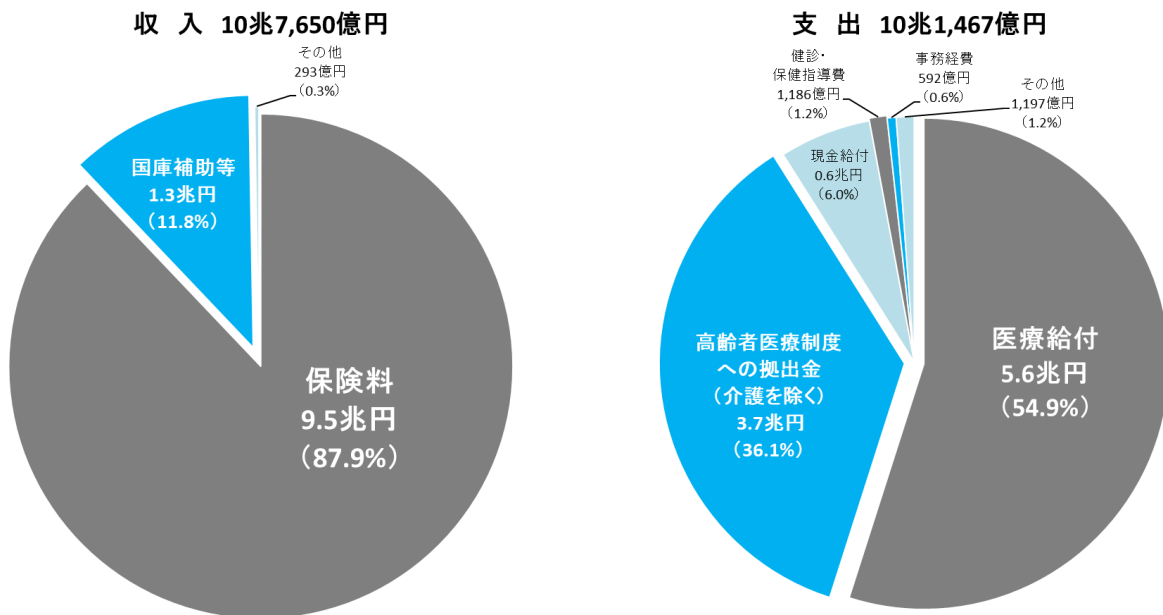
〔(図表 4-35) 合算ベースにおける決算見込み〕

(単位: 億円)

| | | 2019 (R1) 年度 | | 2020 (R2) 年度 | |
|---------|-------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|
| | | 決算 | (前年度比) | 決算見込み | (前年度比) |
| 収 入 | 保険料収入 <伸び率> | 95,939 | (+4,510) <4.9%> | 94,618 | (▲1,321) <▲1.4%> |
| | 国庫補助等 | 12,113 | (+263) | 12,739 | (+626) |
| | その他 | 645 | (+462) | 293 | (▲352) |
| | 計 <伸び率> | 108,697 | (+5,235) <5.1%> | 107,650 | (▲1,047) <▲1.0%> |
| 支 出 | 保険給付費 <伸び率> | 63,668 | (+3,653) <6.1%> | 61,870 | (▲1,799) <▲2.8%> |
| | [医療給付費] | [57,693] | (+3,260) | [55,740] | (▲1,953) |
| | [現金給付費] | [5,975] | (+393) | [6,130] | (+155) |
| | 拠出金等 <伸び率> | 36,246 | (+1,254) <3.6%> | 36,622 | (+376) <1.0%> |
| | [前期高齢者納付金] | [15,246] | (▲22) | [15,302] | (+56) |
| | [後期高齢者支援金] | [20,999] | (+1,483) | [21,320] | (+321) |
| | [退職者給付拠出金] | [2] | (▲206) | [1] | (▲1) |
| | その他 | 3,383 | (+878) | 2,974 | (▲409) |
| 計 <伸び率> | 103,298 | (+5,785) <5.9%> | 101,467 | (▲1,831) <▲1.8%> | |
| 単年度収支差 | | 5,399 | (▲550) | 6,183 | (+784) |
| 準備金残高 | | 33,920 | (+5,399) | 40,103 | (+6,183) |
| 保 険 料 率 | | 10.00% | (±0.0%) | 10.00% | (±0.0%) |

(※) 端数整理のため、計数が整合しない場合があります。また、数値については今後の国の決算の状況により変動する場合があります。

〔(図表 4-36) 協会けんぽの財政構造 (2020 年度決算見込み)〕



(※) 端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

[(図表 4-37) 政府管掌健康保険及び全国健康保険協会管掌健康保険の単年度収支決算 (医療分) の推移]

| | | (単位: 億円) | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 区 分 | | 2008年度 | 2009年度 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 (見込み) |
| 収 入 | 保 険 料 収 入 | 62,013 (▲ 1.1%) | 59,555 (▲ 4.0%) | 67,343 (▲ 13.1%) | 68,855 (▲ 2.2%) | 73,156 (▲ 6.2%) | 74,878 (▲ 2.4%) | 77,342 (▲ 3.3%) | 80,461 (▲ 4.0%) | 84,142 (▲ 4.6%) | 87,974 (▲ 4.6%) | 91,429 (▲ 3.9%) | 95,939 (▲ 4.9%) | 94,618 (▲ 1.4%) |
| | 国 庫 補 助 | 9,093 (10.9%) | 9,678 (6.4%) | 10,543 (8.9%) | 11,539 (9.5%) | 11,808 (2.3%) | 12,194 (3.3%) | 12,559 (3.0%) | 11,815 (▲ 5.9%) | 11,897 (0.7%) | 11,343 (▲ 4.7%) | 11,850 (4.5%) | 12,113 (2.2%) | 12,739 (5.2%) |
| | そ の 他 | 251 (44.1%) | 501 (100.0%) | 286 (▲ 43.0%) | 186 (▲ 35.0%) | 163 (▲ 12.1%) | 219 (▲ 34.2%) | 1,134 (▲ 417.4%) | 1,134 (417.4%) | 142 (▲ 87.5%) | 181 (▲ 27.6%) | 167 (▲ 7.9%) | 182 (9.2%) | 645 (▲ 253.7%) |
| | 計 | 71,357 (0.4%) | 69,735 (▲ 2.3%) | 78,172 (▲ 12.1%) | 80,580 (▲ 3.1%) | 85,127 (▲ 5.6%) | 87,291 (▲ 2.5%) | 91,035 (▲ 4.3%) | 92,418 (▲ 1.5%) | 96,220 (▲ 4.1%) | 99,485 (▲ 3.4%) | 103,461 (▲ 4.0%) | 108,697 (▲ 5.1%) | 107,650 (▲ 1.0%) |
| 支 出 | 保 険 給 付 費 | 43,375 (1.6%) | 44,513 (2.6%) | 46,099 (3.6%) | 46,997 (1.9%) | 47,788 (1.7%) | 48,980 (2.5%) | 50,739 (3.6%) | 53,961 (6.3%) | 55,751 (3.3%) | 58,117 (4.2%) | 60,016 (3.3%) | 63,668 (6.1%) | 61,870 (▲ 2.8%) |
| | 医 療 給 付 費 | 38,572 (3.0%) | 39,415 (2.2%) | 40,912 (3.8%) | 41,859 (2.3%) | 42,801 (2.2%) | 44,038 (2.9%) | 45,693 (3.8%) | 48,761 (6.7%) | 50,401 (3.4%) | 52,652 (4.5%) | 54,433 (3.4%) | 57,693 (6.0%) | 55,740 (▲ 3.4%) |
| | 現 金 給 付 費 | 4,803 (▲ 8.6%) | 5,098 (6.1%) | 5,188 (1.8%) | 5,138 (▲ 1.0%) | 4,987 (▲ 2.9%) | 4,941 (▲ 0.9%) | 5,046 (2.1%) | 5,046 (2.1%) | 5,199 (3.0%) | 5,350 (2.9%) | 5,464 (2.1%) | 5,583 (2.2%) | 6,130 (7.0%) |
| | 抛 出 金 等 | 29,016 (1.0%) | 28,773 (▲ 0.8%) | 28,283 (▲ 1.7%) | 29,752 (5.2%) | 32,780 (10.2%) | 34,886 (6.4%) | 34,854 (▲ 0.1%) | 34,172 (▲ 2.0%) | 33,678 (▲ 1.4%) | 34,913 (3.7%) | 34,992 (0.2%) | 36,246 (3.6%) | 36,622 (1.0%) |
| | 前 期 高 齢 者 納 付 金 | 9,449 (16.0%) | 10,961 (16.0%) | 12,100 (10.4%) | 12,425 (2.7%) | 13,604 (9.5%) | 14,466 (6.3%) | 14,342 (▲ 0.9%) | 14,793 (3.1%) | 14,885 (0.6%) | 15,485 (4.1%) | 15,268 (▲ 1.5%) | 15,246 (▲ 0.1%) | 15,302 (0.4%) |
| | 後 期 高 齢 者 支 援 金 | 13,131 (14.7%) | 15,057 (14.7%) | 14,214 (▲ 5.6%) | 14,652 (3.1%) | 16,021 (9.3%) | 17,101 (6.7%) | 17,552 (2.6%) | 17,719 (0.9%) | 17,699 (▲ 0.1%) | 18,352 (3.7%) | 19,516 (6.3%) | 20,999 (7.6%) | 21,320 (1.5%) |
| | 老 人 保 健 拠 出 金 | 1,960 (▲ 88.9%) | 1 (▲ 99.9%) | 1 (▲ 34.7%) | 1 (▲ 9.4%) | 1 (▲ 15.0%) | 1 (▲ 11.7%) | 1 (▲ 6.5%) | 1 (0.1%) | 0 (▲ 21.3%) | 0 (▲ 36.3%) | - (▲ 80.5%) | - (▲ 99.1%) | - (▲ 63.2%) |
| | 退 職 者 給 付 拠 出 金 | 4,467 (▲ 59.5%) | 2,742 (▲ 38.6%) | 1,968 (▲ 28.2%) | 2,675 (35.9%) | 3,154 (17.9%) | 3,317 (5.2%) | 2,959 (▲ 10.8%) | 1,660 (▲ 43.9%) | 1,093 (▲ 34.1%) | 1,066 (▲ 2.5%) | 208 (▲ 80.5%) | 2 (▲ 99.1%) | 1 (▲ 63.2%) |
| | 病 床 転 換 支 援 金 | 9 (43.9%) | 12 (43.9%) | - (43.9%) | - (43.9%) | - (43.9%) | - (43.9%) | - (43.9%) | - (43.9%) | 0 (43.9%) | 0 (43.9%) | 0 (43.9%) | 0 (43.9%) | 0 (43.9%) |
| | そ の 他 | 1,257 (23.2%) | 1,342 (6.8%) | 1,249 (▲ 6.9%) | 1,243 (▲ 0.5%) | 1,455 (17.1%) | 1,559 (7.2%) | 1,716 (10.1%) | 1,832 (6.8%) | 1,805 (▲ 1.5%) | 1,969 (9.1%) | 2,505 (27.3%) | 3,383 (35.0%) | 2,974 (▲ 12.1%) |
| | 計 | 73,647 (1.7%) | 74,628 (1.3%) | 75,632 (1.3%) | 77,992 (3.1%) | 82,023 (5.2%) | 85,425 (4.1%) | 87,309 (2.2%) | 89,965 (3.0%) | 91,233 (1.4%) | 94,998 (4.1%) | 97,513 (2.6%) | 103,298 (5.9%) | 101,467 (▲ 1.8%) |
| 単 年 度 収 支 差 | | ▲ 2,290 | ▲ 4,893 | 2,540 | 2,589 | 3,104 | 1,866 | 3,726 | 2,453 | 4,987 | 4,486 | 5,948 | 5,399 | 6,183 |
| 準 備 金 残 高 | | 1,539 | ▲ 3,179 | ▲ 638 | 1,951 | 5,054 | 6,921 | 10,647 | 13,100 | 18,086 | 22,573 | 28,521 | 33,920 | 40,103 |
| 保 険 料 率 | | 8.20% | 8.20% | 9.34% | 9.50% | 10.00% | 10.00% | 10.00% | 10.00% | 10.00% | 10.00% | 10.00% | 10.00% | 10.00% |

(注1) () 内は、対前年度伸び率となります。

(注2) 端数整理のため、計数が整合しない場合があります。

(注3) 2009年度以前は国庫補助の精算金等があった場合には、これを単年度収支差に計上せず、準備金残高に計上してあります。

② 協会の2020年度決算について

①では協会管掌健康保険全体の収支（合算ベースによる収支）について説明しましたが、ここでは協会の決算報告書の状況について説明します（合算ベースによる収支と協会の決算報告書との関係については、巻末の「全国健康保険協会の予算・決算書類について」を参照）。

2020年度の決算報告書（巻末の「令和2年度の財務諸表等」を参照）では、協会の収入は11兆7,857億円となっており、その主な内訳は、保険料等交付金が10兆4,114億円、任意継続被保険者保険料が748億円、国庫補助金・負担金が1兆2,739億円となりました。

一方、支出は11兆1,425億円となっており、その主な内訳は、保険給付費が6兆1,870億円、高齢者医療に係る拠出金が3兆6,622億円、介護納付金が1兆303億円、業務経費・一般管理費が1,778億円等となりました。

2. 戦略的保険者機能関係

(1) ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供

2017（平成 29）年 7 月に厚生労働省、支払基金、国保中央会が定めた「国民の健康確保のためのビッグデータの活用推進に関するデータヘルス改革推進計画」において、2020（令和 2）年度からの健康・医療・介護 ICT の本格稼働に向けた取組を進めていくこととされました。これを踏まえ、協会においても健診結果やレセプト等のビッグデータの分析を強化し、これらのデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データを提供することにより、個人の健康管理による生活習慣病の予防や事業所と連携した健康づくり等を進めています。

(個人単位の健康・医療データの提供：国の仕組み作りへの働きかけについて)

各個人へのマイナポータルを活用した特定健康診査データの提供については、2021（令和 3）年 3 月からの稼働を予定しておりましたが、基盤となるオンライン資格確認等システムの本格実施が遅くとも 2021 年 10 月までの実施に延期されることとなりました。これに伴い、特定健康診査のデータ提供も延期することとなりました。なお、薬剤情報の提供については、予定どおり、2021 年 10 月からの実施を予定しています。

また、2020 年 6 月の経済財政諮問会議でデータヘルス集中改革プランが示され、2022（令和 4）年夏頃の運用開始を目指し、オンライン資格確認等システムを活用した手術や透析等の医療情報の提供や電子処方箋の実現に向けた検討が開始されました。これらについての新たな費用負担の在り方について、協会は、医療保険部会において、「オンライン資格確認等システムに新たな情報が追加される度に費用負担の在り方を議論するのではなく、まず厚生労働省が総合的な全体像を示し、それを踏まえ、基本的な費用負担の在り方を議論すべき。その際には、自治体が進めてきた地域医療ネットワークを代替する可能性があること、あるいはそうしたネットワークとの連携による相乗効果が期待されること、また、医療介護連携の観点から、地域ケア会議におけるケアプラン作成等の場面での活用が考えられることなど、国民が良質な医療介護サービスを享受できるような利活用場面、ユースケースを整理し、それを前提に費用負担の在り方を議論すべき」と意見を述べました。

(事業所単位の健康・医療データの提供：見える化ツールの標準化について)

協会では、事業所特有の健康課題等を事業主と共有できるよう「事業所健康度診断シート」（以下「事業所カルテ」という。）を健康宣言事業所等に提供しています。

「事業所カルテ」は、事業所単位で健診受診率や健診結果だけでなく、加入者の日常の食生活や運動習慣についても、数値やグラフ、レーダーチャート等で経年的に示すなど、各支部が工夫を凝らして「見える化」しています。2020 年度においては、事業主等における健康づくりの取組の必要性の理解に繋がるよう、掲載項目やフォーマットについての方針を示し、標準化を図りました。具体的には、国の健康スコアリングレポートの掲載項目等を参考に、全支部の「事業所カルテ」に共通して掲載する項目を定めたほか、「事業所カルテ」を効率的に作成できるよう、標準的なフォーマットを示しました。

併せて、より直近の健診結果情報等を活用し見える化できるよう、また、効率的に「事業所カルテ」を作成できるよう、データの提供方法等の見直しを図りました。

(2) データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施

保健事業の推進にあたっては、健診データやレセプト等のデータ分析に基づいて取り組むことが重要であり、協会においても政府の方針を踏まえ、保健事業実施計画（データヘルス計画）を策定して、PDCAサイクルを意識した取組を行っています。保健事業実施計画は、地域ごとの健康課題のほか、行政機関や関係団体との健康づくりに関する連携等の各々の地域の実情を踏まえて策定する必要があるため、支部ごとに各支部の健康特性を把握した上で独自性を発揮できるよう策定しています。

2018（平成30）年度からの6年間の中期計画である第2期保健事業実施計画は、第1期計画と同様に「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの取組」を柱としており、第1期計画の取組を振り返ること等により抽出した健康課題、上位目標（10年後の成果目標）、中位目標（6年後の成果目標）、下位目標（手段目標）及び目標を達成するための具体策で構成し、PDCAサイクルを一層強化するよう、定量的かつアウトカムを重視した目標を設定しています。また、第2期計画は、半期（3年）単位の大きなPDCAサイクルと、年度（1年）単位の小さなPDCAサイクルで構成されています。

2020（令和2）年度は、第2期計画の3年目の取組を着実に実施したほか、後半期の実施計画をより実効性のある計画とするために、前半期の取組の中間評価を実施し、具体策を実施したことによる下位目標及び中位目標の達成度について確認を行いました。

各支部の第2期保健事業実施計画の上位目標の傾向は、図表4-38のとおりです。

〔図表4-38〕各支部の第2期保健事業実施計画の上位目標

| 上位目標における評価項目 | 支部数 |
|----------------|-----|
| 高血圧対策 | 11 |
| 高血糖対策 | 6 |
| メタボリックシンドローム対策 | 7 |
| 喫煙対策 | 5 |
| 医療費適正化 | 4 |
| 健診受診率向上 | 3 |
| 透析導入予防 | 2 |
| がん対策 | 2 |
| 脂質異常症対策 | 2 |
| その他 | 5 |

(支部別スコアリングレポート等の活用について)

各支部における健診項目のリスクの保有状況等を明らかにすることにより、保健事業の計画策定や実施結果の検証を行うため、引き続き、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」²⁵及び「質問票データ分析報告書」²⁶を作成しました。2019（令和元）年度の項目に加え、支部の課題をより明確に示すため、血糖リスク及び脂質リスクの保有者割合や、リスク保有者に占める服薬者の割合など、項目を追加し見直しを行いました。

また、これらの報告書の主な項目に健診実施率、特定保健指導実施率及び医療費を加え、項目ごとにレーダーチャートやグラフにより全国での支部の順位等を見える化した「支部別スコアリングレポート」についても、引き続き作成しています。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

【第三期特定健康診査等実施計画について】

協会では、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 19 条に基づく第三期特定健康診査等実施計画（2018 年 4 月 1 日に公表。概要は図表 4-39 参照）を定め、本部と支部が連携し、協会の行動計画である保険者機能強化アクションプランのもと、特定健康診査及び特定保健指導に取り組むこととしています。

また、同法第 18 条に基づく特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針の一部を改正する告示（厚生労働省告示第 271 号）において、2023（令和 5）年度の協会の実施率目標は特定健康診査 65%、特定保健指導 35%とされており、当該実施計画においては、当該告示で示された目標値を達成するよう、各年度（2018 年度から 2023 年度まで）の実施率目標を設定しています。

²⁵ 生活習慣病予防健診受診者及び事業者健診受診者の健診データ及び特定保健指導データを活用し、支部別、業態別に健診結果の年齢調整後の平均値やリスク該当者の割合を計算したものです。

²⁶ 生活習慣病予防健診受診者及び事業者健診受診者の質問票データを活用し、支部別、業態別に問診結果の年齢調整した回答割合を計算したものです。

〔(図表 4-39) 第三期特定健康診査等実施計画の概要 (2018 年 4 月 1 日公表)〕

第三期特定健康診査等実施計画 (概要)

序 章 特定健康診査及び特定保健指導の実施について

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 19 条に基づき、2018 年度から 2023 年度までの間の特定健康診査等実施計画を定め、本部と支部が連携し協会けんぽの行動計画である保険者機能強化アクションプランのもと特定健康診査及び特定保健指導を取り組む旨を記載しています。

第 1 章 実施率目標及び対象者数について

厚生労働大臣が定めた特定健康診査等基本指針で示された 2023 年度の協会けんぽの実施率目標（特定健康診査 65%、特定保健指導 35%）を達成するよう、各年度の実施率目標を設定し、その考え方などを記載しています。

| | | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|--------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 特定健診 | 対象者数 | 18,810 千人 | 18,720 千人 | 18,630 千人 | 18,520 千人 | 18,410 千人 | 18,300 千人 |
| | 実施者数 | 9,540 千人 | 10,010 千人 | 10,480 千人 | 10,950 千人 | 11,420 千人 | 11,890 千人 |
| | 実施率 | 50.7% | 53.5% | 56.3% | 59.1% | 62.0% | 65.0% |
| 特定保健指導 | 対象者数 | 1,779 千人 | 1,865 千人 | 1,951 千人 | 2,038 千人 | 2,124 千人 | 2,210 千人 |
| | 実施者数 | 258 千人 | 314 千人 | 401 千人 | 491 千人 | 615 千人 | 773 千人 |
| | 実施率 | 14.5% | 16.8% | 20.6% | 24.1% | 29.0% | 35.0% |

特定健診：毎年度、特定健康診査実施者数を一定数以上着実に増加させることにより、基本指針で示された目標値である 2023 年度の特定健康診査実施率 65%を達成する目標を設定している。

特定保健指導：第三期特定健康診査等実施期間中における特定保健指導の運用の見直しを踏まえ、毎年度、特定保健指導実施者数を前年度の増加数以上着実に増加させることにより、基本指針で示された目標値である 2023 年度の特定保健指導実施率 35%を達成する目標を設定している。

第 2 章～第 5 章

特定健康診査等の実施方法や個人情報の保護、実施計画の公表・周知、評価・見直しに関し記載しています。

① 被保険者の健診

〔生活習慣病予防健診の実施〕

被保険者の健診については、健康の保持増進や生活習慣病の発症予防を図ること等を目的として、メタボリックシンドロームに着目した特定健診項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診）を実施しています。なお、健診費用の一部を協会が負担しています（図表 4-40 参照）。

〔(図表 4-40) 被保険者の生活習慣病予防健診の概要 (2020 年度)〕

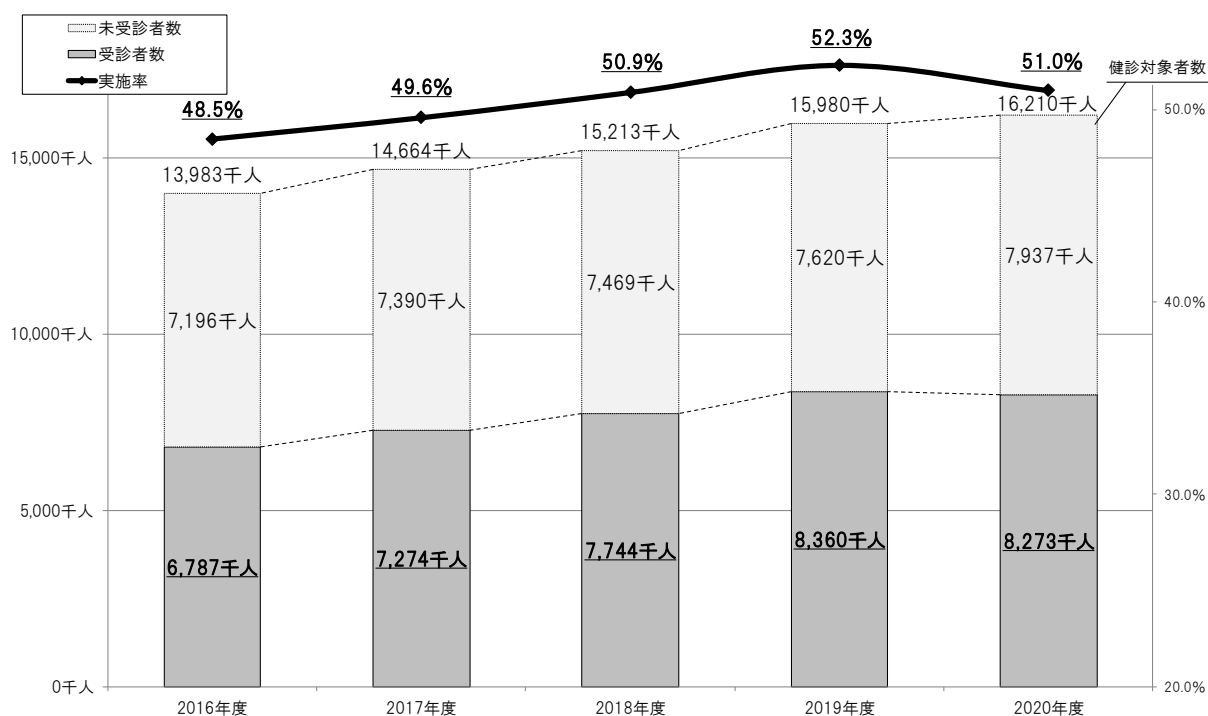
| | 検査内容 | 対象者 | 自己負担 | 手続き |
|-------------|--|--|---|------------------------|
| 一般健診 | 診察等、問診、触診、身体計測、視力・聴力測定、血圧測定、尿検査、便潜血反応検査、血液一般検査、血糖検査、尿酸検査、血液脂質検査、肝機能検査、胸部・胃部レントゲン検査、心電図検査など | 35 歳～74 歳の方 | 最高 7,169 円 | 事業所または受診者本人が健診機関に申込みます |
| 付加健診 | 尿沈渣顕微鏡検査、血液学的検査、生化学的検査、眼底検査、肺機能検査、腹部超音波検査 | 一般健診を受診される 40 歳の方、50 歳の方 | 最高 4,802 円 | |
| 乳がん・子宮頸がん検査 | 〔乳がん検診〕 問診、乳房エックス線検査 ※ 視診・触診は医師が必要と認められた場合のみ実施 〔子宮頸がん検診〕 問診、細胞診 | ・一般健診を受診される 40 歳～74 歳の偶数年齢の女性の方 ・36 歳、38 歳の一般健診を受診される女性の方は子宮頸がん検診が追加できます ・20 歳～38 歳の偶数年齢の女性の方は子宮頸がん検診単独で受診できます | ・50 歳以上 最高 2,125 円 ・40 歳～48 歳 最高 2,725 円 (年齢により乳がん検査の撮影方法が異なるため負担額が異なります) 〔乳がん検診のみ〕 上記金額から最高 1,039 円を引いた金額 〔子宮頸がん検診のみ〕 最高 1,039 円 | |
| 肝炎検査 | HCV 抗体検査、HBs 抗原検査 | 一般健診を受診される方(過去に C 型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方を除きます) | 最高 624 円 | |

ア) 2020 年度の実績について

2020 年度の 40 歳以上の生活習慣病予防健診の実施率は、2019 年度の実施率 52.3%から 1.3%ポイント減少の 51.0%となりました²⁷。受診者数は、827 万人となっており、2019 年度の実施率から 8 万 6 千人 (1.0%) 減少しています。2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020 年 4 月から 2020 年 5 月まで、緊急事態宣言対象地域等で実施する健診を一時中止したこと、実施率、受診者数ともに前年度を下回る結果となり、2020 年度 KPI (55.9%) の達成には至りませんでした (図表 4-41 参照)。

²⁷ 協会の場合、健診、保健指導等の保健事業を進める上で、1 事業所当たりの特定健診対象者が少なく、山間部や島しょ部を含め広い地域に事業所が点在していることに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離感が大きく、特定健診の受診に理解が得られにくいことなどから効率的な事業の実施が難しいことが実績を挙げるネックとなっています。

[(図表 4-41) 生活習慣病予防健診の受診者数等の推移 (被保険者)]



イ) 2020年度の実施率向上に向けた主な取組

協会では、健診実施率の向上を図るため、加入者及び事業主の方々への健診受診の勧奨や健診を受診しやすくするための環境面の整備を行っています。

受診勧奨としては、生活習慣病予防健診未受診事業所に対して訪問や電話による勧奨を行い、事業者健診を受診している事業所には、生活習慣病予防健診への切り替えを促す取組を行っています。また、新規適用事業所や新規加入者には、随時、健診案内の送付や支部職員又は外部委託による電話勧奨など、健診の受診を促す取組を進めています。

受診しやすくするための環境面の整備としては、契約健診機関の拡充を進めており、2020年度の契約健診機関は2019年度から61機関増加し、3,450機関となっています。加えて、検診車での巡回健診の実施など、受診機会の拡充に努めています。

なお、2016(平成28)年度から、一層の実施率向上や支部の重点施策の推進が図られるよう、健診機関、商工会議所等を対象として、事前に受診勧奨に関する目標値を定め、その目標を達成した場合は、報奨金を支払う契約方法を取り入れています。目標値については、前年度実績等を基に加入者数の動向や地域の実情を踏まえて、支部と健診機関等が合意の上、設定しています。2020年度の契約件数は、1,517件であり、そのうち628件が目標を達成するなど、高い効果を得ています。この報奨金を支払う契約方法については、後述の事業者健診データの取得促進、被扶養者の特定健診受診勧奨や健診機関への委託による特定保健指導の推進においても取り入れています。

その他、従来は、生活習慣病予防健診を受診するにあたり、健診機関と協会のそれぞれに申し込みが必要でしたが、2020年度からは、事業主(加入者)の利便性向上のため、協会への申し込みを廃止し、健診機関への申し込みだけで受診できるようになりました。

〔(図表 4-42) 各支部の健診推進経費の活用施策 (2020 年度)〕

| 健診推進経費の活用施策 | 実施支部数 | 契約機関数 | 目標達成機関数 |
|------------------------|-------|-------|---------|
| 閑散期等を対象とした設定期間内の実施数の向上 | 28 | 899 | 370 |
| 低受診率地域解消のための地域対策 | 4 | 26 | 16 |
| 未受診事業所(者)対策 | 7 | 103 | 39 |
| 事業者健診データ提供に係る同意書の取得対策 | 5 | 32 | 4 |
| 事業者健診データ取得向上対策 | 6 | 38 | 17 |
| 事業者健診データの早期提供 | 17 | 394 | 171 |
| 協会主催の集団健診の強化 | 9 | 25 | 11 |

〔事業者健診データの取得〕

ア) 2020 年度の実績について

生活習慣病予防健診を利用していない被保険者については、労働安全衛生法に基づき行われた事業者健診データ（定期健康診断の結果）を取得しています。2020 年度のデータ取得率は 2019 年度の取得率 7.6% から 0.4% ポイント増加し、8.0% となりました。取得率については、2020 年度 KPI (8.0%) を達成するとともに、データ取得数は 2019 年度から 6 万 9 千人 (5.7%) 分増加し 129 万人分となっており、前年度に引き続き、過去最高となっています。

イ) 2020 年度の取得率向上に向けた取組

事業者健診データの取得に向けて、地方労働局との連名や自治体を含めた 3 者連名での勧奨通知の発出、支部職員による事業所訪問や電話等による勧奨のほか、外部委託による勧奨も実施しています。

ただし、事業者健診（定期健康診断）については、特定健診と問診項目や検査項目が一致しないことが事業者健診データを取得できなかった要因の一つとなっていたことから、国に対し、項目を一致させることを要望してきました。2020 年 12 月に、要望への対応が取られ、事業者健診と特定健康診査の問診項目や検査項目を一致させることとする通知^{28・29}が発出されました。

併せて、国の通知²⁹において、事業者健診（定期健康診断）の結果が迅速かつ確実に保険者に提供されるための対応が取られました。

事業者健診データの円滑な提供を推進するためには、これらの通知に基づく取扱いを事業主等に周知する必要があることから、商工 3 団体（日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会）へ理事長名にて事業者健診データの取得に係る広報を依頼し、各団体のホームページ等にて周知いただいたほか、健診機関に対しては、健診団体を通じて当該通知に基づく取扱いの協力依頼を行うなど、各団体との連携強化を進めています（図表 4-43 参照）。

²⁸ 厚生労働省労働基準局長通知「定期健康診断等における血糖検査の取扱いについて」（基発第 1223 第 7 号）。

²⁹ 厚生労働省労働基準局長・保険局長通知「定期健康診断等及び特定健康診査等の実施に関する協力依頼について」（基発 1223 第 5 号・保発 1223 第 1 号）。

〔(図表 4-43) 国の通知を踏まえた商工 3 団体への周知〕

従業員の皆様の健康を守りましょう

協会けんぽに加入する40歳以上の方の

事業者健診結果 を協会けんぽ に提供ください

生活改善が必要な方に、特定保健指導を提供いたします

事業主様へ

- ① 事業者健診のご契約の際は、
「健診機関が協会けんぽに健診結果を提出する」旨を含んだ契約をお願いします。
- ② 健診受診時に従業員様に保険証をご持参いただくようご説明をお願いします。

The flowchart illustrates the process: 1. Business owner (事業所) signs a contract with the health checkup provider (健診機関) for the purpose of providing results to Keisei Kenpo (協会けんぽ). 2. The employee (受診者) undergoes a health checkup (問診票) at the provider, providing insurance details. 3. The health checkup provider provides the data (健診結果データの提供) to Keisei Kenpo. This leads to a merit (メリット) for the business owner, specifically (A) specific health guidance and (B) health status visualization (事業所カルテ).

事業主様に代わり、健診機関が協会けんぽに事業者健診結果を提出することを、予め契約の中で取り決めることで、健診機関から協会けんぽに直接提供されます。

提供した健診結果はどのような目的で使用されるのでしょうか？

- (A) 健診結果に基づき、生活習慣の改善が必要な方に特定保健指導を行います。
- (B) 事業所の健康度を見える化した事業所カルテを提供します。

健診結果は個人情報ですが、協会に提供しても大丈夫です！

高齢者の医療の確保に関する法律により、事業主様が健診結果を保険者へ提供することが義務付けられており問題はありません。また、このような法律に義務付けがある場合、健診を受けた方（従業員様）の同意も必要ありません。（個人情報の保護に関する法律第23条）

全国健康保険協会
 協会けんぽ

〔その他の健診〕

その他の健診として、一定の年齢要件等を満たしている方で希望される方には、付加健診、乳がん・子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検査を実施しています。

[(図表 4-44) 健診の実績 (被保険者)]

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 前年度比 (増減) |
|---------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|
| 年度末対象者数 | 13,982,967人 | 14,664,370人 | 15,212,870人 | 15,979,774人 | 16,210,164人 | 230,390人 |
| 一般健診(40歳~74歳) | 6,786,977人 | 7,274,491人 | 7,743,960人 | 8,359,655人 | 8,273,160人 | ▲86,495人 |
| 実施率 | 48.5% | 49.6% | 50.9% | 52.3% | 51.0% | ▲1.3% |
| 一般健診(35歳~39歳) | 1,201,958人 | 1,229,296人 | 1,268,041人 | 1,340,680人 | 1,288,697人 | ▲51,983人 |
| 事業者健診データの取得 | 872,743人 | 933,925人 | 1,073,160人 | 1,220,696人 | 1,289,699人 | 69,003人 |
| 実施率 | 6.2% | 6.4% | 7.1% | 7.6% | 8.0% | 0.4% |
| 付加健診 | 211,977人 | 239,892人 | 253,114人 | 268,328人 | 255,517人 | ▲12,811人 |
| 乳がん検診 | 553,353人 | 596,948人 | 631,030人 | 711,514人 | 684,219人 | ▲27,295人 |
| 子宮頸がん検診 | 741,654人 | 787,081人 | 828,083人 | 921,789人 | 873,542人 | ▲48,247人 |
| 肝炎ウイルス検査 | 137,382人 | 205,285人 | 196,017人 | 209,503人 | 182,702人 | ▲26,801人 |
| 健診実施機関 | 3,132機関 | 3,233機関 | 3,312機関 | 3,389機関 | 3,450機関 | 61機関 |

② 被扶養者の特定健診

特定健診は、主としてメタボリックシンドロームに着目した保健指導対象者を抽出して、保健指導を行うことを目的としており、40歳以上の被扶養者が対象となります。なお、健診費用の全部又は一部を協会が負担しています(図表 4-45 参照)。

[(図表 4-45) 被扶養者の特定健診の概要 (2020 年度)]

| 検査内容 | 対象者 | 自己負担 | 手続き |
|---|---------------|--|--------------------|
| 〔基本的な健診〕 診察等、問診、身体計測、血圧測定、尿検査、肝機能検査、血液脂質検査、血糖検査 〔詳細な健診〕 基本的な健診を受診された方で、医師の判断により貧血検査、眼底検査、心電図検査、血清クレアチニン検査を実施 | 40歳~74歳 の方 | 〔基本的な健診〕 健診費用総額のうち、7,150円を超える額が受診者の負担となります 〔詳細な健診〕 健診費用総額のうち、10,550円を超える額が受診者の負担となります | 受診希望の健診機関に直接申し込みます |

ア) 2020 年度の実績について

2020 年度の被扶養者の特定健診の実施率は、2019 年度の実施率 25.5%から 4.2%ポイント減少の 21.3%となりました。受診者数は 91 万 2 千人となっており、2019 年度の受診者数から 19 万 1 千人 (17.3%) 減少しています。2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020 年 4 月から 2020 年 5 月まで、緊急事態宣言対象地域等で実施する健診を一時中止したほか、全支部において協会主催の集団健診を中止したことから、実施率、受診者数ともに前年度を下回る結果となり、2020 年度 KPI (29.5%) の達成には至りませんでした(図表 4-46 参照)。

【(図表 4-46) 特定健診の実績 (被扶養者)】

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 前年度比 (増減) |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 年度末対象者数 | 4,272,333人 | 4,317,704人 | 4,318,595人 | 4,329,100人 | 4,281,922人 | ▲47,178人 |
| 受診者数 | 946,496人 | 999,998人 | 1,054,920人 | 1,103,726人 | 912,303人 | ▲191,423人 |
| 実施率 | 22.2% | 23.2% | 24.4% | 25.5% | 21.3% | ▲4.2% |

イ) 2020 年度の実施率向上に向けた主な取組

被扶養者の特定健診については、2020 年度より協会の保険者負担上限額を 6,650 円から 7,150 円に引き上げることとし、自己負担の軽減又は無料化を図りました。

その他、受診しやすいよう自治体のがん検診との同時実施や、ショッピングモール等での集団健診を進めています。

また、特定健診を受診する際に必要となる受診券について、被扶養者の方々に確実にお届けできるよう被保険者の自宅へ直接送付するなどの取組を行っています。

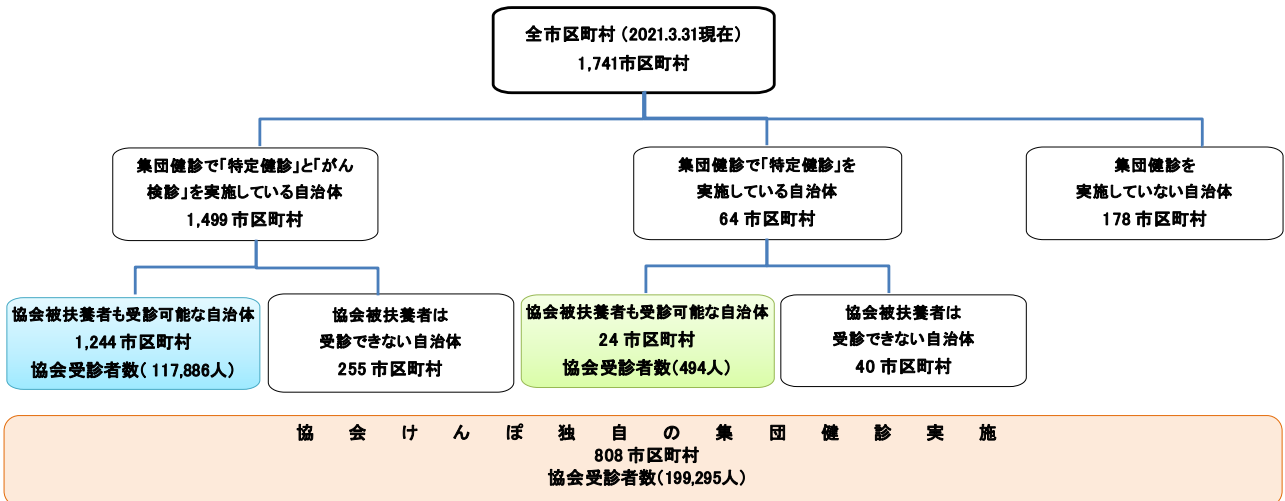
(集団健診の実施)

自治体との協定等により、特定健診と自治体の集団健診やがん検診との同時実施を進めています。協定の締結は継続的な連携協力に繋がるため、積極的に進めており、2020 年度末時点では、306 の自治体と協定等を締結しています。特定健診と自治体の集団健診やがん検診との同時実施については、2020 年度、1,268 市区町村 (対前年度 42 市区町村増) の集団健診で協会の被扶養者も特定健診を受診できるようになり、そのうち 1,244 市区町村 (対前年度 45 市区町村増) ではがん検診との同時実施が可能となっています (図表 4-47 参照)。

また、自治体の集団健診等との同時実施が困難な地域や健診機関が少ない地域等を中心に、協会が主催する集団健診を実施しています。協会主催の集団健診では、受診者が集まりやすいショッピングモールや地域の催しなどで集団健診を実施し、日常の中での受診機会の拡充に努めました。このほかにも、関心の高い骨密度測定、血管年齢測定、肌年齢測定等の「オプション健診」を特定健診と併せて実施するなど、受診者の増加に努めました (オプション健診は 2019 年度より全支部で実施)。2020 年度は、協会主催の集団健診を 808 市区町村で実施し、199,295 人の方が受診 (前年度比 19.7%減) しました。

なお、加入者の方々には、自治体の集団健診やがん検診との同時実施に関する情報及び、協会主催の集団健診の実施予定に関する情報を受診勧奨案内やホームページでご案内しています。

〔(図表 4-47) 特定健診とがん検診の同時実施状況 (2020 年度)〕



(GIS を活用した受診勧奨)

GIS (地理情報システム)³⁰を活用し、未受診者の多い地域での集団健診や最寄りの健診機関を案内した受診勧奨を 2020 年度末で 8 支部が行っています。居住する近隣の健診機関の情報等を入手しにくい被扶養者の方々を中心に、これらの情報を掲載した受診勧奨を実施しています。

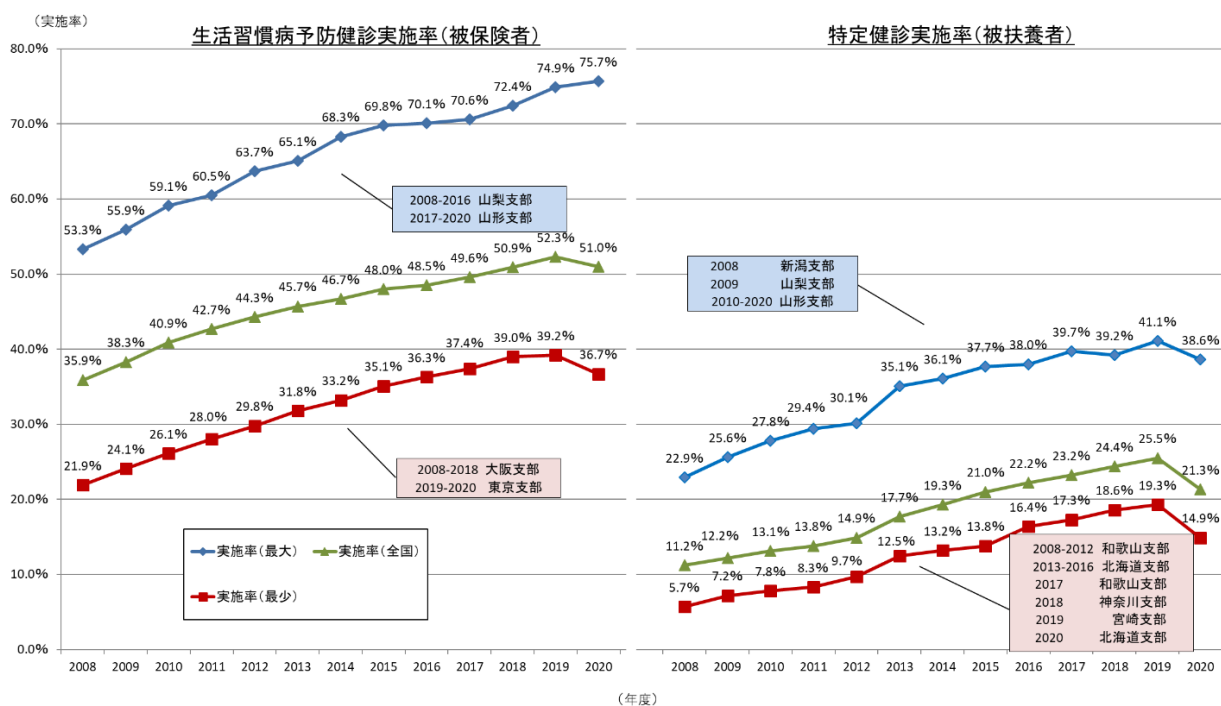
③ 健診実施率の推移

図表 4-48 は、2008 (平成 20) 年度以降の生活習慣病予防健診 (被保険者) と特定健診 (被扶養者) の支部ごとの実施率の最大値及び最小値、並びに全国の実施率の推移を示したものです。

2020 年度の生活習慣病予防健診実施率は、最大は山形支部の 75.7%、最小は東京支部の 36.7%、全国では 51.0%です。また、特定健診実施率は、最大は山形支部の 38.6%、最小は北海道支部の 14.9%、全国では 21.3%です。健診実施率については、適用拡大や健康保険組合の解散等により、分母となる健診対象者が大幅に増加している中で、保健事業に関する各種取組の推進により、2019 年度までは着実に上昇 (増加) していましたが、2020 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、健診を一時中止したこと等から、下降 (減少) しました。

³⁰ 位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を地図データ上に可視化して、情報の関係性、パターン、傾向をわかりやすい形で導き出すシステムです。

〔(図表 4-48) 健診実施率の推移〕



(地域間差異の解消に向けた課題の抽出)

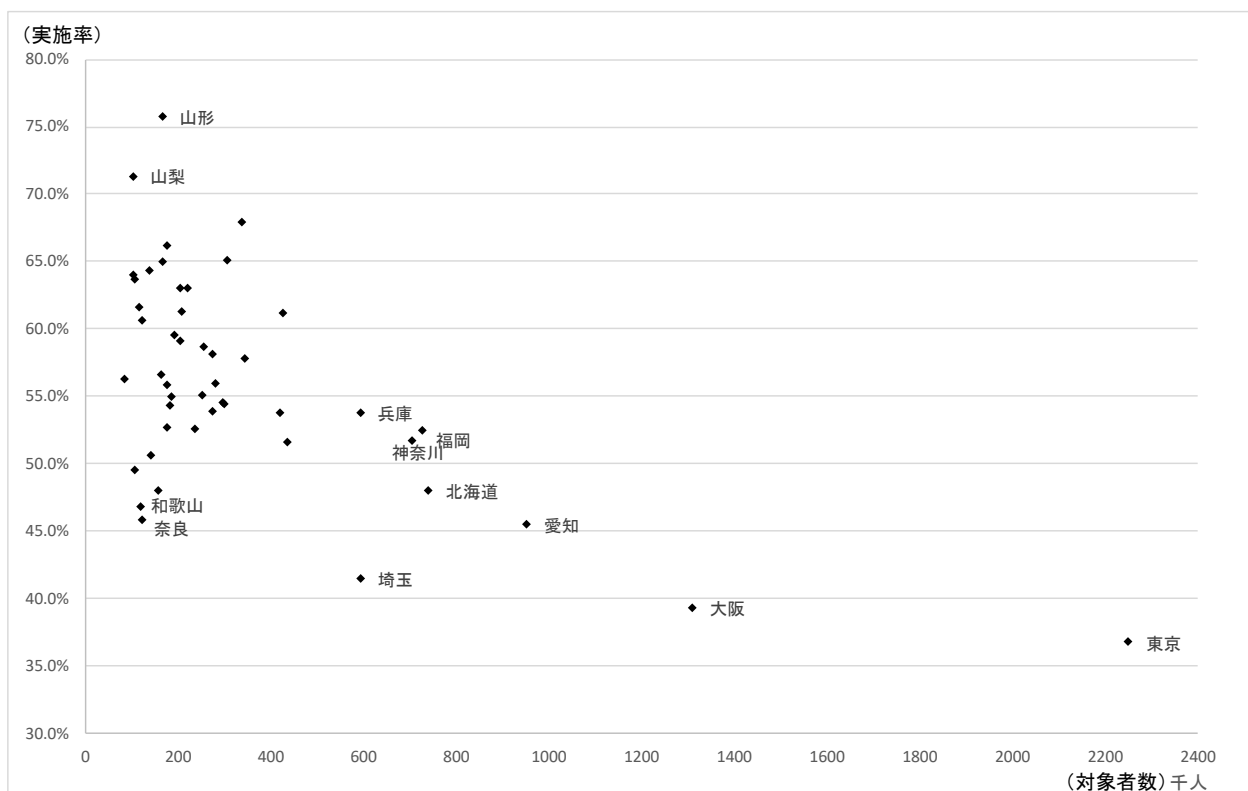
健診実施率については、支部間でかなりの開きが見られることから、2018年度に行った、地域間差異が生じている要素等の整理に基づき、2019年度に、支部ごとの事業所規模別・業態別等の実施率、それらが実施率に与えている影響度等を見える化した「健診・保健指導カルテ」(2016年度・2017年度・2018年度実績)を作成しました。

2020年度はさらに改良を進め、直近の状況とあわせて経年での傾向(各年度での変動が激しい業態や地域)等を把握できるようにしたほか、新たな指標として、新規適用事業所の実施率を追加しました。

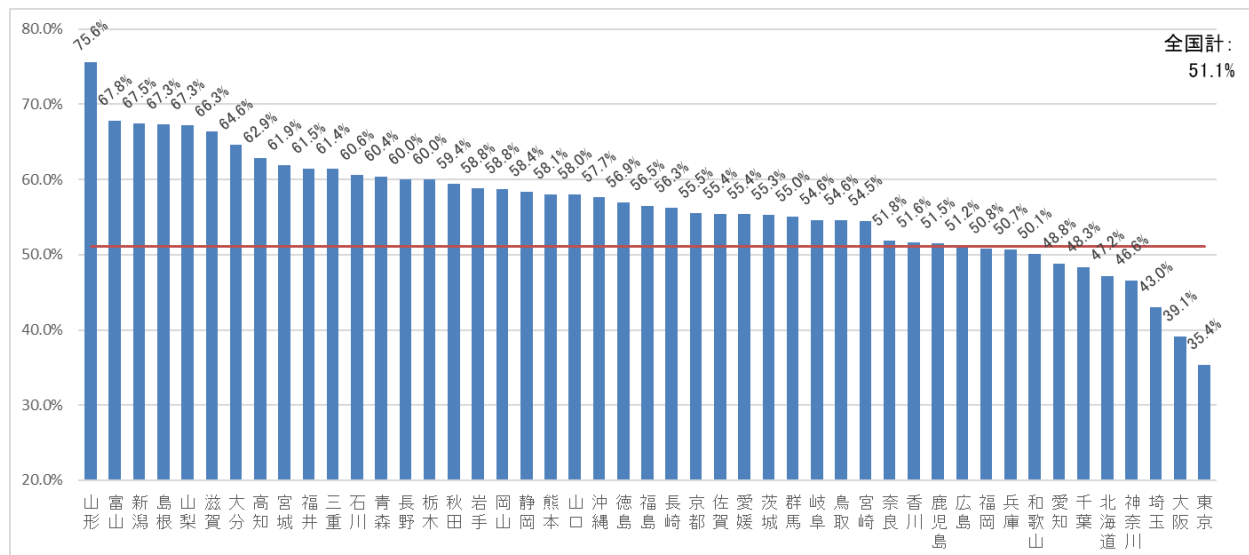
事業所等への効率的かつ効果的な受診勧奨や自治体及び関係団体との連携事業など、健診実施率等の向上に向けて活用することとしています。

なお、健診実施率の支部間の開きは、設立当初から見られましたが、近年、東京や埼玉、千葉、神奈川などの大都市圏において健診実施率の分母となる健診対象者数の急激な増加が顕著であり、中・小規模支部に比べ、大規模支部の健診実施率の伸びが抑えられる傾向にあります(図表 4-49 参照)。また、後述の特定保健指導実施率についても同様の傾向がうかがえます(図表 4-60 参照)。

[(図表 4-49) 特定健診対象者数と生活習慣病予防健診実施率 (被保険者)]



[(図表 4-50) 特定健診の実施率 (加入者)]



〔(図表 4-51) 各支部における健診等の実施状況 (2020 年度)〕

| | 被保険者 | | | | 被扶養者 | | 合計 | |
|-----|----------------------------|-------|----------------|-------|---------|-------|------------|-------|
| | 生活習慣病予防健診 (一般健診:40~74歳) | | 事業者健診 データ取得 | | 特定健診 | | | |
| | 人数 | 実施率 | 人数 | 実施率 | 人数 | 実施率 | 人数 | 実施率 |
| 北海道 | 355,732 | 48.0% | 67,376 | 9.1% | 33,652 | 14.9% | 456,760 | 47.2% |
| 青森 | 114,188 | 59.5% | 19,070 | 9.9% | 12,369 | 25.1% | 145,627 | 60.4% |
| 岩手 | 99,853 | 55.8% | 20,693 | 11.6% | 9,158 | 21.9% | 129,704 | 58.8% |
| 宮城 | 199,972 | 65.0% | 19,981 | 6.5% | 21,528 | 26.1% | 241,481 | 61.9% |
| 秋田 | 72,654 | 50.6% | 26,960 | 18.8% | 9,199 | 23.3% | 108,813 | 59.4% |
| 山形 | 127,011 | 75.7% | 14,546 | 8.7% | 15,357 | 38.6% | 156,914 | 75.6% |
| 福島 | 160,293 | 58.1% | 18,946 | 6.9% | 15,251 | 22.3% | 194,490 | 56.5% |
| 茨城 | 161,614 | 54.5% | 31,645 | 10.7% | 12,870 | 16.9% | 206,129 | 55.3% |
| 栃木 | 139,038 | 63.0% | 14,005 | 6.3% | 14,075 | 24.3% | 167,118 | 60.0% |
| 群馬 | 140,280 | 55.1% | 22,011 | 8.6% | 16,459 | 23.5% | 178,750 | 55.0% |
| 埼玉 | 246,771 | 41.4% | 45,855 | 7.7% | 29,835 | 19.3% | 322,461 | 43.0% |
| 千葉 | 225,797 | 53.7% | 9,634 | 2.3% | 19,687 | 18.3% | 255,118 | 48.3% |
| 東京 | 827,091 | 36.7% | 55,027 | 2.4% | 98,663 | 19.0% | 980,781 | 35.4% |
| 神奈川 | 365,379 | 51.7% | 15,139 | 2.1% | 31,737 | 17.8% | 412,255 | 46.6% |
| 新潟 | 229,835 | 67.9% | 33,038 | 9.8% | 23,085 | 27.0% | 285,958 | 67.5% |
| 富山 | 116,379 | 66.1% | 19,815 | 11.3% | 9,739 | 24.9% | 145,933 | 67.8% |
| 石川 | 100,271 | 54.2% | 25,233 | 13.6% | 12,002 | 28.5% | 137,506 | 60.6% |
| 福井 | 74,484 | 60.6% | 12,575 | 10.2% | 5,448 | 19.8% | 92,507 | 61.5% |
| 山梨 | 74,505 | 71.3% | 4,716 | 4.5% | 9,252 | 34.3% | 88,473 | 67.3% |
| 長野 | 148,796 | 53.9% | 39,259 | 14.2% | 16,813 | 25.8% | 204,868 | 60.0% |
| 岐阜 | 163,370 | 54.4% | 27,645 | 9.2% | 19,582 | 23.0% | 210,597 | 54.6% |
| 静岡 | 261,917 | 61.1% | 26,982 | 6.3% | 22,644 | 21.6% | 311,543 | 58.4% |
| 愛知 | 434,006 | 45.5% | 95,725 | 10.0% | 66,739 | 24.8% | 596,470 | 48.8% |
| 三重 | 129,675 | 63.0% | 16,107 | 7.8% | 14,390 | 26.1% | 160,172 | 61.4% |
| 滋賀 | 88,602 | 64.3% | 15,481 | 11.2% | 13,058 | 33.7% | 117,141 | 66.3% |
| 京都 | 198,746 | 57.7% | 25,695 | 7.5% | 22,033 | 22.1% | 246,474 | 55.5% |
| 大阪 | 515,325 | 39.3% | 82,404 | 6.3% | 71,099 | 17.9% | 668,828 | 39.1% |
| 兵庫 | 319,861 | 53.7% | 35,539 | 6.0% | 33,950 | 19.6% | 389,350 | 50.7% |
| 奈良 | 56,653 | 45.8% | 18,425 | 14.9% | 10,191 | 25.0% | 85,269 | 51.8% |
| 和歌山 | 55,781 | 46.7% | 14,877 | 12.5% | 7,076 | 19.8% | 77,734 | 50.1% |
| 鳥取 | 47,828 | 56.3% | 4,828 | 5.7% | 4,416 | 22.6% | 57,072 | 54.6% |
| 島根 | 66,502 | 64.0% | 11,990 | 11.5% | 7,440 | 31.4% | 85,932 | 67.3% |
| 岡山 | 157,095 | 55.9% | 34,086 | 12.1% | 16,534 | 22.8% | 207,715 | 58.8% |
| 広島 | 225,311 | 51.6% | 31,117 | 7.1% | 25,753 | 22.5% | 282,181 | 51.2% |
| 山口 | 93,342 | 52.6% | 26,040 | 14.7% | 11,011 | 23.3% | 130,393 | 58.0% |
| 徳島 | 53,173 | 49.5% | 16,958 | 15.8% | 6,968 | 24.9% | 77,099 | 56.9% |
| 香川 | 75,741 | 47.9% | 15,944 | 10.1% | 10,946 | 26.8% | 102,631 | 51.6% |
| 愛媛 | 121,930 | 59.1% | 11,300 | 5.5% | 13,042 | 22.5% | 146,272 | 55.4% |
| 高知 | 68,526 | 63.6% | 8,735 | 8.1% | 5,514 | 23.0% | 82,775 | 62.9% |
| 福岡 | 382,090 | 52.4% | 56,694 | 7.8% | 36,656 | 17.8% | 475,440 | 50.8% |
| 佐賀 | 71,347 | 61.6% | 3,904 | 3.4% | 6,528 | 20.6% | 81,779 | 55.4% |
| 長崎 | 101,851 | 54.9% | 19,399 | 10.5% | 11,425 | 22.7% | 132,675 | 56.3% |
| 熊本 | 149,692 | 58.6% | 21,622 | 8.5% | 13,586 | 21.6% | 184,900 | 58.1% |
| 大分 | 108,725 | 64.9% | 17,244 | 10.3% | 12,234 | 26.4% | 138,203 | 64.6% |
| 宮崎 | 92,832 | 56.6% | 10,643 | 6.5% | 7,247 | 18.5% | 110,722 | 54.5% |
| 鹿児島 | 125,520 | 52.5% | 18,475 | 7.7% | 11,880 | 18.7% | 155,875 | 51.5% |
| 沖縄 | 127,776 | 61.3% | 11,186 | 5.4% | 14,182 | 24.8% | 153,144 | 57.7% |
| その他 | | | 95,130 | 0.6% | | | 95,130 | 0.6% |
| 合計 | 8,273,160 | 51.0% | 1,289,699 | 8.0% | 912,303 | 21.3% | 10,475,162 | 51.1% |

注)その他は、日本郵政グループから取得した健診結果データの取込数である。

ii) 特定保健指導の実施率の向上

2020年度の特定保健指導実施率（加入者）は15.4%となり、2020年度KPI（20.6%）の達成には至りませんでした。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020年4月から2020年5月まで、緊急事態宣言対象地域等で実施する対面による特定保健指導を中止したことなどが要因です。

① 被保険者の保健指導

生活習慣病予防健診（特定健診）や事業者健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあり、生活習慣の改善が必要な40歳以上の被保険者には「特定保健指導」を行っています。また、40歳以上でメタボリックシンドロームのリスクはないものの高血圧や高血糖、脂質異常症等のリスクがある方や40歳未満でメタボリックシンドロームのリスクがある方など、特定保健指導に該当しない方にも保健指導を実施しています。

ア) 2020年度の実績について

2020年度の被保険者の特定保健指導実施率は、2019年度の実施率18.0%から2.5%ポイント減少し、15.5%となりました。実施者数は、初回面談実施者数397,422人、実績評価者数305,886人となっており、それぞれ2019年度の実施者数から、31,952人（7.4%）、41,106人（11.8%）減少しています。2020年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、対面による特定保健指導を中止したことから、実施率、実施者数ともに前年度を下回る結果となりました（図表4-52参照）。対面による特定保健指導が実施できない期間については、対象者への文書支援等を実施したことから、その他保健指導の実施者数が増加しています。

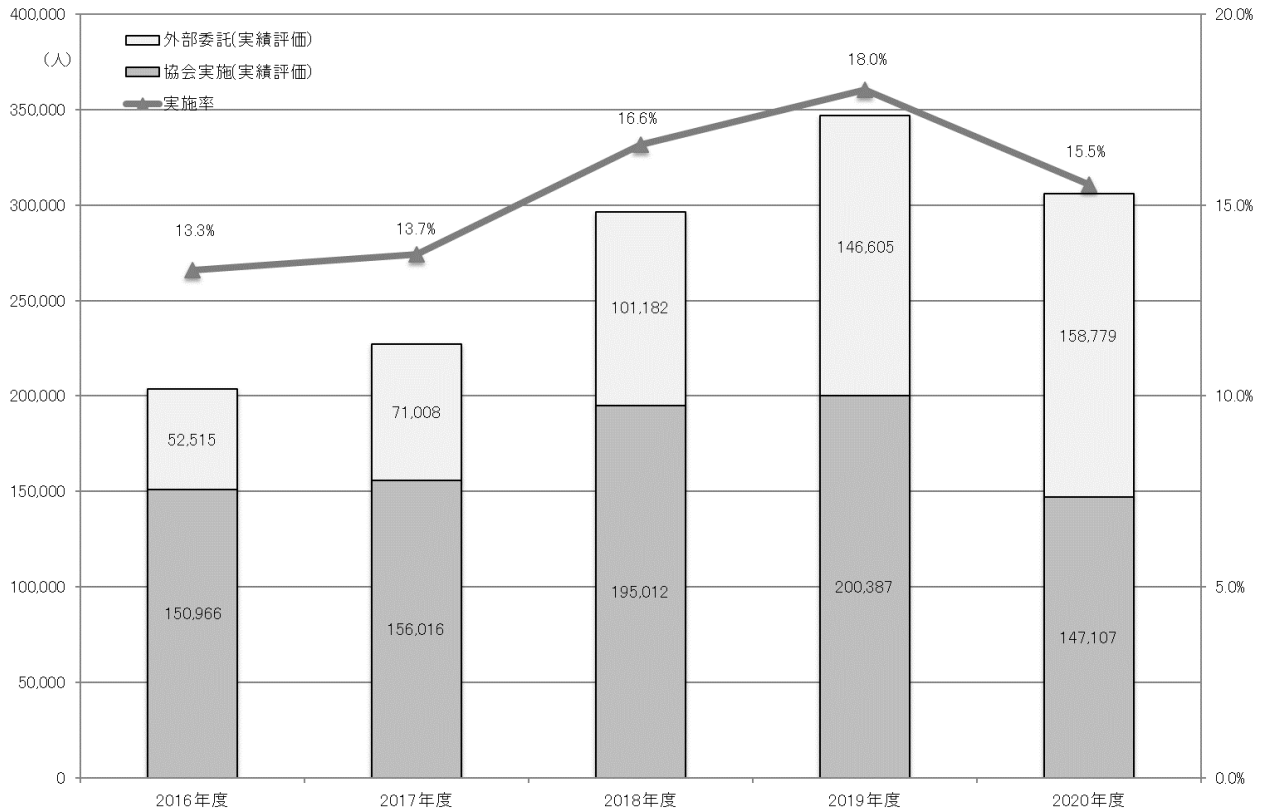
〔図表4-52〕被保険者の保健指導の実績 ①

| | | | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 前年度比 (増減) |
|----------------|----------|------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|
| 保健指導対象者数 | | | 1,524,467人 | 1,657,209人 | 1,785,562人 | 1,925,493人 | 1,967,887人 | 42,394人 |
| 特定 保健 指導 | 初回 面談 | 協会実施 | 230,690人 | 215,803人 | 236,598人 | 232,832人 | 188,806人 | ▲44,026人 |
| | | 外部委託 | 83,052人 | 99,998人 | 148,864人 | 196,542人 | 208,616人 | 12,074人 |
| | | 計 | 313,742人 | 315,801人 | 385,462人 | 429,374人 | 397,422人 | ▲31,952人 |
| | 実績 評価 | 協会実施 | 150,966人 | 156,016人 | 195,012人 | 200,387人 | 147,107人 | ▲53,280人 |
| | | 外部委託 | 52,515人 | 71,008人 | 101,182人 | 146,605人 | 158,779人 | 12,174人 |
| | | 計 | 203,481人 | 227,024人 | 296,194人 | 346,992人 | 305,886人 | ▲41,106人 |
| | 実施率 | | 13.3% | 13.7% | 16.6% | 18.0% | 15.5% | ▲2.5% |
| その他保健指導※1 | | | 65,425人 | 90,808人 | 73,898人 | 71,001人 | 124,746人 | 53,745人 |
| 保健指導 人員体制 | 保健師 | | 472人 | 470人 | 470人 | 467人 | 455人 | ▲12人 |
| | 管理栄養士 | | 229人 | 232人 | 242人 | 252人 | 254人 | 2人 |
| | 計 | | 701人 | 702人 | 712人 | 719人 | 709人 | ▲10人 |

※1 「その他の保健指導」とは、特定保健指導対象者以外の方への保健指導です。

※2 2017年度の初回面談の協会実施分が2016年度より減少したのは、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、特定保健指導対象者の氏名等について事業主と共同利用するための手続きが終了するまで効率的な実施ができなかった影響によるものです。

【(図表 4-53) 被保険者の保健指導の実績 ②】



イ) 2020年度の実施率向上に向けた主な取組

協会では、保健指導実施率の向上を図るため、各種ツールを活用した特定保健指導の利用勧奨、2018年度からは特定保健指導の制度見直しを契機とした外部委託のさらなる推進、情報通信技術（ICT）を活用した遠隔面談の実施、特定保健指導の新手法の継続的な実施及び保健指導の質を向上させるための取組等を行っています。

(各種ツールを活用した特定保健指導の利用勧奨)

協会では、事業所との距離をできるだけ縮め、健康づくりや医療費に対する認識を深めていただくため、支部の幹部職員を中心に勧奨体制を作り、事業所への訪問を実施しています。

その中で、事業所規模別・業態別等の実施率、それらが実施率に与えている影響度等を見える化した健診・保健指導カルテや、事業主の方々が健診結果の内容や事業所の医療費の相対的な位置付けについて認識できる「事業所カルテ」を活用して、特定保健指導の利用勧奨を進めています。これらのツールについては、特定保健指導の利用勧奨のほか、事業所単位での健康づくりの取組の動機付けにも役立っています。

(外部委託の推進)

実施率の向上及び効率的な保健指導を進めるため、協会の保健師及び管理栄養士による保健指導と並行して、健診機関や保健指導専門機関等への委託による特定保健指導を積極的に推進しています。

特定保健指導の初回支援は面談で行いますが、健診機関で健診当日に初回面談を実施することは、受診者の健康意識が高い状態で保健指導を実施することができ、より効果的であるとともに、受診者の利便性も高まります。協会では、健診当日に初回面談を実施する健診機関への外部委託を積極的に推進しています。

また、特定保健指導の制度見直しにより、2018年度から、一部の健診結果が揃わない場合であっても健診当日に初回面談の分割実施が可能とされたことから、すべての健診機関で健診当日に初回面談を行えるようになりました。

2020年度は、健診当日の初回面談の委託に至っていない健診機関に対し、引き続き、健診当日の初回面談を実施していただくよう働きかけを行いました。また、既に委託している健診機関に対して、健診当日の初回面談にさらに積極的に取り組んでいただくために、支部幹部職員等による健診機関への訪問を実施し、実施体制の状況を確認しながら働きかけを行いました。

こうした働きかけの効果もあり、2020年度の委託契約機関数 1,263 機関（対前年度 71 機関増）のうち、健診当日に初回面談を実施する機関数は 1,144 機関（対前年度 65 機関増）となり、委託契約機関の約 90.6%（対前年度 6.0%増）で健診当日の初回面談が可能となっています。なお、このうち健診当日に初回面談を完了（一括実施）できる機関は 930 機関（対前年度 38 機関増）です（図表 4-54 参照）。

また、委託機関における実施者数は、初回面談実施者数 208,616 人、実績評価実施者数 158,779 人となっており、それぞれ前年度から、12,074 人(6.1%)、12,174 人(8.3%)に増加しています。このほか、協会保健師等の事業所訪問による特定保健指導（初回面談）の件数の向上を目的として、協会保健師等が実施した特定保健指導の一部（初回面談後の継続的な支援及び実績評価）を外部委託で実施する継続的支援委託を実施しており、この取組は 2020年度において、24 支部（対前年度 2 支部増）で実施しています。

なお、外部委託契約機関の中には、情報通信技術（ICT）を活用した遠隔面談を実施している機関もあり、2020年度において遠隔による初回面談の当日実施を 25 支部（対前年度 20 支部増）、遠隔による初回面談の後日実施を 38 支部（対前年度 8 支部増）が導入しています。

〔図表 4-54〕 保健指導の外部委託機関数

| | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 | 2013年度 | 2014年度 | 2015年度 | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 |
|---------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|
| 委託契約機関数 | 261機関 | 577機関 | 739機関 | 779機関 | 837機関 | 862機関 | 910機関 | 980機関 | 1,178機関 | 1,192機関 | 1,263機関 |
| ①健診当日に、初回面談を実施する機関数 | - | 177機関 | 358機関 | 430機関 | 493機関 | 499機関 | 517機関 | 586機関 | 834機関 | 1,079機関 | 1,144機関 |
| ①-1 一括実施 | - | 177機関 | 358機関 | 430機関 | 493機関 | 499機関 | 517機関 | 586機関 | 715機関 | 892機関 | 930機関 |
| ①-2 分割実施 | - | - | - | - | - | - | - | - | 480機関 | 737機関 | 779機関 |
| ②後日に初回面談を実施する機関数 | - | - | - | - | - | - | - | - | 344機関 | 113機関 | 119機関 |

※保健指導の外部委託については、2010年度から実施。

※①-2の分割実施は、制度見直しにより平成30年度から実施可能とされた。

※①-1と①-2の合計は特定保健指導の一括実施と分割実施の両方を実施する機関（2018年度：361機関、2019年度：550機関、2020年度：565機関）があるため、①と一致しない。

(特定保健指導の新手法の導入)

特定保健指導の制度見直しにより、2018年度から、「積極的支援」³¹対象者に対する特定保健指導について、支援内容や回数にとらわれない弾力的な方法による特定保健指導のモデル実施が可能とされました。これにより、180ポイント³²以上の継続的な支援を実施していない場合であっても一定の効果（腹囲2cm減かつ体重2kg減）が得られた場合（以下「モデル要件」という。）は「積極的支援」を終了することができるようになりました。

協会では、協会保健師等が実施する「積極的支援」において、モデル要件による終了時点の支援ポイント数を検証する「ポイント検証モデル」を実施しています。

また、一部の支部においては、従前の特定保健指導ではポイント数に算定されなかった新たな特定保健指導の手法を検証する「新手法検証モデル」を実施しています。「新手法検証モデル」は、付加価値のある初回面談を行う「初回重点型」、アプリ等のツールを活用する「自己管理型」の2つの方法で実施しています（図表4-55参照）。

2020年度にポイント検証モデルを実施した34,228人のうち8,880人（25.9%）がモデル要件で終了しています。

2019年度の健診結果を用いた効果検証の結果では、階層化レベルの改善率（動機付け支援、情報提供（服薬なし）へ移行）は、モデル要件で終了した者が最も高い結果でした（図表4-56参照）。

また、モデル終了者・180ポイント終了者ともに次年度健診では、保健指導終了時と比較して若干の体重の戻りはありましたが、一定の減量効果が継続していることが確認できています（図表4-57参照）。

「ポイント検証モデル」については、引き続き全支部においてモデル実施していくとともに、今後も健診結果を用いた効果検証を実施していきます。一部の支部において実施している「新手法検証モデル」については、実施支部を増やしてさらなる効果検証を実施し、今後の実施採用の可否についても検討していくこととしています。

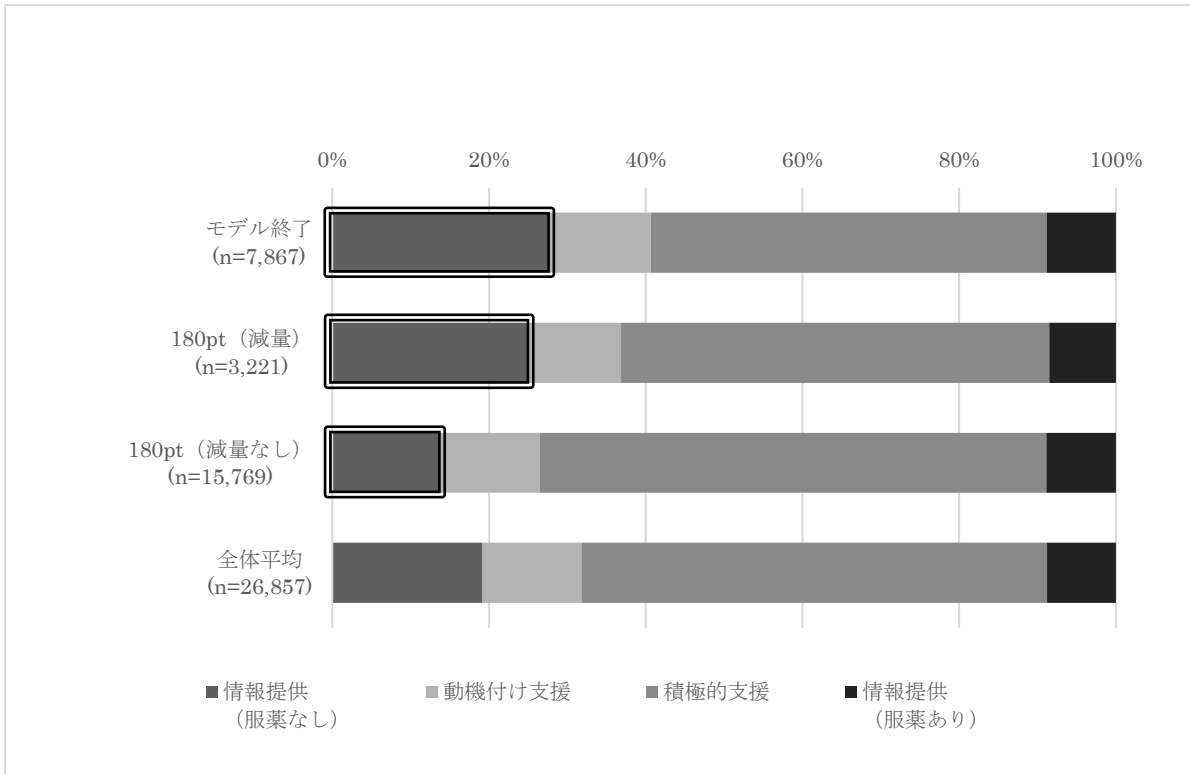
[(図表4-55) 新手法モデルの実施方法]



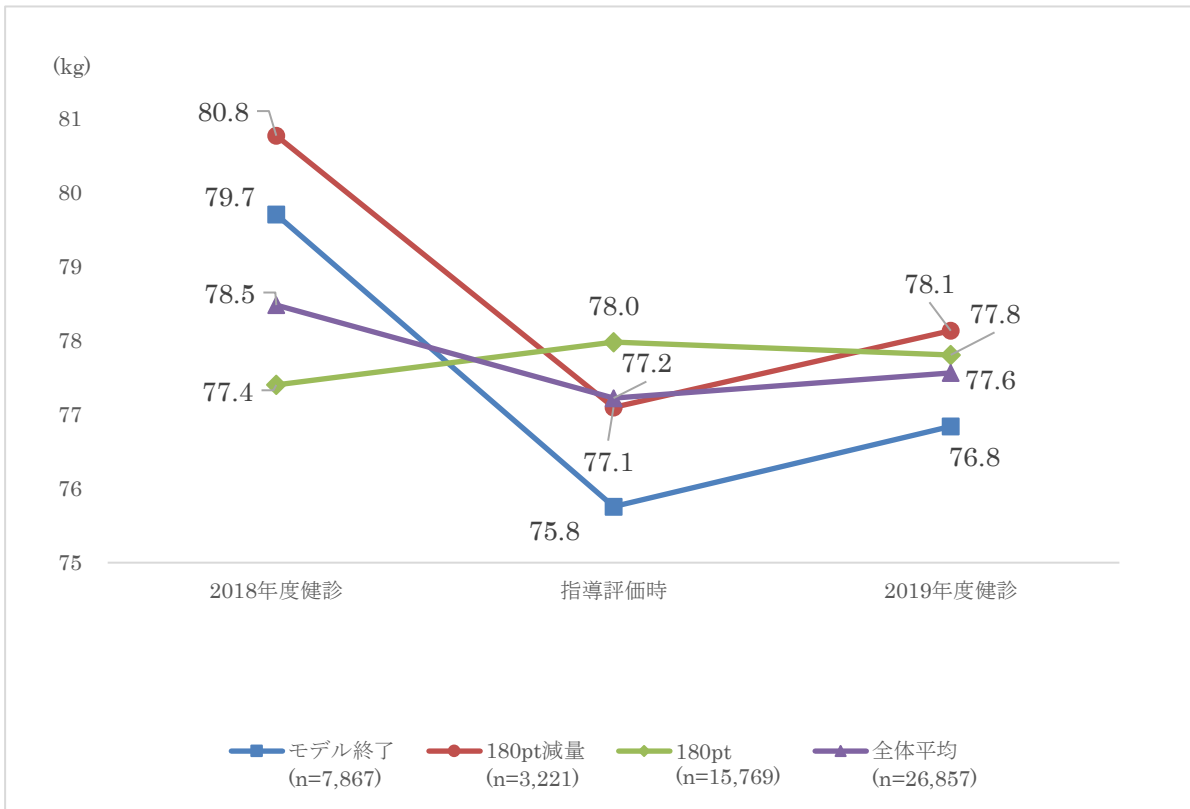
³¹ 特定保健指導は、生活習慣病のリスク数に応じて、生活習慣等の行動変容に向けてきめ細かく継続的に支援する「積極的支援」と、行動目標の設定やその評価を支援する「動機付け支援」に分かれます。

³² 「積極的支援」の終了要件等については、厚生労働省が策定する「標準的な健診・保健指導プログラム」において、「ポイント制を導入し、180ポイント以上の支援を実施することを必須とする」ことが示されています（例、個別支援（面談）10分：40ポイント、電話支援5分：15ポイント）。

[(図表 4-56) 階層化レベルの改善率]



[(図表 4-57) 体重の改善度]



(保健指導の質を向上させるための取組)

保健指導の質を向上させるためには、一つ一つの業務の PDCA サイクルを適切に機能させていく必要があることから、各支部において課題の把握と分析、行動計画の作成、実施、評価と改善まで、職員と契約保健師等が一体となって取り組んでいます。

また、契約保健師等を対象に各支部の課題や実情に応じた支部内研修を定期的・計画的に行っており、保健指導スキルとモチベーション向上のための事例検討や行動変容理論に則ったロールプレイ等も取り入れながら、より質の高い研修内容となるよう努めています。なお、2020 年度の本部研修においては、エビデンスに基づいた減量指導、感染症予防に必要な知識、情報通信技術（ICT）を活用した遠隔面談の具体的な方法について研修を行いました。

このほか、協会が行う保健事業の特性に沿った質の高いサービスを加入者及び事業主に提供するため、協会内に設置したワーキンググループでの議論を基に、特定保健指導のみならず、事業主の健康づくり意識の醸成、健康づくりの体制整備や仕組みづくりまでも視野に入れた保健事業が実施できる契約保健師等を育成するためのプログラムを 2018 年度末に作成し、2019 年度より全支部において当該プログラムを活用した育成を実施しています。なお、当該プログラムは、保健師等の採用時に限らず、定期的に活用できるよう工夫されており、保健師等全員を対象として、保健指導力の向上を図っています。

② 被扶養者の保健指導

特定健診の結果、メタボリックシンドロームのリスクがあり、生活習慣の改善が必要な 40 歳以上の被扶養者には「特定保健指導」を行っています。

ア) 2020 年度の実績について

2020 年度の被扶養者の特定保健指導実施率は、2019 年度の実施率 11.8%から 1.3%ポイント増加し、13.1%となりました。また、実施者数は、初回面談実施者数 11,678 人、実績評価者数 10,780 人となっており、それぞれ 2019 年度から、3,188 人 (21.4%)、430 人 (3.8%) 減少しています。2020 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、各地で集団健診が中止になり、健診受診者が減少したことにより、特定保健指導対象者も大幅に減少しました。そのため実施率は、特定保健指導対象者の減少を受けて上昇しています。

実績評価者数については、新型コロナウイルス感染症の拡大の期間の中においても、前年度とほぼ同数となっています（図表 4-58 参照）。

〔図表 4-58〕 被扶養者の特定保健指導の実績

| | 2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度 | 前年度比 (増減) |
|------|--------|--------|--------|---------|---------|--------------|
| 初回面談 | 4,014人 | 4,798人 | 7,090人 | 14,866人 | 11,678人 | ▲ 3,188人 |
| 実績評価 | 2,858人 | 3,853人 | 4,956人 | 11,210人 | 10,780人 | ▲ 430人 |
| 実施率 | 3.6% | 4.5% | 5.4% | 11.8% | 13.1% | 1.3% |

イ) 2020 年度の実施率向上に向けた主な取組

被扶養者への特定保健指導については、健診機関への委託による実施を推進しています。健診当日に初回面談を受診することができるよう、特定保健指導の利用券を兼ねた特定健診の受診券（セット券）を発行しています。

また、協会の保健師等が支部の相談コーナーや地域の公民館等で特定保健指導を実施しているほか、特定健診・がん検診から特定保健指導まで、一連の保健事業を市区町村と連携して推進しています。

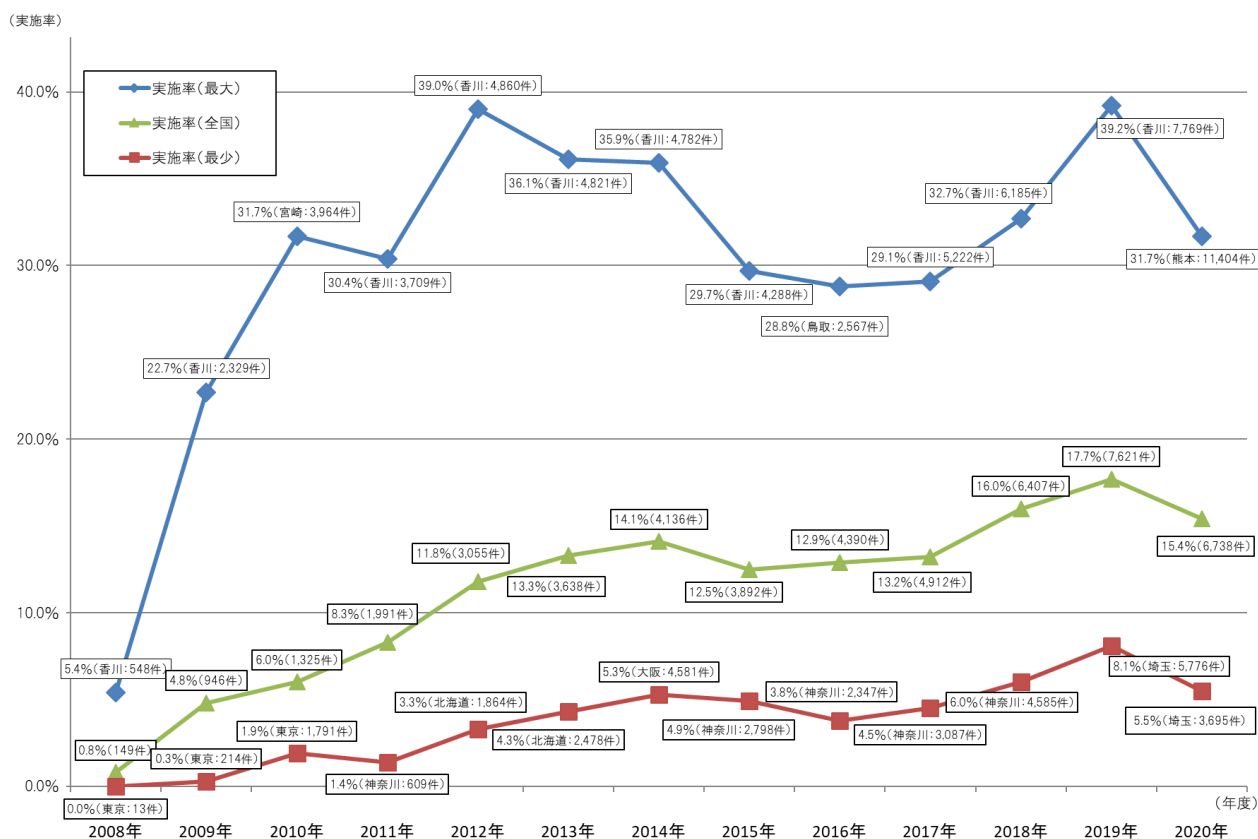
市区町村が実施するがん検診と特定健診との同時実施が難しい地域を中心に協会独自の集団健診を実施していますが、その会場で特定保健指導も実施するなど利便性の向上に努めています。

③ 特定保健指導実施率の推移

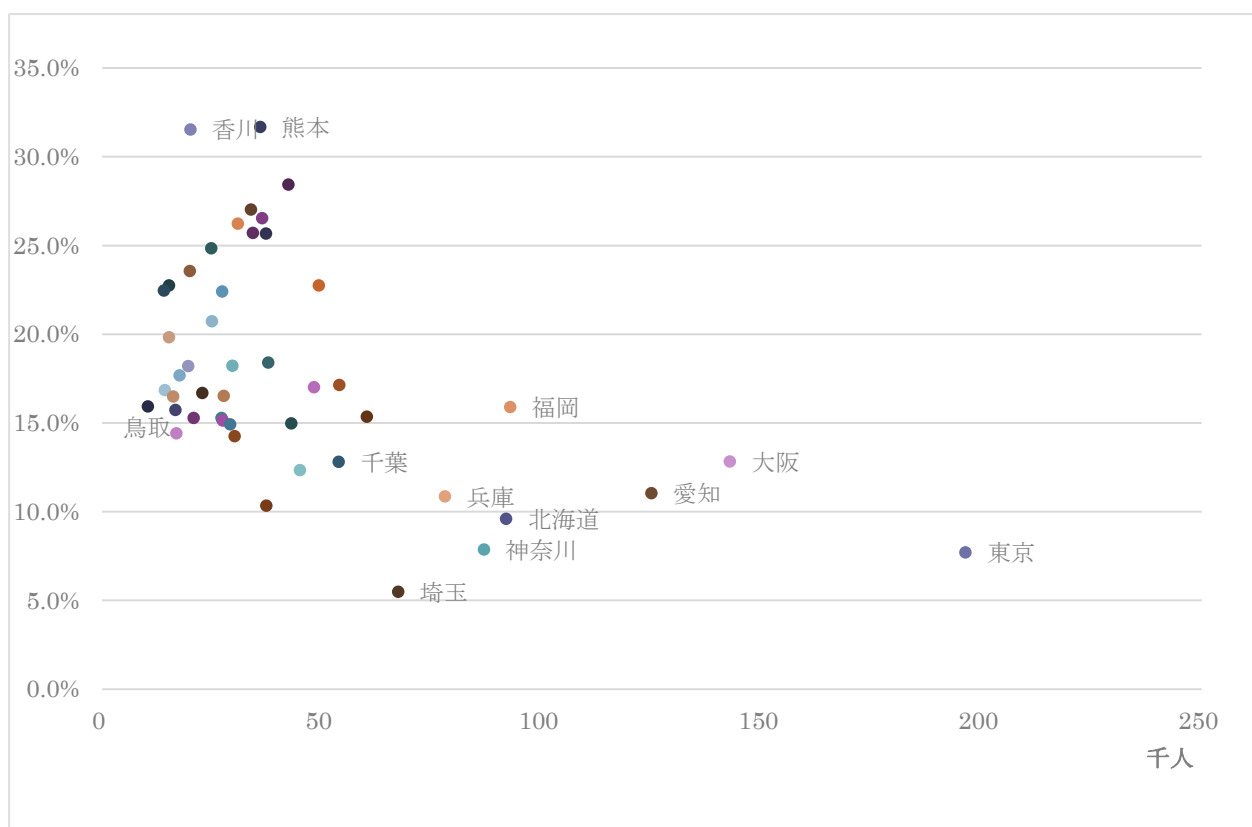
図表 4-59 は、2008 年度以降の特定保健指導（加入者）の支部ごとの実施率の最大値及び最小値並びに全国の実施率の推移を示したものです。

2020 年度の実施率は、最大は熊本支部の 31.7%、最小は埼玉支部の 5.5%、全国では 15.4%です。

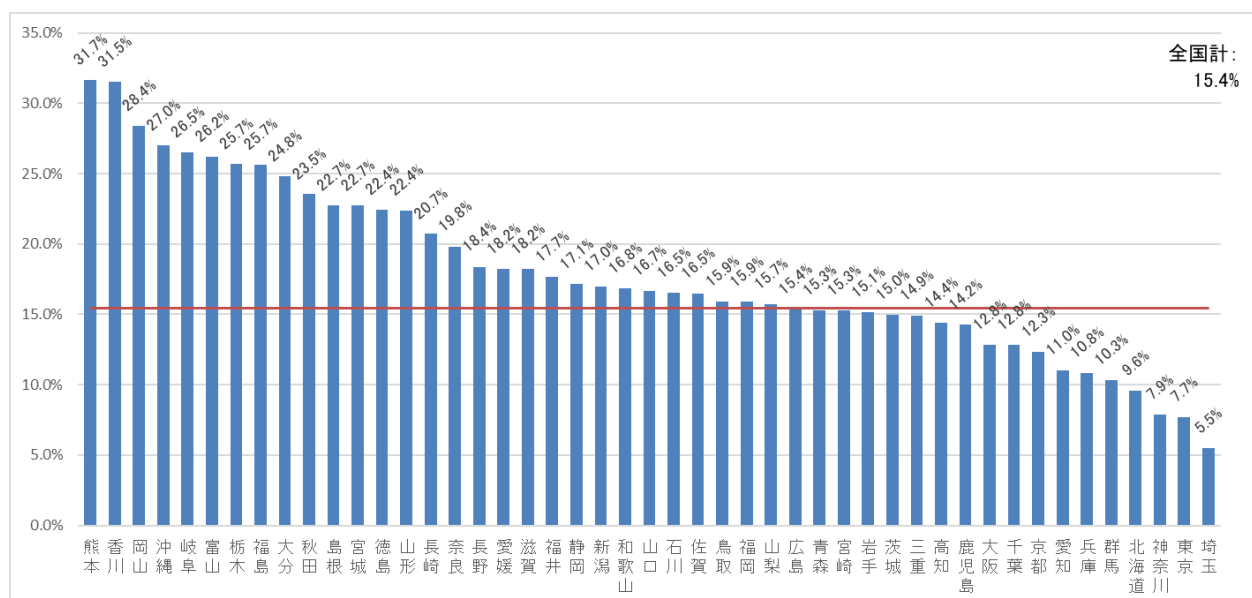
〔(図表 4-59) 特定保健指導実施率の推移 (加入者)〕



[(図表 4-60) 特定保健指導対象者数と特定保健指導実施率 (加入者)]



[(図表 4-61) 特定保健指導の実施率 (加入者)]



〔(図表 4-62) 各支部における特定保健指導の実績 (2020 年度)〕

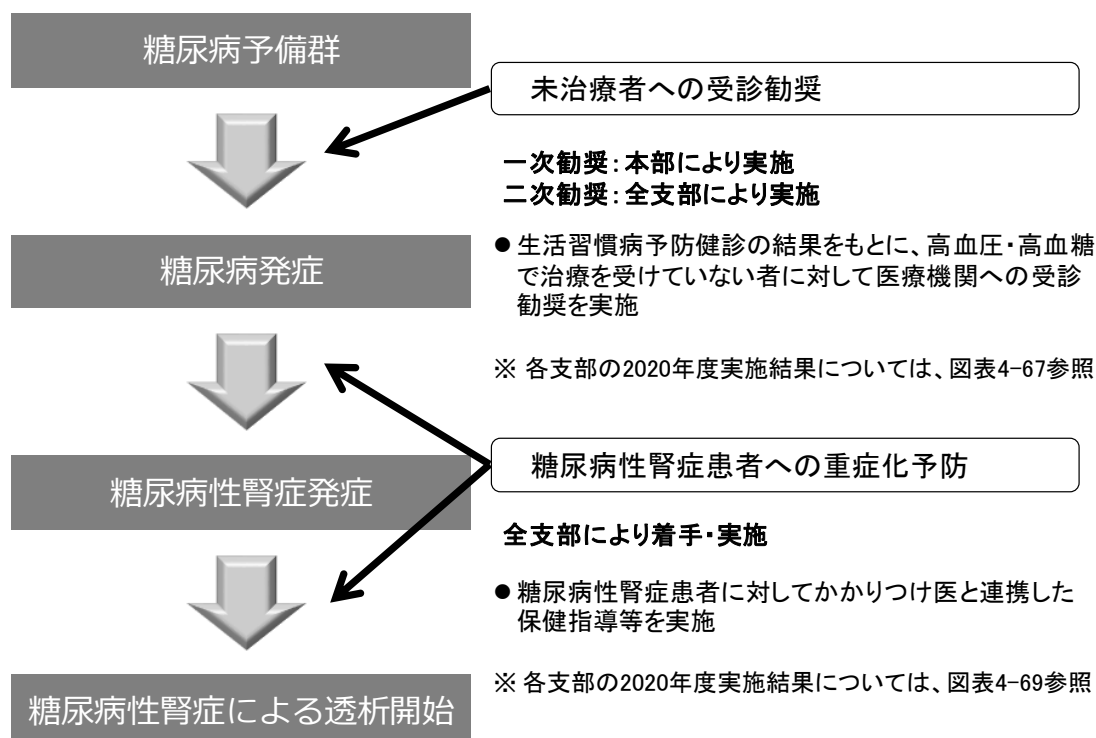
| | 被保険者 | | | | | | 被扶養者 | | | | 合計 | | | | 外部委託機関 | | |
|-----|---------|--------------|-------|---------|--------------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|---------|-------|-----------|--------|-----|
| | 初回面談 | | | 実績評価 | | | 初回面談 | | 実績評価 | | 初回面談 | | 実績評価 | | 契約 機関数 | 健診当日実施 | |
| | 実施人数 | 外部委託 (再掲) | 実施率 | 実施人数 | 外部委託 (再掲) | 実施率 | 実施人数 | 実施率 | 実施人数 | 実施率 | 実施人数 | 実施率 | 実施人数 | 実施率 | | 一括 | 分割 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道 | 11,329 | (6,252) | 12.7% | 8,254 | (4,470) | 9.3% | 444 | 14.7% | 553 | 18.3% | 11,773 | 12.8% | 8,807 | 9.6% | 32 | 21 | 19 |
| 青森 | 6,033 | (1,796) | 23.2% | 4,036 | (1,359) | 15.5% | 143 | 12.7% | 112 | 10.0% | 6,176 | 22.7% | 4,148 | 15.3% | 8 | 6 | 5 |
| 岩手 | 4,616 | (1,445) | 17.5% | 4,132 | (1,318) | 15.7% | 20 | 1.9% | 21 | 1.9% | 4,636 | 16.9% | 4,153 | 15.1% | 7 | 4 | 7 |
| 宮城 | 13,017 | (7,160) | 27.7% | 10,906 | (5,591) | 23.2% | 253 | 10.6% | 299 | 12.5% | 13,270 | 26.9% | 11,205 | 22.7% | 26 | 20 | 22 |
| 秋田 | 6,394 | (1,020) | 33.4% | 4,587 | (830) | 24.0% | 152 | 17.1% | 123 | 13.8% | 6,546 | 32.7% | 4,710 | 23.5% | 6 | 6 | 3 |
| 山形 | 8,206 | (3,778) | 31.7% | 6,032 | (2,965) | 23.3% | 84 | 5.9% | 85 | 5.9% | 8,290 | 30.4% | 6,117 | 22.4% | 16 | 13 | 8 |
| 福島 | 12,141 | (5,010) | 34.1% | 9,474 | (3,585) | 26.6% | 72 | 4.2% | 91 | 5.3% | 12,213 | 32.8% | 9,565 | 25.7% | 43 | 29 | 15 |
| 茨城 | 6,771 | (1,852) | 16.2% | 6,326 | (2,032) | 15.2% | 121 | 9.0% | 115 | 8.6% | 6,892 | 16.0% | 6,441 | 15.0% | 20 | 15 | 11 |
| 栃木 | 10,129 | (5,868) | 30.7% | 8,694 | (5,009) | 26.3% | 185 | 14.1% | 126 | 9.6% | 10,314 | 30.0% | 8,820 | 25.7% | 14 | 12 | 10 |
| 群馬 | 4,203 | (2,610) | 11.7% | 3,819 | (2,126) | 10.7% | 37 | 2.3% | 46 | 2.9% | 4,240 | 11.3% | 3,865 | 10.3% | 18 | 16 | 14 |
| 埼玉 | 4,401 | (2,528) | 6.8% | 3,510 | (1,716) | 5.4% | 141 | 4.8% | 185 | 6.4% | 4,542 | 6.7% | 3,695 | 5.5% | 31 | 15 | 25 |
| 千葉 | 8,005 | (4,997) | 15.4% | 6,801 | (4,289) | 13.1% | 86 | 4.6% | 91 | 4.9% | 8,091 | 15.0% | 6,892 | 12.8% | 21 | 14 | 13 |
| 東京 | 18,560 | (14,999) | 9.8% | 14,731 | (11,855) | 7.8% | 385 | 4.9% | 381 | 4.8% | 18,945 | 9.6% | 15,112 | 7.7% | 72 | 45 | 50 |
| 神奈川 | 7,622 | (3,702) | 9.1% | 6,231 | (3,305) | 7.4% | 1,030 | 36.7% | 600 | 21.4% | 8,652 | 10.0% | 6,831 | 7.9% | 50 | 35 | 25 |
| 新潟 | 9,967 | (4,937) | 21.6% | 8,029 | (4,164) | 17.4% | 161 | 7.7% | 161 | 7.7% | 10,128 | 21.0% | 8,190 | 17.0% | 21 | 20 | 13 |
| 富山 | 9,821 | (4,901) | 32.8% | 7,960 | (3,678) | 26.5% | 103 | 10.9% | 149 | 15.7% | 9,924 | 32.1% | 8,109 | 26.2% | 25 | 25 | 23 |
| 石川 | 5,579 | (2,272) | 21.0% | 4,539 | (1,788) | 17.0% | 42 | 3.9% | 39 | 3.6% | 5,621 | 20.3% | 4,578 | 16.5% | 30 | 21 | 3 |
| 福井 | 3,668 | (679) | 21.3% | 3,088 | (437) | 17.9% | 39 | 8.4% | 34 | 7.3% | 3,707 | 21.0% | 3,122 | 17.7% | 12 | 7 | 2 |
| 山梨 | 3,573 | (1,010) | 22.6% | 2,511 | (762) | 15.9% | 78 | 9.1% | 115 | 13.4% | 3,651 | 21.9% | 2,626 | 15.7% | 7 | 6 | 4 |
| 長野 | 10,729 | (3,024) | 29.4% | 6,624 | (2,473) | 18.2% | 399 | 28.9% | 331 | 24.0% | 11,128 | 29.4% | 6,955 | 18.4% | 34 | 29 | 11 |
| 岐阜 | 10,812 | (5,443) | 31.2% | 9,463 | (4,814) | 27.3% | 407 | 22.8% | 202 | 11.3% | 11,219 | 30.8% | 9,665 | 26.5% | 32 | 22 | 21 |
| 静岡 | 12,996 | (9,345) | 24.8% | 9,042 | (5,997) | 17.3% | 278 | 16.8% | 204 | 12.3% | 13,274 | 24.6% | 9,246 | 17.1% | 44 | 34 | 33 |
| 愛知 | 16,966 | (12,216) | 14.2% | 12,981 | (9,047) | 10.9% | 885 | 16.0% | 802 | 14.5% | 17,851 | 14.3% | 13,783 | 11.0% | 122 | 60 | 80 |
| 三重 | 5,600 | (2,814) | 20.1% | 4,209 | (2,248) | 15.1% | 105 | 8.2% | 136 | 10.6% | 5,705 | 19.6% | 4,345 | 14.9% | 21 | 19 | 19 |
| 滋賀 | 3,755 | (765) | 20.4% | 3,182 | (436) | 17.3% | 463 | 36.2% | 393 | 30.8% | 4,218 | 21.5% | 3,575 | 18.2% | 15 | 7 | 7 |
| 京都 | 7,035 | (4,326) | 16.3% | 5,408 | (3,319) | 12.5% | 170 | 9.8% | 137 | 7.9% | 7,205 | 16.0% | 5,545 | 12.3% | 29 | 20 | 26 |
| 大阪 | 22,882 | (18,396) | 16.7% | 17,014 | (14,228) | 12.4% | 897 | 15.5% | 1,280 | 22.1% | 23,779 | 16.7% | 18,294 | 12.8% | 67 | 60 | 60 |
| 兵庫 | 13,646 | (5,496) | 18.1% | 8,271 | (3,135) | 11.0% | 221 | 8.6% | 192 | 7.5% | 13,867 | 17.8% | 8,463 | 10.8% | 40 | 30 | 32 |
| 奈良 | 3,542 | (314) | 24.8% | 2,842 | (194) | 19.9% | 115 | 12.2% | 179 | 19.0% | 3,657 | 24.0% | 3,021 | 19.8% | 11 | 6 | 9 |
| 和歌山 | 2,995 | (534) | 21.9% | 2,222 | (430) | 16.2% | 242 | 38.7% | 188 | 30.1% | 3,237 | 22.6% | 2,410 | 16.8% | 7 | 3 | 3 |
| 鳥取 | 2,910 | (435) | 29.0% | 1,665 | (337) | 16.6% | 4 | 0.9% | 3 | 0.6% | 2,914 | 27.8% | 1,668 | 15.9% | 6 | 4 | 2 |
| 島根 | 4,195 | (1,181) | 28.8% | 3,365 | (892) | 23.1% | 148 | 22.6% | 98 | 15.0% | 4,343 | 28.5% | 3,463 | 22.7% | 6 | 2 | 1 |
| 岡山 | 15,015 | (7,214) | 36.8% | 11,637 | (5,559) | 28.5% | 480 | 29.6% | 418 | 25.8% | 15,495 | 36.5% | 12,055 | 28.4% | 43 | 34 | 23 |
| 広島 | 11,895 | (4,635) | 20.5% | 9,098 | (3,343) | 15.7% | 261 | 11.0% | 151 | 6.4% | 12,156 | 20.2% | 9,249 | 15.4% | 40 | 34 | 21 |
| 山口 | 4,801 | (1,414) | 22.0% | 3,686 | (1,219) | 16.9% | 134 | 13.4% | 114 | 11.4% | 4,935 | 21.7% | 3,800 | 16.7% | 18 | 14 | 5 |
| 徳島 | 4,562 | (1,000) | 34.0% | 3,058 | (630) | 22.8% | 134 | 19.6% | 105 | 15.4% | 4,696 | 33.3% | 3,163 | 22.4% | 10 | 8 | 9 |
| 香川 | 6,860 | (2,435) | 36.2% | 6,018 | (2,147) | 31.8% | 329 | 27.9% | 325 | 27.5% | 7,189 | 35.7% | 6,343 | 31.5% | 16 | 14 | 7 |
| 愛媛 | 6,588 | (2,353) | 23.3% | 4,933 | (1,810) | 17.4% | 534 | 40.5% | 464 | 35.2% | 7,122 | 24.0% | 5,397 | 18.2% | 14 | 10 | 9 |
| 高知 | 3,123 | (744) | 19.2% | 2,347 | (648) | 14.5% | 98 | 13.7% | 94 | 13.2% | 3,221 | 19.0% | 2,441 | 14.4% | 7 | 6 | 5 |
| 福岡 | 18,531 | (16,931) | 20.7% | 14,071 | (10,574) | 15.7% | 769 | 24.6% | 670 | 21.5% | 19,300 | 20.8% | 14,741 | 15.9% | 82 | 69 | 57 |
| 佐賀 | 3,111 | (1,320) | 19.9% | 2,623 | (1,075) | 16.8% | 50 | 8.2% | 47 | 7.7% | 3,161 | 19.5% | 2,670 | 16.5% | 15 | 12 | 13 |
| 長崎 | 7,862 | (3,067) | 32.8% | 4,945 | (1,983) | 20.6% | 257 | 23.9% | 240 | 22.3% | 8,119 | 32.4% | 5,185 | 20.7% | 23 | 18 | 6 |
| 熊本 | 13,901 | (10,638) | 40.0% | 11,267 | (8,601) | 32.4% | 160 | 12.5% | 137 | 10.7% | 14,061 | 39.1% | 11,404 | 31.7% | 33 | 29 | 18 |
| 大分 | 7,846 | (4,942) | 33.1% | 5,927 | (3,960) | 25.0% | 250 | 22.2% | 244 | 21.6% | 8,096 | 32.6% | 6,171 | 24.8% | 22 | 19 | 16 |
| 宮崎 | 4,635 | (699) | 23.0% | 3,150 | (458) | 15.6% | 20 | 3.0% | 29 | 4.4% | 4,655 | 22.4% | 3,179 | 15.3% | 11 | 8 | 1 |
| 鹿児島 | 5,300 | (1,693) | 18.2% | 4,224 | (1,426) | 14.5% | 72 | 6.5% | 73 | 6.5% | 5,372 | 17.8% | 4,297 | 14.2% | 19 | 13 | 5 |
| 沖縄 | 11,294 | (8,426) | 35.1% | 8,954 | (6,517) | 27.8% | 220 | 13.2% | 198 | 11.9% | 11,514 | 34.0% | 9,152 | 27.0% | 17 | 16 | 8 |
| 合計 | 397,422 | (208,616) | 20.2% | 305,886 | (158,779) | 15.5% | 11,678 | 14.2% | 10,780 | 13.1% | 409,100 | 20.0% | 316,666 | 15.4% | 1,263 | 930 | 779 |

iii) 重症化予防対策の推進

高血圧や糖尿病等の生活習慣病の重症化及び合併症の発症を予防することを目的とした重症化予防対策は、協会の保健事業における重要な取組の一つとなります。

協会では、重症化予防対策として、未治療者への受診勧奨と糖尿病性腎症患者への重症化予防に取り組んでいます。

〔(図表 4-63) 協会における重症化予防対策の概要〕



① 未治療者への受診勧奨

生活習慣病予防健診の結果、治療が必要と判断されながら医療機関を受診していない方に対して受診勧奨（一次勧奨、二次勧奨）を行い、確実に医療につなげることにより生活習慣病の重症化を防ぐ取組を行っています。

一次勧奨は、収縮期血圧等の数値が一定基準以上（受診勧奨対象域）であった方³³で、健診前月及び健診後3ヵ月以内に医療機関を未受診かつ健診時の問診で服薬なしと回答した方を対象として、健診受診月から概ね6ヵ月後に医療機関への受診を勧奨する文書を本部から送付しています。なお、送付する文書は、対象者の特性（新規・連続該当別、重症度別）ごとに記載内容を変えています。

2020年度は、2019年10月から2020年9月までの間に生活習慣病予防健診を受けられた約886万人のうち、359,727人（4.0%）の方に一次勧奨文書を送付しました（図表4-64参照）。

³³ ①収縮期血圧160mmHg以上、②拡張期血圧100mmHg以上、③空腹時血糖126mg/dl以上、④HbA1c6.5%以上のいずれかに該当する方

二次勧奨は、各支部において、電話・文書等の手法を交えながら、業務委託や事業所訪問など工夫を凝らした方法で実施しています（図表 4-65 参照）。

なお、二次勧奨の対象である重症域の方³⁴は、医療機関を受診していない又は治療を中断しているなどにより、生活習慣病の重症化が進むことが推定されることから、より確実に受診に結び付けることが重要であるため、2020 年度保健師ブロック研修においては、要治療域の特定保健指導対象者等への受診勧奨に必要な医学的エビデンスについて理解を深めました。

〔(図表 4-64) 未治療者への受診勧奨（一次勧奨文書発送状況）〕

| 実施年度 | 実施支部 | 通知時期 | 対象 | 一次勧奨件数 | | 抽出割合 (発送件数/受診者数) |
|--------|---------------------------------------|--|------------------------------|--------------|--------|---------------------|
| | | | | 二次対象 (再掲) | | |
| 2013年度 | 一次:44支部 二次:18支部 | 初回通知 (2013年10月末) ～ 6回通知 (2014年3月末) | (2013.4健診分) ～(2013.9健診分) | 122,330 | 12,031 | 約4.5% |
| 2014年度 | 一次:46支部 二次:25支部(上期) 二次:29支部(下期) | 初回通知 (2014年5月初) ～ 12回通知 (2015年3月末) | (2013.10健診分) ～(2014.9健診分) | 243,888 | 37,842 | 約4.7% |
| 2015年度 | 一次:46支部 二次:41支部(上期) 二次:42支部(下期) | 初回通知 (2015年5月初) ～ 9回通知 (2016年3月末) | (2014.10健診分) ～(2015.9健診分) | 238,602 | 54,278 | 約4.2% |
| 2016年度 | 一次:47支部 二次:47支部 | 初回通知 (2016年5月初) ～ 12回通知 (2017年3月末) | (2015.10健診分) ～(2016.9健診分) | 289,905 | 75,896 | 約4.0% |
| 2017年度 | | 初回通知 (2017年5月初) ～ 10回通知 (2018年3月末) | (2016.10健診分) ～(2017.9健診分) | 321,056 | 83,541 | 約3.9% |
| 2018年度 | | 初回通知 (2018年5月初) ～ 12回通知 (2019年3月末) | (2017.10健診分) ～(2018.9健診分) | 342,404 | 87,657 | 約3.9% |
| 2019年度 | | 初回通知 (2019年5月初) ～ 12回通知 (2020年3月末) | (2018.10健診分) ～(2019.9健診分) | 373,845 | 94,544 | 約4.0% |
| 2020年度 | | 初回通知 (2020年7月初) ～ 12回通知 (2021年3月末) | (2019.10健診分) ～(2020.9健診分) | 359,727 | 90,701 | 約4.0% |

※2020年度の通知は、新型コロナウイルスの感染拡大により、2020年4月分(5月初発送分)と2020年5月分(6月初発送分)の一次勧奨文書の発送を延期。

〔(図表 4-65) 支部別の二次勧奨実施方法（2020 年度）〕

| 実施方法 | | | | 実施支部 | |
|------|------------|----|-----|------|---|
| 電話 | 電話 (委託) | 文書 | 訪問等 | | |
| ● | ● | ● | ● | 5支部 | 富山 岐阜 岡山 愛媛 岡山 |
| | ● | ● | ● | 1支部 | 秋田 |
| ● | | ● | ● | 5支部 | 岩手 福島 群馬 高知 香川 |
| ● | ● | | ● | 1支部 | 長崎 |
| ● | ● | ● | | 3支部 | 大阪 山口 熊本 |
| ● | | ● | | 6支部 | 宮城 山形 長野 滋賀 兵庫 和歌山 |
| | ● | ● | | 17支部 | 茨城 栃木 埼玉 千葉 東京 新潟 石川 山梨 静岡 愛知 三重 京都 鳥取 島根 徳島 佐賀 大分 |
| | ● | | ● | 3支部 | 広島 福岡 宮崎 |
| | | ● | ● | 2支部 | 青森 鹿児島 |
| | ● | | | 2支部 | 北海道 神奈川 |
| | | ● | | 2支部 | 福井 奈良 |

³⁴ ①収縮期血圧 180mmHg 以上、②拡張期血圧 110mmHg 以上、③空腹時血糖 160mg/dl 以上、④HbA1c8.4%以上のいずれかに該当する方

(2019 年度生活習慣病予防健診受診者に係る一次勧奨文書発送後の医療機関受診状況等)

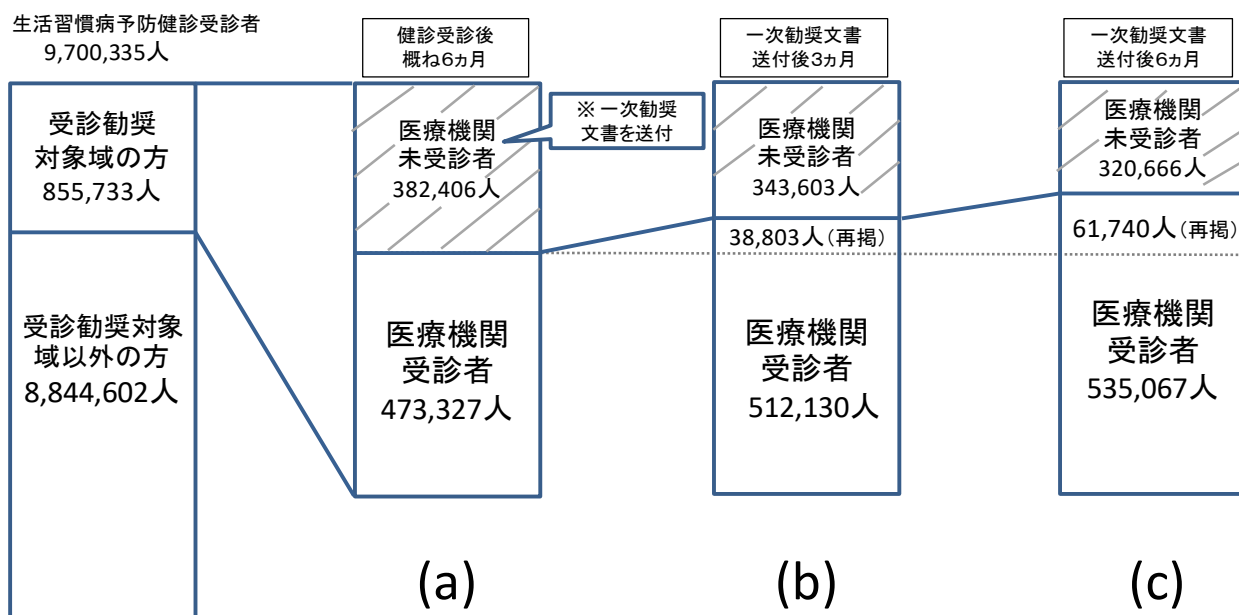
2019 年度に生活習慣病予防健診を受けられた約 970 万人について分析してみると、収縮期血圧等の数値が受診勧奨対象域にあった方が約 86 万人 (8.8%)、うち健診前月及び健診後 3 ヶ月以内に医療機関を未受診であった方が 382,406 人 (3.9%) でした。この 382,406 人に一次勧奨文書をお送りした結果、38,803 人 (10.1%) の方が 3 ヶ月以内に医療機関を受診されました (図表 4-66、4-67 参照)。

また、この 382,406 人には 2 年以上連続して一次勧奨文書を送付している方が 137,842 人 (36.0%) 含まれており、新規に送付した 244,564 人では 43,346 人 (17.7%) が、2 年連続で送付した 72,794 人では 21,224 人 (29.2%) が、3 年連続で送付した 30,984 人では 12,300 人 (39.7%) が、4 年以上連続で送付した 34,064 人では 19,484 人 (57.2%) が、それぞれ二次勧奨の対象域の方でした (図表 4-68 参照)。

このように、二次勧奨の対象である重症域の方の割合は、受診勧奨対象者に該当する年数が長くなるほど高くなっています。これらの方々は、ずっと医療機関を受診していない、又は治療を中断しているなどにより、生活習慣病の重症化が進むことが推定されるため、医療機関への受診を促す方途について、さらに検討していくこととしています。

なお、一次勧奨文書送付後 3 ヶ月以内では 2020 年度 KPI (12.9%) は達成できませんでしたが、一次勧奨文書送付後 6 ヶ月以内で見ると、61,740 人 (16.1%。前年度と同率) の方が医療機関を受診されています。新型コロナウイルス感染症の拡大による医療機関の体制のひっ迫の懸念から、政府による緊急事態宣言の期間中の 2020 年 4 月分と 2020 年 5 月分の一次勧奨文書の発送を延期し、緊急事態宣言の解除後の 2020 年 6 月に 2020 年 4 月分と 2020 年 5 月分を、2020 年 7 月に 2020 年 6 月分と 2020 年 7 月分を予定を変更して発送しました。

[(図表 4-66) 一次勧奨文書送付後 3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の医療機関受診状況 (2019 年度健診受診者) ①]



[(図表 4-67) 一次勸奨文書送付後 3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の医療機関受診状況 (2019 年度健診受診者) ②]

| | 受診勸奨通知を発送した人数 | 勸奨通知発送後 3ヵ月間 | | 勸奨通知発送後 6ヵ月間 | | | 受診勸奨通知を発送した人数 | 勸奨通知発送後 3ヵ月間 | | 勸奨通知発送後 6ヵ月間 | |
|-----|---------------|--------------|-------|--------------|-------|-----|---------------|--------------|-------|--------------|-------|
| | | 受診者数 | 受診率 | 受診者数 | 受診率 | | | 受診者数 | 受診率 | 受診者数 | 受診率 |
| 北海道 | 17,398 | 1,636 | 9.4% | 2,605 | 15.0% | 滋賀 | 3,846 | 404 | 10.5% | 601 | 15.6% |
| 青森 | 5,497 | 592 | 10.8% | 971 | 17.7% | 京都 | 8,651 | 819 | 9.5% | 1,328 | 15.4% |
| 岩手 | 4,685 | 466 | 9.9% | 770 | 16.4% | 大阪 | 24,632 | 2,700 | 11.0% | 4,118 | 16.7% |
| 宮城 | 10,626 | 1,075 | 10.1% | 1,795 | 16.9% | 兵庫 | 14,415 | 1,361 | 9.4% | 2,201 | 15.3% |
| 秋田 | 3,596 | 376 | 10.5% | 601 | 16.7% | 奈良 | 2,377 | 262 | 11.0% | 423 | 17.8% |
| 山形 | 5,560 | 694 | 12.5% | 1,051 | 18.9% | 和歌山 | 2,877 | 386 | 13.4% | 586 | 20.4% |
| 福島 | 6,967 | 742 | 10.7% | 1,122 | 16.1% | 鳥取 | 2,501 | 269 | 10.8% | 439 | 17.6% |
| 茨城 | 8,361 | 988 | 11.8% | 1,492 | 17.8% | 島根 | 3,245 | 289 | 8.9% | 517 | 15.9% |
| 栃木 | 6,906 | 695 | 10.1% | 1,108 | 16.0% | 岡山 | 6,588 | 633 | 9.6% | 1,045 | 15.9% |
| 群馬 | 7,677 | 753 | 9.8% | 1,172 | 15.3% | 広島 | 9,980 | 1,005 | 10.1% | 1,622 | 16.3% |
| 埼玉 | 12,986 | 1,152 | 8.9% | 1,881 | 14.5% | 山口 | 4,757 | 459 | 9.6% | 776 | 16.3% |
| 千葉 | 11,222 | 1,110 | 9.9% | 1,739 | 15.5% | 徳島 | 2,077 | 218 | 10.5% | 357 | 17.2% |
| 東京 | 37,157 | 3,201 | 8.6% | 5,363 | 14.4% | 香川 | 3,142 | 309 | 9.8% | 512 | 16.3% |
| 神奈川 | 17,793 | 1,779 | 10.0% | 2,694 | 15.1% | 愛媛 | 6,116 | 589 | 9.6% | 978 | 16.0% |
| 新潟 | 8,633 | 930 | 10.8% | 1,613 | 18.7% | 高知 | 3,562 | 345 | 9.7% | 548 | 15.4% |
| 富山 | 4,906 | 775 | 15.8% | 994 | 20.3% | 福岡 | 18,862 | 2,350 | 12.5% | 3,357 | 17.8% |
| 石川 | 5,338 | 579 | 10.8% | 879 | 16.5% | 佐賀 | 2,829 | 289 | 10.2% | 464 | 16.4% |
| 福井 | 3,484 | 498 | 14.3% | 718 | 20.6% | 長崎 | 4,542 | 449 | 9.9% | 741 | 16.3% |
| 山梨 | 4,608 | 413 | 9.0% | 727 | 15.8% | 熊本 | 5,751 | 627 | 10.9% | 1,002 | 17.4% |
| 長野 | 6,068 | 566 | 9.3% | 983 | 16.2% | 大分 | 4,411 | 434 | 9.8% | 719 | 16.3% |
| 岐阜 | 7,186 | 622 | 8.7% | 1,037 | 14.4% | 宮崎 | 3,794 | 393 | 10.4% | 651 | 17.2% |
| 静岡 | 10,335 | 1,040 | 10.1% | 1,717 | 16.6% | 鹿児島 | 5,923 | 548 | 9.3% | 962 | 16.2% |
| 愛知 | 19,578 | 1,833 | 9.4% | 2,907 | 14.8% | 沖縄 | 5,406 | 544 | 10.1% | 923 | 17.1% |
| 三重 | 5,555 | 606 | 10.9% | 931 | 16.8% | 合計 | 382,406 | 38,803 | 10.1% | 61,740 | 16.1% |

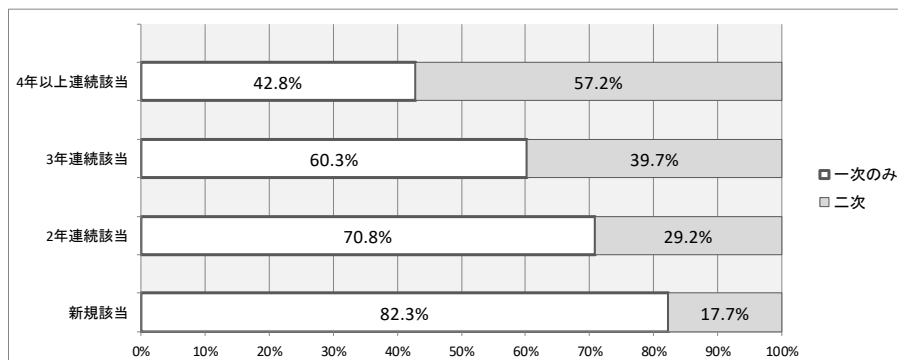
※ 2019年度健診受診者(勸奨通知発送:2019年10月~2020年9月)の医療機関への受診状況を集計したものです。

※ 前頁の図表4-66の(a)→(b)→(c)の支部別の推移を表したものです。

[(図表 4-68) 二次勸奨の対象となる方の割合 (2017・2018・2019 年度健診受診者)]

| (1)新規・連続該当別 | 新規該当 | | 2年連続該当 | | 3年連続該当 | | 4年以上連続該当 | | 合計 | | 2年以上連続該当 (再掲) |
|-------------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|
| 2017年度健診受診者 | 212,476人 (64.0%) | | 68,310人 (20.6%) | | 25,451人 (7.7%) | | 25,703人 (7.7%) | | 331,940人 | | 119,464人 (36.0%) |
| 2018年度健診受診者 | 230,902人 (64.3%) | | 67,747人 (18.9%) | | 31,873人 (8.9%) | | 28,519人 (7.9%) | | 359,041人 | | 128,139人 (35.7%) |
| 2019年度健診受診者 | 244,564人 (64.0%) | | 72,794人 (19.0%) | | 30,984人 (8.1%) | | 34,064人 (8.9%) | | 382,406人 | | 137,842人 (36.0%) |
| (2)重症度別 | 一次のみ | 二次 | 一次のみ | 二次 | 一次のみ | 二次 | 一次のみ | 二次 | 合計 (一次のみ) | 合計 (二次) | |
| 2017年度健診受診者 | 173,614人 (81.7%) | 38,862人 (18.3%) | 46,185人 (67.6%) | 22,125人 (32.4%) | 15,071人 (59.2%) | 10,380人 (40.8%) | 11,238人 (43.7%) | 14,465人 (56.3%) | 246,108人 (74.1%) | 85,832人 (25.9%) | |
| 2018年度健診受診者 | 189,519人 (82.1%) | 41,383人 (17.9%) | 47,590人 (70.2%) | 20,157人 (29.8%) | 18,127人 (56.9%) | 13,746人 (43.1%) | 12,451人 (43.7%) | 16,068人 (56.3%) | 267,687人 (74.6%) | 91,354人 (25.4%) | |
| 2019年度健診受診者 | 201,218人 (82.3%) | 43,346人 (17.7%) | 51,570人 (70.8%) | 21,224人 (29.2%) | 18,684人 (60.3%) | 12,300人 (39.7%) | 14,580人 (42.8%) | 19,484人 (57.2%) | 286,052人 (74.8%) | 96,354人 (25.2%) | |

○2019年度健診受診者の重症度別の割合

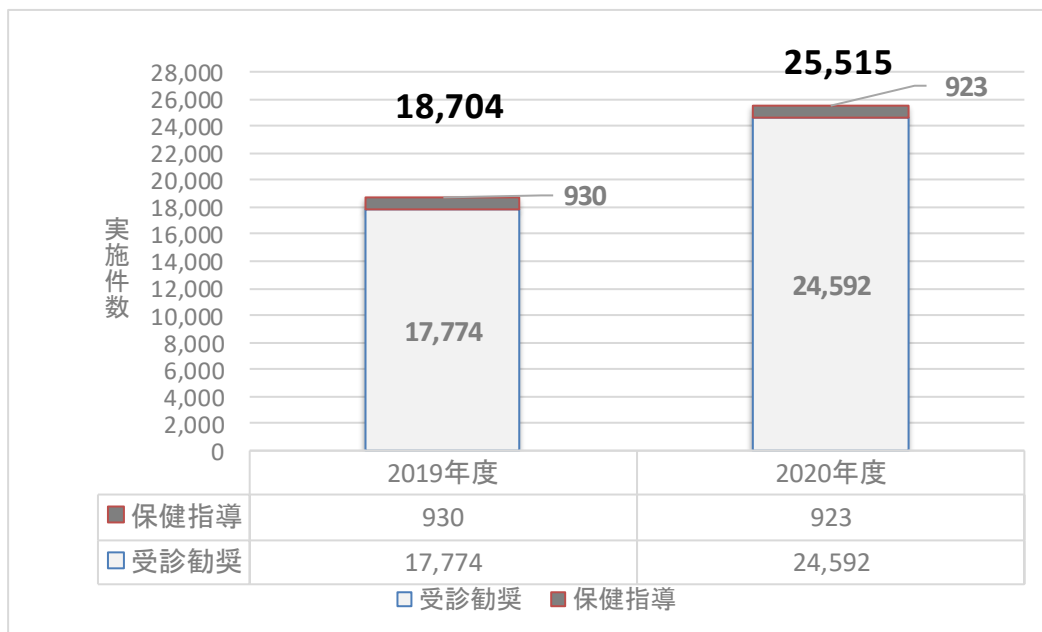


② 糖尿病性腎症患者の重症化予防

糖尿病性腎症患者の重症化予防は、治療中の糖尿病性腎症患者に対して、かかりつけ医等と連携して保健指導を実施することにより、加入者の生活の質（QOL）の維持及び人工透析への移行を防止し、医療費適正化を図る取組です。

2020年度も引き続き、全支部において、糖尿病性腎症重症化予防プログラム等の実施に向けて、県や市区町村、国保連合会等とも情報を共有し、調整を進めました。この結果、受診勧奨は全支部合わせて24,592件（対前年度6,818件増）、保健指導は923件（対前年度7件減）実施しました（図表4-69参照）。

〔(図表 4-69) 糖尿病性腎症患者の重症化予防の取組状況〕



Ⅳ) コラボヘルスの推進

保健事業の基盤となる「コラボヘルス」は、事業主が従業員の健康増進に果たす役割も大きくなる中で、保険者と事業主とが協働することで、従業員の健康の維持・増進を最大限に図るものです。また、健康保険組合等の他の医療保険者と比較して、加入者（事業主及び従業員）との距離がある協会においては、「コラボヘルス」が極めて重要な取組となっています。

この「コラボヘルス」の一つとして、事業主に職場の健康づくりに取り組むことを宣言していただくとともに、職場で周知いただき、事業主と協会が連携して、職場の健康課題の解決等に取り組む「健康宣言事業」を積極的に推進しています。

健康宣言をした事業所（健康宣言事業所）では、従業員の健診受診率 100%に向けた働きかけや就業時間内に特定保健指導を受けられる環境整備等に取り組んでいただいています。こうした取組のチェックシートによる自己採点等を通して、事業主には更なる職場の健康づくりに向けて取り組んでいただけるよう、協会の支部では、健康宣言事業所に対するフォローアップに努めています。「健康宣言事業」においても、その事業所特有の健康課題等を事業主と協会でも共有できるよう、「事業所カルテ」を活用しています。

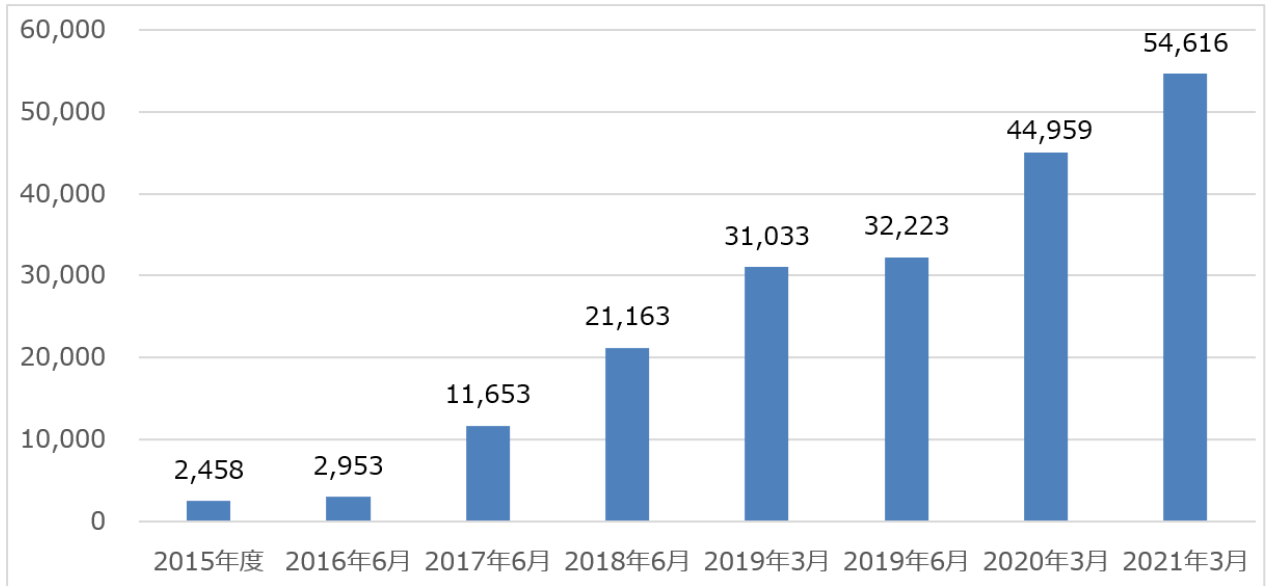
健康宣言事業所は、2020 年度末時点において 54,616 事業所（対前年度 9,657 事業所増）となっており（図表 4-70 参照）、日本健康会議³⁵の活動指針である「健康なまち・職場づくり宣言 2020」の宣言 5「協会けんぽ等保険者や商工会議所等のサポートを得て健康宣言等に取り組む企業を 3 万社以上とする」を大きく上回る結果となりました。

なお、2016 年 11 月に運用が始まった経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」については、2021 年 3 月に「健康経営優良法人 2021」として、協会加入の事業所から大規模法人部門は 322 事業所（うち、ホワイト 500 認定は 57 事業所）、中小規模法人部門では 6,531 事業所（うち、2020 年度から創設されたブライト 500 認定は 411 事業所）、合計 6,853 事業所が認定されています（図表 4-71 参照）。

³⁵ 国民一人ひとりの健康寿命の延伸と医療費適正化を目的として、行政のみならず民間組織が連携し実効的な活動を行うために 2015 年 7 月に発足した活動体であり、メンバーは各団体のリーダー及び有識者で構成されています。

[(図表 4-70) 健康宣言事業所数の推移]

(単位：事業所)



[(図表 4-71) 健康経営優良法人認定事業所数の推移]

(単位：事業所)



v) 各種業務の展開

厚生労働省が推進するスマートライフプロジェクト³⁶の一環として2012（平成24）年度に創設された表彰制度「健康寿命をのぼそう！アワード」に、毎年、支部単位で応募しています。

2020年度（第9回）においては、北海道支部が応募した「禁煙啓発にかかる複合型アプローチ～全国一位の喫煙率から脱却するために～」が、厚生労働省保険局長優良賞（生活習慣病予防分野）を受賞しました（図表4-72参照）。この取組は、加入者個人の健診結果に基づき、リスクスコア（疾病発症確率）を活用し、「禁煙した場合の脳卒中等の発症確率がどの程度低下するか」等、自分ごと化したオーダーメイド型の通知を送付する取組です。厚生労働省の調べでは、禁煙を始めると段階的に健康度が上がり、10～15年後には様々な疾病リスクが非喫煙者の数値まで近づくことが分かっており、将来的な医療費の抑制につながることを期待できます。

このような取組をはじめ、各支部が様々な方法や手段で健康寿命の延伸に向けて努力をしています。

〔(図表4-72) 厚生労働省保険局長優良賞（北海道支部）〕



³⁶ 国民の生活習慣を改善し、健康寿命をのぼすための国民運動。「適度な運動」、「適切な食生活」、「禁煙」を中心とした取組の他、健診・検診の受診をテーマに加え、具体的なアクションの呼びかけを行っています。

(3) 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

協会の保険者機能の発揮に向けた取組や財政状況、医療保険制度の見直し、医療費の適正化策（ジェネリック医薬品の使用促進や時間外受診、はしご受診の抑制等）などについては、広報チラシを作成し、事業所あてに毎月送付される保険料の納入告知書に同封しているほか、ホームページやメールマガジンなどを活用し、正確な情報提供とタイムリーな情報発信に努めています。これらの広報活動については、加入者の視点からわかりやすく、丁寧な説明になるよう心がけており、各支部においても、都道府県や市区町村、関係団体との連携した取組に加えて、新聞やテレビ、ラジオ、WEB など各種メディアを活用し、発信力の強化を図っています。

さらに、2020（令和2）年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、医療機関への受診が必要であるにもかかわらず受診を控えている方や、緊急事態宣言に伴う自粛要請などが契機となり収入が急減された方に対して、コロナ禍における適切な医療機関の受診の呼びかけや標準報酬月額の特例改定に関する広報を行いました。そのほか、マイナンバーカードの健康保険証利用が可能となることに伴い、マイナンバーカードの取得促進と健康保険証としての利用を呼びかける広報も行いました。

また、協会の広報活動の効果測定については、2018（平成30）年度から、医療保険制度等に関する支部別の加入者の理解度調査を実施しており、その結果を踏まえ、特に理解が進んでいない分野に注力して広報を展開することとしています。

理解度調査の結果を見ると、2020年度は、広報の重点項目としていた5項目のうち、「保険料率」、「インセンティブ制度」、「コラボヘルス」の3項目で2019（令和元）年度より理解率が上昇した一方、「被扶養者の特定健診」の理解率は横ばい、「限度額適用認定証」は2019年度より低下する結果となりました（調査結果の詳細については、巻末の参考資料を参照）。

また、設問分野ごとの加入者の理解率の平均は、41.0%と2019年度（45.6%）を下回っており、2020年度のKPI（広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする）を達成することはできませんでした。

なお、調査を委託する調査会社のモニターの性質等の違いが理解率に影響を及ぼす可能性があることから、調査会社が同じである2018年度と2020年度の結果を比較すると、2020年度の重点5項目全ての項目が2018年度から上昇しています。設問分野ごとの加入者の理解率の平均についても、2018年度（36.6%）から上昇しており、上昇傾向にあります。いずれにせよ、協会の存在意義や取組内容を加入者及び事業主に十分に理解していただくため、引き続き効果的な広報に努めてまいります。

このほか、事業主及び加入者の協力により協会の健康保険事業の推進を図るため、広報・相談・健康保険事業（健診、コラボヘルス事業等）の推進・モニター等で協力いただく健康保険サポーターとして、被保険者の方々の中から支部長が「健康保険委員」³⁷を委嘱していま

³⁷ 「健康保険委員」の方々には、「協会が管掌する健康保険事業の運営に協力して、協会が管掌する健康保険事業に関する国民の理解を高めるための啓発を行い、並びに協会が管掌する健康保険事業に関する事項につき被保険者からの相談に応じ、及び被保険者に対する助言その他の活動」（健康保険法施行規則第2条の2）を通じて、事業主及び加入者と協会の距離を縮める橋渡しの役割を担っていただいております。

す。特に職場の従業員の方々（被保険者）の健診の受診勧奨にお力添えいただいております。「健康保険委員」の未設置事業所と比較すると、健診の実施率が12.4%高くなっています。

i) 2021年度都道府県単位保険料率改定に係る広報について

保険料率の広報は、加入者及び事業主の方々に対して、次年度の保険料率をお知らせするだけでなく、中長期的に楽観視できない協会の保険財政や、保険料率の上昇を抑制するための取組等をお伝えする絶好の機会として、きめ細かな広報を行っています。

2021（令和3）年度の都道府県単位保険料率に係る広報においては、加入者及び事業主の方々に支部によって異なる保険料率や都道府県単位保険料率設定の仕組みを伝えるとともに、保険料率の上昇を抑制するために加入者及び事業主の方々に特に取り組んでいただきたい取組へのご協力をお願いすべく、丁寧な広報に努めました（図表4-73、4-74参照）。

また、各団体の代表が運営委員会の委員を務めている、日本商工会議所、日本商工会連合会、全国中小企業団体中央会にこれらの広報への協力を依頼し、全国の傘下団体へ周知いただくとともに、発行する機関誌やメールマガジンへの記事の掲載などにご協力をいただきました。

さらに、支部においても、全支部で関係団体に協力を依頼し、機関誌やメールマガジン等に記事を掲載いただきました。このほか、支部独自の取組として、地方自治体が発行する広報誌などへの掲載や各種メディアを通じた広報も実施しました。

〔図表4-73〕2021年度都道府県単位保険料率に係る広報

| 本部における対応 | 支部における対応 |
|---|---|
| 日本経済新聞一面広告掲載(15段) ・運営委員会田中委員長と安藤理事長の対談形式の記事を掲載 | 全国47都道府県において新聞広告を掲載 (各都道府県において、世帯普及率の高い地方紙に全国統一したデザインの広告記事を掲載) |
| 日経トップリーダーへ広告掲載(A4、2ページ) ・運営委員会田中委員長と安藤理事長の対談形式の記事を掲載 | 都道府県が発行する広報誌や関係団体広報誌に 広告記事を掲載 |
| WEBバナー広告を掲載(Yahoo!、SmartNews等) | 2月、3月発送の納入告知書へチラシ同封 |
| 日経電車版(東京メトロ内動画広告)に放映 | ポスターを支部窓口に掲示、関係団体等へ送付 |
| 医療機関待合室映像(サイネージ)に放映 | |

〔(図表 4-74) 2021 年度都道府県単位保険料率に係る新聞広告〕

協会けんぽ東京支部にご加入の皆さまへ

**令和3年3月分(4月納付分)からの
健康保険料率及び介護保険料率
のお知らせ**

東京支部の健康保険料率

| | |
|--|--|
| <p>給与・賞与の 9.87%</p> <p>令和3年2月分(3月納付分)まで</p> <p>介護保険料率 (全国一律) 1.79%</p> | <p>給与・賞与の 9.84%</p> <p>令和3年3月分(4月納付分)から</p> <p>介護保険料率 (全国一律) 1.80%</p> |
|--|--|

※任意高齢被保険者の方は、令和3年4月分(4月納付分)からとなります。

安心と健康を守る保険料。!

保険料率は都道府県ごとに定められ、皆さまの取組が反映されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療水準に基づいて算出されます。加入者や事業主の皆さまに、以下の①から③の取組を行っていただくことで、医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。

協会けんぽの財政状況は厳しく、皆さまのご協力が必要です。

加入事業所の約6割が中小企業である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。また、医療費の伸びが貴金の伸びを上回る赤字構造に加え、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえると、財政状況はさらに厳しさを増していきます。協会けんぽでは、こうしたことから、保険料率について、中長期的な観点から設定することとしており、保険財政の安定を図っています。

加入者・事業主の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい③つの取組

**① 健康診断・保健指導を
始めとする健康づくり**

定期的な健康診断と保健指導を受けることで、疾病の早期発見・重症化予防が可能となるとともに、将来の医療費の節約につながります。

② コラボヘルス

協会けんぽでは、事業主のご協力を得て、事業所の健康度のアップにつながる取組を盛り込んだ「健康宣言」事業を行っています。

**③ ジェネリック医薬品の
使用促進**

協会けんぽでは、薬代の負担軽減と医療費の節約が可能となることから、ジェネリック医薬品の普及を推進するとともに、時間外受診を控えることなどの上手な医療のかがり方の普及啓発を行っています。

**こうした加入者・事業主の皆さまの取組が、
保険料率の伸びを抑える大きな力になることをご理解ください。**

全国健康保険協会 東京支部
協会けんぽ

お問い合わせは
こちらまで

TEL:03-653-6111(代) 受付時間/平日8:30~17:15
7:15~8:30 休日は9時~16時 各都道府県センター受付専用
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/> 図表4-74

加入者・事業主の皆さまに取組んで
いただきたい3つの取組の詳細は、
掲載サイトからご覧いただけます。

ii) ホームページやメールマガジンを利用した広報について

① ホームページについて

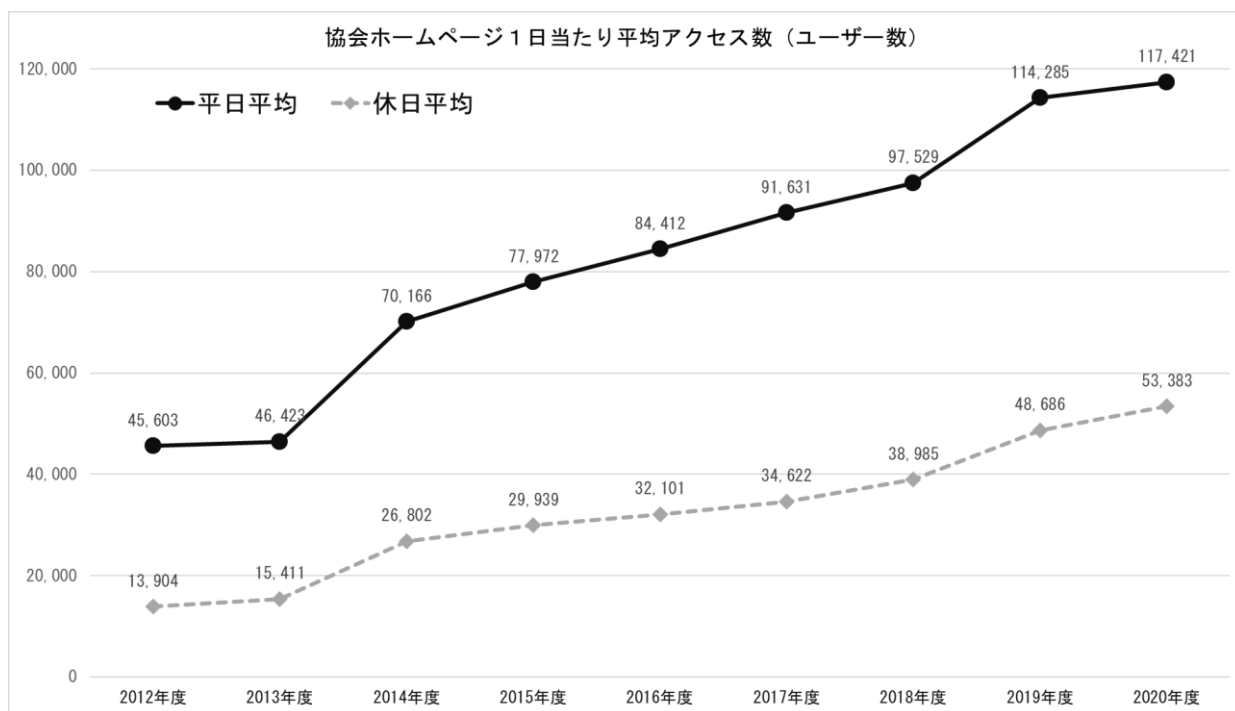
協会ホームページについては、加入者及び事業主の皆様が必要な情報を容易に見つけることができるようにするとともに、協会が積極的に推進する取組の情報をタイムリーに発信できるようにすることを目的に、2020年12月に全面的なリニューアルを行いました。

具体的には、加入者の皆様は、各種申請を行う際にご覧いただく「申請書ダウンロード」及び「よくあるご質問」に容易にアクセスできるよう、全てのページに常時リンクを表示しました。また、健康宣言の取組を積極的に推進するため、支部の宣言事業所募集や取組紹介のページにリンクする健康宣言ページをトップページに新設しました。加えて、社会のグローバル化に対応するため、6か国語への対応を行いました。

2020年度におけるホームページの利用状況は図表 4-75 及び図表 4-76 のとおりです。1日当たりの平均アクセス件数は平日が 117,421 件、休日が 53,383 件と、前年度からそれぞれ 3,136 件、4,697 件の増加となりました。また、リニューアル前後の1日当たり平均アクセス数の前年同期からの増加率は、4月から11月が 3.5%、12月から3月が 5.9%となりました。

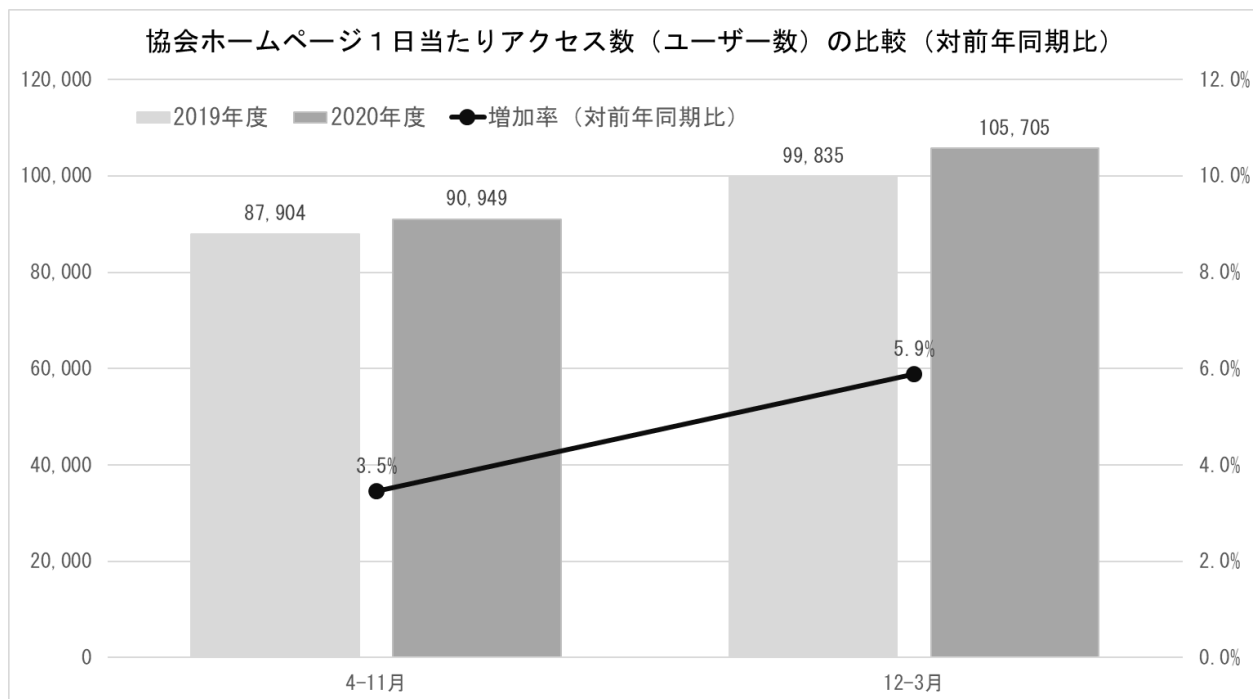
アクセス件数については年々増加しており、ホームページが加入者及び事業主の方々にとって重要な情報ツールになっていると考えられます。こうしたことを踏まえ、2020年度にリニューアルを行いました。今後につきましても、コンテンツの整理や充実により、一層加入者及び事業主の方々にとって「見やすい」「探しやすい」ホームページになるよう改善していきたいと考えています。

[(図表 4-75) 協会ホームページの利用状況]



※ホームページに訪れた人数（ユーザー数）を計上しています。（同一人が複数ページを閲覧した場合はカウントしていません）。

[(図表 4-76) 協会ホームページの利用状況（リニューアル前後の比較）]



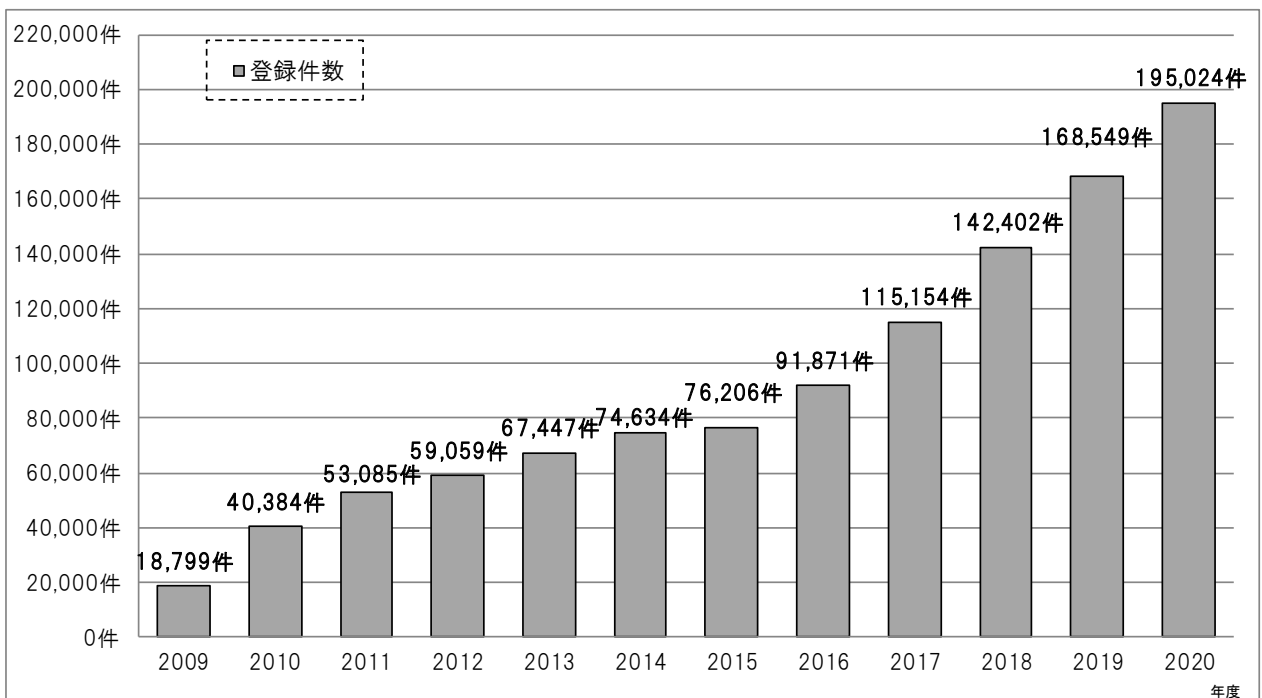
※ホームページに訪れた人数（ユーザー数）を計上しています。（同一人が複数ページを閲覧した場合はカウントしていません）。

② メールマガジンについて

メールマガジンは、協会から加入者及び事業主の方々に対して、日々の健康維持などに役立つ健康情報や協会の取組内容を直接お届けする、あるいは直接ご意見を伺うという、協会と加入者及び事業主の方々ができる有効なツールとして活用しています。

2020 年度におけるメールマガジンの登録件数は図表 4-77 のとおりです。各支部においてメールマガジンに関する広報やセミナー等における周知など、精力的な登録勧奨を行った結果、2020 年度は 38,249 件の新規登録をいただいています。なお、2020 年度末時点で、協会のメールマガジンに 195,024 件（前年度から 26,475 件増加）の登録をいただいています。

〔図表 4-77〕 メールマガジンの登録件数の推移について



※ メールマガジンは2009年8月より一部の支部において開始。2012年3月から全支部で配信を開始しました。

※ 各年度末の登録件数となる。ただし、2015年度については6月以降メールマガジンを一時休止していたため、2015年5月末時点の登録件数です。

iii) 健康保険委員活動の活性化

「健康保険委員」（活動内容等については96頁参照）の委嘱拡大では、特に大・中規模事業所の委員拡充を重点方針として、電話や文書による依頼のほか、事業所へ直接訪問等により委嘱を推進しています。これにより委嘱者数は年々増加傾向であり、2020年度末時点 218,205名と、前年度末より24,493名増加しました。

「健康保険委員」が委嘱されている事業所の被保険者数は、2020年度末現在 11,142,576名です。これは、全被保険者数の45.3%のカバー率となり、2020年度KPI（43%以上）を達成しました。

また、健康保険制度や協会の事業運営に関して「健康保険委員」の理解を深めることを目的に、事務講習会、健康づくりに関するイベントやセミナー等を開催してきましたが、2020年度はコロナ禍対応の観点から Web 会議システムの活用や定期的な広報紙等の発行による情報提供等を中心として実施しています。

一方、2012（平成 24）年度より、「健康保険委員」の永年の活動や功績等に感謝の意を表すための「健康保険委員表彰制度」を創設し、厚生労働大臣表彰をはじめ各表彰を実施しています。2020 年度は厚生労働大臣表彰 18 名、理事長表彰 130 名、支部長表彰 536 名、合計 684 名に表彰の授賞を行いました。各表彰者の総数は前年度の 631 名から 53 名増加しています。

〔(図表 4-78) 健康保険委員のいる事業所の特定健診の実施率〕

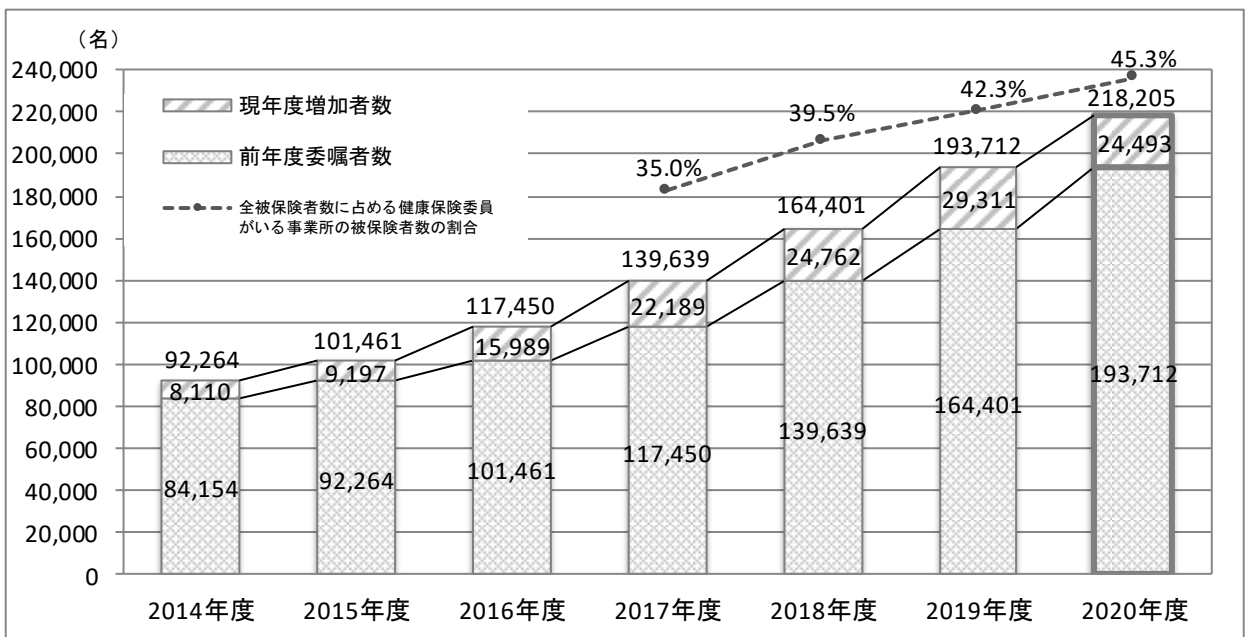
| | 2019 年度 | 2020 年度 |
|---------------|---------|---------|
| 健康保険委員のいる事業所 | 62.9% | 65.4% |
| 健康保険委員のいない事業所 | 57.5% | 53.0% |

※生活習慣病予防健診（40～74 歳の一般健診）の実施率及び事業所健診データの取得率

〔(図表 4-79) 健康保険委員に対する研修の開催等〕

| | 2018 年度 | 2019 年度 | 2020 年度 |
|-------------|---------|---------|---------|
| 研修・セミナー等の開催 | 412 回 | 421 回 | 80 回 |
| 情報誌等の発行 | 303 回 | 268 回 | 235 回 |

〔(図表 4-80) 健康保険委員委嘱者数の推移（2020 年度末現在）〕



※ 2016 年度以前の全被保険者数に占める健康保険委員がいる事業所の被保険者数の割合は把握していない。

(4) ジェネリック医薬品の使用促進

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造発売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、効き目が同等である医薬品をいいます。ジェネリック医薬品の使用促進の取組は、加入者の保険料負担を軽減するために保険者が実施できることに加え、加入者の窓口負担の軽減に直接つながるものです。また、協会けんぽの加入者が全てジェネリック医薬品を使用した場合、2020(令和2)年度ベースで年間約4,300億円³⁸の医療費の軽減が見込め、医療保険財政にも効果をもたらします。これらのことから、協会としてはジェネリック医薬品の使用促進に積極的に取り組んでいます。

i) ジェネリック医薬品の使用割合について

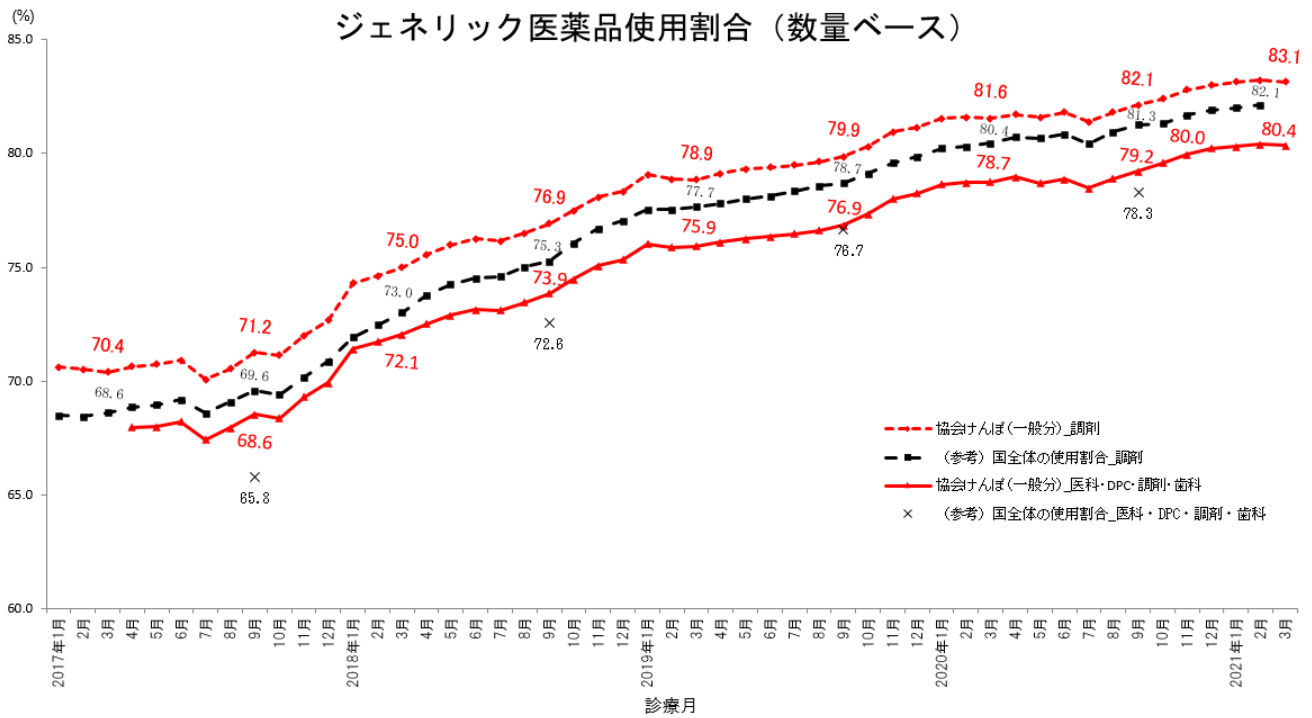
ジェネリック医薬品の使用割合については、「経済財政運営と改革の基本方針 2017（骨太方針 2017）」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）において、2020 年 9 月に 80%以上を達成するとされたことを踏まえ、協会の保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）において、同様の目標値を設定しています。2020 年度においても、ジェネリック医薬品の使用促進に関する様々な取組を推進した結果、2020 年 9 月診療分の使用割合は 79.2%と、2020 年度 KPI である使用割合 80.0%以上（医科・DPC・調剤・歯科）を概ね達成しました。僅かに目標に達成できなかった主な要因としては、2020 年 7 月に新たに「後発医薬品のある先発医薬品」となった医薬品の数量が多く、その影響により、ジェネリック医薬品の使用割合に算出する母数が増加したことに伴い、一時的に伸びが鈍化したものと推測しています。

なお、2021（令和 3）年 3 月診療分では、使用割合が 80.4%と 2020 年度の KPI を達成しています。

ジェネリック医薬品の使用促進は、協会の努力だけで完結するものではなく、都道府県を中心とした多くの関係者と連携し、地域で協力して取組を行う必要があります。2021 年度からの 3 年間の中期行動計画である保険者機能強化アクションプラン（第 5 期）では、全支部において、ジェネリック医薬品の使用割合を 80%以上とする（既に 80%以上の支部は対前年度以上とする）ことを目標としていますが、引き続き、各関係団体と連携し、ジェネリック医薬品の更なる使用促進に努めてまいります。

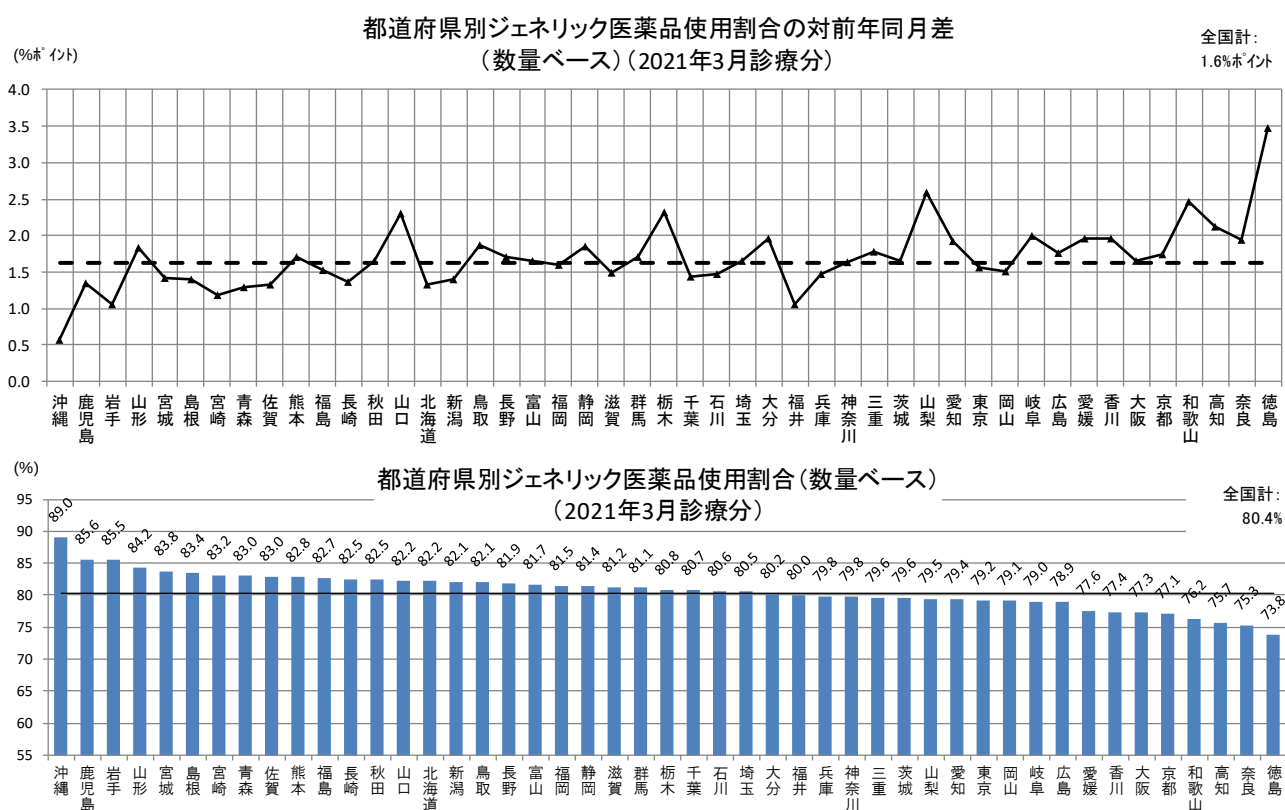
³⁸ 加入者がジェネリック医薬品を全く使用していなかった場合の医療費とすべてジェネリック医薬品を使用した場合の医療費の差額を試算したものです。

[(図表 4-81) ジェネリック医薬品使用割合① (月別推移)]



- 注 1. 協会けんぽ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
- 注 2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
- 注 3. [後発医薬品の数量] / ([後発医薬品のある先発医薬品の数量] + [後発医薬品の数量]) で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。
- 注 4. 「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省)、「国全体の使用割合_医科・DPC・調剤・歯科」は「医薬品価格調査」(厚生労働省)による。
- 注 5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

〔(図表 4-82) ジェネリック医薬品使用割合② (都道府県支部別 2021 年 3 月診療分)〕



- 注 1. 協会けんぽ（一般分）の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。（ただし、電子レセプトに限る。）
なお、DPC レセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
- 注 2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
- 注 3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。
- 注 4. $\frac{[\text{後発医薬品の数量}]}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$ で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

ii) 2020 年 9 月使用割合 80%の達成に向けたジェネリック医薬品使用促進緊急対策について

2020 年 9 月診療分のジェネリック医薬品の使用割合 80%の達成という目標に向け、協会では、2020 年 2 月から 9 月の間に「ジェネリック医薬品使用促進緊急対策」を行いました。具体的には、ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの対象者拡大（2020 年 2 月の通知分から、対象者を 18 歳以上から 15 歳以上に拡大）、医療機関及び薬局への訪問・説明の強化、協会のジェネリック医薬品の使用割合の現状及び取組の認知度向上を図るための本部及び支部における記者発表を行いました。

医療機関及び薬局への訪問・説明については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020 年 2 月末から 5 月末まで見合わせていましたが、6 月以降訪問を再開し、9 月までの間に、全支部で 1,711 機関（699 医療機関、1,012 薬局）への訪問・説明を行いました。

iii) 協会におけるジェネリック医薬品の使用促進に向けた取組

① 各支部におけるジェネリック医薬品使用促進ツールの更なる活用

ジェネリック医薬品の使用割合は、支部間で格差があり、その要因は支部毎にそれぞれ異なります。この要因を偏差値により見える化する「ジェネリックカルテ」により、支部が重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を把握し、対策の優先順位をつけることで取組の効果的な推進に努めています。

さらに、ジェネリックカルテで把握した課題を深掘りして、自支部で取り組むべき事項を分析・検討する「データブック」、医療機関や薬局ごとの使用割合等に見える化した「医療機関・薬局向け見える化ツール」、ジェネリック医薬品に係る採用品目の選定を支援するために地域の医薬品処方実績に見える化した「医薬品実績リスト」などのジェネリック医薬品使用促進ツールを活用し、医療機関・薬局や関係団体に対する働きかけを行っています。

ア) ジェネリックカルテ

ジェネリック医薬品使用割合の支部間格差は、縮小してきていますが（支部間格差：2020年3月診療分約18.2%ポイント／2021年3月診療分約15.2%ポイント）、支部間の格差の是正をより一層進めるため、更なる取組が必要です。

このことから、地域別の強みや弱みを診療種別、医療機関の設置主体別、年代別、業種別、薬効別等の観点から偏差値と影響度で見える化し、どのような分野に重点的に取り組むべきかを明らかにした「ジェネリックカルテ」を2016（平成28）年度より活用し、各支部独自の対策の検討に役立てています。

加えて、都道府県別ジェネリックカルテとともに、二次医療圏別・市区町村別ジェネリックカルテも併せて活用することで、更に詳細な地域での阻害要因の分析を行っています（地域別ジェネリックカルテ（都道府県別）は、巻末の参考資料を参照）。

イ) データブック

ジェネリックカルテ等で分析したデータを用いて、後発医薬品使用促進協議会や保険者協議会等の場で、効果的な意見発信を行っていくことが重要です。このため、支部では、支部それぞれの課題を分析した「データブック」を活用して、意見発信や支部独自の課題の深掘り分析・検討を行っています。「データブック」は、各支部が地域の実情に応じて関係団体に対して働きかけをしやすいように、図表やグラフを加工することが容易な仕様としています。

ウ) 医療機関・薬局向け見える化ツール

支部では、個別機関ごとのジェネリック医薬品の使用割合や地域での立ち位置、ジェネリック医薬品使用割合の向上に寄与する上位10医薬品など見える化した「医療機関・薬局向け見える化ツール」を活用し、個別の医療機関や薬局への働きかけを行っています。

各支部において、当該ツールを活用し、重点的に訪問すべき医療機関や薬局を選定した上での効果的な訪問や、郵送での配布を行った結果、2020年度は約47,000医療機関（うち600医療機関は訪問による説明）、約60,000薬局（うち800薬局は訪問による説明）へ働きかけを実施しました。

エ) 医薬品実績リスト

医療機関及び薬局でのジェネリック医薬品に係る採用品目の選定をサポートするため、協会では、使用量が多いジェネリック医薬品の処方実績やその一般名、薬価等の情報を都道府県別に掲載した「医薬品実績リスト」を作成しています。

支部では、医療機関や薬局へ訪問した際に、「医療機関・薬局向け見える化ツール」のジェネリック医薬品の使用割合向上に寄与が大きい医薬品の処方状況をこのリストにより説明したり、都道府県や各関係団体へ情報発信を行う場合に活用したりしています。

また、このリストについては、2020年度からは、各支部のホームページに掲載することとしました。そして、閲覧者がデータを活用しやすいよう、医薬品名や薬効分類から対象の医薬品を検索することができるようにしました。

② ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの実施

協会では、現在服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減可能額をお知らせする取組を2009（平成21）年度から実施しています。これまでに通知を送付した加入者のうち約4人に1人の方がジェネリック医薬品への切替えを行っており、軽減額は実施コストを大きく上回る財政効果をあげています。

2020年度においては、一月の軽減額が医科レセプト500円、調剤レセプト50円以上見込まれる15歳以上の加入者に対して、約679万件（2020年8月に約368万件、2021年2月に約311万件を送付）通知しました。

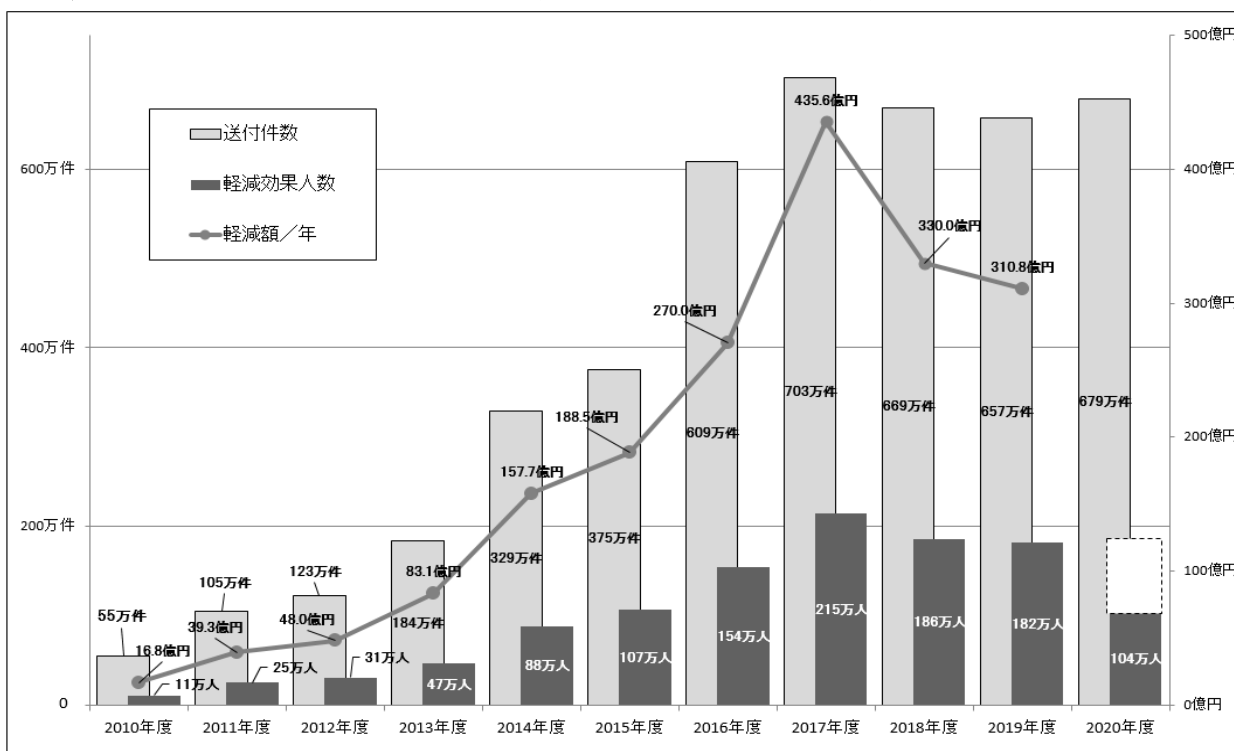
〔(図表 4-83) ジェネリック医薬品軽減額通知サービスの軽減効果額等〕

| 年度 | 通知対象条件 | コスト | 通知件数 | 軽減効果人数 (切替率) | 軽減額/月 | 軽減額/年 (※1) | |
|--------|---|---------|------------------|---------------------|----------|------------|----------------|
| 2009年度 | <ul style="list-style-type: none"> 40歳以上の加入者 軽減効果額200円以上 | 約7.5億円 | 約145万件 | 約38万人 (26.2%) | 約5.8億円 | 約69.6億円 | |
| 2010年度 | <ul style="list-style-type: none"> 35歳以上の加入者 軽減効果額300円以上 21年度通知者は対象外 | 約4.7億円 | 約55万件 | 約11万人 (21.5%) | 約1.4億円 | 約16.8億円 | |
| 2011年度 | <ul style="list-style-type: none"> 35歳以上の加入者 軽減効果額300円以上 22年度通知者は対象外 | 約5.0億円 | 【1回目】 約84万件 | 約20万人 (23.3%) | 約2.5億円 | 約30.0億円 | 合計 約39.3億円 |
| | | | 【2回目】 約21万件 | 約5万人 (25.4%) | 約0.8億円 | 約9.3億円 | |
| 2012年度 | <ul style="list-style-type: none"> 35歳以上の加入者 軽減効果額は医科400円以上、 調剤200円(2回目は400円) 以上 23年度通知者は対象外 | 約4.8億円 | 【1回目】 約96万件 | 約24万人 (25.1%) | 約3.1億円 | 約37.2億円 | 合計 約48.0億円 |
| | | | 【2回目】 約27万件 | 約7万人 (24.9%) | 約0.9億円 | 約10.8億円 | |
| 2013年度 | <ul style="list-style-type: none"> 35歳以上の加入者 軽減効果額は医科400円以上、 調剤250円(2回目は400円) 以上 | 約2.4億円 | 【1回目】 約134万件 | 約32万人 (24.0%) | 約4.4億円 | 約52.8億円 | 合計 約83.1億円 |
| | | | 【2回目】 約50万件 | 約15万人 (29.0%) | 約2.5億円 | 約30.3億円 | |
| 2014年度 | <ul style="list-style-type: none"> 35歳以上の加入者 軽減効果額は医科600円以上、 調剤150円以上 | 約3.9億円 | 【1回目】 約166万件 | 約46万人 (28.0%) | 約7.0億円 | 約84.3億円 | 合計 約157.7億円 |
| | | | 【2回目】 約163万件 | 約42万人 (25.7%) | 約6.1億円 | 約73.4億円 | |
| 2015年度 | <ul style="list-style-type: none"> 35歳以上の加入者 軽減効果額は医科600円以上、 調剤100円以上 | 約4.0億円 | 【1回目】 約181万件 | 約51万人 (28.1%) | 約7.3億円 | 約87.2億円 | 合計 約188.5億円 |
| | | | 【2回目】 約194万件 | 約56万人 (29.0%) | 約8.4億円 | 約101.3億円 | |
| 2016年度 | <ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の加入者 軽減効果額は医科600円以上、 調剤100円(2回目は50円)以上 対象診療月は従来の1ヶ月分から 2ヶ月分に拡大 | 約6.2億円 | 【1回目】 約307万件 | 約78万人 (25.3%) | 約11.3億円 | 約136.0億円 | 合計 約270.0億円 |
| | | | 【2回目】 約303万件 | 約76万人 (25.3%) | 約11.2億円 | 約134.1億円 | |
| 2017年度 | <ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の加入者 軽減効果額は医科600円以上、 調剤50円以上 対象診療月は2ヶ月分 | 約7.7億円 | 【1回目】 約358万件 | 約98万人 (27.4%) | 約15.6億円 | 約187.0億円 | 合計 約435.6億円 |
| | | | 【2回目】 約345万件 | 約117万人 (33.8%) | 約20.7億円 | 約248.7億円 | |
| 2018年度 | <ul style="list-style-type: none"> 20歳以上の加入者 軽減効果額は医科600円以上、 調剤50円以上 対象診療月は3ヶ月分 | 約7.0億円 | 【1回目】 約371万件 | 約101万人 (27.2%) | 約14.6億円 | 約175.2億円 | 合計 約330.0億円 |
| | | | 【2回目】 約298万件 | 約85万人 (28.5%) | 約12.9億円 | 約154.8億円 | |
| 2019年度 | <ul style="list-style-type: none"> 1回目: 18歳以上の加入者 2回目: 15歳以上の加入者 軽減効果額は医科500円以上、 調剤50円以上 対象診療月は3ヶ月分 | 約7.4億円 | 【1回目】 約357万件 | 約101万人 (28.3%) | 約13.1億円 | 約157.6億円 | 合計 約310.8億円 |
| | | | 【2回目】 約300万件 | 約81万人 (27.0%) | 約12.7億円 | 約153.2億円 | |
| 2020年度 | <ul style="list-style-type: none"> 15歳以上の加入者 軽減効果額は医科500円以上、 調剤50円以上 対象診療月は3ヶ月分 | | 【1回目】 約368万件 | 約104万人 (28.3%) | 約18.3億円 | 約219.6億円 | |
| | | | 【2回目】 約311万件 | 2021年8月に確定 | | | |
| 合計 | | 約60.6億円 | 約4,323万件 (※2) | 約1,188万人 (27.5%) | 約180.6億円 | 約2,169億円 | |

※1 軽減額(月)×12ヶ月(単純推計)

※2 通知件数の合計に2020年度2回目通知は含めていません

〔(図表 4-84) ジェネリック医薬品軽減額通知サービス等の効果額の推移〕



③ その他の取組について

各都道府県における後発医薬品使用促進協議会については、2020年度末時点で41都道府県（他、6か所は休止状態）に設置されており、休止状態も含めた43の協議会において支部長等が委員に就任しています。後発医薬品使用促進協議会では、ジェネリックカルテ等を活用して協会の取組について意見発信を行ったほか、ジェネリック医薬品の使用促進について他の保険者や関係団体と連携を図りました。

また、2020年度においても、各支部において主催、共催、後援等の様々な手法により、ジェネリック医薬品に関するセミナーを開催等しました（開催等の状況は巻末の参考資料を参照）。

iv) ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案に対する対応について

2020年度後半には、ジェネリック医薬品の安全性に関する重大事案が立て続けに発生し、2事業者が県から業務停止命令処分を受けました。

協会では、2008（平成20）年10月の発足以降、ジェネリック医薬品の使用促進を最重要事業の一つとして位置づけ、本部及び47都道府県支部の総力を挙げて取り組んできた立場から、一連の事案を非常に重く受け止めています。

協会が今後も継続してジェネリック医薬品の使用促進に取り組むためには、ジェネリック医薬品業界全体として、医薬品の適正な製造管理や品質管理、コンプライアンスの徹底等について、万全の体制を整備して取り組んでいただくとともに、国民が安心してジェネリック医薬品を使用できるよう、国民向けのわかりやすいメッセージを発信していただく必要があります。その考えから、2021年3月にはジェネリック医薬品の業界団体である日本ジェネリ

ック製薬協会に対して、これらに対する現状認識や今後の対応方針についての回答を求める要望書を提出しました。

この要望書に対し、日本ジェネリック製薬協会からは、ジェネリック医薬品の信頼回復のため、以下の4つの観点から取組を実施していくとの回答を、文書及び対面説明にて受けました。

1) 品質確保への取組

- 製造販売承認書と製造実態の整合性の自主点検や原薬取り違い防止策の事例調査結果等から、課題の抽出や改善方策の策定等を行う
- 重大事案を発生した会員会社が公表した外部機関による調査報告書及び再発防止策を、是正措置・予防措置（CAPA）事例対象として活用する

2) 安定供給確保への取組

- 各社における安定供給体制の強化及び徹底を図る
- 供給不安時に業界全体として迅速に対応できるよう、各社の製品在庫管理者間の連絡体制を確立し、関係法令を遵守したうえで代替品の供給に取り組むとともに、医療現場への情報提供の充実を図る

3) コンプライアンス・ガバナンス体制の強化

- 日本ジェネリック製薬協会として、コンプライアンス・ガバナンスに関わる研修の充実を図るとともに、会員会社での取組の徹底を確認し、その内容を公表する
- 経営層自らが先頭に立ってこの課題に取り組むための研修の実施や、日本ジェネリック製薬協会における相談体制を確立する

4) 組織体制の強化、情報の共有、外部への取組の発信

- ジェネリック医薬品の信頼性確保のための日本ジェネリック製薬協会の組織体制の強化を図る
- 行政当局と、課題の共有や協働できる取組を検討する
- 国民の皆様が安心してジェネリック医薬品をご使用いただけるよう、日本ジェネリック製薬協会の取組について、記者会見、日本ジェネリック製薬協会のホームページ等を通じて定期的な発信を行う

また、国（厚生労働省）においても、再発防止に向けた業界全体の自助努力に加え、行政における監視指導の徹底、行政当局間の連携強化を図ることとし、①無通告立ち入り検査のガイドラインの作成、②行政処分基準の適正化、③法令順守体制の整備状況調査といった施策を実施していくこととしています。

以上を踏まえ、協会としては、今後、日本ジェネリック製薬協会から自主点検の進捗状況等に関する定期的な報告を受けるとともに、国・都道府県等の動向を注視することで、ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進しているか確認しつつ、ジェネリック医薬品の使用促進に関する取組を継続してまいります。

(5) インセンティブ制度の着実な実施

i) インセンティブ制度導入の経過及び趣旨

2006（平成18）年の医療保険制度改正において、協会けんぽも含めた全保険者を対象とした後期高齢者支援金の加算・減算制度が創設され、2013（平成25）年度から実施されました。実施した結果、加算・減算対象となる保険者が限定的（加算は単一健保、減算は小規模国保など）であり、インセンティブが十分に働かず、規模や属性の異なる保険者間での比較が困難であるという問題が顕在化しました。このため、2018（平成30）年度から、保険者の特性に応じてそれぞれにインセンティブ制度を設けることとされました。

協会では、加入者及び事業主の方々の取組に応じてインセンティブ（報奨）が与えられるようにすることを基本的な考え方とした「インセンティブ制度」が導入され、支部間の比較を行い、都道府県単位保険料率に反映しています。具体的には2018年度実績の評価を2020（令和2）年度の都道府県単位保険料率に反映しています。

〔(図表 4-85) インセンティブ制度導入に係る経緯〕

- 平成18年の医療保険制度改正において、後期高齢者支援金の加算・減算制度（最大±10%、全保険者が対象）を創設。
- 加減算制度は第2期の特定健診等実施計画から実施、平成30年度からの第3期では、保険者の特性に応じてそれぞれにインセンティブ制度を設ける仕組みに見直し、協会のインセンティブ制度もその一環で創設するもの。

第1期 特定健診等実施計画（平成20年度～24年度）

【後期高齢者支援金の加算・減算制度 ※ 全保険者が対象】

特定健診や特定保健指導が制度化されてから間もないことから、第2期からの実施が予定されていた。

⇒ 協会からは、第2期からの加減算制度について検討する国の検討会において、規模やバックグラウンドが全く違う保険者間でそれらの違いを考慮せずに比較するのではなく、そうした違いを考慮して保険者間で公平な比較ができるよう要件を揃えことや、関係者が納得するグルーピングの中での比較であるべき等を発言。

第2期 特定健診等実施計画（平成25年度～29年度）

【後期高齢者支援金の加算・減算制度 ※ 全保険者が対象】

平成25年度から実施（データについては前年度のものを使用）。

- ✓ 加算対象は特定健診又は特定保健指導の実施率が実質的に0%の保険者
- ✓ 加算率は0.23%（法律上の上限は10%）であり、減算率も0.05%程度。対象保険者も少ない

結果として、
協会は加減算がなかった。

⇒ 全保険者を対象に実施したところ、以下のような課題が顕在化。
・ 加減算対象の保険者が限定的であることに加え、加減算率も低いことからインセンティブが十分に働かない。
・ 実施結果として、加算対象は単一健保、減算は小規模国保など偏りがあり、規模や属性の異なる保険者間での比較は困難。

第3期 特定健診等実施計画（平成30年度～令和5年度）

保険者ごとの特性に応じて、それぞれにインセンティブ制度を創設

健保・共済

【後期高齢者支援金の加算・減算制度】

⇒ 従来の加算・減算制度について、加算率等の見直しを行い、実施

協会けんぽ

【インセンティブ制度】

⇒ 支部間で保険料率に差を設ける

国民健康保険

【保険者努力支援制度】

⇒ 700億円程度の補助金

後期高齢者医療

【特別調整交付金の活用】

⇒ 100億円程度の補助金

ii) 制度の概要

インセンティブ制度は、協会けんぽ各支部の加入者及び事業主の方々の評価指標の取組に応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、翌々年度の健康保険料率に反映させるものです。

① 評価指標

インセンティブ制度では、以下の5つの評価指標に基づき、各支部の加入者及び事業主の行動を評価します。

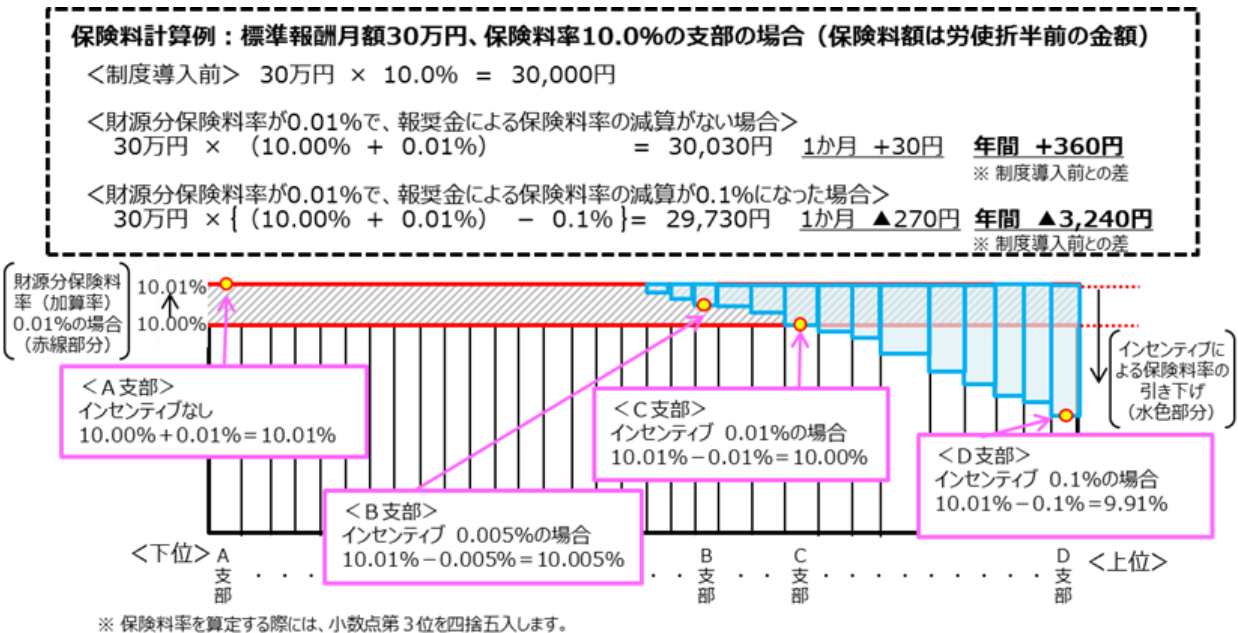
- 指標 1 特定健診等の実施率
- 指標 2 特定保健指導の実施率
- 指標 3 特定保健指導対象者の減少率
- 指標 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者の医療機関受診率
- 指標 5 後発医薬品の使用割合

この結果を支部単位でランキング付けし、上位23支部に該当した支部については、その得点に応じた報奨金によって、保険料率の引下げを行います。

② 制度の財源

健康保険法施行令及び同施行規則で、制度の財源については、全支部の保険料率の中に0.01%を盛り込んで計算することとされており、この0.01%については、3年間で段階的に導入され、2020年度保険料率に盛り込む率は0.004%、2021（令和3）年度保険料率に盛り込む率は0.007%、2022（令和4）年度以降の保険料率に盛り込む率は0.01%と定められています。

〔(図表 4-86) インセンティブ制度のイメージ〕



iii) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた 2019 年度実績の評価方法

インセンティブ制度については、昨年度、2018 年度実績の評価を 2020 年度の都道府県単位保険料率に反映させたのに引き続いて、本年度は、2019（令和元）年度実績の評価を 2021 年度の都道府県単位保険料率に反映させました。

2019 年度実績の評価については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、2020 年 3 月以降、インセンティブ制度の評価指標となる特定健診、特定保健指導及び医療機関への受診勧奨通知等に関して、地域ごとに縮小及び中止を行ったことから、これらの影響を考慮する必要があります。

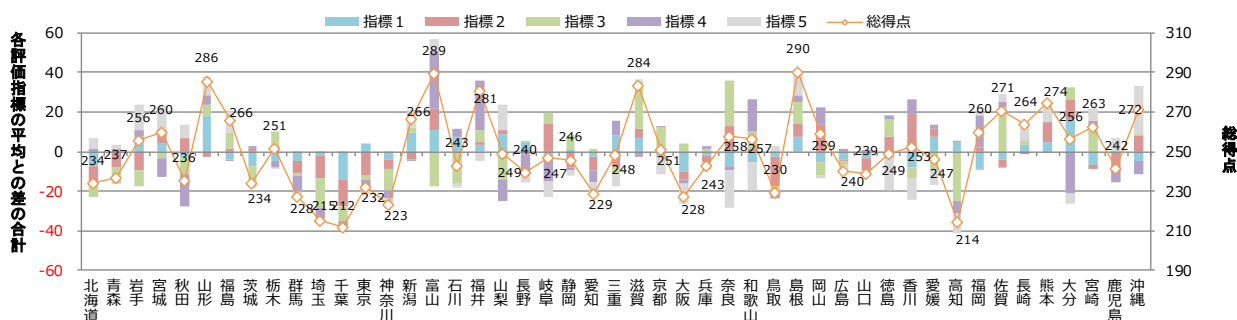
このため、第 106 回運営委員会（2020 年 9 月 15 日開催）において、事務局から「①2019 年度実績を 2021 年度保険料率に反映する場合において、千分の〇・〇七（0.007%）と既に定められているが、2019 年度実績には、予期できない新型コロナウイルス感染症の影響があったため、千分の〇・〇七（0.007%）のままとしてよいか」、「②各評価指標の 2019 年度実績を確定するにあたり、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、評価方法を変更する必要があるか」という 2 つの論点を提示し、その対応案として「①2019 年度実績を 2021 年度保険料率に反映する料率は 0.007%に予定通り引き上げ、2020 年度実績を 2022 年度保険料率に反映する際は改めて検討する」、「②影響があった 2020 年 3 月は過去実績に基づいた補正及び除外することにより評価する」と提案しました。この論点及び対応案を基に 2020 年 10 月に各支部で開催した評議会の意見を集約した上で、第 107 回運営委員会（2020 年 11 月 25 日開催）で改めて議論を行いました。

評議会では、概ね事務局提案に了解をいただき、運営委員会では、「新型コロナウイルス感染症の影響については、データを示して大きなばらつきがないか確認した上で使用すべき」、「正確な評価とは言い難い中で、加算率を引き上げることについて検討する必要がある」等のご意見をいただき、データを検証した上で議論しました。

その結果、新型コロナウイルス感染症の影響は 2020 年 3 月のみの限定的なものであるため、2020 年 3 月実績は過去実績に基づいた補正又は除外をすることにより、その影響を最小限に抑えられると考えられることから、加算率を予定通り引き上げ、2019 年度評価方法を変更して実施するとしました。

2019 年度の評価結果については、図表 4-87 のとおりです。ランキング上位の 23 支部は、インセンティブ制度の報奨金により、最大で 0.064%の保険料率の引き下げ効果となりました（図表 4-88）。

〔(図表 4-87) 2019 年度各評価指標の総得点及び各評価指標の全国平均との差〕



[(図表 4-88) インセンティブ制度による 2021 年度保険料率への影響 (支部別)]

| 支部名 | インセンティブ (報奨金) 分の保険料率 (%) | 標準報酬月額30万円の場合の保険料への影響額 (労使折半前) | |
|-----|--------------------------|--------------------------------|-------------|
| | | 1 か月あたり (円) | 1 年間で換算 (円) |
| 島根 | -0.064 | -193 | -2316 |
| 富山 | -0.063 | -189 | -2268 |
| 山形 | -0.057 | -172 | -2064 |
| 滋賀 | -0.054 | -161 | -1932 |
| 福井 | -0.050 | -150 | -1800 |
| 熊本 | -0.040 | -119 | -1428 |
| 沖縄 | -0.035 | -106 | -1272 |
| 佐賀 | -0.034 | -103 | -1236 |
| 新潟 | -0.027 | -82 | -984 |
| 福島 | -0.026 | -79 | -948 |
| 長崎 | -0.023 | -69 | -828 |
| 宮崎 | -0.022 | -65 | -780 |
| 福岡 | -0.018 | -53 | -636 |
| 宮城 | -0.017 | -51 | -612 |
| 岡山 | -0.016 | -48 | -576 |
| 奈良 | -0.014 | -42 | -504 |
| 和歌山 | -0.012 | -37 | -444 |
| 大分 | -0.011 | -34 | -408 |
| 岩手 | -0.011 | -32 | -384 |
| 香川 | -0.006 | -18 | -216 |
| 栃木 | -0.004 | -13 | -156 |
| 京都 | -0.003 | -10 | -120 |
| 徳島 | -0.000 | -1 | -12 |
| 山梨 | 0.000 | 0 | 0 |
| 三重 | 0.000 | 0 | 0 |
| 岐阜 | 0.000 | 0 | 0 |
| 愛媛 | 0.000 | 0 | 0 |
| 静岡 | 0.000 | 0 | 0 |
| 石川 | 0.000 | 0 | 0 |
| 兵庫 | 0.000 | 0 | 0 |
| 鹿児島 | 0.000 | 0 | 0 |
| 広島 | 0.000 | 0 | 0 |
| 長野 | 0.000 | 0 | 0 |
| 山口 | 0.000 | 0 | 0 |
| 青森 | 0.000 | 0 | 0 |
| 秋田 | 0.000 | 0 | 0 |
| 茨城 | 0.000 | 0 | 0 |
| 北海道 | 0.000 | 0 | 0 |
| 東京 | 0.000 | 0 | 0 |
| 鳥取 | 0.000 | 0 | 0 |
| 愛知 | 0.000 | 0 | 0 |
| 群馬 | 0.000 | 0 | 0 |
| 大阪 | 0.000 | 0 | 0 |
| 神奈川 | 0.000 | 0 | 0 |
| 埼玉 | 0.000 | 0 | 0 |
| 高知 | 0.000 | 0 | 0 |
| 千葉 | 0.000 | 0 | 0 |

※ 上記の表は加算率を除いた減算部分のみを表示しています。

※ 端数処理のために計算が合わない場合があります。

iv) 新型コロナウイルス感染症を踏まえた 2020 年度実績の評価方法及び成長戦略フォローアップを踏まえたインセンティブ制度の見直し

第 107 回運営委員会（2020 年 11 月 25 日開催）において、2019 年度実績の評価方法等を決しましたが、その他に「2020 年度の実績評価については、単に実績を踏まえた補正ではなく、根本的な評価の仕方、あるいは評価の有無について、検討する必要があるのではないか」といったご意見がありました。こうした意見も踏まえ、2020 年度における新型コロナウイルス感染症の影響を確認したところ、特定健診・特定保健指導の実績について、2019 年度よりも大きい差が生じていることが分かりました。

このため、第 108 回運営委員会（2020 年 12 月 18 日開催）において、2020 年 4 月から 8 月までにおける特定健診及び特定保健指導の 2019 年度と 2020 年度の実績データを比較し、「①新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、2019 年度の対応と同様に、実績値の補正等を行うことで評価できるか」、「②2020 年度実績を 2022 年度保険料率に反映する場合において、インセンティブ分の保険料率は、政令により、千分の〇・一（0.01%）に引き上げることが既に定められているが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、引き上げを行うかどうか」という 2 つの論点を提示し、議論を行いました。

運営委員からは、「2020 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、補正は難しいと思う」、「2020 年度実績は新型コロナウイルスの影響が大きく公平性等を担保することが難しいのではないか」といった意見があり、インセンティブ分の保険料率については、「0.01%の適用は現状では判断が難しいが、2019 年度の 0.007%を据え置くのも 1 つの方策である」といった意見と、「インセンティブ分保険料率の引き上げは予定どおり実施するべき」といった意見がありました。

今後は、2020 年 9 月以降の実績を確認した上で、2021 年秋の運営委員会を目途に 2020 年度実績の評価方法等について結論を出す予定です。

また、「成長戦略フォローアップ」（2020 年 7 月 17 日閣議決定）において、「全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討、2021 年度中に一定の結論を得る」とされていることから、2021 年度中にインセンティブ制度の見直しに向けた検討を行い、運営委員会に諮ることとしています。

v) インセンティブ制度の広報

これまでの運営委員会でも、インセンティブ制度は丁寧な周知広報が重要であるとの意見をいただいていることから、2020 年度においても、図表 4-89 のとおり、広報を実施しました。

2020 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、一部の健診を中止したことにより広報を中止したり説明会による広報等が実施できない場合もありましたが、引き続き、インセンティブ制度の丁寧な広報に取り組んでまいります。

〔(図表 4-89) インセンティブ制度に係る広報の実施状況 (2020 年度)〕

| 広報の種類 | 納入告知書 同封チラシ | メール マガジン | 健康保険 委員 (※1) | 事務説明会 (※2) | 関係機関 への広報 (※3) | 新聞 | その他 (※4) |
|-------------------------|----------------|-------------|--------------------|---------------|----------------------|------|-------------|
| 実施 支部数 | 40支部 | 40支部 | 39支部 | 17支部 | 28支部 | 25支部 | 47支部 |
| コロナの影響 による中止 (※5) | — | 1支部 | 6支部 | 29支部 | 2支部 | 1支部 | — |

※1「健康保険委員」に対しては、事務説明会やリーフレットの送付等を実施。

※2「事務説明会」は、社会保険事務説明会、新規適用事業所説明会等で事務担当者等に対して説明。

※3「関係機関への広報」は、県、市町村、商工会、商工会議所や中小企業団体中央会等に対する訪問説明及び広報誌への記事の掲載依頼等。

※4「その他」は、テレビやラジオを活用した広報、支部職員による事業所訪問時に事務担当者等への説明、健診勧奨案内にリーフレットの同封等。

※5「コロナの影響による中止」は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の健診を中止にしたことによる広報の中止や説明会、セミナー等の中止。

(6) パイロット事業を活用した好事例の全国展開

協会では、医療費適正化や保健事業などの先駆的な取組を行うにあたり、パイロット事業を実施することで、事前に課題の洗い出しや解決策の検討などを含め効率的な実施方法を検討し、全国的な展開のための基盤づくりを行っています。このパイロット事業は、2009（平成 21）年度から 2020（令和 2）年度までに延べ 141 件（2009、2010（平成 22）年度は支部調査研究事業を含む）実施しており、効果的な取組については全国展開しています。

〔(図表 4-90) パイロット事業の実施件数の推移〕

| 年度 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 応募件数 | 20件 | 14件 | 23件 | 25件 | 17件 | 22件 | 22件 | 45件 | 91件 | 105件 | 107件 | 72件 | 563件 |
| 実施件数 | 20件 | 12件 | 11件 | 9件 | 6件 | 7件 | 7件 | 20件 | 14件 | 15件 | 12件 | 8件 | 141件 |

※2009年度、2010年度は支部調査研究事業を含む件数

i) 2020 年度に実施したパイロット事業について

2020 年度のパイロット事業の実施件数は 6 支部で 8 事業となりました。2020 年度中に完了したパイロット事業についても、効果的な取組については、今後、全国展開していきます。

〔(図表 4-91) 2020 年度に実施したパイロット事業について〕

パイロット事業

ジェネリック医薬品の使用促進

| | | |
|----|----|---|
| 愛知 | 件名 | 歯科におけるジェネリック使用促進 |
| | 概要 | ・ 歯科医師会との協定に基づき、歯科医院に対して、代表的な医薬品（例：ロキソニン）の医院ごとのジェネリック使用状況等に関する歯科医師会と連名のお知らせを送付する。また、歯科医院のジェネリック切替状況等についてアンケート調査を行う。 |
| 京都 | 件名 | 薬局に対する地域別ジェネリック医薬品処方状況のお知らせ【R1年度から継続】 |
| | 概要 | ・ ジェネリック医薬品使用割合が低い薬局を地域別に抽出し、薬局ごとの医薬品処方状況から各薬局でよく使用されている先発医薬品を抽出し、その先発医薬品にかかるジェネリック処方状況を地域別にお知らせする。 |

医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

| | | |
|----|----|---|
| 静岡 | 件名 | 地域フォーミュラリー策定システムの構築と標準薬物治療に向けた提言【H30年度から継続】 |
| | 概要 | ・ 協会の調剤データを用いて、生活習慣病治療薬に係る地域単位及び訪問対象医療機関における先発品・後発品の処方・調剤量をリスト化する。 ・ その上で、病院訪問において当該リストを提示し、生活習慣病治療薬に係る第一選択剤を後発医薬品とするよう提言すると共に、病院と協議を重ねてエビデンスを付与したフォーミュラリー（※）を病院に作成してもらう。 （※）医療機関における最も有効で経済的な医薬品の推奨リスト。 ・ モデルとなる基幹病院と周辺医療機関が集まる場を設定し、地域へ向け、モデルとなる基幹病院の方向性を共有し、地域フォーミュラリーの策定を提案する。 |
| 静岡 | 件名 | 抗菌薬使用量の可視化ツールの展開とAMRアクションプランにおける提言【R1年度から継続】 |
| | 概要 | ・ 抗菌薬は上気道炎の罹患者において約6割に処方されており、大半は診療所であるが、その使用量を診療所において、地域の医療機関と比較することが困難なため、地域の適正化の変化に気づきにくい。 ・ そのため、自機関と地域の医療機関における抗菌薬使用量の比較を可視化するツールを開発し、情報を医療機関へ発信し適正化を図る。 |

適正受診、適正服薬の取組

| | | |
|----|----|---|
| 福岡 | 件名 | 薬剤師会と連携した医薬品適正使用促進事業 |
| | 概要 | ・ レセプト情報から、同月に同一保険薬局において、重複投薬が発生している保険薬局を抽出し、「重複者リスト」を送付する。リストを受け取った保険薬局は、該当者が受診した際に服薬確認を行い、患者の同意を得て必要に応じて医師に照会し、医薬品の適正使用を促進する。 |

特定保健指導の効果的な取組

| | | |
|----|----|--|
| 富山 | 件名 | 検診車における遠隔面談を活用した初回面談の分割実施 |
| | 概要 | ・テレビ電話等遠隔面談機器を検診車に搭載し、特定健診実施後に、健診実施機関とは別の保健指導専門機関により遠隔での初回面談を実施する。 |
| 京都 | 件名 | 健診サポート機関の設置によるワンストップヘルスケアサービスの提供【R1年度から継続】 |
| | 概要 | ・協会が委託契約している生活習慣病予防健診と特定保健指導については、一体的な契約体系となっていないため、健診がゴールとなってしまう、健診をきっかけとした行動変容が期待以上に図れていない。 ・そこで、健診機関の役割を再定義し、健診実施時の初期に横断的な健康サポートを実施していく「健診サポート機関」の設置を積極的に進め、健診機関に対し最も効果的、効率的な健診直後の健康サポートに向けた意識の変革を促し、更に予防におけるゲートキーパー機能の担い手としての役割を期待するもの。 |
| 兵庫 | 件名 | 健診前ヘルスアップ促進事業【R1年度から継続】 |
| | 概要 | ・過去の健診受診状況から健診受診月を予測し、予測月の前月に過去3年間の健診結果を記載したリーフレットを送付する。健康への意識が高まる健診受診前を狙った広報を実施し、健診後の健康づくりの取組みの継続を促すとともに、特定保健指導の活用について勧奨する。 |

ii) パイロット事業の全国展開について

2019年度に全国展開を決定した「薬局と連携したジェネリックお見積もり（静岡支部）」、「調剤薬局の間診票を活用したジェネリック使用率向上（愛知支部）」について、全国展開に向けて、薬剤師会等との調整を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み実施を見送っていますが、収束状況を見つつ、できる限り早期に実施する予定です。

また、2019年度に実施したパイロット事業6事業については、2020年度に最終報告会を実施しました。5事業については全支部に情報提供し、広島支部で実施した「乳幼児医療制度終了時にジェネリック促進通知を発送」については、継続して効果検証を行い、改めて全国展開を検討することとしました。

○ 薬局と連携したジェネリックお見積もり（静岡支部）

ジェネリック医薬品への切り替えのきっかけ作りのため、薬局で処方箋を預かった際に、ジェネリックに切り替えた場合の見積もりを即時に行いました。さらに、ジェネリック軽減額通知に見積もり対応薬局リストを同封し、さらなる切り替え率向上を図るほか、見積もり対応薬局の近隣の加入者へも告知しました。

その結果、効果検証において軽減額通知による実施結果とお見積りによる実施結果を比較すると、切替率、一人当たり医療費削減額のどちらともお見積りの方が高い効果が出ました。また、軽減額通知では伸び悩んでいた若年者の切替率が、お見積りでは特に高い切替率となりました。

○ 調剤薬局の間診票を活用したジェネリック使用率向上（愛知支部）

薬剤師からの声かけ、説明により、ジェネリック医薬品の選択につなげるため、薬局における初回問診票に、ジェネリック医薬品を希望しない場合の理由欄を追加し、ジェネリック希望欄で「希望しない」と回答した方に対して、加入者ごとに希望しない理由に応じた説明を実施しました。

その結果、本事業を実施した薬局は、実施しなかった薬局に比べ、ジェネリック医薬品の使用率について、高い伸びを示しました。また、実施薬局へのアンケートでは、「理由欄を設けることで患者へ説明を行うきっかけになった」、「実際に患者へ説明することでジェネリック医薬品への切り替えにつながった」との回答が多く見られました。

〔(図表 4-92) パイロット事業の全国展開等の状況について〕

| 実施年度 | 支部名 | 事業名 | 全国展開の状況 |
|------|------|--|---|
| 21年度 | 広島支部 | ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進 | 平成22年1月より全国展開。 |
| 21年度 | 三重支部 | 健康保険給付の適正化の推進 | 平成22年度より全国展開。不正請求の疑いがあるものは、プロジェクトチームで調査方法を検討。 |
| 22年度 | 広島支部 | レセプト・健診データを活用した通知や訪問指導による受診勧奨等の実施 | 平成25年10月より全国展開。要治療者と判断されながら、医療機関を受診していない者に対し受診勧奨を実施（重症化予防）。 |
| 23年度 | 福岡支部 | 糖尿病未受診者の抽出と早期受診への取組み | |
| 23年度 | 広島支部 | 糖尿病性腎症患者の重症化予防 | 平成26年度より展開し、地域の実情に合わせて実施支部を拡大。糖尿病重症化予防プログラムを実施し、人工透析の移行を防ぐ。 |
| 24年度 | 滋賀支部 | 付加的サービスの提供による被扶養者への集団特定健診の実施 | 骨密度測定や肌年齢測定等の項目を追加した「オプション健診」として、令和元年度より全支部で実施。 |
| 24年度 | 広島支部 | 医療機関における資格確認 | 平成28年3月より35支部において実施。 |
| 25年度 | 宮城支部 | | |
| 25年度 | 熊本支部 | 返納金債権回収の効率化 | 平成27年1月より全国展開。資格喪失後受診による返納金債権については国保保険者との間で保険者間調整が可能とする。 |
| 25年度 | 大分支部 | 健康保険委員と連携した事業所まるごとの健康づくり事業（一社一健康宣言の展開） | 平成26年度から順次拡大し、全支部で事業所とのコラボヘルスとして実施。 |
| 26年度 | 広島支部 | 事業所ごとの疾病リスク特性に応じた保健事業の取組み | 全支部において独自の様式で実施。 |
| 26年度 | 兵庫支部 | G I Sを活用したデータヘルス計画の推進 | 平成28年度から順次拡大し、平成30年度より全支部で実施。 |
| 27年度 | 広島支部 | ジェネリック医薬品未切替者への分割調剤（お試し調剤）の周知広報 | 平成29年2月より全国展開。軽減額通知にお試し調剤に関する内容を掲載。 |
| 28年度 | 広島支部 | 薬剤師会と連携した多受診者への取組み | 薬剤師会の協力が得られた支部から順次実施。 |
| 29年度 | 静岡支部 | 医療機関向け総合情報ツール | 平成30年12月より全国展開。本部より各支部へ提供している「医療機関・調剤薬局向け見える化ツール」に、院内版のツールを追加するとともに、ジェネリック医薬品使用割合向上に寄与する上位10医薬品のコンテンツを追加。 |
| 30年度 | 静岡支部 | 薬局と連携したジェネリックお見積もり | 薬剤師会と実施方法等に関する調整が完了次第、全国で実施していく。 |
| 30年度 | 愛知支部 | 調剤薬局の間診票を活用したジェネリック使用率向上 | 薬剤師会と実施方法等に関する調整が完了次第、全国で実施していく。 |

(7) 地域の医療提供体制への働きかけ

加入者と事業主が医療を過不足なく受けられるようにするためには、地域における良質かつ効率的な医療提供体制の構築に向け、保険者から積極的な意見発信を行っていくことが重要です。協会では、国や都道府県における医療計画（図表 4-93 参照）策定等の場や地域医療構想調整会議において、医療データ等に基づき、意欲的に意見発信を行いました。

i) 地域医療構想の実現に向けたこれまでの議論

2025（令和 7）年は団塊の世代が全て 75 歳になる年であり、それ以降、医療・介護の需要が更に増大することが予想されます。高齢者人口の増加には大きな地域差があり、医療の機能に見合った資源の効果的かつ効率的な配置を促し、急性期から回復期、慢性期まで患者が状態に見合った病床で、状態にふさわしい、より良質な医療サービスを受けられる体制を構築することが必要です。

このため、2014（平成 26）年の医療法改正において、高度急性期・急性期・回復期・慢性期の機能ごとに 2025 年の医療需要と病床の必要量を推計し、病床の機能分化・連携を進めるための施策を定めた地域医療構想（図表 4-94 参照）が、都道府県が策定する医療計画の記載事項として位置づけられました。

その後、2015（平成 27）年度から 2016（平成 28）年度にかけて全都道府県で地域医療構想が策定されるとともに、その実現に向けて、地域における医療機関の役割や将来の方向性などを踏まえた個別の医療機関の具体的対応方針について、調整会議で 2017（平成 29）年度からの 2 年間で集中的に検討を行うこととされ、2018（平成 30）年度の各構想区域の調整会議では、公立・公的医療機関について、9 割以上の医療機関で合意に至りました。一方、民間医療機関については、2018 年度末までに具体的対応方針を協議することとされていましたが、2018 年度末時点で議論が開始されたのは、約 6 割でした。

しかしながら、具体的対応方針を策定した公立・公的医療機関においても、急性期からの転換が進んでいない等の課題があり、厚生労働省は、2019（令和元）年 9 月 26 日、具体的対応方針の再検証を求め、「診療実績が少ない」または「類似の実績がある医療機関が近接している」と位置付けられた 424 の公立・公的医療機関を対象に、診療実績データの分析結果を公表しました。

また、2020 年 1 月 17 日、厚生労働省は、都道府県に対し、厚生労働省医政局長通知「公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について」を发出し、「公立・公的医療機関等と競合すると考えられる民間医療機関リスト」を都道府県に提供しました。2020 年 1 月からは、複数の公立・公的医療機関等の再編統合事例を対象として、再編統合について国からの支援を受けられる重点支援区域が設定されています。

その後、2020 年 3 月 4 日、厚生労働省医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について」が发出され、2019 年度中とされていた公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等の期限について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、改めて整理の上、通知することとされ、進めることが可能である検討・対応については、可能な限り進めることとされました。

こうした中、「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太方針 2020）」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「感染症への対応の視点も含めて、質が高く効率的で持続可能な医療提供体制の整備を進めるため、可能な限り早期に工程の具体化を図る。その際、調整会議における議論の活性化を図るとともに、データに基づく医療ニーズを踏まえ、都道府県が適切なガバナンスの下、医療機能の分化・連携を推進する。」とされたことを受け、新型コロナウイルス感染症への対応を含めた今後の医療提供体制の在り方について、社会保障審議会医療部会において、2020 年 8 月から検討が開始されました。

2020 年 8 月 31 日、厚生労働省医政局長通知「具体的対応方針の再検証等の期限について」が発出され、再検証等の期限を含めた地域医療構想に関する取組の進め方について、これらの議論の状況や地方自治体の意見等を踏まえ、改めて整理の上、示すこととされました。

その後、社会保障審議会医療部会や医療計画の見直し等に関する検討会での議論を踏まえ、厚生労働省は、2020 年 12 月 15 日に「新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方」を後述の「(8) 医療保険制度改正等に向けた意見発信、iv) 医療計画の見直し等に関する検討会」のとおり、とりまとめました。

今後は、2023（令和 5）年度に各都道府県において第 8 次医療計画（2024（令和 6）年度～2029（令和 11）年度）の策定作業が進められることから、2022（令和 4）年度中を目途に地域での議論が進められていることが重要と、厚生労働省は述べています。

（医療計画の見直し等に関する検討会等における協会本部の意見発信については、後述の「(8) 医療保険制度改正等に向けた意見発信、iv) 医療計画の見直し等に関する検討会」以下を参照。）

〔(図表 4-93) 医療計画の概要 (2021年2月8日 第78回社会保障審議会医療部会資料)〕

医療計画について

- 都道府県が、国の定める基本方針に即し、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るために策定するもの。
- 医療資源の地域的偏在の是正と医療施設の連携を推進するため、昭和60年の医療法改正により導入され、都道府県の二次医療圏ごとの病床数の設定、病院の整備目標、医療従事者の確保等を記載。平成18年の医療法改正により、疾病・事業ごとの医療連携体制について記載されることとなり、平成26年の医療法改正により「地域医療構想」が記載されることとなった。その後、平成30年の医療法改正により、「医師確保計画」及び「外来医療計画」が位置付けられることとなった。

計画期間

- 6年間 (現行の第7次医療計画の期間は2018年度～2023年度。中間年で必要な見直しを実施。)

記載事項(主なもの)

○ 医療圏の設定、基準病床数の算定

- ・ 病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき地域的単位として区分。

二次医療圏

335医療圏 (令和2年4月現在)

【医療圏設定の考え方】

一般の入院に係る医療を提供することが相当である単位として設定。その際、以下の社会的条件を考慮。

- ・ 地理的条件等の自然的条件
- ・ 日常生活の需要の充足状況
- ・ 交通事情 等

三次医療圏

52医療圏 (令和2年4月現在)

※都道府県ごとに1つ(北海道のみ6医療圏)

【医療圏設定の考え方】

特殊な医療を提供する単位として設定。ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の区域を設定し、また、都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県にわたる区域を設定することができる。

- ・ 国の指針において、一定の人口規模及び一定の患者流入/流出割合に基づく、二次医療圏の設定の考え方を明示し、見直しを促進。

○ 地域医療構想

- ・ 2025年の、高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4機能ごとの医療需要と将来の病床数の必要量、在宅医療等の医療需要を推計。

○ 5疾病・5事業(※)及び在宅医療に関する事項

※ 5疾病…5つの疾病(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)。

5事業…5つの事業(救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療(小児救急医療を含む。))。

- ・ 疾病又は事業ごとの医療資源・医療連携等に関する現状を把握し、課題の抽出、数値目標の設定、医療連携体制の構築のための具体的な施策等の策定を行い、その進捗状況等を評価し、見直しを行う(PDCAサイクルの推進)。

○ 医師の確保に関する事項

- ・ 三次・二次医療圏ごとに医師確保の方針、目標医師数、具体的な施策等を定めた「医師確保計画」の策定(3年ごとに計画を見直し)
- ・ 産科、小児科については、政策医療の観点からも必要性が高く、診療科と診療行為の対応も明らかにしやすいことから、個別に策定

○ 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項

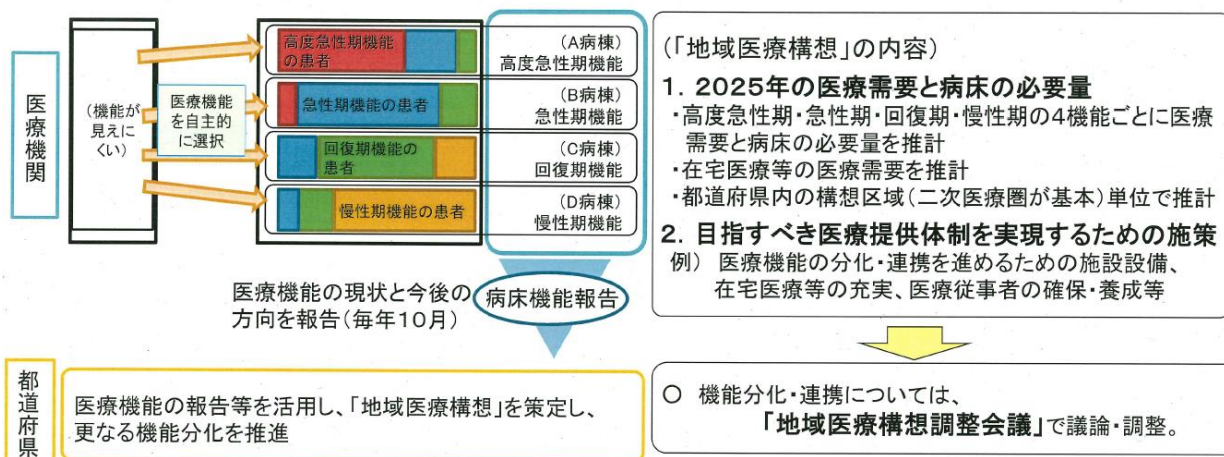
- ・ 外来医療機能に関する情報の可視化、協議の場の設置、医療機器の共同利用等を定めた「外来医療計画」の策定

35

〔(図表 4-94) 地域医療構想の概要 (2021年2月8日 第78回社会保障審議会医療部会資料)〕

地域医療構想について

- 今後の人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、医療機関の機能分化・連携を進めていく必要。
- こうした観点から、各地域における2025年の医療需要と病床の必要量について、医療機能(高度急性期・急性期・回復期・慢性期)ごとに推計し、「**地域医療構想**」として策定。
その上で、各医療機関の足下の状況と今後の方向性を「**病床機能報告**」により「見える化」しつつ、各構想区域に設置された「**地域医療構想調整会議**」において、病床の機能分化・連携に向けた協議を実施。



ii) 意見発信のための体制の確保

加入者及び事業主が良質な医療を過不足なく受けられるようにするためには、保険者が各構想区域の調整会議に参加し、意見発信を行うことが重要です。協会では、意見発信の機会を増やすため、調整会議への被用者保険者の参加率の向上を、2020（令和2）年度のKPI（他の被用者保険者との連携を含めた、調整会議への被用者保険者の参加率を90%以上とする。）として設定し、未参加の地域で調整会議への参加が進むよう、都道府県に働きかけを行いました。その結果、2020年度末で、346ある調整会議のうち228区域（被用者保険者全体では303区域）に参加し、参加率87.6%とKPIを概ね達成しました。

被用者保険者が参画できていない残り43区域のうち16区域（北海道15区域、東京1区域）については、地理的な要因のため参加困難であり、その他の区域についても、市町村国保等により保険者の枠が埋まっているなど、更なる被用者保険者参画の実現可能性は低いため、2021（令和3）年度のKPIは定めないこととしました。一方、未参加の区域についても、保険者協議会で意見を調整し、市町村国保等を通じて被用者保険者の意見を届けるなど、実質的に意見発信の機会を確保できるよう取り組んでまいります。

〔(図表 4-95) 都道府県の各種審議会等への参画状況について（2020年度末時点）〕

| 内容 | 参画支部数 | 設置数 |
|---|-----------------------|--------|
| 都道府県の医療計画策定に関する場への参画支部 | 35支部 | 47都道府県 |
| 都道府県全域の地域医療構想の議論の場への参画 | 36支部 (38都道府県) | 47都道府県 |
| 構想区域ごとの調整会議への参画 | 47支部、228区域 (303区域) | 346区域 |
| 都道府県医療費適正化計画 ³⁹ に係る検討会への参画支部 | 39支部 | 39都道府県 |
| 都道府県国民健康保険運営協議会 | 47支部 | 47都道府県 |

※（ ）内は調整会議等への参画状況のうち健康保険組合連合会等を含む被用者保険としての参画数

iii) 調整会議における医療データ等を活用した意見発信

2020年度は、全47支部でデータ分析に基づく効果的な意見発信を行うことをKPIとして設定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県の調整会議の開催回数が減少したこと（2019年度：約430回、2020年度：約370回）により、データ分析に基づく効果的な意見発信ができた支部は30支部となり、2019年度の38支部を下回る結果となりました。

³⁹ 医療費適正化計画とは、高齢者医療確保法に基づき、国及び都道府県において、6年ごとに定められる医療費適正化のための計画のことをいいます。高齢者医療確保法では、制度の持続可能な運営を確保するため、国と都道府県が保険者・医療関係者等の協力を得て、住民の健康増進や医療費の適正化を進めるため、6年を1期として、国においては医療費適正化指針及び全国医療費適正化計画を定めるとともに、都道府県においては都道府県医療費適正化計画を定めることとされています。第1期（2008～2012年度）、第2期（2013～2017年度）は5年を1期として実施され、第3期（2018～2023年度）からは6年を1期として実施されています。

しかしながら、協会の複数の支部では、議論が滞っている現状を受け、調整会議において、「コロナ禍ではあるが、人口減少・高齢化による医療・介護の需要の変化等による見通しは変わっていない。このため、2025年に向けた地域医療構想の取組は重要であるため、都道府県がリーダーシップをとって着実に進めていただきたい」等、今後の地域医療構想の議論を促すような発言を行いました。

なお、データ分析に基づく効果的な意見発信の具体例は図表 4-96 のとおりです。

今後、再検証対象医療機関における具体的対応方針の再検証等が行われていくことから、協会では、各構想区域の調整会議等において、より質が高い効率的な医療提供体制を構築するため、地域医療構想の取組に対する意見発信を積極的に推進してまいります。

〔(図表 4-96) データに基づく意見発信の主な例 (抜粋)〕

| 支部名 | 会議名 | 発言内容 | 活用したデータ |
|-----|----------------------------|--|-------------------------------|
| 青森 | 2020年度青森県(下北地域)調整会議(書面会議) | 医療機関のプロフィールシートにおいて「下北地域は地域完結型の医療提供体制を構築する必要がある」と記載されているが、協会けんぽ加入者の入院レセプトデータを分析した結果、下北地域から他地域へ6割ほど流出しており、脳血管疾患に至っては半数以上が流出している。県としては、下北地域における地域完結型の医療提供体制構築に向け、引き続き医療機関の連携等、調整および支援をお願いしたい。 | 協会の居住地受診地別基本情報(2016年度～2019年度) |
| 静岡 | 第3回静岡県医療審議会 | 〈第8次静岡県保健医療計画(改訂版)(案)について〉 訪問診療を受けた人数と在宅療養支援診療所、在宅療養支援病院の地域偏在について 「訪問診療を受けた人」の増加状況について協会けんぽ静岡支部のレセプトから検証したところ 2016年度と2018年度比で伸び率は122%となっており、加入者の伸び率が同年度比較で103%であることを鑑みると大きく伸びていることがわかる。その状況から施設による充実した支援のためには、地域ごとのカバー率が重要と考えられる。そこで在宅療養支援診療所364施設、在宅療養支援病院22施設において、地域医療情報システムの施設情報から地域の偏在率を協会けんぽ静岡支部にて検証した。賀茂、熱海伊東においては在宅療養支援施設が充実しているが、富士地域は整備が進んでいないことがわかる。また、東部地域以外、支援診療所は充実しているものの支援病院の指数は低いことから、連携の在り方が課題の一つであると考えられる。 | 協会のレセプト情報 |
| 和歌山 | 第8回調整会議(有田保健医療圏構想区域)(書面会議) | 資料1「令和元年度病床機能報告(確定値)」によると、全体の病床数が2015年では698床、2019年は675床と減少しているが、2025年の必要病床数495床にはまだ遠く、これまでは非稼働病床の廃止や病床機能の転換などを実施されてきたが、今後、必要病床数に近づけようとするれば、病床の削減を進める方向になるかと思うが、資料4で示されている補助金や給付金制度を活用して、地域医療構想の実現に向けて進めていただきたい。 | 2019年度病床機能報告(確定値) |

(8) 医療保険制度改正等に向けた意見発信

医療の質を担保しつつ、効率化を通じて医療保険制度の持続可能性を確保していくために、協会では、社会保障審議会の部会や中央社会保険医療協議会などの場において、加入者や事業主の立場に立った保険者として、積極的な意見発信を行いました。

i) 厚生労働省等への要望

2022（令和 4）年には団塊の世代が後期高齢者に入り始め、医療給付費の急増が見込まれる一方、支え手である現役世代の人口は急減が見込まれ、持続可能な医療保険制度の構築のためには、医療保険制度のさらなる改革が必要です。

このため、2020（令和 2）年 11 月に、被用者保険 5 団体（健康保険組合連合会、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本労働組合総連合会、協会）から厚生労働大臣及び全世代型社会保障改革担当大臣に対して、「世代間の給付と負担の公平性、納得性を高める観点から、後期高齢者の窓口負担についても、低所得者に配慮しつつ早急に原則 2 割とする方向で見直すべき」、「拠出金負担について、公費拡充など、現行制度の見直しを含め、現役世代の負担を軽減し、保険者の健全な運営に資する措置を講じるべき」等を遅くとも 2022 年度までに確実に実行するよう強く要望する旨の意見書を提出しました。

ii) 社会保障審議会医療保険部会

協会役員が委員を務める社会保障審議会医療保険部会では、全世代型社会保障検討会議の検討状況も踏まえ、医療保険制度改革について、2020 年末の取りまとめに向けて議論を重ねました。

協会からは、後期高齢者の窓口負担について、「低所得者の方たちに十分な配慮をしつつも、原則 2 割とする方向で見直すべき」、「実施時期について、できるだけ早期に施行すべきと考えるが、全世代型社会保障検討会議の中間報告にあるとおり、遅くとも団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となり始める 2022 年度までには、確実に実施していただきたい」等の発言を行いました。

また、薬剤自己負担の見直しについては、薬剤給付の適正化を図るため、最も効果的な手段の一つであり、引き続き検討課題とすべき旨、発言を行いました。

iii) 中央社会保険医療協議会

① 薬価の中間年改定の実施について

中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）では、これまでの 2 年毎の薬価改定において、2021（令和 3）年度に初めて中間年に改定を行うこととなり、議論を重ねました。

協会からは、中間年薬価改定の対象品目について、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、なるべく簡便な対応をしたいという他の委員からの意見に対し、「薬価改定において最も重要視すべき客観的データである薬価調査の結果を踏まえれば、新型コロナウイルス感染症が最終的に薬価に与えた影響は限定的なものであると考えられ、そうであるならば、薬価

制度の抜本改革骨子等で示されている、『対象品目の範囲については、国民負担の軽減の観点から、できる限り広くすることが適当』との方針に沿った検討をすることが本来のあるべき姿ではないか。」と発言しました。一方で今回の薬価改定はあくまで新型コロナウイルス感染症を踏まえた特例的なものであるとの認識の下、次回の薬価改定に向けて、「①乖離『率』だけでなく、乖離『額』にも着目すべきかどうか、②先発医薬品と後発医薬品で医薬品の特性ごとに別々の基準を設けるべきかどうか、③既収載品目の算定ルールをどのように適用するのか、④現行の調整幅 2%が妥当かどうかなど、幅広く論点を示し、丁寧に議論を進めていくこと」を要望しました。

2021年3月には、中間年薬価改定の対象品目、改定方式等が官報に告示され、対象範囲は、平均乖離率8%の0.5倍～0.75倍の間である0.625倍（乖離率5%）を超える、価格乖離の大きな品目が対象とされ、対象品目数は、全品目の69%に当たる12,180品目となり、その内訳は、新薬1,350品目（59%※）、長期収載品1,490品目（88%※）、後発品8,200品目（83%※）等となりました。併せて、新型コロナウイルス感染症による影響を勘案し、新型コロナウイルス感染症特例として、薬価の削減幅を0.8%分緩和する措置が取られました。

※（ ）は分類ごとの品目数全体に対する割合です。

② 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた診療報酬上の取扱いに関する臨時的・特例的な措置について

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応とその影響等を踏まえた診療報酬上の取扱いに関する臨時的・特例的な措置として、「重症・中等症の新型コロナウイルス感染症患者に対する診療の評価の見直し」、「より配慮が求められる6歳未満の乳幼児への外来診療等の評価」、「電話や情報通信機器を用いた診療の取扱い」等について議論を行いました。

協会からは、「正確な診療実態を把握し、定量的な根拠に基づき見直すこと」、「診療報酬による対応と公費による対応の役割分担を明確にした上で、医療機関等の支援を進めていくこと」、「臨時的・特例的な措置に関して、患者やその家族に対して説明をし、同意を得るべきこと」などを求めました。2020年度診療報酬改定に係る経過措置等を2021年9月末まで延長することについては、保険者が求めていた「新型コロナウイルス感染症対応等の有無別の医療機関の診療状況、実績等の分析データ」が提示され、新型コロナウイルス感染症対応の有無にかかわらず、どの医療機関においても一定程度の影響があることを確認し、了承する一方で、「医療機関等からの実績の届出を基に実態を把握・検証した上で、2022年度改定についての基本的方針のあり方・考え方も視野に、2021年度後半の措置について改めて議論すること」を求めました。

③ 医薬品・医療機器の費用対効果評価制度について

その他の主要な協議として、医薬品・医療機器の費用対効果を評価し、薬価・材料価格に反映させるための仕組みである費用対効果評価制度に関して、制度の本格運用が始まって初となる対象医薬品の価格調整案について議論を行いました。

協会からは、評価案を審議するにあたって、「透明性、エビデンスベースでの客観的な根拠を担保するため、各種分析の概要、専門組織で行われた検討内容といったそれまでの総合的評価の検証過程については、中医協総会での審議に資するべく、できる限り資料をご提示いただくことを強く要望したい。」と発言しました。これを受け、2021年3月24日の評価案の審議では、専門組織における検討内容を含む詳細な資料が提示され、各委員が活発に発言する中、協会からは、一度費用対効果評価を行った品目に後から効能・効果が追加された場合の取扱いについて、「新たな効能・効果に係る ICER や患者割合によっては、費用対効果評価に大きく影響するケースが出てくる可能性もあると思うので、総会における再評価プロセスを明確にしておくべき。」と発言しました。

iv) 医療計画の見直し等に関する検討会

① 新型コロナウイルス感染症を踏まえた医療提供体制の構築及び今後の地域医療構想の考え方・進め方

新型コロナウイルス感染症の対応に当たっては、同種の感染症への対応に関する知見がない中で、例えば、感染症指定医療機関（感染症病床）のみならず、その他の医療機関（一般病床）においても多くの感染症患者を受け入れるなど、これまでの医療計画や予防計画等では想定されていない事態が生じており、新型コロナウイルス感染症以外の医療連携体制（役割分担・連携）も大きな影響を受けています。

協会役員が委員を務める医療計画の見直し等に関する検討会においては、これまでの対応により得られた知見を踏まえ、今後、特に新興・再興感染症が発生した際に、行政・医療機関が連携の上、円滑・適切に対応できるよう、地域医療構想の今後の取組と併せて、新興・再興感染症対応にかかる医療連携体制の構築等の検討が行われました。同検討会は、2020年10月から12月にかけて計5回開催されました。

協会からは、「医療計画や地域医療構想について、新興・再興感染症対応を踏まえた見直しを行うことは必要であると思うが、そもそも地域医療構想は、2025（令和7）年を見据えた地域の医療提供体制を構築していくために策定したものであり、調整会議における議論が大きく遅れることがないようにしていただきたい。また、今後、関係会議で議論を進めていく際には、今般のコロナ禍における実情や医療現場の実態を把握するための具体的なデータが必要と考えるため、議論に資する資料をしっかりとご準備いただくようお願いしたい。」等の発言を行いました。

その後、2020年12月15日に同検討会の取りまとめが行われ、①第8次医療計画（2024（令和6）年度～2029（令和11）年度）から「新興感染症等の拡大時における医療」を追加することとされました。

また、②今後の地域医療構想に関する考え方・進め方として、新型コロナ対応が続く中ではあるが、地域医療構想の背景となる人口減少・高齢化による医療ニーズの質・量の変化等の状況や見通しは変わっていないことから、着実に取組を進めていく必要があるため、新型コロナ対応の状況に配慮しつつ、都道府県等とも協議を行い、2020年度の冬の感染状況を見ながら、改めて具体的な工程の設定をすることとされました。

② 外来機能の明確化及びかかりつけ医機能の強化等

2019(令和元)年12月19日に開催された全世代型社会保障検討会議の中間報告において、医療のあるべき姿は、「病院完結型」の医療から、患者の住み慣れた地域や自宅での看取りを含めた生活のための医療、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療に変わりつつあり、身近なところで診療を受けられる「かかりつけ医」の普及や訪問看護の充実が不可欠となるとされました。このため、外来機能の明確化及びかかりつけ医機能の強化を図る必要があることから、大病院における「紹介状なし外来受診患者」に対する定額負担について、金額の増額、200床以上の一般病院への対象拡大を行うという方向性が示されました。

これに対し、社会保障審議会医療部会において、「200床は中小病院であるところも多く、大病院・中小病院などの定義が明確ではない中で規模の議論をするのではなく、機能の議論をすべき」等の意見が出されたため、医療計画の見直し等に関する検討会において、外来機能の明確化、かかりつけ医機能の推進に係る方向性について、2020年2月から議論を開始しました。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、議論が一時中断しましたが、2020年10月から議論が再開し、2020年2月から2020年12月にかけて計6回の議論が行われました。

協会からは「医療資源を重点的に活用する外来」に着目して、その外来機能の明確化・連携に取り組むことは、患者にとって地域で基幹的に担う医療機関を明確にすることで、紹介を受けて受診すべき医療機関がどこかがわかりやすい。また、病床機能報告を参考に「医療資源を重点的に活用する外来」に関する医療機能の報告を行う外来機能報告を新たに実施し、そのデータに基づく地域の協議を調整会議で活用することが示されているが、現在でも入院医療に関する議論が十分ではない区域もあるため、実態を分析したデータを厚労省から都道府県に対して提供していただくなど、支援をしっかりとお願いしたい」等の発言を行いました。

その後、2020年12月11日に、地域の医療機関における外来機能の明確化・連携に向けて、データに基づく議論を地域で進めるため、医療機関が都道府県に外来医療の実施状況を報告する外来機能報告を実施し、これを踏まえ、地域の協議の場において、外来機能の明確化・連携に向けて必要な協議を行うこととする等の内容の取りまとめが行われました。

この「地域の協議の場」については、調整会議が活用できるとされていることから、協会においては、調整会議を通じて、「医療資源を重点的に活用する外来」を明確化する議論に参加し、積極的に意見発信を行っていくこととしています。

v) 保険者協議会中央連絡会

保険者協議会中央連絡会は、各都道府県に設置された保険者協議会の連携協力を促進することを通じて、被保険者等の健康の増進及び医療費の適正化を図り、医療保険制度の安定的運営に寄与することを目的に設立されています。2021年2月18日に開催された保険者協議会中央連絡会においては、厚生労働省保険局医療介護連携政策課から、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定保健指導の実施状況の見直しやデータヘルス改革に関する説明や各保険者の医療費・特定健診データを組み合わせた事例紹介等がなされ、協会からは、以下の発言を行いました。

① 厚生労働省保険局医療介護連携政策課からの説明事項について

ア) 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特定保健指導の実施方法の見直しについて

「集団指導や遠隔指導を行うことに異論はないが、特定保健指導の実施率だけを高めて、それが自己目的化することにならないよう効果検証をしっかりとやっていただきたい。」

イ) データヘルス改革について

「労働安全衛生法に基づく事業主健診データの保険者の提供について、国の通知でお示しいただいた契約書のひな型に基づいて、しっかり健診契約が健診団体、健診機関と事業主の間で締結されていること、そして、それに基づいて、確実に保険者が受容できる形で健診データが提供されるということが行われているか、定期的にこうした通知に基づき実施されているか実態を把握し、必要な対応をしていただきたい。」

また、健康経営に取り組む企業に関することであるが、協会では2021年度からの保険者機能強化アクションプランにおいて7万事業所から健康宣言をしていただくようKPIを設定しているが、それにあたっては、「事業所カルテ」をしっかりと活用して、各事業所の従業員の方々の健康状況を見える化する、そこから浮かび上がる課題をしっかりと抽出し実現可能な目標を設定する、そしてその達成状況を確実にフォローアップする、そういう内容及びプロセスの標準化を伴うよう実施していきたい。そういう観点から、事業所数だけではなく、効果を上げることができる健康宣言の取組になるよう質的な面にも配慮していただきたい。」

ウ) 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金について

「この補助金については、要綱等に示されており、健康増進や医療費適正化等に対する補助ということであるが、対象事業は主に特定健診・特定保健指導に係る事業となっている。今後、全国の保険者協議会において、医療費の適正化に関する事業について取り組む際にも、この補助金の対象としていただきたい。」

② 各保険者の医療費・特定健診データを組み合わせた事例紹介について

「各保険者がデータを持ち寄り都道府県全体で分析し、職域と地域が一緒になって健康づくりや医療費適正化の取組の改善等につなげていくことは有意義である。改めて協会けんぽもより積極的にこうした取組に参画していきたい。また今後、協会けんぽの職員である保健師の位置づけについて、これまでは保健指導の専門家ということで役割を期待していたが、こうした役割とともに、今後は医療費や健康づくりに関わるデータ分析や、協会が取り組む健康づくりのプランニングにも少し軸足を置いた担い手となっていただけるように、中長期的に育成を図っていきたい。そのためには、日ごろから市町村保健師等との人事交流やネットワーク構築ということも人材育成においては重要な要素と考えているので、引き続き、関係団体の皆様方のご理解・ご協力をいただきながら、連携して保健師人材の育成について取組を強めていきたい。」

(9) 調査研究の推進

i) 本部における医療費分析

協会では、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、保有するレセプトデータ等を活用し、主に都道府県単位（支部ごと）の地域差を中心に医療費分析を実施しています。2020（令和2）年度は、2019（令和元）年度に発表した2テーマの深掘り分析と、外部有識者の意見を参考に新たに設定した2テーマの分析を行いました。

分析の中間段階で、外部有識者を招いた「医療費分析検討委員会」を開催して意見を伺い、その意見を取り入れた分析を行ったうえで、2020年7月及び9月の運営委員会において、これらの4テーマの分析結果を公表しました。

（深掘り分析の2テーマ）

- ・協会けんぽにおける抗菌薬の使用状況の地域差
- ・協会けんぽにおける診療時間外受診の地域差

（新たな2テーマ）

- ・協会けんぽにおける処方薬剤種類数の地域差
- ・協会けんぽの薬剤費の構造と薬価改定の影響に関する分析

〔(図表 4-97) 分析結果の概要〕

| 研究テーマ | 分析結果の概要 |
|-----------------------|---|
| 協会けんぽにおける抗菌薬の使用状況の地域差 | <ul style="list-style-type: none"> ・急性上気道炎受診者に対する抗菌薬の使用状況は、経年変化を見た結果、全ての地域で毎年減少し、地域ごとの差も減少傾向にあった。一方で、減少幅には地域・年代などでバラツキがあり、最小と最大の支部の差は依然として約 20 ポイントあった。そのため、今後も状況の確認が必要と考えられる。 ・0～2 歳の急性上気道炎に対する抗菌薬の使用割合は、2018 年度に大きく減少しており、2018 年 4 月に新設された「小児抗菌薬適正使用支援加算」による効果の可能性がある。 2020 年度の診療報酬改定で、当該加算の対象年齢要件の見直し（3 歳未満から 6 歳未満への拡大）が盛りこまれたところであるが、今回の分析結果から対象年齢の拡大は一定の効果が見込めるのではないかと考えられる。 |
| 協会けんぽにおける診療時間外受診の地域差 | <ul style="list-style-type: none"> ・初診の診療時間外受診の SCR⁴⁰は、四国(徳島を除く)と九州地方で高く、特に熊本、大分、宮崎、鹿児島で高い傾向が見られたが、それらの支部に季節性や経年による特徴的な受診傾向は認められなかった。 ・再診の診療時間外受診の SCR は、岐阜、滋賀、沖縄、大分、秋田等で高い傾向が見られたが、特に岐阜や沖縄に加えて三重では、12 月の再診(休日)加算の算定件数が高いという特徴が見られた。岐阜の医療機関別に見ると、10 月は再診休日加算 0 件だが、12 月は再診件数全体の 10%程度休日加算を算定している医療機関が多く、これはおよそ 2 日分の再診件数に値する。おそらく年末(29、30 日)に休日加算を算定しているため、SCR が高くなっているのではないかと推測される。 |
| 協会けんぽにおける処方薬剤種類数の地域差 | <ul style="list-style-type: none"> ・薬剤種類数の地域差については、年代によって違いがあり、6 歳以下の年代については大きな地域差が見られた一方で、年代が上がるにつれ地域差は縮小していった。また、経年の変化も同様に年代が上がるほど縮小していた。 ・2019 年度に実施した「急性上気道炎に対する抗菌薬処方割合」についての分析結果と今回の薬剤種類数との関係については、0 歳と 1-3 歳の年代について相関が見られた。小児は感染症に対する投薬が中心となる一方、年代が上がると慢性疾患に対する投薬が多くなることが理由として考えられる。 ・地域の処方薬剤数に差が生じる要因は様々あると思われるが、いわゆる風邪に対する抗菌薬の処方動向も年代によっては寄与しているものと思われる。 ・抗菌薬使用割合が近年減少傾向にあるが、このことが薬剤種類数の減少の一因となっている可能性が考えられる。 |

⁴⁰ SCR (標準化レセプト出現比) とは、ある診療行為のレセプトが、全国の性年齢階級別の出現率と同じ割合でその地域に出現するとして期待数を計算し、実際のレセプト件数との比をレセプトの出現比として指数化したものです。全国平均 100 に対してその地域が 100 より大きい場合、選択した診療行為が相対的に多くなされていることを表し、100 より小さい場合、少なくなされていることを表します。

| 研究テーマ | 分析結果の概要 |
|----------------------------|--|
| 協会けんぽの薬剤費の構造と薬価改定の影響に関する分析 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年4月の薬価改定率は薬剤費ベースで▲7.48%であったが、調剤・医科・DPC・歯科レセプトを合計した加入者1人あたり薬剤費は▲1.2%であったことから、今回は薬価改定率の1/6程度しか薬剤費は抑制されず、数量ベースでは1%未満の「画期的新薬⁴¹⁾・「改良型新薬⁴²⁾によって、薬価の減額改定の効果は主に相殺されていた。 ・ 2018年4月の薬価改定後、加入者1人あたり数量は「既存先発薬⁴³⁾が減少したのに対し、それ以外は増加していた。これは「既存先発薬」から他の医薬品（主に「新規G薬⁴⁴⁾・「既存G薬⁴⁵⁾）への置き換わりが進んだ結果と考えられる。 ・ 数量1単位あたり平均薬剤費は、「画期的新薬」が「既存先発薬」の約80倍と突出して高かった。もともと薬価の高いバイオ医薬品や抗がん剤が多い上に、有用性加算が付いた為と考えられる。一方で、有用性加算などが付かない「改良型新薬」も「既存先発薬」の約3倍であり、「新規G薬」も「既存G薬」の約2倍であったことから、新規開発は薬価の高い分野で行われる傾向にあると考えられる。 ・ 薬価改定の主な目的は、薬剤費の伸びを抑制しつつ新薬の開発を促すことにあると考えられる。言い換えると、薬価改定が見送られれば、有用な新薬を保険適用する為の財源捻出への影響は大きい。有用性加算などが付く「画期的新薬」が適切な薬価で提供されることを期待しつつ、今後も動向を注視していきたい。 ・ 薬価100円未満の医薬品は、品目数の7割、数量の9割、薬剤費の3割（年間4,800億円）を占める。患者個人の負担は服用期間や量によっても変わるので、薬価の低さのみを以て単純に論じることは出来ないが、保険は本来、「個人で負担し切れないリスクを確実にカバーする為の共助の仕組み」であることを鑑みれば、まずは市販品類似薬の保険適用の除外や保険償還率の変更へ向けた検討に着手すべきである。 |

⁴¹⁾ 漢方生薬以外の先発医薬品のうち 2017、2018 年度に保険適用され、薬価収載時に画期性加算、有用性加算、営業利益率加算のいずれかが加算されている医薬品群を定義した当該分析内での名称。

⁴²⁾ 漢方生薬以外の先発医薬品のうち 2017、2018 年度に保険適用され、薬価収載時に画期性加算、有用性加算、営業利益率加算のいずれも加算されていない医薬品群を定義した当該分析内での名称。

⁴³⁾ 漢方生薬以外の先発医薬品のうち 2016 年度以前に保険適用された医薬品群を定義した当該分析内での名称。

⁴⁴⁾ 漢方生薬以外の後発医薬品のうち 2017、2018 年度に保険適用された医薬品群を定義した当該分析内での名称。

⁴⁵⁾ 漢方生薬以外の後発医薬品のうち 2016 年度以前に保険適用された医薬品群を定義した当該分析内での名称。

ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施

団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025（令和 7）年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040（令和 22）年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守ることを第一にしつつも、医療保険制度の持続性の確保も図らなければなりません。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策について提言を行うため、2020 年度から、外部有識者を活用した調査研究を実施しています。

この調査研究の提案の募集にあたっては、厚生労働科学研究の公募要綱等、複数の事例を参考にし、募集する研究テーマは、以下の 5 つの指定テーマの他、医療費分析分野においての自由提案型研究としました。

- ① 地域の医療費分析に基づく診療行動・受診行動のあり方に関する研究
- ② 薬剤給付のあり方に関する研究
- ③ 診療報酬の改定をめぐる効果検証及び改善方策に関する研究
- ④ 協会けんぽの保健事業のあり方に関する研究
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症による受療行動に対する影響の検証に関する研究

研究提案の募集については、2020 年 9 月に記者発表を行い、協会のホームページに掲載したほか、5 学会のホームページで広報し、さらには、全国の 300 を超える大学に向けてダイレクトメールを送付するなど、積極的に公募情報の周知を図りました。その結果、研究提案の募集期間について 2 ヶ月を超える期間を確保したこともあり、医学、薬学、経済学等の分野の有識者から 26 件の研究提案の応募がありました。

採択案件の選定については、専門的知見を有する外部評価者による研究提案内容の事前評価を実施し、その評価結果を踏まえ、以下の 4 件の採択を決定しました。これらの研究の研究期間は、原則 2022（令和 4）年 3 月末までですが、さらに研究期間が必要であると想定される場合は、最長 2023（令和 5）年 3 月末までの期間で、協会が継続の可否を判断することとしています。

なお、2021 年度からの 3 年間の中期行動計画である保険者機能強化アクションプラン（第 5 期）では、こうした調査研究による成果を踏まえ、国への政策提言や協会が実施する取組の改善に係る具体的方策（ガイドラインの策定等）について、医療提供側を含めた関係者の意見も聞きつつ、検討することとしています。

〔(図表 4-98) 外部有識者を活用した調査研究採択案件〕

| 代表研究者 | 研究テーマ | 分析概要 |
|--|---|---|
| <p>大阪大学大学院 医学系研究科 磯 博康 教授</p> | <p>生活習慣病の重症化 ハイリスク者における 医療機関受療による 予防効果に関する コホート研究</p> | <p>健診事業（特定健診・生活習慣病予防健診）および健診後の受診勧奨事業に着目し、健診所見上の重症化ハイリスク者の受療行動が、その後の重篤な疾病、死亡、労務不能、傷病手当給付のリスクを低減させることを疫学的に明らかにする。協会における中年期の重篤な生活習慣病のリスク予測と特定保健指導や重症化予防による医療機関への受療促進の効果を明らかにし、生活習慣病予防政策の立案と評価に対する貢献という社会的成果を目指す。</p> |
| <p>慶應義塾大学 スポーツ医学 研究センター 勝川 史憲 教授</p> | <p>機械学習による生活 習慣病の医療費分析 および発症予測と特 定保健指導の効果判 定に関する研究</p> | <p>特定健診・保健指導による医療費適正化の推進に向けて、エビデンスに基づいた健診内容と効果的な保健指導プログラムを検討するため、以下の3点を明らかにする。</p> <p>①機械学習を用いた医療費分析により、医療費適正化において重要度の高い疾患を明らかにする。</p> <p>②疾患の発症と関連するバイオマーカー（健診指標）や生活習慣を現行の健診内容から検討する。</p> <p>③現行の特定保健指導による医療費適正化および費用対効果を明らかにする。</p> |
| <p>名古屋大学大学院 経済学研究科 中村 さやか 准教授</p> | <p>医療費の地域・医療 機関・業種間の差異 の実態解明：健康状 態と治療の質を考慮 した医療費適正化を 目指して</p> | <p>①治療の質を考慮した医療費適正化と医療の標準化、②診療報酬の適切な設定による望ましい診療スタイルへの誘導、③将来の医療費高騰リスクの予測、を目的として、以下の3点を明らかにする。</p> <p>Ⓐ医療費の地域差を医療機関による診療スタイルの差異という観点から解明する。</p> <p>Ⓑ診療報酬改定による診療スタイルの変化を検証する。</p> <p>Ⓒ勤務先企業の実態による労働者の医療利用状況の差異を解明する。</p> |
| <p>京都大学大学院 医学研究科 福間 真悟 准教授</p> | <p>エビデンスに基づく 保険者機能の強化： ラーニング・ヘルス システム</p> | <p>保険者が目指す①医療の質や効率性の向上、②健康アウトカム改善、③医療費適正化の推進のため、保健事業による被保険者の健康課題改善を達成するPDCAサイクル（保険者ラーニング・ヘルスシステム）を構築する。そのため、以下の3点を明らかにする。</p> <p>Ⓐ健診、検診、保健指導、医療受診の課題改善に必要なエビデンス創出</p> <p>Ⓑ保健事業の横断的評価指標の開発</p> <p>Ⓒ予防と医療の連携を強化するナッジ介入の設計</p> |

iii) 調査研究の推進に向けた各種施策

① 統計分析研修等

協会では、統計分析業務を担う人材を育成することを目的として、統計情報の使い方、医療費分析や都道府県単位保険料率の仕組み等の知識を、職員が段階的に習得していくための研修を実施しています。

また、協会が保有するビッグデータを職員が効率的に分析できるようにするため、統計解析ソフト「SPSS」⁴⁶の基本操作に関する研修も行っています。

加えて、データ分析に基づく効果的な健診受診勧奨やジェネリック医薬品の使用促進を行うため、2018（平成30）年度より全支部で活用している「GIS（地理情報システム）」⁴⁷の操作研修を実施しているほか、支部のGIS活用事例を取りまとめ、各支部での情報共有を行っています。

これらの研修は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、通信教育形式で実施しました。

② 支部調査研究事業等の実施

支部においては、協会の保有するレセプトデータや健診データを用いて、医療費適正化等に向けた調査・分析を、支部調査研究事業として実施しています。2020年度は、2019年度からの継続事業も含め、5支部で支部調査研究事業を実施しました（図表4-99参照）。

その他、支部においては、年齢階級別・疾病分類別の一人当たり医療費の分析や、二次医療圏別の医療費分析を行っています。また、健診データから得られる血圧・血糖・脂質のリスク保有率を全国と比較するなどして、支部加入者の健診結果状況等の分析を行い、その分析成果を保健事業等の取組に活かしています。

〔図表4-99〕支部調査研究事業の実施件数の推移

| 年度 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 | 2019 | 2020 | 合計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 応募件数 | 3件 | 5件 | 5件 | 2件 | 3件 | 9件 | 12件 | 29件 | 17件 | 24件 | 109件 |
| 実施件数 | 3件 | 5件 | 5件 | 2件 | 3件 | 3件 | 6件 | 11件 | 5件 | 5件 | 48件 |

⁴⁶ 大規模データの加工・統計分析に適した代表的なアプリケーションの1つです。

⁴⁷ 位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を地図データ上に可視化して、情報の関係性、パターン、傾向をわかりやすい形で導き出すシステムです。

〔(図表 4-100) 2020 年度に実施した支部調査研究事業について〕

支部調査研究事業

医療データの分析に基づく意見発信

| | | |
|----|----|--|
| 静岡 | 件名 | 救急医療 重症度別受療状況データブック～救急医療存続に向けた提言～ |
| | 概要 | ・救急医療において、どのような重症度で、どこの医療機関で受療しているのかという観点から、救急医療の流出入の状況、医療機関別の集中度を分析、さらにGISで可視化することで、地域の救急医療の受療実態を把握し、地域医療構想調整会議等における意見発信へ繋げる。 |

データを用いた保健事業にかかる調査研究

| | | |
|----|----|---|
| 宮城 | 件名 | 要治療者の受診行動の有無によるその後の医療費推移等に関する研究 |
| | 概要 | ・健診の結果初めて「要治療」となり、その後早期（健診後7か月以内）に医療機関を受診した群と、受診しなかった群の5年間の生活習慣病の医療費や入院レセプトの発生状況を比較し、早期受診の効果を検証する。 |
| 岐阜 | 件名 | 減塩推進の効果検証 ～健診時の尿中塩分測定を用いて～【R1年度から継続】 |
| | 概要 | ・尿中塩分測定及び事業所における減塩推進のアプローチを行い、一年後の健診時の尿中塩分の値及び意識調査等により、その効果を検証する。 ・減塩のアプローチはその後、他の事業所でも展開可能なものとし、今後の協会けんぽにおける事業所へのポピュレーションアプローチ手法確立の一助とする。 |
| 三重 | 件名 | 特定保健指導における行動変容と個人特性（性格）との関連性【R1年度から継続】 |
| | 概要 | ・特定保健指導対象者を心理学的に分類し、分類に応じた保健指導用パンフレットを作成。パンフレット使用群と未使用群を比較し、行動変容レベルの変化や指導継続率等を検証する。 |
| 沖縄 | 件名 | 重症化予防事業対象者の受診行動に影響を及ぼす要因の調査・分析【R1年度から継続】 |
| | 概要 | ・重症化予防事業の対象者の受診行動に影響を及ぼす要因を3つの視点（①対象者の受診促進要因、②受診に繋がる勧奨方法、③事業所の健康管理体制）から調査・分析し、受診率を高める保健指導を構築する。 |

③ 調査分析の成果の発信

協会での調査研究の成果について、内外に広く情報発信することを目的として、2014（平成26）年度から調査研究フォーラムを開催しています。第7回目となる2020年度は、「医療と健康の地域差」というテーマのもと、6月の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、開催を中止しました。フォーラムで発表を予定していた

分析成果は、協会ホームページに掲載しています。

また、各支部が行った分析成果については、協会の支部ホームページに掲載し、加入者及び事業主の皆様への情報提供を行ったほか、日本産業衛生学会や日本公衆衛生学会等の場で外部への発信を行いました。2020年度は、8支部における11件の分析成果を学会で発表しました。

加えて、本部及び10支部の15件の分析成果を掲載した「令和2年度協会けんぽ調査研究報告書」を11月に発行し、関係団体等へ配布したほか、協会ホームページにも掲載しています。

【第2回「上手な医療のかかり方アワード」での受賞】

厚生労働省では、夜間の時間外受診や休日受診の増加が問題となっていることを背景に、2019年度医療機関へのかかり方の改善につながる優れた取組を奨励し、広く普及することを目的とした「上手な医療のかかり方アワード」を開催しています。

2020年度の第2回「上手な医療のかかり方アワード」では、全国71団体からの応募があり、有識者などによる審査を経て、事例発表・表彰式が2021年3月10日に開催されました。

協会けんぽからは、北海道支部の「レセプトデータを活用した『適正受診啓発（時間外受診の抑制等）』に関する個別通知」が厚生労働省医政局長賞保険者部門優秀賞を受賞し、富山支部の「紹介状なし大病院受診時定額負担の周知～よくわかる診療所と病院の使い分けガイド～」が厚生労働省医政局長賞チラシ部門特別賞を受賞しました。

北海道支部の「レセプトデータを活用した『適正受診啓発（時間外受診の抑制等）』に関する個別通知」では、不急の時間外受診と思われる約1.5万人に対し、仮に過去の時間外受診が全て時間内であった場合はどの程度の経済的メリット（自己負担額の軽減）が受けられたかといった内容や緊急時の電話相談体制（#8000、#7119）の利用等呼びかける内容のお知らせを送付することにより、不急の時間外受診の減少やヘルスリテラシーの向上を図りました。その後の効果測定において、対象者の時間外受診が減少したかを分析したところ、時間外受診の平均受診回数は「送付前：年2.9回」→「送付後：年1.8回」に減少したことが確認できました。

富山支部の「紹介状なし大病院受診時定額負担の周知～よくわかる診療所と病院の使い分けガイド～」では、紹介状なく大病院を受診した場合に生じる定額負担の仕組みに係る加入者の理解度を高めるため、大病院周辺に所在する方を中心にWEB広告を実施し、制度説明のランディングページに誘導するとともに、支部で作成したリーフレットを医療機関へ設置しました。WEB広告は、延べ15,000の方がランディングページを閲覧し、リーフレットは、県内大病院の11医療機関中5医療機関から約7,250部の送付希望がありました。なお、WEBアンケートでは、以前に定額負担を支払ったことがある方のうち、82.2%（90人中74人）の方が「身近な中小病院や診療所を利用したい」、90.0%（90人中81人）の方が「かかりつけ医をもちたい」と回答するなど、意識の変化が確認できました。

3. 組織・運営体制関係

(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

2008（平成 20）年 10 月の協会発足の際、各支部には当時の申請書等の業務量に応じていわゆる「定員」を設定し人員配置を行いました。2017（平成 29）年 10 月にその後の業務の質・量の変化に対応した標準人員を新たに定め、2019（令和元）年 10 月までに移行が完了しました。

2020（令和 2）年 10 月には標準人員を踏まえ、適材適所の人員配置や人材育成、組織の活性化や課題解決を図るため、本部や支部間における全国規模の人事異動（249 名）及び支（本）部内の配置換え（407 名）について、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、必要最小限の規模で行いました。

標準人員については、次期システム構想等の実現等も踏まえ、見直しを検討してまいります。

(2) 人事評価制度の適正な運用

協会では、職員の目標管理を明確にした人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

2020（令和 2）年度は、グループ長補佐以上の階層別研修にて実施する評価者研修において、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。また、新たに採用された職員に対しては、採用時の研修において当該制度の目的、基本構成及び目標管理のプロセスなどを説明し、理解の深化に努めました。

(3) OJTを中心とした人材育成

基盤的保険者機能及び戦略的保険者機能を一層発揮していくため、協会では、日々の業務遂行を通じた人材育成（OJT）を中心とし、それを補完する集合研修・自己啓発（Off-JT）を効果的に組み合わせることにより、計画的な人材育成に取り組んでいます。職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を向上させるとともに、「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。

集合研修については、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修、業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するための業務別研修及びテーマに応じた幅広い知識を習得するためのテーマ別研修を実施しました。加えて、職員の自己啓発支援として、通信教育講座の斡旋を実施しました。また、戦略的保険者機能の更なる発揮のため、効果的な人材育成の仕組みの導入に向けた課題について検討を進めました。

支部においては、6つの必須研修及び各支部の課題に応じた独自研修を実施しました。

なお、集合研修については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、Web 会議システムを活用したオンライン形式を基本として実施しました。

[階層別研修]

各階層に求められる役割や必要な知識・能力を習得するため、支部長研修、部長研修、グループ長研修、グループ長補佐研修、主任研修、スタッフ研修、一般職基礎研修、採用時研修、新入職員研修及び新入職員フォローアップ研修の 10 講座を計 14 回、363 名（2019（令和元）年度は計 16 回、357 名）を対象に実施しました。

また、グループ長補佐研修と主任研修については、研修内容を補完するものとして、テキストによる自主学習形式のオンライン研修を計 3 回、93 名を対象に実施しました。さらに、グループ長補佐研修の受講者には、今後の目標設定やスキルアップの参考としてもらえるよう、研修受講後の行動変容を周囲の職員に 6 ヶ月間観察してもらい、その結果を研修受講者本人にフィードバックすることで客観的な視点で自己を振り返る多面観察を 30 名（各受講者につき観察者 4 名、計 120 名）に対して実施しました。

[業務別研修]

業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するため、統計分析担当者、保健師、レセプト内容点検員及び経理担当者を対象とした研修を、8 講座計 12 回、936 名（2019 年度は、9 講座で計 18 回、1,075 名）に実施しました。

[テーマ別研修]

パワーハラスメントに対する防止対策が法制化されたことから、その内容や基礎知識を習得し、パワーハラスメントのない職場環境づくりを実践することを目的とした講座を、各支部の企画総務部長を対象に、計 2 回、47 名（2019 年度はハラスメント相談窓口として設置しているハラスメント相談員を対象に計 2 回、53 名）に実施しました。

また、研修受講者を講師とし、グループ長補佐以上の職員及びハラスメント相談員に対して、伝達研修を全支部において実施しました。

[支部研修・自己啓発]

支部において、①ハラスメント防止研修、②情報セキュリティ研修、③個人情報保護研修、④コンプライアンス研修、⑤メンタルヘルス研修及び⑥ビジネススキル研修の計 6 研修を必須研修として実施しました。また、各支部の課題に応じた独自研修を 43 支部において実施しました。

職員が自己啓発に取り組むための支援として実施している通信教育講座の斡旋については、職員の利便性の向上を図るために、申込方法を Web に変更し、677 名（2019 年度の申込者は 594 名）の職員から申込みがありました。

〔(図表 4-101) 2020 年度の研修実施状況〕

(括弧内は研修受講延べ人数)

| | | 新入職員 | スタッフ | 主任 | グループ長補佐 | グループ長 | 部長 | 支部長 |
|------|--|---|--|---|--|--|--|--|
| 集合研修 | 階層別研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・新入職員研修 (Web会議システム) (54名) ・新入職員フォローアップ研修 (Web会議システム) (54名) ・採用時研修 (集合) (20名) | <ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ研修 (Web会議システム) (45名) ・一般職基礎研修 (Web会議システム) (117名) ※ | <ul style="list-style-type: none"> ・主任研修 (Web会議システム) ・オンライン研修 (63名) | <ul style="list-style-type: none"> ・グループ長補佐研修 (Web会議システム) ・オンライン研修 (30名) | <ul style="list-style-type: none"> ・グループ長研修 (Web会議システム) (14名) | <ul style="list-style-type: none"> ・部長研修 (Web会議システム) (9名) | <ul style="list-style-type: none"> ・支部長研修 (Web会議システム) (11名) |
| | 業務別研修 | 経理担当者研修 (66名)、GIS実践研修 (46名)、SPSSオンライン研修 (47名)、ステップアップ型統計分析研修 (35名)、保健師採用時専門研修 (3名)、保健師全国研修 (164名)、保健師等ブロック研修 (140名)、レセプト内容点検員スキルアップ研修 (435名) (Web会議システム等) | | | | | | |
| | テーマ別研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・パワーハラスメント防止研修 (Web会議システム) (47名) | | | | | | |
| 支部研修 | <ul style="list-style-type: none"> ・新入職員支部内研修 (新卒) (54名) ・新入職員支部内研修 (既卒) (12名) | 支部研修 | | | | | | |
| | 自己啓発 | 通信教育 (677名) | | | | | | |

※ 2019年度実施予定分を、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ延期したため、2020年9月に実施 (51名)。2020年度分を2021年2月に実施 (66名)。

(4) 支部業績評価の実施

協会全体の業績向上を図るほか、支部管理職員の実績評価の参考とするとともに、職員の士気を高めること等を目的として、2016 (平成 28) 年度から支部の業績評価を試行的に実施しています。2020 (令和 2) 年度においても、2019 (令和元) 年度の結果を踏まえ、支部の取組をより適正に評価できるよう、評価項目や評価方法について見直しを行いました。

なお、2020 年度は新型コロナウイルス感染拡大による業務縮小等に伴い、公平な評価が困難な評価項目が生じたことから、可能な項目のみの評価としました。

(5) 費用対効果を踏まえたコスト削減等

費用対効果を踏まえたコスト削減のための取組としては、引き続き、調達や消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を実施しました。

〔調達〕

調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100 万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約は「事務所の賃貸借」や「システムの改修・保守」など、契約の性質などから競争が困難な場合等に限定し、調達審査委員会の審査に付しています。

一般競争入札においては、保険者機能強化アクションプラン（第4期）において、2020（令和2）年度までに「一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする」というKPIを設定しました。

一者応札案件の減少に向けては、その要因を探るため、支部に対してヒアリングやアンケートを行いました。その結果、「業者への声かけの徹底」、「公告期間や納期までの期間の十分な確保」、「仕様書や競争参加資格の見直し」、「複数者からの参考見積の聴取」、「調達に関する勉強会・研修会の実施」といった取組に効果があるとの意見が多かったことから、これらの取組について周知を図りました。

これらの取組の結果、2019（令和元）年度の一者応札割合は26.2%でしたが、2020年度は15.5%となり、目標を達成しました。

【一括調達及び消耗品の在庫管理】

本部及び支部で使用する消耗品について、本部で全国一括調達（入札）を行っています。消耗品のうち、コピー用紙、トナー、各種封筒については、スケールメリットによるコストの削減を図ったほか、その他の事務用品については、Web発注システムを活用し、随時発注による在庫量の適正化も併せて図りました。

【(図表 4-102) 年度別調達実績】

| | 2016年度 | | 2017年度 | | 2018年度 | | 2019年度 | | 2020年度 | | 前年度比 | |
|--------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|------|--------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | | 増減率 |
| 一般競争入札 | 298 | 46.7% | 317 | 48.8% | 401 | 54.1% | 504 | 50.0% | 488 | 46.6% | -16 | -3.17% |
| 企画競争 | 49 | 7.7% | 64 | 9.9% | 83 | 11.2% | 219 | 21.7% | 275 | 26.3% | 56 | 25.57% |
| 随意契約 | 291 | 45.6% | 268 | 41.3% | 257 | 34.7% | 284 | 28.2% | 284 | 27.1% | 0 | 0.00% |
| 合計 | 638 | | 649 | | 741 | | 1007 | | 1047 | | 40 | 3.97% |

(注1) 契約価格が100万円を超えるものを計上。船員保険分を含む。

(注2) 随意契約には、企画競争を除く競争性のない随意契約の件数を計上しており、生活習慣病予防健診実施機関との契約件数及び特定保健指導の委託件数は含んでいない。
また、2018年度までの企画競争の件数には、生活習慣病予防健診関係及び特定保健指導関係の契約件数を含んでいない。

(注3) 2020年度の随意契約の内訳は、事務所賃貸借関係が42件、システム関係が73件、窓口業務の社会保険労務士会への委託が1件、新聞等の広報関係が12件、一般競争入札不落によるものが3件、その他随意契約によるものが153件。

【(図表 4-103) 一者応札割合（2020年4月～2021年3月契約分）】

| | 一般競争入札 契約件数 (100万円超) | 一般競争入札 契約件数 (100万円以下) | 計 | 一者応札件数 (再掲) | 一者応札割合 |
|-----|----------------------------|-----------------------------|-----|----------------|--------|
| 本部 | 104 | 13 | 117 | 35 | 30.0% |
| 支部計 | 384 | 147 | 531 | 65 | 12.3% |
| 総計 | 488 | 160 | 648 | 100 | 15.5% |

(6) コンプライアンスの徹底

コンプライアンス（法令等規律の遵守）の推進を図るため、協会ではコンプライアンス基本方針を定め、本部及び支部にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する取組等について推進しています。

また、コンプライアンスの重要性について、職員の理解を深めるために、コンプライアンス及びハラスメント防止に関する研修の実施や、コンプライアンス通信（2 ヶ月に1回発行）・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を実施しました。

さらに、ハラスメント防止に関しては、パワーハラスメントの防止対策が法制化されたことを受け、関係規程を改正するとともに、「ハラスメント防止に関するガイドライン」及び「ハラスメント相談一次対応マニュアル」を策定し、全職員に周知しました。

このほか、全職員に行動規範小冊子を常時携行させ、コンプライアンス基本方針、行動規範、通報制度に対する職員の意識の醸成を図りました。

(7) リスク管理

大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応等、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図るため、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施しました。

i) 大規模自然災害等への対応

大規模な災害が発生した場合において、協会内における災害時の初動対応等をまとめた「初動対応マニュアル」及び加入者・事業主等の利益に影響を及ぼす業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的として、「事業継続計画（BCP）」を策定しています。また、事業継続計画に定めた優先業務を継続・復旧するためには、協会の業務運営の根幹を担っている情報システムの安定的な継続稼働が不可欠であることから、この備えとして、「情報システム運用継続計画（IT-BCP）」も定めています。

2020（令和2）年度においては、2020年7月に協会本部事務室を移転したことに伴い、「初動対応マニュアル」及び「事業継続計画（BCP）」を移転先の環境に即した内容に改めるとともに、9月には災害時模擬訓練を実施し、有事に万全に対応できるよう、連絡体制の確認や事業継続計画の発動後の流れなどを確認しました。

このほか、新型コロナウイルス感染症への対応として、国内での感染が顕在化してきた2020年2月以降、協会内に設置しているリスク管理委員会において業務の継続等について協議を行い、感染防止対策を講じながら業務を遂行してきました（詳細は第5章 その他の「1. 新型コロナウイルス感染症への対応」を参照）。

ii) 情報セキュリティ

情報セキュリティに関しては、「令和2年度情報セキュリティ対策推進計画」に基づき、全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。

① 自己点検

情報セキュリティのルールが遵守されているかを検証するため、2020年7月に自己点検を実施し、前年度と同水準の99.5%という高い遵守率を維持していることを確認しました。その後、自己点検結果の分析から課題を洗い出した行動計画を具体化し、計画を実践することで情報セキュリティ対策の実効性を高めました。また、自己点検結果について支部での課題を洗い出すための資料として情報提供を行いました。

② 研修・訓練

2020年11月から12月にかけて情報セキュリティ研修をオンラインで実施し、理解度の低い職員に対する個別指導を行うことで協会全体の理解度の底上げを図りました。

また、2020年11月にCSIRT⁴⁸における「被害の拡散を防止するための迅速かつ的確な初動対応の実施」、「再発防止に向けた対策の速やかな実施」を念頭に置いて、厚生労働省と連携し、インシデント対応訓練（マルウェア感染により、協会職員のメールアドレスから協会外部に不審メールが送信され、外部の方から通報があった場合を想定）を実施し、インシデント発生時の連絡体制の確認及び連携の強化を図りました。

このほか、不審メールを受信した際に定められた手順で対処しているか検証するため、標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を2020年12月に実施し、不審メールを受信した際の初動対応や報告先について確認しました。また、ホームページを対象に、外部からの不正アクセスに対して十分なセキュリティ強度があるか検証するため、2021（令和3）年2月にペネトレーションテストを実施し、脆弱性がないことを確認しました。

iii) 個人情報保護の徹底

全職員を対象に個人情報保護に関する研修を実施するとともに、本部及び支部において個人情報保護管理委員会を開催し、自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を行いました。

(8) 本部機能や内部統制の強化に向けた取組

i) 本部機能の強化について

協会が設立して10年が経過し、この間、個人情報の厳格化や大規模自然災害の発生、情報通信技術の発達による情報セキュリティ事案の増加など、協会を取り巻く環境は大きく変化してきました。この間、協会においては、各業務における個人情報の取扱いを定めた「個人情報保護管理規程」の整備や大規模自然災害発生時における対応等をまとめた「初動対応マニュアル」、「事業継続計画書（BCP）」を整備するとともに、本部内に情報セキュリティインシデント発生時の対応を行う専門チーム（CSIRT）を整備するなど、逐次、対応を図ってきました。今後も、協会を取り巻く社会情勢等に応じて、リスク管理体制等の強化を図ってまいります。

⁴⁸ CSIRTとはComputer Security Incident Response Teamの略です。情報セキュリティインシデント発生時の対応を専任する体制として2016年9月に本部内に設置しています。

また、加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を開始しました。今後、2020（令和2）年度に制定した「保険者機能強化アクションプラン（第5期）」を着実に進められるよう、具体的な検討を進めてまいります。

ii) 内部統制の強化について

協会の内部統制の在り方を整理するとともに、内部統制の強化に向け、今後取り組むべき内容を明確にした内部統制基本方針を策定（2020年10月1日施行）し、職員が内部統制に対する理解・意識を高めるよう周知しました。

また、リスクの発生を抑制するための未然防止策について検討し、まずは協会業務の実施を阻害するリスク要因の洗い出し等の取組を進めています。

(9) システム関連の取組

協会業務が停止することのないよう、協会システムの安定稼働を第一としつつ、情報セキュリティを担保しながら、オンライン資格確認等の制度改正に対し、適切にシステム対応を実施しました。

また、2023（令和5）年1月サービスインを予定している次期システム構想を具体化し、要件定義を策定しました。

このほか、本部業務への導入で一定の効果があつたRPA⁴⁹を支部に展開するなど、更なる業務効率化に向けて新技術の導入を推進しました。

i) 協会システムの安定稼働及び制度改正等への適切なシステム対応

協会の基盤的業務である、保険証の発行や保険給付の支払い等の業務が停止することのないよう、これらの業務を支える協会システムの安定稼働を継続的に実施しています。2020（令和2）年度も、情報セキュリティを担保しながら、各種サーバー及びソフトウェアのバージョンアップ等のメンテナンス作業や、日々の運行監視を行うことにより、協会加入者及び事業主に影響を及ぼすシステム障害を発生させることなく、協会システムの安定稼働を実現しました。

また、制度改正等に合わせて、協会システムの開発・改修を実施しました。2020年度は、4月の診療報酬改定に伴うシステム改修を行い、6月にシステムリリースを完了しました。併せて、国のオンライン資格確認に伴うシステム開発・改修を行い、2021（令和3）年3月予定としていた同サービスの開始に先立ち、10月にシステムリリースを完了しました。いずれも、制度改正等のスケジュールに合わせてリリースを行うとともに、リリース後もシステム障害等を発生させることなく、協会システムの安定稼働を達成しました。

⁴⁹ RPAとはRobotic Process Automationの略です。

ii) 次期システム構想

次期システムは、西日本データセンター及び現行システム機器の契約満了に伴う対応や、業務改革の推進に向けた取組等を実施することを目的として、2023年1月のサービスインを予定しています。次期システム構想の実現により、審査業務自動化等による基盤的保険者機能の強化や、データ分析機能及び抽出機能の充実等による戦略的保険者機能の強化を目指しています。

次期システムの構築に当たっては、セキュリティレベルを維持しながら、効率的なシステム運用を実現するために、システム構成をシンプルにすることや、現行のIT資産を活かしつつ、内外環境や諸改革の要請に応えるため、必要なシステム改修を行うことなどを基本コンセプトとしています。この基本コンセプトのもと、2020年度は実現可能性を見極めながら、次期システム構想を具体化した実行計画書を策定しました。

また、本計画書を踏まえ、調達スケジュールを整理し、優先順位の高い領域から要件定義書を作成しました。要件定義書が完了した領域から順次調達を行っており、これまでのところ、当初のスケジュールどおり進んでいます。

iii) 新技術導入の推進

2019（令和元）年度の本部業務向けのRPA導入に引き続き、2020年度は支部業務の効率化に向け、本部及び支部の担当職員へのヒアリングを基に12の業務処理に係るRPAを構築し、保守環境及び本番環境で十分な稼働テストを実施後、支部職員向けのリモート研修を経て2020年11月に導入しました。これにより、単純かつ大量な処理については、業務効率化が図られていることを確認しました。

また、RPAの支部導入後も、操作ログや使用状況などから改善点を洗い出し、修正対応を行うことにより、更なる効率化を継続しています。

(10) ペーパーレス化の推進

2020（令和2）年7月の本部移転の際には、事務室内に保存する書類量の2割削減の目標を達成しました。また、今後も会議資料等のペーパーレス化に取り組んでまいります。

4. 協会の運営に関する重要業績評価指標（KPI）

(1) 協会全体の重要業績評価指標（KPI）一覧

基盤的保険者機能関係

| 具体的施策 | KPI | | 結果 | 達成状況 |
|-----------------------------------|---|--------|--------|------|
| サービス水準の向上 | ① サービススタンダードの達成状況を100%とする | 100% | 99.5% | 概ね達成 |
| | ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする | 92% | 94.8% | 達成 |
| 効果的なレセプト点検の推進 | 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする | 0.362% | 0.318% | 未達成 |
| 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする | 1.12% | 1.12% | 達成 |
| 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 | ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする | 95% | 92.41% | 概ね達成 |
| | ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする | 54.11% | 53.40% | 未達成 |
| | ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする | 0.082% | 0.087% | 未達成 |
| 限度額適用認定証の利用促進 | 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする | 85% | 79.6% | 未達成 |
| 被扶養者資格の再確認の徹底 | 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする | 92% | 91.3% | 概ね達成 |
| オンライン資格確認の円滑な実施 | 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする | 50% | 53.7% | 達成 |

戦略的保険者機能関係

| 具体的施策 | KPI | | 結果 | 達成状況 |
|-----------------------------------|--|-------|-------|------|
| 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 | ① 生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする | 55.9% | 51.0% | 未達成 |
| | ② 事業者健診データ取得率を8.0%以上とする | 8.0% | 8.0% | 達成 |
| | ③ 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする | 29.5% | 21.3% | 未達成 |
| | (参考) 第三期特定健康診査等実施計画における特定健康診査の実施率目標(①～③の合計) | 56.3% | 51.1% | 未達成 |
| 特定保健指導の実施率の向上 | 特定保健指導の実施率を20.6%以上とする | 20.6% | 15.4% | 未達成 |
| 重症化予防対策の推進 | 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする | 12.9% | 10.1% | 未達成 |
| 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 | ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする | 45.6% | 41.0% | 未達成 |
| | ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とする | 43% | 45.3% | 達成 |
| ジェネリック医薬品の使用促進 | 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合(※)を80%以上とする ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合 | 80% | 79.2% | 概ね達成 |
| 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 | ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90%以上とする | 90% | 87.6% | 概ね達成 |
| | ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する | 47支部 | 30支部 | 未達成 |

組織・運営体制関係

| 具体的施策 | KPI | | 結果 | 達成状況 |
|------------------|----------------------------------|-----|-------|------|
| 費用対効果を踏まえたコスト削減等 | 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする | 20% | 15.5% | 達成 |

(2) 支部別の重要業績評価指標 (KPI) 一覧

基盤的保険者機能関係

| | サービス水準の向上 | | 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする | | 効果的なレセプト点検の推進 | | 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 | |
|-------|-------------------------|--------|--------------------------|-------|---------------|--------|--------------------|-------|
| | サービススタンダードの達成状況を100%とする | 結果 | 結果 | 結果 | 結果 | 結果 | 結果 | |
| 01北海道 | 100% | 100% | 88.8% | 91.7% | 0.487% | 0.422% | 0.69% | 0.76% |
| 02青森 | 100% | 100% | 92.3% | 92.9% | 0.281% | 0.299% | 0.55% | 0.52% |
| 03岩手 | 100% | 100% | 92.0% | 93.8% | 0.338% | 0.308% | 0.48% | 0.49% |
| 04宮城 | 100% | 100% | 93.3% | 95.7% | 0.258% | 0.203% | 0.61% | 0.70% |
| 05秋田 | 100% | 100% | 90.7% | 95.6% | 0.194% | 0.184% | 1.24% | 1.31% |
| 06山形 | 100% | 100% | 92.7% | 97.4% | 0.259% | 0.250% | 0.41% | 0.40% |
| 07福島 | 100% | 100% | 95.5% | 97.3% | 0.323% | 0.334% | 1.26% | 1.17% |
| 08茨城 | 100% | 100% | 92.0% | 93.8% | 0.367% | 0.334% | 0.73% | 0.73% |
| 09栃木 | 100% | 100% | 92.0% | 93.7% | 0.353% | 0.315% | 1.27% | 1.37% |
| 10群馬 | 100% | 100% | 92.0% | 97.0% | 0.261% | 0.215% | 1.37% | 1.36% |
| 11埼玉 | 100% | 100% | 94.0% | 95.2% | 0.342% | 0.281% | 1.45% | 1.43% |
| 12千葉 | 100% | 100% | 92.0% | 95.2% | 0.455% | 0.415% | 1.11% | 1.10% |
| 13東京 | 100% | 96.81% | 95.5% | 98.3% | 0.331% | 0.265% | 1.31% | 1.19% |
| 14神奈川 | 100% | 100% | 92.3% | 96.0% | 0.393% | 0.326% | 1.13% | 1.04% |
| 15新潟 | 100% | 100% | 92.0% | 92.6% | 0.205% | 0.176% | 0.64% | 0.74% |
| 16富山 | 100% | 100% | 93.1% | 95.0% | 0.205% | 0.214% | 1.44% | 1.40% |
| 17石川 | 100% | 100% | 95.0% | 96.5% | 0.255% | 0.218% | 1.08% | 1.12% |
| 18福井 | 100% | 100% | 92.0% | 93.3% | 0.314% | 0.310% | 0.52% | 0.58% |
| 19山梨 | 100% | 100% | 92.0% | 93.6% | 0.416% | 0.382% | 0.77% | 0.93% |
| 20長野 | 100% | 100% | 96.0% | 96.7% | 0.330% | 0.304% | 0.76% | 0.92% |
| 21岐阜 | 100% | 100% | 93.1% | 95.1% | 0.265% | 0.250% | 0.76% | 0.75% |
| 22静岡 | 100% | 100% | 98.2% | 99.0% | 0.379% | 0.324% | 0.66% | 0.70% |
| 23愛知 | 100% | 100% | 96.9% | 98.1% | 0.275% | 0.257% | 0.52% | 0.49% |
| 24三重 | 100% | 100% | 92.0% | 92.3% | 0.249% | 0.262% | 0.48% | 0.55% |
| 25滋賀 | 100% | 100% | 92.0% | 93.9% | 0.376% | 0.376% | 0.47% | 0.46% |
| 26京都 | 100% | 100% | 92.0% | 93.9% | 0.354% | 0.351% | 1.16% | 1.28% |
| 27大阪 | 100% | 100% | 93.0% | 95.9% | 0.517% | 0.438% | 2.05% | 2.07% |
| 28兵庫 | 100% | 100% | 92.0% | 93.7% | 0.434% | 0.354% | 1.00% | 1.08% |
| 29奈良 | 100% | 100% | 92.0% | 93.4% | 0.340% | 0.318% | 0.80% | 0.94% |
| 30和歌山 | 100% | 100% | 92.0% | 92.6% | 0.501% | 0.411% | 1.07% | 1.01% |
| 31鳥取 | 100% | 100% | 80.0% | 82.4% | 0.404% | 0.356% | 0.55% | 0.52% |
| 32島根 | 100% | 100% | 91.9% | 92.7% | 0.341% | 0.300% | 0.30% | 0.58% |
| 33岡山 | 100% | 100% | 92.0% | 95.0% | 0.384% | 0.324% | 0.40% | 0.32% |
| 34広島 | 100% | 100% | 92.0% | 90.9% | 0.288% | 0.272% | 0.54% | 0.53% |
| 35山口 | 100% | 100% | 92.5% | 92.8% | 0.281% | 0.236% | 1.09% | 1.49% |
| 36徳島 | 100% | 100% | 83.2% | 88.0% | 0.287% | 0.287% | 0.69% | 0.74% |
| 37香川 | 100% | 100% | 91.6% | 91.0% | 0.289% | 0.308% | 0.20% | 0.19% |
| 38愛媛 | 100% | 100% | 91.5% | 90.0% | 0.269% | 0.262% | 0.40% | 0.37% |
| 39高知 | 100% | 100% | 86.3% | 87.5% | 0.444% | 0.378% | 0.68% | 0.58% |
| 40福岡 | 100% | 100% | 92.0% | 94.1% | 0.505% | 0.402% | 1.39% | 1.48% |
| 41佐賀 | 100% | 100% | 92.0% | 90.5% | 0.268% | 0.243% | 1.01% | 1.04% |
| 42長崎 | 100% | 100% | 92.0% | 95.2% | 0.297% | 0.297% | 0.73% | 0.72% |
| 43熊本 | 100% | 100% | 92.0% | 91.2% | 0.368% | 0.359% | 0.94% | 0.92% |
| 44大分 | 100% | 100% | 89.0% | 94.1% | 0.244% | 0.243% | 0.72% | 0.75% |
| 45宮崎 | 100% | 100% | 91.5% | 93.7% | 0.336% | 0.305% | 0.93% | 0.85% |
| 46鹿児島 | 100% | 100% | 92.0% | 93.4% | 0.363% | 0.372% | 0.78% | 0.85% |
| 47沖縄 | 100% | 100% | 92.0% | 93.5% | 0.367% | 0.336% | 0.48% | 0.44% |

| | 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 | | | | | | 限度額適用認定証の利用促進 | |
|-------|---|--------|---------------------------------------|--------|---------------------------------------|--------|-----------------------------------|-------|
| | 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする | | 返納金債権(資格喪失後受診に係るものに限る。)の回収率を対前年度以上とする | | 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする | | 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする | |
| | | 結果(※) | | 結果 | | 結果 | | 結果 |
| 01北海道 | 95.00% | 95.17% | 57.90% | 65.24% | 0.048% | 0.050% | 85.0% | 82.6% |
| 02青森 | 95.50% | 94.45% | 71.08% | 76.03% | 0.029% | 0.031% | 85.0% | 81.2% |
| 03岩手 | 95.70% | 95.77% | 72.88% | 70.57% | 0.035% | 0.052% | 85.0% | 79.2% |
| 04宮城 | 96.00% | 95.00% | 60.37% | 69.65% | 0.052% | 0.113% | 85.0% | 79.4% |
| 05秋田 | 96.40% | 97.00% | 85.83% | 92.03% | 0.029% | 0.045% | 88.0% | 85.4% |
| 06山形 | 95.50% | 95.28% | 60.71% | 90.18% | 0.054% | 0.024% | 85.0% | 75.2% |
| 07福島 | 95.00% | 93.31% | 70.18% | 41.25% | 0.112% | 0.132% | 85.0% | 79.3% |
| 08茨城 | 95.00% | 92.30% | 65.42% | 70.51% | 0.063% | 0.075% | 85.0% | 81.2% |
| 09栃木 | 95.00% | 95.16% | 58.68% | 79.06% | 0.051% | 0.051% | 86.0% | 85.2% |
| 10群馬 | 95.00% | 93.83% | 52.95% | 59.92% | 0.056% | 0.087% | 85.0% | 79.6% |
| 11埼玉 | 95.00% | 90.65% | 43.96% | 55.12% | 0.103% | 0.120% | 85.0% | 78.9% |
| 12千葉 | 95.00% | 91.28% | 62.47% | 39.50% | 0.095% | 0.156% | 89.3% | 90.3% |
| 13東京 | 95.00% | 89.80% | 39.93% | 39.03% | 0.141% | 0.162% | 85.0% | 72.0% |
| 14神奈川 | 95.00% | 90.59% | 49.49% | 54.14% | 0.113% | 0.131% | 88.6% | 82.2% |
| 15新潟 | 97.00% | 95.89% | 74.42% | 79.72% | 0.051% | 0.067% | 87.0% | 85.2% |
| 16富山 | 95.70% | 95.22% | 70.93% | 73.21% | 0.051% | 0.048% | 85.0% | 81.9% |
| 17石川 | 96.90% | 94.98% | 59.56% | 63.54% | 0.068% | 0.087% | 85.0% | 81.1% |
| 18福井 | 96.30% | 94.44% | 61.03% | 60.30% | 0.055% | 0.039% | 85.0% | 78.9% |
| 19山梨 | 98.20% | 99.36% | 89.52% | 95.26% | 0.131% | 0.131% | 85.0% | 77.5% |
| 20長野 | 95.00% | 94.98% | 46.08% | 51.02% | 0.051% | 0.061% | 85.0% | 77.2% |
| 21岐阜 | 95.00% | 93.14% | 55.27% | 67.51% | 0.055% | 0.070% | 85.0% | 70.0% |
| 22静岡 | 95.80% | 94.64% | 66.06% | 67.80% | 0.065% | 0.103% | 85.0% | 75.2% |
| 23愛知 | 95.00% | 93.02% | 44.77% | 52.44% | 0.104% | 0.078% | 85.0% | 71.3% |
| 24三重 | 95.00% | 95.06% | 73.99% | 68.30% | 0.059% | 0.083% | 85.0% | 79.5% |
| 25滋賀 | 96.00% | 92.72% | 55.22% | 82.19% | 0.065% | 0.066% | 85.0% | 80.6% |
| 26京都 | 95.00% | 89.86% | 75.12% | 66.45% | 0.089% | 0.082% | 85.0% | 78.8% |
| 27大阪 | 95.00% | 88.77% | 46.42% | 41.72% | 0.095% | 0.093% | 88.0% | 81.9% |
| 28兵庫 | 95.00% | 91.12% | 47.81% | 62.14% | 0.084% | 0.055% | 88.8% | 83.5% |
| 29奈良 | 95.00% | 91.95% | 90.13% | 59.59% | 0.297% | 0.076% | 86.0% | 83.2% |
| 30和歌山 | 95.50% | 92.63% | 53.18% | 42.17% | 0.042% | 0.067% | 85.0% | 80.1% |
| 31鳥取 | 95.00% | 96.40% | 62.86% | 35.32% | 0.058% | 0.093% | 88.0% | 84.4% |
| 32島根 | 98.00% | 93.28% | 56.58% | 73.68% | 0.041% | 0.036% | 85.0% | 73.2% |
| 33岡山 | 95.50% | 90.65% | 86.22% | 76.83% | 0.058% | 0.040% | 85.0% | 80.2% |
| 34広島 | 95.00% | 91.09% | 63.16% | 64.12% | 0.056% | 0.079% | 86.5% | 84.1% |
| 35山口 | 96.30% | 95.82% | 52.34% | 60.39% | 0.056% | 0.044% | 85.0% | 76.8% |
| 36徳島 | 95.70% | 95.68% | 65.21% | 49.60% | 0.037% | 0.049% | 85.0% | 79.0% |
| 37香川 | 96.20% | 95.48% | 70.28% | 68.12% | 0.038% | 0.019% | 85.0% | 79.4% |
| 38愛媛 | 95.00% | 94.82% | 57.28% | 85.41% | 0.047% | 0.034% | 85.0% | 75.1% |
| 39高知 | 95.20% | 95.60% | 69.03% | 56.41% | 0.052% | 0.055% | 85.0% | 73.4% |
| 40福岡 | 95.00% | 93.58% | 55.09% | 50.57% | 0.066% | 0.067% | 85.5% | 82.0% |
| 41佐賀 | 95.00% | 94.09% | 48.52% | 61.25% | 0.060% | 0.036% | 85.0% | 80.7% |
| 42長崎 | 95.20% | 95.02% | 60.39% | 80.70% | 0.046% | 0.043% | 85.0% | 81.8% |
| 43熊本 | 96.00% | 95.10% | 74.64% | 50.39% | 0.045% | 0.053% | 86.0% | 79.6% |
| 44大分 | 95.00% | 94.76% | 62.59% | 67.81% | 0.040% | 0.043% | 85.0% | 78.3% |
| 45宮崎 | 95.00% | 95.22% | 78.81% | 79.97% | 0.051% | 0.071% | 86.3% | 83.6% |
| 46鹿児島 | 95.30% | 94.88% | 65.44% | 67.30% | 0.054% | 0.051% | 85.0% | 80.2% |
| 47沖縄 | 95.00% | 92.42% | 58.05% | 55.94% | 0.081% | 0.105% | 87.4% | 83.7% |

| | 被扶養者資格の再確認の徹底 | | オンライン資格確認の円滑な実施 | |
|-------|-----------------------------------|-------|---|--------|
| | 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする | | 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする | |
| | | 結果 | | 結果 |
| 01北海道 | 92.0% | 91.5% | 65.0% | 66.0% |
| 02青森 | 92.0% | 96.9% | 66.7% | 40.0% |
| 03岩手 | 92.6% | 94.5% | 設定なし | - |
| 04宮城 | 92.0% | 92.6% | 85.0% | 74.2% |
| 05秋田 | 94.6% | 95.8% | 設定なし | - |
| 06山形 | 94.5% | 96.2% | 94.4% | 93.9% |
| 07福島 | 92.0% | 92.0% | 76.0% | 62.9% |
| 08茨城 | 92.0% | 91.0% | 65.0% | 71.9% |
| 09栃木 | 92.0% | 92.2% | 60.0% | 74.2% |
| 10群馬 | 92.0% | 91.4% | 70.0% | 63.3% |
| 11埼玉 | 92.0% | 90.5% | 73.2% | 51.8% |
| 12千葉 | 92.0% | 92.1% | 50.0% | 42.4% |
| 13東京 | 92.0% | 89.5% | 50.0% | 16.5% |
| 14神奈川 | 92.0% | 88.8% | 53.6% | 87.0% |
| 15新潟 | 92.0% | 93.3% | 56.5% | 77.9% |
| 16富山 | 92.0% | 93.7% | 75.0% | 58.0% |
| 17石川 | 92.0% | 92.5% | 78.4% | 75.5% |
| 18福井 | 92.0% | 92.8% | 89.5% | 79.7% |
| 19山梨 | 92.0% | 92.6% | 設定なし | - |
| 20長野 | 92.0% | 92.3% | 50.0% | 35.2% |
| 21岐阜 | 92.0% | 92.5% | 設定なし | - |
| 22静岡 | 92.0% | 93.0% | 100.0% | 100.0% |
| 23愛知 | 92.0% | 91.1% | 設定なし | - |
| 24三重 | 92.0% | 92.2% | 50.0% | 90.9% |
| 25滋賀 | 92.0% | 93.1% | 89.0% | 90.5% |
| 26京都 | 92.0% | 92.3% | 100.0% | 100% |
| 27大阪 | 92.0% | 90.6% | 設定なし | - |
| 28兵庫 | 92.0% | 89.3% | 54.0% | 53.5% |
| 29奈良 | 92.0% | 90.3% | 72.2% | 63.6% |
| 30和歌山 | 92.0% | 92.6% | 設定なし | - |
| 31鳥取 | 95.0% | 96.6% | 設定なし | - |
| 32島根 | 94.0% | 94.2% | 設定なし | - |
| 33岡山 | 92.0% | 92.4% | 50.0% | 52.1% |
| 34広島 | 92.0% | 90.0% | 50.0% | 28.5% |
| 35山口 | 92.0% | 93.1% | 設定なし | - |
| 36徳島 | 92.0% | 92.4% | 50.0% | 0.0% |
| 37香川 | 92.0% | 93.5% | 90.0% | 94.7% |
| 38愛媛 | 92.0% | 92.8% | 93.8% | 82.6% |
| 39高知 | 93.2% | 93.9% | 50.0% | 50.0% |
| 40福岡 | 92.0% | 90.2% | 78.0% | 70.9% |
| 41佐賀 | 92.0% | 94.0% | 100% | 100% |
| 42長崎 | 92.0% | 92.3% | 57.4% | 68.9% |
| 43熊本 | 92.0% | 91.9% | 68.0% | 57.0% |
| 44大分 | 92.0% | 92.2% | 設定なし | - |
| 45宮崎 | 92.0% | 92.7% | 80.0% | 76.1% |
| 46鹿児島 | 92.0% | 92.1% | 55.0% | 68.6% |
| 47沖縄 | 92.0% | 89.7% | 50.0% | 20.0% |

戦略的保険者機能関係

| | 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 | | | | | | 特定保健指導の実施率の向上 | |
|-------|-------------------------|-------|-----------------------|-------|-------------------------|-------|-----------------------|-------|
| | 生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする | | 事業者健診データ取得率を8.0%以上とする | | 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする | | 特定保健指導の実施率を20.6%以上とする | |
| | | 結果 | | 結果 | | 結果 | | 結果 |
| 01北海道 | 52.3% | 48.0% | 9.9% | 9.1% | 27.7% | 14.9% | 15.1% | 9.6% |
| 02青森 | 60.0% | 59.5% | 10.0% | 9.9% | 29.5% | 25.1% | 21.6% | 15.3% |
| 03岩手 | 53.4% | 55.8% | 13.6% | 11.6% | 27.6% | 21.9% | 19.0% | 15.1% |
| 04宮城 | 69.8% | 65.0% | 7.6% | 6.5% | 35.9% | 26.1% | 27.1% | 22.7% |
| 05秋田 | 51.3% | 50.6% | 16.2% | 18.8% | 33.6% | 23.3% | 28.5% | 23.5% |
| 06山形 | 74.6% | 75.7% | 9.3% | 8.7% | 39.3% | 38.6% | 28.1% | 22.4% |
| 07福島 | 59.3% | 58.1% | 8.3% | 6.9% | 34.7% | 22.3% | 24.0% | 25.7% |
| 08茨城 | 55.4% | 54.5% | 13.4% | 10.7% | 31.5% | 16.9% | 18.4% | 15.0% |
| 09栃木 | 63.1% | 63.0% | 7.7% | 6.3% | 29.5% | 24.3% | 22.7% | 25.7% |
| 10群馬 | 58.9% | 55.1% | 8.7% | 8.6% | 28.6% | 23.5% | 16.8% | 10.3% |
| 11埼玉 | 44.7% | 41.4% | 13.1% | 7.7% | 25.2% | 19.3% | 14.7% | 5.5% |
| 12千葉 | 58.0% | 53.7% | 6.5% | 2.3% | 26.0% | 18.3% | 20.6% | 12.8% |
| 13東京 | 49.0% | 36.7% | 3.6% | 2.4% | 23.8% | 19.0% | 14.6% | 7.7% |
| 14神奈川 | 53.9% | 51.7% | 4.2% | 2.1% | 26.1% | 17.8% | 14.5% | 7.9% |
| 15新潟 | 67.8% | 67.9% | 10.9% | 9.8% | 41.5% | 27.0% | 20.6% | 17.0% |
| 16富山 | 66.0% | 66.1% | 12.1% | 11.3% | 27.8% | 24.9% | 27.8% | 26.2% |
| 17石川 | 58.0% | 54.2% | 14.6% | 13.6% | 32.6% | 28.5% | 25.0% | 16.5% |
| 18福井 | 64.0% | 60.6% | 12.1% | 10.2% | 25.8% | 19.8% | 21.4% | 17.7% |
| 19山梨 | 72.7% | 71.3% | 4.2% | 4.5% | 49.1% | 34.3% | 20.6% | 15.7% |
| 20長野 | 54.0% | 53.9% | 14.0% | 14.2% | 33.1% | 25.8% | 27.4% | 18.4% |
| 21岐阜 | 56.1% | 54.4% | 14.1% | 9.2% | 24.6% | 23.0% | 22.9% | 26.5% |
| 22静岡 | 63.7% | 61.1% | 6.0% | 6.3% | 26.0% | 21.6% | 16.8% | 17.1% |
| 23愛知 | 48.8% | 45.5% | 9.1% | 10.0% | 31.6% | 24.8% | 16.8% | 11.0% |
| 24三重 | 63.1% | 63.0% | 8.3% | 7.8% | 26.3% | 26.1% | 19.8% | 14.9% |
| 25滋賀 | 66.3% | 64.3% | 10.7% | 11.2% | 33.7% | 33.7% | 24.2% | 18.2% |
| 26京都 | 62.8% | 57.7% | 5.6% | 7.5% | 27.8% | 22.1% | 14.5% | 12.3% |
| 27大阪 | 44.4% | 39.3% | 9.5% | 6.3% | 31.2% | 17.9% | 17.4% | 12.8% |
| 28兵庫 | 57.8% | 53.7% | 5.9% | 6.0% | 26.0% | 19.6% | 20.6% | 10.8% |
| 29奈良 | 51.8% | 45.8% | 14.5% | 14.9% | 31.5% | 25.0% | 20.8% | 19.8% |
| 30和歌山 | 51.0% | 46.7% | 12.3% | 12.5% | 25.6% | 19.8% | 20.8% | 16.8% |
| 31鳥取 | 59.2% | 56.3% | 13.2% | 5.7% | 24.2% | 22.6% | 29.2% | 15.9% |
| 32島根 | 65.0% | 64.0% | 13.0% | 11.5% | 34.0% | 31.4% | 29.1% | 22.7% |
| 33岡山 | 58.8% | 55.9% | 14.5% | 12.1% | 28.3% | 22.8% | 32.1% | 28.4% |
| 34広島 | 54.0% | 51.6% | 9.7% | 7.1% | 34.5% | 22.5% | 21.5% | 15.4% |
| 35山口 | 51.8% | 52.6% | 13.4% | 14.7% | 31.6% | 23.3% | 22.4% | 16.7% |
| 36徳島 | 52.2% | 49.5% | 14.7% | 15.8% | 31.7% | 24.9% | 25.2% | 22.4% |
| 37香川 | 51.5% | 47.9% | 14.8% | 10.1% | 31.4% | 26.8% | 33.3% | 31.5% |
| 38愛媛 | 62.6% | 59.1% | 3.9% | 5.5% | 33.7% | 22.5% | 21.9% | 18.2% |
| 39高知 | 63.2% | 63.6% | 10.2% | 8.1% | 26.0% | 23.0% | 18.0% | 14.4% |
| 40福岡 | 55.5% | 52.4% | 10.9% | 7.8% | 27.3% | 17.8% | 15.6% | 15.9% |
| 41佐賀 | 65.2% | 61.6% | 7.1% | 3.4% | 30.0% | 20.6% | 21.3% | 16.5% |
| 42長崎 | 57.7% | 54.9% | 9.4% | 10.5% | 30.1% | 22.7% | 26.0% | 20.7% |
| 43熊本 | 60.7% | 58.6% | 8.0% | 8.5% | 28.0% | 21.6% | 30.8% | 31.7% |
| 44大分 | 66.1% | 64.9% | 9.1% | 10.3% | 33.3% | 26.4% | 22.8% | 24.8% |
| 45宮崎 | 60.9% | 56.6% | 7.8% | 6.5% | 24.6% | 18.5% | 25.2% | 15.3% |
| 46鹿児島 | 53.0% | 52.5% | 11.0% | 7.7% | 25.0% | 18.7% | 25.0% | 14.2% |
| 47沖縄 | 65.0% | 61.3% | 5.0% | 5.4% | 30.0% | 24.8% | 30.8% | 27.0% |

| | 重症化予防対策の推進 | | 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 | | | | ジェネリック医薬品の使用促進 | |
|-------|-------------------------------------|-------|--------------------------------|-------|---|-------|------------------------------|-------|
| | 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする | | 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする | | 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とする | | 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80%以上とする | |
| | | 結果 | | 結果 | | 結果 | | 結果 |
| 01北海道 | 12.9% | 9.4% | 46.6% | 36.1% | 40.5% | 39.6% | 81.6% | 81.3% |
| 02青森 | 12.9% | 10.8% | 44.6% | 43.2% | 45.0% | 48.8% | 82.2% | 81.9% |
| 03岩手 | 12.9% | 9.9% | 43.9% | 35.1% | 50.7% | 51.4% | 84.5% | 84.7% |
| 04宮城 | 12.9% | 10.1% | 44.3% | 43.4% | 51.1% | 51.2% | 82.8% | 82.8% |
| 05秋田 | 12.9% | 10.5% | 43.4% | 41.6% | 51.0% | 52.3% | 81.4% | 81.4% |
| 06山形 | 12.9% | 12.5% | 49.5% | 43.9% | 51.8% | 53.2% | 82.8% | 83.0% |
| 07福島 | 12.9% | 10.7% | 46.0% | 44.7% | 50.0% | 50.1% | 81.6% | 81.6% |
| 08茨城 | 12.9% | 11.8% | 42.5% | 42.0% | 53.1% | 57.6% | 79.4% | 78.5% |
| 09栃木 | 12.9% | 10.1% | 44.6% | 38.6% | 49.0% | 59.7% | 79.3% | 79.0% |
| 10群馬 | 12.9% | 9.8% | 39.3% | 36.4% | 45.0% | 45.5% | 80.3% | 80.0% |
| 11埼玉 | 13.0% | 8.9% | 44.9% | 42.7% | 40.3% | 38.7% | 80.3% | 79.5% |
| 12千葉 | 12.9% | 9.9% | 41.1% | 34.0% | 31.0% | 30.9% | 80.5% | 79.8% |
| 13東京 | 12.9% | 8.6% | 45.2% | 41.9% | 30.0% | 30.9% | 79.3% | 78.1% |
| 14神奈川 | 12.9% | 10.0% | 42.4% | 38.2% | 44.0% | 48.2% | 79.6% | 78.7% |
| 15新潟 | 12.9% | 10.8% | 46.1% | 39.1% | 48.0% | 50.8% | 81.5% | 81.3% |
| 16富山 | 12.9% | 15.8% | 43.9% | 40.1% | 64.0% | 70.0% | 81.1% | 80.5% |
| 17石川 | 12.9% | 10.8% | 47.4% | 39.6% | 66.3% | 64.6% | 80.4% | 79.2% |
| 18福井 | 18.0% | 14.3% | 43.7% | 37.7% | 60.0% | 61.0% | 80.0% | 78.8% |
| 19山梨 | 12.9% | 9.0% | 47.9% | 41.3% | 45.2% | 48.2% | 80.0% | 78.7% |
| 20長野 | 12.9% | 9.3% | 42.6% | 38.1% | 53.5% | 54.4% | 81.3% | 81.0% |
| 21岐阜 | 12.9% | 8.7% | 47.7% | 44.1% | 59.0% | 62.3% | 78.5% | 77.6% |
| 22静岡 | 12.9% | 10.1% | 44.4% | 36.0% | 55.0% | 57.5% | 80.5% | 79.9% |
| 23愛知 | 12.9% | 9.4% | 40.8% | 39.4% | 46.0% | 42.7% | 79.1% | 77.9% |
| 24三重 | 13.8% | 10.9% | 45.7% | 43.3% | 43.1% | 43.7% | 79.3% | 77.8% |
| 25滋賀 | 12.9% | 10.5% | 46.1% | 37.5% | 42.0% | 43.0% | 80.6% | 79.5% |
| 26京都 | 12.9% | 9.5% | 44.9% | 41.1% | 41.0% | 41.7% | 77.4% | 75.8% |
| 27大阪 | 12.9% | 11.0% | 42.3% | 40.5% | 37.0% | 37.1% | 77.8% | 76.1% |
| 28兵庫 | 12.9% | 9.4% | 42.3% | 40.3% | 35.5% | 35.9% | 80.0% | 78.6% |
| 29奈良 | 12.9% | 11.0% | 45.4% | 37.2% | 50.0% | 51.3% | 75.6% | 73.8% |
| 30和歌山 | 12.9% | 13.4% | 46.1% | 42.9% | 56.0% | 58.6% | 76.5% | 74.2% |
| 31鳥取 | 12.9% | 10.8% | 53.2% | 41.1% | 72.5% | 73.7% | 81.2% | 80.9% |
| 32島根 | 12.9% | 8.9% | 48.7% | 48.1% | 67.4% | 68.4% | 82.2% | 82.6% |
| 33岡山 | 12.9% | 9.6% | 47.5% | 40.6% | 54.7% | 55.0% | 79.1% | 78.0% |
| 34広島 | 12.9% | 10.1% | 45.4% | 36.3% | 56.9% | 58.6% | 78.6% | 77.5% |
| 35山口 | 12.9% | 9.6% | 46.7% | 41.3% | 56.5% | 57.8% | 80.5% | 80.6% |
| 36徳島 | 12.9% | 10.5% | 47.4% | 43.6% | 55.5% | 56.2% | 72.6% | 71.5% |
| 37香川 | 12.9% | 9.8% | 46.7% | 41.4% | 61.2% | 62.4% | 77.2% | 76.0% |
| 38愛媛 | 12.9% | 9.6% | 47.7% | 41.1% | 53.0% | 54.5% | 77.4% | 76.0% |
| 39高知 | 12.9% | 9.7% | 47.2% | 45.2% | 54.0% | 55.1% | 75.6% | 75.0% |
| 40福岡 | 12.9% | 12.5% | 46.6% | 41.7% | 43.0% | 44.9% | 80.8% | 80.1% |
| 41佐賀 | 13.7% | 10.2% | 44.5% | 40.7% | 55.5% | 55.8% | 82.1% | 81.7% |
| 42長崎 | 12.9% | 9.9% | 44.9% | 44.3% | 44.9% | 46.2% | 81.7% | 81.3% |
| 43熊本 | 12.9% | 10.9% | 46.3% | 44.9% | 60.0% | 59.3% | 81.6% | 81.2% |
| 44大分 | 12.9% | 9.8% | 45.7% | 41.8% | 49.5% | 49.8% | 79.7% | 79.1% |
| 45宮崎 | 12.9% | 10.4% | 50.6% | 46.3% | 52.8% | 53.4% | 82.3% | 81.9% |
| 46鹿児島 | 13.5% | 9.3% | 51.7% | 45.7% | 43.0% | 44.7% | 84.0% | 84.1% |
| 47沖縄 | 12.9% | 10.1% | 47.5% | 43.3% | 42.0% | 40.9% | 87.9% | 88.3% |

| | 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 | | | |
|-------|--|--------|--|------|
| | 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90%以上とする | 結果 | 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する | 結果 |
| 01北海道 | 90.0% | 28.6% | 実施 | ○ |
| 02青森 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 03岩手 | 90.0% | 66.7% | 実施 | ○ |
| 04宮城 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 05秋田 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 06山形 | 100.0% | 50.0% | 実施 | ○ |
| 07福島 | 100.0% | 100% | 実施 | ○ |
| 08茨城 | 90.0% | 77.8% | 実施 | ○ |
| 09栃木 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 10群馬 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 11埼玉 | 100% | 100.0% | 実施 | 実施なし |
| 12千葉 | 100% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 13東京 | 100% | 92.3% | 実施 | ○ |
| 14神奈川 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 15新潟 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 16富山 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 17石川 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 18福井 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 19山梨 | 100% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 20長野 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 21岐阜 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 22静岡 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 23愛知 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 24三重 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 25滋賀 | 100% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 26京都 | 90.0% | 71.4% | 実施 | 実施なし |
| 27大阪 | 100% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 28兵庫 | 100.0% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 29奈良 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 30和歌山 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 31鳥取 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 32島根 | 100% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 33岡山 | 100% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 34広島 | 100.0% | 100.0% | 実施 | 実施なし |
| 35山口 | 100.0% | 62.5% | 実施 | 実施なし |
| 36徳島 | 90.0% | 66.7% | 実施 | ○ |
| 37香川 | 100% | 100.0% | 実施 | 実施なし |
| 38愛媛 | 100% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 39高知 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 40福岡 | 90.0% | 53.8% | 実施 | ○ |
| 41佐賀 | 100.0% | 40.0% | 実施 | 実施なし |
| 42長崎 | 90.0% | 50.0% | 実施 | ○ |
| 43熊本 | 100.0% | 100% | 実施 | 実施なし |
| 44大分 | 100% | 100% | 実施 | ○ |
| 45宮崎 | 90.0% | 100.0% | 実施 | 実施なし |
| 46鹿児島 | 90.0% | 87.5% | 実施 | ○ |
| 47沖縄 | 100.0% | 100% | 実施 | 実施なし |

組織・運営体制関係

| | 費用対効果を踏まえたコスト削減等 | | | |
|-------|--|--------|--------|-------|
| | 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする 前年度において20%以下となった場合は前年度以下とする なお、今年度において一般競争入札件数が4件以下となる場合は一者応札件数を1件以下とする | | | |
| | (参考:前年度実績) | 結果 | | |
| | 入札件数 | 一者応札件数 | 一者応札割合 | |
| 01北海道 | 25.0% | 20 | 3 | 15.0% |
| 02青森 | 22.3% | 11 | 1 | 9.1% |
| 03岩手 | 0.0% | 11 | 4 | 36.4% |
| 04宮城 | 13.4% | 12 | 1 | 8.4% |
| 05秋田 | 0.0% | 5 | 0 | 0.0% |
| 06山形 | 20.0% | 8 | 3 | 37.5% |
| 07福島 | 50.0% | 11 | 1 | 9.1% |
| 08茨城 | 8.4% | 16 | 0 | 0.0% |
| 09栃木 | 0.0% | 8 | 0 | 0.0% |
| 10群馬 | 16.7% | 8 | 2 | 25.0% |
| 11埼玉 | 21.1% | 16 | 2 | 12.5% |
| 12千葉 | 36.4% | 16 | 1 | 6.3% |
| 13東京 | 16.3% | 39 | 4 | 10.3% |
| 14神奈川 | 26.4% | 17 | 3 | 17.7% |
| 15新潟 | 28.6% | 10 | 1 | 10.0% |
| 16富山 | 22.3% | 5 | 0 | 0.0% |
| 17石川 | 23.1% | 11 | 2 | 18.2% |
| 18福井 | 0.0% | 4 | 0 | 0.0% |
| 19山梨 | 0.0% | 5 | 0 | 0.0% |
| 20長野 | 20.0% | 8 | 1 | 12.5% |
| 21岐阜 | 37.5% | 15 | 4 | 26.7% |
| 22静岡 | 9.1% | 8 | 0 | 0.0% |
| 23愛知 | 18.8% | 15 | 0 | 0.0% |
| 24三重 | 33.4% | 8 | 0 | 0.0% |
| 25滋賀 | 66.7% | 13 | 3 | 23.1% |
| 26京都 | 23.6% | 21 | 3 | 14.3% |
| 27大阪 | 26.1% | 24 | 5 | 20.9% |
| 28兵庫 | 14.3% | 21 | 1 | 4.8% |
| 29奈良 | 23.1% | 7 | 0 | 0.0% |
| 30和歌山 | 20.0% | 4 | 0 | 0.0% |
| 31鳥取 | 12.5% | 15 | 4 | 26.7% |
| 32島根 | 25.0% | 4 | 1 | 25.0% |
| 33岡山 | 66.7% | 6 | 1 | 16.7% |
| 34広島 | 46.7% | 27 | 5 | 18.6% |
| 35山口 | 42.9% | 7 | 0 | 0.0% |
| 36徳島 | 20.0% | 8 | 1 | 12.5% |
| 37香川 | 42.9% | 5 | 1 | 20.0% |
| 38愛媛 | 28.6% | 7 | 0 | 0.0% |
| 39高知 | 0.0% | 2 | 1 | 50.0% |
| 40福岡 | 23.9% | 20 | 1 | 5.0% |
| 41佐賀 | 0.0% | 4 | 0 | 0.0% |
| 42長崎 | 40.0% | 3 | 0 | 0.0% |
| 43熊本 | 47.1% | 13 | 2 | 15.4% |
| 44大分 | 14.3% | 9 | 0 | 0.0% |
| 45宮崎 | 0.0% | 6 | 0 | 0.0% |
| 46鹿児島 | 28.6% | 7 | 2 | 28.6% |
| 47沖縄 | 27.3% | 11 | 1 | 9.1% |

第5章 その他

1. 新型コロナウイルス感染症への対応

2020（令和2）年2月から国内での感染が顕在化し、その後、急速に感染が拡大してきた新型コロナウイルス感染症の影響を受け、加入者や協会職員等への感染を防止する観点から、協会も当初計画していた事業の変更や縮小を余儀なくされるなど、感染収束を見通すことができない混乱した状況の中、業務を遂行してきました。

このため、加入者及び事業主の皆様には、協会が開催する各種セミナーや特定健診・特定保健指導等の保健事業などをご利用いただく機会を十分に提供することができず、ご不便をおかけすることとなりました。

依然として、予断を許さない状況ですが、国や関係機関とも連携をしながら、引き続き、感染拡大防止に配慮しつつ、可能な限り加入者サービスの低下を招くことがないよう、工夫をしながら業務を遂行してまいります。

（加入者等に対する感染防止対策）

国内での感染が顕在化してきた2020年2月以降、協会では加入者、事業主、関係機関の方々及び協会職員への感染防止対策を講じながら、業務を遂行してきました。

具体的には、①各種申請について、対面での接触を避ける観点から、ホームページやメールマガジンにより、窓口来訪を避け、極力郵送による手続きをお願いする、②協会職員の関係機関等への訪問活動を控える、③感染防止対策を徹底した上で、集団健診や特定保健指導を実施するなどの対応を行いました。

また、2020年4月の緊急事態宣言時においては、政府から「三つの密」を避けるため、「出勤者数の7割削減」、「テレワーク導入」、「時差出勤への対応」などの取組を講ずるよう関係各所に要請がありました。その一方で、協会は、政府が示している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日）」において、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者として、事業の継続を求められていることから、事業継続を維持しつつも、可能な範囲で職員の出勤削減や時差出勤を行うなど、感染拡大防止に努めてまいりました。

このほか、職員の移動に伴う感染を防止するため、協会内における会議や研修等については、Web会議システムを積極的に活用し、オンライン形式で実施しました。

〔(図表 5-1) 新型コロナウイルス感染症に係る主な対応の経過 (2019 年度及び 2020 年度)〕

| 対応月 | 国等における主な動向・対応 | 協会における加入者等への主な対応 |
|---------------|---|---|
| 2020 年 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」が決定。 ・厚生労働省より、医療保険関係事業者の対応、感染事例の発生に伴う特定健診・特定保健指導等における対応（注意喚起）が示される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入者及び事業主に対し、極力郵送による申請手続きをしていただくようホームページ等で依頼。 ・ジェネリック医薬品の使用促進に向けた医療機関及び薬局への訪問を 2 月末から中止。 |
| 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が決定。 | <ul style="list-style-type: none"> ・対面による特定保健指導を中止。 ・協会主催の集団健診を中止。 |
| 3～4 月 | 国内の感染者数が増加し、感染が拡大（第 1 波） | |
| 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・政府が 7 都府県に緊急事態宣言を発出（期間：4 月 7 日～5 月 6 日）。その後、16 日には緊急事態宣言区域を全都道府県に拡大。 | <ul style="list-style-type: none"> ・健診・保健指導の一部を中止するとともに、訪問・面会を伴う業務を中止。 |
| 5 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言期間を 5 月 31 日まで延長。 ・緊急事態宣言区域について、14 日には 39 県、21 日には 3 府県が解除され、25 日には全ての都道府県で解除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・（医療機関の体制のひっ迫を懸念し）生活習慣病予防健診受診後未治療者へ受診勧奨文書の発送を延期。 |
| 6 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構が、コロナ禍の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった方に対する標準報酬月額の特例改定を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言により休止していた業務を再開。 ・協会の調査研究の成果を発表する調査研究フォーラムの開催を中止。 ・標準報酬月額の特例改定に係る周知広報を実施。 |
| 7～8 月 | 国内の感染者数が増加し、感染が再拡大（第 2 波） | |
| 8 月 | | <ul style="list-style-type: none"> ・感染再拡大を受け、特に訪問・面会を伴う業務については一層の感染防止に配慮しつつ業務を遂行。 |
| 9～10 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構が、コロナ禍の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった方に対する標準報酬月額の特例改定を延長。 | <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における適切な医療機関の受診の呼びかけに係る周知広報及び標準報酬月額の特例改定の延長に係る周知広報を実施。 |
| 11～12 月 | 国内の感染者数が増加し、感染が再拡大（第 3 波） | |
| 2021 年 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・政府が 4 都府県に緊急事態宣言を発出（期間：1 月 8 日～2 月 7 日）。その後、7 府県を緊急事態宣言区域に追加（期間：1 月 14 日～2 月 7 日）。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言区域において、訪問・面談を伴う業務の一部を中止（健診・保健指導については、感染防止に配慮しつつ業務を遂行）。 |
| 2 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県を除く 10 都府県の緊急事態宣言期間を 3 月 7 日まで延長。その後、6 府県について、28 日をもって緊急事態宣言を解除。 | |
| 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・4 都府県の緊急事態宣言期間を 3 月 21 日まで延長。その後、21 日には全ての都道府県で緊急事態宣言が解除。 | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言により中止していた業務を再開。 |


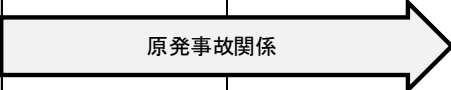
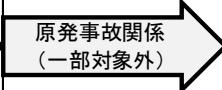
2. 東日本大震災への対応

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災では、医療保険者として被災された加入者の費用負担の軽減等についての対応を行ったほか、自治体等との連携による被災地での支援活動を行ってきました。このうち費用負担の軽減については、国の方針や財政措置等を踏まえ、2020（令和2）年度においても引き続き、被災された加入者への必要な措置を以下のとおり実施しました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、協会が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を2020年度も継続実施しました。

〔図表 5-2〕協会における一部負担金等の免除の取扱い

| 免除の対象 | 2011.3.11 | 2012.9.30 | 2015.2.28 | 2022.2.28 | 備考 |
|-------------------------|-----------|---|--|---|---|
| 医療機関等における一部負担金等（療養費を除く） | |  |  |  | <ul style="list-style-type: none"> 健康保険法の規定により、保険者判断で実施可能 療養費の本人負担分、食費、居住費の本人負担分の免除は特例法による措置であり、2012年2月末で終了 原発事故関係の一部対象外の詳細については下表のとおり |

| 免除終了日 | 免除対象外 |
|-----------|--|
| 2015.2.28 | 旧緊急時避難準備区域の上位所得者（標準報酬月額が53万円以上の方） 2013年度までに特定避難勧奨地点（ホットスポット）の指定が解除された地点の上位所得者 |
| 2015.9.30 | 2014年度中に避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者 |
| 2016.2.29 | 2014年度中に特定避難勧奨地点（ホットスポット）の指定が解除された地点の上位所得者 |
| 2016.9.30 | 2015年度中に避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者 |
| 2017.9.30 | 2016年4月1日から2017年2月17日の間において居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された地域または2017年2月17日現在において2017年3月末の指定の解除が決定された地域の上位所得者 |
| 2018.2.28 | 2017年2月18日から2018年2月5日の間において居住制限区域・避難指示解除準備区域の指定が解除された地域（2017年2月17日現在において2017年3月末の指定の解除が決定された地域を除く）の上位所得者 |
| 2020.9.30 | 2019年4月10日から2020年3月10日の間に居住制限区域又は避難指示解除準備区域又は帰還困難区域の指定が解除された地域の上位所得者 |

〔(図表 5-3) 協会における一部負担金等の免除証明書の発行状況〕

| | 発行枚数 | | | | |
|-----------|----------|----------|---------|----------|----------|
| | 全国計 | (うち被災3県) | | | 福島 |
| | | 岩手 | 宮城 | 福島 | |
| 2020年度末現在 | 367,030枚 | 317,163枚 | 24,186枚 | 146,020枚 | 146,957枚 |

※ 2011年6月からの累計

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

原発事故に伴う警戒区域等の被災された加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を 2020 年度も継続実施しました。

〔(図表 5-4) 協会における健診・保健指導の自己負担分還付の取扱い〕

| 還付の対象 | 2011.3.11 | 2013.3.31 | 2015.3.31 | 2022.3.31 | 備考 |
|------------|-----------|-----------|-----------|-------------------|---|
| 健診・保健指導の費用 | 原発事故関係 | | | 原発事故関係 (一部対象外) | <ul style="list-style-type: none"> ・国からの協力要請により実施 ・原発事故関係の一部対象外の詳細については下表のとおり |
| | 住居の全半壊等 | | | | |

| 還付終了日 | 還付対象外 |
|--------------------------|--|
| 2015.3.31 (2014年度末まで) | 旧緊急時避難準備区域の上位所得者(標準報酬月額が53万円以上の方) |
| | 2013年度までに特定避難勧奨地点(ホットスポット)の指定が解除された地点の上位所得者 |
| 2016.3.31 (2015年度末まで) | 2014年度中に避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者 |
| | 2014年度中に特定避難勧奨地点(ホットスポット)の指定が解除された地点の上位所得者 |
| 2017.3.31 (2016年度末まで) | 2015年度中に避難指示解除準備区域の設定が解除された地域の上位所得者 |
| 2018.3.31 (2017年度末まで) | 2016年度中に居住制限区域または避難指示解除準備区域の指定が解除された地域の上位所得者 |
| 2021.3.31 (2020年度末まで) | 2019年4月10日から2020年3月10日の間に居住制限区域又は避難指示解除準備区域又は帰還困難区域の指定が解除された地域の上位所得者 |

〔(図表 5-5) 協会における健診・保健指導の自己負担分還付の状況〕

| | | 還付件数 | | |
|-----------|----------|-----------|--------|--------|
| | | 生活習慣病予防健診 | 特定健康診査 | 特定保健指導 |
| 2020年度末現在 | 累計 | 30,987件 | 3,727件 | 6件 |
| | うち2020年度 | 832件 | 0件 | 0件 |

第6章 保険者機能強化アクションプラン（第4期） の検証と次期アクションプランの策定

1. 保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証

(1) 保険者機能強化アクションプラン（第4期）について

保険者機能強化アクションプラン（第4期）（以下「第4期アクションプラン」という。）は、協会けんぽ自身の行動計画としての位置づけであり、3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画において、単年度の進捗に置き換えてKPIを設定することとしています。

これらを着実に実行していくことにより、以下の協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものです。

i) 基本使命

保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

ii) 基本コンセプト

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

iii) 事業運営の3つの柱

① 基盤的保険者機能

【目的・目標】

レセプトや現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。

② 戦略的保険者機能

【目的・目標】

事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「Ⅰ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図っていく。

③ 組織体制の強化

【目的・目標】

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

(2) 保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証

i) 検証の目的と検証方法

第4期アクションプランは、2018（平成30）年度から2020（令和2）年度までの3ヵ年の計画となっており、2020年度中に次期アクションプランを策定する必要があります。このため、本検証は、PDCAサイクルの観点から、次期アクションプランを検討する際のベースとなるよう、第4期アクションプランにおける取組の実施状況やKPIの実績等を把握・検証し、今後の課題を明らかにすることを目的として実施しました。

その具体的な検証方法は、施策ごとの本部・支部の実施状況及びKPIの実績等を把握し、その結果に基づき、施策がKPIの実績等に与えた影響などの関係性を分析するとともに、その分析結果を踏まえ、施策の評価及び今後の課題を整理しました。

ii) 保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証に関する議論

協会では、次期アクションプランとなる保険者機能強化アクションプラン（第5期）（以下「第5期アクションプラン」という。）を策定するにあたり、協会内に「保険者機能強化アクションプラン（第5期）策定に係る検討会」を設置し、2020年4月から8月にかけて計4回、第4期アクションプランの施策がKPIの実績等に与えた影響などの関係性を分析し、施策の評価及び今後の課題に係る議論及び検証を行いました。

その後、2020年9月15日に開催した第106回運営委員会において、その検証結果を報告し、運営委員からは第4期アクションプランの検証に関する特段のご意見はありませんでした。

iii) 保険者機能強化アクションプラン（第4期）の再検証

第4期アクションプランの検証については、上記のとおり、第5期アクションプランの策定にあたり、2018年度から2019（令和元）年度の実績を基に検討を進め、2020年9月の運営委員会で報告しましたが、最終年度にあたる2020年度の検証ができないため、各事業の2020年度実績が判明するタイミングで2020年度実績を踏まえ、改めて見直す必要がないか確認することとしていました。

その後、各事業の2020年度実績が2021（令和3）年6月に確認できたため、2020年度実績も含めて再検証を行った結果（巻末の参考資料「保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証結果」を参照）、第5期アクションプランを見直す必要はないことを確認しました。

2. 保険者機能強化アクションプラン（第5期）の策定

(1) 保険者機能強化アクションプラン（第5期）について

第5期アクションプランの策定については、第4期アクションプランの検証を行いつつ、協会内に設置した「保険者機能強化アクションプラン（第5期）策定に係る検討会」において、2020（令和2）年4月から10月までに計6回の議論を重ねました。

第5期アクションプランのコンセプトとしては、第4期アクションプランの枠組みを維持しつつ、保健事業をはじめとする戦略的保険者機能をより一層充実強化することで、協会の基本理念をこれまで以上に追及していくこととしています。

i) 基本使命

保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

ii) 基本コンセプト

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

iii) 事業運営の3つの柱

① 基盤的保険者機能関係

【目的・目標】

- ・ 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- ・ また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

② 戦略的保険者機能関係

【目的・目標】

- ・ 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ. 加入者の健康度の向上」、「Ⅱ. 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ. 医療費等の適正化」を目指す。

- ・ 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- ・ また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

③ 組織・運営体制関係

【目的・目標】

- ・ 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

(2) 運営委員会における議論

i) 第106回運営委員会における議論（2020年9月15日開催）

第5期アクションプランについては、第106回運営委員会において、第4期アクションプランの検証と同時に議論を開始しました。

まずは、第5期アクションプランの概要をお示しし、運営委員からは「基本理念をこれまで以上に追及していく方向性は正しいと考える」といった賛同いただくご意見をいただいた一方、「新型コロナにより特定健診・特定保健指導の実施にも大きな影響が出ているため、今までにない方法での実施ができないか、支部でのモデル的な実施も含め、取組の検討をお願いしたい」、「事業所カルテは協会と事業所が連携して健康づくりを進める上で有効であるため、「事業所カルテ」の提供件数をKPIに盛り込んではいかがか」、「特定健診、特定保健指導の推進は大きな柱だと考えており、被保険者向けの取組が多いが、家族へのアプローチ方法についても検討いただきたい」などのご指摘もいただきました。

ii) 第107回運営委員会における議論（2020年11月25日開催）

協会では、第106回運営委員会にていただいたご意見について改めて検討を行い、第107回運営委員会において、第106回運営委員会におけるご意見の第5期アクションプランへの反映内容（図表6-1参照）や、第5期アクションプランにおいて重点を置いて取り組む保健事業の10の取組（図表6-2参照）を提示しました。

運営委員からの「前回指摘した事業所カルテの提供件数を盛り込んで欲しい」といったご意見に対して、事務局から「コラボヘルスとして今回新たに『健康宣言事業所数』のKPIを盛り込んでいる。「コラボヘルス」では「事業所カルテ」を作成し、そこに掲げられた課題を解決すべく、健康宣言をいただく流れとして標準化を図っていきたい。結果として、健康宣言事業所にはすべて事業所カルテを提供することとなる」と説明しました。

その他、「国への政策提言や協会が実施する取組の改善に係るガイドラインを策定するという言葉をアクションプランに追記していただきたい」、「協会の膨大なデータを利活用し社会に貢献できるような人材を戦略的に養成していくことや外部から登用する視点をもう少し強く打ち出してほしい」といったご意見もいただきました。

〔(図表 6-1) 第 106 回運営委員会 (9 月 15 日) におけるご意見の保険者機能強化アクションプラン (第 5 期) への反映について (2020 年 11 月 25 日運営委員会提出資料)〕

| 運営委員会からのご意見 | 保険者機能強化アクションプラン (第 5 期) への反映状況 |
|--|---|
| <p>○ 新型コロナウイルス感染症により、特定健診・特定保健指導の実施にも大きな影響が出ている。今までにない方法での実施ができないか、支部でのモデル的な実施も含め、取組の検討をお願いしたい。</p> | <p>○ 資料 3-5 (9 ページ) に以下の内容を記載。 (2) 戦略的保険者機能関係 ① 第 2 期保健事業実施計画 (データヘルス計画) の着実な実施 ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 ・ 特定保健指導について、引き続き、質を確保しつつ外部委託を積極的に推進するほか、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。</p> |
| <p>○ 職員の働き方について、しっかり検証いただき、業務量に見合った適切な人員配置を検討いただきたい。</p> | <p>○ 資料 3-5 (15 ページ) に以下の内容を記載。 (3) 組織・運営体制関係 I) 人事・組織に関する取組 ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・ また、支部ごとに業務量に応じた適正な人員配置を行う観点から、標準人員に基づく人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現による業務の効率化等の状況も踏まえ、標準人員の見直しについても検討する。</p> |
| <p>○ システム刷新について、加入者のみならず、現場職員の視点を踏まえることが非常に重要。そのためにも、設計段階から現場職員の意見を十分に反映させる必要がある。また、法改正にも対応できる柔軟なシステムの構築が必要。</p> | <p>○ 資料 3-5 (18 ページ) に以下の内容を記載。 (3) 組織・運営体制関係 III) その他の取組 ② 次期システム構想の実現等 ・ 業務改革検討プロジェクトの要件を取り込み、効率的な業務を行うことで基盤的保険者機能強化に寄与すること及び保健事業の機能改修やビックデータの分析など戦略的保険者機能強化に寄与することを目的に、令和 5 年 1 月に新システムを構築する。</p> |
| <p>○ 事業所カルテは、協会と事業所が連携して健康づくりを進める上での有効なツールであるため、事業所カルテの提供件数をアクションプランの KPI に盛り込むかどうか、ご検討いただきたい。</p> | <p>○ 資料 3-5 (10 ページ) に以下の内容を記載。 (2) 戦略的保険者機能関係 iv) 健康経営 (コラボヘルス) の推進 ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス (どのような手順で行うか) 及びコンテンツ (何をを行うか) の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 【KPI】 健康宣言事業所数を 70,000 事業所以上とする。</p> |
| <p>○ アクションプランの項目は全て意義があるものだが、各項目の優先度が分かりにくい印象がある。次期アクションプランの期間においては、協会けんぽの財政問題が最も重要になってくると考えられる。このため、医療費適正化に注力できるような観点、また、国庫補助率 20% への引き上げに限らず医療保険制度の抜本的改革に繋がる意見発信を行うといった観点から、アクションプランの項目を見直すとも。</p> | <p>○ 資料 3-5 (3、10、11 及び 13 ページ) に以下の内容を記載。 (1) 基盤的保険者機能関係 ① 健全な財政運営 ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主に対して情報提供を行い、理解を求める。また、医療費適正化等の努力により、保険料の上昇を抑制するため、国や都道府県等の審議会等において、積極的に意見発信を行う。 (2) 戦略的保険者機能関係 ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 ・ 協会けんぽの運営の持続可能性を維持するためには、前提として、協会けんぽの存在意義</p> |

| 運営委員会からのご意見 | 保険者機能強化アクションプラン（第5期）への反映状況 |
|---|--|
| <p>に、各項目の重要度にもメリハリをつけていただきたい。</p> | <p>や取組内容を、加入者・事業主に十分理解していただくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会けんぽは、健保組合のように単一の事業主と従業員という構造になく、また、事業所数が約230万、加入者数が約4千万人と広報の対象が非常に多いため、事業主及び加入者に効果的に情報をお届けすることが必要である。 ・ このため、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、全支部で広報すべきコンテンツに関する広報資料の標準化やSNS等による効果的な広報手法を検討し、広報ツールを作成する。その上で、ツールを活用し、事業主や加入者等と接する様々なタイミングで広報を行う。 ・ さらに、加入者に身近な健康保険委員を活用した広報も重要であることから、積極的に委嘱拡大に向けた取組を強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌を通じた情報提供の充実を図る。 <p>⑥ 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信</p> <p>iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>医療保険部会や中央社会保険医療協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。</u> ・ <u>また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。</u> |
| <p>○ 特定健診・特定保健指導の推進は大きな柱である。現在、被保険者本人向けの取組が多いが、家族の健康づくりも重要であり、家族へのアプローチ方法についても今後検討していただきたい。</p> | <p>○ 資料3-5（8及び10ページ）に以下の内容を記載。</p> <p>（2）戦略的保険者機能関係</p> <p>① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。 ・ <u>また、被扶養者の特定健診については、がん検診との同時実施など地方自治体との連携を推進し、実施率の向上を図る。</u> <p>iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 |

〔(図表 6-2) 保険者機能強化アクションプラン（第 5 期）における保健事業の実施方針（案）

(2020 年 11 月 25 日運営委員会提出資料)

- 平成30年度から、6か年の計画である第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）をスタートしており、第5期アクションプランの期間と重なる後半3年間についても、引き続き、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの推進」の三本柱で取り組む。
- また、この3年間の最大のテーマは、①特定健診・特定保健指導の実施率の向上、②データやアウトカム指標に基づく質の高い特定保健指導・重症化予防の確立、③事業所カルテ・健康宣言の標準化の3点とし、特に、以下の「10の重点事項」に取り組む。
- 新たな取組を実施（開始）するにあたっては、それぞれの取組の実施内容及び実施体制等を踏まえ、全国一斉に開始することやパイロット事業を活用して段階的に実施支部を拡大すること等、その実施（開始）方法等を検討し、円滑な全国展開を図る。

| | |
|---|--|
| <p>特定健診</p> <p>(取組①) 受診率の向上を図るため、以下のとおり、「健診・保健指導カルテ」の積極的な活用及び充実を図る。 ・大規模事業所及び新規適用事業所等への重点的な受診勧奨の実施。 ・支部間の経年比較による各支部のワークポイントの把握・改善。 ・全国ベース及び支部レベルで受診率の低い業態を把握し、本部・支部から業界団体へ協力を依頼。（他業種との比較など、見える化した資料を本部で作成） 被扶養者の特定健診について、市との協定締結を進め、がん検診との同時実施など連携して受診率の向上を目指す。</p> <p>(取組②) 事業者健診データの取得率を向上させるため、事業主・健診機関・協会けんぽ（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築するとともに、国に対して労働安全衛生法の見直しなど制度面での対応を要望していく。</p> | <p>特定保健指導</p> <p>(取組③) 特定保健指導対象者の利便性の向上を図る観点から、特定健診当日に特定保健指導の実施が可能な健診機関等への外部委託を積極的に推進し、協会保健師は、保健指導専門機関への指導・助言や事業主・加入者との関係づくり、また、契約保健師を含め、健康宣言事業所のフォローアップなどに積極的に取り組む。なお、情報通信技術を活用した特定保健指導の拡大を図る。</p> <p>(取組④) アウトカム指標(メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率等)を1年目に検討・決定し、複数支部で試行実施することにより、KPIとしての是非を検証する。その際、医療費削減やQOL向上等の効果検証に関する研究(外部委託研究で採択等)も参考にする。また、アウトカム指標は、特定保健指導の実施を委託した保健指導専門機関における保健指導の質の検証等にも活用する。</p> <p>(取組⑤) 特定保健指導の基本領域の一つである「身体活動・運動」の充実・強化を図るため、協会保健師等が指導を行う中で、加入者が「身体の動かし方・使い方」を容易にイメージし、実践できるよう、専門家の知見を取り入れた動画の作成や運動指導マニュアルの策定等を検討する。また、関係団体とも連携しつつ、健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組む。</p> <p>(取組⑥) 協会保健師について、保健事業の企画立案能力の育成に力点を置いた人材育成プログラム(支部保健師編)を策定する。また、契約保健師等について、現行の人材育成プログラムの定着を図るとともに、研修等を通じて保健指導等の質の向上等に力点を置いた育成を図る。</p> |
| <p>重症化予防</p> <p>(取組⑦) 糖尿病性腎症重症化予防事業の効果検証を進める。また、従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を確実に実施するとともに、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等に着目した受診勧奨の必要性を検討のうえ実施する。</p> | <p>コラボヘルス</p> <p>(取組⑧) 事業所カルテで示すべき項目(リスク保有率、問診票集計結果、経年変化等)の標準化及び標準的フォーマットを提示する。(事業所検索機能活用マニュアル(仮称)と併せて提示。)</p> <p>(取組⑨) 事業所と連携した健康づくりの取組をより効果的に実施するため、健康宣言のコンテンツ(特定健診・特定保健指導に関する数値目標、簡単に達成可能な取組項目(支部のデータヘルス計画の上位目標等の中から選択)など)及び宣言からフォローアップまでのプロセス(受付方法、事業所カルテの提供タイミング、経年変化を踏まえたフォローアップ及び宣言内容の改善、表彰制度など)の標準化を図る。また、新たなポピュレーションアプローチの手法(健康運動指導士等を活用した身体活動・運動に関する出前講座・セミナーの実施や動画の作成等)を検討する。</p> <p>(取組⑩) 事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルス予防対策を促進するため、外部有識者の知見を取り入れながら、効果的な予防対策(事業所向けセミナーの実施や相談機関等の周知など)を検討し、実施する。</p> |

iii) 第 108 回運営委員会における議論（2020 年 12 月 18 日開催）

第 108 回運営委員会では、第 107 回運営委員会にてご意見をいただいた「国への政策提言や協会が実施する取組の改善に係るガイドラインの追記」及び「膨大なデータを利活用できる人材育成」についても、第 5 期アクションプランに盛り込み、運営委員会の了承をいただきました。

iv) 直近の国の動向を踏まえた修正

第 5 期アクションプランについては、第 108 回運営委員会（2020 年 12 月 18 日開催）において、了承いただきましたが、直近の国の動向を踏まえ、図表 6-3 のとおり修正を行い、第 109 回運営委員会（2021 年 1 月 26 日開催）に報告しました。

運営委員からは「マイナンバーカードの保険証利用について、対応する医療機関が少なく、この状況では取得促進が進まないことが懸念される」、「マイナンバーカードを保険証として使用するメリットを発信していく必要があるのではないか」、「マイナンバーカードの保険証利用について、大病院は患者の数が多く、病院側が混乱するのではないか」といったご意見をいただきました。

上記の経緯を経て、第5期アクションプランは巻末の参考資料「保険者機能強化アクションプラン（第5期）（2021年度～2023年度）」のとおり、決定いたしました。

〔(図表 6-3) 保険者機能強化アクションプラン（第5期）及び令和3年度事業計画（案）の変更について（2021年1月26日運営委員会提出資料）〕

| 保険者機能強化アクションプラン（第5期）（案） | 令和3年度事業計画（案） |
|---|---|
| <p>⑩ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国のオンライン資格確認システムを有効に機能させ、資格喪失後受診に伴う返納金債権発生を防止を図るため、マイナンバーをより確実に入手するためのシステムの改善及び加入者に対するマイナンバーの登録勧奨を行い、マイナンバー収録率を高める。 また、「<u>保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）</u>」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。 <p>■ KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。</p> | <p>⑩ オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン資格確認の円滑な実施のため、システムの機能改善及び加入者へのマイナンバー登録の促進を行い、加入者のマイナンバー収録率向上を図る。 また、「<u>保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）</u>」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。 <p>■ KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする。</p> |
| <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が示す協会けんぽの特定健診の実施率の目標値は、令和5年度末に65%である。なお、令和元年度実績は、52.6%となっている。 特定健診について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。 また、被扶養者の特定健診については、がん検診との同時実施など地方自治体との連携を推進し、実施率の向上を図る。 事業者健診データの取得について、<u>事業主・健診機関・協会けんぽ（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。事業主・健診機関・協会けんぽ（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築するとともに、制度的な課題の解決に向けた国への働きかけを行う。</u> <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を63.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を9.6%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を35.0%以上とする</p> | <p>i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定健診実施率の向上に向けて、健診・保健指導カルテ等の活用により実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。 被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図る。 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など国や関係団体に対する働きかけを行う。 また、<u>国において事業者健診データの取得について、に係る事業主・健診機関・保険者（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、が検討されていることを踏まえ、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。制度的な課題等の解決に向けた国への働きかけを行う。</u> <p>■ KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を58.5%以上とする ② 事業者健診データ取得率を8.5%以上とする ③ 被扶養者の特定健診実施率を31.3%以上とする</p> |

(3) 本部から支部への伝達及び加入者への広報

第5期アクションプランを着実に実施するためには、支部の理解を深め、モチベーションの向上を図る必要があることから、より一層強化を行う戦略的保険者機能関係のうち、特に重点を置いて取り組む保健事業について、全支部に対して役職別の説明会を計5回行うなど、きめ細かく丁寧な説明を行いました（図表 6-4 参照）。

また、第5期アクションプランの重点的な取組について、加入者及び事業主にご理解いただくべく、協会ホームページや支部から発信するメールマガジン、納入告知書の同封チラシなどによる広報を、2021年2月から実施しました。

[(図表 6-4) 支部職員を対象とした第 5 期アクションプランに関する役職別の説明会]

| 実施日 | 説明会 | 対象者 |
|--|-----------------|-----------------------------|
| 2020 年 11 月 30 日 | 保健事業説明会 | 支部保健グループ長 |
| 2020 年 12 月 1 日～15 日 (対象者を 4 回に分けて実施) | 保健師・管理栄養士ブロック研修 | 一部の支部保健師、契約保健師及び管理栄養士 |
| 2021 年 1 月 12 日 | 全国支部長会議 | 支部長 |
| 2021 年 3 月 10 日 | アクションプラン説明会 | 支部企画総務部長、支部企画総務グループ長及び支部保健師 |
| 2021 年 3 月 10 日 | 保健師全国研修 | 支部保健師 |

参 考 资 料

全国健康保険協会の予算・決算書類について

協会の予算、決算関係の書類は、制度上、A. 予算、決算報告書、B. 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表、C. 支部別収支があり、さらに、制度上の位置づけはありませんが、D. 協会管掌健康保険全体の収支の予算（協会会計と国の特別会計を合算した収支で事業報告書の本文では「合算ベースの収支」としてしています。また、保険料率の議論を行う際の運営委員会への提出資料では「協会けんぽの収支見込み」としてしています）、決算があります。

A、Bは、全国健康保険協会の法人としての収支、財務状態に関する会計書類であり、Aの収支予算・決算は、国と同様の現金収支の基準（現金主義）による表示がなされていますが、Bの財務諸表は、企業会計原則（発生主義）に則り、企業会計基準で表示されます。この2つは、決算においては、期間の取り方が若干異なる、貸倒引当金や退職給付引当金などのように現金の動きはないが債務認識すべき事項を考慮するか否か、などの違いがあります。また、そもそもAは、いわゆる「フロー」と「ストック」とを区別せずに、すべて収支に計上することになっておりますので、Aでは借入金や借入金償還金などが、収入、支出として扱われています。

いずれにしましても、A、Bともに、全国健康保険協会そのものの収支、財務に関わるものです。

しかしながら、全国健康保険協会管掌健康保険の財政は、協会だけで完結しているわけではありません。任意継続を除く保険料の収納は厚生労働大臣（の委託を受けた日本年金機構）が行い、このため保険料収入はいったん国の年金特別会計に入り、政府での経費、日本年金機構の徴収関係の事務費支払を差し引いて、その残額が国から協会に保険料等交付金として入ってきます。A、Bは、この保険料等交付金が協会に入ってくる段階以降の収支などを表示するもので、国の特別会計での費用は入っていません。国、日本年金機構での関係経費も健康保険料による負担となりますので、保険料率を算定する上では、国の特別会計での支払いをもカバーしなければならず、保険料率設定のための検討を運営委員会等で行うためには、Dの資料が必要になります。これが合算ベースによる収支です。

なお、Dの書類は法律上の作成義務はありません。法律上は、協会は協会の予算、決算、財務諸表、国は年金特別会計の予算、決算の関係書類を作成する義務があるだけであり、国の特別会計、協会にまたがる協会管掌健康保険の全体に関する財務関係書類は制度上の作成義務はありません。

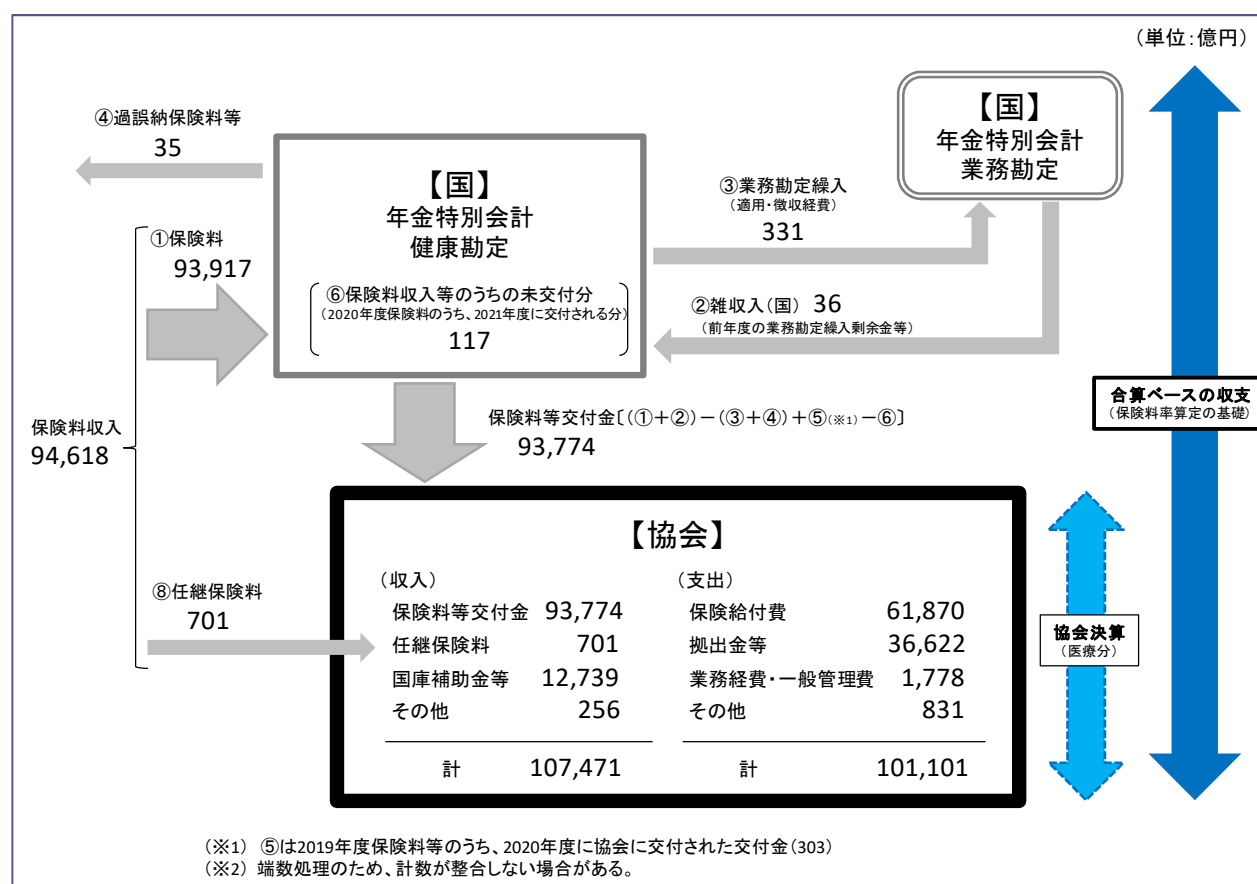
Cの支部別収支は、予算時の支部別収支見込み、決算時の支部別収支として作成しますが、その目的は、各支部の保険料率を適切に設定することと、各支部の収支差の実績を明らかにし翌々事業年度の都道府県単位保険料率における精算（翌々事業年度の支部別収支見込みにおいて、収支差がプラスであれば当該額を収入に加算し、マイナスであれば当該額の絶対値の額を

支出に加算)に反映することです。

このため、Cの支部別収支は、Dの合算ベースの収支に基づいて作成しています。具体的には、医療給付費は、支部の実績(予算では見込み)を年齢及び所得調整を行った上で計上し、保険料収入(一般分)は、各支部の総報酬額に保険料率を乗じた額に基づいて全体の額に按分して計上しています。また、それ以外の収入、支出は、全体の額を総報酬額シェア按分により支部別に割り振った額を計上しています。したがって、基本的には、Dの合算ベースの収支を支部別に割り振ったものとなっています。ただし、「医療給付費」、「現金給付費等」、「前期高齢者納付金等」、「業務経費」及び「一般管理費」については、国庫補助等を除いています。

なお、支部別収支では、「保険料収入」は保険料(下図①)と任継保険料(⑧)を計上し、国の特別会計での収支項目は雑収入(②)を「その他収入(国)」として収入に、業務勘定繰入(③)と過誤納保険料(④)を「その他支出(国)」として支出に計上しています。

【合算ベースの収支(協会会計と国の特別会計との合算)と協会決算との相違(2020年度医療分)】



令和 2 年度の財務諸表等

令和2年度
決算報告書

第13期

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

全国健康保険協会

決算報告書

(健康保険勘定)

(単位:百万円)

| 収 入 | | | | |
|---------------|------------|------------|------------|--|
| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 差 額 | 備 考 |
| 保険料等交付金 | 10,977,063 | 10,411,377 | △565,686 | 総報酬が予算時の見込を下回ったことによる保険料収入の減 |
| 任意継続被保険者保険料 | 69,233 | 74,767 | 5,534 | 被保険者数が見込を上回ったことによる保険料収入の増 |
| 国庫補助金 | 1,260,515 | 1,267,563 | 7,048 | 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例的な対応に伴う追加交付による増 |
| 国庫負担金 | 6,384 | 6,384 | - | |
| 貸付返済金収入 | 166 | 126 | △40 | 貸付金返済が見込を下回ったことによる減 |
| 運用収入 | 0 | 22 | 22 | 預金利息の増 |
| 雑収入 | 25,356 | 25,479 | 123 | 解散健康保険組合の財産承継額が見込を上回ったことによる増 |
| 計 | 12,338,717 | 11,785,718 | △552,998 | |
| 支 出 | | | | |
| 科 目 | 予算額 | 決算額 | 差 額 | 備 考 |
| 保険給付費 | 6,726,112 | 6,186,989 | △539,122 | 加入者一人当たり医療給付費が見込を下回ったことによる減 |
| 拠出金等 | 3,634,751 | 3,662,248 | 27,497 | |
| 前期高齢者納付金 | 1,530,717 | 1,530,188 | △529 | 保険者全体の前期加入率が減少したことによる減 |
| 後期高齢者支援金 | 2,103,952 | 2,131,978 | 28,026 | 被用者保険の総報酬割負担率が増加したことによる増 |
| 退職者給付拠出金 | 68 | 68 | △0 | |
| 病床転換支援金 | 13 | 13 | 0 | |
| 介護納付金 | 1,046,288 | 1,030,258 | △16,030 | 第2号被保険者の総報酬が予算時の見込を下回ったことによる減 |
| 業務経費 | 166,798 | 134,343 | △32,455 | |
| 保険給付等業務経費 | 12,415 | 8,984 | △3,431 | 領票作成・送付件数・届出入力が見込を下回ったこと等による減 |
| レセプト業務経費 | 4,602 | 4,065 | △538 | 医療費通知作成件数が見込を下回ったこと等による減 |
| 企画・サービス向上関係経費 | 4,866 | 2,724 | △2,143 | 入札による調達単価の減 |
| 保健事業経費 | 144,914 | 118,570 | △26,344 | 健診受診者数が見込みを下回ったことによる減 |
| 福祉事業経費 | 0 | 0 | △0 | |
| 一般管理費 | 55,861 | 43,453 | △12,409 | |
| 人件費 | 18,208 | 15,229 | △2,978 | 欠員、超過勤務の縮減等による減 |
| 福利厚生費 | 65 | 47 | △18 | |
| 一般事務経費 | 37,588 | 28,176 | △9,413 | 委託費、システム開発費等の減 |
| 貸付金 | 166 | 120 | △46 | 高額医療費貸付件数の減 |
| 雑支出 | 69,720 | 85,074 | 15,355 | 令和元年度の保険給付費等補助金の精算額が確定したことによる増 |
| 累積収支への繰入 | 639,020 | - | △639,020 | |
| 計 | 12,338,717 | 11,142,485 | △1,196,231 | |
| 収支差 | 0 | 643,233 | 643,233 | |

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、令和2年度災害臨時特例補助金、令和2年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(2,095百万円)を含めて計上している。
- ③ 保健事業経費には、健診及び保健指導の自己負担金の免除に係る費用を含めて計上している。
- ④ 雑支出には、令和元年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 熊本地震について、保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用(0.04百万円)を含めて計上している。

(注3) 平成30年7月豪雨について、保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用(126百万円)を含めて計上している。

(注4) 令和元年台風19号について、保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用(564百万円)を含めて計上している。

(注5) 令和2年7月豪雨について、保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用(154百万円)を含めて計上している。

(注6) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注7) 収支差643,233百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注8) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

令和2年度
財 務 諸 表

第 1 3 期

自 令和 2年 4月 1日

至 令和 3年 3月 31日

全国健康保険協会

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | |
|------------|-------------------|-------------------|
| 資産の部 | | |
| I 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 3,999,635,253,458 | |
| 未収入金 | 835,003,086,759 | |
| 前払費用 | 195,745,164 | |
| 被保険者貸付金 | 32,929,240 | |
| その他 | 2,952,721 | |
| 貸倒引当金 | △ 8,882,545,287 | |
| 流動資産合計 | | 4,825,987,422,055 |
| II 固定資産 | | |
| 1 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1,485,595,980 | |
| 車両 | 1 | |
| 工具備品 | 73,057,896 | |
| リース資産 | 2,184,285,421 | |
| 有形固定資産合計 | 3,742,939,298 | |
| 2 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 8,258,662,538 | |
| ソフトウェア仮勘定 | 1,199,871,629 | |
| 無形固定資産合計 | 9,458,534,167 | |
| 3 投資その他の資産 | | |
| 敷金 | 277,275,888 | |
| 投資その他の資産合計 | 277,275,888 | |
| 固定資産合計 | | 13,478,749,353 |
| 資産合計 | | 4,839,466,171,408 |

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------------|-------------------|-------------------|
| 負債の部 | | |
| I 流動負債 | | |
| 未払金 | 678,647,587,278 | |
| 未払費用 | 887,161,371 | |
| 預り補助金 | 27,000 | |
| 預り金 | 60,792,648 | |
| 前受収益 | 8,383,524,500 | |
| 短期リース債務 | 1,176,311,170 | |
| 仮受金 | 160,863 | |
| 賞与引当金 | 1,292,550,222 | |
| 役員賞与引当金 | 9,417,795 | |
| 流動負債合計 | | 690,457,532,847 |
| II 固定負債 | | |
| 長期リース債務 | 698,985,115 | |
| 資産除去債務 | 183,363,236 | |
| 退職給付引当金 | 20,931,414,080 | |
| 役員退職手当引当金 | 17,595,032 | |
| 固定負債合計 | | 21,831,357,463 |
| 負債合計 | | 712,288,890,310 |
| 純資産の部 | | |
| I 資本金 | | |
| 政府出資金 | 6,594,277,976 | |
| 資本金合計 | | 6,594,277,976 |
| II 健康保険法第160条の2の準備金 | | |
| 準備金 | 3,486,684,827,804 | |
| 準備金合計 | | 3,486,684,827,804 |
| III 利益剰余金 | | |
| 当期末処分利益 | 633,898,175,318 | |
| (うち当期純利益) | (633,898,175,318) | |
| 利益剰余金合計 | | 633,898,175,318 |
| 純資産合計 | | 4,127,177,281,098 |
| 負債・純資産合計 | | 4,839,466,171,408 |

損益計算書

自 令和2年4月1日
至 令和3年3月31日
(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|-----------|-------------------|-----------------|--------------------|
| 経常費用 | | | |
| 事業費用 | | | |
| 保険給付費 | | | 6,196,944,134,445 |
| 抛出金等 | | | |
| 前期高齢者納付金 | 1,530,034,298,894 | | |
| 後期高齢者支援金 | 2,131,978,035,203 | | |
| 退職者給付抛出金 | 68,403,406 | | |
| 病床転換支援金 | 13,496,808 | | |
| 介護納付金 | | | 3,662,094,234,311 |
| 業務経費 | | | 1,030,257,813,841 |
| 保険給付等業務経費 | | | |
| 人件費 | 8,407,435,536 | | |
| 福利厚生費 | 16,583,227 | | |
| 委託費 | 6,411,887,463 | | |
| 郵送費 | 3,173,169,978 | | |
| 減価償却費 | 1,453,435,712 | | |
| その他 | 499,603,288 | 19,962,115,204 | |
| レセプト業務経費 | | | |
| 人件費 | 5,044,377,819 | | |
| 福利厚生費 | 12,732,478 | | |
| 委託費 | 2,031,754,056 | | |
| 郵送費 | 695,522,835 | | |
| 減価償却費 | 591,981,096 | | |
| その他 | 36,762,939 | 8,413,131,223 | |
| 保健事業経費 | | | |
| 人件費 | 5,556,578,576 | | |
| 福利厚生費 | 12,702,472 | | |
| 健診費用 | 105,711,332,625 | | |
| 委託費 | 8,453,832,901 | | |
| 郵送費 | 1,669,776,332 | | |
| 減価償却費 | 1,056,581,312 | | |
| その他 | 1,361,019,133 | 123,821,823,351 | |
| 福祉事業経費 | | 356,314 | |
| その他業務経費 | | 2,802,901,335 | 155,000,327,427 |
| 一般管理費 | | | |
| 人件費 | | 5,101,243,259 | |
| 福利厚生費 | | 5,879,058 | |
| 一般事務経費 | | | |
| 委託費 | 4,528,702,733 | | |
| 賃借料 | 6,015,451,077 | | |
| 地代家賃 | 3,219,827,031 | | |
| 修繕費 | 1,612,672,424 | | |
| その他 | 1,382,433,014 | 16,759,086,279 | |
| 減価償却費 | | 1,912,515,231 | |
| 貸倒引当金繰入額 | | 1,026,648,801 | |
| その他 | | 2,156,425,394 | 26,961,798,022 |
| 事業費用合計 | | | 11,071,258,308,046 |

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 | | |
|---------------|-----|--------------------|--------------------|
| 事業外費用 | | | |
| 財務費用 | | | |
| 支払利息 | | 32,978,358 | 32,978,358 |
| 事業外費用合計 | | | 32,978,358 |
| 経常費用合計 | | | 11,071,291,286,404 |
| 経常収益 | | | |
| 事業収益 | | | |
| 保険料等交付金収益 | | 10,411,377,000,000 | |
| 任意継続被保険者保険料収益 | | 71,798,963,719 | |
| 国庫補助金収益 | | 1,186,974,490,950 | |
| 国庫負担金収益 | | 6,383,961,000 | |
| 保険給付返還金収入 | | 1,074,983 | |
| 診療報酬返還金収入 | | 63,609,405 | |
| 返納金収入 | | 9,182,013,979 | |
| 損害賠償金収入 | | 9,736,452,062 | |
| 抛出金等返還金収入 | | 8,358,873,428 | |
| 解散健康保険組合承継金 | | 1,266,391,675 | |
| その他 | | 86,023,431 | |
| 事業収益合計 | | | 11,705,228,854,632 |
| 事業外収益 | | | |
| 財務収益 | | | |
| 受取利息 | | 22,178,068 | 22,178,068 |
| 雑益 | | | 21,103,005 |
| 事業外収益合計 | | | 43,281,073 |
| 経常収益合計 | | | 11,705,272,135,705 |
| 経常利益 | | | 633,980,849,301 |
| 特別損失 | | | |
| 固定資産除却損 | | 82,149,976 | 82,149,976 |
| 税引前当期純利益 | | | 633,898,699,325 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 524,007 |
| 当期純利益 | | | 633,898,175,318 |

【健康保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 令和2年4月1日

至 令和3年3月31日

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|----------------------|---------------------|
| I 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 保険給付費支出 | △ 6,204,048,699,935 |
| 拠出金等支出 | △ 3,659,118,824,461 |
| 介護納付金支出 | △ 1,033,327,756,841 |
| 国庫補助金返還金支出 | △ 82,681,201,616 |
| 被保険者貸付金支出 | △ 120,144,200 |
| 人件費支出 | △ 23,450,974,521 |
| その他の業務支出 | △ 157,232,678,520 |
| 保険料等交付金収入 | 10,404,723,000,000 |
| 任意継続被保険者保険料収入 | 74,767,427,165 |
| 国庫補助金収入 | 1,267,562,928,602 |
| 国庫負担金収入 | 6,383,961,000 |
| 拠出金等返還金収入 | 8,358,873,428 |
| 被保険者貸付返済金収入 | 125,879,466 |
| その他の業務収入 | 17,580,297,797 |
| 小計 | 619,522,087,364 |
| 利息の支払額 | △ 34,393,946 |
| 利息の受取額 | 22,178,068 |
| 法人税等の支払額 | △ 694,485 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 619,509,177,001 |
| II 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 435,985,196 |
| 無形固定資産の取得による支出 | △ 2,654,875,724 |
| その他の投資活動による支出 | △ 264,840 |
| その他の投資活動による収入 | 205,000 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 3,090,920,760 |
| III 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| リース債務の償還による支出 | △ 1,574,091,782 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △ 1,574,091,782 |
| IV 資金の増加額 | 614,844,164,459 |
| V 資金期首残高 | 3,384,791,088,999 |
| VI 資金期末残高 | 3,999,635,253,458 |

【健康保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|---------------------------------|-----------------|
| I 当期末処分利益 当期純利益 | 633,898,175,318 |
| II 利益処分類 健康保険法第160条の2の準備金繰入額 | 633,898,175,318 |
| III 次期繰越利益 | - |

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の健康保険法第160条の2の準備金残高は 4,120,583,003,122円となります。

なお、健康保険法第160条の2の準備金として積み立てなければならない金額は 802,691,613,048円であります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|------|-------|
| 建物 | 8～18年 |
| 車両 | 3年 |
| 工具備品 | 3～20年 |

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年 6 月 21 日法律第 83 号）附則第 15 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 16 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
- (5) 役員退職手当引当金
役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
3. 健康保険法第160条の2の準備金の計上基準
健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、健康保険法施行令（大正15年6月30日勅令第243号）第46条に定める基準により、計上しております。
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。
5. 消費税等の会計処理
税込方式によっております。

III 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額 25,416,069,515 円

IV 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

V キャッシュ・フロー計算書関係

1. 資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

| | |
|--------|---------------------|
| 現金及び預金 | 3,999,635,253,458 円 |
| <hr/> | <hr/> |
| 資金期末残高 | 3,999,635,253,458 円 |

2. 重要な非資金取引の内容

当事業年度に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額は、それぞれ128,002,155円であります。

VI 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日勅令第 243 号）第 1 条に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

| | 貸借対照表計上額 | 時価 | 差額 |
|-------------|-------------------|-------------------|-----------|
| (1) 現金及び預金 | 3,999,635,253,458 | 3,999,635,253,458 | — |
| (2) 未収入金 | 835,003,086,759 | | |
| 貸倒引当金 | △8,882,545,287 | | |
| | 826,120,541,472 | 826,120,541,472 | — |
| (3) 被保険者貸付金 | 32,929,240 | 32,929,240 | — |
| 資産計 | 4,825,788,724,170 | 4,825,788,724,170 | — |
| (1) 未払金 | 678,647,587,278 | 678,647,587,278 | — |
| (2) リース債務 | 1,875,296,285 | 1,881,984,128 | 6,687,843 |
| 負債計 | 680,522,883,563 | 680,529,571,406 | 6,687,843 |

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

(3) 被保険者貸付金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | |
|--------------|------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 22,072,603,216 円 |
| 勤務費用 | 1,176,420,100 円 |
| 利息費用 | 24,278,752 円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 22,941,299 円 |
| 退職給付の支払額 | △613,482,078 円 |
| 退職給付債務の期末残高 | 22,682,761,289 円 |

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | |
|---------------------|------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 22,682,761,289 円 |
| 未積立退職給付債務 | 22,682,761,289 円 |
| 未認識数理計算上の差異 | △1,751,347,209 円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 20,931,414,080 円 |
| 退職給付引当金 | 20,931,414,080 円 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 20,931,414,080 円 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | |
|-----------------|-----------------|
| 勤務費用 | 1,176,420,100 円 |
| 利息費用 | 24,278,752 円 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 446,022,473 円 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 1,646,721,325 円 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.11%

VIII 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産のリース期間満了に伴う撤去費用等に関し資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該リース資産のリース期間（3～5年）と見積り、割引率は当該リース期間に見合う国債の流通利回り（0～0.408%）を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|-----------------|---------------|
| 期首残高 | 183,363,236 円 |
| 時の経過による調整額 | －円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | －円 |
| 期末残高 | 183,363,236 円 |

IX 重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

| 件名 | 翌事業年度以降の支払予定額 |
|--|-----------------|
| 全国健康保険協会健康保険システム基盤に係るハードウェア・ソフトウェアの維持管理費 | 335,488,866 円 |
| 全国健康保険協会LAN環境及び端末等の維持管理費 | 2,595,669,510 円 |
| 全国健康保険協会健康保険システム保健事業アプリケーション保守業務 | 1,005,035,583 円 |
| 全国健康保険協会健康保険システムレセプト点検アプリケーション保守業務 | 480,101,149 円 |
| 本部・支部事務所賃料等 | 1,287,217,888 円 |
| 全国健康保険協会健康保険システム基盤に係るハードウェア等の維持管理費 | 261,377,978 円 |
| 全国健康保険協会健康保険システム基盤に係るハードウェア・ソフトウェア（延長）の維持管理費 | 7,841,980,371 円 |
| 全国健康保険協会LAN環境及び端末等（モバイルシンクライアント端末等）に係る通信役務 | 117,868,905 円 |
| 全国健康保険協会システム ネットワークシステム回線・機器およびインターネット用システム 東西データセンター間回線 | 162,346,800 円 |
| 全国健康保険協会WAN回線サービス提供業務 | 182,022,687 円 |
| 全国健康保険協会LAN環境及び端末等の維持管理費（延長契約） | 947,685,234 円 |
| 次期間接システム（人事給与）構築等の業務 | 606,736,900 円 |
| 次期間接システム（財務会計）構築等の業務 | 464,470,556 円 |

| | |
|---|-----------------|
| 全国健康保険協会における次期間接システム開発等に係る工程管理等支援業務 | 240,625,000円 |
| インターネット接続用システム基盤の入れ替えに伴う機器等の維持管理費 | 550,469,304円 |
| 全国健康保険協会システムにおける工程管理支援等業務 | 1,923,900,000円 |
| 全国健康保険協会情報系アプリケーション保守業務 | 455,944,482円 |
| 全国健康保険協会健康保険適用・徴収・現金給付等アプリケーション保守業務 | 1,460,799,997円 |
| 全国健康保険協会システム マイナンバー管理システムアプリケーション運用保守業務 | 652,510,658円 |
| 全国健康保険協会システム ヘルプデスク業務 | 141,130,008円 |
| 全国健康保険協会システム システム基盤保守業務 | 5,246,898,360円 |
| 全国健康保険協会システム コミュニケーションツール運用保守業務 | 236,809,430円 |
| 全国健康保険協会システム システム運用業務 | 3,612,378,000円 |
| 次期健康保険システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務（環境構築及び基盤保守） | 17,293,182,170円 |
| インターネット用システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行等業務（環境構築及び基盤保守） | 2,896,080,000円 |
| 健康保険システム・マイナンバー管理システムに係るネットワーク回線・機器及びサービス提供業務（回線使用料） | 510,243,030円 |
| 健康保険システム・マイナンバー管理システムに係るネットワーク回線・機器及びサービス提供等の業務に伴う機器等の維持管理費 | 171,325,363円 |
| 健康保険システム・マイナンバー管理システムに係るネットワーク回線・機器及びサービス提供業務（回線敷設及び機器設置業務） | 109,563,850円 |
| 全国健康保険協会次期東日本データセンターサービス提供業務 | 1,273,560,200円 |
| 次期健康保険システム 保健事業アプリケーションに係る設計・開発・試験等の業務（機能改修） | 1,681,782,850円 |
| 次期健康保険システム レセプト点検アプリケーションに係る設計・開発・試験等の業務（機能改修） | 539,871,035円 |
| 次期健康保険適用・徴収・現金給付・債権管理アプリケーションに係る設計・開発・試験等の業務（機能改修） | 5,430,601,000円 |
| 次期間接システム（基盤）構築等の業務（クラウド基盤構築及び保守） | 451,660,000円 |
| インターネット接続用システムの機器入替等に関する作業役務及び接続環境基盤構築役務 | 334,491,300円 |
| 合計 | 61,501,828,464円 |

X 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

XI その他の注記事項

東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した令和2年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（令和2年4月16日厚生労働省発保0416第10号厚生労働事務次官通知）の3及び令和2年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（令和2年4月23日厚生労働省発保0423第4号厚生労働事務次官通知）の3に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

| 対象事業 | 受入額 | 使用状況（*1） | 残額（*2） |
|------------|---------------|---------------|--------|
| 医療保険事業(*3) | 1,507,188,000 | 1,507,188,000 | — |
| 特定健診事業 | 27,000 | — | 27,000 |
| 合計 | 1,507,215,000 | 1,507,188,000 | 27,000 |

（*1）健康保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

（*2）国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に38,000円を返還しております。

（*3）令和2年度の補助金受入額1,507,188,000円に対し、一部負担金免除額は2,048,127,822円でした。平成23年度から令和2年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）の累計29,263,120,315円に対し、一部負担金免除額等の累計は32,801,438,995円となっております。

附属明細書

(健康保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与費の明細

【健康保険勘定】

附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

| 資産の種類 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 減価償却 累計額 | 当期償却額 | 差引期末 帳簿価額 | 摘要 |
|-----------|----------------|---------------|-------------|----------------|----------------|---------------|---------------|------|
| 建物 | 2,510,389,136 | 393,606,167 | 167,175,960 | 2,736,819,343 | 1,251,223,363 | 247,149,469 | 1,485,595,980 | 注1 |
| 車両 | 741,342 | - | - | 741,342 | 741,341 | - | 1 | |
| 有形固定資産 | 196,859,065 | 38,840,640 | 16,886,648 | 218,813,057 | 145,755,161 | 17,315,863 | 73,057,896 | |
| リース資産 | 26,079,005,889 | 128,327,182 | 4,698,000 | 26,202,635,071 | 24,018,349,650 | 2,125,258,393 | 2,184,285,421 | 注2、3 |
| 計 | 28,786,995,432 | 560,773,989 | 188,760,608 | 29,159,008,813 | 25,416,069,515 | 2,389,723,725 | 3,742,939,298 | |
| ソフトウェア | 19,857,441,482 | 2,507,238,280 | - | 22,364,679,762 | 14,106,017,224 | 2,726,912,296 | 8,258,662,538 | 注4 |
| ソフトウェア仮勘定 | 518,495,020 | 1,199,871,629 | 518,495,020 | 1,199,871,629 | - | - | 1,199,871,629 | 注5、6 |
| 計 | 20,375,936,502 | 3,707,109,909 | 518,495,020 | 23,564,551,391 | 14,106,017,224 | 2,726,912,296 | 9,458,534,167 | |

(注1) 当期増加額は、本部事務室移転にかかる工事 (196,729,625円) 等であります。

(注2) 当期増加額は、全国健康保険協会LAN環境及び端末等の賃貸借一式によるもの(128,002,155円)等であります。

(注3) 期首残高は、前期末時点でリース期間が満了したものについて控除しております。

(注4) 当期増加額は、オンライン資格確認等の導入に伴うシステム改修によるもの(497,077,240円)等であります。

(注5) 当期増加額は、次期健康保険システム基盤に係る更改業務並びに更改に伴うデータ移行業務によるもの(732,807,680円)等であります。

(注6) 当期減少額は、ソフトウェアへの振替によるもの(518,495,020円)であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | | 期末残高 | 摘要 |
|-----------|----------------|----------------|---------------|---------------|----------------|----|
| | | | 目的使用 | その他 | | |
| 貸倒引当金 | 8,446,640,571 | 8,798,520,978 | 590,744,085 | 7,771,872,177 | 8,882,545,287 | 注1 |
| 賞与引当金 | 1,291,421,555 | 1,292,550,222 | 1,291,421,555 | - | 1,292,550,222 | |
| 役員賞与引当金 | 9,444,382 | 9,417,795 | 9,444,382 | - | 9,417,795 | |
| 退職給付引当金 | 19,898,174,833 | 1,646,721,325 | 613,482,078 | - | 20,931,414,080 | |
| 役員退職手当引当金 | 33,382,958 | 5,915,173 | 21,703,099 | - | 17,595,032 | |
| 計 | 29,679,064,299 | 11,753,125,493 | 2,526,795,199 | 7,771,872,177 | 31,133,522,416 | |

(注1) 当期減少額その他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

| 区分 | 期首残高 | 当期増加額 | 当期減少額 | 期末残高 | 摘要 |
|------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-------------------|----|
| 資本金 | | | | | |
| 政府出資金 | 6,594,277,976 | - | - | 6,594,277,976 | |
| 健康保険法第160条の2の準備金 | 2,955,591,238,452 | 531,093,589,352 | - | 3,486,684,827,804 | 注1 |
| 利益剰余金 | | | | | |
| 当期末処分利益 | 531,093,589,352 | 633,898,175,318 | 531,093,589,352 | 633,898,175,318 | |

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

| 区分 | 当期交付額 | 左の会計処理内訳 | | 摘要 |
|----------------------|-------------------|----------|-------------------|----|
| | | 前受交付金計上 | 収益計上 | |
| 保険給付費等補助金 | 1,263,550,126,000 | - | 1,263,550,126,000 | |
| 後期高齢者医療費支援金補助金 | 86,745,964 | - | 86,745,964 | |
| 特定健康診査・保健指導国庫補助金 | 2,002,150,000 | - | 2,002,150,000 | |
| 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 | 3,715,000 | - | 3,715,000 | |
| 高齢者医療運営円滑化等補助金 | 36,267,438 | - | 36,267,438 | |
| 災害臨時特例補助金(医療保険) | 1,507,188,000 | - | 1,507,188,000 | |
| 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 | 376,709,200 | - | 376,709,200 | |
| 事務費負担金 | 6,383,961,000 | - | 6,383,961,000 | |
| 計 | 1,273,946,862,602 | - | 1,273,946,862,602 | |

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

| 区分 | 報酬又は給与 | | 退職手当 | |
|----|-------------------|-----------|-------------|-------|
| | 支給額 | 支給人員 | 支給額 | 支給人員 |
| 役員 | (2,496,403) | (2) | (-) | (-) |
| | 98,166,812 | 6 | 21,703,099 | 2 |
| 職員 | (6,925,610,518) | (2,896) | (-) | (-) |
| | 12,665,978,775 | 2,070 | 613,482,078 | 74 |
| 計 | (6,928,106,921) | (2,898) | (-) | (-) |
| | 12,764,145,587 | 2,076 | 635,185,177 | 76 |

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員及び職員は、外数として () で記載しております。

合算ベースの収支状況

2020年度 合算ベースの収支状況（医療分）

（単位：億円）

| | | 2018年度決算 | 2019年度決算 | 2020年度決算見込 |
|--------|----------|----------|----------|------------|
| 収 入 | 保険料収入 | 91,429 | 95,939 | 94,618 |
| | 国庫補助等 | 11,850 | 12,113 | 12,739 |
| | その他 | 182 | 645 | 293 |
| | 計 | 103,461 | 108,697 | 107,650 |
| 支 出 | 保険給付費 | 60,016 | 63,668 | 61,870 |
| | 前期高齢者納付金 | 15,268 | 15,246 | 15,302 |
| | 後期高齢者支援金 | 19,516 | 20,999 | 21,320 |
| | 退職者給付拠出金 | 208 | 2 | 1 |
| | 病床転換支援金 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 2,505 | 3,383 | 2,974 |
| 計 | 97,513 | 103,298 | 101,467 | |
| 単年度収支差 | | 5,948 | 5,399 | 6,183 |
| 準備金残高 | | 28,521 | 33,920 | 40,103 |

- （注） 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
2. 上記の数値については、協会の決算数値に国から提供のあった数値を加え、協会で算出したものである。数値は今後の国の決算の状況により変わらうものである。
3. 2020年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）により、2020年1月から12月分までの保険料に対して、納付猶予特例の措置がとられた。日本年金機構によって納付猶予（特例）された保険料の総額は2,347億円である。なお、2020年度末時点においても猶予が許可中の額は、1,926億円である。

2020年度 合算ベースの収支状況（介護分）

（単位：億円）

| | | 2018年度決算 | 2019年度決算 | 2020年度決算見込 |
|--------|-------|----------|----------|------------|
| 収 入 | 保険料収入 | 8,664 | 10,074 | 10,379 |
| | 国庫補助等 | 879 | 515 | - |
| | その他 | - | - | - |
| | 計 | 9,543 | 10,589 | 10,379 |
| 支 出 | 介護納付金 | 10,130 | 10,671 | 10,303 |
| | その他 | 18 | - | 21 |
| | 計 | 10,148 | 10,671 | 10,324 |
| 単年度収支差 | | ▲ 605 | ▲ 82 | 55 |
| 準備金残高 | | ▲ 403 | ▲ 485 | ▲ 430 |

- （注） 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
2. 上記の数値については、協会の決算数値に国から提供のあった数値を加え、協会で算出したものである。数値は今後の国の決算の状況により変わらうものである。
3. 2020年度は、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）により、2020年1月から12月分までの保険料に対して、納付猶予特例の措置がとられた。日本年金機構によって納付猶予（特例）された保険料の総額は259億円である。なお、2020年度末時点においても猶予が許可中の額は、212億円である。

支部別の収支状況

各支部の運営状況

- ※1 各数値は、2020（令和2）年4月1日から2021（令和3）年3月31日までの実績値を計上したものの。ただし、加入者数、事業所数、職員数及び健康保険委員委嘱者数は2021年3月31日時点の数値。口座振替件数は2021年3月における数値。
- ※2 加入者数には、日雇特例被保険者を含む。
- ※3 限度額適用認定証の数値は、限度額適用認定証と限度額適用・標準負担額減額認定証の合計数。
- ※4 生活習慣病予防健診の件数は、40歳から74歳までの被保険者に係る一般健診の受診件数。

各支部の運営状況 (2020年度)

| | 北 海 道 | | 青 森 | |
|--------------------------------|---|--|---|---|
| | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 |
| 概況 ()内は前年度の値 | 被保険者数 ① 1,078,694 人 (1,085,540 人) | 103,182 ヲ所 (100,533 ヲ所) | 被保険者数 ① 277,018 人 (279,155 人) | 19,688 ヲ所 (19,354 ヲ所) |
| | うち任意継続被保険者数 25,473 人 (25,893 人) | 標準報酬総額 4,103,525 百万円 (4,086,556 百万円) | うち任意継続被保険者数 3,790 人 (3,874 人) | 標準報酬総額 926,374 百万円 (925,095 百万円) |
| | 被扶養者数 ② 685,565 人 (704,566 人) | 保険給付費 303,745 百万円 (311,800 百万円) | 被扶養者数 ② 162,964 人 (167,600 人) | 保険給付費 69,875 百万円 (71,467 百万円) |
| | 加入者計 (①+②) 1,764,259 人 (1,790,106 人) | 常勤職員 78 人 契約職員 132 人 | 加入者計 (①+②) 439,982 人 (446,755 人) | 常勤職員 29 人 契約職員 38 人 |
| 健康保険給付等 | 健康保険証 416,599 件 | 高年齢受給者証 37,413 件 | 健康保険証 80,256 件 | 高年齢受給者証 6,912 件 |
| 各種証発行 | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) |
| 現金給付 | 高額療養費 46,136 件 | 傷病手当金 60,746 件 | 高額療養費 11,281 件 | 傷病手当金 15,692 件 |
| 各種サービス | 高額査定通知 528 件 | ターナーアラウンド通知 33,531 件 | 高額査定通知 105 件 | ターナーアラウンド通知 9,456 件 |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 資格点検 1,552 円 | 内容点検 288 円 | 資格点検 1,342 円 | 内容点検 355 円 |
| 福祉事業/その他 | 高額医療費貸付件数 85 件 | 出産費用貸付件数 1 件 | 高額医療費貸付件数 21 件 | 出産費用貸付件数 0 件 |
| 保 健 事 業 | 健診 | 被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 乳がん・子宮頸がん検診 特定健診(受診率) | 被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 乳がん・子宮頸がん検診 特定健診(受診率) | 被保険者 生活習慣病予防健診(受診率) 乳がん・子宮頸がん検診 特定健診(受診率) |
| | 保健指導 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) 355,732 件 (48.0%) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) 42,985 件 (12.7%) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) 114,188 件 (59.5%) |
| 上 位 目 標 第二期 保健事業 実施計画 | 上 位 目 標 | 初回面談 11,329 件 (12.7%) | 実績評価 8,254 件 (9.3%) | 実績評価 4,036 件 (15.5%) |
| | 主な取組 | ・平成27年度実績で全国平均より18.02%ポイント高い北海道支部被保険者(35歳～74歳)の喫煙率について、令和9年度までに全国平均との乖離幅を半減させる ・喫煙習慣のある加入者に対し健診結果に基づき、疾病発症確率を低下した禁煙啓発リーフレットを送付 ・生活習慣病予防健診の問診時における医師による簡易禁煙指導の実施 【医療等の質や効率的性の向上】 ・北海道医療審議会、北海道医療費適正化計画検討協議会、地域医療構想調整会議の場での意見発信 ・北海道保険者協議会と連携した意見発信 【加入者の健康度を高めること】 ・行政及び経済団体と連携した「健康事業所宣言」の実施 ・健康事業所宣言の宣言事業所が実施する「従業員の健康づくり」に関する好事例集の作成、配付 ・支部主催の無料集団健診(特定健診)の実施 ・特定保健指導実施機関に対する年間実施計画に基づき、進捗管理の徹底及び定期的な意見交換 ・歯み合わせに症状があり、かつ矯正治療中の者に対し歯科治療のメリット等に関するお知らせを送付 【医療費等の適正化】 ・歯周疾患と生活習慣病の関係「歯」をテーマとした北海道医科大学との共同研究の実施 ・歯周疾患と生活習慣病の関係「歯」をテーマとした北海道医科大学との共同研究の実施 【保険料収入】 ・歯周疾患と生活習慣病の関係「歯」をテーマとした北海道医科大学との共同研究の実施 | 被保険者(喫煙率) 12,369 件 (25.1%) 被保険者(その他の保健指導) 1,371 件 被保険者(特定保健指導) 16,279 件 初回面談 6,033 件 (23.2%) | 被保険者(喫煙率) 12,369 件 (25.1%) 被保険者(その他の保健指導) 1,371 件 被保険者(特定保健指導) 16,279 件 初回面談 6,033 件 (23.2%) |
| 支 部 収 支 (概 要) 単位:百万円 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | 収入 (A) [448,148] [446,906] | 支出 (B) [448,148] [446,906] | 収入 (A) [95,824] [95,544] | 支出 (B) [95,824] [95,544] |
| 予 算 | [417,474] [416,621] | [390,344] [390,344] | [89,398] [89,224] | [83,925] [83,925] |
| 決 算 | [417,474] [416,621] | [390,344] [390,344] | [89,398] [89,224] | [83,925] [83,925] |
| | | | 収入 (A-B) [54,460] [54,460] | 支出 (A-B) [11,463] [11,463] |
| | | | [43,997] [43,997] | [42,997] [42,997] |
| | | | [45,132] [45,132] | [44,132] [44,132] |
| | | | [5,474] [5,474] | [5,474] [5,474] |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | 秋 | | 田 | | 山 | | 形 | |
|-------------------|---|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|---|-------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 |
| 概況 ()内は前年度の値 | 被保険者数 ① | 202,711 人 (204,577 人) | 16,362 ヲ所 (16,142 ヲ所) | 249,161 人 (251,028 人) | 19,359 ヲ所 (19,199 ヲ所) | 被保険者数 ① | 249,161 人 (251,028 人) | 19,359 ヲ所 (19,199 ヲ所) |
| | うち任意継続被保険者数 | 2,775 人 (2,784 人) | 標準報酬総額 | 673,801 百万円 (676,320 百万円) | うち任意継続被保険者数 | 1,960 人 (2,066 人) | 標準報酬総額 | 864,973 百万円 (875,910 百万円) |
| | 被扶養者数 ② | 117,385 人 (121,255 人) | 保険給付費 | 55,364 百万円 (56,417 百万円) | 被扶養者数 ② | 142,044 人 (145,699 人) | 保険給付費 | 62,760 百万円 (65,043 百万円) |
| | 加入者計 (①+②) | 320,096 人 (325,832 人) | | 391,205 人 (396,727 人) | 加入者計 (①+②) | 391,205 人 (396,727 人) | | 62,760 百万円 (65,043 百万円) |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 24 人 | 契約職員 | 41 人 | 常勤職員 | 26 人 | 契約職員 | 38 人 |
| | 健康保険証 | 53,611 件 | 高年齢受給者証 | 6,109 件 | 健康保険証 | 62,749 件 | 高年齢受給者証 | 6,111 件 |
| | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 13,104 件 (10,830) | | | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 15,394 件 (12,361) | | |
| | 現金給付 | 出産育児一時金 | その他の現金給付 | 傷病手当金 | 出産育児一時金 | 傷病手当金 | その他の現金給付 | 出産育児一時金 |
| 各種サービス | 高額療養費 | 6,899 件 | 13,108 件 | 89,915 件 | 13,281 件 | 12,929 件 | 3,256 件 | 101,161 件 |
| | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | 医療費通知(インターネット) | 医療費通知(インターネット) | ターナーアラウンド通知 | 医療費通知(インターネット) | 口座振替(任継) | 口座振替(任継) |
| | 資格点検 | 37 件 | 5,644 件 | 180,475 (60) | 756 件 | 59 件 | 9,315 件 | 221,382 (49) |
| | 診療内容等査定効果額 | 1,002 円 | 346 円 | 100 円 | 195 円 | 204 円 | 133 円 | 215 円 |
| 福祉事業/その他 | 高額医療費貸付件数 | 4 件 | 0 件 | 0 件 | 15 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| | 健康保険委員委嘱者数 | 2,088 人 | | | | | | 健康保険委員委嘱者数 |
| | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) |
| 保健指導 | 72,654 件 (50.6%) | 13,439 件 (23.3%) | 9,199 件 (23.3%) | 9,199 件 (23.3%) | 127,011 件 (75.7%) | 35,367 件 (75.7%) | 15,357 件 (38.6%) | 15,357 件 (38.6%) |
| | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) |
| | 初回面談 6,394 件 (33.4%) | 実績評価 4,587 件 (24.0%) | 2,813 件 | 2,813 件 | 初回面談 8,206 件 (31.7%) | 実績評価 6,032 件 (23.3%) | 672 件 | 672 件 |
| | ・秋田支部における脳血管疾患入院受診率(年齢調整後)4.5件/千人を、4.1件/千人(平成28年度全国平均)以下にする | | | | ・秋田支部における脳血管疾患入院受診率(年齢調整後)4.5件/千人を、4.1件/千人(平成28年度全国平均)以下にする | | | |
| 上目標 | ・血圧や血糖が高値であるハイリスク層に対する受診勧奨や運動・栄養指導の推進 | | | | ・血圧や血糖が高値であるハイリスク層に対する受診勧奨の普及促進 | | | |
| | ・自治体や関係団体等と連携した健康づくり啓発活動の実施し、ヘルスリテラシーの向上を推進 | | | | ・自治体や関係団体等と連携した健康経営の普及促進 | | | |
| | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | | | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | | |
| | ・秋田県医療審議会や地域域連携推進協議会等の場で意見発信 | | | | ・秋田県医療審議会や地域域連携推進協議会等の場で意見発信 | | | |
| 主な取組 | ・健康経営普及に向けたTVミニ番組制作・放映・WEB上で公開 | | | | ・健康経営普及に向けたTVミニ番組制作・放映・WEB上で公開 | | | |
| | ・禁煙、減塩、運動に関する健康づくり動画を制作・WEB上で公開 | | | | ・禁煙、減塩、運動に関する健康づくり動画を制作・WEB上で公開 | | | |
| | ・職場でできる効果的なストレッチ法を紹介するポスター及び動画を制作・WEB上で公開 | | | | ・職場でできる効果的なストレッチ法を紹介するポスター及び動画を制作・WEB上で公開 | | | |
| | ・禁煙映画を作成・配布・WEB上で公開 | | | | ・禁煙映画を作成・配布・WEB上で公開 | | | |
| 保険者機能発揮のための具体的な取組 | ・秋田大学と共同で加入者の健康リスクに関する分析を行い、日本公衆衛生学会で発表 | | | | ・秋田大学と共同で加入者の健康リスクに関する分析を行い、日本公衆衛生学会で発表 | | | |
| | ・秋田県と共同で加入者の健康リスクに関する共同トラフィックドライバーの健康に関するアンケート調査を実施 | | | | ・秋田県と共同で加入者の健康リスクに関する共同トラフィックドライバーの健康に関するアンケート調査を実施 | | | |
| | 【医療費等の適正化】 | | | | 【医療費等の適正化】 | | | |
| | ・医療機関・薬局へオンライン医薬品に関するお知らせの送付や、医療機関及び薬局訪問を実施 | | | | ・医療機関・薬局へオンライン医薬品に関するお知らせの送付や、医療機関及び薬局訪問を実施 | | | |
| 支収支(概要) | 収入 (A) | 73,945 | [73,737] | 73,945 | [73,737] | 収入 (A) | 93,543 | [93,274] |
| | 支出 (B) | 67,469 | [67,338] | 63,325 | [64,701] | 支出 (B) | 93,543 | [93,274] |
| | 収支差 (A-B) | 4,144 | [▲149] | 4,144 | [▲149] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] |
| | 地域差分 | | | | | 地域差分 | ±0 | [0] |
| 支収支(概要) | 収入 (A) | 84,868 | [84,721] | 84,868 | [84,721] | 収入 (A) | 84,868 | [84,721] |
| | 支出 (B) | 79,325 | [79,325] | 79,325 | [79,325] | 支出 (B) | 79,325 | [79,325] |
| | 収支差 (A-B) | 5,544 | [5,544] | 5,544 | [5,544] | 収支差 (A-B) | 5,544 | [5,544] |
| | 地域差分 | | | | | 地域差分 | ±0 | [0] |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 福 島 | | 茨 城 | |
|-------------------------------|----------------|-------------------|----------------------|-------------------|----------------------|
| | | 加入者数 | | 加入者数 | |
| | | 事業所数 | | 事業所数 | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 415,518 人 | (418,797 人) | 447,619 人 | (442,079 人) |
| | うち任意継続被保険者数 | 3,071 人 | (3,138 人) | 3,195 人 | (3,238 人) |
| | 被扶養者数 ② | 248,341 人 | (254,316 人) | 275,281 人 | (278,222 人) |
| | 加入者計 (①+②) | 663,859 人 | (673,113 人) | 722,900 人 | (720,301 人) |
| ()内は前年度の値 | 常勤職員 | 34 人 | 契約職員 | 34 人 | 契約職員 |
| | 健康保険証 | 127,860 件 | 高年齢受給者証 | 10,212 件 | 高年齢受給者証 |
| | 健康保険証 | 127,860 件 | 高年齢受給者証 | 10,212 件 | 高年齢受給者証 |
| | 健康保険証 | 127,860 件 | 高年齢受給者証 | 10,212 件 | 高年齢受給者証 |
| 各種証発行 | 健康保険証 | 127,860 件 | 高年齢受給者証 | 10,212 件 | 高年齢受給者証 |
| | 健康保険証 | 127,860 件 | 高年齢受給者証 | 10,212 件 | 高年齢受給者証 |
| | 健康保険証 | 127,860 件 | 高年齢受給者証 | 10,212 件 | 高年齢受給者証 |
| | 健康保険証 | 127,860 件 | 高年齢受給者証 | 10,212 件 | 高年齢受給者証 |
| 現金給付 | 高額療養費 | 16,409 件 | 21,190 件 | 15,405 件 | 27,369 件 |
| | 高額療養費 | 16,409 件 | 21,190 件 | 15,405 件 | 27,369 件 |
| | 高額療養費 | 16,409 件 | 21,190 件 | 15,405 件 | 27,369 件 |
| | 高額療養費 | 16,409 件 | 21,190 件 | 15,405 件 | 27,369 件 |
| 各種サービス | 高額療養費 | 16,409 件 | 21,190 件 | 15,405 件 | 27,369 件 |
| | 高額療養費 | 16,409 件 | 21,190 件 | 15,405 件 | 27,369 件 |
| | 高額療養費 | 16,409 件 | 21,190 件 | 15,405 件 | 27,369 件 |
| | 高額療養費 | 16,409 件 | 21,190 件 | 15,405 件 | 27,369 件 |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 資格点検 | 1,362 円 | 399 円 | 1,259 円 | 384 円 |
| | 資格点検 | 1,362 円 | 399 円 | 1,259 円 | 384 円 |
| | 資格点検 | 1,362 円 | 399 円 | 1,259 円 | 384 円 |
| | 資格点検 | 1,362 円 | 399 円 | 1,259 円 | 384 円 |
| 福祉事業/その他 | 高年齢医療費貸付件数 | 3 件 | 0 件 | 15 件 | 0 件 |
| | 高年齢医療費貸付件数 | 3 件 | 0 件 | 15 件 | 0 件 |
| | 高年齢医療費貸付件数 | 3 件 | 0 件 | 15 件 | 0 件 |
| | 高年齢医療費貸付件数 | 3 件 | 0 件 | 15 件 | 0 件 |
| 健診 | 生活習慣病予防健診(受診率) | 160,293 件 (58.1%) | 35,933 件 (22.3%) | 161,614 件 (54.5%) | 28,610 件 (16.9%) |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 160,293 件 (58.1%) | 35,933 件 (22.3%) | 161,614 件 (54.5%) | 28,610 件 (16.9%) |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 160,293 件 (58.1%) | 35,933 件 (22.3%) | 161,614 件 (54.5%) | 28,610 件 (16.9%) |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 160,293 件 (58.1%) | 35,933 件 (22.3%) | 161,614 件 (54.5%) | 28,610 件 (16.9%) |
| 保健指導 | 初回面談 | 12,141 件 (34.1%) | 実績評価 9,474 件 (26.6%) | 6,771 件 (16.2%) | 実績評価 6,326 件 (15.2%) |
| | 初回面談 | 12,141 件 (34.1%) | 実績評価 9,474 件 (26.6%) | 6,771 件 (16.2%) | 実績評価 6,326 件 (15.2%) |
| | 初回面談 | 12,141 件 (34.1%) | 実績評価 9,474 件 (26.6%) | 6,771 件 (16.2%) | 実績評価 6,326 件 (15.2%) |
| | 初回面談 | 12,141 件 (34.1%) | 実績評価 9,474 件 (26.6%) | 6,771 件 (16.2%) | 実績評価 6,326 件 (15.2%) |
| 上位目標 | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| 主な取組 | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| 保 健 事 業 | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| 保 険 者 者 機 能 発 揮 の 具 体 的 な 取 組 | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| | 特定保健指導(受診率) | 15,251 件 (22.3%) | 5,556 件 | 12,870 件 (16.9%) | 331 件 |
| 支 部 収 支 (概 要) | 収入 (A) | 159,869 | [159,394] | 176,340 | [175,818] |
| | 収入 (A) | 159,869 | [159,394] | 176,340 | [175,818] |
| | 収入 (A) | 159,869 | [159,394] | 176,340 | [175,818] |
| | 収入 (A) | 159,869 | [159,394] | 176,340 | [175,818] |
| 支 部 収 支 (概 要) | 支出 (B) | 145,037 | [144,743] | 155,287 | [166,261] |
| | 支出 (B) | 145,037 | [144,743] | 155,287 | [166,261] |
| | 支出 (B) | 145,037 | [144,743] | 155,287 | [166,261] |
| | 支出 (B) | 145,037 | [144,743] | 155,287 | [166,261] |
| 支 部 収 支 (概 要) | 収支差 (A-B) | 14,832 | [14,651] | 21,053 | [9,557] |
| | 収支差 (A-B) | 14,832 | [14,651] | 21,053 | [9,557] |
| | 収支差 (A-B) | 14,832 | [14,651] | 21,053 | [9,557] |
| | 収支差 (A-B) | 14,832 | [14,651] | 21,053 | [9,557] |
| 支 部 収 支 (概 要) | 地域差分 | ±0 | [81,578] | ±0 | [91,016] |
| | 地域差分 | ±0 | [81,578] | ±0 | [91,016] |
| | 地域差分 | ±0 | [81,578] | ±0 | [91,016] |
| | 地域差分 | ±0 | [81,578] | ±0 | [91,016] |
| 支 部 収 支 (概 要) | 収入 (A) | 159,869 | [159,394] | 176,340 | [175,818] |
| | 収入 (A) | 159,869 | [159,394] | 176,340 | [175,818] |
| | 収入 (A) | 159,869 | [159,394] | 176,340 | [175,818] |
| | 収入 (A) | 159,869 | [159,394] | 176,340 | [175,818] |
| 支 部 収 支 (概 要) | 支出 (B) | 145,037 | [144,743] | 155,287 | [166,261] |
| | 支出 (B) | 145,037 | [144,743] | 155,287 | [166,261] |
| | 支出 (B) | 145,037 | [144,743] | 155,287 | [166,261] |
| | 支出 (B) | 145,037 | [144,743] | 155,287 | [166,261] |
| 支 部 収 支 (概 要) | 収支差 (A-B) | 14,832 | [14,651] | 21,053 | [9,557] |
| | 収支差 (A-B) | 14,832 | [14,651] | 21,053 | [9,557] |
| | 収支差 (A-B) | 14,832 | [14,651] | 21,053 | [9,557] |
| | 収支差 (A-B) | 14,832 | [14,651] | 21,053 | [9,557] |
| 支 部 収 支 (概 要) | 地域差分 | ±0 | [81,578] | ±0 | [91,016] |
| | 地域差分 | ±0 | [81,578] | ±0 | [91,016] |
| | 地域差分 | ±0 | [81,578] | ±0 | [91,016] |
| | 地域差分 | ±0 | [81,578] | ±0 | [91,016] |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 木 | | 群 | | 馬 | | |
|---------------------------|--|--|-----------------------------------|--|------------------------------------|------------------------------------|----------------------|------------------|
| | | 加入者数 | | 加入者数 | | 事業所数 | | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 333,669 人 (331,756 人) | 32,197 ヲ所 (31,006 ヲ所) | 383,399 人 (382,840 人) | 35,532 ヲ所 (34,578 ヲ所) | 事業所数 | | |
| | うち任意継続被保険者数 | 2,299 人 (2,341 人) | | 2,816 人 (2,750 人) | | 標準報酬総額 | | |
| | 被扶養者数 ② | 206,782 人 (209,304 人) | 1,286,051 百万円 (1,290,796 百万円) | 249,529 人 (254,126 人) | 1,498,424 百万円 (1,505,457 百万円) | 保険給付費 | | |
| | ()内は前年度の値 | 540,451 人 (541,060 人) | 81,929 百万円 (83,119 百万円) | 632,928 人 (636,966 人) | 94,192 百万円 (94,098 百万円) | | | |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 30 人 | 契約職員 | 44 人 | 常勤職員 | 31 人 | 契約職員 | 43 人 |
| 各種証発行 | 健康保険証 | 102,431 件 | 高年齢受給者証 | 7,843 件 | 健康保険証 | 121,266 件 | 高年齢受給者証 | 9,073 件 |
| 現金給付 | 高額療養費 | 10,521 件 | 傷病手当金 | 4,509 件 | 高額療養費 | 16,508 件 | 傷病手当金 | 7,773 件 |
| 各種サービス | 高額査定通知 | 79 件 | ターニアラウンド通知 | 80,511 件 | 高額査定通知 | 82 件 | ターニアラウンド通知 | 327,973 (105) |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 資格点検 | 1,258 円 | 内容点検 | 290 円 | 資格点検 | 1,469 円 | 内容点検 | 210 円 |
| 福祉事業/その他 | 診療内容等査定効果額 | 172 円 | 外傷点検 | 350 円 | 診療内容等査定効果額 | 78 円 | 外傷点検 | 426 円 |
| 保健 | 健康保険委員委員嘱者数 | 0 件 | 健康保険委員委員嘱者数 | 6,429 人 | 健康医療費貸付件数 | 4 件 | 健康保険委員委員嘱者数 | 3,637 人 |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 |
| | 139,038 件 (63.0%) | 17,386 件 (24.3%) | 14,075 件 (24.3%) | 226 件 | 140,280 件 (55.1%) | 22,256 件 | 16,459 件 (23.5%) | 16,459 件 (23.5%) |
| | 初回面談 10,129 件 (30.7%) | 実績評価 8,694 件 (26.3%) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 226 件 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 11.7% | 実績評価 3,819 件 (10.7%) | 2,032 件 |
| 上位目標 | 健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。 | 健康経営の向上 | 特定健診受診率、特定保健指導の実施率の向上及び重症化予防対策の推進 | 重症高血圧の割合(男性1.9%、女性0.7%)を10%低下させ、男性1.71%、女性0.69%にする | 健康事業所宣言事業所の健康づくりを中心としたコロナヘルスの取組の強化 | 健康事業所宣言事業所の健康づくりを中心としたコロナヘルスの取組の強化 | | |
| 主な取組 | 【医療等の質や効率的性の向上】 ・地域医療構想調整会議、医療審議会、医療審議会病床整備部会、医療体制等への意見発信 【加入者の健康度を高めること】 ・健診、保健指導の実施率向上のため、健診機関との連携、外部専門業者の活用を推進 ・事業主による健康づくり促進のため、「とちぎ健康経営宣言」、「健康経営優良法人認定制度」を推進 ・栃木県、健康保険組合連合会栃木連合会と協働し、とちぎ健康経営事業所の認定を実施 ・健診機関を訪問し、保健指導の健診当日の実施・分割実施拡大への働きかけを実施 【健診推進費を活用し、健診機関による積極的な受診勧奨を実施】 【医療費等の適正化】 ・病院・薬局を訪問し、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを実施 ・新聞「総合・論説面」での執筆による広報を実施 ・健康づくりポスターの発信及び外部委託による運動支援を実施 ・小原のジェネリック医薬品使用促進のため、動画やダイレクトメールによる広報を実施 ・保険証未回収事業所への保険証回収の注意喚起及び市町との保険者間調整を実施 | 【医療等の質や効率的性の向上】 ・地域医療構想調整会議、医療審議会、医療体制等への意見発信 【加入者の健康度を高めること】 ・健康経営普及促進の連携協力を目的に民間事業者5者と覚書を締結 ・健康経営事例集(22社)を作成し、宣言等へ配布を行い取り組み強化を実施 ・健康事業所宣言事業所に対する支部保健師等による健康づくりのためのフォローアップの実施 ・テレビ電話等の情報通信技術を活用した特定保健指導の実施 ・県医師会、主治医と連携した糖尿病性腎臓病等の重症化予防の取組及び必要治療者への受診勧奨強化 【医療費等の適正化】 ・YouTube・instagramを活用し、若年層を対象にした医療機関等への適正受診の啓発広報を実施 ・ジェネリック医薬品軽減額通知の発行と併せて、ジェネリック使用割合の低い若年層への使用促進広報の実施 ・関東信越厚生局等と連携して保険証の適正使用についてのポスターを作成し医療機関へ配布 | | | | | | |
| 支収支(概要) | 収入 (A) | 133,162 [132,773] | 133,162 [69,051] | 153,072 [152,820] | 153,072 [79,232] | 収入 (A) | 153,072 [152,820] | |
| | 支出 (B) | 124,107 [123,864] | 116,339 [61,763] | 143,083 [142,780] | 132,956 [70,016] | 支出 (B) | 143,083 [142,780] | |
| 収支差 (A-B) | | 8,055 [8,910] | 17,823 [7,288] | 10,000 [9,040] | 20,116 [10,216] | 収支差 (A-B) | 10,000 [9,040] | |
| 予算 | | | | | | 【保険料収入】 | | |
| 決算 | | | | | | 【医療給付費(調整後)】 | | |
| 単位:百万円 | | | | | | 【地域差分】 | | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 玉 | | 千 | | 葉 | | |
|---------------------------|---|-----------------------------|---------------------------------|---------------------------|---------------------------------|------------------|--------------------|---------------|
| | | 加入者数 | | 加入者数 | | 加入者数 | | |
| | | 事業所数 | | 事業所数 | | 事業所数 | | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 877,117 人 (865,617 人) | 105,398 ヲ所 (100,999 ヲ所) | 625,708 人 (613,798 人) | 84,433 ヲ所 (80,780 ヲ所) | | | |
| | うち任意継続被保険者数 | 7,253 人 (7,134 人) | | 6,268 人 (6,171 人) | | 標準報酬総額 | | |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 553,848 人 (557,124 人) | 3,523,279 百万円 (3,494,028 百万円) | 384,444 人 (383,606 人) | 2,479,871 百万円 (2,443,236 百万円) | 保険給付費 | | |
| | 加入者計 (①+②) | 1,430,965 人 (1,422,741 人) | 208,798 百万円 (210,393 百万円) | 1,010,152 人 (997,404 人) | 150,771 百万円 (151,280 百万円) | | | |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 52 人 | 契約職員 | 76 人 | 41 人 | 契約職員 | 56 人 | |
| | 健康保険証 | 296,976 件 | 高年齢受給者証 | 20,646 件 | 健康保険証 | 高年齢受給者証 | 限度額適用認定証(年度未現在有効数) | 221,518 件 |
| 現金給付 | 高額療養費 | 34,717 件 | 傷病手当金 | 47,341 件 | 高額療養費 | 傷病手当金 | 出産育児一時金 | 339,769 件 |
| | 高額査定通知 | 369 件 | ターナーアラウンド通知 | 735,359 (350) | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | 医療費通知(イタタネット) | 517,243 (265) |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 資格点検 | 内容点検 | 外傷点検 | 資格点検 | 内容点検 | 診察内容等査定効果額 | 外傷点検 | |
| | 1,298 円 | 173 円 | 439 円 | 1,393 円 | 223 円 | 146 円 | 391 円 | |
| 福祉事業/その他 | 高額医療費貸付件数 | 2 件 | 健康保険委員嘱目者数 | 37 件 | 高額医療費貸付件数 | 健康保険委員嘱目者数 | 4,356 人 | |
| | 36 件 | 2 件 | 7,037 人 | 2 件 | 2 件 | | | |
| 保健 | 被保険者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | |
| 保健指導 | 246,771 件 (41.4%) | 41,394 件 (19.3%) | 29,835 件 (19.3%) | 225,797 件 (53.7%) | 35,349 件 (18.3%) | 19,687 件 (18.3%) | 181 件 | |
| | 初回面談 4,401 件 (6.8%) | 実績評価 3,510 件 (5.4%) | 被保険者(その他の保健指導) | 初回面談 8,005 件 (15.4%) | 実績評価 6,801 件 (13.1%) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) | |
| 上目目標 | 加入者に占める人工透析患者数を0.1%以下にする | | | | | | | |
| | 埼玉県や医師会等と連携した糖尿病等の重症化予防事業の実施 | | | | | | | |
| 主な取組 | 事業主や関係団体等と連携した健康経営事業の推進 | | | | | | | |
| | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | | | | | | |
| 保険者機能発揮のための 具体的な取組 | 埼玉県保険者協議会ならびに各専門部会及び埼玉県地域保健医療計画等推進協議会などの場において、医療保険制度の現状と課題、保険者との連携等について意見発信 | | | | | | | |
| | 地域保健医療・地域医療構想協議会(10医療圏)に参画、医療保険者の立場から医療提供体制の構築等に向けて意見発信 | | | | | | | |
| 収入 (A) | 【加入者の健康度を高めること】 | | | | | | | |
| | 自治体と連携し、特定健診とがん検診の同時受診が可能な集団健診の実施を推進 | | | | | | | |
| 支出 (B) | 健康経営埼玉推進協議会(埼玉県、さいたま市、健康運、協会けんぽ)主催の健康経営セミナーを実施 | | | | | | | |
| | 埼玉県と連携し、がん検診インセンティブ事業を展開 | | | | | | | |
| 収支差 (A-B) | 埼玉県や大学等と協働で特定健康診査の実施結果や医療費等に関する分析を実施 | | | | | | | |
| | 【医療費等の適正化】 | | | | | | | |
| 収入 (A) | 【医療費等の適正化】 | | | | | | | |
| | シネリミック医薬品使用促進に向けて、使用割合の低い若年層の子どもを持つ家族を対象にSNS等や医療機関における広報を展開 | | | | | | | |
| 支出 (B) | 【医療費等の適正化】 | | | | | | | |
| | 「返納金」権限の保険者間調整、法的手続き、弁護士名義による回収強化 | | | | | | | |
| 収支差 (A-B) | 「返納金」権限の保険者間調整、法的手続き、弁護士名義による回収強化 | | | | | | | |
| | 「返納金」権限の保険者間調整、法的手続き、弁護士名義による回収強化 | | | | | | | |
| 支収支 (概要) | 収入 (A) | 347,613 [346,590] | 347,613 [178,941] | 245,528 [244,801] | 245,528 [126,728] | 支出 (B) | | |
| | 支出 (B) | 337,561 [336,780] | 313,706 [164,259] | 236,232 [235,670] | 220,151 [115,934] | 収支差 (A-B) | | |
| 予算 | 収入 (A) | | | | | 収支差 (A-B) | | |
| | 支出 (B) | | | | | 収支差 (A-B) | | |
| 決算 | 収入 (A) | | | | | 収支差 (A-B) | | |
| | 支出 (B) | | | | | 収支差 (A-B) | | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 東 京 | | 神 奈 川 | |
|-----------------------------|---|---|--|--|---------------------------------------|
| | | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 |
| 概況 | 被保険者数 ① | 3,741,713 人 (3,683,414 人) | 403,299 ヲ所 (384,818 ヲ所) | 1,041,206 人 (1,026,794 人) | 141,058 ヲ所 (134,659 ヲ所) |
| | うち任意継続被保険者数 | 14,124 人 (13,748 人) | | 9,622 人 (9,283 人) | 標準報酬総額 |
| | 被扶養者数 ② | 1,831,543 人 (1,826,854 人) | 15,248,392 百万円 (15,015,475 百万円) | 632,107 人 (636,187 人) | 4,345,127 百万円 (4,297,158 百万円) |
| | ()内は前年度の値 | | 保険給付費 | | 保険給付費 |
| 加入者計 (①+②) | 5,573,256 人 (5,510,268 人) | 814,021 百万円 (819,131 百万円) | | 253,347 百万円 (256,598 百万円) | |
| 常勤職員 | 145 人 | 契約職員 174 人 | 68 人 | 契約職員 83 人 | |
| 健康保険証 | 健康保険証 1,532,054 件 | 高年齢受給者証 73,461 件 | 健康保険証 364,001 件 | 高年齢受給者証 25,788 件 | 限度額適用認定証(年度未現在有効数) 48,885 件 (37,692) |
| 各種証発行 | 高額療養費 114,260 件 | 出産育児一時金 206,637 件 | 高額療養費 33,558 件 | 傷病手当金 57,325 件 | 出産育児一時金 13,472 件 |
| 現金給付 | 高額査定通知 1,326 件 | ターニアラウンド通知 67,944 件 | 高額査定通知 478 件 | ターニアラウンド通知 23,440 件 | その他の現金給付 560,777 件 |
| 各種サービス | 資格点検 1,271 円 | 内容点検 127 円 | 資格点検 46 件 | 内容点検 274 円 | 医療費通知(インターネット) 口座振替(任継) 878,247 (575) |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 1,271 円 | 66 円 | 180 円 | 274 円 | 92 円 |
| 福祉事業/その他 | 高額医療費貸付件数 204 件 | 健康保険委員嘱者数 9,330 人 | 高額医療費貸付件数 46 件 | 健康保険委員嘱者数 3 件 | 健康保険委員嘱者数 11,840 人 |
| 保 健 事 業 | 健診 | 被保険者 827,091 件 (36.7%) | 被扶養者 98,663 件 (19.0%) | 被保険者 365,379 件 (51.7%) | 被扶養者 31,737 件 (17.8%) |
| | 保健指導 | 初回面談 18,560 件 (9.8%) | 実績評価 14,731 件 (7.8%) | 被保険者(特定保健指導)実施率 6,231 件 (9.1%) | 被保険者(特定保健指導) 2,453 件 |
| 上 位 目 標 | 40歳以上の加入者について、性年齢別の「心不全」、「脳卒中」、「腎不全(透析)」の新規発症者の割合が、事業開始時点を下回る | | | | |
| | 主な取組 | 健診結果から慢性腎臓病(CKD)が疑われる未治療者への早期受診勧奨 ・糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 | 被保険者(特定保健指導)実施率 1,635 件 (7.8%) 被保険者(その他の保健指導) 1,635 件 (19.0%) | 初回面談 7,622 件 (9.1%) 実績評価 6,231 件 (7.4%) | 被保険者(その他の保健指導) 2,453 件 |
| 保 険 者 機 能 発 揮 の 具 体 的 な 取 組 | 【医療等の質や効率性の向上】 | 【医療等の質や効率性の向上】 | 【医療等の質や効率性の向上】 | 【医療等の質や効率性の向上】 | 【医療等の質や効率性の向上】 |
| | ・東京都地域医療構想調整会議、「東京都被保険者協議会」等に参画し意見発信 ・健康情報ラジオ番組「協会けんぽ健康サポート」の放送、ラジオ運動ウエブサイト運営 ・生活習慣病予防を目的とした減塩料理動画をYouTube配信 ・事業所への健康企業レポートの送付、健康づくりオンライン講座の開催 ・関係団体(商工会議所、社会保険労務士会)と連携した健康経営促進のセミナーをYouTube配信 ・健康保険委員向けにコロナ感染予防のパンフレットを提供 【医療費等の適正化】 ・後発医薬品安心使用促進協議会での意見発信、薬局へのジェネリック医薬品処方割合通知の送付 ・資格喪失後受診が特多い事業所を対象とした保険証返納の啓発ポスター・チラシの配布 ・資格の適正化を目的に、被扶養者資格の再確認に係る被扶養者状況(ET未提出事業所への提出勧奨 ・限度額適用認定証の使用促進のため、医療機関窓口にて申請書を配置 ・柔道整復施療養費の適正化のため多部位・頻回受療者への照会や柔道整復師への面直接確認の実施 ・海外療養費の適正化に向けた、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認の実施 ・加入事業所及び医療機関へのポスター・チラシの配布による保険証返納の啓発 | ・神奈川県保健医療計画推進会議等での意見発信 ・神奈川県国民健康保険協議会での国民健康保険財政安定化の観点からの意見発信 ・地域医療構想調整会議での地域の医療提供体制への働きかけを目的とした意見発信 【加入者の健康度を高めること】 ・協定締結4市と協働したWeb活用による健康保険委員研修会での健康講座の実施 ・金融機関との提携による協定けんぽ加入者向け「特別金利定期預金」を活用した健診の推進 ・GIS(地理情報システム)を活用した健診受診勧奨 【健康費等の適正化】 ・健康宣言を行った事業所に対する事業所カルテの提供及び無料の出前講座の実施 ・ジェネリック医薬品使用促進及びびん・センターアップ制度の周知を目的としたWEB広告等の実施 ・柔道整復施療養費の適正化に向けた、正しいかかり方の啓発リーフレットの作成及び事業所への配布 ・海外療養費の適正化に向けた、外部委託を活用した診療明細の精査や翻訳内容の再確認の実施 ・加入事業所及び医療機関へのポスター・チラシの配布による保険証返納の啓発 | ・未受診の被扶養者を対象とした自己負担無料集団健診の2サイクルの実施 ・健診当日に特定保健指導を実施する健診実施機関の確保 | ・循環器系疾患の一人当たり医療費の伸びを抑制し、令和4年度時点で26,222円以下にする | |
| 収入 (A) | 収入 (A) | 収入 (A) | 収入 (A) | 収入 (A) | 収入 (A) |
| 支出 (B) | 支出 (B) | 支出 (B) | 支出 (B) | 支出 (B) | 支出 (B) |
| 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) |
| 予 算 | 1,386,060 [1,382,008] | 1,386,060 [718,614] | ±0 [0] | 439,114 [437,837] | ±0 [228,609] |
| 決 算 | 1,469,407 [1,466,595] | 1,368,337 [722,183] | 101,070 [3,991] | 421,742 [420,743] | 29,298 [207,978] |
| 単位:百万円 | | | | | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 新 | | 潟 | | 山 | |
|---------------------------|---|-----------|--------------|--------------------|-------------------|--------------------|--------------|
| | | 加入者数 | | 加入者数 | | 加入者数 | |
| | | 事業所数 | | 事業所数 | | 事業所数 | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 501,945 人 | (504,690 人) | 39,477 ヶ所 | (39,097 ヶ所) | 259,084 人 | (260,479 人) |
| | うち任意継続被保険者数 | 5,002 人 | (4,911 人) | | | 3,028 人 | (2,968 人) |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 306,136 人 | (312,339 人) | 1,846,702 百万円 | (1,862,317 百万円) | 149,363 人 | (152,777 人) |
| | 加入者計 (①+②) | 808,081 人 | (817,029 人) | 117,475 百万円 | (121,018 百万円) | 408,447 人 | (413,256 人) |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 35 人 | 71 人 | 契約職員 | 71 人 | 28 人 | 契約職員 |
| | 健康保険証 | 140,671 件 | 11,651 件 | 高年齢受給者証 | 25,416 件 | 高年齢受給者証 | 6,272 件 |
| 各種証発行 | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | | | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | |
| | 現金給付 | 13,453 件 | 28,541 件 | 出産育児一時金 | 6,735 件 | 出産育児一時金 | 3,330 件 |
| 各種サービス | 高額療養費 | 107 件 | 10,128 件 | 医療費通知(インターネット) | 441,171 (144) | 高額療養費 | 8,372 件 |
| | 資格点検 | 1,125 円 | 169 円 | 外傷点検 | 98 円 | 高額査定通知 | 60 件 |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 内容点検 | 169 円 | 181 円 | 資格点検 | 1,349 円 | 内容点検 | 154 円 |
| | 診療内容等査定効果額 | 0 件 | 0 件 | 高額医療費貸付件数 | 44 件 | 診療内容等査定効果額 | 102 円 |
| 福祉事業/その他 | 健康保険委員委嘱者数 | 5,758 人 | 5,758 人 | 健康保険委員委嘱者数 | 5,758 人 | 健康保険委員委嘱者数 | 3,805 人 |
| | 被扶養者 | 229,835 件 | (67.9%) | 被扶養者 | 23,085 件 | (27.0%) | 被扶養者 |
| 健診 | 生活習慣病予防健診(受診率) | 48,644 件 | | 特定健診(受診率) | 23,085 件 | | 特定健診(受診率) |
| | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 9,967 件 | (21.6%) | 実績評価(実施率) | 8,029 件 | (17.4%) | 実績評価(実施率) |
| 保健指導 | 初回面談 | 9,967 件 | (21.6%) | 実績評価 | 8,029 件 | (17.4%) | 実績評価 |
| | 脳血管疾患の発症を防ぐ | | | | | | |
| 上位目標 | 被保険者 | 229,835 件 | (67.9%) | 被保険者 | 23,085 件 | (27.0%) | 被保険者 |
| | 特定健診(受診率) | 48,644 件 | | 特定健診(受診率) | 23,085 件 | | 特定健診(受診率) |
| 主な取組 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 9,967 件 | (21.6%) | 実績評価(実施率) | 8,029 件 | (17.4%) | 実績評価(実施率) |
| | 初回面談 | 9,967 件 | (21.6%) | 実績評価 | 8,029 件 | (17.4%) | 実績評価 |
| 保 | 被保険者(特定保健指導) | 9,967 件 | (21.6%) | 実績評価(実施率) | 8,029 件 | (17.4%) | 実績評価(実施率) |
| | 被保険者(その他の保健指導) | 9,967 件 | (21.6%) | 実績評価(実施率) | 8,029 件 | (17.4%) | 実績評価(実施率) |
| 事業 | 未治療者への業者委託による電話での受診勧奨、地域との連携による重症化予防事業の実施 | | | | | | |
| | 健康宣言事業での、支部独自「けんこう職場おすめプラン」を活用した高血圧予防改善コースの実施 | | | | | | |
| 第2期 保健事業 実施計画 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | | | | | |
| | ・保健医療推進協議会、地域医療構想調整会議への参画及び意見発信 | | | | | | |
| 保 | ・富山県医療推進協議会、地域医療構想調整会議での意見発信 | | | | | | |
| | 【加入者の健康度を高めること】 | | | | | | |
| 事業 | ・協定締結者との連携による特定健診受診券予告通知の発送 | | | | | | |
| | ・集団健診会場での健診結果手渡し方法による特定保健指導の実施 | | | | | | |
| 保 | ・上越市・角沼市の保健師、栄養士による協会加入者への人工透析予防サポートの実施 | | | | | | |
| | ・南魚沼地域との連携によるCKD専門医への受診勧奨 | | | | | | |
| 事業 | ・事業主への未治療者に対する医療機関受診勧奨に関する協力依頼文書の発送 | | | | | | |
| | 【医療費等の適正化】 | | | | | | |
| 保 | ・若年層への医療費適正化対策の一環として、大学の健康保険セミナー実施 | | | | | | |
| | ・返納金債権発生防止のため、事業所へ前年度資格喪失後受診による保険給付費のお知らせ送付 | | | | | | |
| 事業 | ・レセプト点検効果向上のための勉強会、研修会及び個別面談指導の実施 | | | | | | |
| | ・紹介状なし大病院受診時特定額負担の周知による適正受診の推進 | | | | | | |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [104,061] |
| | 支出 (B) | 172,796 | [172,461] | 161,012 | [82,454] | 88,244 | [94,251] |
| 支 | 収入 (A) | 188,330 | [187,762] | 188,330 | [94,573] | 104,375 | [10 |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 山 | | 梨 | | 長 | | 野 | | |
|---------------------------|---|----------------------|-----------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|-------------------|
| | | 加入者数 | | 事業所数 | | 加入者数 | | 事業所数 | | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 154,027 人 | (154,687 人) | 15,657 ヲ所 | (15,496 ヲ所) | 403,726 人 | (403,663 人) | 37,754 ヲ所 | (36,841 ヲ所) | |
| | うち任意継続被保険者数 | 1,199 人 | (1,179 人) | 標準報酬総額 | | うち任意継続被保険者数 | | 標準報酬総額 | | |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 98,348 人 | (100,517 人) | 590,474 百万円 | (594,368 百万円) | 被扶養者数 ② | (3,211 人) | 1,515,881 百万円 | (1,527,735 百万円) | |
| | 加入者計 (①+②) | 252,375 人 | (255,204 人) | 保険給付費 | | 加入者計 (①+②) | (256,981 人) | 保険給付費 | | |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 26 人 | 契約職員 | 29 人 | | 常勤職員 | 35 人 | 契約職員 | 56 人 | |
| | 健康保険証 | 45,903 件 | 高年齢受給者証 | 8,148 件 | 高年齢受給者証 | 114,204 件 | 高年齢受給者証 | 9,279 件 | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 20,543 件 (16,336) |
| 各種証発行 | 高額療養費 | 7,184 件 | 傷病手当金 | 2,299 件 | その他の現金給付 | 18,180 件 | 傷病手当金 | 21,903 件 | 出産育児一時金 | 5,688 件 |
| | 高額査定通知 | 126 件 | ターナーアラウンド通知 | 134,432 (46) | 医療費通知(引継) | 388 件 | ターナーアラウンド通知 | 147 件 | 医療費通知(引継) | 349,816 (124) |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 資格点検 | 1,098 円 | 内容点検 | 324 円 | 外傷点検 | 443 円 | 資格点検 | 275 円 | 内容点検 | 135 円 |
| | 高額医療費貸付件数 | 0 件 | 健康保険委員会嘱者数 | 1,913 人 | 健康保険委員会嘱者数 | 16 件 | 高額医療費貸付件数 | 0 件 | 健康保険委員会嘱者数 | 4,681 人 |
| 福祉事業/その他 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | |
| 保健指導 | 被保険者 (71.3%) | 12,987 件 | 被保険者(その他の保健指導) | 9,252 件 (34.3%) | 被保険者 (53.9%) | 30,614 件 | 被保険者(その他の保健指導) | 16,813 件 (25.8%) | 被保険者(その他の保健指導) | |
| | 初回面談 3,573 件 (22.6%) | 実績評価 2,511 件 (15.9%) | 2,695 件 | 初回面談 10,729 件 (29.4%) | 実績評価 6,624 件 (18.2%) | 初回面談 10,729 件 (29.4%) | 実績評価 6,624 件 (18.2%) | 初回面談 10,729 件 (29.4%) | 実績評価 6,624 件 (18.2%) | |
| 上位目標 | ・対象者が必要な治療等を受けることによる糖尿病による人工透析者の新規発生が10%減少する | | | | | | | | | |
| | ・特定健診、特定保健指導の確実な実施、血糖値やHbA1c等の値が要治療域の方に対する受診勧奨等 | | | | | | | | | |
| 主な取組 | ・事業所向けに糖尿病予防に関するチラシ等の配布や要治療域前の加入者に対し運動勧奨通知を送付 | | | | | | | | | |
| | 【医療等の質や効率的性の向上】 ・医療者協議会、県国保運営協議会など主要会議での意見発信(GE医薬品使用促進状況等) ・外部講師を招いた研修の開催(レセプト点検員研修)、外部業者を活用した広報物添削業務の実施 【加入者の健康度を高めること】 ・医療機関と連携しシヨッピングモールの利便性・集客力を活用した集団健診及び保健指導の継続実施 ・市町村や健診機関と連携した当日保健指導の拡大と継続実施 ・健康宣言事業所に対する事業所カルテや健康情報冊子等の提供、健康保険委員より定期的定期発行 ・山梨県社会保険労働者協会の協力を得て、制度や手続等のお知らせを社労士を通じて事業所に周知 【医療費等の適正化】 ・ジェネリック使用状況を集計・分析した見える化したツールによる県内医療機関・薬局への発信や訪問説明 ・本部「医薬品実績リスト」を活用したツールの作成及び医療機関・薬局への提供(一般名処方大事業) ・若年層の保険者向けに支部独自のジェネリック医薬品使用促進に係る勧奨通知の作成・発送 ・保険証未回収補発事業所への文書案内や訪問、事業所向け外国語翻訳チラシ(6か国語)の作成、配布 ・弁護士名による催告、保険者間調整、法的手続きによる債権回収の促進 | | | | | | | | | |
| 収入 (概要) | 収入 (A) | | 支出 (B) | | 収入 (A) | | 支出 (B) | | 収支差 (A-B) | |
| | [保険料収入] | | [地域差分] | | [保険料収入] | | [地域差分] | | [地域差分] | |
| 予算 | 61,472 [61,291] | | 61,472 [31,989] | | 155,801 [155,338] | | 155,801 [78,733] | | ±0 [0] | |
| | 56,672 [56,503] | | 52,397 [27,666] | | 143,658 [143,384] | | 134,458 [69,458] | | 9,200 [▲458] | |
| 決算 | | | | | | | | | | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | 収 | | 卓 | | 静 | | 岡 | | |
|---------------------------|---|--|--|---|---|---|---|-------------------|---------------|
| | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 450,651 人 (451,281 人) | 36,954 ヲ所 (36,152 ヲ所) | 被保険者数 ① | 643,812 人 (641,716 人) | 64,385 ヲ所 (63,127 ヲ所) | | | |
| | うち任意継続被保険者数 | 4,057 人 (3,952 人) | | うち任意継続被保険者数 | 5,020 人 (4,975 人) | | | | |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 305,475 人 (311,607 人) | 1,792,248 百万円 (1,815,052 百万円) | 被扶養者数 ② | 390,510 人 (396,378 人) | 2,535,036 百万円 (2,551,931 百万円) | | | |
| | 加入者計 (①+②) | 756,126 人 (762,888 人) | 112,343 百万円 (114,870 百万円) | 加入者計 (①+②) | 1,034,322 人 (1,038,094 人) | 151,775 百万円 (154,507 百万円) | | | |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 36 人 | 契約職員 | 49 人 | 常勤職員 | 45 人 | 契約職員 | 64 人 | |
| | 健康保険証 | 133,292 件 | 高齡受給者証 | 10,105 件 | 健康保険証 | 198,543 件 | 高齡受給者証 | 14,483 件 | |
| 各種証発行 | 限度額適用認定証(年度未現在有効数) | | 21,933 件 (17,474) | 限度額適用認定証(年度未現在有効数) | | 33,087 件 (26,387) | | | |
| | 現金給付 | 高額療養費 | 24,963 件 | 傷病手当金 | 24,207 件 | 出産育児一時金 | 6,289 件 | その他の現金給付 | 306,750 件 |
| 各種サービス | 高額査定通知 | 114 件 | 13,129 件 | ターニアラウンド通知 | 385,976 (118) | 1,568 件 | 医療費通知(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ) | 306,750 件 | |
| | 資格点検 | 987 円 | 375 円 | 内容点検 | 外傷点検 | 285 円 | 資格点検 | 170 円 | |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 診療内容等査定効果額 | 110 円 | 285 円 | 外傷点検 | 1243 円 | 118 円 | 診療内容等査定効果額 | 390 円 | |
| | 高額医療費貸付件数 | 23 件 | 0 件 | 健康保険委員委嘱者数 | 4,576 人 | 0 件 | 高額医療費貸付件数 | 15 件 | |
| 福祉事業/その他 | 被保険者 | 被扶養者 | 4,576 人 | 被保険者 | 被扶養者 | 14,841 人 | 被保険者 | 被扶養者 | |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | |
| 保健指導 | 163,370 件 (54.4%) | 25,275 件 | 19,582 件 (23.0%) | 261,917 件 (61.1%) | 46,901 件 | 22,644 件 (21.6%) | 22,644 件 (21.6%) | | |
| | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) | 876 件 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 実績評価(実施率) | 201 件 | 被保険者(その他の保健指導) | 201 件 | |
| 上目目標 | 初回面談 | 10,812 件 (31.2%) | 実績評価 | 9,463 件 (27.3%) | 初回面談 | 12,996 件 (24.8%) | 実績評価 | 9,042 件 (17.3%) | |
| | 循環器系疾患を減少させる | | | | | | | | |
| 主な取組 | たばこ対策として事業所へポスターを配布し、アンケート調査を実施 | | | | | | | | |
| | 調査研究事業を通じて、減塩対策を実施 | | | | | | | | |
| 保健事業 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | ・岐阜県医療構想調整会議への参画及び積極的な意見発信 | ・岐阜県医療構想調整会議への参画及び積極的な意見発信 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | ・岐阜県医療構想調整会議への参画及び意見発信 | ・岐阜県医療構想調整会議への参画及び意見発信 | ・岐阜県医療構想調整会議への参画及び意見発信 | | |
| | 【加入者の健康度を高めること】 | ・岐阜県、労働局と3者連名による事業者健診データの提供依頼実施 | ・岐阜県、労働局と3者連名による事業者健診データの提供依頼実施 | 【加入者の健康度を高めること】 | ・岐阜県、労働局と3者連名による事業者健診データの提供依頼実施 | ・岐阜県、労働局と3者連名による事業者健診データの提供依頼実施 | ・岐阜県、労働局と3者連名による事業者健診データの提供依頼実施 | | |
| 支収支(概要) | 被扶養者向け無料オプショナル集団健診の開催地域と実施回数(拡大及び当日保健指導の拡大) | | | 被扶養者向け無料オプショナル集団健診の開催地域と実施回数(拡大及び当日保健指導の拡大) | | | | | |
| | 健康経営の普及促進に向け、民間会社との覚書締結による「ざん健康経営認定事業所」の拡大 | | | 健康経営の普及促進に向け、民間会社との覚書締結による「ざん健康経営認定事業所」の拡大 | | | | | |
| 支収支(概要) | 【医療費等の適正化】 | ・柔道整復師療養費の適正化を目的とした、面接確認委員会の積極的な実施 | ・メデアアを活用した効果的な広報と、医療機関等への積極的な訪問によるジェネリック医薬品の使用促進 | 【医療費等の適正化】 | ・ジェネリック医薬品の使用促進 | ・ジェネリック医薬品の使用促進 | ・ジェネリック医薬品の使用促進 | | |
| | 【地域差の縮小】 | ・アンパマンを印刷したお薬手帳カバーの配布による、こと医療でんわ相談(※8000)の周知 | ・アンパマンを印刷したお薬手帳カバーの配布による、こと医療でんわ相談(※8000)の周知 | 【地域差の縮小】 | ・レセプトの地域差分析(年末の時間外受診頻度)に基づく「医療へのかかり方」啓発 | ・レセプトの地域差分析(年末の時間外受診頻度)に基づく「医療へのかかり方」啓発 | ・レセプトの地域差分析(年末の時間外受診頻度)に基づく「医療へのかかり方」啓発 | | |
| 支収支(概要) | 県内高校への啓発チラシ配布による、高校生及びその保護者を対象とした情報提供 | | | 県内高校への啓発チラシ配布による、高校生及びその保護者を対象とした情報提供 | | | | | |
| | 【医療費等の適正化】 | ・柔道整復師療養費の適正化を目的とした、面接確認委員会の積極的な実施 | ・メデアアを活用した効果的な広報と、医療機関等への積極的な訪問によるジェネリック医薬品の使用促進 | 【医療費等の適正化】 | ・ジェネリック医薬品の使用促進 | ・ジェネリック医薬品の使用促進 | ・ジェネリック医薬品の使用促進 | | |
| 支収支(概要) | 【地域差の縮小】 | ・アンパマンを印刷したお薬手帳カバーの配布による、こと医療でんわ相談(※8000)の周知 | ・アンパマンを印刷したお薬手帳カバーの配布による、こと医療でんわ相談(※8000)の周知 | 【地域差の縮小】 | ・レセプトの地域差分析(年末の時間外受診頻度)に基づく「医療へのかかり方」啓発 | ・レセプトの地域差分析(年末の時間外受診頻度)に基づく「医療へのかかり方」啓発 | ・レセプトの地域差分析(年末の時間外受診頻度)に基づく「医療へのかかり方」啓発 | | |
| | 県内高校への啓発チラシ配布による、高校生及びその保護者を対象とした情報提供 | | | 県内高校への啓発チラシ配布による、高校生及びその保護者を対象とした情報提供 | | | | | |
| 支収支(概要) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収支差 (A-B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収支差 (A-B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収支差 (A-B) |
| | 188,983 [188,433] | 188,983 [188,433] | ±0 [0] | 260,233 [259,460] | 260,233 [259,460] | ±0 [0] | 260,233 [259,460] | 260,233 [259,460] | ±0 [0] |
| 支収支(概要) | 173,943 [173,567] | 161,834 [161,834] | 12,109 [678] | 241,099 [240,523] | 225,877 [225,877] | 15,223 [▲928] | 241,099 [240,523] | 225,877 [225,877] | 15,223 [▲928] |
| | 予算 | 決算 | | | | | | | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | 愛 | | 知 | | 三 | | 重 | |
|---------------------------|---|---------------------------------|---|-------------------------|---|-------------------------|---|---------------------------------|
| | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 |
| 概況 | 被保険者数 ① | 137,870 ヲ所 (133,825 ヲ所) | 被保険者数 ① | 28,895 ヲ所 (28,266 ヲ所) | 被保険者数 | 28,895 ヲ所 (28,266 ヲ所) | 被保険者数 | 28,895 ヲ所 (28,266 ヲ所) |
| | うち任意継続被保険者数 | 6,384,723 百万円 (6,455,310 百万円) | うち任意継続被保険者数 | 3,765 人 (3,687 人) | うち任意継続被保険者数 | 3,765 人 (3,687 人) | 標準報酬総額 | 1,244,255 百万円 (1,260,776 百万円) |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 983,390 人 (1,004,242 人) | 被扶養者数 ② | 198,095 人 (201,658 人) | 被扶養者数 | 198,095 人 (201,658 人) | 保険給付費 | 76,432 百万円 (78,505 百万円) |
| | 加入者計 (①+②) | 2,506,272 人 (2,530,227 人) | 加入者計 (①+②) | 514,201 人 (520,637 人) | 加入者計 (①+②) | 514,201 人 (520,637 人) | 常勤職員 | 33 人 契約職員 41 人 |
| 健康保険給付等 | 健康保険証 | 498,323 件 | 健康保険証 | 101,067 件 | 健康保険証 | 101,067 件 | 高年齢受給者証 | 6,547 件 |
| | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 27,933 件 | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 67,863 件 (51,288) | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 67,863 件 (51,288) | 高年齢受給者証 | 6,547 件 |
| 現金給付 | 高額療養費 | 67,811 件 | 高額療養費 | 821,366 件 | 高額療養費 | 12,241 件 | 傷病手当金 | 18,522 件 |
| | 高額査定通知 | 575 件 | 高額査定通知 | 1,288,699 (681) | 高額査定通知 | 61 件 | ターナーアラウンド通知 | 6,480 件 |
| 各種サービス | 資格点検 | 1,060 円 | 資格点検 | 81 円 | 資格点検 | 1,200 円 | 内容点検 | 124 円 |
| | 診療内容等査定効果額 | 31 件 | 診療内容等査定効果額 | 3 件 | 診療内容等査定効果額 | 19 件 | 内容点検 | 0 件 |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 健康保険給付 | 434,006 件 | 健康保険給付 | 66,739 件 (24.8%) | 健康保険給付 | 129,675 件 | 健康保険給付 | 14,390 件 (26.1%) |
| | 特定健康診査(受診率) | 670 件 | 特定健康診査(受診率) | 670 件 | 特定健康診査(受診率) | 21,424 件 | 特定健康診査(受診率) | 1,232 件 |
| 福祉事業/その他 | 被保険者 | 13,805 人 | 被保険者 | 13,805 人 | 被保険者 | 13,805 人 | 被保険者 | 2,672 人 |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 84,935 件 (45.5%) | 生活習慣病予防健診(受診率) | 84,935 件 (24.8%) | 生活習慣病予防健診(受診率) | 63.0% | 乳がん・子宮頸がん検診 | 14,390 件 (26.1%) |
| 保健 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 12,981 件 (10.9%) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 670 件 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 20.1% | 実績評価 | 4,209 件 (15.1%) |
| | 初回面談 | 16,966 件 (14.2%) | 初回面談 | 5,600 件 (20.1%) | 初回面談 | 5,600 件 (20.1%) | 実績評価 | 4,209 件 (15.1%) |
| 事業 | 糖尿病による年間新規透析者割合を過去最も低い値(0.008%)に減少させる | | 糖尿病による年間新規透析者割合を過去最も低い値(0.008%)に減少させる | | 糖尿病による年間新規透析者割合を過去最も低い値(0.008%)に減少させる | | 糖尿病による年間新規透析者割合を過去最も低い値(0.008%)に減少させる | |
| | 健診受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた受診勧奨等の実施 | | 健診受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた受診勧奨等の実施 | | 健診受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた受診勧奨等の実施 | | 健診受診率、特定保健指導実施率の向上に向けた受診勧奨等の実施 | |
| 要介護者に対する医療機関への受診勧奨等の実施 | 要介護者に対する医療機関への受診勧奨等の実施 | | 要介護者に対する医療機関への受診勧奨等の実施 | | 要介護者に対する医療機関への受診勧奨等の実施 | | 要介護者に対する医療機関への受診勧奨等の実施 | |
| | 【医療等の質や効率性の向上】 | | 【医療等の質や効率性の向上】 | | 【医療等の質や効率性の向上】 | | 【医療等の質や効率性の向上】 | |
| 保健指導 | 県内全11区域における地域医療構想推進委員会への参画と意見発信 | | 県内全11区域における地域医療構想推進委員会への参画と意見発信 | | 県内全11区域における地域医療構想推進委員会への参画と意見発信 | | 県内全11区域における地域医療構想推進委員会への参画と意見発信 | |
| | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | |
| 上目標 | 加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施 | | 加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施 | | 加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施 | | 加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施 | |
| | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | |
| 主な取組 | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | |
| | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | |
| 保健者機能発揮のための 具体的な取組 | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | |
| | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | | 【加入者の健康診査受診率を向上させるため、シヨッピングセンターやホテルにおいて集団健診を実施】 | |
| 支収支 (概要) | 収入 (A) | 684,950 | 収入 (A) | 128,967 | 収入 (A) | 128,967 | 収入 (A) | 128,967 |
| | 支出 (B) | 664,950 | 支出 (B) | 664,950 | 支出 (B) | 128,967 | 支出 (B) | 128,967 |
| 予算 | 収入 (A-B) | ±0 | 収入 (A-B) | ±0 | 収入 (A-B) | ±0 | 収入 (A-B) | ±0 |
| | 支出 (B) | 664,950 | 支出 (B) | 664,950 | 支出 (B) | 128,967 | 支出 (B) | 128,967 |
| 決算 | 収入 (A) | 615,156 | 収入 (A) | 118,955 | 収入 (A) | 118,955 | 収入 (A) | 118,955 |
| | 支出 (B) | 576,096 | 支出 (B) | 576,096 | 支出 (B) | 111,651 | 支出 (B) | 111,651 |
| 支収支 (概要) | 収入 (A-B) | 39,059 | 収入 (A-B) | 39,059 | 収入 (A-B) | 39,059 | 収入 (A-B) | 39,059 |
| | 支出 (B) | 576,096 | 支出 (B) | 576,096 | 支出 (B) | 111,651 | 支出 (B) | 111,651 |
| 単位:百万円 | 収入 (A) | 684,950 | 収入 (A) | 128,967 | 収入 (A) | 128,967 | 収入 (A) | 128,967 |
| | 支出 (B) | 664,950 | 支出 (B) | 664,950 | 支出 (B) | 128,967 | 支出 (B) | 128,967 |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 滋 | | 京 | | 都 | |
|---------------------------|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 加入者数 | | 加入者数 | | 加入者数 | |
| | | 事業所数 | | 事業所数 | | 事業所数 | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 212,473 人 | (211,806 人) | 531,346 人 | (531,505 人) | 52,897 ヲ所 | (51,453 ヲ所) |
| | うち任意継続被保険者数 | 2,902 人 | (2,901 人) | 6,562 人 | (6,496 人) | | 標準報酬総額 |
| | 被扶養者数 ② | 144,813 人 | (146,738 人) | 355,084 人 | (360,889 人) | | 2,149,111 百万円 (2,168,032 百万円) |
| | | | | | | | 保険給付費 |
| ()内は前年度の値 | 加入者計 (①+②) | 357,286 人 | (358,544 人) | 886,430 人 | (892,394 人) | 134,937 百万円 (140,213 百万円) | |
| 各種証発行 | 健康保険証 | 75,891 件 | 4,873 件 | 172,408 件 | 12,004 件 | 高年齢受給者証 | 45 人 |
| | 健康保険証 | 高年齢受給者証 | 高年齢受給者証 | 高年齢受給者証 | 高年齢受給者証 | 高年齢受給者証 | 高年齢受給者証 |
| | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 11,840 件 | (8,952) | 172,408 件 | 12,004 件 | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 29,256 件 (22,371) |
| | 傷病手当金 | 12,218 件 | 3,611 件 | 21,876 件 | 29,119 件 | 傷病手当金 | 8,277 件 |
| 現金給付 | 高額療養費 | 8,959 件 | 137,966 件 | 21,876 件 | 29,119 件 | 高額療養費 | 462,882 件 |
| | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | 医療費通知(イタナネット) | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | 医療費通知(イタナネット) | 口座振替(任継) |
| | 142 件 | 4,787 件 | 183,651 (76) | 987 件 | 123 件 | 13,347 件 | 445,987 (313) |
| | 資格点検 | 内容点検 | 外傷点検 | 資格点検 | 内容点検 | 診察内容等査定効果額 | 外傷点検 |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 1,279 円 | 187 円 | 77 円 | 301 円 | 1,225 円 | 204 円 | 105 円 |
| | 高額医療費貸付件数 | 0 件 | 健康保険委員委嘱者数 | 1,814 人 | 24 件 | 1 件 | 健康保険委員委嘱者数 |
| | 15 件 | 0 件 | 1,814 人 | 1,814 人 | 24 件 | 1 件 | 3,449 人 |
| | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 |
| 保健指導 | 特定健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) |
| | 88,602 件 | (64.3%) | 14,846 件 | (33.7%) | 198,746 件 | (57.7%) | 22,033 件 (22.1%) |
| | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 実績評価(3,182 件) | (17.3%) | 469 件 | 初回面談 7,035 件 | (16.3%) | 実績評価 5,408 件 (12.5%) |
| | 3,755 件 (20.4%) | 3,182 件 (17.3%) | 469 件 | 469 件 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 27,397 件 | 被保険者(その他の保健指導) |
| 上位目標 | 生活習慣病予防健診(受診率) | 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る | 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る | 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る | 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る | 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る | 滋賀県の健康寿命の延伸を見据え、虚血性心疾患及び他の心疾患の発症予防と医療費の適正化を図る |
| | 88,602 件 | (64.3%) | 14,846 件 | (33.7%) | 198,746 件 | (57.7%) | 22,033 件 (22.1%) |
| | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 実績評価(3,182 件) | (17.3%) | 469 件 | 初回面談 7,035 件 | (16.3%) | 実績評価 5,408 件 (12.5%) |
| | 3,755 件 (20.4%) | 3,182 件 (17.3%) | 469 件 | 469 件 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 27,397 件 | 被保険者(その他の保健指導) |
| 主な取組 | 診察機関や関係団体との協力連携による特定健診実施率及び特定保健指導実施率の向上 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 |
| | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 |
| | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 |
| | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 | ・特定健診実施率や特定保健指導実施率向上のための全職員による事業所訪問を実施 |
| 保健事業 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 |
| | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 |
| | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 |
| | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 | ・滋賀県医療審議会、地域医療構想調整会議及び被保険者協議会への参画と意見発信 |
| 支収支(概要) | 収入 (A) | 85,775 | [85,522] | 229,056 | [228,396] | 229,056 | [228,396] |
| | 支出 (B) | 79,965 | [79,749] | 74,785 | [74,619] | 196,325 | [196,328] |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [5,180] | ±0 | [5,180] | 132,731 | [132,068] |
| | 地域差分 | ±0 | [0] | ±0 | [0] | ±0 | [0] |
| 決算 | 収入 (A) | 210,873 | [210,328] | 210,873 | [210,328] | 210,873 | [210,328] |
| 支出 (B) | 145,449 | [145,449] | 145,449 | [145,449] | 145,449 | [145,449] | |
| 収支差 (A-B) | 65,424 | [64,879] | 65,424 | [64,879] | 65,424 | [64,879] | |
| 地域差分 | ±0 | [0] | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 鳥 島 | | 取 | | 鳥 島 | | 根 | | | |
|---------------------------|---|------------------|-----------------|-----------------|----------------|--|-----------------|--------------|--------------------|----------------|--------------|
| | | 加入者数 | | 事業所数 | | 加入者数 | | 事業所数 | | | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 127,563 人 | (127,875 人) | 10,303 ヲ所 | (10,120 ヲ所) | 被保険者数 ① | 151,932 人 | (153,890 人) | 12,520 ヲ所 | (12,458 ヲ所) | |
| | うち任意継続被保険者数 | 1,676 人 | (1,561 人) | | | うち任意継続被保険者数 | 2,111 人 | (2,117 人) | | | |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 76,767 人 | (77,942 人) | 437,145 百万円 | (437,048 百万円) | 被扶養者数 ② | 91,246 人 | (94,470 人) | 535,747 百万円 | (540,164 百万円) | |
| | 加入者計 (①+②) | 204,330 人 | (205,817 人) | 32,152 百万円 | (32,921 百万円) | 加入者計 (①+②) | 243,178 人 | (248,360 人) | 40,711 百万円 | (41,770 百万円) | |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 25 人 | 契約職員 | 26 人 | | 常勤職員 | 23 人 | 契約職員 | 30 人 | | |
| | 健康保険証 | 36,957 件 | 高年齢受給者証 | 2,923 件 | 健康保険証 | 41,490 件 | 高年齢受給者証 | 3,984 件 | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 10,376 件 | (7,913) |
| | 高額療養費 | 4,823 件 | 傷病手当金 | 7,829 件 | 出産育児一時金 | 2,009 件 | 高額療養費 | 9,602 件 | 傷病手当金 | 8,656 件 | 2,154 件 |
| | 高額査定通知 | 27 件 | ターナーアラウンド通知 | 111,762 (23) | 医療費通知(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ) | 33,526 件 | 高額査定通知 | 95 件 | ターナーアラウンド通知 | 6,745 件 | 135,245 (34) |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 資格点検 | 1,629 円 | 内容点検 | 300 円 | 外傷点検 | 1,610 円 | 資格点検 | 155 円 | 内容点検 | 116 円 | 304 円 |
| | 診療内容等査定効果額 | 0 件 | | | 診療内容等査定効果額 | 0 件 | | | | | |
| 福祉事業/その他 | 高年齢医療費貸付件数 | 1 件 | 健康保険委員会嘱者数 | 2,881 人 | 高年齢医療費貸付件数 | 3 件 | 高年齢医療費貸付件数 | 0 件 | 健康保険委員会嘱者数 | 2,912 人 | |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 47,828 件 (56.3%) | 7,847 件 (22.6%) | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被扶養者 | 被扶養者 |
| 保健指導 | 初回面談 | 2,910 件 (29.0%) | 実績評価 | 1,665 件 (16.6%) | 215 件 | 初回面談 | 4,195 件 (28.8%) | 実績評価 | 3,365 件 (23.1%) | 717 件 | |
| | 健康経営(コラボヘルス)の推進により、加入者の健康度を向上する | | | | | | | | | | |
| 主な取組 | 被保険者の健康度向上を目的とする。鳥取県等と連携した「健康経営推進事業」 | | | | | 外部委託を積極的に活用した糖尿病性腎症重症化予防事業の実施 | | | | | |
| | 市町村等と連携した、被扶養者の「特定健診がん検診のダブル受診事業」 | | | | | 運動促進動画を制作し、健康保険委員・関係機関を中心に広報を実施 | | | | | |
| 保 健 事 業 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | | | | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | | | | |
| | ・地域医療構想調整会議(県内3構想調整会議)、県医療費適正化会議等への参画 | | | | | ・県内全地域の地域医療構想調整会議及び医療審議会、保険者協議会への参画及び意見発信 | | | | | |
| 上 位 目 標 | 【加入者の健康度を高めること】 | | | | | 【加入者の健康度を高めること】 | | | | | |
| | ・鳥取県、マスコミ、協賛企業との協働による「鳥取県民健康になろうプロジェクト2020」の実施 | | | | | ・支店独自の健康経営実践制度「ヘルス・マネジメント認定制度」の普及促進(宣言1,172社、認定157社) | | | | | |
| 支 部 機 能 発 揮 の 具 体 的 な 取 組 | ・県内全市町村との共同広報の実施(市町村別健診チラシ・特定健診がん検診の同時受診案内チラシ等) | | | | | ・鳥取支店医療費分析報告書(平成30年度予一列版)を作成し市町村や関係機関等へ発信 | | | | | |
| | ・かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防事業の実施 | | | | | ・特定保健指導の当日実施や骨健康度測定等を付加した集団健診を実施 | | | | | |
| 支 部 収 支 (概 要) | ・生活習慣病予防健診未受診事業所に対する事業者健診結果提供依頼の文書勧奨の実施 | | | | | ・健康保険委員の事業所と連携し、事業主と連携して特定健診受診勧奨を実施 | | | | | |
| | ・生活習慣病予防健診未受診事業所に対する事業者健診結果提供依頼の文書勧奨の実施 | | | | | 【医療費等の適正化】 | | | | | |
| 予 算 | ・柔道整復施術療養費について、本部基準及び支店独自基準による患者照会を実施 | | | | | ・鳥取県・医師会・薬剤師会・保険者協議会と連名によるシエネック医薬品使用促進ポスター作成 | | | | | |
| | ・限度額適用認定証の利用促進のため、医療機関へ文書等による協力依頼 | | | | | ・柔道整復施術療養費の適正化(特に部位ごころがしの疑い)対策として施術管理者の面談確認を実施 | | | | | |
| 決 算 | ・債権発生防止を図るため、事業所への文書等による保険証回収の協力依頼 | | | | | ・限度額適用認定証の利用促進のため、県内88医療機関に申請書を設置 | | | | | |
| | ・債権発生防止を図るため、事業所への文書等による保険証回収の協力依頼 | | | | | ・保険証の早期回収強化及び法的な手続き、保険者間調整による返納金回収強化 | | | | | |
| 支 部 収 支 (概 要) | 収入 (A) | 45,911 | [45,779] | 45,911 | [23,978] | 収入 (A) | 57,868 | [57,703] | 57,868 | [30,826] | |
| | 支出 (B) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 50,274 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| 単 位 : 百 万 円 | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| 単 位 : 百 万 円 | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |
| | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | 収支差 (A-B) | ±0 | [0] | ±0 | [0] | |
| | 【地域差分】 | | | | | 【地域差分】 | | | | | |
| | 収入 (A) | 42,686 | [42,597] | 39,830 | [21,208] | 収入 (A) | 53,166 | [53,062] | 50,274 | [27,613] | |
| | 支出 (B) | 45,911 | [45,779] | 39,830 | [21,208] | 支出 (B) | 57,868 | [57,703] | 50,274 | [27,613] | |

各支部の運営状況（2020年度）

| | | 岡 | | 山 | | 広 | | 島 | |
|---------------------------|-----------------------|--|--|-----------------------|----------------------|-----------------------|----------------------|------------------|--------------------|
| 概況 | 被保険者数 ① | 438,220 人 | (441,396 人) | 38,314 ヲ所 | (37,735 ヲ所) | 663,006 人 | (660,292 人) | 55,806 ヲ所 | (54,570 ヲ所) |
| | うち任意継続被保険者数 | 5,385 人 | (5,333 人) | 標準報酬総額 | | うち任意継続被保険者数 | (7,978 人) | 標準報酬総額 | |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 279,945 人 | (286,421 人) | 1,682,930 百万円 | (1,689,840 百万円) | 被扶養者数 ② | (436,802 人) | 2,575,496 百万円 | (2,577,962 百万円) |
| | 加入者計 (①+②) | 718,165 人 | (727,817 人) | 113,751 百万円 | (117,383 百万円) | 加入者計 (①+②) | (1,097,094 人) | 167,666 百万円 | (171,275 百万円) |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 38 人 | 契約職員 | 56 人 | | 常勤職員 | 52 人 | 契約職員 | 72 人 |
| | 健康保険証 | 147,332 件 | 高年齢受給者証 | 9,571 件 | 健康保険証 | 14,740 件 | 高年齢受給者証 | 14,740 件 | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) |
| 現金給付 | 高額療養費 | 18,857 件 | 24,360 件 | 6,948 件 | 202,278 件 | 高額療養費 | 18,562 件 | 35,896 件 | 9,743 件 |
| | 高額査定通知 | 85 件 | 15,419 件 | 375,809 (148) | 1,613 件 | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | ターナーアラウンド通知 | 医療費通知(イタターネット) |
| 各種サービス | 資格点検 | 内容点検 | 外傷点検 | 診療内容等査定効果額 | | 資格点検 | 内容点検 | 診療内容等査定効果額 | |
| | 1,245 円 | 183 円 | 367 円 | 129 円 | 1,227 円 | 214 円 | 214 円 | 125 円 | 382 円 |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 高年齢医療費貸付件数 | 6 件 | 0 件 | 健康保険委員会嘱者数 | 3,836 人 | 高年齢医療費貸付件数 | 41 件 | 0 件 | 健康保険委員会嘱者数 |
| | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 |
| 保健 | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | |
| | 157,095 件 (55.9%) | 40,409 件 | 16,534 件 (22.8%) | 16,534 件 (22.8%) | | 225,311 件 (51.6%) | 49,437 件 | 25,753 件 (22.5%) | |
| 保健指導 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) | | 被保険者(その他の保健指導) | | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | | 被保険者(その他の保健指導) | |
| | 初回面談 15,015 件 (36.8%) | 実績評価 11,637 件 (28.5%) | 118 件 | 初回面談 11,895 件 (20.5%) | 実績評価 9,098 件 (15.7%) | 初回面談 11,895 件 (20.5%) | 実績評価 9,098 件 (15.7%) | | |
| 事業 | 上目標 | ・新規透折導入割合を0.01%以下(82人以下)とする | | | | | | | |
| | 主な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定保健指導該当者でCKDリスク該当者への保健指導 ・健活企業宣言事業所の拡大とフォローアップの充実 | | | | | | | |
| 保 | 保健指導 | <ul style="list-style-type: none"> 【医療等の質や効率的性の向上】 ・地域医療構想調整会議や岡山県医療審議会等でのエビデンスに基づく意見発信 【加入者の健康度を高めること】 ・新規適用事業所、生活習慣病予防健診未利用事業所に対する受診勧奨の実施 ・女性加入者を対象としたオンライン健診等を追加したオリジナル健診の実施 ・特定健診経年未受診者を対象とした受診勧奨の実施 ・産後健診未受診者への特定保健指導の利用勧奨 ・経年未利用者への特定保健指導の利用勧奨 ・健診機関による要治療者への受診勧奨 | | | | | | | |
| | | 保健指導 | <ul style="list-style-type: none"> 【医療費等の適正化】 ・支部独自のジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額のお知らせの実施 ・不正請求の疑義が生じた案件への保険給付適正化プロジェクトチームによる対応 ・疑義のある箇所に関する積極的な患者照会(柔道整復術療養費) ・弁護士催告等も含めた積極的な法的手続きの実施による債権回収 | | | | | | |
| 支 | 支 | 収入 (A) | | 支出 (B) | | 収入 (A) | | 支出 (B) | |
| | | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 167,341 | 156,907 | 167,341 | 156,907 | 251,945 | 236,257 | 251,945 | 236,257 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 179,729 | 270,173 | 270,173 | 270,173 | 270,173 |
| 支 | 支 | 収入 (A) | | | | | | | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | 山 | | 徳 | | 島 | |
|---------------------------|--|--|--|--|--|--|
| | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 |
| 概況 | 被保険者数 ① | 23,003 ヲ所 (22,736 ヲ所) | 被保険者数 ① | 15,148 ヲ所 (15,021 ヲ所) | 被保険者数 ① | 164,089 人 (165,942 人) |
| | うち任意継続被保険者数 | 標準報酬総額 | うち任意継続被保険者数 | 標準報酬総額 | うち任意継続被保険者数 | 標準報酬総額 |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 1,000,794 百万円 (1,005,944 百万円) | 被扶養者数 ② | 598,478 百万円 (602,854 百万円) | 被扶養者数 ② | 2,367 人 (2,374 人) |
| | 加入者計 (①+②) | 保険給付費 | 加入者計 (①+②) | 保険給付費 | 加入者計 (①+②) | 保険給付費 |
| 各種証発行 | 常勤職員 | 29 人 | 常勤職員 | 37 人 | 常勤職員 | 25 人 |
| | 健康保険証 | 高年齢受給者証 | 健康保険証 | 高年齢受給者証 | 健康保険証 | 高年齢受給者証 |
| 現金給付 | 76,134 件 | 15,648 件 (11,959) | 48,385 件 | 3,891 件 | 48,385 件 | 9,968 件 (8,049) |
| | 高額療養費 | 傷病手当金 | 高額療養費 | 傷病手当金 | 高額療養費 | 傷病手当金 |
| 各種サービス | 13,570 件 | 3,608 件 | 8,184 件 | 2,347 件 | 8,184 件 | 2,347 件 |
| | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 66 件 | 227,776 (90) | 76 件 | 7,061 件 | 76 件 | 144,378 (48) |
| | 資格点検 | 内容点検 | 資格点検 | 内容点検 | 資格点検 | 内容点検 |
| 福祉事業/その他 | 1,805 円 | 262 円 | 1,273 円 | 359 円 | 1,273 円 | 116 円 |
| | 13 件 | 0 件 | 7 件 | 0 件 | 7 件 | 0 件 |
| 健康 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 生活習慣病予防健診(受診率) | 特定健診(受診率) |
| 保健 | 93,342 件 (52.6%) | 16,677 件 (23.3%) | 53,173 件 (49.5%) | 10,926 件 | 53,173 件 | 6,968 件 (24.9%) |
| | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) |
| 事業 | 初回面談 4,801 件 (22.0%) | 実績評価 3,686 件 (16.9%) | 初回面談 4,562 件 (34.0%) | 実績評価 3,058 件 (22.8%) | 初回面談 4,562 件 (34.0%) | 実績評価 3,058 件 (22.8%) |
| | 高血圧性疾患の外来受診率を全国平均までに減少させる | 重症化予防のため、未治療者に対し外部委託による電話での受診勧奨の実施 | 重症化予防のため、未治療者に対し外部委託による電話での受診勧奨の実施 | 重症化予防のため、未治療者に対し外部委託による電話での受診勧奨の実施 | 重症化予防のため、未治療者に対し外部委託による電話での受診勧奨の実施 | 重症化予防のため、未治療者に対し外部委託による電話での受診勧奨の実施 |
| 上目標 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | 【医療等の質や効率的性の向上】 |
| | ・県内市町別の医療費分析資料を作成し、各市町に展開 | ・地域医療構想調整会議、国保運営協議会、保険者協議会での意見発信 | ・県内市町別の医療費分析資料を作成し、各市町に展開 | ・地域医療構想調整会議、国保運営協議会、保険者協議会での意見発信 | ・地域医療構想調整会議、国保運営協議会、保険者協議会での意見発信 | ・地域医療構想調整会議、国保運営協議会、保険者協議会での意見発信 |
| 主な取組 | 【加入者の健康度を高めること】 | 【加入者の健康度を高めること】 | 【加入者の健康度を高めること】 | 【加入者の健康度を高めること】 | 【加入者の健康度を高めること】 | 【加入者の健康度を高めること】 |
| | ・市別・業別別回りのジェネリック医薬品使用割合に依る統計表を定期的作成し、県・業別師会と情報共有 | ・市別・業別別回りのジェネリック医薬品使用割合に依る統計表を定期的作成し、県・業別師会と情報共有 | ・市別・業別別回りのジェネリック医薬品使用割合に依る統計表を定期的作成し、県・業別師会と情報共有 | ・市別・業別別回りのジェネリック医薬品使用割合に依る統計表を定期的作成し、県・業別師会と情報共有 | ・市別・業別別回りのジェネリック医薬品使用割合に依る統計表を定期的作成し、県・業別師会と情報共有 | ・市別・業別別回りのジェネリック医薬品使用割合に依る統計表を定期的作成し、県・業別師会と情報共有 |
| 支部収支 (概要) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | 109,121 [108,812] | 109,121 | 65,370 [65,186] | 65,370 | 65,370 [65,186] | 65,370 |
| 予算 | 99,750 [99,554] | 93,041 | 60,150 [60,004] | 56,622 | 60,150 [60,004] | 56,622 |
| | 収支差 (A-B) | [地域差分] | 収支差 (A-B) | [地域差分] | 収支差 (A-B) | [地域差分] |
| 決算 | 109,121 [108,812] | 109,121 | 65,370 [65,186] | 65,370 | 65,370 [65,186] | 65,370 |
| | 99,750 [99,554] | 93,041 | 60,150 [60,004] | 56,622 | 60,150 [60,004] | 56,622 |
| 単位:百万円 | | | | | | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | 高 | | 知 | | 福 | | 岡 | | |
|--|----------------------------|--|----------------------------|--|--|---|---|------------------|--------|
| | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | |
| 概況 ()内は前年度の値 | 被保険者数 ① | 155,763 人 (156,860 人) | 12,855 ヲ所 (12,721 ヲ所) | 被保険者数 ① | 1,139,513 人 (1,132,183 人) | 100,484 ヲ所 (97,272 ヲ所) | | | |
| | うち任意継続被保険者数 | 2,322 人 (2,373 人) | | うち任意継続被保険者数 | 15,245 人 (14,749 人) | | | | |
| | 被扶養者数 ② | 93,468 人 (95,842 人) | | 被扶養者数 ② | 771,520 人 (780,933 人) | | | | |
| | 加入者計 (①+②) | 249,231 人 (252,702 人) | | 加入者計 (①+②) | 1,911,033 人 (1,913,116 人) | | | | |
| 各種証発行 | 常勤職員 | 25 人 | 契約職員 | 37 人 | 常勤職員 | 82 人 | 契約職員 | 120 人 | |
| | 健康保険証 | 47,125 件 | 高齡受給者証 | 4,000 件 | 健康保険証 | 408,459 件 | 高齡受給者証 | 26,945 件 | |
| | 限度額適用認定証(年度未現在有効数) | | | 限度額適用認定証(年度未現在有効数) | | | | | |
| | 傷病手当金 | 9,335 件 | その他の現金給付 | 9,381 件 (7,476) | 傷病手当金 | 73,297 件 | 出産育児一時金 | 19,333 件 | |
| 現金給付 | 高額療養費 | 10,491 件 | 2,007 件 | 79,677 件 | 高額療養費 | 42,431 件 | 73,297 件 | 954,641 件 | |
| | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | 医療費通知(イタターネット) | 口座振替(任継) | 高額査定通知 | ターナーアラウンド通知 | 医療費通知(イタターネット) | 口座振替(任継) | |
| | 70 件 | 6,653 件 | 135,967 件 | 649 件 | 770 件 | 770 件 | 980,947 件 | 4,091 件 | |
| | 資格点検 | 内容点検 | 外傷点検 | 資格点検 | 内容点検 | 資格点検 | 内容点検 | 外傷点検 | |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 1,405 円 | 334 円 | 179 円 | 305 円 | 1,502 円 | 259 円 | 176 円 | 453 円 | |
| | 高額医療費貸付件数 | 4 件 | 1 件 | 健康保険委員委嘱者数 | 89 件 | 0 件 | | 健康保険委員委嘱者数 | |
| | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被保険者 | 被扶養者 | |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 特定健診(受診率) | |
| 保健指導 | 68,526 件 (63.6%) | 18,122 件 (23.0%) | 5,514 件 (23.0%) | 5,514 件 (23.0%) | 382,090 件 (52.4%) | 75,475 件 (17.8%) | 36,656 件 (17.8%) | 36,656 件 (17.8%) | |
| | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) | 被保険者(その他の保健指導) | |
| | 初回面談 3,123 件 (19.2%) | 実績評価 2,347 件 (14.5%) | 2,143 件 | 2,143 件 | 初回面談 18,531 件 (20.7%) | 実績評価 14,071 件 (15.7%) | | | |
| | ・壮年期(40歳～64歳)の脳血管疾患を減らす | | | | ・糖尿病による新規人工透析者数を2015年度から5%減らす | | | | |
| 上位目標 | ・要治療者への面談、及び電話・文書による治療勧奨 | | ・特定健診及び特定保健指導の推進 | | ・糖尿病/高血圧症未治療者への受診勧奨及び糖尿病性腎症重症化予防に関する取組 | | ・特定健診、特定保健指導の推進に関する取組 | | |
| | 主な取組 | | | | | | | | |
| 保 健 事 業 | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | 【医療等の質や効率的性の向上】 | | |
| | ・地域医療構想調整会議、保険者協議会における意見発信 | | ・地域医療構想調整会議、保険者協議会における意見発信 | | ・地域医療構想調整会議における各種データを活用した意見発信 | | ・地域医療構想調整会議における各種データ等々の分析及び意見発信 | | |
| | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | | 【加入者の健康度を高めること】 | | |
| | ・「高知家」健康企業宣言事業の推進 | | ・「高知家」健康企業宣言事業の推進 | | ・近隣の健診機関を掲載した通知による健診受診勧奨(地理情報システムの活用) | | ・被保険者(ご本人)と被扶養者(ご家族)の健診同時実施の機会提供による受診勧奨 | | |
| ・高知県、高知市との連携による「職場の健康づくり応援研修会」の開催 | | ・関係団体との連携による「職場の健康づくり応援研修会」の開催 | | ・前年度の特定保健指導対象者への生活習慣改善に向けて行動変容を促すための健診前通知の送付 | | ・福岡県との協定に基づくふくおか健康づくり団体、事業所宣言事業の共同実施 | | | |
| ・他県関係者との合同による特定健診とがん検診の同時実施 | | ・他県関係者との合同による特定健診とがん検診の同時実施 | | ・九州大学大学院医学研究院との健診データ等を活用した分析及び分析結果に基づく意見発信 | | ・九州大学大学院医学研究院との健診データ等を活用した分析及び分析結果に基づく意見発信 | | | |
| ・福祉保健所が事務局となっている各地域の健康づくり推進協議会への参加 | | ・福祉保健所が事務局となっている各地域の健康づくり推進協議会への参加 | | 【医療費等の適正化】 | | 【医療費等の適正化】 | | | |
| ・翌年度に特定健診の対象となる被扶養者への「郵送式血液検査サービス」実施 | | ・翌年度に特定健診の対象となる被扶養者への「郵送式血液検査サービス」実施 | | ・ジェネリック医薬品使用促進を目的とした医療機関や調剤薬局への訪問、及び情報提供 | | ・ジェネリック希望シールの普及拡大や医療機関、調剤薬局へのジェネリック処方状況等情報提供の取組 | | | |
| 【ジェネリック医薬品使用促進を目的とした医療機関や調剤薬局への訪問、及び情報提供】 | | 【ジェネリック医薬品使用促進を目的とした医療機関や調剤薬局への訪問、及び情報提供】 | | ・薬利師会と連携した調剤薬局への同一薬利師会薬品の重複調剤状況に関する情報提供の取組 | | ・薬利師会と連携した調剤薬局への同一薬利師会薬品の重複調剤状況に関する情報提供の取組 | | | |
| ・交通広告や懸垂幕、新聞広告、SNS等を活用したジェネリック医薬品使用促進にかかわる広報 | | ・交通広告や懸垂幕、新聞広告、SNS等を活用したジェネリック医薬品使用促進にかかわる広報 | | ・レセプト点検実績の向上及び柔道整復施設術療費の適正化 | | ・レセプト点検実績の向上及び柔道整復施設術療費の適正化 | | | |
| ・保健者協議会との連携による、小原のジェネリック医薬品使用促進に向けた働きかけ | | ・保健者協議会との連携による、小原のジェネリック医薬品使用促進に向けた働きかけ | | ・柔道整復施設術療費にかかわる患者照会を通じた適正受診の啓発 | | ・柔道整復施設術療費にかかわる患者照会を通じた適正受診の啓発 | | | |
| ・柔道整復施設術療費にかかわる患者照会を通じた適正受診の啓発 | | ・柔道整復施設術療費にかかわる患者照会を通じた適正受診の啓発 | | | | | | | |
| 支 部 収 支 (概要) | 収入 (A) | | 支出 (B) | | 収入 (A) | | 支出 (B) | | |
| | [保険料収入] | | [医療給付費(調整後)] | | [保険料収入] | | [医療給付費(調整後)] | | |
| 予算 | 61,610 | [61,437] | 61,610 | [32,987] | 469,397 | [488,083] | 469,397 | [253,878] | |
| | [地域差分] | | [地域差分] | | [地域差分] | | [地域差分] | | |
| 決算 | 56,492 | [56,345] | 52,957 | [28,980] | 439,798 | [438,766] | 408,944 | [224,810] | |
| | [▲39] | | [▲39] | | [▲39] | | [▲39] | | |
| 支 部 収 支 (概要) | | 収入 (A) | | 支出 (B) | | 収入 (A) | | 支出 (B) | |
| 収入 (A) | | 支出 (B) | | 収入 (A) | | 支出 (B) | | 収入 (A) | |
| [保険料収入] | | [医療給付費(調整後)] | | [保険料収入] | | [医療給付費(調整後)] | | [保険料収入] | |
| 61,610 | | [61,437] | 61,610 | [32,987] | 469,397 | [488,083] | 469,397 | [253,878] | ±0 |
| 56,492 | | [56,345] | 52,957 | [28,980] | 439,798 | [438,766] | 408,944 | [224,810] | 30,853 |
| [▲39] | | [▲39] | | [▲39] | | [▲39] | | [3,076] | |
| 単位:百万円 | | | | | | | | | |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 佐 | | 賀 | | 長 | | 崎 | |
|----------|------------------------|-----------------------------------|--------------------------------|--|--|--|-------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
| | | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 |
| 概況 | 被保険者数 ① | 175,863 人 (175,341 人) | 13,457 ヶ所 (13,211 ヶ所) | 274,097 人 (274,958 人) | 23,487 ヶ所 (23,111 ヶ所) | 被保険者数 ① | 274,097 人 (274,958 人) | 23,487 ヶ所 (23,111 ヶ所) | 23,487 ヶ所 (23,111 ヶ所) |
| | うち任意継続被保険者数 | 3,263 人 (3,326 人) | | うち任意継続被保険者数 | | うち任意継続被保険者数 | 3,682 人 (3,627 人) | | 標準報酬総額 |
| | 被扶養者数 ② | 118,213 人 (120,749 人) | | 被扶養者数 ② | | 被扶養者数 ② | 181,978 人 (185,884 人) | | 963,949 百万円 (965,385 百万円) |
| | ()内は前年度の値 | | | 加入者計 (①+②) | | 加入者計 (①+②) | 456,075 人 (460,842 人) | | 保険給付費 |
| 健康保険給付等 | 各種証発行 | 常勤職員 25 人 | 契約職員 42 人 | 健康保険証 58,290 件 | 高年齢受給者証 4,814 件 | 健康保険証 84,801 件 | 高年齢受給者証 6,510 件 | 限度額適用認定証(年度未現在有効数) 20,111 件 (16,528) | |
| 福祉事業/その他 | 現金給付 | 高額療養費 9,135 件 | 傷病手当金 10,654 件 | 出産育児一時金 3,051 件 | その他の現金給付 133,482 件 | 高額療養費 12,123 件 | 傷病手当金 17,448 件 | 出産育児一時金 4,441 件 | その他の現金給付 224,382 件 |
| | 各種サービス | 高額査定通知 124 件 | ターナーアラウンド通知 7,598 件 | 医療費通知(インターネット) 155,726 (47) | 口座振替(任継) 1,038 件 | 高額査定通知 99 件 | ターナーアラウンド通知 9,242 件 | 医療費通知(インターネット) 243,425 (94) | 口座振替(任継) 1,082 件 |
| | レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 資格点検 1,270 円 | 内容点検 534 円 | 診療内容等査定効果額 129 円 | 外傷点検 334 円 | 資格点検 1,335 円 | 内容点検 341 円 | 診療内容等査定効果額 147 円 | 外傷点検 295 円 |
| | 健康保険委員委嘱者数 | 7 件 | 0 件 | 健康保険委員委嘱者数 | 1,814 人 | 高額医療費貸付件数 | 0 件 | 健康保険委員委嘱者数 | 2,011 人 |
| 保健事業 | 健診 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者 | 被扶養者 |
| | 保健指導 | 生活習慣病予防健診(受診率) 71,347 件 (61.6%) | 乳がん・子宮頸がん検診 10,968 件 (20.6%) | 特定健診(受診率) 6,528 件 (20.6%) | 特定健診(受診率) 2,317 件 | 生活習慣病予防健診(受診率) 101,851 件 (54.9%) | 乳がん・子宮頸がん検診 22,478 件 | 特定健診(受診率) 11,425 件 (22.7%) | 特定健診(受診率) 3,357 件 |
| | 上目標 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) 3,111 件 (19.9%) | 実績評価 2,623 件 (16.8%) | 被保険者(その他の保健指導) 2,317 件 | | 被保険者(特定保健指導)(実施率) 初回面談 7,862 件 (32.8%) | 実績評価 4,945 件 (20.6%) | 被保険者(その他の保健指導) 3,357 件 | |
| | 主な取組 | 事業所とのコロナヘルス事業(がばい健康企業宣言) | 保健師等の知見を活用した糖尿病等の未治療者への受診勧奨を実施 | 【医療等の質や効率的性の向上】 ・医療圏毎の地域医療構想調整会議への参画、意見発信 ・佐賀県国保連合会と共同で医療費と健診結果データを集計分析し、佐賀県保険者協議会で公表 【加入者の健康度を高めること】 ・事業主による従業員家族(被扶養者)への特定健診受診勧奨 ・健診受診及び健康経営への動機づけ(行動変容)を目的としたテレビCM等による広報 ・佐賀県主催のストップ糖尿病対策会議等へ保険者協議会からの参画及び意見発信 ・特定健診実施率向上のため、保険者協議会と連携した活動強化(集団健診日程表作成や広報活動等) ・保健指導専門機関の遠隔支援や勧奨手法等のノウハウを活用した特定保健指導の実施拡大 【医療費等の適正化】 ・医療機関等へ情報提供ツールを活用したジェネリック医薬品の使用促進 ・弁護士と連携し、子育て世代をターゲットとした適正な医療の働き方に関する広報 ・健康保険被扶養者状況リストの未提出事業所への電話勧奨 | ・高血圧、高血糖、高LDLコレステロールの方で、治療を受けていない方に対する受診勧奨 ・長崎県との共同による「健康経営」宣言事業の普及啓発 【医療等の質や効率的性の向上】 ・健康づくりや医療提供体制に関する各種協議会への参画及び意見発信 ・長崎県国保連合会との連携による健診一タ共同分析を実施し、保険者協議会等で公表 【加入者の健康度を高めること】 ・市町が行うがん検診とセプト健診及びオプショナル健診による集団健診の拡大 ・TVCMやWeb動画、新聞広告等、各種メディア媒体を活用した健診受診啓発広報を実施 ・長崎県歯科医師会と連携し、被保険者に対して歯科健診を実施 ・長崎県トラック協会と連携し、広報誌を通じて健診受診勧奨及び健康づくりの啓発広報を実施 ・事業所カルテを活用した事業所訪問によるコロナヘルスの推進 【医療費等の適正化】 ・支部内で多受診対策会議を開催し、多受診者にかかりつけ医を持つよう指導するなどの取組を実施 ・柔道整復師療養費使用の船付適正化推進に向けた実証プロジェクトチームを編成し文書照会を強化 ・ジェネリック医薬品使用の促進に向けて、長崎県薬務行政室と共同で、病院と門前薬局調査を実施 ・TVCMやWEB動画、シネアト、新聞折り込み情報誌等を活用し、医療機関への適正受診啓発広報を実施 | | | | |
| 支部収支(概要) | 収入 (A) | 70,636 [70,446] | 70,636 [39,789] | 収入 (A) | 105,054 [104,757] | 収入 (A) | 105,054 [104,757] | 支出 (B) | 105,054 [56,624] |
| | 支出 (B) | 65,064 [64,925] | 61,564 [35,692] | 収支差 (A-B) | ± 0 [0] | 収支差 (A-B) | ± 0 [0] | 収支差 (A-B) | ± 0 [0] |
| 決算 | 収入 (A) | 65,064 [64,925] | 61,564 [35,692] | 収支差 (A-B) | 3,501 [▲453] | 収入 (A) | 96,258 [96,071] | 支出 (B) | 91,040 [50,616] |
| 決算 | 収支差 (A-B) | 3,501 [▲453] | 3,501 [▲453] | 収支差 (A-B) | 5,218 [▲923] | 収支差 (A-B) | 5,218 [▲923] | 収支差 (A-B) | 5,218 [▲923] |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | 熊 本 | | 大 分 | |
|---------------------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------|-----------------------------|
| | 加入者数 | 事業所数 | 加入者数 | 事業所数 |
| 概況 ()内は前年度の値 | 被保険者数 ① | 32,531 ヲ所 (31,405 ヲ所) | 被保険者数 ① | 22,388 ヲ所 (21,839 ヲ所) |
| | うち任意継続被保険者数 | 標準報酬総額 | うち任意継続被保険者数 | 標準報酬総額 |
| | 被扶養者数 ② | 1,380,912 百万円 (1,375,852 百万円) | 被扶養者数 ② | 894,378 百万円 (910,448 百万円) |
| | 加入者計 (①+②) | 保険給付費 | 加入者計 (①+②) | 保険給付費 |
| 健康保険給付等 | 641,848 人 (644,966 人) | 60 人 | 412,640 人 (416,215 人) | 44 人 |
| 各種証発行 | 健康保険証 | 高年齢受給者証 | 健康保険証 | 高年齢受給者証 |
| | 133,252 件 | 8,777 件 | 84,501 件 | 6,558 件 |
| | 高額療養費 | 傷病手当金 | 高額療養費 | 傷病手当金 |
| | 19,070 件 | 22,402 件 | 14,034 件 | 13,883 件 |
| 現金給付 | 高額療養費 | 出産育児一時金 | 高額療養費 | 出産育児一時金 |
| | 333 件 | 12,791 件 | 92 件 | 3,983 件 |
| | 資格点検 | 内容点検 | 資格点検 | 内容点検 |
| | 1,602 円 | 235 円 | 1,612 円 | 258 円 |
| 各種サービス | 高額医療費貸付件数 | 0 件 | 高額医療費貸付件数 | 0 件 |
| | 25 件 | 6,241 人 | 6 件 | 2,909 人 |
| | 生活習慣病予防健診(受診率) | 被保険者 | 生活習慣病予防健診(受診率) | 被保険者 |
| | 149,692 件 (58.6%) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 108,725 件 (64.9%) | 乳がん・子宮頸がん検診 |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 被保険者 | 被扶養者 | 被保険者(特定保健指導)実施率 | 被保険者(その他の保健指導) |
| | 13,586 件 (21.6%) | 13,586 件 | 30,395 件 | 12,234 件 (26.4%) |
| | 初回面談 13,901 件 (40.0%) | 実績評価 11,267 件 (32.4%) | 初回面談 7,846 件 (33.1%) | 実績評価 5,927 件 (25.0%) |
| | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |
| 福祉事業/その他 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 |
| | 133,252 件 | 8,777 件 | 84,501 件 | 6,558 件 |
| 保健事業 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 |
| | 133,252 件 | 8,777 件 | 84,501 件 | 6,558 件 |
| 上目標 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 |
| | 133,252 件 | 8,777 件 | 84,501 件 | 6,558 件 |
| 主な取組 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 |
| | 133,252 件 | 8,777 件 | 84,501 件 | 6,558 件 |
| 保険者機能発揮のための 具体的な取組 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 | 健康保険給付等 |
| | 133,252 件 | 8,777 件 | 84,501 件 | 6,558 件 |
| 収入 (A) | 収入 (A) | 支出 (B) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | 149,604 [149,186] | 149,604 | 98,106 [97,828] | 98,106 |
| 支出 (B) | 支出 (B) | 収入 (A) | 収入 (A) | 支出 (B) |
| | 139,248 [138,930] | 131,554 | 88,872 [88,667] | 84,351 |
| 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) | 収支差 (A-B) |
| | [80,523] | [72,810] | [52,883] | [47,073] |
| 予算 | 予算 | 予算 | 予算 | 予算 |
| | ±0 [0] | ±0 [0] | ±0 [0] | ±0 [0] |
| 決算 | 決算 | 決算 | 決算 | 決算 |
| | ±0 [0] | ±0 [0] | ±0 [0] | ±0 [0] |
| 支部収支 (概要) | 支部収支 (概要) | 支部収支 (概要) | 支部収支 (概要) | 支部収支 (概要) |
| | 88,872 [88,667] | 84,351 | 98,106 [97,828] | 98,106 |
| 単位:百万円 | 単位:百万円 | 単位:百万円 | 単位:百万円 | 単位:百万円 |
| | 4,521 [▲1,175] | 7,694 [▲1,093] | 4,521 [▲1,175] | 7,694 [▲1,093] |

各支部の運営状況 (2020年度)

| | | 宮 | | 崎 | | 鹿 | | 児 | | 島 | | | |
|-----------------------------|-----------------------|---|--------------|--------------|----------------|-------------------|--------------|-------------------|------------------|-------------|--------------------|-------------|----------|
| | | 加入者数 | | 加入者数 | | 加入者数 | | 加入者数 | | 加入者数 | | | |
| | | 事業所数 | | 事業所数 | | 事業所数 | | 事業所数 | | 事業所数 | | | |
| 概況 | 被保険者数 ① | 245,402 人 | (245,187 人) | 20,056 ヲ所 | (19,561 ヲ所) | 365,079 人 | (364,502 人) | 30,116 ヲ所 | (29,430 ヲ所) | | | | |
| | うち任意継続被保険者数 | 3,884 人 | (3,735 人) | | | 4,849 人 | (4,816 人) | | | | | | |
| ()内は前年度の値 | 被扶養者数 ② | 160,584 人 | (163,081 人) | 853,912 百万円 | (846,786 百万円) | 255,128 人 | (258,565 人) | 1,283,829 百万円 | (1,277,965 百万円) | | | | |
| | 加入者計 (①+②) | 405,986 人 | (408,268 人) | 63,390 百万円 | (64,222 百万円) | 620,207 人 | (623,067 人) | 101,957 百万円 | (102,728 百万円) | | | | |
| 健康保険給付等 | 常勤職員 | 27 人 | 契約職員 | 44 人 | | 35 人 | 契約職員 | 49 人 | | | | | |
| | 健康保険証 | 83,397 件 | 高年齢受給者証 | 5,475 件 | 15,889 件 | (14,987) | 健康保険証 | 124,687 件 | 高年齢受給者証 | 7,613 件 | 限度額適用認定証(年度末現在有効数) | 27,064 件 | (21,586) |
| 各種証発行 | 現金給付 | 高額療養費 | 9,036 件 | 傷病手当金 | 16,010 件 | 出産育児一時金 | 4,213 件 | その他の現金給付 | 148,778 件 | | | | |
| | 各種サービス | 高額査定通知 | 116 件 | ターナーアラウンド通知 | 7,854 件 | 医療費通知(イタターネット) | 215,507 (77) | 1,196 件 | 口座振替(任継) | 1,196 件 | | | |
| レセプト点検実績 (加入者1人当たり効果額) | 資格点検 | 1,166 円 | 232 円 | 内容点検 | 157 円 | 外傷点検 | 336 円 | 366 円 | 内容点検 | 248 円 | 177 円 | 273 円 | |
| | 高額医療費貸付件数 | 7 件 | 0 件 | 健康保険委員委嘱者数 | 2,553 人 | | | | | | | | |
| 福祉事業/その他 | 被保険者 | 92,832 件 | (56.6%) | 19,915 件 | (18.5%) | 7,247 件 | (受診率) | 被保険者(その他の保健指導) | 3,816 件 | | | | |
| | 保健指導 | 初回面談 4,635 件 | (23.0%) | 実績評価 3,150 件 | (15.6%) | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 15,165 件 | 被保険者(特定保健指導)(実施率) | 4,224 件 | (14.5%) | 11,880 件 | (18.7%) | |
| 保 健 事 業 | 上 位 目 標 | <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病、高血圧から人工透析に移行する人を増やさない | | | | | | | | | | | |
| | 主 な 取 組 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定健診、特定保健指導の勧奨と血圧・血糖の未治療者及びOKD対象者への文書、電話による勧奨 ・健康宣言優良事業所認定制度の推進 | | | | | | | | | | | |
| 保 険 者 機 能 発 揮 の 具 体 的 な 取 組 | 第 2 期 保 健 事 業 実 施 計 画 | <ul style="list-style-type: none"> 【医療等の質や効率性の向上】 ・地域医療構想調整会議へ参画できるよう保険者協議会へ働きかけ 【加入者の健康度を高めること】 ・健診受診勧奨と未治療者の受診勧奨ポスターを作成、事業所に勧奨を実施 ・特定健診受診勧奨CMを作成放映し、受診勧奨を実施 ・ICT外部委託や支部でのzoomを活用した保健指導の実施 ・健康宣言事業所にリスクリスク保有割合など毎年比較できる「健康度レポート」を提供 ・宮崎県との連携による健康宣言事業所へのサポート事業(県保健師等派遣)を実施 【医療費等の適正化】 ・医療費の回収率を上げ、喪失後受診を防止するため保険証返納1次催告時に電話催告を実施 ・資格喪失後受診等による償還発生防止のための新聞広告を実施 ・電話書留が判明した3万円以上の償還については、通知発送前架電による早期回収の実施 ・承認整健施設療養費患者限定による給付金審査の強化 ・ジェネリック医薬品の更なる使用促進のため、調剤薬局へ「医薬品実績リスト」等を提供 | | | | | | | | | | | |
| | 支 部 収 支 (概 要) | 収入 (A) | 87,295 | [87,040] | 87,295 | [45,664] | 137,611 | [137,223] | 137,611 | [137,223] | 128,510 | [128,233] | 128,510 |
| 単 位 : 百 万 円 | 予 算 | 支出 (B) | | 87,295 | | 137,611 | | 137,611 | | 122,924 | | 122,924 | |
| | | 収入 (A-B) | | ±0 | | ±0 | | ±0 | | 5,586 | | 5,586 | |
| 決 算 | | 82,661 | | [82,468] | | [42,109] | | [4,591] | | [▲846] | | [▲2,587] | |

各支部の運営状況（2020年度）

| | | 沖 | | 縄 | | |
|------------------|-------------|---|---|--------------------|-------------------------------|------------|
| 概況 ()内は前年度の値 | 被保険者数 ① | 加入者数 | 事業所数 | 27,008 ヲ所 | (25,623 ヲ所) | |
| | うち任意継続被保険者数 | 334,771 人 | (333,955 人) | 標準報酬総額 | | |
| | 被扶養者数 ② | 2,600 人 | (2,423 人) | 保険給付費 | 1,102,091 百万円(1,097,395 百万円) | |
| | 加入者計 (①+②) | 259,205 人 | (262,318 人) | | | |
| | 常勤職員 | 593,976 人 | (596,273 人) | 契約職員 | 60 人 | |
| | 健康保険証 | 健康保険証 | 高年齢受給者証 | 限度額適用認定証(年度未現在有効数) | 29,761 件 | (24,096) |
| | 高額療養費 | 138,953 件 | 7,178 件 | 出産育児一時金 | 166,008 件 | その他の現金給付 |
| | 高額査定通知 | 12,976 件 | 24,007 件 | 医療費通知(インターネット) | 670 件 | 口座振替(任継) |
| | 資格点検 | 80 件 | 12,144 件 | 診療内容等査定効果額 | | 外傷点検 |
| | 高額医療費貸付件数 | 1,173 円 | 331 円 | 129 円 | 297 円 | 健康保険委員委嘱者数 |
| 福祉事業/その他 | 24 件 | 0 件 | | 2,535 人 | | |
| 保健 | 健診 | 被保険者 | 被扶養者 | 特定健診(受診率) | 14,182 件 (24.8%) | |
| | 保健指導 | 生活習慣病予防健診(受診率) | 乳がん・子宮頸がん検診 | 特定健診(受診率) | 3,684 件 | |
| 事業 | 上位目標 | 初回面談 11,294 件 (35.1%) | 実績評価 8,954 件 (27.8%) | 被保険者(その他の保健指導) | | |
| | 主な取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・虚血性心疾患年齢調整死亡率を男性35.4%を31.0%に、女性は11.5%より改善する ・脳血管疾患年齢調整死亡率を男性38.1%を37.0%に、女性は17.5%より改善する ・特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上 ・事業主とのコラボヘルス事業(福寿うちな～健康宣言)の拡充 | | | | |
| 保 | 保 | <ul style="list-style-type: none"> 【医療等の質や効率性の向上】 ・保険者協議会における医療費適正化計画や地域医療提供体制協議会における医療計画への意見発信 【加入者の健康度を高めること】 ・まちかど健診、休日健診、早期健診、ナイト健診による受診機会の拡大と利便性の向上 ・41市町村と連携した特定健診対象者への「特定健診とがん検診の同時実施」の案内及び体制整備 ・労働局との受診勧奨連名文書の発出及び健診まんがパンフの共同作成 ・特定健診未受診の被扶養者に係る事業主との連名による健診受診勧奨の継続実施 ・保険者協議会で作成したチラシを利用した特定健診未受診者への受診勧奨 ・商業施設でのまちかど特定保健指導の実施及び市町村と共同の健診結果説明会の実施 ・未治療者に対する受診勧奨及び糖尿病治療中患者への保健指導の実施 | | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 【医療費等の適正化】 ・保険証回収強化による償還発生防止及び保険者間調整の推進による償還回収業務の強化 ・外傷点検の多い医療機関への第三者の行為による傷病届用紙及びりーフレットの設置 ・柔道整復施療費にかかるとる多部位・頻回・長期施術の適正化を図るための患者照会の実施 | | | | |
| 支 | 支 | 収入 (A) | 支出 (B) | 収支差 (A-B) | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 【保険料収入】 112,234 [111,910] 112,234 [58,764] | <ul style="list-style-type: none"> 【医療給付費(調整後)】 107,368 [107,086] 101,080 [54,401] | ±0 [0] | 6,288 [▲729] | |
| 支 | 支 | 予算 | 決算 | 単位:百万円 | | |

2020年度支部保険者機能強化予算について

(1) 支部保険者機能強化予算の趣旨

支部保険者機能強化予算は、全国の47支部が、地域の実情に応じた独自の取組を意欲的に
行うことで、保険者機能を一層発揮することができるようにするために、2019（令和元）年
度に創設された事業予算です。協会の将来的な医療費の節減につながるよう、各支部で創意
工夫を活かした取組を実施しています。

(2) 支部保険者機能強化予算の構成

2020年度支部保険者機能強化予算は、ジェネリック医薬品の使用促進や適正受診等に係る
取組を実施するための「支部医療費適正化等予算」が8億円、健診・保健指導や健康づくり
に関する取組等を実施するための「支部保健事業予算」が40億円となります。全体予算は加
入者数等に応じて各支部に配分しています。

(3) 支部保険者機能強化予算による取組

2020年度支部保険者機能強化予算による取組の実施結果は、以下のとおりです。

支部医療費適正化等予算

- 2020年度の支部医療費適正化等予算の取組件数は前年度より減少しましたが、全体の執行額としては前年度より増加しました。
- 社会保険事務担当者等に向けた研修会やセミナーについて、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から集客を避けるため、一部支部で中止したこと等により、業務部門関係の執行額が大きく減少しました。
- 一方で「広報・意見発信経費」については、加入者と接触するイベント等の取組を避け、新聞・SNS・テレビ・ラジオ等を利用した取組を積極的に実施し、前年度より執行額が増加しています。

| 【支部医療費適正化等予算】 | | | 計画 ※()は前年度数値 | | 実績 ※()は前年度数値 | | |
|----------------|--------------|--|----------------|-----------------|----------------|------------------|------------------|
| 分野 | 区分 | 主な取組内容（実施支部数） | 取組件数 | 予算額 | 取組件数 | 執行額 | 執行率 |
| 医療費適正化 対策経費 | 企画部門関係 | ○ジェネリック医薬品の使用促進(33支部) ○適正受診対策(12支部) ○医療費分析(6支部) | 113 (114) 件 | 1.9 (2.2) 億円 | 99 (100) 件 | 1.2 (1.2) 億円 | 62.3 (55.3) % |
| | 業務部門関係 | ○広報(チラシ・リーフレット)作成送付(4支部) ○各種勸奨業務委託(3支部) ○外国人対応(1支部) ○保険証返納勸奨文書の事業所等への配布(1支部) ○第三者行為の届出勸奨(1支部) | 30 (53) 件 | 0.2 (0.4) 億円 | 10 (45) 件 | 0.03 (0.2) 億円 | 16.4 (47.6) % |
| 広報・意見 発信経費 | 紙媒体による 広報 | ○納入告知書に同封するチラシ、各種パンフレットやポスターなど (47支部) | 47 (47) 件 | 2.6 (2.2) 億円 | 47 (47) 件 | 1.5 (1.5) 億円 | 57.8 (66.3) % |
| | その他の広報 | ○新聞及び地方広報誌等紙媒体のメディアを活用した広報 (34支部) ○地方自治体、商工会議所等関係団体と連携した広報(9支部) ○Web・SNSを活用した広報(28支部) ○メディア(テレビ・ラジオ等)を活用した広報(18支部) | 180 (181) 件 | 3.0 (2.5) 億円 | 153 (161) 件 | 2.6 (2.1) 億円 | 84.8 (84.4) % |
| 支部医療費適正化等予算 合計 | | | 370 (395) 件 | 7.7 (7.3) 億円 | 309 (353) 件 | 5.3 (5.0) 億円 | 68.6 (67.9) % |

(注)予算額・執行額は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

支部保健事業予算

●2020年度の支部保健事業予算の取組件数は前年度より減少し、全体の執行額としても前年度より減少しました。

●全体の執行額が前年度より減少した主な理由は、2020年4月から5月まで、緊急事態宣言対象地域等で実施する健診や対面による保健指導を一時中止したこと等により、事業を実施できない時期があったためです。

●健診関連経費のうち「集団健診」「健診受診勧奨等経費」の執行額は特に減少していますが、これは、上記の理由に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、健診の受診勧奨対象者数や実施回数等を縮小したこと等による影響です。

●一方で「未治療者受診勧奨」「コラボヘルス事業」の執行額は増加しており、コロナ禍においても可能な限り加入者サービスの低下を招くことがないよう、取組を実施しました。

| 【支部保健事業予算関係】 | | | 計画 ※()は前年度数値 | | 実績 ※()は前年度数値 | | |
|--------------|----------------|---|----------------|-----------------|----------------|-------------------|------------------|
| 分野 | 区分 | 主な取組内容 (実施支部数) | 取組件数 | 予算額 | 取組件数 | 執行額 | 執行率 |
| 健診関連経費 | 集団健診 | ○オプション付き(骨密度測定等)集団健診の実施(18支部) ○ショッピングセンターにおける集団健診の実施(7支部) ○生活習慣病予防健診の集団健診(4支部) | 77 件 (79) | 7.0 億円 (6.3) | 67 件 (76) | 3.3 億円 (4.1) | 47.1 % (65.6) |
| | 事業者健診の結果データの取得 | ○外部委託による事業所への事業者健診データ提出勧奨(39支部) ○健診機関による委任状取得の委託費(33支部) ○事業者健診結果(紙媒体)のデータ入力委託(5支部) | 94 件 (108) | 5.8 億円 (5.7) | 93 件 (100) | 3.2 億円 (3.2) | 55.3 % (57.0) |
| | 健診推進経費 | (健診機関、業界団体、商工会議所等を対象として、健診の実施率向上や事業所健診データの早期提供等を図る取組に対して目標を達成した場合に支払う報奨金) | 86 件 (94) | 3.4 億円 (3.7) | 64 件 (61) | 1.2 億円 (1.4) | 35.8 % (38.3) |
| | 健診受診勧奨等経費 | ○事業所を経由せず直接、被保険者に対する生活習慣病予防健診勧奨の実施(11支部) ○事業所への電話による勧奨(新規適用事業所、健診未実施事業所)(7支部) ○被扶養者の健診受診状況・健診結果等、個別の状況に応じた勧奨の実施(27支部) | 214 件 (221) | 5.8 億円 (7.4) | 186 件 (194) | 3.0 億円 (4.1) | 50.7 % (56.1) |
| | | (事業者健診HbA1c追加検査費、健診実施機関実地指導旅費 等) | | 0.2 億円 (0.3) | | 0.06 億円 (0.06) | 26.6 % (23.0) |

| 【支部保健事業予算関係】 | | | 計画 ※()は前年度数値 | | 実績 ※()は前年度数値 | | |
|--------------|------------|--|--------------------|-------------------|----------------|-------------------|------------------|
| 分野 | 区分 | 主な取組内容 (実施支部数) | 取組件数 | 予算額 | 取組件数 | 執行額 | 執行率 |
| 保健指導経費 | 保健指導推進経費 | (一定規模以上(健診受診者数1,000人以上)の特定保健指導実施機関を対象として、特定保健指導実施機関における特定保健指導実績の向上に向けた取組の動機づけとなるよう、特定保健指導実績に応じて支払う報奨金) | 108 件 (112) | 0.6 億円 (0.6) | 79 件 (77) | 0.3 億円 (0.3) | 43.9 % (51.4) |
| | 保健指導利用勧奨経費 | ○公民館等を利用した特定保健指導(1支部) ○健診実施時における健康相談(1支部) | 64 件 (80) | 2.2 億円 (1.9) | 44 件 (70) | 1.1 億円 (1.2) | 48.6 % (60.6) |
| | | (保健指導用パンフレット作成費、保健指導用事務用品費 等) | | 2.0 億円 (1.9) | | 1.1 億円 (1.1) | 53.9 % (57.1) |
| 重症化予防事業経費 | 未治療者受診勧奨 | ○本部勧奨後、支部による電話や文書での勧奨(12支部) ○本部勧奨後、委託者による電話や文書での勧奨(17支部) ○本部勧奨後、支部と委託者等両者による電話や文書での勧奨(21支部) | 51 件 (47) | 3.1 億円 (2.3) | 44 件 (47) | 1.5 億円 (1.2) | 47.5 % (49.8) |
| | 重症化予防対策 | ○地域医師会や医療機関との連携による重症化プログラムの実施(33支部) ○外部委託による保健指導や生活改善サポート(6支部) | 48 件 (47) | 2.4 億円 (2.5) | 41 件 (47) | 1.2 億円 (1.2) | 49.7 % (46.7) |
| コラボヘルス事業経費 | コラボヘルス事業 | ○健康宣言事業所の取組支援(10支部) ○健康宣言事業所の普及・促進のための事例集の作成(19支部) ○健康経営の普及のための運送業界等との連携による業界に特化した広報紙の作成・配布(1支部) | 136 件 (122) | 2.8 億円 (2.3) | 113 件 (116) | 1.4 億円 (1.3) | 50.4 % (57.3) |
| | 情報提供ツール | (事業所健康度診断(事業所カルテ)等の作成・提供、ツールの改修) | 19 件 (21) | 0.7 億円 (0.6) | 15 件 (19) | 0.3 億円 (0.3) | 38.6 % (58.0) |
| その他の経費 | その他の保健事業 | ○歯周病・う蝕対策・歯科健診(10支部) ○喫煙対策(9支部) ○関係団体との連携等による健康イベント開催(5支部) ○学術研究機関(大学)等と共同研究事業(3支部) | 126 件 (137) | 2.3 億円 (2.4) | 85 件 (119) | 1.2 億円 (1.3) | 50.4 % (51.7) |
| | | (保健事業に係るアドバイザーへの謝金等) | 27 件 (27) | 0.05 億円 (0.05) | 9 件 (25) | 0.02 億円 (0.02) | 36.4 % (39.8) |
| 支部保健事業予算 合計 | | | 1,050 件 (1,095) | 38.4 億円 (37.9) | 840 件 (951) | 18.7 億円 (20.8) | 48.6 % (54.8) |

| | | | | | |
|----------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 支部保険者機能強化予算 合計 | 1,420 件 (1,490) | 46.0 億円 (45.3) | 1,149 件 (1,304) | 23.9 億円 (25.8) | 52.0 % (57.0) |
|----------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|------------------|

(注) 予算額・執行額は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

これまでの財政状況

(1) これまでの財政状況（概要）

協会は2008（平成20）年10月に設立されましたが、その直後に発生したリーマンショックによる景気の落ち込みから2009（平成21）年に入り賃金（標準報酬月額）が下落し、さらに同年には新型インフルエンザの流行により医療費が増大したことで、2009年度は単年度4,893億円の赤字、累積で3,179億円の赤字となり、赤字解消のため、平均保険料率は2010（平成22）年度から3年連続（2010年度8.20%→9.34%、2011（平成23）年度9.34%→9.50%、2012（平成24）年度9.50%→10.00%）で引き上げざるを得ない状況でした。

この協会の財政問題に対しては、保険料率引上げとともに、給付費への国庫補助率の引上げ（13%→16.4%）による財政健全化の特例措置が2010年度から2012年度までの間に講じられ、その後、更に2年間延長されたことで、2013（平成25）年度以降の平均保険料率は10.00%に据え置くことが可能になりましたが、これらの特例措置は2014（平成26）年度までの暫定的な対応に過ぎないものでした。

協会では、財政問題に対して暫定措置ではない恒久的な措置、中長期的に安定した財政運営の実現に向けて関係方面への働きかけなどを行っていました。その結果、2015（平成27）年5月に成立した医療保険制度改革法（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律）において、期限の定めなく16.4%の国庫補助率が維持されることになり、財政運営における当面の安定化が図られました。これ以降、加入者や事業主の方々が増える負担する保険料率は、2012年度に平均保険料率10.00%に到達してからは、2021（令和3）年度まで据え置いている状況です。

協会としては、2015年度の制度改革についてはかなりの前進であったと考えていますが、協会財政の赤字構造については、現在も大きな課題となっていること、また、高齢者医療制度の抜本的な見直しについても実現していないことから、これで十分とは考えていません。今後、医療保険制度を持続可能なものとするために制度全体の改革を更に進めていくべきと考えており、現役世代に過度に依存する高齢者医療の現在の枠組みの見直しなどの視点に立って関係方面への働きかけを進めていきます。

(医療費と賃金の動向)

協会の財政は医療費（保険給付費）の伸びが賃金（標準報酬月額）の伸びを上回るという赤字構造で推移しています。図表1はこの赤字構造を示すグラフであり、それぞれの一人当たりの伸びについて、協会が設立された2008年度を1として指数化したものです。

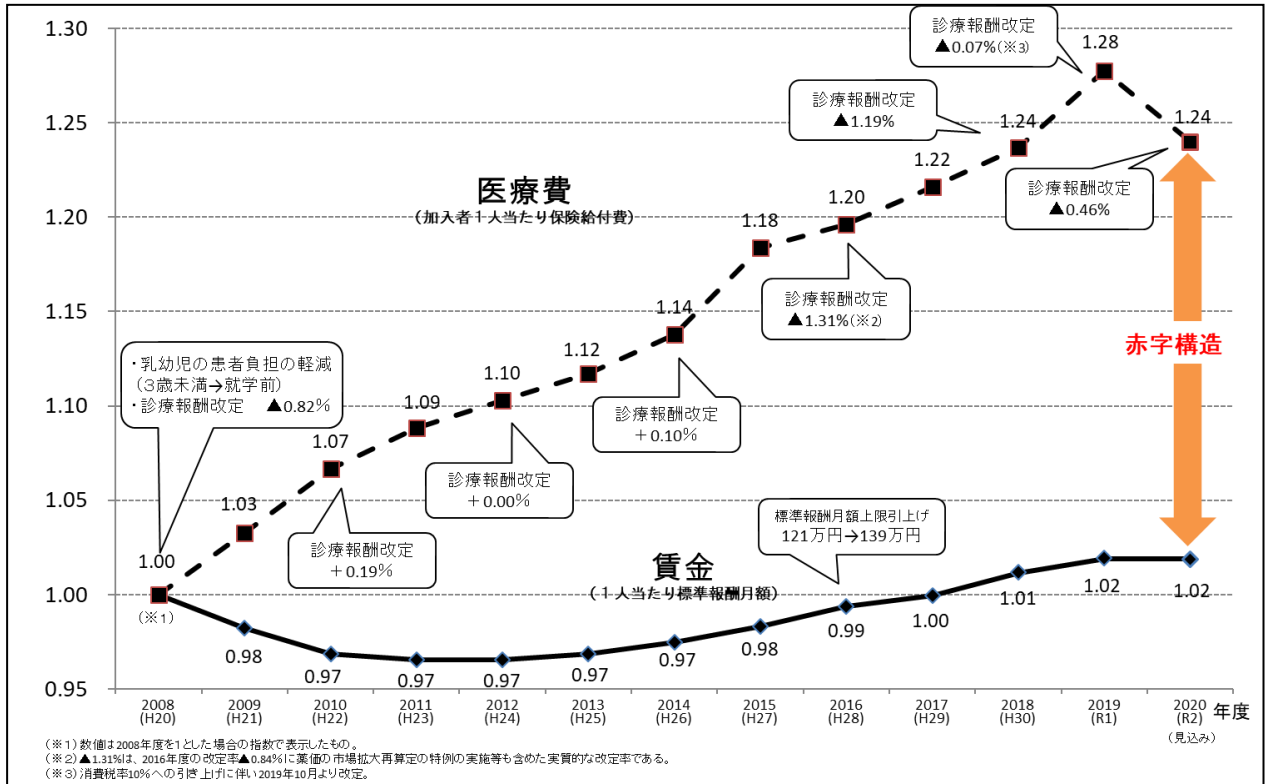
支出の6割を占める医療費は、2020（令和2）年度こそ新型コロナウイルス感染症の影響による加入者の受診動向等の変化等の影響で一時的に減少しましたが、全体的には増加傾向にあります。

一方で、保険料収入の基礎となる賃金は、リーマンショックによる景気悪化の影響もあつ

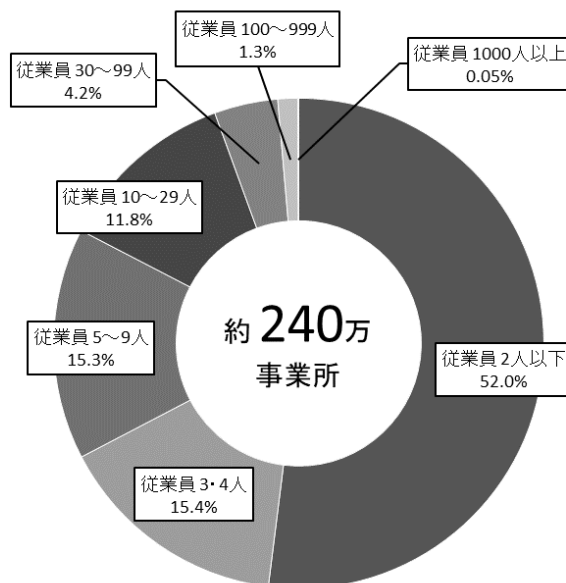
て2009年度から2011年度にかけて下降しました。2012年度に底を打ってからは緩やかな回復基調をたどり、2018(平成30)年度にようやくリーマンショック前の水準を上回りました。

このように、近年、高齢化や医療技術の進歩により医療費は年々増加する傾向にある一方で加入者の賃金の伸びは比較的鈍く、依然として協会財政は赤字構造となっています。

〔(図表1) 2008年度以降の賃金(報酬)と医療費(保険給付費)の伸びの推移〕



〔(図表2) 協会の事業所規模の構成 (2020年度末)〕



(2) 政府管掌健康保険（2007年度まで）の財政状況

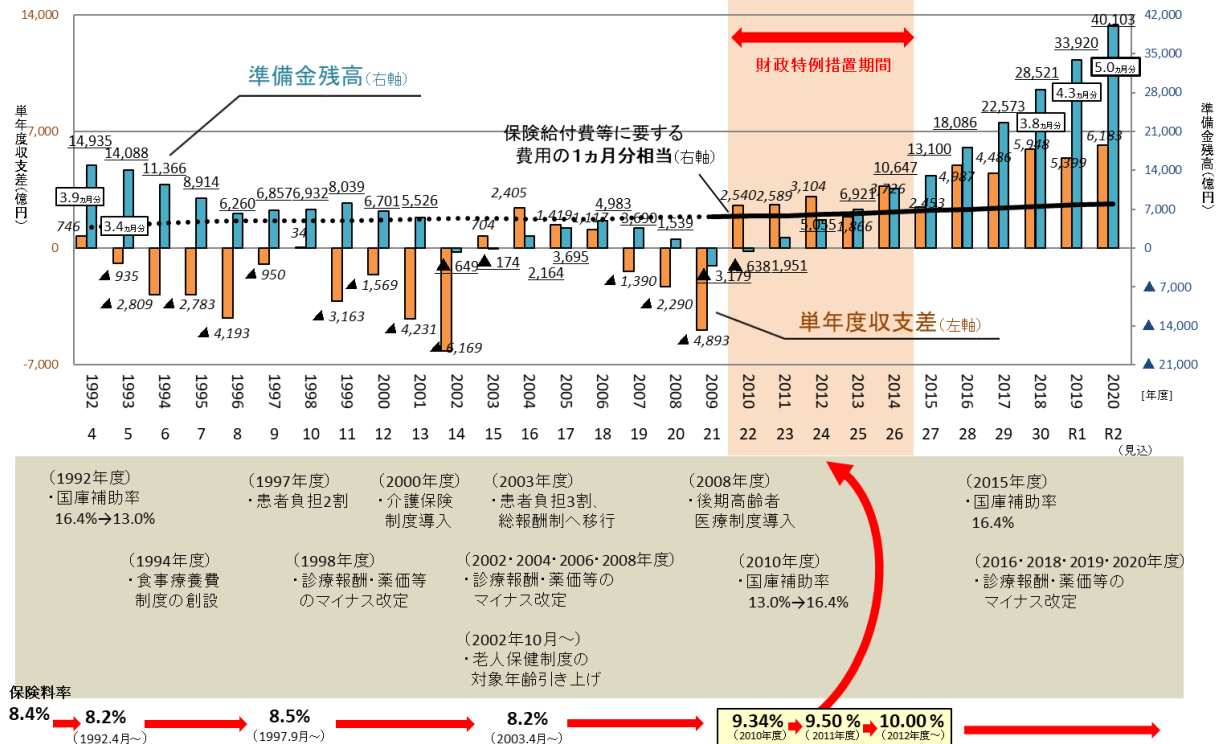
図表3は1992（平成4）年度以降の単年度収支差と準備金残高の推移をグラフで示したものです。グラフの下段にはこれまで行われてきた制度改正の動向と保険料率を表示していますが、国が政府管掌健康保険として運営を行っていた2008年9月以前は、財政収支が悪化した場合、保険料の水準については患者負担割合の引上げや総報酬制の導入（保険料算定の基礎額に賞与を含めた年間総報酬額に移行）などの政策とセットで検討・対応されてきたことがわかります。

1997（平成9）年度から1998（平成10）年度にかけては、保険料率の引上げ（8.2%→8.5%）と患者負担割合を2割とする制度改正（1997年度）、診療報酬のマイナス改定（1998年度）の効果もあり、1996（平成8）年度にマイナス4,000億円まで赤字が拡大した単年度収支は1998年度にはほぼ均衡することになりました。

さらに、2002（平成14）年度から2006（平成18）年度にかけては、老人保健制度の対象年齢の引上げ（拠出金の抑制）、患者負担割合を3割としたほか、総報酬制の導入（賞与にも保険料を課すもの。保険料率は8.2%に引き下げられたが、全体の保険料負担は増加）、診療報酬のマイナス改定などの施策による対応の結果、2002年度に6,000億円の単年度赤字により枯渇した準備金の残高は、その後の収支改善により2006年度には5,000億円まで積み上がりました。

しかしながら、赤字構造の中での財政運営のもとではこれらの施策の効果も長くは続かず、2007（平成19）年度以降は単年度赤字に転じ、準備金を取り崩すことにより保険料率を8.2%に据え置く運営を行っていました。

〔図表3〕1992年度以降の単年度収支と準備金残高の推移



(注) 1.1996年度、1997年度、1999年度、2001年度は国の一般会計より過去の国庫補助繰延分の返済があり、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
2.2009年度以前は国庫補助の清算金等があった場合には、これを単年度収支に計上せず準備金残高に計上している。
3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1ヵ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。

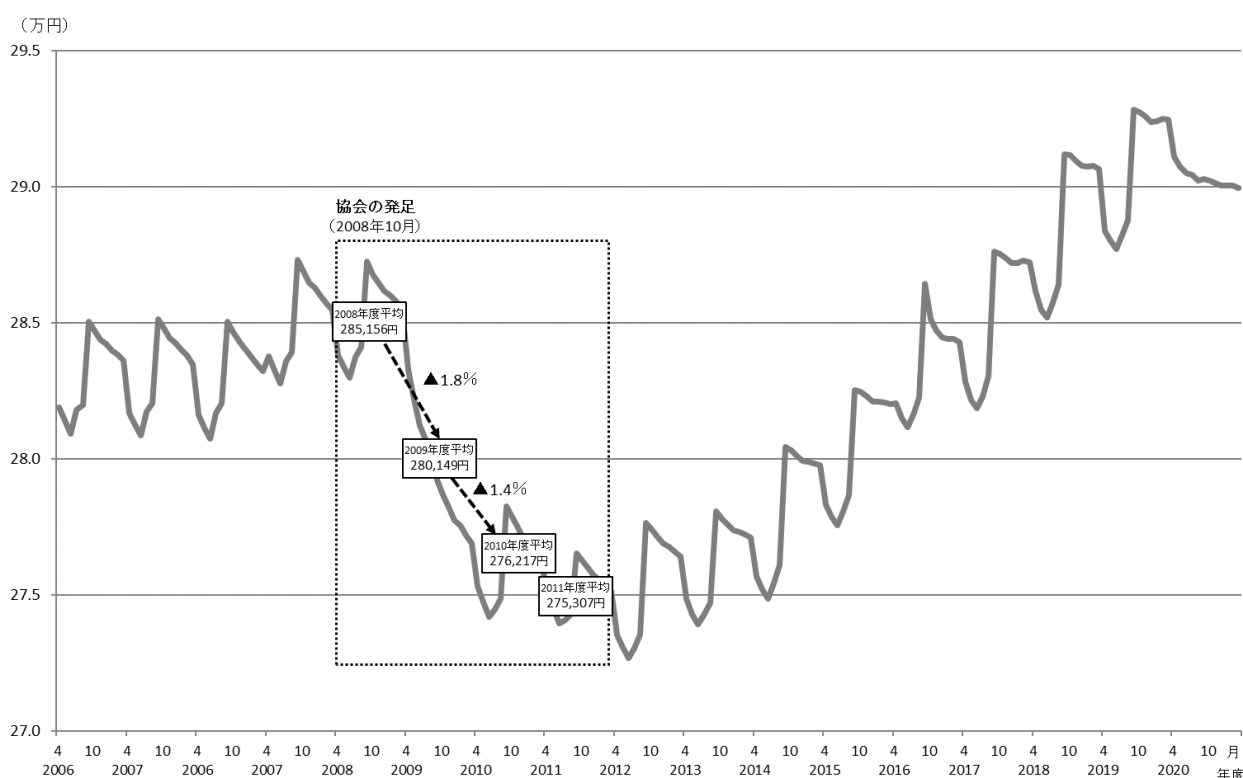
(3) 協会けんぽ（2008年度以降）の財政状況

i) 2008年度から2011年度にかけての財政状況

前述のとおり、単年度収支が赤字に転じて準備金を取り崩しながら運営するという厳しい状況の中で、2008年10月に協会は設立されました。

リーマンショックを契機に急速に落ち込んだ景気の影響を受けて、設立直後から賃金（標準報酬月額）の下落が始まり、その傾向は2011年度まで続きました。特に2009年度は影響が大きく、賃金の伸びがマイナス1.8%まで落ち込んだことで保険料収入は大幅に減少しました。一方で、支出面においても、2009年10月から2010年1月にかけて新型インフルエンザが流行するなど医療費も増大し、協会の財政状況は一層厳しいものとなりました。

〔(図表4) 賃金（平均標準報酬月額）の推移とリーマンショックの影響〕



(平均保険料率は2010年度からの3年間で1.8%ポイント引上げ)

2010年度の保険料率

2009年12月25日時点における収支の見込みでは、2009年度末の準備金残高が4,500億円の赤字になると見込まれたことを受け、この赤字解消などへ対応するために大幅な保険料率の引上げが必要な状況にありました。単年度での収支均衡が義務付けられたルールの下、何らかの制度改正等がなければ1.7%ポイントもの引上げが起り得る状況でした(図表7参照)。

このような中、協会の逼迫した財政状況に鑑み、図表5のとおり財政健全化の特例措置を講ずる制度改正が行われることになりました（関連法案は2010年5月に成立）。この措置により、当初見込まれた引上げ幅は0.56%ポイント抑えられることになりましたが、それでも2010年度の平均保険料率は8.20%から9.34%へ引き上げることになり、その引上げ幅は1.14%ポイントと過去に例を見ないものになりました。

2011年度の保険料率

赤字財政構造が依然として解消されていない中で、特例措置に基づいて準備金赤字額を計画的に解消（2011年度は600億円解消）することに加え、高齢者医療への拠出金負担が1,500億円の増加となることへの対応が必要となりました。この結果、保険料率は2年連続の引上げとなり、9.50%（0.16%ポイントの引上げ）となりました。

この2年連続の保険料率の引上げにより、2010年度及び2011年度の決算はいずれも単年度収支差が黒字となり、2011年度には準備金残高も黒字に転じました。特例措置では、2012年度までの3年間で準備金赤字を解消することとされていましたが、結果として1年前倒しでの解消となりました。

2012年度の保険料率

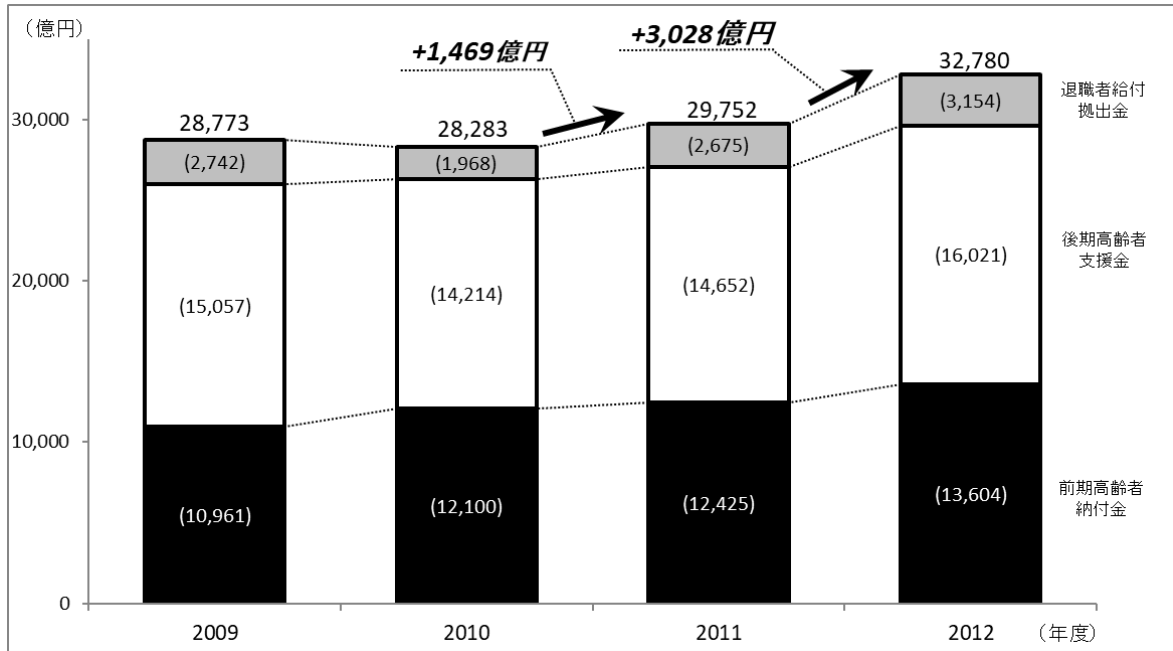
準備金赤字が前倒しで解消されたにもかかわらず、3年連続で保険料率の引上げを行わざるを得ませんでした。最も大きな要因は、高齢者医療への拠出金が前年度を更に上回る増加（3,000億円）となることによるものであり、その影響は保険料率に換算すると0.4%にも及びました。この時に必要な保険料率の引上げ幅は0.50%ポイントでしたので、引上げ要因の大半は拠出金の負担増加によるものと言える状況でした。

この結果、高齢者医療への拠出金が協会の支出全体に占める割合は4割に達するとともに、平均保険料率は3年連続の引上げとなり、ついに10.00%に至りました。

[(図表5) 協会の財政健全化の特例措置 (2010～2012年度)]

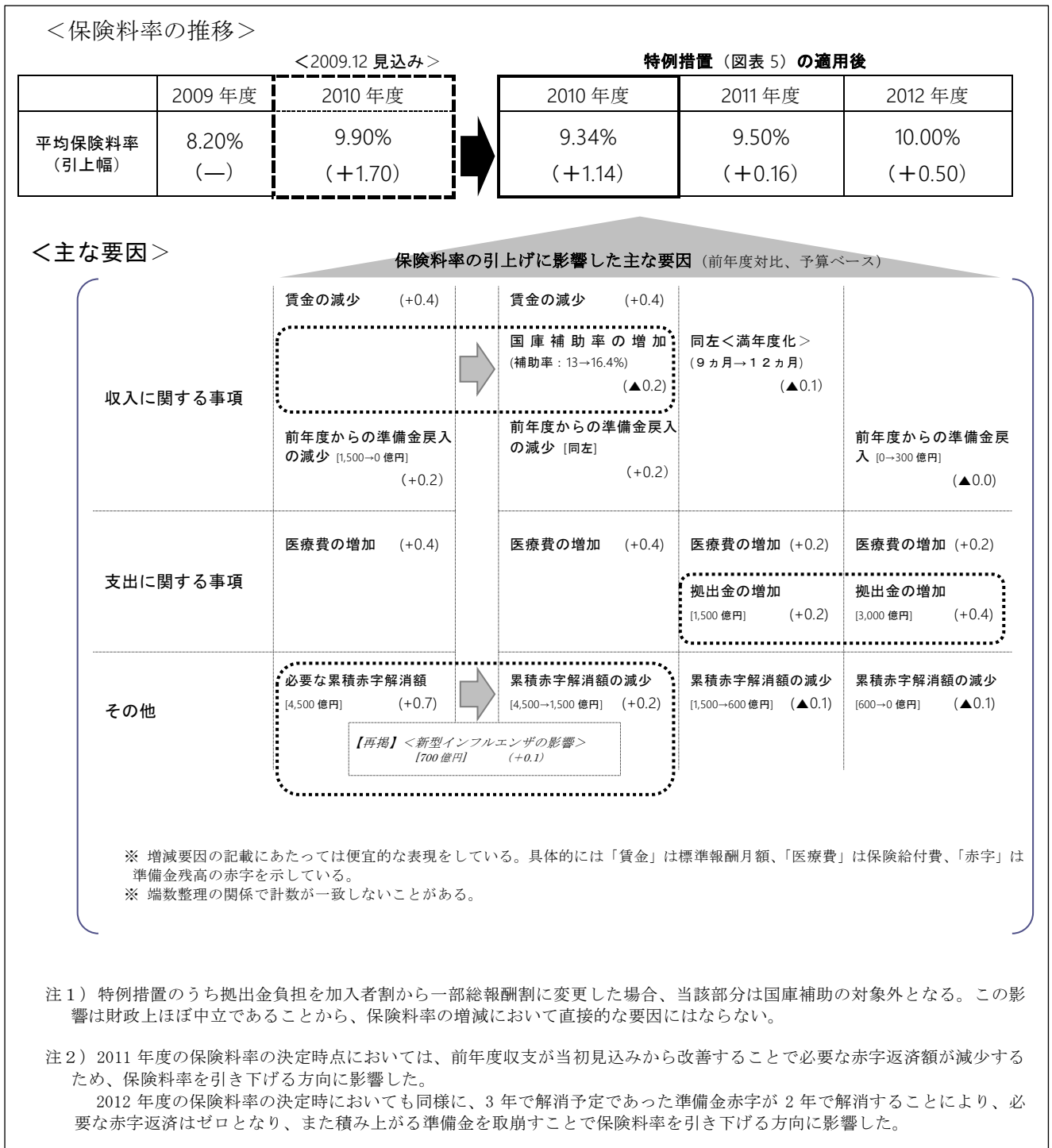
- 協会の国庫補助率を、暫定的に引き下げられた率（13%）から健康保険法本則上の補助率（16.4%）へ戻す（2010年7月～）
- 後期高齢者医療制度への支援金の被用者保険間の按分方法は、その3分の1について加入者割ではなく保険者の財政力に応じた負担（総報酬割）とする（2010年7月～）
- 2009年度末の準備金赤字額を3年間（2010～2012年度）で解消する

〔(図表 6) 高齢者医療などへの拠出金等の推移(2009～2012 年度) 〕



(※) 棒グラフの上の計数については各年度の拠出金等の総額であり、病床転換支援金等も含まれていることから () 内の計数の合計とは必ずしも一致しません (詳細については、63 頁の図表 4-37 を参照してください)。

〔(図表 7) 平均保険料率の決定時に見込まれた主な増減要因 (2010～2012 年度)〕



ii) 2012 年度から 2014 年度にかけての財政状況

2012 年度の平均保険料率が 10%に達したことで、これ以上の保険料率の引上げは加入者や事業主の方々の負担の限界であると考えていました。中長期的に安定した財政運営を実現するため、2012 年度以降は国庫補助率のアップや高齢者医療制度の抜本的な見直しなど、財政基盤強化のための取組を進めました。

(2013 年度以降の平均保険料率は 10%を維持することが可能に)

2012 年度における財政基盤強化のための取組

2012 年度は特例措置の対象である 3 ヶ年の最終年度にあたる大変重要な節目の年でした。この年、協会は年末に予定される 2013 年度政府予算の予算編成に向けて、中小企業の保険料負担の軽減についてその重要性を理解していただき、政策に結び付けていただくよう、政府をはじめとする関係者への働きかけをより一層進めました。加入者の切実な声を集めた署名数は 320 万筆にも及び、この声を結集する形で全国大会を開催したほか、国会議員への要請は延べ 400 名を超えました（図表 8 参照）。このような取組の結果、2013 年 1 月に決定した 2013 年度政府予算案では、これまでの特例措置を 2 年間延長することなどが決定されました。

[(図表 8) 2012 年の全国大会や請願の様子]



[(図表 9) 協会の財政健全化の特例措置 (2013～2014 年度)]

- 協会の国庫補助率について、その割合を 13%から 16.4%とする特例措置を 2 年間延長する
- 後期高齢者支援金の被用者保険間の按分方法について、その 3 分の 1 を総報酬に応じた負担とする特例措置を 2 年間延長する
- 協会の準備金について、2013 年度及び 2014 年度に限り、積み立てることを要しないこととする
- 協会の都道府県単位保険料率について、2018 年 3 月末までに講じる激変緩和措置を 2020 年 3 月末まで延長する

2013 年度及び 2014 年度の保険料率

保険料率の決定に際しては、延長された特例措置（図表 9 参照）の中で新たに準備金の取崩しが可能となったことから、この 2 ヶ年については単年度の収支を赤字とした上で、同額を準備金から取り崩すことで平均保険料率を 10.00%に据え置くことを決定しました。また、都道府県単位の保険料率についても、算定に必要となる激変緩和率が 2012 年度と同率の 10 分の 2.5 とする告示がされたことで平均保険料率と同様に据え置くことが可能となり、協会の設立以降、毎年保険料率を引き上げてきた流れをようやく止めることができました。

2014年度における財政基盤強化のための取組

2014年度は、2年間延長された特例措置の期限が到来することや、医療保険制度改革のための法案が2015年通常国会への提出を目指すと言われていたことから、2012年度に続き協会の財政において再び重要な節目の年となりました。

協会としては、2015年度以降の財政措置については従来の暫定措置を単純に延長させるのではなく、恒久的な措置として対応を求めることで中長期的に安定した財政運営の実現を目指すという方針のもと、財政基盤の強化に向けた取組を進めました。47都道府県の全てで開催した支部大会の参加者は延べ1万3千人を超え、全国大会は前回開催（2012年）を上回る約700人が参加するなど、協会への国庫補助率引上げや高齢者医療制度の抜本的な見直しを求める声はこれまで以上に大きなものとなりました（図表10参照）。一方、協会がこのような取組を進める中、財務省の審議会（財政制度等審議会の財政制度分科会）では協会の国庫補助率を段階的に引き下げる（16.4%→13%）という案が示されるなど、国の財政状況が厳しい中、年末の政府予算編成に向けて協会の要望実現は厳しい局面を迎えていました。

2015年1月、2015年度政府予算案の決定に先駆けて開催された政府の社会保障制度改革推進本部において「医療保険制度改革骨子」が決定されました。協会については、2014年12月に日本商工会議所など中小企業関係5団体による声明文を公表するなど、決定直前まで要望の実現に向けた取組を進めたこともあって、決定された改革骨子では協会の要望が完全には実現しなかったものの、協会への国庫補助率はそれまでの16.4%が維持され、かつ期限の定めのない恒久的な措置となるなど、協会の財政基盤の当面の安定化が図られる内容となりました（図表11参照）。

[(図表10) 2014年の全国大会や請願の様子]



〔(図表 11) 医療保険制度改革のうち協会財政に関係する事項 (要旨)〕

1. 協会けんぽの国庫補助率の安定化と財政特例措置

- 協会の国庫補助率を当分の間 16.4%と定め、その安定化を図る。ただし、準備金残高が法定準備金を超えて積み上がる場合に、新たな超過分の国庫補助相当額 (16.4%) を翌年度減額する特例措置を講じる。

※ 国庫補助の見直し

協会が今後保険料率を引き上げる場合は、他の健保組合の医療費や保険料率の動向等を踏まえて国庫補助率について検討し、必要があれば措置を講じる

2. 高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入

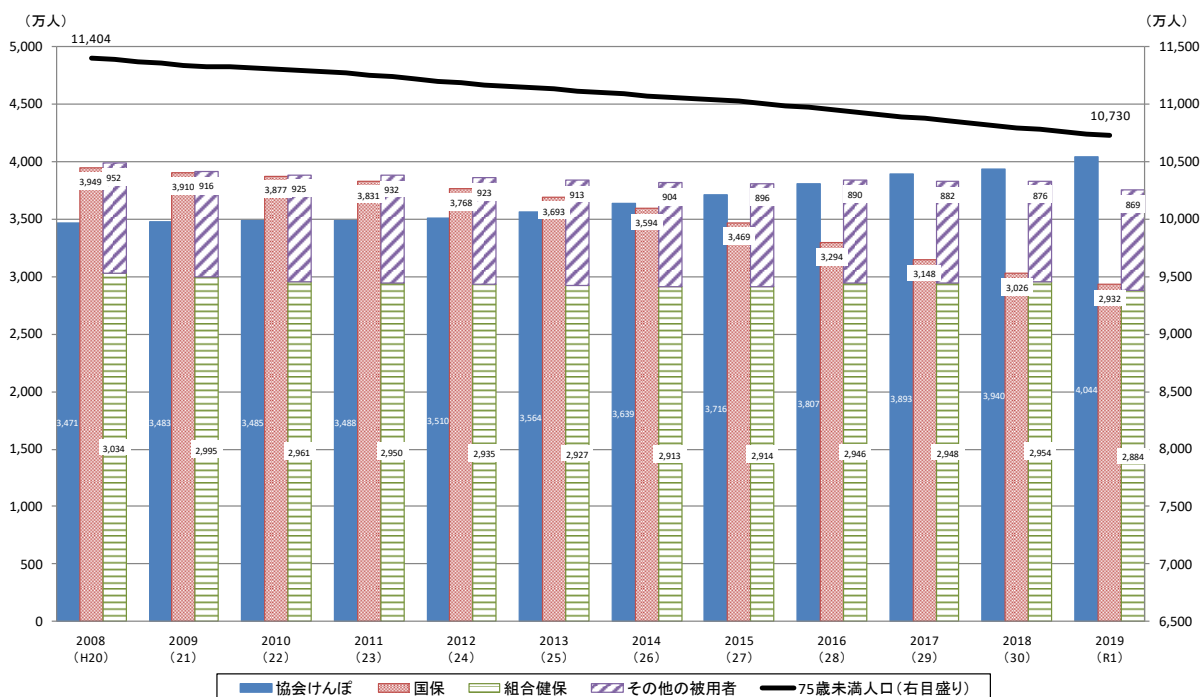
- 後期高齢者支援金の被用者保険間の按分方法について、より負担能力に応じた負担とする観点から、総報酬割部分を 2015 年度に 3 分の 1、2016 (平成 28) 年度に 3 分の 2 に引き上げ、2017 (平成 29) 年度から全面総報酬割を実施する。

※ 医療保険制度改革法 (持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律) は 2015 年 5 月に成立しました。

2015 年度の保険料率

2015 年度の保険料率の決定に際しては、これらの制度改革を踏まえた政府予算案をもとに算出した均衡保険料率は 9.74%となるものの、財政の赤字構造が解消されていないことに加え、高齢者医療への拠出金や医療費の伸び率、労働人口が減少している中で近年の協会の加入者だけは増加していること (図表 12 参照) など、慎重に見極めるべき要素が多いことから平均保険料率については 10%に維持することを決定しました。

〔(図表 12) 75 歳未満の制度別加入者数及び 75 歳未満人口の推移〕



(注) 1. 協会けんぽ (日雇特例被保険者及びその被扶養者は含まない)、国保、組合健保及びその他の被用者は年度末現在の加入者数、75歳未満人口は翌年度4月1日現在の人口 (総務省統計局「人口推計」の総人口) を表す。

2. その他の被用者は船員保険及び共済組合の合計である。ただし、R1の共済組合は前年度末現在の数値を計上している。

iii) 2015 年度から 2016 年度にかけての財政状況

(2016 年度保険料率決定に際し、初めて平均保険料率の引下げが議論の俎上に載る)

2016 年度の保険料率

準備金の保有状況や今後の収支見通しを踏まえて、協会設立以来、初めて平均保険料率の引下げが運営委員会や評議会で議論の俎上に載ることとなりました。

支部評議会においては、平均保険料率の 10%維持と引下げの両方の意見がある評議会が全体の 6 割を占め、運営委員会においても、各委員から保険料率を維持する方向と引き下げる方向の複数の意見が並立した状況が続きました。

このような議論の過程において、運営委員からオブザーバーとして出席している厚生労働省に対して「協会の財政運営における単年度収支均衡の考え方」について問われ、以下のような考え方が厚生労働省から示されました。

〈単年度収支均衡の考え方について（2015 年 11 月 25 日の運営委員会における厚生労働省の発言要旨）〉

- いわゆる単年度財政については、健康保険法の第 160 条第 3 項で、都道府県単位保険料率を毎事業年度において財政の均衡を保つことができるよう算定することが定められているが、一方で第 5 項では、協会は 2 年ごとに 5 年間の収支見通しを作成し、公表するということが定められている。
- 政管健保時代は、黒字基調を前提として 5 年間の中期財政運営というのが定まっていたが、その後状況は大きく変わり、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字基調となった。そこで協会けんぽになったときに、赤字の場合に速やかに対応できるよう、このような規定に修正されたものである。
- したがって、赤字基調の中では機動的、弾力的に対応できるよう単年度収支（均衡）とする一方、今後 5 年間の状況についてもきちんと見た上で考えるということである。これは、赤字であってはいけないということであって、黒字であるから保険料率を引き下げなければならないということまで、この規定で言っているとは理解していない。

その後、2016 年度の平均保険料率に関して、維持と引下げの両論が併記された運営委員会としての意見書が、理事長に対して提出されました。

意見書の提出を受けて理事長からは、運営委員会において複数の意見が並立する中で、協会として非常に苦しい決断ではあるが、種々の観点に基づき、平均保険料率を 10%で維持すること等の方針が示されました。

また、このような判断に至った理由として、平均保険料率を 10%に維持する理由としては、長期的に安定的な財政運営が見通せるとともに、加入者や事業主等にその理由をご理解いただける都道府県単位保険料率とすること、可能な限り長期にわたって、負担の限界である 10%を超えないようにすることが述べられました。

2017年度の保険料率

前年度に続き、準備金の保有状況や今後の収支見通しを踏まえて、平均保険料率の引下げが運営委員会や評議会で議論の俎上に載ることとなりました。

支部評議会においては、10%を維持すべき又は引き下げるべきのいずれかで評議会の意見が一致しているのは、全体の6割の28支部となり、それぞれの意見は半数（14支部）ずつとなりました。なお、「10%維持と引下げの両方の意見がある」支部は19支部あり、維持と引下げの意見が分かれる結果となりました。また、運営委員会においても同様に、各委員から保険料率を維持する方向と引き下げる方向の異なる複数の意見が並立した状況が続きました。

このような状況において、運営委員会では、これまでの議論や意見を次のとおりまとめました。

〔(図表 13) 2017 年度保険料率について (運営委員会におけるこれまでの議論の整理)〕

※2016 (平成 28) 年度に開催した運営委員会に提出した資料のため、令和元年度ではなく平成 31 年度で記載している部分があります。

平成 29 年度保険料率について

平成 28 年 12 月 6 日
全国健康保険協会運営委員会

当委員会においては、本年 9 月から 4 回にわたり、協会の 5 年収支見通しや医療費の動向・関連する制度改正等を踏まえて議論を行ってきた。また、支部評議会においても同様に議論が行われており、その意見の概要については別紙のとおりである。これらを踏まえた当委員会での主な意見は以下のとおりである。

1. 平均保険料率

【これまでの検討の経過】

- 全国健康保険協会が管掌する健康保険の保険料率については、健康保険法第 160 条第 1 項において、支部を単位として協会が決定するものとされ、同条第 3 項において、「都道府県単位保険料率は、…毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう」算定する (いわゆる単年度収支均衡) ものとされている。また、同条第 5 項においては、協会は 2 年ごとに 5 年間の収支見通しを作成し、公表するものとされている。
- これらの規定の趣旨は、次のとおりである (平成 27 年 11 月 25 日の当委員会における厚生労働省の説明)。
 - ・ 政管健保時代は黒字基調を前提とし、5 年間の中期財政運営が定められていたが、その後状況は大きく変わり、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字基調となった。そこで協会を設立した際に、赤字の場合に速やかに対応できるよう規定が修正されたものである。
 - ・ したがって、赤字基調の中では機動的、弾力的に対応できるように単年度収支均衡とする一方、今後 5 年間の状況も見た上で考えるという趣旨であり、これは赤字であってはならないということであって、黒字であるから保険料率を引き下げなければならないといったことまでは意味していない。
- このようなことから、黒字基調の下では、協会における保険料率の設定においては裁量の幅があり、財政の状況について短期で考えるか中長期で考えるかは選択の問題である。さらに、中長期といっても、今回の検討では、5 年収支見通しにおいて、5 年以内に収支が赤字となるケースもあったため、より期間を長くとり、一部の試算について 10 年収支見通しを作成して、それらを踏まえて議論を行った。
- 毎年度の収支の見込みに基づき、毎年度厳密な単年度収支均衡により保険料率を上げ下げするという考え方が一方にあり、もう一方では単年度に限定せず、複数年に亘るバランスを考える (複数年とは 2 ~ 5 ~ 10 年) という考え方があり、保険料率の水準の設定の議論は、主にこれらの考え方の違いによる。

【平成 29 年度保険料率に係る運営委員会における主な意見】

以下の理由を踏まえ、中長期的に安定した保険財政運営を行うためにも、平均保険料率の 10% を維持すべきとの意見があった。

- ・ 依然として残る協会財政の脆弱性、賃金や加入者数の動向、さらに医療費、特に高額薬剤の動向などの不確定要素が多い。
- ・ 平均保険料率の 10% が負担の限界水準である。
- ・ 保険料率を引き下げた場合、引き上げざるを得ないときの上げ幅が大きくなる。
- ・ 頻繁な保険料の上げ下げは行うべきではない。

一方、

- ・ 一度平均保険料率を引き下げたとして複数年度は法定準備金を上回る水準を維持できるため、一旦平均保険料率を引き下げることを選択肢の一つである。
- ・ 法定準備金が 2 倍以上に積みあがっているのであれば保険料率は引き下げるべきである。

との意見があった。

なお、

- ・ 協会の財政については単年度収支均衡という考え方もあるが、協会の特性である財政基盤の脆弱性や、セーフティネットとして国庫補助が入っていることなどを検討の際、十分考慮に入れるべきである。
- ・ 保険料は加入者及び事業主が負担していることから、保険料率の決定においては、その趣旨が十分に加入者及び事業主に理解いただけるよう、丁寧かつ分かりやすい説明を行う必要がある。
- ・ 保険料率の決定に係る財政当局の反応も踏まえた対応が必要。

との意見もあった。

2. 都道府県保険料率を考える上での激変緩和措置

現行の解消期限（平成 31 年度末）を踏まえて計画的に解消していく観点から、平成 29 年度の激変緩和率は 5.8/10 とすべきとの意見があった。

また、激変緩和措置の解消期限は踏まえつつも比較的緩やかに解消を図り、最終年度で残りの分を解消すべきとの意見があった。

3. 保険料率の変更時期

平成 29 年 4 月納付分からで特段の異論はなかった。

運営委員会におけるこれらの意見も踏まえて、理事長からは、前年度に続き、複数の意見が並立する中で苦渋の決断を下さなければならない思いとともに、平均保険料率を 10% に維持すること等の方針が示されました。なお、このような判断に至った理由としては、これまでと同様に、中長期的に安定的な財政運営が見通せるとともに、加入者や事業主の方々、ひいては国民にとって十分に理解いただける保険料率とすること、可能な限り長期に渡って、負担の限界である 10% を超えないようにする必要があることが述べられました。

iv) 2017年度から2019年度にかけての財政状況

(2018年度保険料率の議論に際し、協会が「中長期的な視点で財政運営を考えていく」という基本的な考え方を示す)

2018年度の保険料率

準備金の保有状況や今後の収支見通しを踏まえて、改めて平均保険料率の引下げが議論の俎上に載ることとなりました。支部評議会においては、「10%を維持するべき」又は「引き下げるべき」のいずれかで評議会の意見が一致しているのは28支部で全体の6割を占め、それぞれの意見が半数(14支部)ずつとなりました。「10%維持と引下げの両方の意見がある」評議会は19支部でした。なお、前年度の評議会の意見の分布についても全くの同数であり、意見が2つに分かれる傾向は同様となりました。運営委員会においても平均保険料率の維持と引下げの意見が並立しました。このような状況の中で、理事長から、

- ・「従来から平均保険料率10%が負担の限界であると訴えてきており、中長期で見て、できる限りこの負担の限界水準を超えないようにすることを基本として考えていくことが必要。」
- ・「協会けんぽは、被用者保険のセーフティネットとしての役割が求められており、それを支えるために、厳しい国家財政の中でも多額の国庫補助が投入されていることも踏まえれば、加入者や事業主の皆様はもちろんのこと、広く国民にとって十分にご理解いただける保険料率とする必要がある。」

との考えが示され、これらを踏まえて前年度と同様に平均保険料率10%を維持することなどが述べられました。

また、2018年度も含めて、以降の保険料率の議論のあり方について、

- ・「保険料率をどれほどのタイムスパン、時間の幅で考えるかは保険者としての裁量の問題、選択の問題ではあるが、やはり中期、5年ないし2025年問題と言われている以上、そのあたりまで十分に視野に入れなければならないと考えている。中長期で考えるという我々の立ち位置を明確にしたい。」

との基本的考え方が述べられました。

2019年度の保険料率

2018年9月の運営委員会において、準備金の保有状況や今後の収支見通しを踏まえ、理事長から「基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていく」との発言があり、各支部の評議会にも丁寧に説明するとともに、状況に大きな変化がなければ10%維持を前提に考えていくことが示されました。

支部評議会においては、「10%を維持するべき」又は「引き下げるべき」のいずれかで評議会の意見が一致しているのは24支部で、うち「10%を維持するべき」という意見が18支部でした。一方、「引き下げるべき」という意見は6支部にとどまりました。また、「10%維持と引下げの両方の意見がある」評議会は13支部でした。

これまでの支部評議会の意見は、「10%を維持するべき」又は「引き下げるべき」という2つの意見が拮抗する傾向がありましたが、元年度保険料率の議論においては、「10%を維持するべき」という意見が増加する一方、「引き下げるべき」という意見が大幅に減少したことが特徴的でした。

また、各支部評議会の意見集約に際しては、9月の運営委員会で示された理事長の考え等を事務局が評議会に説明した上で、意見の提出も任意とする取扱いとしました。結果、全体で9支部の評議会は意見の提出がありませんでしたが、これらの支部評議会についても、平均保険料率10%の維持を前提とした現時点の理事長の考えや方針に異論はありませんでした。

運営委員会においても、平均保険料の引下げの意見もありましたが、平均保険料率10%を維持すべきという意見が大部分を占めました。なお、これらの意見の中には、

- ・「現在は、保険者機能の強化や、健康増進のための取組を進めるチャンスでもある。引き続きその方向で議論をお願いしたい。」
- ・「将来、保険料率を下げるとすれば、予防的なことや、薬の正しい使い方の啓発等を推進していくという保険者機能の強化が必要。」

など、できる限り平均保険料率10%を超えないように平均保険料率を維持している中において、将来の医療費の抑制に向け、現時点から協会の保険者機能の一層の強化を図るべきという意見もありました。

運営委員会におけるこれらの意見も踏まえて、理事長からは前年度と同様に平均保険料率を10%に維持すること等の方針が示されました。

2020年度の保険料率

財政構造に大きな変化がない中で、中長期的な視点を踏まえつつ、2020年度及びそれ以降の保険料率の水準をどのように考えるかを論点として、5年収支見通し等を踏まえて運営委員会や支部評議会で議論が開始されました。また、2009年9月以降講じてきた激変緩和措置について、解消期限（2020年3月31日）どおりに終了することの是非や、インセンティブ制度の開始により、支部ごとの評価に応じた報奨金を付与し、2年度の保険料率へ反映させること等についても併せて議論されました。

支部評議会の議論では、平均保険料率について「10%を維持するべき」という意見の支部は21支部でした。一方、「引き下げるべき」という意見は2支部にとどまる結果となり、前年度に続き、「10%を維持するべき」という意見が増加する一方、「引き下げるべき」という意見が減少する結果となりました。また、「10%維持と引下げの両方」の意見がある評議会は7支部でした。

これらの評議会の意見は運営委員会に報告され、委員からは平均保険料の引下げの意見もあったものの、平均保険料率10%を維持すべきという意見が大部分を占めました。

また、激変緩和措置については、激変緩和の解消期限どおりに終了し、2020年度は措置を講じないことに、インセンティブ制度の導入については予定どおり実施することに、それぞれ異論はありませんでした。

こうした意見を踏まえ、保険料率については平均保険料率を 10%に維持することが決定され、激変緩和措置の終了やインセンティブ制度の導入については、予定どおり実施することとなりました。

I. 協会けんぽの事業計画について

協会けんぽに係るP D C Aサイクルについては、目標設定（Plan）として、3年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施（Do）し、その結果を毎年度作成する事業報告書（決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出）で検証した上で、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価（Check）を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善（Action）していくことで実施されている。

令和2年度 全国健康保険協会 事業計画及び予算

平成30年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン（第4期）がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えてKPIを設定することとした。

このため、本事業計画では、令和2年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係るKPIを定める。

対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

Ⅱ. 令和 2 年度の協会けんぽ運営の基本方針

平成 30 年度から、地域医療構想を盛り込んだ新たな医療計画や医療費適正化計画、国民健康保険の都道府県化等が一斉にスタートし、協会けんぽにおいても保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）や第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）がスタートした。

令和 2 年度はアクションプランの最終年度である。このため、令和 2 年度においては、これまでの事業計画の実施状況等を検証し、各 KPI を確実に達成すべく、令和 2 年度の協会運営の基本方針は以下のとおりとする。

(1) 基盤的保険者機能を盤石なものとするため、現金給付等の業務処理の標準化・効率化・簡素化を徹底し、併せて、日々の業務量の多寡や優先度に応じた柔軟な業務処理体制の定着を図り、業務の生産性の向上を目指す。

また、業務改革検討プロジェクトで判明した課題への対策を推進する。

(2) 戦略的保険者機能の発揮をより確実なものとするため、保険者機能強化アクションプラン（第 4 期）、第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実に実施する。具体的には、特定健康診査及び特定保健指導の実施率の向上、コロナヘルスの推進、ジェネリック医薬品の使用促進、医療費分析等に取り組みとともに、ビッグデータを活用するなどして、将来を見据えた戦略的な対応を検討する。

(3) 上記の保険者機能の基盤となる組織体制について、標準人員に基づき人的資源の最適配分を行うとともに、人材育成については、OJT を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営の強化を行う。

Ⅲ. 主な重点施策

(1) 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、的確な財政運営を行う。

① サービス水準の向上

- ・ お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。
- ・ 現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。

■ KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする

② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 92%以上とする

② 業務改革の推進に向けた取組

- ・ 現金給付等の業務処理手順の更なる標準化の徹底と役割を明確にした効果的な業務処理体制の定着により、業務の生産性の向上を目指す。

③ 現金給付の適正化の推進

- ・ 不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ・ 傷病手当金と障害年金等との併給調整について、確実に実施する。

④ 効果的なレセプト点検の推進

- ・ システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。

■ KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする

(※) 査定率 = レセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額

⑤ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・ 多部位 (施術箇所が3部位以上) かつ頻回 (施術日数が月15日以上) 及び部位ころがし (負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診) の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑥ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・ 受領委任制度導入により、文書化された医師の再同意の確認を確実に実施するとともに、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務

の推進

- ・ 日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・ 債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■ KPI：① 日本年金機構回収も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする

② 返納金債権 (資格喪失後受診に係るものに限る。) の回収率を対前年度以上とする

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

⑧ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ 事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。

■ KPI：高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。
- ・ 事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。
- ・ 未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。
- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92% 以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。
- ・ 現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。
- KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USB を配布した医療機関における利用率を 50% 以上とする

⑪ 的確な財政運営

- ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・ 中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。

(2) 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

※第3期アクションプランの目標と同一

- I 医療等の質や効率性の向上
- II 加入者の健康度を高めること
- III 医療費等の適正化

① ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。
- ・ 個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行う。

② データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はP D C A サイクルに沿って、取組の実効性を高める。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートは、必要に応じて項目の見直しを検討する。

i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上

- ・ 特定健診受診率の向上にむけ、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけること、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。
- ・ 事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。
- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 55.9%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 8.0%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を 29.5%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用勧奨を行う。
- ・ 平成 30 年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。
- KPI：特定保健指導の実施率を 20.6%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携による糖尿病の重症化予防に取り組み。
- KPI：受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.9%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。
 - ・ 事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。
- 【再掲】

③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

- ・ 広報分野における P D C A サイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。
- ・ ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。
- KPI：① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする
② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 43%以上とする

④ ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅰ、Ⅲ>

- ・ 新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。
- ・ 個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。
- ・ 他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。
- ・ 令和2年10月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。
- KPI：協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を80%以上とする

※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合

⑤ インセンティブ制度の着実な実施<Ⅱ、Ⅲ>

- ・ 令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。

⑥ パイロット事業を活用した好事例の全国展開<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>

- ・ パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。
- ・ 本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する。

⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信<Ⅰ>

i) 意見発信のための体制の確保

- ・ 医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。

ii) 医療費データ等の分析

- ・ 各支部において、地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。

iii) 外部への意見発信や情報提供

- ・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療を見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。
- ・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。
- ・ 新経済・財政再生計画 改革工程表 2018 における給付と負担の見直し等の社会保障関連の改革項目について、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。
- KPI：① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90%以上とする
- ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する

⑧ 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

i) 医療費分析プロジェクトチームによる分析

- ・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。
- ・ 外部有識者の意見を参考に、分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。

ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守ることを第一にしつつも、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保険医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策について提言を行うため、外部有識者を活用した調査研究の実施を検討する。

iii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施

- ・ 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。
- ・ 統計分析研修を始め、GIS等のツール活用推進に向けた研修を行い、調査研究の推進を図る。

(3) 組織・運営体制関係

① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

- ・ 標準人員への移行後における各支部の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ、契約職員も含めた標準人員の見直しについても検討する。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・ 評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。

③ OJTを中心とした人材育成

- ・ OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。

④ 支部業績評価の実施

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じて見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ 調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。
参加が予想される業者に広く P R を行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。
- また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。
- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、
20%以下とする

⑥ コンプライアンスの徹底

- ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。

⑦ リスク管理

- ・ 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。
- ・ 情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。
- ・ 平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。

⑧ 本部機能や内部統制の強化に向けた取組

- ・ 協会設立後、10 年以上を経過したが、この間、個人情報保護の厳格化や、大規模自然災害の頻発、情報通信技術の発達による情報セキュリティ事案の増加など、協会を取り巻く環境が大きく変化していることを受け、リスク管理の一層の強化が不可欠となっている。また、これまで基盤的保険者機能に多くのリソースを割かざるを得なかったが、今後は、加入者の健康増進のための新たな取組の推進など戦略的保険者機能を更に強化していくことが必要。このため、中長期的な視点から、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。
- ・ 権限や体制の整備等により効率的な業務運営を行えること及び事故等が発生しない仕組みを構築することを旨指して、内部統制を強化するための整備を着実に進める。

⑨ システム関連の取組

- ・ 協会業務が停止することがないよう、協会システムの安定稼働を第一としつつ、情報セキュリティを担保しながら、オンライン資格確認等の制度改正に対し、適切にシステム対応を実施する。
- ・ 現行システムの更改や業務改革の推進に向けた取組等を踏まえ、次期システム構想を具体化し、要件定義に着手する。
- ・ 本部業務への導入で一定の効果があつた R P A を支部に展開するなど、更なる業務効率化に向けて新技術の導入を推進する。

⑩ パーパース化の推進

- ・ 戦略的保険者機能の発揮には、一層の事務効率化による適切な人員配置が求められることから、本部支部におけるパーパース化の推進のための検討を進める。

KPI一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

| 具体的施策 | KPI | 現状 (平成30年度末) |
|-------------------------------------|--|-------------------------------|
| ① サービス水準の向上 | ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を92%以上とする | ①99.99% ②89.3% |
| ④ 効果的なレセプト点検の推進 | 診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする | 0.383% |
| ⑤ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 の施術の申請の割合について対前年度以下とする | 1.23% |
| ⑦ 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進 | ① 日本年金機構回収も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする | ①91.57% ②56.16% ③0.070% |
| ⑧ 限度額適用認定証の利用促進 | 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする | 81.3% |
| ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底 | 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92%以上とする | 88% |
| ⑩ オンライン資格確認の円滑な実施 | 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする | 37.1% |

2. 戦略的保険者機能関係

| 具体的施策 | KPI | 現状 (平成30年度末) |
|-------------------------------------|--|---------------------------|
| ② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 | ① 生活習慣病予防健診受診率を55.9%以上とする ② 事業者健診データ取得率を8.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする | ①50.9% ②7.1% ③24.4% |
| ② ii) 特定保健指導の実施率の向上 | 特定保健指導の実施率を20.6%以上とする | 16.0% |
| ② iii) 重症化予防対策の推進 | 受診動奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする | 9.5% |
| ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 | ① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を43%以上とする | ①37.9% ②39.5% |
| ④ ジェネリック医薬品の使用促進 | 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合（※）を80%以上とする ※ 内科、DPC、調剤、歯科における使用割合 | 75.9% |
| ⑦ 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信 | ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90%以上とする ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する | ①79.5% ②25支部 |

Ⅲ. 予算

3. 組織・運営体制関係

| 具体的施策 | KPI | 現状 (平成30年度末) |
|--------------------|----------------------------------|-----------------|
| ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 | 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする | 26.8% |

1. 予算総則

令和2事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の令和2事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第8条により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

| 事項 | 限度額(百万円) | 年限 | 理由 |
|------------|----------|-------------------|----------------------------|
| システム経費 | 34,819 | 令和2年度以降 3か年度以内 | 複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため |
| 賃貸借経費 | 2,119 | 令和2年度以降 6か年度以内 | 複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため |
| 事務機器等リース経費 | 72 | 令和2年度以降 6か年度以内 | 複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため |
| 業務委託経費 | 13,727 | 令和2年度以降 6か年度以内 | 複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため |
| 保険契約に係る経費 | 0 | 令和2年度以降 2か年度以内 | 複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため |
| 事務用品等購入経費 | 242 | 令和2年度以降 5か年度以内 | 複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため |

(3) 流用等の制限

流用等の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第9条第2項の規定に基づき指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

翌事業年度への繰越の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第10条第1項ただし書の規定に基づき指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

2. 収入支出予算 (令和2年4月1日~令和3年3月31日)

| 〔健康保険勘定〕 | | (単位：百万円) |
|---------------|------------|----------|
| 区 別 | 予 算 額 | |
| 収入 | | |
| 保険料等交付金 | 10,977,063 | |
| 任意継続被保険者保険料 | 69,233 | |
| 国庫補助金 | 1,260,515 | |
| 国庫負担金 | 6,384 | |
| 貸付返済金収入 | 166 | |
| 運用収入 | — | |
| 短期借入金 | — | |
| 寄付金 | — | |
| 雑収入 | 25,356 | |
| 計 | 12,338,717 | |
| 支出 | | |
| 保険給付費 | 6,726,112 | |
| 拠出金等 | 3,634,751 | |
| 前期高齢者納付金 | 1,530,717 | |
| 後期高齢者支援金 | 2,103,952 | |
| 退職者給付拠出金 | 68 | |
| 病床転換支援金 | 13 | |
| 介護納付金 | 1,046,288 | |
| 業務経費 | 166,798 | |
| 保険給付費等業務経費 | 12,415 | |
| レセプト業務経費 | 4,602 | |
| 企画・サービス向上関係経費 | 4,866 | |
| 保健事業経費 | 144,914 | |
| 福祉事業経費 | 0 | |
| 一般管理費 | 55,861 | |
| 人件費 | 18,208 | |
| 福利厚生費 | 65 | |
| 一般事務経費 | 37,588 | |
| 貸付金 | 166 | |
| 借入金償還金 | — | |
| 雑支出 | 69,720 | |
| 予備費 | — | |
| 累積収支への繰入 | 639,020 | |
| 翌年度繰越 | — | |
| 計 | 12,338,717 | |

(注) 計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の 検証結果

令和3年7月



保険者機能強化アクションプラン（第4期）の全体像

保険者機能強化アクションプランの目指すもの

保険者機能強化アクションプランは、協会けんぽの行動計画としての位置づけであり、それを着実に実行することにより、以下の協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の全体像

(1) 基盤的保険者機能

【目的・目標】 ※第3期アクションプランの目標「Ⅲ 医療費等の適正化」を実現する

レセプトや現金給付の審査・支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に、不正受給対策などによる医療費の適正化を通じて、協会けんぽの財政を含めた制度の維持可能性を確保する。

(2) 戦略的保険者機能

【目的・目標】 ※第3期アクションプランの目標と同一

事業主とも連携して、加入者の健康の維持・増進を図ること、地域の医療提供体制の在り方にも積極的に関与すること、効率的かつ無駄のないサービスが提供されるよう働きかけを行うこと等により、「Ⅰ 医療等の質や効率性の向上」、「Ⅱ 加入者の健康度を高めること」、「Ⅲ 医療費等の適正化」を目指し、もって加入者・事業主の利益の実現を図っていく。

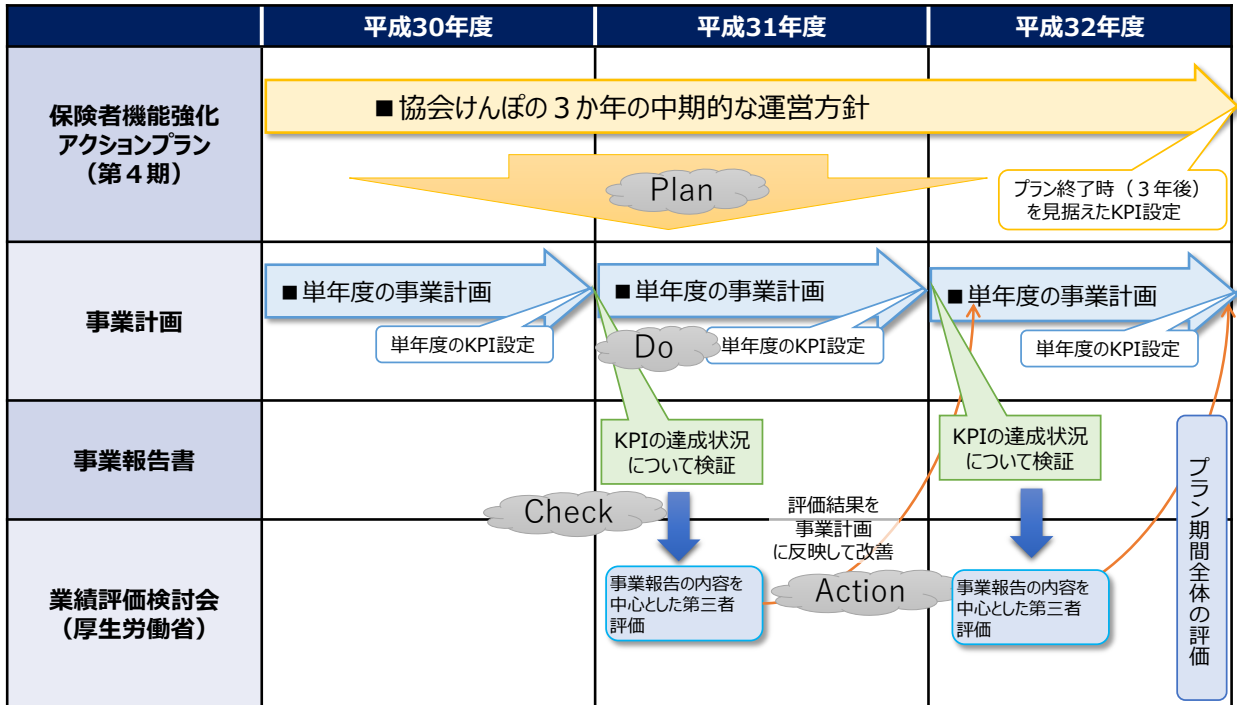
(3) 組織体制の強化

【目的・目標】

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクルの強化について

- 協会けんぽでは、これまででも保険者機能強化アクションプランや事業計画に基づく事業運営を行い、その評価を次のアクションプランや事業計画に反映させてきたが、必ずしもそうした関係性が明らかになっていなかった。
- このため、平成30年度以降は以下のとおり、保険者機能強化アクションプランを中期計画と明確に位置付けてKPIを設定するとともに、それを踏まえた事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化する。



検証の目的と具体的な検証方法及び再検証結果

検証の目的

- 保険者機能強化アクションプラン (第4期) は、平成30年度から令和2年度までの3か年の計画となっており、令和2年度中に新たなアクションプランを策定する必要があることから、平成30年度及び令和元年度の実績で検証を行い、令和2年9月の運営委員会に報告した。
- 本再検証においては、保険者機能強化アクションプラン (第4期) の最終年度にあたる令和2年度のKPIの実績等を確認し、すでに策定済みの保険者機能強化アクションプラン (第5期) のKPIの設定に上方又は下方修正が必要でないか確認することを目的とする。

具体的な検証方法

- 令和2年度の施策ごとの「実施状況」及び「KPIの実績等」に基づき再検証した。

| | |
|---------|---|
| 実施状況 | 施策ごとの実施状況を示すための項目 |
| KPIの実績等 | 施策の実施によるKPIの達成状況に加え、施策の成果を可能な限りアウトプット・アウトカムの両面から検証するための項目 |

- 具体的な検証方法は、以下に示す手順のとおり。

| | | |
|-------|--|---|
| ステップ1 | 令和2年度実施結果の把握 | 令和2年度において、施策ごとに、本部・支部の実施状況及びKPIの実績等を把握 |
| ステップ2 | 令和2年度のKPIの実績等と保険者機能強化アクションプラン (第5期) のKPIとの比較 | ステップ1で把握した実施結果に基づき、すでに策定済みの保険者機能強化アクションプラン (第5期) のKPIの修正要否を検証 |
| ステップ3 | 必要に応じて、保険者機能強化アクションプラン (第5期) のKPIの修正 | ステップ2の検証結果を踏まえ、必要に応じて、保険者機能強化アクションプラン (第5期) のKPIを修正 |

保険者機能強化アクションプラン (第4期) の再検証結果 (まとめ)

- 再検証の結果、保険者機能強化アクションプラン (第5期) のKPIの修正要否について、直近の実績である令和2年度のKPIの達成状況を確認したところ、修正の必要性は確認できなかった。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証結果（まとめ）

基盤的保険者機能関係

（主な成果）

- <現金給付の適正化の推進>
- 不正請求の疑いがある事案について、保険給付適正化PTで議論を行い、H30年度～R2年度で合計217件の立入検査を実施し、27件の不正案件を発見した。また、傷病手当金と障害年金や休業補償給付等との併給調整の強化を図り、H30年度～R2年度合計で約20.5万件の調整を行った。
- <効果的なレセプト点検の推進>
- 各支部の優れた取組や査定データ、自動点検マスタの集約・共有などにより、支部点検員のスキルアップを図り、費用対効果の観点から外部委託を廃止した。
- <柔道整復施術療養費の照会業務の強化>
- 文書照会の強化や適正受診の促進にかかる広報の実施により、多部位頻回請求件数の割合はR2年度1.12%とKPI(対前年度1.12%以下)を達成した。
- <返納金債権発生防止等>
- 保険証回収事務の一部をアウトソース化し、催告の早期化を図るとともに、電話による回収業務の推進や、国民健康保険との積極的な保険者間調整などを行った。
- <サービス水準の向上>
- サービススタンダード(現金給付の申請受付から振込までの期間を10日間以内)の達成状況を支部ごとにモニタリングし、随時業務改善を行うことで、KPI(達成状況100%)を概ね達成（R2年度：99.52%）した。
- <被扶養者資格の再確認の徹底>
- 被扶養者資格確認リスト未提出事業所への提出勧奨や所在不明事業所への確実な送達(事業主宅への直送等)を実施した結果、KPI(提出率92%以上)を概ね達成（R2年度：91.3%）した。
- <オンライン資格確認>
- 協会版オンライン資格確認について、医療機関・薬局への電話・訪問・文書による利用勧奨などにより、参加医療機関における利用率は53.7%(R2年度平均)とKPI(50%以上)を達成するとともに、資格喪失後受診の防止により大きな財政効果(H30年度・R1年度合計約1.3億円)をあげた。また、R3年3月開始する国のオンライン資格確認について、国の会議における協会けんぽの提案が採用され、事務負担の軽減や費用削減等につながった。

（今後の課題）

- <現金給付の適正化の推進>
- 保険給付適正化PTの活動状況に支部間差があるため、全国統一的な機能強化を徹底する。傷病手当金と休業補償給付との併給調整をシステム間連携により行えるようにするなど、効率的に併給調整ができる仕組みの構築を国に要望する。
- <効果的なレセプト点検の推進>
- 支払基金の原審査と協会の再審査における点検内容の差別化を図るとともに、支払基金改革(R3年9月の審査支払新システム導入等)も踏まえ、効果的・効率的な点検業務のあり方を検討する。
- <柔道整復施術療養費の照会業務の強化>
- 部位ころがし防止のため、多部位頻回とはならない申請についても傾向を分析し、審査を強化する。
- <返納金債権発生防止等>
- 保険証回収の催告のルーティンワークを着実に実施しつつ、国民健康保険との保険者間調整も積極的に実施する。
- <サービス水準の向上>
- より一層の業務の標準化・効率化を図り、サービススタンダード100%の達成を目指す。
- <被扶養者資格の再確認の徹底>
- 証明書類(住民票、課税証明書等)による確認は、事業主・協会双方の負担が大きいため、未提出事業所等の対策として、マイナンバーを活用した確認方法に見直す。
- <オンライン資格確認>
- 国のオンライン資格確認システムを有効に機能させ、資格喪失後受診に伴う返納金債権発生防止を図るため、マイナンバーをより確実に入手するため、システムの改善及び加入者に対するマイナンバーの登録勧奨を行い、マイナンバー登録率を高める。
 - また、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証結果（まとめ）

戦略的保険者機能関係（その1）

（主な成果）

- <保健事業>
- 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、「特定健診・特定保健指導の推進」、「重症化予防の対策」、「コラボヘルスの推進」の三本柱で取組を進めた。
- [特定健診・特定保健指導の推進]
- 自治体や関係機関と連携したがん検診との同時実施や集団健診の実施拡大、事業者健診データの取得率の向上、健診受診時の特定保健指導の初回面談の推進などに取り組んだ。
 - また、R1年度には、受診率の向上や地域間格差の解消を図るため、支部ごとの事業所規模別・業態別等の受診率やそれらが全体の受診率に与えている影響度等を見える化し、受診率向上の阻害要因を明らかにした上で効果的な受診勧奨等を実施できるよう、「健診・保健指導カルテ」を開発した。さらに、特定保健指導(積極的支援)について、継続的な支援におけるポイント(支援投入量)のあり方や、生活習慣の改善効果を得るための目安となる新たな指標等を検証するため、モデル実施を行った。
 - 都市圏を中心に被保険者数が大きく増加していることや、R2年3月以降、新型コロナウイルス感染防止対策を講じたこと等もあり、特定健診受診率や特定保健指導実施率等のKPIの達成は困難な状況であるが、受診者数や実施者数等は大きく増加しており、特定健診・保健指導を着実に推進した。
- [重症化予防の対策]
- 健診結果で血圧や血糖値が一定以上でありながら、レセプトにより受診が確認できない者に対して、全支部で医療機関への受診勧奨を実施した。
 - H30年度から、かかりつけ医と連携した糖尿病性腎症の重症化予防事業を全支部で実施した。また、特に透析リスクの高い糖尿病患者に対する糖尿病専門医と連携した取組を、R1年度から全国展開した。
- [コラボヘルスの推進]
- 健康経営の裾野を拡大するため、健康経営によるメリットや好事例の紹介等を行うことにより、健康宣言事業数を大幅に増加(14,618社(H29年9月)→54,616社(R3年3月))した。
 - また、健康宣言事業所における健康づくりの取組を客観的データに基づき効果的に支援するため、事業所ごとに従業員の健康状況や生活習慣等を見える化した事業所カルテを活用し、重点的に支援すべき事業所を明らかにした上で、事業所ごとの特性を踏まえた支援を行った。

（今後の課題）

- <特定健診・特定保健指導の推進等>
- 特定健診について、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を実施する。
 - 事業者健診データの取得率を高めるため、事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、事業主・健診機関・協会けんぽ(3者間)での新たな提供・運用スキームを構築するとともに、制度的な課題の解決に向け、引き続き国への働きかけを行う。
 - 特定保健指導について、質を確保しつつ外部委託を積極的に推進すること等により実施率の向上を図る。
 - また、特定保健指導のアウトカム指標の検討やモデル実施の効果検証、優れた取組事例の集積・横展開、保健指導活動のマニュアル等の見直しなどにより、質の向上を図る。
 - さらに、こうした取組の効果を高めるため、関係団体とも連携しつつ、健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じて若年からのヘルスリテラシーの向上に取り組む。
- <重症化予防の対策>
- 従来のメタボリックシンドローム対策に加え、循環器疾患による現役世代の突然死を予防する観点から、血圧と血糖値以外に着目した受診勧奨の必要性等を検討する。
 - 糖尿病性腎症重症化予防事業の効果を検証し、効果的な取組の確立を目指す。
- <コラボヘルスの推進>
- KPIを設定し健康宣言事業所の増加を図る。併せて、質の向上のため、基本モデルの浸透(標準化)を図り、健康宣言事業における取組(健診・保健指導実施率の向上等)の効果を全国的に底上げする。また、各支部の表彰等の実施状況の検証と今後に向けた検討を行う。
 - 今後、40歳未満も含めた全ての事業者健診データの保険者による保有・活用が求められるようになることも見据えて、事業所と連携した取組(新たなポピュレーションアプローチの手法(健康運動指導士等を活用した身体活動・運動の指導に関する出前講座・セミナーの実施や動画の作成等)やメンタルヘルスの予防対策の充実)等を検討する。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証結果（まとめ）

戦略的保険者機能関係（その2）

（主な成果）

- ＜ジェネリック医薬品の使用促進＞
 - 「ジェネリックカルテ」により地域ごとの課題を把握し、重点的に働きかける医療機関・薬局を特定した上で、個々の医療機関・薬局に対して、それぞれの強み・弱みを見える化したツールや医薬品実績リストを活用したアプローチを実施した。また、加入者に対しては、ジェネリック医薬品軽減額通知(R2年度（1回目通知）：約679万件通知。効果額220億円)やジェネリック医薬品希望シールの配布(47支部で実施)等により使用促進を図った。
 - こうした取組により、使用割合は79.2%(R2年9月)とKPI(80.0%以上)は概ね達成できた。
- ＜インセンティブ制度＞
 - H30年度から本格実施し、H30年度の実績をR2年度保険料率に反映したほか、R1年度にH30年度の実施結果の検証を行った。
 - R2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたR1年度実績の補正及び除外を行った。
- ＜パイロット事業＞
 - H30年度～R2年度に実施した20件の事業のうち、1件を全国展開し、2件を全国展開する予定。
- ＜地域医療提供体制への働きかけ＞
 - 地域医療構想調整会議への参画に向けて都道府県等への働きかけを行った結果、被用者保険として346構想区域のうちの303区域(87.6%)に参画することができた。一方、残りの区域については、市町村国保等により保険者の枠が埋まっているなど新たに参画することが難しい状況。また、新型コロナウイルス感染症の影響により調整会議の開催が減少し、保険者が意見発信し難い状況の中、多くの支部(R2年度：30支部)で意見発信を行うことができた。
- ＜医療データ分析＞
 - 「抗菌薬の使用状況の地域差」など、主に支部ごとの地域差に焦点を当てた分析・公表を行い、NHKの全国ニュース等で取り上げられた。
- ＜広報等による加入者等の理解促進＞
 - 医療保険制度等に関する加入者の理解度調査を毎年実施し、特に理解が進んでいない分野に注力した広報を実施した。R2年度の加入者理解率は、41.0%とKPI(対前年度(45.6%)以上)を達成できなかったが、広報の重点項目とした5項目のうち、保険料率等の3項目でR1年度の結果を上回った。
 - また、加入者に身近な健康保険委員を活用した広報を拡大するため、電話・訪問・文書による委嘱勧奨を行った結果、健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合は45.16%(R2年度)とKPI(43%以上)を達成した。

（今後の課題）

- ＜ジェネリック医薬品の使用促進＞
 - 本部・支部が一丸となって取り組んだ結果、ジェネリック医薬品使用割合（医科・DPC・調剤・歯科）はR2年9月時点79.2%まで上昇した。支部間格差は年々縮小しているものの、令和2年度末時点において依然として約15.2%の差がある。
 - 支部間格差を縮小するため、重点的に取り組むべき地域の取組を強化し、全支部が使用割合80%以上を達成できるよう努める。
- ＜インセンティブ制度＞
 - 「成長戦略フォローアップ」(R2年7月17日閣議決定)を踏まえ、実施状況を検証した上で、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、R3年度中に見直す。
 - R2年度の新型コロナウイルス感染症の影響はR1年度よりも大きいため、R3年度にR2年度の実績評価について、運営委員会でも議論することとした。
- ＜パイロット事業＞
 - 支部事業の独自性を高めるためにR1年度に新設した支部保険者機能強化予算との関係性を含め、パイロット事業の位置付け及び枠組みを整理するとともに、支部で実施した事業の好事例を全国展開するための仕組みを検討し、導入する。
- ＜地域医療提供体制への働きかけ＞
 - 現行の取組を継続するとともに、未だ意見発信できていない支部に対して、本部において特に手厚いサポートを行う。
- ＜医療データ等分析＞
 - 協会けんぽ加入者約4,000万人のビッグデータ解析等により、エビデンスに基づく事業の実施や国及び医療関係者等への意見発信を行うため、外部の研究者・専門家による大規模な委託研究を実施するなど、研究活動を更に推進する。
- ＜広報等による加入者等の理解促進＞
 - 協会けんぽの加入事業所及び加入者に、協会けんぽの存在を認知していただくとともに、協会の具体的な取組を理解していただくため、事業主に対して、健康宣言や特定健診・特定保健指導等の働きかけを行う際に、全国統一的な広報資料を活用し、協会の概要や給付制度、健康づくりの取組等の全体像を説明する。
 - 上記とあわせて加入者に広く周知するため、YouTube等のSNSを活用した広報を検討する。
 - また、大規模な委託研究を実施し、外部の研究者・専門家を募ることを通じて、協会の認知度や医療保険制度の持続可能性の確保に対する理解の向上を図る。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）の検証結果（まとめ）

組織体制関係

（主な成果）

- ＜人事制度・人材育成＞
 - 支部ごとに業務量に応じた適正な人員配置を行う観点から、H29.10から段階的に標準人員へ移行し、R1.10までの間に移行を完了した。
 - これにより、これまで以上に効率的に業務を遂行する必要があることから、OJTを中心に集合研修や自己啓発を組み合わせた研修を実施するとともに、職員の適材適所の配置や実績・能力本位の人事を推進するため、人事評価制度に関する管理職を中心とした職員の教育や、人事評価結果も考慮した昇格等の人事に努めた。
- ＜調達のコスト削減、透明性の確保等＞
 - 本部一括調達によるコスト削減を図るとともに、調達の内容・方法・費用の妥当性や透明性を確保する観点から、調達審査委員会（本部及び全支部に設置）における審査等を通じ、適切に調達を実施することができた。
 - また、一者応札となった案件について、事業者アンケート等によりその要因を分析するとともに、一者応札の削減につながる取組の好事例を共有することで、次回以降の調達に役立てることができた。
- ＜リスク管理＞
 - 大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案に対して、各種マニュアル等に基づき、平時における訓練の成果も生かすつ適切に対応するとともに、新たに、「情報システム運用継続計画（IT-BCP）」及び「保有個人情報廃棄マニュアル」の策定や、情報セキュリティ研修のオンライン化にも取り組んだ。
 - また、R2年7月の本部事務室移転を契機に、最新の防災情報等を踏まえ、有事の際にも協会けんぽの業務が確実に遂行できるよう、各種マニュアルの改訂を行った。
- ＜システム関連の取組＞
 - 本部業務への導入で一定の効果があつたRPA(RoboticProcessAutomation)を支部に展開するなど、業務効率化に向けて新技術の導入を図った。

（今後の課題）

- ＜人事制度・人材育成＞
 - 次期システム構想等の実現等の状況を踏まえ、更なる標準人員の見直しを検討するとともに、限られたマンパワーの中で組織として最大限のパフォーマンスを発揮できるよう、本部機能及び本部・支部間の連携の強化を図る。
 - 人事評価制度に対する職員の理解を一層深めつつ、実績や能力本位の人事を推進する。
 - 職員の育成について、急激な社会情勢の変化に柔軟に対応できる知識やスキルを醸成するため、様々な能力開発の機会を確保する。
- ＜調達のコスト削減、透明性の確保等＞
 - 契約の透明性の確保や経費の削減を図るため、引き続き一者応札の削減に努めるとともに、少額の調達案件についても、可能な限り一般競争入札等を実施する。
- ＜リスク管理＞
 - これまでの取組を継続して実施するとともに、協会の安定運営に関わるリスク要因が多様化・複雑化してきていることなどを踏まえ、内部統制を強化するための体制整備を進める。
- ＜システム関連の取組＞
 - 協会事業の円滑かつ効果的な実施や効果検証等が可能となるよう、最新のIT技術を積極的に取り入れ、R5年1月にシステムを構築する。

保険者機能強化アクションプラン (第4期) KPI一覧

保険者機能強化アクションプラン (第4期) 検証シート

(1) 基盤的保険者機能関係 ※H30・R1・R2年度は、各年度の事業計画に定められたKPIを記載。

| 具体的施策 | KPI | 年度 | 目標 | 実績 | 達成状況 |
|----------------------------------|--|-------|----------|------------|------|
| ② 効果的なレセプト点検の推進 | 診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする | H30年度 | 0.395%以上 | 0.383% | 概ね達成 |
| | | R1年度 | 0.383%以上 | 0.362% | 未達成 |
| | | R2年度 | 0.362%以上 | 0.318% | 未達成 |
| ③ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする | H30年度 | 1.32%以下 | 1.23% | 達成 |
| | | R1年度 | 1.23%以下 | 1.12% | 達成 |
| | | R2年度 | 1.12%以下 | 1.12% | 達成 |
| ④ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 | ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95%以上とする <small>※日本年金機構における保険証回収情報の不具合による影響で、R2年2、3月分の正確な保険証回収件数が算出できなかったため、H31年4月～R2年1月までの実績。</small> | H30年度 | 93.0%以上 | 91.57% | 概ね達成 |
| | | R1年度 | 94.0%以上 | 93.04% (※) | 概ね達成 |
| | | R2年度 | 95.0%以上 | 92.41% | 概ね達成 |
| | ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする | H30年度 | 57.64%以上 | 56.16% | 概ね達成 |
| | | R1年度 | 56.16%以上 | 54.11% | 未達成 |
| | | R2年度 | 54.11%以上 | 53.40% | 未達成 |
| | ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする | H30年度 | 0.068%以下 | 0.070% | 概ね達成 |
| | | R1年度 | 0.070%以下 | 0.082% | 未達成 |
| | | R2年度 | 0.082%以下 | 0.087% | 未達成 |
| ⑤ サービス水準の向上 | ① 各年度におけるサービス標準の達成状況を100%とする | H30年度 | 100% | 99.99% | 概ね達成 |
| | | R1年度 | 100% | 99.92% | 概ね達成 |
| | | R2年度 | 100% | 99.52% | 概ね達成 |
| | ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を90%以上とする | H30年度 | 87.0%以上 | 89.3% | 達成 |
| | | R1年度 | 90.0%以上 | 91.1% | 達成 |
| | | R2年度 | 92.0%以上 | 94.8% | 達成 |
| ⑥ 限度額適用認定証の利用促進 | 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を85%以上とする | H30年度 | 83.0%以上 | 81.3% | 概ね達成 |
| | | R1年度 | 84.0%以上 | 81.2% | 概ね達成 |
| | | R2年度 | 85.0%以上 | 79.6% | 未達成 |
| ⑦ 被扶養者資格の再確認の徹底 | 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を90%以上とする | H30年度 | 87.0%以上 | 88.0% | 達成 |
| | | R1年度 | 89.0%以上 | 91.3% | 達成 |
| | | R2年度 | 92.0%以上 | 91.3% | 概ね達成 |
| ⑧ オンライン資格確認の導入に向けた対応 | 現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を50%以上とする | H30年度 | 36.5%以上 | 37.1% | 達成 |
| | | R1年度 | 43.3%以上 | 47.3% | 達成 |
| | | R2年度 | 50.0%以上 | 53.7% | 達成 |

保険者機能強化アクションプラン（第4期）検証シート

(2) 戦略的保険者機能関係 ※H30・R1・R2年度は、各年度の事業計画に定められたKPIを記載。

| 具体的施策 | KPI | 年度 | 目標 | 実績 | 達成状況(※) |
|---|---|----------|---------|--------|---------|
| ② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上 | ① 生活習慣病予防健診受診率を55.9%とする | H30年度 | 50.9%以上 | 50.9% | 達成 |
| | | R1年度 | 53.4%以上 | 52.3% | 概ね達成 |
| | | R2年度 | 55.9%以上 | 51.0% | 未達成 |
| | ② 事業者健診データ取得率を8%以上とする | H30年度 | 7.0%以上 | 7.1% | 達成 |
| | | R1年度 | 7.5%以上 | 7.6% | 達成 |
| | | R2年度 | 8.0%以上 | 8.0% | 達成 |
| | ③ 被扶養者の特定健診受診率を29.5%以上とする | H30年度 | 25.8%以上 | 24.4% | 未達成 |
| | | R1年度 | 27.6%以上 | 25.5% | 未達成 |
| | | R2年度 | 29.5%以上 | 21.3% | 未達成 |
| ② ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応 | 特定保健指導の実施率を20.6%以上とする | H30年度 | 14.5%以上 | 16.0% | 達成 |
| | | R1年度 | 16.8%以上 | 17.7% | 達成 |
| | | R2年度 | 20.6%以上 | 15.4% | 未達成 |
| ② iii) 重症化予防対策の推進 | ① 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする | H30年度 | 11.1%以上 | 9.5% | 未達成 |
| | | R1年度 | 12.0%以上 | 10.5% | 未達成 |
| | | R2年度 | 12.9%以上 | 10.1% | 未達成 |
| ③ 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 | ① 広報活動における加入者理解率の平均を対前年度以上とする | H30年度 | 35.9%以上 | 36.6% | 達成 |
| | | R1年度 | 36.6%以上 | 45.6% | 達成 |
| | | R2年度 | 45.6%以上 | 41.0% | 未達成 |
| | ② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40%以上とする | H30年度 | 36.0%以上 | 39.54% | 達成 |
| | | R1年度 | 40.0%以上 | 42.26% | 達成 |
| | | R2年度 | 43.0%以上 | 45.16% | 達成 |
| ④ ジェネリック医薬品の使用促進 | 平成32年9月までに、協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を80%以上とする ※ 平成30年度は調剤分の使用割合、R1年度から医科、DPC、歯科、調剤の使用割合とする | H30年度 | 75.4%以上 | 78.9% | 達成 |
| | | R1年度 | 78.5%以上 | 78.7% | 達成 |
| | | R2年度(9月) | 80.0%以上 | 79.2% | 概ね達成 |
| ⑦ 医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ | ① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を90%以上とする | H30年度 | 79.8%以上 | 79.5% | 概ね達成 |
| | | R1年度 | 83.7%以上 | 84.4% | 達成 |
| | | R2年度 | 90.0%以上 | 87.6% | 概ね達成 |
| | ② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を全支部で実施する | H30年度 | 47支部 | 25支部 | 未達成 |
| | | R1年度 | 47支部 | 38支部 | 未達成 |
| | | R2年度 | 47支部 | 30支部 | 未達成 |

(3) 組織体制強化関係 ※H30・R1・R2年度は、各年度の事業計画に定められたKPIを記載。

| 具体的施策 | KPI | 年度 | 目標 | 実績 | 達成状況(※) |
|--------------------|----------------------------------|-------|-------|-------|---------|
| ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等 | 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする | H30年度 | 25%以下 | 26.8% | 未達成 |
| | | R1年度 | 23%以下 | 26.2% | 未達成 |
| | | R2年度 | 20%以下 | 15.5% | 達成 |

保険者機能強化アクションプラン（第5期） の概要

保険者機能強化アクションプラン（第5期）のコンセプト

協会の基本理念

保険者機能強化アクションプラン（第5期）においても、協会けんぽの基本理念をこれまで以上に追求していく。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

第5期の事業運営の3つの柱

基盤的保険者機能関係

- 保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。
- あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。
- また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

戦略的保険者機能関係

- 基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「Ⅰ.加入者の健康度の向上」、「Ⅱ.医療等の質や効率性の向上」、「Ⅲ.医療費等の適正化」を目指す。
- 具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。
- また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

組織・運営体制関係

- 基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確かなものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部業績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

保険者機能強化アクションプラン（第5期）における主な取組

（1）基盤的保険者機能関係

- 健全な財政運営
- 現金給付の適正化の推進、効果的なレセプト内容点検の推進
- 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権回収業務の推進
- 業務改革の推進【新】

（2）戦略的保険者機能関係

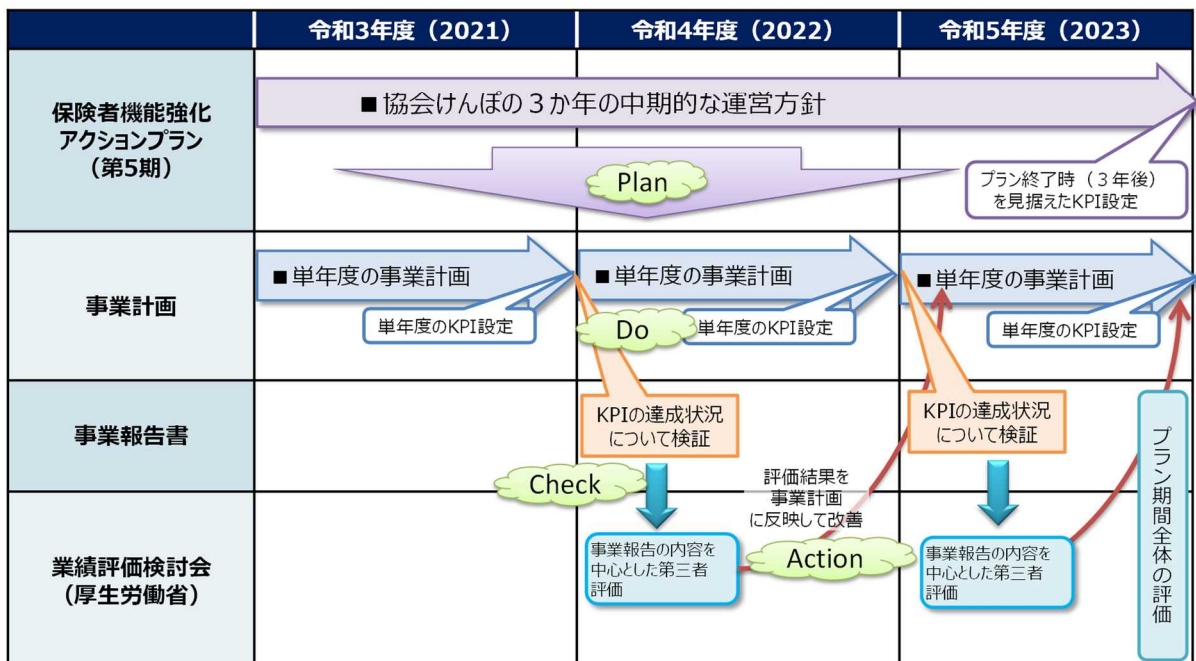
- <特定健診・特定保健指導の推進等>
- 特定健診実施率、特定保健指導実施率の向上（健診当日の初回面談の推進、情報通信技術の特定保健指導への活用）
 - 事業者健診データの取得率向上に向けた新たな提供・運用スキームの確立【新】
 - 特定保健指導の質の向上（アウトカム指標の検討、協会保健師等に係る人材育成プログラムの充実・強化など）【新】
 - 健康教育(特に身体活動・運動や食生活・栄養)を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上【新】
- <重症化予防の対策>
- 現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値などの検査値等にも着目した受診勧奨の実施【新】
- <コラボヘルスの推進>
- 事業所カルテ・健康宣言のコンテンツ、健康宣言からフォローアップまでのプロセスの標準化など【新】
 - 身体活動・運動に着目したポピュレーションアプローチ手法の確立や個別指導手法の検討【新】
 - メンタルヘルスの予防対策の充実の検討【新】
- <医療費適正化、効率的な医療の実現等>
- ジェネリック医薬品の使用促進
 - 地域の医療提供体制への働きかけ
 - 医療保険制度の持続可能性の確保及び地域包括ケアの構築に向けた意見発信
 - 外部有識者を活用した調査研究の推進【新】
- <インセンティブ制度>
- インセンティブ制度の着実な実施、実施状況の検証及び評価指標等の見直し【新】
- <協会けんぽの活動等に対する加入者の理解促進>
- 広報資材の標準化やSNS等による効果的な広報の推進【新】

（3）組織・運営体制関係

- 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置、人事評価制度の適正な運用
- 本部機能及び本部支部間の連携の強化【新】
- 内部統制の強化【新】
- 次期システム構想【新】

参考：保険者機能強化アクションプランに係るPDCAサイクル

- 保険者機能強化アクションプラン（第5期）にKPIを設定するとともに、各年度の事業計画において、単年度ごとのKPIを設定し、毎年度KPIの達成状況を踏まえた改善を行う。



保険者機能強化アクションプラン(第5期)における保健事業の実施方針

- 平成30年度から、6か年の計画である第2期保健事業実施計画（データヘルズ計画）をスタートしており、第5期アクションプランの期間と重なる後半3年間についても、引き続き、「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルズの推進」の三本柱で取り組む。
- また、この3年間の最大のテーマは、①特定健診・特定保健指導の実施率の向上、②データやアウトカム指標に基づく質の高い特定保健指導及び重症化予防の確立③事業所カルテ・健康宣言の標準化の3点とし、特に、以下の「10の重点事項」に取り組む。
- 新たな取組を実施（開始）するにあたっては、それぞれの取組の実施内容及び実施体制等を踏まえ、全国一斉に開始することやパイロット事業を活用して段階的に実施支部を拡大すること等、その実施（開始）方法等を検討し、円滑な全国展開を図る。

特定健診

(取組①)

受診率の向上を図るため、以下のとおり、「健診・保健指導カルテ」の積極的な活用及び充実等を図る。

- ・大規模事業所及び新規適用事業所等への重点的な受診勧奨の実施。
 - ・支部間の経年比較による各支部のウィークポイントの把握・改善。
 - ・全国ベース及び支部レベルで受診率の低い業態を把握し、本部・支部から業界団体へ協力を依頼。（他業種との比較など、見える化した資料を本部で作成）
- 被扶養者の特定健診について、市との協定締結を進め、がん検診との同時実施など連携して受診率の向上を目指す。

(取組②)

事業者健診データの取得率を向上させるため、事業主・健診機関・協会けんぽ（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

特定保健指導

(取組③)

特定保健指導対象者の利便性の向上を図る観点から、特定健診当日に特定保健指導の実施が可能な健診機関等への外部委託を積極的に推進し、協会保健師は、保健指導専門機関への指導・助言や事業主・加入者との関係づくり、また、契約保健師を含め、健康宣言事業所のフォローアップなどに積極的に取り組む。なお、情報通信技術を活用した特定保健指導の拡大を図る。

(取組④)

アウトカム指標（メタボリックシンドローム該当者及び予備軍の減少率等）を1年目に検討・決定し、複数支部で試行実施することにより、KPIとしての是非を検証する。その際、医療費削減やQOL向上等の効果検証に関する研究（外部委託研究で採択等）も参考にする。また、アウトカム指標は、特定保健指導の実施を委託した保健指導専門機関における保健指導の質の検証等にも活用する。

(取組⑤)

特定保健指導の基本領域の一つである「身体活動・運動」の充実・強化を図るため、協会保健師等が指導を行う中で、加入者が「身体の動かし方・使い方」を容易にイメージし、実践できるよう、専門家の知見を取り入れた動画の作成や運動指導マニュアルの策定等を検討する。また、関係団体とも連携しつつ、健康教育（特に身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組む。

(取組⑥)

協会保健師について、保健事業の企画立案能力の育成に力点を置いた人材育成プログラム（支部保健師編）を策定する。また、契約保健師等について、現行の人材育成プログラムの定着を図るとともに、研修等を通じて保健指導等の質の向上等に力点を置いた育成を図る。

コラボヘルズ

(取組⑧)

事業所カルテで示すべき項目（リスク保有率、問診票集計結果、経年変化等）の標準化及び標準的フォーマットを提示する。（事業所検索機能活用マニュアル（仮称）と併せて提示。）

(取組⑨)

事業所と連携した健康づくりの取組をより効果的に実施するため、健康宣言のコンテンツ（特定健診・特定保健指導に関する数値目標、簡単に達成可能な取組項目（支部のデータヘルズ計画の上位目標等の中から選択）など）及び宣言からフォローアップまでのプロセス（受付方法、事業所カルテの提供タイミング、経年変化を踏まえたフォローアップ及び宣言内容の改善、表彰制度など）の標準化を図る。また、新たなボビュレーションアプローチの手法（健康運動指導士等を活用した身体活動・運動に関する出前講座・セミナーの実施や動画の作成等）を検討する。

(取組⑩)

事業所や産業保健総合支援センター等と連携したメンタルヘルズ予防対策を促進するため、外部有識者の知見を取り入れながら、効果的な予防対策（事業所向けセミナーの実施や相談機関等の周知など）を検討し、実施する。

重症化予防

(取組⑦)

糖尿病性腎症重症化予防事業の効果検証を進める。また、従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を確実に実施するとともに、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等に着眼した受診勧奨の必要性を検討のうえ実施する。

I. 近年の協会けんぽをめぐる動向

令和2年10月末現在、協会けんぽの加入者数は約4,027万人、加入事業所数は約237万事業所と、日本最大の保険者となっている。

平成27年に医療保険制度改革法（国庫補助率16.4%の恒久化）が成立したことや、医療費適正化の取組を着実に進めてきたこと等により、近年の財政状況は安定しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後も予断を許さない状況にある。

また、平成27年に業務・システム刷新を行い、その後も、基本的な事務処理体制の見直しや事務環境の整備、組織・運営体制の強化を図ること等により、保険者としての基盤的業務を安定して運営することができ、引き続き、「支払基金業務効率化・高度化計画(平成29年7月に厚生労働省及び社会保険診療報酬支払基金が策定)」等の動向も踏まえつつ、適切に対応していく必要がある。

協会発足から10年以上が経過し、上記のとおり、財政・業務基盤が一定程度安定化してきたことを受け、保険者機能強化アクションプラン（第3期）からは、より戦略的な保険者機能を発揮するための取組を開始した。

保険者機能強化アクションプラン（第4期）からは、①基盤的保険者機能関係、②戦略的保険者機能関係、③組織体制の強化の3つの柱で取組を充実・強化するとともに、同プランを明確に中期計画として位置づけ、KPIを設定した。これにより、事業計画の策定や評価を通じた改善を行うことが可能となり、PDCAサイクルの強化を図ってきた。

こうした取組の結果、これまで基盤的保険者機能に多くのリソースを割かざるを得なかった状況から一変し、今後は加入者の健康増進のための新たな取組の推進など戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化を図ることが重要となってくる。

一方、医療保険制度を含む日本の社会保障全体を取り巻く環境に目を向けると、2025年には団塊の世代がすべて後期高齢者となり、2040年には現役世

保険者機能強化アクションプラン（第5期）

（2021年度～2023年度）

令和3年1月
全国健康保険協会

代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れるなど、少子高齢化による社会保障費の増加や社会保障の支え手の減少が見込まれており、社会保障制度の持続可能性の確保が喫緊の課題となっている。特に、医療保険制度においては、再生医療等製品、バイオ医薬品等の超高額薬剤や、がんゲノム医療など高額が劇的な効果が望める先進的な治療を、国民が等しく享受できるようにしつつ、他方で、OTC 医薬品の保険償還率を引き下げるなどの効率化・適正化を図ることにより、超高齢社会における効率的かつ質の高い医療制度への変革が求められている。

また、官民一体となってデジタルトランスフォーメーションが推し進められており、マイナンバーカードを活用した PHR（パーソナル・ヘルス・レコード）やオンライン資格確認の導入、オンライン診療・オンライン服薬指導の拡充など、健康医療分野における ICT 等を活用した質の高いサービスの提供が、今後ますます求められるようになる。

さらに、協会設立後から今日までの間に、個人情報情報の厳格化や大規模自然災害の頻発、情報通信技術の発達による情報セキュリティ事案の増加など、協会の安定運営に関わるリスク要因が多様化・複雑化してきていることから、本部における内部統制やリスク管理を強化する必要性が日に日に高まっている。

以上のとおり、協会けんぽを取り巻く環境は刻々と変化しており、今後も急激に変化していくことが予想されるため、財政・業務基盤をより盤石なものとしつつ、保険者機能を今まで以上に発揮するための取組の強化が求められる。

II. 第5期における協会けんぽ運営の基本方針

1. 協会けんぽの基本理念等について

保険者機能強化アクションプランは、協会けんぽ自身の行動計画としての位置づけであり、その着実な実行が求められている。そして、この保険者機能強化アクションプランを着実に実行していくことにより、以下の協会けんぽの基本理念をこれまで以上に実現していくものである。

また、具体的な事業運営においては、①基盤的保険者機能関係、②戦略的保険者機能関係、③組織・運営体制関係を3本柱として取り組むこととする。

【基本使命】

保険者として、健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図る。

【基本コンセプト】

- 加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- 加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- 加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- 被用者保険のセーフティネットとしての健全な財政運営

【事業運営の3つの柱】

① 基盤的保険者機能関係

保険者の基本的な役割として、健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続き・資格管理や医療費及び現金給付の審査・支払などを迅速かつ適正に行う。

あわせて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会けんぽや医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図る。

また、これらの取組を実現するためには、基本業務の効率化・簡素化を徹底することが不可欠であり、不断の業務改革を推進する。

② 戦略的保険者機能関係

基本的な役割を確実に果たした上で、より発展的な機能を発揮することにより、「I. 加入者の健康度の向上」、「II. 医療等の質や効率性の向上」、「III. 医療費等の適正化」を目指す。

Ⅲ. 具体的施策

(1) 基盤的保険者機能関係

① 健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。
- ・ 今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主に対して情報提供を行い、理解を求め、また、医療費適正化等の努力により、保険料の上昇を抑制するため、国や都道府県等の審議会等において、積極的に意見発信を行う。

② サービス水準の向上

- ・ 現金給付の申請受付から給付金の支払いまでの期間について、サービススタンダードとして全支部で標準的な処理期間を設定し、加入者への迅速な給付を行う。
 - ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。
 - ・ お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から協会の課題を見だし、迅速に対応する。
- KPI：① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 96%以上とする

③ 限度額適用認定証の利用促進

- ・ オンライン資格確認の導入により、限度額適用認定証の発行件数は減少が見込まれるが、オンライン資格確認が定着するまでの間については、加入者の窓口での負担額軽減のため限度額適用認定証の利用を促進する。

具体的には、事業主や関係団体等とも連携して、特定健診・特定保健指導やコロナヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組みとともに、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。

また、ジェネリック医薬品の使用促進や医療費等のデータ分析に基づく意見発信・働きかけなどにより、質が高く無駄のない医療を実現するとともに、加入者が正しい情報に基づき適切に行動できるよう、協会けんぽの活動や医療保険制度等に関する理解の促進を図る。

③ 組織・運営体制関係

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図るとともに、標準人員に基づく人的資源の最適配分や支部署績評価による協会けんぽ全体での取組の底上げなど、組織基盤を強化していく。

2. 事業計画と運動したPDCAサイクルの推進

3年間の中期計画である本アクションプランと単年度の計画である事業計画の関係性を明確化するため、本アクションプランにおいて、3年後を見据えた重要業績評価指標（KPI）を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することとする。

また、重要業績評価指標（KPI）については、可能な限り、施策ごとに定量的な成果指標を設定することとする。

その上で、毎年度作成する事業報告書においては、毎年度事業計画で定めた KPI の達成状況を検証することし、保険者機能強化アクションプランの最終年度（3年目）においては、本アクションプランの期間全体の検証を行う。

検証結果については、厚生労働大臣による業績評価で第三者的視点も含めた評価を行い、評価結果を、以降の事業計画と次期アクションプランに反映させて取組を改善させていくことにより、PDCA サイクルを推進していく。

④ 現金給付の適正化の推進

- ・ 標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。
- ・ 傷病手当金と障害年金等の併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進するとともに、国に対して制度整備などの意見発信を行う。
- ・ 傷病手当金・出産手当金のうち、不正受給が疑われる申請について重点的に審査を行う。
- ・ 海外療養費については、外部委託を活用したレセプトの精査や翻訳内容の確認、海外の医療機関への文書確認など、不正請求防止対策を更に強化する。

⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進

- ・ レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づいた、令和3年9月の審査支払新システム導入等による支払基金改革を踏まえ、今後のレセプト点検業務のあり方について検討を進める。

- KPI：① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率
(※) について前年度以上とする
(※) 査定率 = レセプト点検により査定（減額）した額 ÷ 協会けんぽの医療費総額
- ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・ 多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする

⑦ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費の審査手順の最適化の推進

- ・ 審査手順の標準化を推進する。
- ・ 受領委任払制度導入により、国の指導監督が強化されたことから、不正が疑われる申請については厚生局への情報提供を積極的に行う。

⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

- ・ 日本年金機構による保険証回収催告後、未返納者に文書や電話による早期催告を実施する。
- ・ 未返納の多い事業所データを活用した事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・ 発生した債権については、通知・催告のアウトソース化の更なる推進や、国民健康保険との保険者間調整を着実に実施するなど、確実な債権回収を行う。

- KPI：① 日本年金機構回収も含めた資格喪失後1か月以内の保険

証回収率を対前年度以上とする

- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底

- ・ マイナンバーの活用及び日本年金機構との連携により、被扶養者資格の再確認を徹底する。それにより、高齢者医療費に係る拠出金の適正化と本来被扶養者資格を有しない者による無資格受診の防止を図る。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 94%以上とする

⑩ オンライン資格確認の円滑な実施

- ・ 国のオンライン資格確認システムを有効に機能させ、資格喪失後受診に伴う返納金債権発生防止を図るため、マイナンバーをより確実に入手するためのシステムの改善及び加入者に対するマイナンバーの登録勸奨を行い、マイナンバー収録率を高める。
- ・ また、「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

- KPI：加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする

⑪ 業務改革の推進

- ・ 「基盤的保険者機能」の盤石化に向け、業務の標準化・効率化・簡素化、職員の意識改革、生産性の向上を推進する。
- ・ 次期システム構想の実現後は、高度化されたシステムを最大限活用すると同時に、新たな業務プロセスの徹底と効率化の向上を図る。

(2) 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

① 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施< I、

II、III>

- ・ 地域ごとの健康課題等を踏まえ各支部が策定した、「特定健診・特定保健指導の推進」「コロナヘルスの取組」「重症化予防の対策」を柱とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標の達成に向けて、各年度の取組を着実に実施する。
- ・ 「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回すとともに、第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の取組等を検討する。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 国が示す協会けんぽの特定健診の実施率の目標値は、令和5年度末に65%である。なお、令和元年度実績は、52.6%となっている。
- ・ 特定健診について、健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけること、効果的・効果的な受診勧奨を実施する。
- ・ また、被扶養者の特定健診については、がん検診との同時実施など地方自治体との連携を推進し、実施率の向上を図る。
- ・ 事業者健診データの取得について、事業主・健診機関・協会けんぽ（3者間）での新たな提供・運用スキームを構築し、事業者健診データ

が健診機関を通じて確実に協会けんぽに提供されるよう、関係団体等と連携した円滑な運用を図る。

- KPI：① 生活習慣病予防健診実施率を63.9%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を9.6%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診実施率を35.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

- ・ 国が示す協会けんぽの特定保健指導の実施率の目標値は、令和5年度末に35%である。なお、令和元年度実績は17.7%となっている。
- ・ 特定保健指導について、引き続き、質を確保しつつ外部委託を積極的
に推進するほか、情報通信技術を活用すること等により、特定保健指導
対象者の利便性の向上を図る。
- ・ 特定保健指導のアウトカム指標の検討や、協会保健師を対象とした保
健事業の企画立案能力等の向上に力を置いた人材育成プログラムの
策定、保健指導活動のマニュアル等の見直しなどにより、特定保健指導
の一層の質の向上等を図る。
- ・ また、関係団体とも連携しつつ、健康教育（特に身体活動・運動や食
生活・栄養）を通じて若年期からのヘルスリテラシーの向上に取り組む。

- KPI：① 被保険者の特定保健指導の実施率を36.4%以上とする
- ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を10.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

- ・ 従来のメタボリックシンドローム対策としての未治療者への受診勧奨を確
実に実施するとともに、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策とし
て、LDLコレステロール値など血圧値や血糖値以外の検査値等にも着

目した受診勧奨の必要性を検討のうえ実施する。

- ・ また、糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組の効果
を検証し、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を効果的に実施す
る。
- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を
13.1%以上とする

iv) 健康経営（コラヘルス）の推進

- ・ 平成29年度から実施している健康宣言は、第1期・第2期保健事
業実施計画（データヘルス計画）の柱の一つであるコラヘルスの中心
的・代表的な取組みとなっている。
- ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのよう
な手順で行うか）及びコンテンツ（何をを行うか）の観点から、宣言項目として
必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、
家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによ
る事業所支援等を拡充する。
- ・ 今後、40歳未満も含めた全ての事業者健診データの保険者による保
有・活用が求められるようになることも見据えて、事業所と連携した取組
等（身体活動・運動に着目したポリューションアプローチの手法の確立
や個別指導手法の検討）を行う。また、事業所等と連携したメンタルヘ
ルス予防対策を促進するため、効果的な予防対策等を検討のうえ実施
する。

- KPI：健康宣言事業所数を70,000事業所以上とする

② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）

- ・ 協会けんぽの運営の持続可能性を維持するためには、前提として、協会けんぽの存在意義や取組内容を、加入者・事業主に十分理解していただくことが必要である。
- ・ 協会けんぽは、健保組合のように単一の事業主と従業員という構造になく、また、事業所数が約 230 万、加入者数が約 4 千万人と広報の対象が非常に多いため、事業主及び加入者に効果的に情報をお届けすることが必要である。
- ・ このため、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」とともに、「④健康づくり」を主な広報テーマとし、全支部で広報すべきコンテンツに関する広報資材の標準化や SNS 等による効果的な広報手法を検討し、広報ツールを作成する。その上で、ツールを活用し、事業主や加入者等と接する様々なタイミングで広報を行う。
- ・ さらに、加入者に身近な健康保険委員を活用した広報も重要であることから、積極的に委嘱拡大に向けた取組を強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌を通じた情報提供の充実を図る。
- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 50%以上とする
- ③ ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ>
 - ・ 協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合は、令和 2 年 3 月診療分で 78.7%となっており、支部間格差も縮小してきているものの、依然として大きな格差（最大 18.2%）がある。
 - ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により協会全体及び支部ごとに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組むとともに、協会で

- 作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。また、本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。
- ・ 加えて、本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。
- ・ また、加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。
- ・ さらに、ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。
- KPI：全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※)を 80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が 80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする
 - ※ 医科、DPC、歯科、調剤
- ④ インセンティブ制度の実施及び検証<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>
 - ・ 平成 30 年度から新たに導入した制度であることから、引き続き、段階的かつ安定的な実施を図るとともに、「成長戦略フォローアップ」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）を踏まえ、実施状況を検証した上で、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討し、令和 3 年度中に一定の結論を得る。
 - ・ 加えて、加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。

（参考）成長戦略フォローアップ（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）（抜

料)

○ 全国健康保険協会における予防・健康事業の取組状況に応じた都道府県支部毎の保険料率のインセンティブ措置について、成果指標拡大や配分基準のメリハリ強化等を検討、2021年度中に一定の結論を得る。

⑤ **支部で実施した好事例の全国展開<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>**

・ 支部事業の独自性を高めるために令和元年度に新設した支部保険者機能強化予算との関係性を含め、パイロット事業及び支部調査研究事業の位置付けや仕組みを整理し、新たな枠組み（本部にて推奨テーマを設定し募集をかけることや、全国展開前に複数支部で事業を行い、実施方法等を定めるなど）により実施する。

⑥ **地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度の持続可能性の確保に向けた意見発信<Ⅱ、Ⅲ>**

i) **医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信**

・ 現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、令和6年度からスタートする次期医療計画及び医療費適正化計画の策定に向けて、意見発信を行う。

ii) **医療提供体制に係る意見発信**

・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) **医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信**

・ 医療保険部会や中央社会保険医療協議会等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対して、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。

iv) **上手な医療のかかり方に係る働きかけ**

・ 地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して効果的な働きかけを行う。

■ KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する

⑦ **調査研究の推進<Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ>**

i) **本部・支部による医療費分析**

・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、主に支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。

・ 本部の分析では、外部有識者の意見を参考に分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て分析の精度を高める。

・ 各支部においては、医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、地域差がどのような要因で生じているかについて、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。

ジメント業務の基盤を確実に習得させ、その後グループ長や部長に昇格したときに、更に幅広くマネジメント能力を発揮できるように人材力の底上げを図る。

- ・ また、支部ごとに業務量に応じた適切な人員配置を行う観点から、標準人員に基づく人員配置を行うとともに、次期システム構想等の実現等も踏まえ、標準人員の見直しについても検討する。

② 人事評価制度の適正な運用

- ・ 協会全体のパフォーマンスの底上げを図るためには、個々の職員が組織目標を理解し、それを達成するための個人目標を設定してその達成を目指す、自身に与えられた役割を遂行することで、それがひいては組織全体の目標達成につながるよう好循環を構築していく必要がある。
- ・ このため、人事評価制度において、個人目標の設定に当たっては、職員個人が組織目標を意識し、かつ、等級ごとの役割定義に基づく自身の役割を考慮した目標を可能な限り数値目標として掲げた上で、上司によるその目標が適切なものであるかどうかの評価を踏まえて設定する必要がある。また、その目標達成に向けては、評価期間中には上司が適切に職員に対する日々の業務管理、業務指導を行い、評価の段階においては、評価者が取組のプロセスも踏まえて十分に内容を確認した上で評価を行うとともに、評価結果のフィードバックを行う際には、被評価者の人材育成につながることを十分に意識したものととなるよう実施することが重要である。
- ・ さらに、そうした結果を適正に処遇に反映させることにより、実績や能力本位の人事を推進する。

③ OJTを中心とした人材育成

- ・ 「自ら育つ」職員を育成するためには、OJT（On the Job

ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる2025年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる2040年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守るために、医療保険制度の持続性の確保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保健医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策等を検討することが必要である。このため、協会が所有しているレセプトデータ等を用いて、外部有識者を活用した調査研究を実施する。なお、研究成果を踏まえ、国への政策提言や協会が実施する取組の改善に係る具体的方策（ガイドラインの策定等）について、医療提供側を含めた関係者の意見も聞きつつ検討する。

iii) 調査研究の推進並びに研究成果の社会的還元に向けた各種施策

検討及び実施

- ・ 本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取り組む調査研究について、内外に広く情報発信する。
- ・ 統計分析研修等により協会の調査研究の底上げを図るとともに、協会けんぽの加入者約4,000万人分のビッグデータを活用した調査研究を推進するための人材育成や体制のあり方について検討する。

(3) 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

- ① 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
 - ・ 管理職層の入口として設置している「グループ長補佐」の段階で、マネ

Training) を人材育成の中心に据え、それに各種研修を効果的に組み合わせる必要がある。

- ・ 本部において、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を実施することで、組織基盤のボトムアップを図る。

- ・ 加えて、戦略的保険者機能の更なる発揮に向けて、新入職員の育成プログラムを見直す等、人材育成の具体的方策を検討し、幅広い視野、知識、経験を持つ人材の育成につなげる。

- ・ その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、オンライン研修の実施や通信教育講座のあっせんなど、多様な研修機会の確保を図り、自己啓発に対する支援を行う。

④ 本部機能及び本部支部間の連携の強化

- ・ 加入者の健康増進のための新たな取組の推進など、戦略的保険者機能を更に強化していくため、本部機能の強化や本部支部間の更なる連携の強化に向けた検討を行う。

⑤ 支部業績評価を通じた支部の取組の底上げ

- ・ 平成 28 年度より支部業績評価を導入し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体での取組の底上げを図るとともに、その結果を支部幹部職員の処遇で勘案することで、職員の士気向上を図ってきたところ。

- ・ その後、支部の置かれた環境、制約などの違いをどう指標に反映させるか等について、逐次見直しを行っているところであるが、指標の適切性については、試行錯誤の段階にある。

- ・ 今後、これらの課題を解決し、本格的な導入を目指す。

Ⅱ) 内部統制に関する取組

① 内部統制の強化

- ・ 協会の安定運営に関わるリスク要因が多様化・複雑化してきていることなどを踏まえ、内部統制を強化するための体制整備を進める。

② リスク管理

- ・ 大規模自然災害等に備え、定期的に訓練や研修を実施するとともに、有事の際には、業務継続計画（BCP）など各種マニュアル等に基づき適切に対応する。

- ・ 令和 5 年 1 月の新システム構築にあたり、業務継続計画（BCP）など各種マニュアル等の見直しを行う。

- ・ 加入事業所及び加入者等の個人情報情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、個人情報保護に対する要請の高まりや情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じて、継続的な対策の強化を図る。

③ コンプライアンスの徹底

- ・ 全職員にコンプライアンスに関する研修を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。

- ・ 定期的又は随時にコンプライアンス委員会を開催することにより、コンプライアンスの推進を図る。

Ⅲ) その他の取組

① 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ サービス水準の確保に留意しつつ、引き続き競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理

等により、経費の節減に努める。

- ・ 調達に当たっては、調達見込み額が100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が適当なものについては調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表することをやっているが、今後とも、これらを実施し、透明性を確保する。

- ・ さらに、調達における競争性を高めるため、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するとともに、一者応札の減少に向けた取組の好事例を本部・支部に周知するなどにより一者応札案件の減少に努める。

- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする

② 次期システム構想の実現等

- ・ 業務改革検討プロジェクトの要件を取り込み、効率的な業務を行うことで基盤的保険者機能の強化に寄与すること及び保健事業の機能改修やビッグデータの分析など戦略的保険者機能の強化に寄与することを目的に、令和5年1月に新システムを構築する。

- ・ 次期システムの調達に当たっては、現行システムのIT資産を有効活用しつつ、競争性の担保や調達単位の分割などにより調達コストの適正化を図る。

保険者機能強化アクションプラン（第5期）KPI一覧表

1. 基盤的保険者機能関係

| 具体的施策 | KPI | 参考：令和元年度末 |
|------------------------|---|-------------------|
| ② サービス水準の向上 | ① サービススタンダードの達成状況を100%とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を96%以上とする | ①99.92% ②91.1% |
| ⑤ 効果的なレセプト内容点検の推進 | ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする （※）査定率＝レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額 ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする | ①0.362% ②【新設】 |
| ⑥ 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 | 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする | 1.12% |
| ⑧ 返納金債権発生防止のための保険証回収強化 | ① 日本年金機構回収も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする | ①93.04% |

| | | |
|-------------------|---|---------|
| 及び債権管理回収業務の推進 | ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする | ②54.11% |
| ⑨ 被扶養者資格の再確認の徹底 | 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94%以上とする | 91.3% |
| ⑩ オンライン資格確認の円滑な実施 | 加入者のマイナンバー収録率を対前年度以上とする | 【新設】 |

2. 戦略的保険者機能関係

| 具体的施策 | KPI | 参考：令和元年度末 |
|-----------------------------|--|---------------------------------------|
| ① i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率の向上 | ① 生活習慣病予防健診実施率を63.9%以上とする | ①52.3% |
| | ② 事業者健診データ取得率を9.6%以上とする | ②7.6% |
| | ③ 被扶養者の特定健診実施率を35.0%以上とする | ③25.5% |
| ① ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上 | ① 被保険者の特定保健指導の実施率を36.4%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を10.0%以上とする | 【新設】 ※ 第4期は被保険者及び被扶養者の合算値によるKPIを設定 |

| | | |
|----------------------------|---|--------|
| ① iii) 重症化予防対策の推進 | 受診奨励後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を13.1%以上とする | 10.5% |
| ① iv) 健康経営（コロナヘルス）の推進 | 健康宣言事業所数を70,000事業所以上とする | 【新設】 |
| ② 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 | 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を50%以上とする | 42.26% |
| ③ ジェネリック医薬品の使用促進 | 全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(※)を80%以上とする。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする ※ 医科、DPC、歯科、調剤 | 78.7% |
| ⑥ ii) 医療提供体制に係る意見発信 | 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する | 38支部 |

3. 組織・運営体制関係

| 具体的施策 | KPI | 参考：令和元年度末 |
|-------------------------------|--|-----------|
| Ⅲ) ① 費用対効果 を踏まえた コスト削減等 | 一般競争入札に占める一者応 札案件の割合について、20%以下 とする | 26.2% |

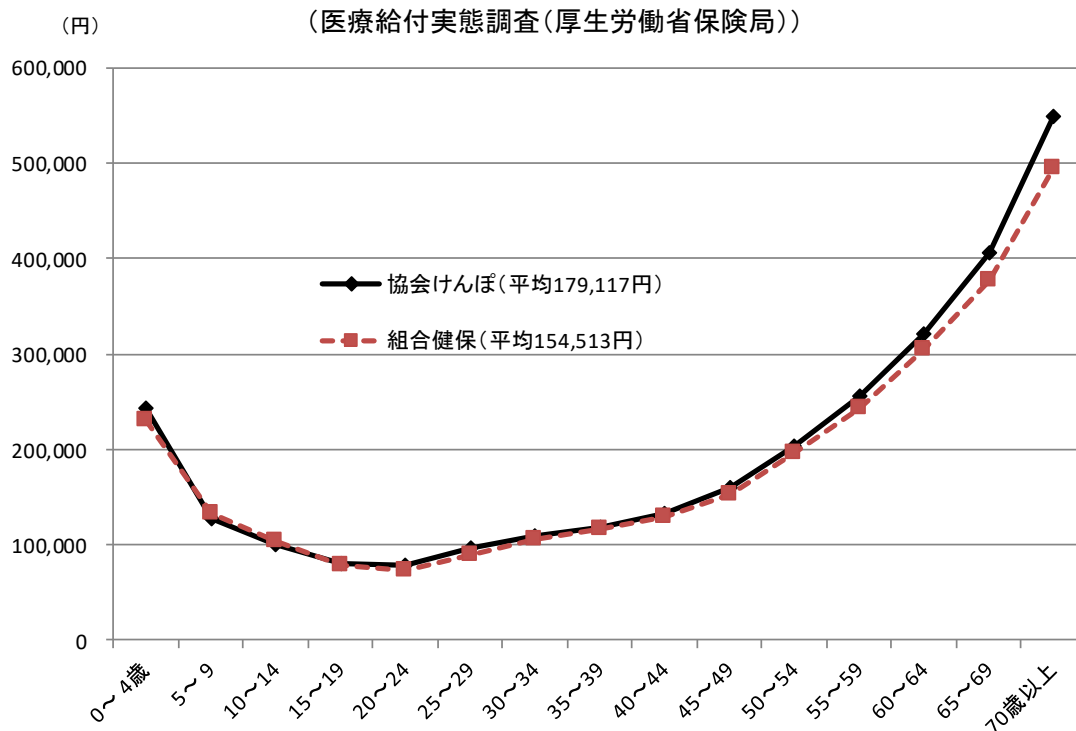
協会けんぽの医療費の特徴について

協会けんぽの医療費について、年齢別、診療種別、疾病別等のそれぞれの観点から、組合健保と比較し、また都道府県別の特徴を地域差指数（図3参照）が最も高い佐賀県、最も低い新潟県を中心に分析しました（出典の記載がないものは、すべて協会調べ）。

1. 年齢別の医療費について

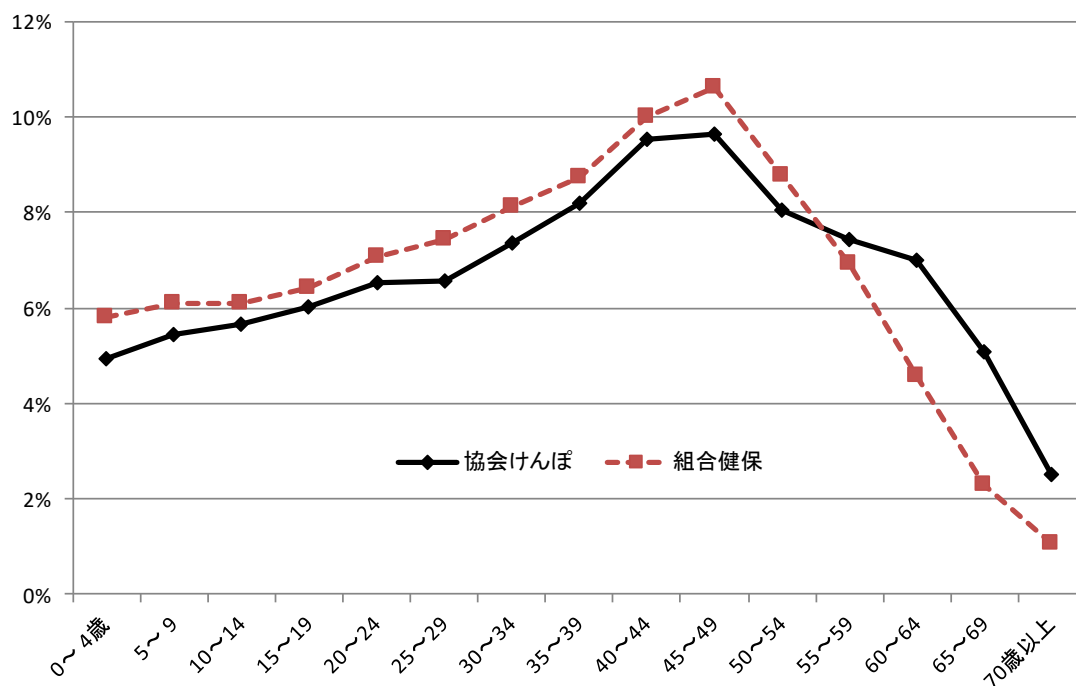
(1) 組合健保と比べた特徴

図1 年齢階級別加入者1人当たり医療費(2018年度)
(医療給付実態調査(厚生労働省保険局))



2018（平成30）年度の医療給付実態調査（厚生労働省保険局）によると、年齢階級別の加入者1人当たり医療費は、協会けんぽ及び組合健保ともに、乳幼児期、中高年齢期で高くなる傾向があり、協会けんぽの方が組合健保より年齢の高い層で若干高くなっています（図1参照）。2018年度の加入者1人当たり医療費は、協会けんぽ179,117円、組合健保154,513円で、協会けんぽの方が組合健保より15.9%高くなっていますが、これは、主に協会けんぽの加入者の年齢構成割合が組合健保より中高年齢期において高いためです（図2参照）。

図2 加入者の年齢構成割合(2018年度)
(医療給付実態調査(厚生労働省保険局))



(2) 都道府県別に見た特徴

2019（令和元）年度の加入者1人当たり医療費を都道府県別に見ると、佐賀県が全国で最も高く212,576円で、全国平均の185,532円と比べて27,044円高く（14.6%）なっています。一方、新潟県は174,138円で、全国平均より11,394円低く（▲6.1%）なっています（表1参照）。

加入者1人当たり医療費の全国平均との乖離を年齢階級別に見ると、佐賀県は、すべての階級で全国平均より高く、15～44歳、55～64歳、65歳以上の階級で10%以上プラスに乖離しています。一方、新潟県は45～54歳、55～64歳において▲10.2%、▲9.9%とほぼ10%マイナスに乖離し、その他の各層においても▲7.7%～▲5.3%とマイナスに乖離しています（表1参照）。

表1 協会けんぽの都道府県別年齢階級別医療費の状況(2019年度)

| | 加入者1人当たり 医療費(円) | 加入者1人当たり医療費の全国平均からの乖離率(%) | | | | | |
|--------|--------------------|---------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 0~4歳 | 5~14歳 | 15~44歳 | 45~54歳 | 55~64歳 | 65歳以上 |
| 1 北海道 | 206,678 | 7.0 | ▲11.5 | 8.5 | 9.8 | 7.9 | 2.5 |
| 2 青森 | 189,847 | 0.8 | ▲1.7 | ▲0.6 | ▲0.5 | ▲1.8 | ▲4.4 |
| 3 岩手 | 186,057 | ▲1.0 | ▲8.4 | ▲0.2 | ▲2.3 | ▲5.9 | ▲7.8 |
| 4 宮城 | 191,227 | ▲1.8 | ▲3.3 | 0.4 | 0.9 | 0.9 | 1.2 |
| 5 秋田 | 207,061 | 4.1 | 2.6 | 9.1 | 3.4 | ▲1.6 | 1.2 |
| 6 山形 | 194,065 | 2.7 | 5.0 | 4.8 | ▲2.1 | ▲1.2 | ▲2.5 |
| 7 福島 | 184,276 | ▲2.0 | ▲0.6 | ▲0.9 | ▲2.6 | ▲3.6 | ▲7.0 |
| 8 茨城 | 178,153 | ▲14.0 | ▲6.6 | ▲1.8 | 0.4 | ▲1.6 | ▲11.5 |
| 9 栃木 | 182,311 | 0.7 | ▲4.6 | ▲2.1 | ▲1.6 | ▲0.7 | ▲5.7 |
| 10 群馬 | 176,581 | 0.7 | 3.2 | ▲6.2 | ▲5.4 | ▲7.8 | ▲5.4 |
| 11 埼玉 | 177,219 | ▲7.9 | ▲0.8 | ▲5.2 | ▲4.5 | ▲5.2 | ▲3.6 |
| 12 千葉 | 181,356 | ▲9.5 | ▲0.8 | ▲7.1 | ▲2.1 | ▲3.0 | ▲2.5 |
| 13 東京 | 177,350 | 0.9 | 5.4 | ▲0.8 | ▲2.4 | ▲2.4 | ▲4.5 |
| 14 神奈川 | 185,918 | ▲2.6 | ▲0.8 | ▲0.7 | 0.0 | ▲1.2 | 0.1 |
| 15 新潟 | 174,138 | ▲5.3 | ▲5.5 | ▲7.7 | ▲10.2 | ▲9.9 | ▲7.0 |
| 16 富山 | 175,834 | ▲7.5 | ▲3.7 | ▲6.4 | ▲7.7 | ▲5.6 | ▲8.2 |
| 17 石川 | 187,098 | ▲11.8 | ▲11.2 | ▲0.9 | 0.8 | 1.0 | 7.9 |
| 18 福井 | 186,395 | ▲11.0 | ▲11.1 | 1.1 | ▲3.5 | ▲1.0 | 2.2 |
| 19 山梨 | 183,950 | 10.6 | 2.1 | ▲3.5 | ▲4.7 | ▲7.1 | ▲2.4 |
| 20 長野 | 175,086 | ▲4.5 | ▲4.0 | ▲4.7 | ▲9.1 | ▲10.4 | ▲4.3 |
| 21 岐阜 | 179,708 | ▲4.3 | 10.6 | ▲3.7 | ▲5.8 | ▲6.1 | ▲1.1 |
| 22 静岡 | 176,995 | ▲8.0 | ▲2.5 | ▲5.1 | ▲5.6 | ▲6.6 | ▲4.9 |
| 23 愛知 | 175,112 | 2.0 | 14.2 | ▲3.7 | ▲1.6 | ▲2.6 | ▲8.9 |
| 24 三重 | 178,412 | ▲9.4 | ▲10.2 | ▲4.5 | ▲1.3 | ▲2.9 | 0.7 |
| 25 滋賀 | 177,060 | ▲7.2 | ▲12.7 | ▲3.8 | ▲6.7 | ▲1.4 | 1.7 |
| 26 京都 | 184,385 | ▲3.9 | ▲5.3 | ▲0.9 | ▲0.1 | 0.6 | 6.3 |
| 27 大阪 | 188,848 | 2.5 | 8.4 | 2.4 | 4.7 | 5.1 | 9.0 |
| 28 兵庫 | 191,288 | ▲0.8 | 3.7 | 2.6 | 2.0 | 4.4 | 6.6 |
| 29 奈良 | 186,905 | ▲9.2 | ▲10.1 | ▲0.5 | ▲0.7 | 3.7 | 5.1 |
| 30 和歌山 | 189,430 | ▲5.0 | 1.7 | 0.9 | 2.5 | 0.8 | 5.4 |
| 31 鳥取 | 187,029 | 10.1 | ▲3.0 | ▲1.7 | ▲6.3 | ▲3.5 | 1.5 |
| 32 島根 | 197,446 | 12.3 | ▲8.6 | 2.0 | ▲0.7 | 2.0 | 3.6 |
| 33 岡山 | 190,070 | ▲0.4 | 8.5 | 1.4 | 3.7 | 4.3 | 5.5 |
| 34 広島 | 185,389 | ▲5.1 | ▲2.0 | ▲0.3 | 0.6 | 1.7 | 2.7 |
| 35 山口 | 198,521 | 10.2 | 0.3 | 3.6 | 0.6 | 4.1 | 3.6 |
| 36 徳島 | 198,586 | 6.7 | 25.8 | 9.8 | 3.1 | 3.6 | ▲2.7 |
| 37 香川 | 197,806 | 9.4 | 12.8 | 4.1 | 4.1 | 4.8 | 5.7 |
| 38 愛媛 | 188,511 | 12.5 | ▲4.4 | 0.4 | 3.0 | 0.2 | 4.3 |
| 39 高知 | 194,341 | 9.4 | ▲0.9 | 0.1 | 2.2 | 0.7 | 6.8 |
| 40 福岡 | 193,249 | 8.0 | ▲0.2 | 4.0 | 5.8 | 7.9 | 1.6 |
| 41 佐賀 | 212,576 | 8.4 | 3.1 | 13.7 | 7.9 | 10.9 | 14.3 |
| 42 長崎 | 199,744 | 0.1 | ▲9.6 | 5.5 | 6.3 | 4.2 | 7.6 |
| 43 熊本 | 195,352 | 4.6 | ▲2.6 | 6.2 | 4.1 | 3.2 | 5.2 |
| 44 大分 | 198,577 | 4.2 | ▲9.9 | 6.1 | 3.3 | 5.2 | 5.3 |
| 45 宮崎 | 184,653 | ▲0.9 | ▲9.5 | 1.7 | ▲1.4 | ▲2.5 | ▲2.7 |
| 46 鹿児島 | 193,542 | 2.0 | ▲13.9 | 4.0 | 4.4 | 5.3 | 7.1 |
| 47 沖縄 | 174,452 | 2.0 | ▲28.0 | ▲0.0 | ▲0.6 | ▲1.7 | 1.6 |
| 全国(円) | 185,532 | 245,098 | 116,917 | 109,830 | 186,009 | 296,076 | 462,218 |

注：医療費は入院、入院外、歯科、調剤、訪問看護、食事、療養費、移送費

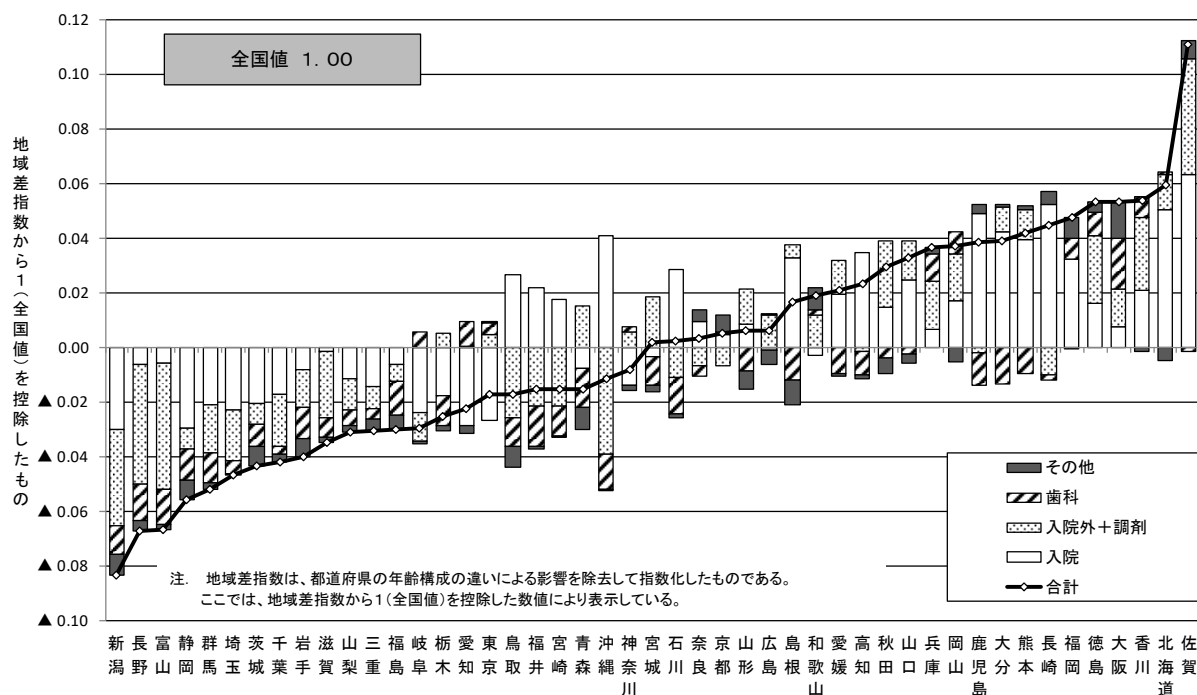
2. 入院・入院外等の診療種類別の都道府県の医療費について

図3は都道府県の年齢構成の違いを除去(年齢調整)した医療費水準を表した指数(地域差指数)を入院、入院外+調剤、歯科、その他別に見たものです。2019(令和元)年度の年齢調整後の医療費(地域差指数)の高い10道府県について、診療種類別の内訳を見ると、いずれも入院医療費が全国平均を超えており、特に、佐賀県、香川県、徳島県は入院、入院外

がともに高いことが医療費の高い大きな要因となっています。一方で、北海道、福岡県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県は入院が高いことが医療費の高い要因となっています。なお、大阪府は歯科とその他が高くなっています。

年齢調整後の医療費の低い10県については、入院、入院外、歯科、その他のすべてが全国平均未満となっています。特に、新潟県は入院、入院外ともに低いことが医療費の低い大きな要因となっています。

図3 協会けんぽの都道府県別地域差指数（入院、入院外+調剤、歯科、その他）の比較（2019年度）



※ 地域差指数とは、都道府県別の加入者1人当たり医療費（入院、入院外+調剤、歯科、その他）について、各都道府県の年齢構成の違いによる格差を除去して指数化したものである。
 （計算式）A県の地域差指数 = Σ （A県の年齢階級別加入者1人当たり医療費 × 全国の年齢階級別加入者数構成割合） ÷ 全国の加入者1人当たり医療費

3. 疾病別の医療費について

(1) 組合健保と比べた特徴

表2は協会けんぽと組合健保の疾病分類別医療費割合を見たものです。入院については、協会けんぽ、組合健保ともに「新生物<腫瘍>」が最も高く、協会けんぽ23.3%、組合健保22.6%、次いで「循環器系の疾患」で協会けんぽ18.4%、組合健保15.9%となっています。新生物<腫瘍>の再掲の「悪性新生物<腫瘍>」、循環器系の疾患の再掲の「脳血管疾患」で協会けんぽの方が組合健保より高く、「妊娠、分娩及び産じょく」、「周産期に発生した病態」、「先天奇形、変形及び染色体異常」で組合健保の方が協会けんぽより高い傾向にあります。

入院外については、協会けんぽ、組合健保ともに「呼吸器系の疾患」が最も高く、協会けんぽ 14.0%、組合健保 15.9%となっています。次いで、協会けんぽでは「新生物<腫瘍>」11.3%、「循環器系の疾患」10.8%となっており、組合健保では「新生物<腫瘍>」10.2%、「内分泌、栄養及び代謝疾患」9.5%となっています。

また、内分泌、栄養及び代謝疾患の再掲の「糖尿病」、循環器系の疾患の再掲の「高血圧性疾患」で協会けんぽの方が高く、「精神及び行動の障害」、呼吸器系の疾患の再掲の「急性上気道感染症」（かぜ）、「皮膚及び皮下組織の疾患」で組合健保の方が高くなっています。

表2 協会けんぽと組合健保の疾病分類別医療費割合(2018年度)

(単位:%)

| | 入院 | | 入院外 | |
|---|-------|-------|-------|-------|
| | 協会けんぽ | 組合健保 | 協会けんぽ | 組合健保 |
| 総 数 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| I 感染症及び寄生虫症(0101-0109) | 1.6 | 1.7 | 3.8 | 3.9 |
| II 新生物<腫瘍>(0201-0211) | 23.3 | 22.6 | 11.3 | 10.2 |
| (0201-0210) 悪性新生物<腫瘍> | 19.3 | 17.6 | 9.1 | 7.8 |
| III 血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害(0301-0302) | 0.8 | 1.0 | 1.5 | 1.7 |
| IV 内分泌、栄養及び代謝疾患(0401-0404) | 2.1 | 1.9 | 10.5 | 9.5 |
| (0402) 糖尿病 | 1.2 | 0.8 | 5.2 | 3.9 |
| V 精神及び行動の障害(0501-0507) | 3.9 | 3.5 | 3.8 | 4.7 |
| VI 神経系の疾患(0601-0606) | 4.6 | 4.4 | 2.8 | 3.0 |
| VII 眼及び付属器の疾患(0701-0704) | 1.8 | 1.6 | 5.4 | 5.9 |
| (0702) 白内障 | 0.5 | 0.4 | 0.5 | 0.3 |
| VIII 耳及び乳様突起の疾患(0801-0807) | 0.6 | 0.7 | 1.3 | 1.5 |
| IX 循環器系の疾患(0901-0912) | 18.4 | 15.9 | 10.8 | 8.1 |
| (0901) 高血圧性疾患 | 0.3 | 0.2 | 7.5 | 5.5 |
| (0902) 虚血性心疾患 | 3.7 | 2.9 | 0.8 | 0.6 |
| (0904-0908) 脳血管疾患 | 6.8 | 5.6 | 0.9 | 0.6 |
| X 呼吸器系の疾患(1001-1011) | 4.9 | 5.5 | 14.0 | 15.9 |
| (1001-1003) 急性上気道感染症 | 0.4 | 0.5 | 4.2 | 5.1 |
| (1010) 喘息 | 0.4 | 0.5 | 3.0 | 3.4 |
| XI 消化器系の疾患(1101-1113) | 7.2 | 7.5 | 6.4 | 6.8 |
| XII 皮膚及び皮下組織の疾患(1201-1203) | 0.7 | 0.8 | 4.8 | 5.8 |
| XIII 筋骨格系及び結合組織の疾患(1301-1310) | 7.9 | 7.0 | 8.0 | 7.3 |
| XIV 腎尿路生殖器系の疾患(1401-1408) | 3.7 | 3.8 | 8.3 | 7.7 |
| (1401-1402) 糸球体疾患及び腎尿細管間質性疾患、腎不全 | 1.9 | 1.6 | 5.2 | 4.1 |
| XV 妊娠、分娩及び産じょく(1501-1504) | 4.1 | 5.7 | 0.3 | 0.4 |
| XVI 周産期に発生した病態(1601-1602) | 3.4 | 5.1 | 0.4 | 0.5 |
| XVII 先天奇形、変形及び染色体異常(1701-1702) | 2.8 | 3.7 | 0.8 | 1.0 |
| XVIII 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの(1800) | 0.6 | 0.6 | 2.2 | 2.4 |
| XIX 損傷、中毒及びその他の外因の影響(1901-1905) | 7.4 | 7.2 | 3.5 | 3.8 |
| XXII 特殊目的用コード(2210-2220) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

出典:2018年度医療給付実態調査(厚生労働省保険局)

注:疾病分類はICD-10(2013年準拠)(2016年1月1日施行)による。

(2) 都道府県別に見た特徴

表3は都道府県別に疾病分類別医療費割合を見たものです。入院について全国の割合と比べると、佐賀県は「筋骨格系及び結合組織の疾患」が高く、「循環器系の疾患」、「妊娠、分娩及び産じょく、周産期に発生した病態」、「新生物」が低くなっており、新潟県は「新生物」、「筋骨格系及び結合組織の疾患」が高く、「循環器系の疾患」、「消化器系の疾患」が低くなっています。

同様に、入院外については、佐賀県は「内分泌、栄養及び代謝疾患」、「循環器系の疾患」

が高く、「新生物」、「消化器系の疾患」が低くなっており、新潟県は「新生物」、「呼吸器系の疾患」が高く、「腎尿路生殖器系の疾患」が低くなっています。

表3 協会けんぽの都道府県の疾病分類別入院医療費割合(2019年度)

(単位:%)

| | 新生物 | 内分泌、栄 養及び代 謝疾患 | 循環器系 の疾患 | 呼吸器系 の疾患 | 消化器系 の疾患 | 筋骨格系 及び結合 組織の疾 患 | 腎尿路生 殖器系の 疾患 | 妊娠、分娩 及び産じょ く、周産期 に発生した 病態 | その他 |
|--------|------|----------------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|--------------------|--|------|
| 1 北海道 | 27.2 | 1.9 | 19.5 | 4.5 | 7.3 | 9.9 | 3.9 | 6.6 | 19.2 |
| 2 青森 | 29.6 | 2.1 | 18.8 | 4.1 | 7.1 | 8.3 | 3.3 | 6.9 | 19.8 |
| 3 岩手 | 24.7 | 2.1 | 19.0 | 4.2 | 7.2 | 7.5 | 3.8 | 8.3 | 23.1 |
| 4 宮城 | 25.7 | 2.2 | 19.5 | 4.6 | 7.8 | 7.5 | 4.2 | 7.4 | 21.1 |
| 5 秋田 | 28.0 | 2.5 | 15.8 | 4.6 | 7.7 | 10.2 | 3.9 | 5.3 | 22.0 |
| 6 山形 | 25.3 | 2.1 | 16.9 | 5.0 | 7.4 | 8.9 | 3.4 | 7.7 | 23.2 |
| 7 福島 | 25.9 | 1.9 | 18.6 | 5.5 | 7.5 | 8.0 | 3.5 | 7.3 | 21.8 |
| 8 茨城 | 24.3 | 2.0 | 19.8 | 4.8 | 7.9 | 8.5 | 3.8 | 7.0 | 22.0 |
| 9 栃木 | 23.3 | 2.2 | 19.1 | 4.7 | 7.5 | 8.3 | 4.0 | 7.7 | 23.2 |
| 10 群馬 | 23.4 | 2.2 | 19.2 | 5.0 | 8.0 | 8.1 | 4.2 | 7.0 | 23.0 |
| 11 埼玉 | 23.6 | 2.1 | 21.1 | 4.5 | 7.4 | 7.9 | 4.2 | 7.3 | 21.9 |
| 12 千葉 | 23.3 | 2.2 | 22.0 | 4.9 | 7.6 | 7.8 | 4.4 | 6.5 | 21.1 |
| 13 東京 | 24.7 | 2.0 | 19.8 | 4.9 | 7.6 | 7.5 | 3.9 | 8.7 | 20.9 |
| 14 神奈川 | 24.3 | 1.9 | 21.4 | 4.9 | 7.6 | 8.2 | 3.8 | 6.7 | 21.3 |
| 15 新潟 | 26.9 | 1.8 | 17.1 | 4.6 | 6.5 | 8.9 | 3.5 | 7.7 | 23.0 |
| 16 富山 | 24.1 | 2.1 | 18.2 | 4.7 | 7.0 | 9.6 | 3.5 | 6.8 | 24.1 |
| 17 石川 | 26.5 | 2.7 | 17.7 | 4.5 | 7.5 | 8.5 | 3.5 | 5.8 | 23.3 |
| 18 福井 | 24.9 | 2.2 | 17.9 | 5.1 | 6.6 | 9.7 | 3.7 | 7.1 | 22.8 |
| 19 山梨 | 22.6 | 2.1 | 16.9 | 5.2 | 6.6 | 8.8 | 3.6 | 8.8 | 25.3 |
| 20 長野 | 22.5 | 2.2 | 19.0 | 4.6 | 6.6 | 8.3 | 3.4 | 8.1 | 25.3 |
| 21 岐阜 | 25.2 | 2.3 | 18.6 | 5.4 | 7.2 | 7.0 | 4.1 | 7.6 | 22.7 |
| 22 静岡 | 23.5 | 1.9 | 20.8 | 4.8 | 7.0 | 8.3 | 3.8 | 7.8 | 22.0 |
| 23 愛知 | 23.9 | 2.1 | 19.6 | 5.4 | 7.8 | 6.9 | 3.7 | 8.5 | 22.1 |
| 24 三重 | 24.2 | 2.1 | 18.8 | 4.6 | 7.1 | 7.6 | 4.1 | 8.4 | 23.0 |
| 25 滋賀 | 24.1 | 2.4 | 19.3 | 4.6 | 7.2 | 8.0 | 4.2 | 8.5 | 21.7 |
| 26 京都 | 23.9 | 2.2 | 19.2 | 5.0 | 7.0 | 9.3 | 3.7 | 8.0 | 21.8 |
| 27 大阪 | 23.6 | 2.2 | 19.3 | 5.7 | 7.4 | 8.0 | 3.9 | 8.0 | 21.9 |
| 28 兵庫 | 23.6 | 2.4 | 19.1 | 5.2 | 7.2 | 8.4 | 3.8 | 7.7 | 22.5 |
| 29 奈良 | 23.5 | 1.7 | 18.5 | 5.4 | 7.7 | 9.1 | 3.8 | 6.6 | 23.7 |
| 30 和歌山 | 24.7 | 2.2 | 18.4 | 4.7 | 7.1 | 9.2 | 4.8 | 6.5 | 22.3 |
| 31 鳥取 | 26.6 | 2.5 | 17.0 | 6.3 | 6.3 | 7.4 | 3.3 | 6.7 | 23.8 |
| 32 島根 | 25.6 | 2.4 | 16.3 | 4.7 | 6.8 | 8.3 | 3.5 | 8.8 | 23.6 |
| 33 岡山 | 24.4 | 2.4 | 17.9 | 5.3 | 8.1 | 8.5 | 3.9 | 6.6 | 22.8 |
| 34 広島 | 25.6 | 2.1 | 18.2 | 5.0 | 7.2 | 8.0 | 3.8 | 7.3 | 22.6 |
| 35 山口 | 25.4 | 2.4 | 17.6 | 4.6 | 7.2 | 8.6 | 3.8 | 6.9 | 23.5 |
| 36 徳島 | 22.8 | 2.7 | 16.6 | 5.7 | 6.6 | 8.8 | 4.9 | 7.0 | 24.9 |
| 37 香川 | 23.5 | 2.2 | 17.9 | 5.1 | 7.1 | 9.2 | 4.4 | 7.7 | 23.0 |
| 38 愛媛 | 24.1 | 2.1 | 16.4 | 5.5 | 7.2 | 9.4 | 5.0 | 7.3 | 23.1 |
| 39 高知 | 22.0 | 2.1 | 18.1 | 4.7 | 6.7 | 9.1 | 4.0 | 8.3 | 25.1 |
| 40 福岡 | 24.1 | 2.1 | 17.8 | 5.3 | 7.2 | 8.6 | 3.6 | 7.3 | 24.1 |
| 41 佐賀 | 22.9 | 2.1 | 16.9 | 4.9 | 6.9 | 9.2 | 3.7 | 6.2 | 27.3 |
| 42 長崎 | 24.4 | 2.2 | 16.2 | 5.3 | 7.8 | 9.8 | 3.9 | 6.7 | 23.7 |
| 43 熊本 | 21.9 | 2.5 | 16.7 | 4.5 | 7.0 | 9.4 | 3.6 | 8.3 | 26.0 |
| 44 大分 | 23.6 | 2.7 | 17.1 | 4.6 | 8.8 | 9.8 | 4.6 | 6.3 | 22.3 |
| 45 宮崎 | 23.7 | 2.3 | 17.7 | 4.4 | 7.4 | 9.3 | 3.8 | 9.3 | 22.2 |
| 46 鹿児島 | 22.1 | 2.2 | 17.8 | 5.1 | 7.4 | 9.7 | 3.8 | 9.3 | 22.7 |
| 47 沖縄 | 18.0 | 2.2 | 20.2 | 6.7 | 7.7 | 6.5 | 3.9 | 12.0 | 22.8 |
| 全国 | 24.3 | 2.1 | 19.0 | 5.0 | 7.4 | 8.3 | 3.9 | 7.7 | 22.3 |

注：疾病分類はICD-10(2013年準拠)(2016年1月1日施行)による。

表3(つづき) 協会けんぽの都道府県の疾病分類別入院外医療費割合(2019年度)

(単位:%)

| | 新生物 | 内分泌、栄 養及び代 謝疾患 | 循環器系 の疾患 | 呼吸器系 の疾患 | 消化器系 の疾患 | 筋骨格系 及び結合 組織の疾 患 | 腎尿路生 殖器系の 疾患 | 妊娠、分娩 及び産じょ く、周産期 に発生した 病態 | その他 |
|--------|------|----------------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|--------------------|--|------|
| 1 北海道 | 11.4 | 11.8 | 13.1 | 13.0 | 7.1 | 8.7 | 7.2 | 0.5 | 27.2 |
| 2 青森 | 12.0 | 12.0 | 15.0 | 13.3 | 5.7 | 9.1 | 6.9 | 0.6 | 25.4 |
| 3 岩手 | 10.4 | 12.7 | 14.9 | 12.2 | 6.2 | 7.9 | 7.3 | 0.6 | 27.9 |
| 4 宮城 | 10.7 | 12.6 | 14.5 | 13.1 | 6.3 | 8.0 | 7.4 | 0.5 | 27.0 |
| 5 秋田 | 11.4 | 12.5 | 14.8 | 11.9 | 7.3 | 8.5 | 6.3 | 0.4 | 26.8 |
| 6 山形 | 10.8 | 13.3 | 15.1 | 12.7 | 6.0 | 7.6 | 6.3 | 0.5 | 27.6 |
| 7 福島 | 10.5 | 12.8 | 15.4 | 13.7 | 5.5 | 8.0 | 6.5 | 0.5 | 27.0 |
| 8 茨城 | 10.3 | 12.4 | 13.3 | 13.5 | 6.4 | 8.5 | 6.6 | 0.5 | 28.6 |
| 9 栃木 | 10.3 | 12.0 | 13.1 | 13.7 | 6.8 | 7.9 | 7.8 | 0.5 | 27.8 |
| 10 群馬 | 10.0 | 12.1 | 12.7 | 14.8 | 6.1 | 8.0 | 7.8 | 0.6 | 27.8 |
| 11 埼玉 | 10.3 | 11.6 | 13.3 | 14.1 | 6.3 | 8.1 | 7.2 | 0.5 | 28.6 |
| 12 千葉 | 10.6 | 12.2 | 12.7 | 13.7 | 6.2 | 8.7 | 7.8 | 0.5 | 27.7 |
| 13 東京 | 10.1 | 10.5 | 10.8 | 15.4 | 6.6 | 7.7 | 7.0 | 0.6 | 31.4 |
| 14 神奈川 | 10.2 | 11.6 | 11.9 | 14.6 | 6.5 | 8.1 | 7.5 | 0.5 | 29.1 |
| 15 新潟 | 11.7 | 11.2 | 12.3 | 14.8 | 5.9 | 8.0 | 6.1 | 0.5 | 29.6 |
| 16 富山 | 11.7 | 12.3 | 12.4 | 13.2 | 5.7 | 8.3 | 6.2 | 0.4 | 29.7 |
| 17 石川 | 10.7 | 13.2 | 12.3 | 12.9 | 5.6 | 8.3 | 6.5 | 0.5 | 29.9 |
| 18 福井 | 10.8 | 12.1 | 13.2 | 13.0 | 5.4 | 8.3 | 7.0 | 0.5 | 29.7 |
| 19 山梨 | 10.3 | 11.7 | 12.5 | 14.3 | 6.1 | 9.1 | 7.1 | 0.5 | 28.4 |
| 20 長野 | 10.6 | 12.0 | 12.2 | 12.5 | 5.9 | 9.1 | 6.5 | 0.5 | 30.6 |
| 21 岐阜 | 10.4 | 11.7 | 12.6 | 14.4 | 5.9 | 8.6 | 7.3 | 0.6 | 28.6 |
| 22 静岡 | 10.1 | 12.1 | 11.9 | 14.3 | 6.2 | 8.6 | 7.8 | 0.5 | 28.4 |
| 23 愛知 | 9.7 | 11.8 | 11.3 | 15.3 | 6.2 | 7.9 | 6.2 | 0.6 | 31.0 |
| 24 三重 | 10.1 | 12.5 | 11.9 | 14.1 | 5.9 | 8.7 | 7.4 | 0.6 | 28.9 |
| 25 滋賀 | 11.4 | 11.7 | 12.1 | 13.4 | 6.0 | 8.1 | 6.8 | 0.6 | 29.9 |
| 26 京都 | 11.1 | 11.0 | 10.8 | 14.0 | 6.7 | 8.3 | 7.1 | 0.8 | 30.3 |
| 27 大阪 | 10.6 | 11.4 | 11.0 | 14.7 | 6.8 | 7.7 | 7.3 | 0.6 | 29.8 |
| 28 兵庫 | 11.0 | 12.0 | 11.3 | 13.6 | 6.5 | 8.2 | 7.1 | 0.6 | 29.8 |
| 29 奈良 | 11.7 | 12.4 | 11.7 | 12.8 | 6.7 | 8.1 | 7.7 | 0.5 | 28.3 |
| 30 和歌山 | 10.5 | 11.4 | 12.2 | 13.3 | 8.0 | 7.6 | 8.0 | 0.5 | 28.5 |
| 31 鳥取 | 10.8 | 11.6 | 11.7 | 14.4 | 5.9 | 7.2 | 7.7 | 0.6 | 30.1 |
| 32 島根 | 10.4 | 12.1 | 12.5 | 13.9 | 5.9 | 7.9 | 6.5 | 0.7 | 30.1 |
| 33 岡山 | 9.9 | 12.2 | 11.3 | 14.5 | 6.7 | 7.5 | 7.2 | 0.7 | 30.0 |
| 34 広島 | 11.5 | 12.0 | 11.3 | 14.6 | 6.1 | 7.8 | 6.5 | 0.6 | 29.7 |
| 35 山口 | 10.4 | 11.9 | 12.8 | 14.2 | 6.6 | 8.5 | 6.4 | 0.6 | 28.6 |
| 36 徳島 | 10.3 | 12.7 | 12.7 | 14.6 | 6.4 | 7.9 | 5.7 | 0.7 | 29.0 |
| 37 香川 | 10.3 | 12.1 | 11.7 | 13.4 | 6.6 | 8.9 | 7.3 | 0.5 | 29.2 |
| 38 愛媛 | 10.3 | 11.9 | 12.0 | 14.5 | 6.2 | 8.7 | 7.2 | 0.6 | 28.7 |
| 39 高知 | 9.7 | 11.2 | 13.9 | 13.0 | 5.8 | 10.3 | 7.4 | 0.7 | 27.7 |
| 40 福岡 | 9.6 | 11.4 | 12.4 | 15.6 | 6.2 | 8.5 | 6.4 | 0.6 | 29.3 |
| 41 佐賀 | 9.7 | 13.2 | 13.4 | 14.3 | 5.7 | 7.8 | 6.6 | 0.5 | 28.7 |
| 42 長崎 | 10.2 | 11.0 | 14.4 | 13.8 | 6.1 | 8.9 | 7.0 | 0.6 | 28.1 |
| 43 熊本 | 8.9 | 11.8 | 13.4 | 15.4 | 6.6 | 7.7 | 7.9 | 0.8 | 27.5 |
| 44 大分 | 9.7 | 12.2 | 12.7 | 14.5 | 6.8 | 8.4 | 8.0 | 0.6 | 26.9 |
| 45 宮崎 | 9.8 | 11.2 | 14.0 | 15.3 | 6.2 | 8.3 | 7.3 | 0.6 | 27.3 |
| 46 鹿児島 | 10.2 | 11.3 | 14.5 | 15.0 | 5.2 | 8.7 | 7.9 | 0.8 | 26.4 |
| 47 沖縄 | 8.6 | 10.8 | 13.0 | 16.4 | 5.1 | 8.1 | 7.7 | 1.0 | 29.3 |
| 全国 | 10.4 | 11.7 | 12.2 | 14.3 | 6.4 | 8.2 | 7.0 | 0.6 | 29.2 |

注：疾病分類はICD-10(2013年準拠)(2016年1月1日施行)による。

4. 医療費に係る給付率について

協会けんぽと組合健保の2018年度の医療費に係る実効給付率を比べると、入院は協会けんぽ 89.2%、組合健保 88.9%、入院外は協会けんぽ 75.3%、組合健保 75.8%となっており、組合健保の方が入院は0.3%ポイント低く、入院外は0.5%ポイント高くなっています。全体では協会けんぽ 78.0%、組合健保 78.1%となっています（表4参照）。

法定給付に限った（付加給付分を除いた）給付率を見ると、組合健保は76.8%となり、協会けんぽの方が1.2%ポイント高くなっています。これは、1.（1）で見たとおり、年齢構成割合が中高年齢期において協会けんぽの方が高いことから、法定給付分の実効給付率は協会けんぽの方が高くなっているものと考えられます。

表4 2018年度医療保険制度別診療種別の実効給付率(単位:%)

| | 計 | 入院 | 入院外 | 歯科 | 調剤 |
|-----------------------|------|------|------|------|------|
| 協会(一般) | 78.0 | 89.2 | 75.3 | 71.3 | 73.7 |
| 被保険者70歳未満 | 77.0 | 89.2 | 74.2 | 70.5 | 72.7 |
| 被扶養者就学～69歳 | 76.8 | 88.2 | 74.2 | 70.6 | 72.7 |
| 被扶養者未就学児 | 83.2 | 89.4 | 80.4 | 80.4 | 80.5 |
| 70歳以上一般 | 86.4 | 92.9 | 84.8 | 80.8 | 82.3 |
| 70歳以上現役並み所得者 | 77.9 | 87.5 | 74.8 | 70.4 | 72.0 |
| 組合健保(付加給付を含む) | 78.1 | 88.9 | 75.8 | 72.7 | 74.5 |
| 被保険者70歳未満 | 77.6 | 89.4 | 75.4 | 72.1 | 73.9 |
| 被扶養者就学～69歳 | 76.5 | 87.3 | 74.4 | 72.1 | 73.6 |
| 被扶養者未就学児 | 83.2 | 89.5 | 80.5 | 80.5 | 80.6 |
| 70歳以上一般 | 86.6 | 93.2 | 85.3 | 81.0 | 82.6 |
| 70歳以上現役並み所得者 | 78.4 | 88.1 | 75.5 | 71.3 | 72.6 |
| (参考) 組合健保(付加給付を除く) | 76.8 | - | - | - | - |

出典：医療保険に関する基礎資料(2021年1月)(厚生労働省保険局調査課)

ただし、組合健保(付加給付を除く)は、健康保険・船員保険事業状況報告(厚生労働省保険局)に基づき協会が計算したものである。

(参考)2019年度、2020年度の協会(一般)の実効給付率(単位:%)

| | 2019年度 | 2020年度 |
|--------------|--------|--------|
| 協会(一般) | 78.2 | 78.5 |
| 被保険者70歳未満 | 77.2 | 77.5 |
| 被扶養者就学～69歳 | 77.0 | 77.3 |
| 被扶養者未就学児 | 83.3 | 84.1 |
| 70歳以上一般 | 86.6 | 86.9 |
| 70歳以上現役並み所得者 | 77.5 | 77.9 |

5. 医療費の動向について

協会けんぽでは、毎月「協会けんぽの医療費の動向」を公表しています（表 5）。この表は、診療種類別（入院、入院外+調剤、歯科）の加入者 1 人当たり医療費及びそれを 3 要素（受診率、1 件当たり日数、1 日当たり医療費）に分解したものが、前年同期からどのくらい伸びているかを示したものです。

2020（令和 2）年度の加入者 1 人当たり医療費は△2.8%（稼働日数補正後△3.6%）の伸びとなっています。また、診療種類別にみると、入院△3.3%、入院外+調剤△3.6%、歯科 2.2%となっていますが、入院及び入院外+調剤の加入者 1 人当たり医療費の伸びがマイナスとなった要因としては、医療費の 3 要素のうち受診率が大きくマイナスになったことによるものと考えられます。

2020 年に入ってから時系列に医療費の動向を追うと、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて最初の緊急事態宣言が発出された 4 月から 5 月にかけて受診率は大きくマイナスとなり、それに連動するように加入者 1 人当たり医療費もマイナスとなっています。

2020 年度の加入者 1 人当たり医療費は全体的にマイナスとなっていますが、大きな落ち込みがあった 2020 年 5 月以降、徐々にではありますが、例年の水準に戻りつつあることが分かります⁵⁰。

表5 協会けんぽの医療費の動向（対前年同期比）

| [加入者計] | | (単位:%) | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|----------|-------|---------|----------|-------|---------|-------------|----------|-------|---------|----------|----------|-------|---------|----------|-----|
| | 医療費総額 | 1人当たり医療費 | | | 入院 | | | 入院外(調剤分を含む) | | | | | | 歯科 | | | |
| | | 稼働日数補正後 | 稼働日数 | 医療給付費総額 | 1人当たり医療費 | 受診率 | 1件当たり日数 | 1日当たり医療費 | 1人当たり医療費 | 受診率 | 1件当たり日数 | 1日当たり医療費 | 1人当たり医療費 | 受診率 | 1件当たり日数 | 1日当たり医療費 | |
| 2016年度 | 2.4 | 0.1 | 0.1 | 2.4 | 0.9 | △0.6 | △1.1 | 2.7 | △0.7 | 0.6 | △1.1 | △0.2 | 1.9 | 1.7 | △1.9 | 2.1 | |
| 2017年度 | 5.1 | 2.6 | 2.6 | 5.2 | 2.2 | 0.3 | △0.7 | 2.6 | 2.8 | 1.1 | △0.9 | 2.5 | 1.8 | 2.5 | △2.1 | 1.4 | |
| 2018年度 | 3.1 | 1.6 | 1.8 | 3.2 | 2.5 | △0.4 | △0.7 | 3.6 | 1.0 | 1.1 | △1.0 | 1.0 | 2.3 | 2.5 | △2.3 | 2.1 | |
| 2019年度 | 5.4 | 2.5 | 3.1 | 5.7 | 1.5 | △0.9 | △0.6 | 3.1 | 3.0 | △0.2 | △0.9 | 4.1 | 2.4 | 3.2 | △2.5 | 1.8 | |
| 2020年度 | △3.0 | △2.8 | △3.6 | △2.6 | △3.3 | △7.1 | △0.9 | 5.0 | △3.6 | △10.1 | △1.0 | 8.3 | 2.2 | △4.5 | 0.2 | 6.8 | |
| 2018年度 | 4月 | 3.3 | 1.4 | 1.4 | 3.3 | 1.7 | △1.8 | △0.5 | 4.1 | 1.4 | 2.4 | △1.1 | 0.1 | 1.3 | 1.8 | △2.5 | 2.0 |
| | 5月 | 2.8 | 1.0 | 1.1 | 2.9 | 2.1 | △0.5 | △0.3 | 2.9 | 0.3 | 0.1 | △1.0 | 1.3 | 1.7 | 1.4 | △2.0 | 2.4 |
| | 6月 | 2.5 | 0.8 | 0.7 | 2.6 | 2.3 | △0.2 | △0.3 | 2.8 | △0.3 | 0.2 | △1.3 | 0.8 | 2.4 | 2.0 | △2.1 | 2.5 |
| | 7月 | 4.0 | 2.3 | 1.9 | 4.2 | 4.4 | 0.9 | △1.1 | 4.6 | 1.5 | 0.7 | △0.8 | 1.6 | 1.1 | 0.4 | △1.7 | 2.5 |
| | 8月 | 3.4 | 1.8 | 1.4 | 3.5 | 3.0 | 0.4 | △1.0 | 3.6 | 1.1 | 0.3 | △0.6 | 1.5 | 2.0 | 1.4 | △2.0 | 2.6 |
| | 9月 | △1.6 | △3.1 | 0.4 | △1.4 | △0.3 | △3.0 | 0.6 | 2.2 | △4.4 | △3.7 | △2.6 | 1.9 | △3.1 | △1.8 | △4.0 | 2.7 |
| | 10月 | 7.0 | 5.7 | 2.6 | 7.1 | 3.9 | △0.5 | △0.9 | 5.3 | 6.4 | 5.5 | 0.2 | 0.7 | 6.6 | 5.1 | △0.8 | 2.3 |
| | 11月 | 4.1 | 2.8 | 2.9 | 4.2 | 3.0 | △0.1 | △0.8 | 3.9 | 2.6 | 2.2 | △0.4 | 0.8 | 2.9 | 2.8 | △1.8 | 2.0 |
| | 12月 | 2.0 | 0.7 | 1.1 | 2.1 | 1.8 | △1.1 | △0.1 | 3.1 | △0.1 | 0.5 | △1.5 | 0.9 | 2.0 | 3.2 | △3.1 | 2.0 |
| | 1月 | 4.0 | 2.7 | 2.7 | 4.0 | 1.3 | △0.9 | △1.1 | 3.4 | 3.6 | 3.3 | △1.2 | 1.5 | 1.5 | 2.1 | △2.3 | 1.7 |
| | 2月 | 2.6 | 1.4 | 1.4 | 2.7 | 2.7 | 0.4 | △1.8 | 4.1 | 0.2 | △0.2 | △1.0 | 1.4 | 4.8 | 5.1 | △1.9 | 1.6 |
| | 3月 | 2.9 | 1.6 | 3.7 | 2.9 | 4.3 | 1.8 | △1.1 | 3.6 | △0.1 | 1.6 | △1.3 | △0.4 | 4.5 | 6.2 | △2.9 | 1.3 |
| 2019年度 | 4月 | 11.9 | 8.6 | 8.6 | 11.8 | 4.7 | 2.9 | △2.0 | 3.8 | 10.8 | 6.9 | 0.3 | 3.4 | 6.7 | 7.6 | △2.0 | 1.1 |
| | 5月 | 3.5 | 0.7 | 6.9 | 3.6 | 0.1 | △1.8 | △0.2 | 2.2 | 1.5 | △0.7 | 2.5 | 4.8 | △2.0 | 2.2 | △5.0 | 1.0 |
| | 6月 | 4.5 | 1.7 | 4.8 | 4.6 | 0.6 | △1.0 | △0.3 | 1.9 | 2.6 | 1.0 | △1.7 | 3.3 | 0.3 | 3.2 | △4.3 | 1.6 |
| | 7月 | 9.6 | 6.7 | 3.6 | 9.7 | 2.8 | △0.1 | △1.7 | 4.5 | 8.5 | 4.7 | 0.5 | 3.0 | 7.6 | 7.6 | △1.1 | 1.1 |
| | 8月 | 5.3 | 2.4 | 3.2 | 5.3 | △0.4 | △1.9 | 0.4 | 1.2 | 4.0 | 2.3 | △1.4 | 3.2 | 1.3 | 3.7 | △3.3 | 1.0 |
| | 9月 | 9.2 | 6.1 | 5.7 | 9.4 | 3.0 | 1.0 | △1.7 | 3.7 | 8.0 | 5.4 | △0.5 | 3.1 | 4.2 | 5.1 | △2.1 | 1.3 |
| | 10月 | 2.0 | △1.0 | 2.6 | 2.3 | △1.5 | △1.4 | △1.5 | 1.4 | △0.5 | △3.4 | △2.2 | 5.4 | △2.9 | △0.5 | △4.7 | 2.4 |
| | 11月 | 6.1 | 3.1 | 3.0 | 6.3 | 1.3 | △0.6 | △0.6 | 2.6 | 3.8 | 2.3 | △1.5 | 2.9 | 4.5 | 4.5 | △2.7 | 2.8 |
| | 12月 | 7.9 | 4.9 | 1.8 | 8.1 | 3.0 | △0.0 | △1.4 | 4.5 | 6.1 | 3.3 | △0.7 | 3.4 | 3.7 | 3.2 | △1.9 | 2.4 |
| | 1月 | 2.6 | △0.2 | △0.2 | 3.2 | 3.4 | △0.1 | △1.0 | 4.5 | △2.7 | △7.2 | △0.1 | 5.1 | 5.0 | 4.6 | △2.0 | 2.4 |
| | 2月 | 5.6 | 2.8 | 2.7 | 5.9 | 1.8 | △1.6 | 2.0 | 1.5 | 3.1 | △0.4 | 0.3 | 3.2 | 3.4 | 3.0 | △1.5 | 1.9 |
| | 3月 | △1.4 | △3.9 | △3.8 | △0.5 | 0.2 | △5.7 | 0.4 | 5.8 | △6.2 | △13.1 | △1.0 | 9.0 | △1.8 | △4.6 | 0.1 | 2.8 |
| 2020年度 | 4月 | △11.1 | △11.5 | △14.1 | △10.2 | △8.3 | △15.0 | 3.9 | 3.9 | △12.9 | △21.8 | △2.0 | 13.6 | △12.2 | △21.1 | 3.9 | 7.1 |
| | 5月 | △12.7 | △12.9 | △15.2 | △12.1 | △11.4 | △17.4 | 6.0 | 1.2 | △14.5 | △22.7 | △1.0 | 11.8 | △9.1 | △19.5 | 5.2 | 7.4 |
| | 6月 | △2.9 | △3.0 | △6.5 | △2.4 | △5.3 | △10.7 | 0.3 | 5.6 | △2.9 | △11.1 | △0.7 | 10.0 | 2.2 | △8.5 | 4.4 | 7.0 |
| | 7月 | △4.6 | △4.5 | △1.4 | △4.3 | △5.9 | △8.8 | △0.5 | 3.6 | △4.6 | △10.1 | △2.1 | 8.3 | △1.4 | △8.6 | △0.2 | 8.2 |
| | 8月 | △2.5 | △2.4 | 0.2 | △2.3 | △3.6 | △4.2 | △3.4 | 4.1 | △2.9 | △6.4 | △1.5 | 5.3 | 3.4 | △4.6 | 0.5 | 7.9 |
| | 9月 | 0.3 | 0.5 | △2.6 | 0.6 | △0.1 | △0.1 | △6.1 | 6.5 | △0.7 | △7.1 | △0.4 | 7.3 | 8.6 | 0.4 | 0.3 | 7.9 |
| | 10月 | 3.8 | 4.1 | △1.7 | 3.9 | 2.8 | 0.2 | △3.6 | 6.4 | 3.0 | △1.5 | 0.3 | 4.2 | 13.6 | 6.4 | 0.9 | 5.8 |
| | 11月 | △3.9 | △3.6 | △0.5 | △3.5 | △1.7 | △5.5 | △0.9 | 4.9 | △5.5 | △10.5 | △1.9 | 7.6 | 1.4 | △1.3 | △2.8 | 5.7 |
| | 12月 | △2.1 | △1.7 | △1.7 | △1.7 | △2.0 | △6.2 | △1.0 | 5.5 | △3.0 | △10.4 | △0.4 | 8.7 | 6.2 | 1.4 | △1.0 | 5.8 |
| | 1月 | △5.1 | △4.8 | △4.8 | △4.7 | △3.9 | △9.2 | 1.2 | 4.6 | △6.4 | △14.7 | △1.2 | 10.9 | 2.3 | △2.4 | △1.4 | 6.2 |
| | 2月 | △3.6 | △3.2 | △0.7 | △3.3 | △3.8 | △9.1 | △0.9 | 6.9 | △4.0 | △10.4 | △1.9 | 9.2 | 1.9 | △2.2 | △2.3 | 6.6 |
| | 3月 | 8.1 | 8.4 | 4.9 | 7.9 | 2.7 | 0.3 | △3.7 | 6.3 | 11.0 | 6.2 | 0.6 | 4.0 | 9.2 | 5.9 | △2.7 | 6.0 |

注1:医療費総額及び医療給付費総額は社会保険診療報酬支払基金審査分(入院、入院外、歯科、調剤、食事療養、訪問看護に係るもの)である。
注2:数値には健康保険法第3条2項被保険者に係る分は含まれていない。

⁵⁰ 2021年3月の加入者1人当たり医療費は2020年3月からの反動という要因もあるものの、比較的大きなプラスの伸びとなっています。これは、2019年3月と比べてもプラスであり、例年の水準に戻りつつあると言えます。

2020年度のお客様満足度調査の結果について

1. 調査概要

(1) 調査目的

協会支部に来訪されたお客様の満足度やご意見・ご要望を継続的に把握・分析すること及び、2020年度の調査結果と時系列で比較・分析することで、2020年度に各支部にて実施した窓口対応に関する取組について評価を得る。

(2) 調査方法及び調査実施期間

① 調査方法

- ・アンケート用紙による自記入式
- ・アンケートは、全体としての満足度、職員の応接態度（3項目）、訪問目的の達成の計5項目に対して、5段階評価を記入

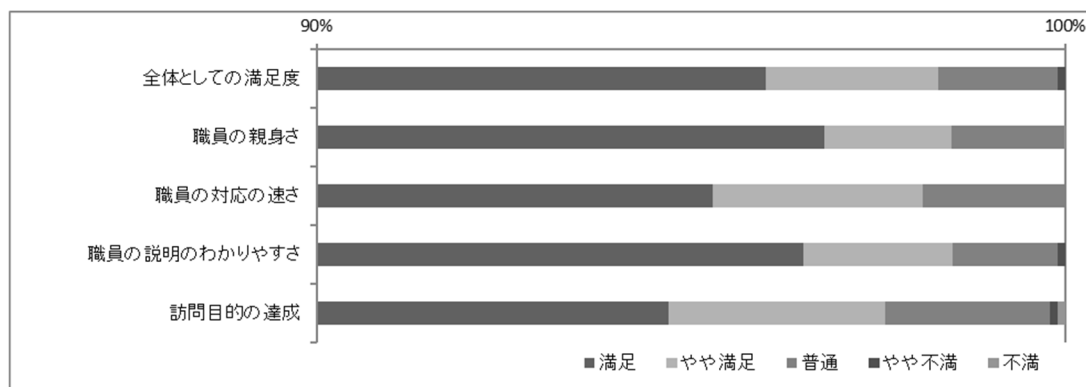
※2020年度回答票数：3,555票

② 調査実施期間

2021年1月4日～2021年2月12日

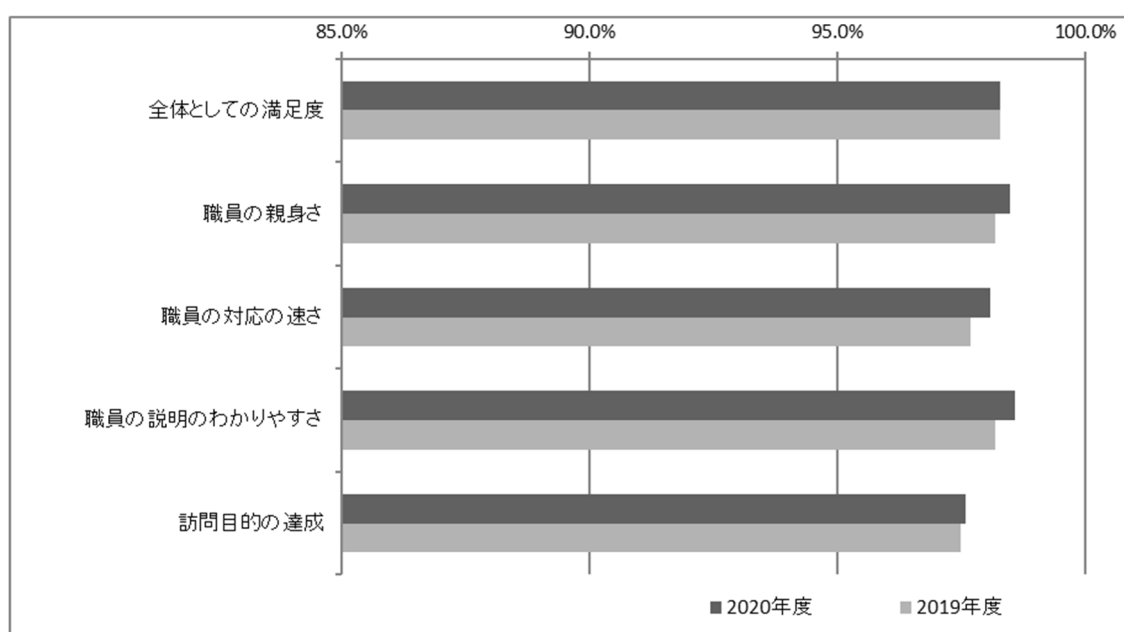
2. 調査結果

(1) お客様の満足度



| | 満足 | やや満足 | 普通 | やや不満 | 不満 |
|--------------|-------|------|------|------|------|
| 全体としての満足度 | 96.0% | 2.3% | 1.6% | 0.1% | 0.0% |
| 職員の応接態度 | 96.2% | 2.2% | 1.6% | 0.0% | 0.0% |
| 職員の親身さ | 96.8% | 1.7% | 1.5% | 0.0% | 0.0% |
| 職員の対応の速さ | 95.3% | 2.8% | 1.9% | 0.0% | 0.0% |
| 職員の説明のわかりやすさ | 96.6% | 2.0% | 1.4% | 0.1% | 0.0% |
| 訪問目的の達成 | 94.7% | 2.9% | 2.2% | 0.1% | 0.1% |

(2) お客様満足度（「満足」＋「やや満足」の計）の対前年度比較



| | 2020年度 | 2019年度 | 増減 |
|--------------|--------|--------|------|
| 全体としての満足度 | 98.3% | 98.3% | 0.0p |
| 職員の応接態度 | 98.4% | 98.0% | 0.4p |
| 職員の親身さ | 98.5% | 98.2% | 0.3p |
| 職員の対応の速さ | 98.1% | 97.7% | 0.4p |
| 職員の説明のわかりやすさ | 98.6% | 98.2% | 0.4p |
| 訪問目的の達成 | 97.6% | 97.5% | 0.1p |

2020年度の柔道整復療養費請求部位数、日数の状況

| | 申請件数 | ①3部位以上負傷の施術 | | ②ひと月15日以上施術 | | ③3部位以上負傷かつひと月15日以上施術 | |
|-----|------------|-------------|--------|-------------|-------|----------------------|-------|
| | | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 |
| 北海道 | 432,250 | 50,031 | 11.57% | 13,843 | 3.20% | 3,291 | 0.76% |
| 青森 | 87,560 | 6,225 | 7.11% | 2,802 | 3.20% | 457 | 0.52% |
| 岩手 | 113,691 | 12,938 | 11.38% | 1,611 | 1.42% | 560 | 0.49% |
| 宮城 | 280,809 | 58,790 | 20.94% | 4,650 | 1.66% | 1,979 | 0.70% |
| 秋田 | 85,584 | 12,534 | 14.65% | 2,543 | 2.97% | 1,121 | 1.31% |
| 山形 | 95,325 | 5,906 | 6.20% | 2,663 | 2.79% | 382 | 0.40% |
| 福島 | 198,459 | 36,430 | 18.36% | 4,853 | 2.45% | 2,322 | 1.17% |
| 茨城 | 172,212 | 11,872 | 6.89% | 7,604 | 4.42% | 1,263 | 0.73% |
| 栃木 | 180,984 | 35,908 | 19.84% | 8,087 | 4.47% | 2,478 | 1.37% |
| 群馬 | 200,235 | 27,474 | 13.72% | 10,038 | 5.01% | 2,718 | 1.36% |
| 埼玉 | 514,658 | 81,403 | 15.82% | 22,218 | 4.32% | 7,343 | 1.43% |
| 千葉 | 323,880 | 47,058 | 14.53% | 13,246 | 4.09% | 3,577 | 1.10% |
| 東京 | 1,979,913 | 358,830 | 18.12% | 63,689 | 3.22% | 23,505 | 1.19% |
| 神奈川 | 509,576 | 76,512 | 15.01% | 14,584 | 2.86% | 5,322 | 1.04% |
| 新潟 | 187,266 | 25,922 | 13.84% | 4,640 | 2.48% | 1,386 | 0.74% |
| 富山 | 126,783 | 12,991 | 10.25% | 7,115 | 5.61% | 1,772 | 1.40% |
| 石川 | 123,559 | 15,448 | 12.50% | 4,204 | 3.40% | 1,381 | 1.12% |
| 福井 | 80,040 | 9,213 | 11.51% | 1,545 | 1.93% | 461 | 0.58% |
| 山梨 | 86,156 | 16,922 | 19.64% | 2,261 | 2.62% | 804 | 0.93% |
| 長野 | 214,263 | 32,532 | 15.18% | 7,725 | 3.61% | 1,966 | 0.92% |
| 岐阜 | 279,088 | 40,292 | 14.44% | 6,534 | 2.34% | 2,106 | 0.75% |
| 静岡 | 287,630 | 23,212 | 8.07% | 7,364 | 2.56% | 2,018 | 0.70% |
| 愛知 | 737,291 | 91,334 | 12.39% | 14,091 | 1.91% | 3,596 | 0.49% |
| 三重 | 146,799 | 21,178 | 14.43% | 2,761 | 1.88% | 808 | 0.55% |
| 滋賀 | 130,518 | 19,823 | 15.19% | 1,982 | 1.52% | 604 | 0.46% |
| 京都 | 433,166 | 113,494 | 26.20% | 9,598 | 2.22% | 5,524 | 1.28% |
| 大阪 | 2,042,613 | 731,321 | 35.80% | 65,222 | 3.19% | 42,315 | 2.07% |
| 兵庫 | 633,203 | 192,221 | 30.36% | 11,583 | 1.83% | 6,870 | 1.08% |
| 奈良 | 143,312 | 34,130 | 23.82% | 2,266 | 1.58% | 1,342 | 0.94% |
| 和歌山 | 162,417 | 30,422 | 18.73% | 3,809 | 2.35% | 1,638 | 1.01% |
| 鳥取 | 28,410 | 5,525 | 19.45% | 301 | 1.06% | 147 | 0.52% |
| 島根 | 26,253 | 1,858 | 7.08% | 409 | 1.56% | 152 | 0.58% |
| 岡山 | 188,210 | 24,792 | 13.17% | 2,031 | 1.08% | 603 | 0.32% |
| 広島 | 251,402 | 26,604 | 10.58% | 5,210 | 2.07% | 1,330 | 0.53% |
| 山口 | 111,641 | 22,418 | 20.08% | 2,704 | 2.42% | 1,669 | 1.49% |
| 徳島 | 133,345 | 42,220 | 31.66% | 2,011 | 1.51% | 981 | 0.74% |
| 香川 | 140,625 | 9,275 | 6.60% | 1,430 | 1.02% | 264 | 0.19% |
| 愛媛 | 174,373 | 12,971 | 7.44% | 2,547 | 1.46% | 638 | 0.37% |
| 高知 | 74,604 | 5,859 | 7.85% | 1,605 | 2.15% | 435 | 0.58% |
| 福岡 | 900,155 | 274,751 | 30.52% | 22,756 | 2.53% | 13,280 | 1.48% |
| 佐賀 | 126,200 | 32,273 | 25.57% | 2,951 | 2.34% | 1,308 | 1.04% |
| 長崎 | 210,350 | 42,820 | 20.36% | 3,277 | 1.56% | 1,517 | 0.72% |
| 熊本 | 205,669 | 60,282 | 29.31% | 3,752 | 1.82% | 1,894 | 0.92% |
| 大分 | 163,616 | 36,052 | 22.03% | 3,179 | 1.94% | 1,223 | 0.75% |
| 宮崎 | 138,292 | 21,445 | 15.51% | 2,860 | 2.07% | 1,175 | 0.85% |
| 鹿児島 | 243,198 | 46,969 | 19.31% | 4,683 | 1.93% | 2,067 | 0.85% |
| 沖縄 | 149,326 | 29,194 | 19.55% | 1,197 | 0.80% | 659 | 0.44% |
| 全国計 | 14,254,909 | 2,927,674 | 20.54% | 388,034 | 2.72% | 160,251 | 1.12% |

地方自治体、関係団体等の協定等締結 支部別一覧表

2020年度末時点

| 支部名 | 都道府県 | | | 市区町村 | | | | | | | | | | |
|-----|------------|-------|---|--|--|---|---|---|---|--|---|--|---|--|
| 北海道 | 2015/3/18 | 北海道 | 2014/3/20 2018/5/18 | 札幌市 江別市 | 2016/9/8 2021/3/5 | 旭川市 函館市 | 2018/4/1 | 岩見沢市 | | | | | | |
| 青森 | 2014/2/12 | 青森県 | 2014/3/25 2018/1/30 | 八戸市 深浦町 | 2017/9/27 2018/1/30 | 青森市 おいらせ町 | 2018/1/23 2020/3/9 | 弘前市 十和田市 | | | | | | |
| 岩手 | 2014/3/27 | 岩手県 | 2017/1/25 | 遠野市 | | | | | | | | | | |
| 宮城 | 2014/5/9 | 宮城県 | 2014/3/28 | 仙台市 | 2015/12/16 | 富谷市 | | | | | | | | |
| 秋田 | 2014/2/14 | 秋田県 | 2014/2/14 2016/4/13 2020/12/22 | 秋田市 横手市 大仙市 | 2014/11/10 2016/8/3 2021/1/18 | 大館市 潟上市 にかほ市 | 2015/1/8 2018/2/20 | 美郷町 鹿角市 | | | | | | |
| 山形 | 2012/11/22 | 山形県 | 2015/2/4 2020/11/6 | 米沢市 寒河江市 | 2016/1/27 | 山形市 | 2016/6/20 | 酒田市 | | | | | | |
| 福島 | 2014/5/30 | 福島県 | 2013/6/6 2016/4/1 | 伊達市 会津若松市 | 2014/9/24 2016/4/21 | 郡山市 いわき市 | 2015/10/21 | 福島市 | | | | | | |
| 茨城 | 2014/2/7 | 茨城県 | | | | | | | | | | | | |
| 栃木 | 2015/10/15 | 栃木県 ※ | ※ | | | | | | | | | | | |
| 群馬 | 2016/1/27 | 群馬県 | 2014/7/18 2015/10/19 | 前橋市 館林市 | 2015/6/1 2016/4/15 | 藤岡市 桐生市 | 2015/8/4 2018/8/7 | 高崎市 沼田市 | | | | | | |
| 埼玉 | 2014/11/27 | 埼玉県 | 2014/5/28 | さいたま市 | | | | | | | | | | |
| 千葉 | 2014/7/16 | 千葉県 | 2014/5/15 2013/3/19 2015/9/3 2018/12/20 | 千葉市 世田谷区 品川区 足立区 | 2017/3/24 2013/12/19 2016/3/28 | 木更津市 葛飾区 日野市 | 2014/10/16 2016/11/24 | 中野区 多摩市 | | | | | | |
| 東京 | 2016/6/23 | 東京都 | | | | | | | | | | | | |
| 神奈川 | 2015/5/15 | 神奈川県 | 2013/11/22 2015/3/27 | 横浜市 藤沢市 | 2014/12/22 | 川崎市 | 2015/3/2 | 相模原市 | | | | | | |
| 新潟 | 2016/10/18 | 新潟県 | 2013/7/1 2016/2/3 | 見附市 上越市 | 2013/7/1 2016/11/22 | 三条市 魚沼市 | 2015/10/29 2017/3/27 | 新潟市 柏崎市 | | | | | | |
| 富山 | 2015/3/20 | 富山県 | 2014/2/28 2016/3/24 2017/2/10 2019/12/16 | 富山市 魚津市 入善町 水見市 | 2015/10/21 2016/4/28 2017/6/28 | 砺波市 黒部市 南砺市 | 2016/2/23 2016/9/30 2019/7/8 | 滑川市 高岡市 小矢部市 | | | | | | |
| 石川 | 2015/3/13 | 石川県 | 2014/11/10 | 金沢市 | 2015/1/14 | 小松市 | | | | | | | | |
| 福井 | 2014/10/10 | 福井県 | 2015/3/20 2017/8/2 2019/9/4 | 坂井市 鯖江市 勝山市 | 2015/11/19 2018/11/21 2020/4/2 | 越前市 敦賀市 小浜市 | 2017/2/16 2019/7/19 | 福井市 大野市 | | | | | | |
| 山梨 | 2014/3/28 | 山梨県 | 2015/8/28 2016/3/7 2018/12/3 | 富士吉田市 笛吹市 山梨市 | 2015/8/31 2016/10/12 2019/1/31 | 富士川町 中央市 市川三郷町 | 2015/10/30 2018/7/9 | 昭和町 甲府市 | | | | | | |
| 長野 | | | 2014/10/31 | 松本市 | 2015/2/5 | 長野市 | 2015/4/30 | 上田市 | | | | | | |
| 岐阜 | 2015/12/18 | 岐阜県 | 2013/6/21 2016/6/16 2016/10/12 2018/2/9 | 岐阜市 恵那市 美濃加茂市 坂祝町 | 2016/1/28 2016/7/15 2017/3/25 2018/5/18 | 多治見市 大垣市 下呂市 飛騨市 | 2016/3/24 2016/10/4 2017/4/25 2020/8/24 | 各務原市 中津川市 高山市 関市 | | | | | | |
| 静岡 | 2012/6/18 | 静岡県 | 2014/5/7 2014/9/24 2018/10/17 | 静岡市 富士市 | 2014/8/28 2017/4/25 | 浜松市 袋井市 | 2014/9/1 2017/5/11 | 島田市 三島市 | | | | | | |
| 愛知 | 2015/11/1 | 愛知県 | 2013/11/14 2015/3/18 2015/12/4 2016/2/15 2016/6/24 2016/8/3 2016/11/1 2016/12/20 2017/7/1 | 名古屋市中区 春日井市 北名古屋市中区 高浜市 新城市 愛西市 みよし市 あま市 設楽町 | 2014/7/2 2015/3/23 2015/12/14 2016/3/1 2016/7/1 2016/9/1 2016/11/1 2017/1/4 2017/7/1 | 小牧市 岡崎市 武豊町 碧南市 犬山市 田原市 豊川市 東浦町 豊根村 | 2014/10/15 2015/9/17 2016/1/25 2016/3/7 2016/7/20 2016/9/9 2016/11/18 2017/1/11 2017/10/1 | 安城市 半田市 日進市 東海市 尾張旭市 蒲郡市 長久手市 江南市 東栄町 | 2014/12/15 2015/10/22 2016/1/26 2016/3/11 2016/7/25 2016/10/1 2016/12/1 2017/2/1 2019/2/1 | 一宮市 知多市 常滑市 稲沢市 清須市 蟹江町 美浜町 飛島村 弥富市 大口町 | 2015/1/9 2015/11/25 2016/2/3 2016/3/22 2016/8/1 2016/10/3 2016/12/7 2017/3/1 2019/2/1 | 豊橋市 大府市 豊明市 刈谷市 清須市 西尾市 大治町 南知多町 扶桑町 | 2015/3/12 2015/11/27 2016/2/8 2016/3/30 2016/8/1 2016/11/1 2016/12/14 2017/3/1 2021/2/1 | 豊田市 津島市 知立市 瀬戸市 岩倉市 幸田町 東郷町 阿久比町 豊山町 |
| 三重 | 2014/9/23 | 三重県 | 2014/2/19 2016/2/3 | 菟野町 いなべ市 | 2015/2/23 2016/2/23 | 津市 伊勢市 | 2015/8/31 | 名張市 | | | | | | |
| 滋賀 | 2016/2/10 | 滋賀県 | 2014/5/13 | 大津市 | 2014/9/22 | 東近江市 | 2016/10/28 | 草津市 | | | | | | |
| 京都 | 2015/3/19 | 京都府 | 2017/1/4 | 八幡市 | 2017/1/26 | 木津川市 | 2020/7/21 | 福知山市 | | | | | | |
| 大阪 | 2014/11/27 | 大阪府 | 2013/6/28 | 高石市 | 2014/7/29 | 大阪狭山市 | 2015/6/1 | 堺市 | | | | | | |
| 兵庫 | 2015/1/13 | 兵庫県 | 2013/6/18 2019/2/20 | 豊岡市 姫路市 | 2014/3/25 | 神戸市 | 2016/3/24 | 尼崎市 | | | | | | |
| 奈良 | 2011/1/6 | 奈良県 | 2018/1/30 | 奈良市 | | | | | | | | | | |
| 和歌山 | 2018/8/1 | 和歌山県 | 2015/5/19 | みなべ町 | 2018/12/21 | 和歌山市 | | | | | | | | |
| 鳥取 | 2014/5/12 | 鳥取県 | 2014/4/17 2015/2/13 2015/3/23 2016/3/3 | 琴浦町 北栄町 岩美町 江府町 | 2014/9/29 2015/2/17 2015/3/23 | 智頭町 大山町 三朝町 | 2015/1/15 2015/2/18 2015/7/28 | 八頭町 若桜町 日吉津村 | 2015/1/30 2015/2/20 2015/7/30 | 鳥取市 日南町 日野町 | 2015/2/3 2015/3/16 2015/9/7 | 伯耆町 南部町 境港市 | 2015/2/4 2015/3/19 2015/10/21 | 倉吉市 湯梨浜町 米子市 |
| 島根 | 2014/8/20 | 島根県 | 2015/11/19 2015/11/19 2017/7/19 2017/7/19 | 松江市 江津市 邑南町 隠岐の島町 | 2015/11/19 2015/11/19 2017/7/19 | 浜田市 雲南市 津和野町 | 2015/11/19 2017/7/19 2017/7/19 | 出雲市 奥出雲町 吉賀町 | 2015/11/19 2017/7/19 2017/7/19 | 益田市 飯南町 海士町 | 2015/11/19 2017/7/19 2017/7/19 | 大田市 川本町 西ノ島町 | 2015/11/19 2017/7/19 2017/7/19 | 安来市 美郷町 知夫村 |
| 岡山 | 2015/7/7 | 岡山県 | 2014/3/25 2016/2/17 | 備前市 津山市 | 2014/8/12 2016/10/5 | 矢掛町 井原市 | 2015/4/30 2018/12/20 | 岡山市 笠岡市 | | | | | | |
| 広島 | 2013/10/11 | 広島県 | 2013/3/28 | 呉市 | 2013/10/11 | 県内全23市町 | 2019/3/29 | 東広島市 | | | | | | |
| 山口 | 2013/12/16 | 山口県 | 2016/3/31 2018/2/1 2018/7/9 2018/12/26 2019/4/1 2019/7/1 2019/7/1 | 長門市 萩市 平生町 岩国市 上関町 周南市 周防大島町 | 2016/4/28 2018/2/9 2018/7/17 2019/2/26 2019/5/28 2019/7/1 | 山口市 防府市 光市 柳井市 田布施町 宇部市 | 2017/1/16 2018/4/1 2018/10/31 2019/3/28 2019/6/1 2019/7/1 | 下関市 阿武町 下松市 山陽小野田市 和美町 美弥市 ※全19市町村と連携 | | | | | | |
| 徳島 | 2013/12/12 | 徳島県 | 2016/6/14 2016/10/6 | 阿波市 石井町 | 2016/8/18 2016/11/10 | 小松島市 鳴門市 | 2016/9/13 | 美馬市 | | | | | | |
| 香川 | 2015/1/9 | 香川県 | 2016/3/25 | 高松市 | 2016/11/20 | 宇多津町 | 2018/3/22 | 丸亀市 | | | | | | |
| 愛媛 | 2015/7/2 | 愛媛県 | 2016/3/23 | 愛南町 | 2018/11/26 | 西条市 | 2020/9/2 | 松山市 | | | | | | |
| 高知 | 2015/7/13 | 高知県 | 2015/10/28 | 高知市 | 2016/3/1 | 中土佐町 | | | | | | | | |
| 福岡 | 2016/3/24 | 福岡県 | 2014/12/18 | 北九州市 | 2017/3/28 | 福岡市 | | | | | | | | |
| 佐賀 | 2014/3/24 | 佐賀県 | 2014/7/16 | 佐賀市 | 2016/4/7 | 武雄市 | 2017/1/11 | 鳥栖市 | | | | | | |
| 長崎 | 2014/11/19 | 長崎県 | 2014/3/17 | 長崎市 | 2014/11/17 | 大村市 | | | | | | | | |
| 熊本 | 2014/7/23 | 熊本県 | 2013/3/27 | 熊本市 | 2015/4/2 | 合志市 | 2019/4/3 | 宇土市 宇土市商工会 | | | | | | |
| 大分 | 2014/9/3 | 大分県 | 2014/11/4 | 豊後大野市 | 2015/2/12 | 臼杵市 | 2015/6/26 | 大分市 | | | | | | |
| 宮崎 | 2015/11/20 | 宮崎県 | 2014/4/11 | 宮崎市 | 2014/11/12 | 延岡市 | 2015/2/6 | 都城市 | | | | | | |
| 鹿児島 | 2014/3/26 | 鹿児島県 | 2015/12/3 | 鹿児島市 | 2016/8/1 | 始良市 | | | | | | | | |
| 沖縄 | 2015/12/17 | 沖縄県 | 2014/2/24 2014/9/22 | 南城市 読谷村 | 2014/7/23 2017/7/7 | 那覇市 沖繩市 | 2014/9/2 2017/7/7 | 久米島町 うるま市 | | | | | | |

※【栃木支部】2014.9.3県の条例により設立された「健康長寿とちぎづくり県民会議」に幹事団体として参画

| 支部名 | 医師会 | | 歯科医師会 | | 薬剤師会 | | 保険者等 | |
|-----|------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|------------|-----------------|
| 北海道 | 2015/11/30 | 県医師会 | 2015/11/30 | 県歯科医師会 | 2015/11/30 | 県薬剤師会 | 2017/4/11 | 健康保険組合連合会北海道連合会 |
| 青森 | 2017/6/14 | 県医師会 | 2017/10/11 | 県歯科医師会 | 2017/9/4 | 県薬剤師会 | | |
| | 2017/12/1 | 弘前市医師会 | | | | | | |
| | 2019/9/10 | 青森市医師会 | | | | | | |
| 岩手 | 2015/12/11 | 県医師会 | 2015/12/11 | 県歯科医師会 | 2016/1/29 | 県薬剤師会 | | |
| 宮城 | 2014/7/30 | 県医師会 | 2014/4/24 | 県歯科医師会 | 2014/3/28 | 県薬剤師会 | 2017/6/1 | 健康保険組合連合会宮城連合会 |
| 秋田 | 2014/2/28 | 県医師会 | 2014/2/28 | 県歯科医師会 | 2014/2/28 | 県薬剤師会 | 2017/4/12 | 健康保険組合連合会秋田連合会 |
| 山形 | | | 2017/9/12 | 県歯科医師会 | | | 2017/6/29 | 健康保険組合連合会山形連合会 |
| 福島 | 2015/4/22 | 県医師会 | 2015/3/30 | 県歯科医師会 | 2015/3/19 | 県薬剤師会 | 2017/7/20 | 健康保険組合連合会福島連合会 |
| 茨城 | 2014/6/30 | 県医師会 | 2019/7/24 | 県歯科医師会 | 2019/7/31 | 県薬剤師会 | 2018/12/26 | 健康保険組合連合会茨城連合会等 |
| 栃木 | 2014/3/18 | 県医師会 | 2014/10/23 | 県歯科医師会 | 2015/1/9 | 県薬剤師会 | 2017/2/1 | 健康保険組合連合会栃木連合会 |
| 群馬 | 2015/7/14 | 県医師会 | 2015/10/14 | 県歯科医師会 | 2015/6/4 | 県薬剤師会 | | |
| 埼玉 | 2016/6/15 | 県医師会 | 2016/7/7 | 県歯科医師会 | 2015/9/10 | 県薬剤師会 | | |
| 千葉 | | | 2015/1/15 | 県歯科医師会 | 2016/2/18 | 県薬剤師会 | 2016/11/9 | 健康保険組合連合会千葉連合会 |
| 東京 | 2016/6/23 | 都医師会 | 2016/6/23 | 都歯科医師会 | 2016/6/23 | 都薬剤師会 | 2016/6/23 | 健康保険組合連合会東京連合会 |
| 神奈川 | | | 2015/12/18 | 県歯科医師会 | 2016/12/15 | 県薬剤師会 | 2017/3/27 | 健康保険組合連合会神奈川連合会 |
| 新潟 | | | 2017/4/20 | 県歯科医師会 | 2017/4/26 | 県薬剤師会 | 2016/2/23 | 健康保険組合連合会新潟連合会 |
| 富山 | | | 2017/2/28 | 県歯科医師会 | 2017/2/21 | 県薬剤師会 | | |
| 石川 | 2017/2/23 | 県医師会 | 2017/9/1 | 県歯科医師会 | 2016/11/17 | 県薬剤師会 | | |
| 福井 | 2016/4/18 | 県医師会 | 2016/4/18 | 県歯科医師会 | 2016/4/18 | 県薬剤師会 | 2016/4/18 | 県国民健康保険団体連合会 |
| | | | | | | | 2016/4/18 | 健康保険組合連合会福井連合会 |
| 山梨 | 2020/12/7 | 県医師会 | 2017/11/16 | 県歯科医師会 | 2017/3/31 | 県薬剤師会 | | |
| 長野 | | | 2020/10/15 | 県歯科医師会 | 2016/9/29 | 県薬剤師会 | 2017/6/1 | 健康保険組合連合会長野連合会 |
| 岐阜 | | | 2015/2/26 | 県歯科医師会 | | | | |
| 静岡 | | | 2016/5/24 | 県歯科医師会 | 2016/3/31 | 県薬剤師会 | 2017/7/31 | 静岡県トラック運送健康保険組合 |
| 愛知 | | | 2014/10/2 | 県歯科医師会 | 2015/10/29 | 県薬剤師会 | 2016/7/1 | 健康保険組合連合会愛知連合会 |
| | | | | | | | 2017/2/28 | 愛知県トラック事業健康保険組合 |
| | | | | | | | 2015/8/31 | 県市町村職員共済組合 |
| 三重 | | | 2015/7/16 | 県歯科医師会 | | | 2017/4/1 | 健康保険組合連合会三重連合会 |
| 滋賀 | 2016/3/16 | 県医師会 | 2016/2/2 | 県歯科医師会 | 2016/2/22 | 県薬剤師会 | | |
| 京都 | | | 2017/9/27 | 府歯科医師会 | 2016/7/27 | 府薬剤師会 | | |
| 大阪 | | | | | | | 2017/5/18 | 健康保険組合連合会大阪連合会 |
| 兵庫 | | | 2019/3/18 | 県歯科医師会 | 2018/2/21 | 県薬剤師会 | 2015/1/13 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 奈良 | 2019/3/20 | 県医師会 | 2019/6/20 | 県歯科医師会 | 2016/12/1 | 県薬剤師会 | | |
| 和歌山 | | | | | 2018/7/18 | 県薬剤師会 | 2017/5/25 | 健康保険組合連合会和歌山連合会 |
| 鳥取 | | | | | 2016/8/8 | 県薬剤師会 | 2014/12/19 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 島根 | 2015/6/11 | 県医師会 | 2015/6/11 | 県歯科医師会 | 2015/6/11 | 県薬剤師会 | 2015/7/15 | 県国民健康保険団体連合会 |
| | | | | | | | 2018/10/4 | 健康保険組合連合会島根連合会 |
| 岡山 | 2015/11/17 | 県医師会 | 2015/11/17 | 県歯科医師会 | 2015/11/17 | 県薬剤師会 | | |
| 広島 | 2013/10/11 | 三師会を含む関係14団体 | 2013/10/11 | 三師会を含む関係14団体 | 2013/10/11 | 三師会を含む関係14団体 | 2013/10/11 | 三師会を含む関係14団体 |
| 山口 | | | 2015/3/23 | 県歯科医師会 | 2015/3/23 | 県薬剤師会 | | |
| 徳島 | 2016/8/17 | 県医師会 | 2016/6/2 | 県歯科医師会 | 2015/12/25 | 県薬剤師会 | 2016/10/19 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 香川 | 2017/7/7 | 県医師会 | 2017/8/24 | 県歯科医師会 | 2017/7/31 | 県薬剤師会 | | |
| 愛媛 | 2017/12/1 | 県医師会 | 2016/4/18 | 県歯科医師会 | 2016/7/21 | 県薬剤師会 | 2016/3/18 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 高知 | 2015/9/7 | 県医師会 | 2015/9/7 | 県歯科医師会 | 2015/9/7 | 県薬剤師会 | 2015/10/8 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 福岡 | 2015/3/18 | 県医師会 | 2015/4/21 | 県歯科医師会 | 2015/4/20 | 県薬剤師会 | | |
| 佐賀 | 2016/3/24 | 県医師会 | 2016/8/1 | 県歯科医師会 | 2016/5/13 | 県薬剤師会 | 2016/4/1 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 長崎 | | | 2014/12/25 | 県歯科医師会 | | | 2015/2/2 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 熊本 | 2015/6/15 | 県医師会 | 2014/7/31 | 県歯科医師会 | 2015/9/17 | 県薬剤師会 | | |
| 大分 | 2015/2/12 | 臼杵市医師会 | | | | | 2015/10/1 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 宮崎 | 2016/2/17 | 県医師会 | 2016/2/17 | 県歯科医師会 | 2016/2/17 | 県薬剤師会 | | |
| 鹿児島 | 2016/9/1 | 県医師会 | 2016/7/27 | 県歯科医師会 | 2015/8/12 | 県薬剤師会 | 2014/3/26 | 県国民健康保険団体連合会 |
| 沖縄 | 2013/8/29 | 県医師会 | 2017/4/20 | 県歯科医師会 | 2016/9/15 | 県薬剤師会 | | |
| | 2017/7/7 | 中部地区医師会 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--|-----|------|-------|------|------|------|-----|------|
| | | | | | | | 健保連 | 19支部 |
| | 医師会 | 30支部 | 歯科医師会 | 43支部 | 薬剤師会 | 41支部 | 国保連 | 12支部 |

| 支部 | 経済団体 | 研究機関 | 社会保険労務士会 | 労働局 | |
|-----|---|---|--|---|---------------------|
| 北海道 | 2017/8/22 2020/6/10 2021/3/24 | 北海道商工会議所連合会 北海道中小企業団体中央会 北海道中小企業家同友会 | 2018/4/1 北海道大学 | 2017/4/25 道社会保険労務士会 | |
| | 2017/11/6 | 県内経済5団体 | | | |
| | 2016/4/11 | 県内経済4団体 | | 2016/3/18 県社会保険労務士会 | |
| 岩手 | 2017/11/20 | 県内経済4団体 | 2015/2/1 仙台白百合女子大学 | 2016/5/31 県社会保険労務士会 | |
| 宮城 | 2018/9/6 | 秋田県商工会連合会 | | 2016/11/1 県社会保険労務士会 | |
| 秋田 | 2019/5/24 | 経済3団体等 | | | |
| 山形 | 2015/3/27 | 県内経済3団体 | | | |
| 福島 | 2016/3/16 2016/2/29 2017/1/27 | 福島県中小企業家同友会 福島県経営者協会連合会 福島県法人会連合会 | 2013/2/8 福島県立医科大学 | 2019/3/19 県社会保険労務士会 | |
| | 2018/12/26 | 経済4団体等 | | 2017/2/28 県社会保険労務士会 | 2016/5/10 茨城労働局 |
| | 2014/3/25 | 県内経済5団体 | | 2015/9/16 県社会保険労務士会 | 2016/6/30 栃木労働局 |
| | 2015/12/28 | 県内経済5団体 | | 2015/10/9 県社会保険労務士会 | 2018/1/17 群馬労働局 |
| 埼玉 | 2016/2/22 2016/6/27 2016/9/8 2017/3/13 2016/6/13 | さいたま商工会議所 新座市商工会 埼玉県商工会連合会 埼玉県中小企業団体中央会 埼玉県法人会連合会 | 2017/4/26 女子栄養大学 2019/7/18 日本薬科大学 2019/11/5 埼玉県立大学 2017/5/11 千葉大学 2017/7/3 東京大学附属病院 | 2016/6/3 県社会保険労務士会 | |
| | 2016/11/9 | 県内経済3団体 | | 2016/1/8 県社会保険労務士会 | |
| | 2015/12/7 2015/12/7 2016/6/23 | 東京都商工会連合会 東京商工会議所 東京都商工会議所連合会 | | 2016/6/23 都社会保険労務士会 | |
| | 2015/4/1 | | 2015/4/1 慶應義塾大学大学院 | | |
| 神奈川 | 2016/2/23 | 県内経済5団体 | | 2016/7/27 県社会保険労務士会 | |
| 新潟 | 2016/9/26 2016/11/21 2017/3/21 | 富山県商工会議所連合会、県内8商工会議所 富山県商工会連合会、県内12商工会 富山県中小企業団体中央会 | | 2016/8/1 県社会保険労務士会 | |
| 富山 | 2016/10/3 2016/10/3 2016/10/4 2018/11/15 | 石川県商工会連合会 石川県中小企業団体中央会 石川県商工会議所連合会 白山商工会議所 | | 2016/10/3 県社会保険労務士会 | |
| 石川 | 2019/1/25 2019/4/2 2019/5/27 2019/6/7 | 福井県商工会議所連合会 福井経済同友会 福井県中小企業団体中央会 福井県商工会連合会 | | 2016/8/3 県社会保険労務士会 | 2016/8/3 福井労働局 |
| 福井 | | | | | |
| 山梨 | | | | 2019/10/31 県社会保険労務士会 | |
| 長野 | 2016/7/4 2019/4/1 | 松本商工会議所 長野県商工会議所連合会 | 2016/7/4 松本大学 2017/6/1 信州大学大学院医学系研究科 | | |
| 岐阜 | | | | | 2018/6/20 岐阜労働局 |
| 静岡 | 2017/7/7 2018/3/28 2018/3/22 2018/5/14 2018/6/12 2018/6/21 2018/10/23 | 浜松商工会議所 三島商工会議所 静岡商工会議所 磐田商工会議所 富士商工会議所 富士宮商工会議所 静岡県中小企業団体中央会 | | 2016/10/31 県社会保険労務士会 | |
| | 2016/6/2 2017/3/31 2017/5/9 2018/7/10 2019/4/9 | 愛知県商工会連合会 愛知県経営者協会 愛知県商工会議所連合会 愛知県中小企業団体中央会 豊橋市、豊橋商工会議所 | 2015/11/24 名古屋大学大学院 医学系研究科 | 2016/7/6 県社会保険労務士会 | |
| | 2016/3/24 | 県内経済3団体 | 2018/5/30 大阪市立大学大学院生活科学研究科 | 2015/12/25 県社会保険労務士会 | 2015/8/20 滋賀労働局 |
| | 2020/1/23 2020/1/23 | 大阪府商工会連合 大阪府中小企業団体中央会 | 2017/8/31 京都大学大学院医学研究科 2015/11/2 大阪市立大学大学院 2017/5/1 大阪歯科大学口腔衛生学講座 2019/8/6 龍谷大学農学部食品栄養学科 | 2016/8/2 県社会保険労務士会 2017/3/31 府社会保険労務士会 | |
| | 2018/10/23 | 県内経済3団体 | 2014/10/15 2015/2/26 神戸大学大学院 甲南学園(甲南大学) | 2018/7/30 県社会保険労務士会 | |
| | 2018/12/20 | 県内経済4団体 | | 2017/2/13 2018/2/20 県社会保険労務士会 | 2016/3/25 和歌山労働局 |
| 和歌山 | 2017/6/21 | 県内経済4団体 | | 2016/10/14 県社会保険労務士会 | |
| 鳥取 | 2016/3/7 | 県内経済4団体 | 2017/11/28 島根大学 | 2016/5/11 県社会保険労務士会 | |
| 島根 | 2016/6/20 | 県内経済6団体 | | 2016/6/14 県社会保険労務士会 | |
| 岡山 | 2017/8/8 | 広島県商工会議所連合会、広島県商工会連合会、広島県中小企業団体中央会 | 2015/10/16 広島大学 | 2016/2/16 県社会保険労務士会 | |
| 広島 | 2017/7/1 | 県内経済5団体 | | 2016/12/26 県社会保険労務士会 | |
| 山口 | 2017/1/23 | 県内経済3団体 | | 2016/6/29 県社会保険労務士会 | |
| 徳島 | 2017/10/6 | 香川県商工会議所連合会、香川県商工会連合会 香川県中小企業団体中央会 香川経済同友会 | 2014/3/20 高松市・香川大学 ※ | 2016/8/29 県社会保険労務士会 | |
| 香川 | 2016/8/15 2017/8/22 | 愛媛県中小企業家同友会 県内経済5団体 | | 2016/8/8 県社会保険労務士会 | |
| 愛媛 | 2017/1/30 2017/1/31 2017/2/1 2017/2/7 | 高知県中小企業団体中央会 高知県商工会議所連合会 高知県商工会連合会 高知県経営者協会 | | 2016/5/9 県社会保険労務士会 | |
| 高知 | | | | | |
| 福岡 | 2018/12/17 2019/4/1 | 佐賀県商工会議所連合会 佐賀県経営者協会 | | | |
| 佐賀 | | | | | |
| 長崎 | 2017/6/23 2019/4/25 | 県内経済3団体 熊本県中小企業家同友会 | 2017/12/1 熊本大学大学院 | 2016/10/3 県社会保険労務士会 | 2015/4/22 熊本労働局 |
| 熊本 | 2019/5/17 | 大分商工会議所 | 2015/3/20 大分県立看護科学大学 | | |
| 大分 | 2016/11/4 | 県内経済3団体 | 2015/3/23 宮崎県立看護大学 | | |
| 宮崎 | | | | | |
| 鹿児島 | 2021/3/26 | 読谷村商工会等 | | 2016/10/19 県社会保険労務士会 | 2018/2/27 沖縄労働局 |
| 沖縄 | | | | | |

※【香川支部】高松市・香川大学との締結は医療費分析を目的としたもの

| | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|-----|-----|
| 経済団体 | 38支部 | 研究機関 | 18支部 | 社労士会 | 35支部 | 労働局 | 9支部 |
|------|------|------|------|------|------|-----|-----|

| 支部 | 金融機関等 | | | | | | | |
|-----|-------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-------------------------------|-----------------------|--|
| 北海道 | 2016/6/13 | 北央信用組合 | 2016/8/9 | 北洋銀行 | 2017/9/25 | 北海道信用保証協会 | 2018/4/1 | 空知信用金庫 |
| 青森 | 2016/10/25 | みちのく銀行 | 2017/4/1 | 青森県信用組合 | 2017/9/29 | 青い森信用金庫 | | |
| 岩手 | 2016/5/20 | 岩手銀行 | 2015/10/1 | 北日本銀行 | | | | |
| 宮城 | 2016/11/21 | 仙台銀行 | 2016/12/5 | 七十七銀行 | 2016/10/26 | 石巻商工信用組合 古川信用組合 仙北信用組合 | 2017/12/4 | 仙南信用金庫 社の都信用金庫 宮城第一信用金庫 石巻信用金庫 気仙沼信用金庫 |
| 秋田 | 2017/10/23 | 秋田銀行 | 2019/10/1 | 秋田信用金庫 | 2020/2/3 | 羽後信用金庫 | 2020/2/3 | 北都銀行 |
| 山形 | 2017/7/21 | 山形銀行 | 2017/9/1 | 荘内銀行 | 2017/11/27 | きらやか銀行 | 2020/2/18 | 山形信用金庫 鶴岡信用金庫 米沢信用金庫 新庄信用金庫 |
| 福島 | 2015/4/10 | 東邦銀行 | 2015/4/10 | 福島銀行 | 2015/4/10 | 大東銀行 | 2015/4/10 | 二本松信用金庫 |
| 茨城 | 2015/10/26 | 筑波銀行 | 2015/12/7 | 常陽銀行 | | | | |
| 栃木 | 2015/10/15 | 足利銀行 | 2017/11/29 | 栃木県信用保証協会 | | | | |
| 群馬 | 2015/12/18 2016/2/15 2016/7/1 | アイオー信用金庫 群馬県信用組合 東和銀行 | 2016/1/15 2016/2/25 2017/9/8 | 高崎信用金庫 北群馬信用金庫 桐生信用金庫 | 2016/1/22 2016/3/1 2021/3/29 | 館林信用金庫 利根郡信用金庫 しなのめ信用金庫 | 2016/2/2 2016/3/24 | あかぎ信用組合 群馬銀行 |
| 埼玉 | 2015/7/10 | 埼玉県信用保証協会 | | | | | | |
| 千葉 | | | | | | | | |
| 東京 | 2016/9/28 | みずほ銀行 | 2017/1/17 | 東京信用保証協会 | | | | |
| 神奈川 | 2015/10/9 | 横浜銀行 | | | | | | |
| 新潟 | 2016/3/22 | 塩沢信用組合 | 2016/6/1 | 第四銀行 | | | | |
| 富山 | | | | | | | | |
| 石川 | | | | | | | | |
| 福井 | | | | | | | | |
| 山梨 | | | | | | | | |
| 長野 | | | | | | | | |
| 岐阜 | 2015/10/9 | 十六銀行 | 2016/4/18 | 高山信用金庫 | | | | |
| 静岡 | 2017/4/27 | 静岡銀行 | 2018/6/12 | 富士信用金庫 | | | | |
| 愛知 | 2017/6/1 | 愛知銀行 | 2017/6/1 | 中京銀行 | 2017/6/1 | 名古屋銀行 | 2017/6/29 | 愛知県信用保証協会 |
| 三重 | | | | | | | | |
| 滋賀 | | | | | | | | |
| 京都 | 2016/9/29 | 京都信用金庫 | | | | | | |
| 大阪 | | | | | | | | |
| 兵庫 | 2016/10/24 | みなと銀行 | | | | | | |
| 奈良 | | | | | | | | |
| 和歌山 | | | | | | | | |
| 鳥取 | 2016/8/22 | 鳥取銀行 | 2017/3/30 | 山陰合同銀行 | | | | |
| 島根 | 2016/4/28 | 山陰合同銀行 | 2016/4/28 | 島根銀行 | | | | |
| 岡山 | 2016/6/20 | 中国銀行 | 2016/6/20 | トマト銀行 | | | | |
| 広島 | 2015/4/13 | 広島銀行 | 2016/9/29 | 広島県信用保証協会 | | | | |
| 山口 | | | | | | | | |
| 徳島 | 2017/1/17 | 徳島銀行 | | | | | | |
| 香川 | | | | | | | | |
| 愛媛 | 2016/2/10 | 愛媛銀行 | | | | | | |
| 高知 | 2017/7/4 | 四国銀行 | | | | | | |
| 福岡 | 2016/11/18 | 西日本シティ銀行 | | | | | | |
| 佐賀 | | | | | | | | |
| 長崎 | | | | | | | | |
| 熊本 | 2016/1/29 | 肥後銀行 | 2017/6/19 | 西日本シティ銀行 | | | | |
| 大分 | 2020/12/14 | 大分銀行 | | | | | | |
| 宮崎 | | | | | | | | |
| 鹿児島 | | | | | | | | |
| 沖縄 | | | | | | | | |

| 支部 | その他 | | | | | | | | | |
|-----|------------|--|------------|--|---|--|-------------------------------------|--|--|--|
| 北海道 | 2018/4/17 | 住友生命保険相互会社北海道法人部 | 2018/7/10 | アクサ生命保険株式会社MCPV統括部 | 2018/8/3 | 東京海上日動火災保険株式会社 | 2018/8/27 | 三井住友海上火災保険株式会社 | | |
| | 2018/10/30 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社北海道本部 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命株式会社北海道統括部 | 2019/2/26 | 株式会社フィリップス・ジャパン | 2018/7/22 | 大塚製薬株式会社 札幌支店 | 2020/7/31 | ファイザー株式会社 | | |
| | 2021/2/10 | 明治安田生命保険相互会社札幌支店 旭川支店、苫小牧支店、釧路支店、網走支店 | | | | | | | | |
| 青森 | 2020/6/1 | アクサ生命保険株式会社青森支社 | 2020/6/1 | 損害保険ジャパン株式会社青森支店 | 2020/6/1 | SOMPOひまわり生命保険株式会社青森支社 | 2020/8/1 | 第一生命保険株式会社青森支社 | | |
| | 2021/1/1 | 明治安田生命保険相互会社青森支社、八戸支店 | | | | | | | | |
| 岩手 | 2015/2/13 | 県がん検診受診率向上プロジェクト | 2018/8/6 | 株式会社岩手日報社 | 2018/8/6 | アクサ生命保険株式会社 | | | | |
| 宮城 | 2017/5/22 | アクサ生命株式会社 仙台支社 | 2018/6/26 | 宮城県トラック協会 | | | | | | |
| | 2014/12/1 | 秋田県バス協会 | 2015/1/27 | 秋田県トラック協会 | 2016/12/1 | 秋田県ハイヤー協会 | 2017/9/21 | アクサ生命保険株式会社秋田支社 | | |
| 秋田 | 2018/3/1 | 国土交通省東北運輸局秋田運輸支局 公益社団法人秋田県バス協会 公益社団法人秋田県トラック協会 一般社団法人秋田県ハイヤー協会 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 山形 | 2017/5/30 | アクサ生命保険株式会社山形支社 | 2018/1/25 | 東京海上日動火災保険株式会社山形支店 | 2018/7/5 | 住友生命保険相互会社山形支社 | | | | |
| 福島 | 2016/1/20 | アクサ生命保険相互会社郡山支社 | 2017/5/26 | 東京海上日動火災保険株式会社 | 2018/9/20 | 住友生命保険相互会社福島支社 | 2019/2/5 | 三井住友海上火災保険株式会社福島支店 | | |
| 茨城 | 2020/10/27 | 独立行政法人労働者健康安全管理機構茨城県保健総合支援センター | | | | | | | | |
| | 2015/10/20 | 県看護協会 | 2017/3/9 | 東京海上日動火災保険株式会社栃木支店 | 2018/7/24 | 栃木県中小企業診断士会 | 2019/2/28 | アクサ生命保険株式会社宇都宮支店 住友生命保険相互会社栃木支店 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社栃木支店 三井住友海上火災保険株式会社栃木支店 | | |
| 群馬 | 2021/3/11 | 明治安田生命保険相互会社宇都宮支社 | 2021/3/18 | 明治安田生命保険相互会社太田支社 | | | | | | |
| | 2016/2/24 | 群馬県スポーツ協会 | 2017/8/28 | アクサ生命保険株式会社群馬支社 | 2017/9/29 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社群馬支店 | 2017/12/13 | 東京海上日動火災保険株式会社群馬支店 | | |
| 群馬 | 2018/1/18 | 群馬労働基準協会連合会 | 2018/8/2 | 住友生命保険相互会社 群馬支社 | 2018/11/15 | 三井住友海上火災保険株式会社群馬支店 | 2021/2/12 | 明治安田生命保険相互会社 群馬・太田支社 | | |
| | 2021/2/18 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 群馬支店 | 2021/3/29 | 第一生命保険株式会社群馬・太田支社 | 2021/3/30 | 群馬県中小企業診断士協会 | | | | |
| 埼玉 | 2016/11/30 | 埼玉県中小企業診断士協会 | 2017/2/1 | 労働者健康安全管理機構埼玉県保健総合支援センター | | | | | | |
| 千葉 | 2013/3/29 | 明治安田生命保険相互会社千葉本部 | 2019/11/15 | 千葉県保者協議会 | | | | | | |
| 東京 | 2016/6/23 | 東京都中小企業診断士協会 | 2016/6/23 | 東京都総合健康保険組合協議会 | 2016/6/23 | 東京都総合組合保健施設振興協会 | | | | |
| 神奈川 | | | | | | | | | | |
| 新潟 | 2020/4/1 | アクサ生命保険株式会社新潟支社、住友生命保険相互会社新潟支社、長岡支社、東京海上日動火災保険株式会社新潟支店、明治安田生命保険相互会社新潟支社、長岡支店 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| 富山 | 2018/3/12 | 東京海上日動火災保険株式会社 | 2018/8/1 | 株式会社アピススポーツクラブ | 2018/8/1 | 富山市角川介護予防センター | 2018/8/1 | 住友生命保険相互会社富山支社 | | |
| | 2018/8/1 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社富山支店 | 2018/8/1 | 明治安田生命保険相互会社富山支店 | 2018/8/1 | 立山山麓家族旅行村 | 2019/5/20 | アクサ生命保険株式会社 北陸支社 | | |
| 富山 | 2019/11/1 | AIG損害保険株式会社富山支店 | 2019/11/1 | 三井住友海上火災保険株式会社富山支店 | | | | | | |
| 石川 | 2020/1/31 | 三井住友海上火災保険株式会社 金沢支店 | 2021/1/15 | AIG損害保険株式会社 金沢支店 | 2021/3/18 | アクサ生命保険株式会社北陸支社 | | | | |
| 福井 | 2017/10/5 | 国土交通省中部運輸局福井運輸支局、福井県トラック協会、福井県バス協会、福井県タクシー協会 | 2018/6/29 | 福井県経営者協会 | 2019/9/4 | 福井勝山総合病院 | | | | |
| 山梨 | | | | | | | | | | |
| 長野 | 2016/7/4 | 松本市勤労者共済会 | 2021/2/18 | アクサ生命保険株式会社長野支社、松本支社 | | | | | | |
| 岐阜 | 2016/6/17 | 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局 | 2018/2/19 | 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局 岐阜県バス協会 岐阜県タクシー協会 岐阜県トラック協会 | 2019/7/11 2019/8/2 2019/8/15 2021/2/25 | アクサ生命保険株式会社 岐阜支社 AIG損害保険株式会社 東海・北陸地域事業本部岐阜支店 三井住友海上火災保険株式会社 岐阜支店 明治安田生命保険相互会社 岐阜支社 | 2020/7/30 2020/10/2 2020/7/16 | 大同生命保険株式会社 株式会社ルネサンス 大塚製薬株式会社 名古屋支店 | | |
| | | | | | | | | | | |
| 静岡 | 2016/9/5 | 国土交通省中部運輸局静岡運輸支局 | 2017/7/31 | 静岡県バス協会 商業組合静岡県タクシー協会 静岡県トラック協会 | 2018/3/22 | 東京海上日動火災保険株式会社 | 2018/5/1 | アクサ生命保険株式会社 静岡支社 | | |
| | 2018/10/23 | 三井住友海上火災保険株式会社 | 2019/10/1 | 大同生命保険株式会社 | | | | | | |
| 愛知 | 2013/9/25 | 名古屋製鐵所協力会 | 2016/2/1 | 国土交通省中部運輸局 | 2016/8/1 | 愛知県中小企業診断士協会 | 2016/12/1 | あいち健康の森健康科学総合センター | | |
| | 2017/11/24 | 愛知運輸支局、愛知県バス協会、愛知県タクシー協会、名古屋タクシー協会、愛知県トラック協会 | 2018/2/1 | アクサ生命保険株式会社 住友生命保険相互会社中部本部 東京海上日動火災保険株式会社 | 2019/2/1 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社中部本部、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社中部統括部 三井住友海上火災保険株式会社中部本部、AIG損害保険株式会社東海・北陸地域事業本部、第一生命保険株式会社中部総局 | | | | |
| 愛知 | 2019/9/1 | 愛知県中小企業共済協同組合 | 2019/12/16 | 大同生命保険株式会社 | 2020/9/28 | 大塚製薬株式会社 | 2020/10/1 | 明治安田生命保険相互会社 | | |
| 三重 | 2017/5/23 | 国土交通省中部運輸局三重運輸支局、三重県トラック協会、三重県バス協会、三重県タクシー協会 | 2018/6/26 | アクサ生命保険株式会社 四日市支社 | 2018/7/13 | 三井住友海上火災保険株式会社三重支店 | 2018/7/31 | 住友生命保険相互会社 三重支社 | | |
| 滋賀 | 2018/7/31 | 東京海上日動火災保険株式会社 三重支店 | 2020/5/26 | 大塚製薬株式会社 名古屋支店 | | | | | | |
| 京都 | 2020/11/17 | 株式会社滋賀レイクスターズ 公益財団法人滋賀レイクスターズ | | | | | | | | |
| 大阪 | 2018/3/22 | 東京海上日動火災保険株式会社関西西務命部 | 2018/7/20 | 住友生命保険相互会社近畿北陸本部 | 2018/8/7 | 三井住友海上火災保険株式会社関西西務命部 | 2020/9/17 | SOMPOひまわり生命保険株式会社 | | |
| | 2020/9/1 | アクサ生命保険株式会社大阪支社 | 2020/9/1 | 大同生命保険株式会社 | 2020/9/1 | AIG損害保険株式会社関西地域事業本部 | | | | |
| 兵庫 | | | | | | | | | | |
| 奈良 | 2018/8/2 | 独立行政法人労働者健康安全管理機構奈良産業保健総合支援センター | 2019/3/27 | 朝日生命保険相互会社奈良支社、アクサ生命保険株式会社大阪支社、東京海上日動火災保険株式会社奈良支店、損害保険ジャパン日本興亜株式会社奈良支店、損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社奈良支店、東京海上日動火災保険株式会社奈良支店 | 2019/4/5 | AIG損害保険株式会社 奈良支店 | 2020/2/21 | 住友生命相互会社奈良支社 | | |
| | 2020/9/10 | 三井住友海上火災保険株式会社 奈良支店 | 2020/9/10 | 三井住友海上あいおい生命保険株式会社 奈良生保支社 | 2020/12/25 | 明治安田生命保険相互会社 奈良支店 | | | | |
| 和歌山 | | | | | | | | | | |
| 鳥取 | | | | | | | | | | |
| 島根 | 2018/3/28 | アクサ生命保険株式会社山陰支社 | 2019/9/17 | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社島根支店、AIG損害保険株式会社松江支店、株式会社さびる、住友生命保険相互会社松江支店、東京海上日動火災保険株式会社山陰支店、三井住友海上火災保険株式会社山陰支店 | | | | | | |
| 岡山 | 2015/11/17 | 県看護協会 | 2015/11/17 | 県栄養士会 | | | | | | |
| 広島 | 2013/10/11 | 三師会を含む関係14団体 | 2018/9/1 | 住友生命保険相互会社広島支社、アクサ生命保険株式会社福山支社、三井住友海上火災保険株式会社中国統括部、日本生命保険相互会社広島支店、大同生命保険株式会社、アクサ生命保険株式会社 | 2019/9/1 | AIG損害保険株式会社広島支店、損害保険ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社中国統括部、日本生命保険相互会社広島支店 | | | | |
| 山口 | 2019/9/30 | 東京海上日動火災保険株式会社 山口支店 | 2019/10/10 | 住友生命保険相互会社 山口支社 | 2019/11/1 | アクサ生命保険株式会社 山口支社 | 2021/3/11 | 三井住友海上火災保険株式会社 | | |
| 徳島 | 2018/10/1 | アクサ生命保険株式会社南四国支社 三井住友海上火災保険株式会社徳島支店 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社徳島支店 住友生命保険相互会社徳島支店 | 2019/6/3 | 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 徳島支店 | | | | | | |
| 香川 | 2018/8/8 | 三井住友海上火災保険株式会社高松支店、東京海上日動火災保険株式会社高松支店、株式会社アイネット | 2018/8/8 | アクサ生命保険株式会社北四国支社 | 2018/8/21 | 住友生命保険相互会社高松支社 | | | | |
| 愛媛 | 2016/9/30 | 特定非営利活動法人こころ塾 | 2017/12/19 | アクサ生命保険株式会社 北四国支社 | 2018/2/8 | 住友生命保険相互会社新居浜支社 | 2018/2/8 | 住友生命保険相互会社松山支社 | | |
| 高知 | 2016/10/12 | 三井住友海上火災保険株式会社愛媛支店 | | | | | | | | |
| | 2016/10/12 | 高知県トラック協会 | 2016/10/14 | 高知県ハイヤー協会、高知市ハイヤー協同組合 | 2016/10/17 | 高知県バス協会 | 2017/6/21 | アクサ生命保険株式会社南四国支社 | | |
| 高知 | 2018/3/28 | 東京海上日動火災保険株式会社高知支店 | 2018/4/13 | 住友生命保険相互会社高知支社 | 2019/7/19 | 損害保険ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社高知支社 | 2019/7/19 | 損保ジャパン日本興亜株式会社高知支店 | | |
| | 2021/2/18 | 明治安田生命保険相互会社 高知支社 | | | | | | | | |
| 福岡 | 2017/3/31 | 西鉄興業株式会社 | 2018/2/1 | 株式会社 NewSupport | 2021/3/11 | 明治安田生命保険相互会社福岡本部 | | | | |
| 佐賀 | 2018/6/26 | アクサ生命保険株式会社 佐賀支社 | 2018/6/26 | 株式会社 ミズ | 2018/6/26 | 東京海上日動火災保険株式会社佐賀支店 | 2019/2/26 | 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社佐賀営業支社 | | |
| | 2019/3/8 | 三井住友海上火災保険株式会社 佐賀支店 | 2019/3/22 | 住友生命保険相互会社 佐賀支社 | 2020/12/21 | 明治安田生命保険相互会社佐賀支店 | | | | |
| 長崎 | | | | | | | | | | |
| 熊本 | 2017/10/17 | 東京海上日動火災保険株式会社熊本支店 | 2017/11/10 | 熊本県トラック協会 | 2017/12/7 | アクサ生命保険株式会社熊本支社 | 2018/4/12 | 損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社熊本支店 | | |
| | 2019/3/6 | 一般社団法人 熊本県建築協会 | 2019/5/21 | 一般社団法人 熊本県建築業協会 | 2019/8/29 | 一般社団法人 熊本県道路舗装協会 | 2020/9/18 | 三井住友海上火災保険株式会社 熊本支店 | | |
| 大分 | 2021/2/12 | 明治安田生命保険相互会社 熊本支社 | | | | | | | | |
| 宮崎 | 2020/6/24 | アクサ生命保険株式会社大分支社、東京海上日動火災保険株式会社大分支店 | | | | | | | | |
| 宮崎 | 2019/6/14 | アクサ生命保険株式会社宮崎支社 | 2019/6/26 | 住友生命保険相互会社宮崎支社 | 2019/7/1 | 東京海上日動火災保険株式会社宮崎支店 | 2020/11/20 | 明治安田生命相互会社宮崎支社 | | |
| 鹿児島 | 2019/5/27 | アクサ生命保険株式会社鹿児島支社 | | | | | | | | |
| 沖縄 | 2018/2/27 | 労働者健康安全管理機構 沖縄産業保健総合支援センター | | | | | | | | |

都道府県の「健康増進計画」など健康づくりに関する検討会への参画状況

(2020年度末時点)

| 支部名 | 参画している検討会等の名称/参画者 |
|-----|---|
| 北海道 | 道民の健康づくり推進協議会 地域・職域連携推進専門部会/業務部長 北海道 がん対策推進委員会/保健G長 |
| 青森 | 青森県健康経営推進会議/企画総務G長、青森県受動喫煙防止対策検討会/企画総務G長 |
| 岩手 | 岩手県健康いわて21プラン推進協議会/企画総務部長、岩手県がん対策推進協議会/支部長 健康いわて21プラン口腔保健専門委員会/企画総務部長 いわて健康データウェアハウス健康課題評価委員会/企画総務部長、岩手県循環器病対策推進協議会/支部長 |
| 宮城 | 宮城県アルコール健康障害対策推進会議/支部長 みやぎ21健康プラン推進協議会/企画総務部長、生活習慣病検診管理指導協議会/企画総務部長 宮城県歯科保健推進協議会/企画総務部長、スマートみやぎ健民会議(代表者会議)/支部長 8020運動推進特別事業検討評価委員会/企画総務G長 宮城県生活習慣病検診管理指導協議会 循環器疾患等部会/企画総務部長 みやぎのデータヘルス推進事業検討会/企画総務部長 |
| 秋田 | 地域・職域連携推進協議会/支部長、企画総務部長、保健G長、患者のための薬局ビジョン推進協議会/保健G長 秋田県健康づくり県民運動推進協議会/支部長、秋田県健康づくり県民運動推進協議会幹事会/企画総務部長 秋田県健康づくり県民運動推進協議会健康経営部会/企画総務G長 秋田県糖尿病重症化予防プログラム検討会/保健G長 あきた健康長寿政策会議/支部長 秋田県アルコール健康障害対策推進委員会/企画総務部長 秋田県循環器病対策推進協議会 循環器病予防・知識啓発部会/支部長 |
| 山形 | 健康長寿推進協議会(地域・職域連携推進協議会)/企画総務G長、糖尿病等対策検討会/保健G長補佐 地域保健・職域保健連携推進会議(村山・置賜・庄内・最上)/保健G長・保健G長補佐・主任 |
| 福島 | チャレンジ福島県民運動推進協議会/支部長 健康長寿ふくしま会議/支部長、健康ふくしま21評価検討会/支部長、 健康長寿ふくしま会議 地域・職域連携推進部会/企画総務部長、健康長寿ふくしま会議 健康経営推進部会/支部長 健康長寿ふくしま会議 健康長寿ふくしま21評価検討会/企画総務部長、福島県歯科保健対策協議会/支部長 |
| 茨城 | 地域・職域連携推進協議会/企画総務部長、生活習慣病予防事業推進協議会/企画総務部長 茨城県がん検診推進協議会/支部長、茨城県がん検診推進協議会住民検診推進部会/保健グループ長補佐 茨城県がん検診推進協議会職域検診推進部会/保健グループ長補佐 茨城県精神保健福祉審議会/支部長、健康いばらき推進協議会/支部長 |
| 栃木 | とちぎ健康21プラン推進協議会(栃木県地域・職域推進協議会を兼ねる)/支部長 健康長寿とちぎづくり推進県民会議幹事会/支部長、栃木県糖尿病予防推進協議会/支部長 |
| 群馬 | 元気県ぐんま21推進会議及び群馬県地域・職域連携推進協議会/企画総務部長 県内10地区 地域・職域連携推進協議会/企画総務部長・業務部長・各G長・業務G長補佐・保健G長補佐 群馬県糖尿病腎臓病重症化予防プログラム推進会議/保健G保健師、群馬県歯科口腔保健推進委員会/支部長 |
| 埼玉 | 健康長寿埼玉プロジェクト/支部長、医療提供体制のあり方検討プロジェクトチーム/支部長 |
| 千葉 | 健康ちば地域・職域連携推進協議会/支部長、千葉県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会/保健G長 千葉県がん対策審議会 予防・早期発見部会/保健G専門職 |
| 東京 | 東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議/参与 東京都健康推進プラン21(第二次)推進会議 施策検討部会/保健グループ長 東京都がん対策推進協議会(予防・早期発見・教育検討部会)/企画総務部長 |
| 神奈川 | かながわ健康プラン21推進会議/企画総務部長、神奈川がん克服県民会議/企画総務部長 神奈川県生活習慣病対策委員会・循環器疾病等対策分科会/企画総務部長 かながわ保健指導モデル委員会/企画総務部長、地域・職域連携部会/企画総務部長 |
| 新潟 | 健康にいがた21(歩こうにいがた大作戦、減塩ルネッサンス)/保健G長、新潟県地域職域連携推進検討部会/保健G長 ヘルスプロモーションプロジェクト推進会議/支部長、ヘルスプロモーションプロジェクト推進会議WG/保健G長 |
| 富山 | 富山県がん対策推進協議会・県民会議/支部長 富山県がん対策推進協議会がん予防検診部会/企画総務部長 富山県透析患者等発生予防推進事業連絡協議会/企画総務部長 富山県透析患者等発生予防推進事業ワーキングG/企画総務G長 県内4地区 地域・職域連携推進協議会/企画総務G長、富山県健康寿命日本一推進会議/支部長 富山県歯科口腔保健推進検討部会/企画総務G長 |
| 石川 | いしかわ健康フロンティア戦略推進会議/支部長 地域・職域連携推進委員会/支部長、企画総務部長、企画総務G長 |
| 福井 | 福井県健康づくり推進協議会(職域保健部会)/保健G長、福井県長寿医療運営懇話会/企画総務部長 福井県肝炎対策協議会/保健G長(令和3年4月から企画総務部長) 地域・職域連携推進協議会(県内6地区)/保健G長、保健G長補佐、保健G主任 福井県がん委員会/支部長、福井県糖尿病対策推進会議および慢性腎臓病(CKD)対策協議会/企画総務部長 福井市健康づくり推進協議会/企画総務部長、福井県がん委員会がん検診部会/企画総務G長 |
| 山梨 | 健やか山梨21推進会議/支部長、地域・職域保健連携推進協議会/企画総務部長 地域・職域保健連携推進協議会(県内4地区)/企画総務部長・保健G長 地域・職域保健連携推進協議会WG(県内2地区)/保健G長、CKD予防推進対策協議会/保健G長 健やか山梨推進会議WG/保健G長 |
| 長野 | 長野県健康づくり推進県民会議/支部長、事業所の健康づくりプロジェクト委員会/支部長・企画総務G長 地域保健・職域保健連携推進会議(県内5地域)/保健G長・保健G長補佐・保健G主任 |
| 岐阜 | ヘルスプランぎふ21地域・職域連携推進部会/企画総務部長、ヘルスプランぎふ21推進会議 作業部会/保健G長補佐 岐阜県口腔保健協議会/支部長、岐阜県慢性腎臓病対策推進協議会/保健グループ主任 |
| 静岡 | ふじのくに健康増進計画推進協議会/支部長、特定健診・特定保健指導推進協議会/支部長 しずおか健康会議/支部長、健康はままつ推進会議/支部長 地域・職域連携推進協議会/保健G長・G長補佐、静岡県8020推進住民会議/企画総務部長 |
| 愛知 | 愛知県健康づくり推進協議会健康増進部会/企画総務部長 愛知県健康づくり推進協議会歯科保健対策部会/企画総務部長、健康なごやプラン21推進会議/支部長 県内11地区 地域・職域連携推進協議会/部長(企画総務、業務)、G長(企画総務、保健、業革)、G長補佐(企画総務、保健)、 主任(企画総務) 愛知県健康経営促進検討会議/企画総務G長補佐、愛知県アルコール健康障害対策推進会議/企画総務G長 愛知県健康づくり推進協議会/支部長 |

| 支部名 | 参照している検討会等の名称／参照者 |
|-----|--|
| 三重 | 地域・職域連携推進協議会／企画総務部長 |
| 滋賀 | 健康いきいき21地域・職域推進会議／企画総務部長、県内4圏域地域・職域連携推進会議／保健G長・保健G保健専門職 甲賀圏域糖尿病対策プロジェクトチーム／保健G保健専門職、大津市地域・職域連携推進担当者会議／保健G保健専門職 湖南市乳がん検診に関する検討会／保健G保健専門職、「健康しが」共創会議／企画総務部長 東近江圏域糖尿病・慢性腎臓予防地域医療連携推進会議／保健G保健専門職 「滋賀健康創生」特区地域協議会健康支援サービス運用・評価部会／企画総務部長 |
| 京都 | きょうと健康長寿推進府民会議／企画総務部長、地域・職域連携推進会議／企画総務部長 京都府がん対策推進府民会議／保健G長、きょうと健康長寿・未病改善推進会議／企画総務部長 京都府糖尿病重症化予防戦略会議／保健グループ主任 |
| 大阪 | 健康おおさか21推進府民会議／支部長、地域・職域連携推進協議会／支部長 |
| 兵庫 | 地域・職域連携推進協議会／支部長 |
| 奈良 | 奈良県たばこ対策推進委員会／企画総務グループ長、奈良県アルコール健康障害対策推進会議／企画総務部長 奈良県がん対策推進協議会（がん患者等支援部会）／保健グループ長 |
| 和歌山 | 地域・職域連携推進協議会／支部長、健康増進計画推進ワーキングG／企画総務G主任、保健G長 和歌山県歯と口腔の健康づくり推進に関する検討会／支部長、和歌山県受動喫煙防止対策検討会／支部長 和歌山県糖尿病性腎症重症化予防対策推進検討会／保健グループ長 和歌山市糖尿病予防対策に係る連絡調整会議兼糖尿病性腎症重症化予防対策検討会／保健グループ長 |
| 鳥取 | 鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議／企画総務部長、鳥取県がん対策推進県民会議／保健G長 業務委託評価チーム及び健康栄養専門会議／保健専門職 |
| 島根 | 島根県がん対策推進協議会／企画総務部長、島根県がん対策推進協議会（患者家族支援部会）／企画総務部長 島根県ヘルスケア産業推進協議会／支部長、島根県ヘルスケア産業推進協議会分科会／企画総務G長 島根県地域・職域連携健康づくり推進協議会／保健G長 島根県たばこ対策推進会議／保健グループ長補佐、島根県肝炎対策協議会／保健G長 島根県麻しん風しん対策会議／保健グループ長補佐、糖尿病対策圏域合同連絡会議／保健G長 健康長寿しまね活動推進委員会／企画総務部長、健康長寿しまね推進会議／企画総務部長 |
| 岡山 | 健康おかやま21推進会議／企画総務部長、地域・職域保健連携推進協議会／企画総務部長 |
| 広島 | 健康ひろしま21推進協議会／支部長、ひろしま健康づくり県民運動推進会議／支部長 がん検診へ行こう！推進会議／支部長、広島県肝炎対策協議会／保健G長 ひろしま食育・健康づくり実行委員会／企画総務部長 広島県歯科衛生連絡協議会「職域における歯科保健推進会議」／保健G長 広島県がん対策推進協議会がん検診推進部会／企画総務部長 広島県アルコール健康障害対策連絡協議会／保健G長、歯と口腔の健康づくり推進協議会／支部長 |
| 山口 | 健康やまぐち21推進協議会／支部長、地域・職域連携推進委員会／企画総務部長 |
| 徳島 | みんなであつこう！健康とくしま県民会議／支部長、徳島県地域・職域連携推進協議会／支部長 徳島県慢性腎臓病医療連携推進協議会／保健G長 |
| 香川 | 健康づくり審議会／支部長、健やか香川21県民会議／企画総務部長・保健専門職 香川県健康福祉事務所健康づくり推進協議会／保健G長、香川県糖尿病対策検討会／保健専門職 |
| 愛媛 | 県民健康づくり運動推進会議 地域職域連携推進部会／企画総務部長 県民健康づくり運動推進会議 歯科保健推進部会／企画総務グループ長 県民健康づくり運動地域推進会議（中予・今治・八幡浜・宇和島）／保健G補佐（保健師） 愛媛県糖尿病対策推進会議／企画総務部長 愛媛県ビッグデータ活用県民健康づくり協議会／企画総務部長 |
| 高知 | 高知市生活習慣病予防に関する協議会／保健専門職 高知県健康づくり推進協議会（特定健康診査・特定保健指導事業評価専門部会）／企画総務部長 高知県健康づくり推進協議会（地域・職域連携検討専門部会）／保健専門職 高知県歯と口の健康づくり推進協議会／企画総務G長、高知県慢性腎臓病（CKD）対策連絡協議会／保健G長 安芸地区健康づくり推進協議会／保健G長、高知市口腔保健検討会／保健専門職 働きざかりの健康づくり推進検討会（幡多）／企画総務部長 日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会健康づくり推進部会（須崎）／保健G長 高知県糖尿病発症・重症化予防施策評価会議／企画総務部長、中央東地区健康づくり推進協議会／保健専門職 |
| 福岡 | いきいき福岡健康づくり推進協議会／支部長 地域職域連携会議／保健G長・G長補佐・主任・保健専門職 ふくおか健康づくり県民会議／支部長 |
| 佐賀 | 佐賀県健康プラン推進審議会／企画総務部長 佐賀県糖尿病対策推進会議／支部長、佐賀県がん対策推進協議会／企画総務部長 佐賀県ストップ糖尿病対策会議／保健G長 域・生・活（いき・いき・いき）を考える会 ワーキング会議／保健G長 |
| 長崎 | 健康ながさき21推進会議／支部長、長崎県地域・職域連携推進協議会／支部長、 健康長寿日本一長崎県民会議／支部長 |
| 熊本 | くまもと21ヘルスプラン推進委員会及び地域・職域連携推進協議会／企画総務部長、健康づくり県民会議／支部長 人生100年くまもとコンソーシアム会議／支部長（令和2年10月から企画総務グループ長補佐） |
| 大分 | 健康寿命日本一おおい創造会議／支部長、大分県がん対策推進協議会／支部長 生涯健康県おおい21推進協議会／支部長 健康経営事業所実践支援検討会議／企画総務G長補佐・スタッフ・保健アドバイザー おおい温泉ウエルネス推進研究会／支部長 |
| 宮崎 | 地域・職域連携推進協議会／企画総務部長、宮崎県健康長寿社会づくり推進会議／支部長 |
| 鹿児島 | 健康かごしま21推進協議会／支部長、鹿児島県CKD対策協議会／支部長 鹿児島県歯科口腔保健推進協議会実務担当者検討会／保健G長、地域・職域・学域推進委員会／保健専門職 特定健康診査・特定保健指導推進研修に係る実務者検討会／保健G長、脳卒中対策推進検討会議／保健G長 糖尿病重症化予防対策検討会／保健G長 |
| 沖縄 | 長寿復活県民会議／支部長、健康おきなわ21推進会議（地域職域推進協議会）／企画総務部長、保健G長 沖縄県歯科口腔保健推進協議会／業務部長、沖縄県CKD対策協議会／保健G長 沖縄県糖尿病対策推進会議／企画総務部長、糖尿病性腎症重症化予防対策班会議／企画総務G長 |

加入者の医療保険制度等の認知に関する調査（概要）

1. 調査概要

(1) 調査の目的

協会けんぽ加入者を対象に、保険料や現金給付、健診・保健指導、その他協会けんぽの取組等に関する認知、理解度を把握し、特に理解が進んでいない分野に注力して広報を展開し、その結果を踏まえて新たな広報手段を検討するなど、広報分野のPDCAサイクルを回すための基礎資料とする。

(2) 調査設計

調査対象者：委託先である株式会社クロス・マーケティングの「インターネットモニター」のうち、協会けんぽの加入者（事業主・被保険者・被扶養者）。

いずれも事前調査により把握した。

対象者条件：15歳から74歳男女。

対象者数：有効回収数 7,200 サンプル

(3) 調査手法

インターネット調査

(4) 調査実施時期

2020年10月1日～10月5日

(5) 調査内容

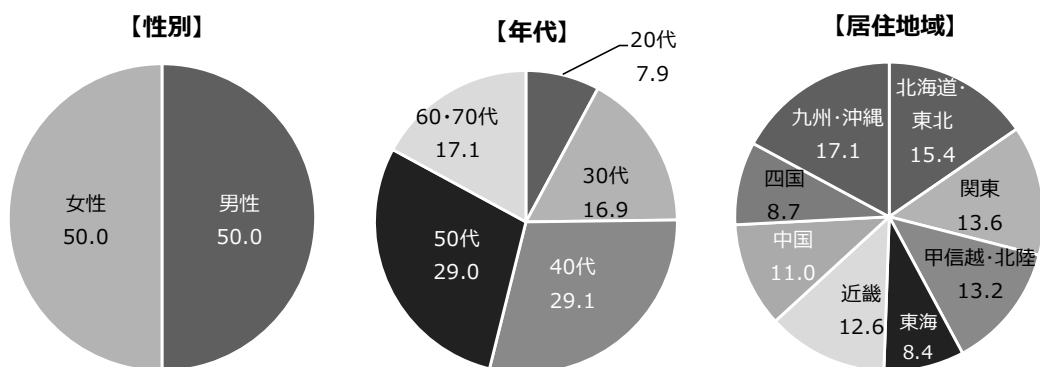
- ◇ 医療機関受診頻度
- ◇ 保険料
- ◇ 健診・保健指導
- ◇ その他の協会けんぽの取組
- ◇ 医療のかかり方
- ◇ 現金給付
- ◇ その他事項

※本調査において、複数回答のデータにはその旨記載している。

特に記載のないデータは単数回答である。

(6) 回答者基本属性

- 性別：「男性」50.0%、「女性」50.0%
- 年代：「20歳代」7.9%、「30歳代」16.9%、「40歳代」29.1%、「50歳代」29.0%、「60歳代以上」17.1%。
- 加入区分：「事業主」2.1%、「被保険者」65.3%、「被扶養者」32.6%。
 「事業主・男性」3.8%、「被保険者・男性」87.7%、「被扶養者・男性」8.5%。
 「事業主・女性」0.3%、「被保険者・女性」42.9%、「被扶養者・女性」56.8%。



| [2020] | | 【加入区分】 | | |
|--------|-------|--------|--------|--------|
| n= | | ■ 事業主 | ■ 被保険者 | ■ 被扶養者 |
| TOTAL | 7,200 | 2.1 | 65.3 | 32.6 |
| 男性 | 3,599 | 3.8 | 87.7 | 8.5 |
| 女性 | 3,601 | 0.3 | 42.9 | 56.8 |

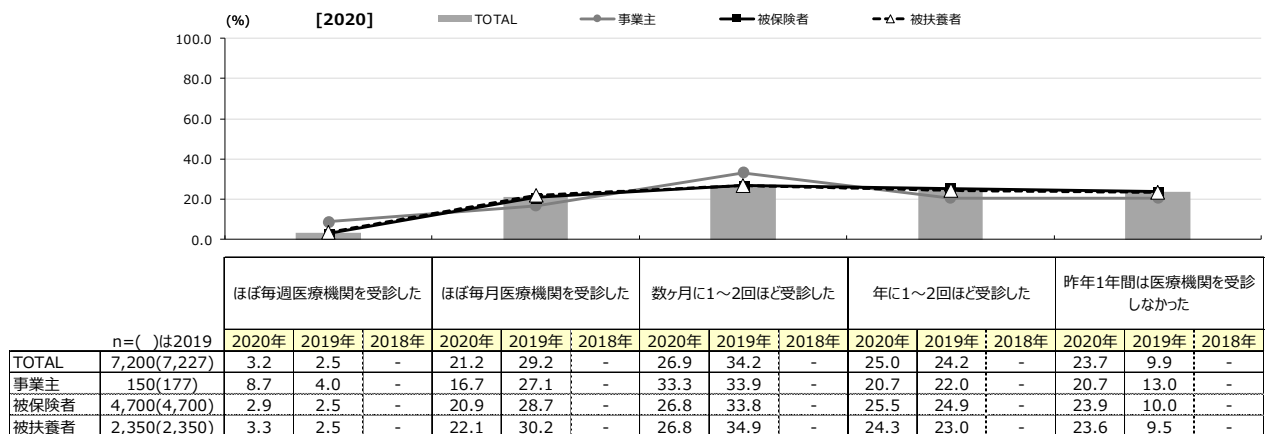
上記グラフはすべて TOTAL (n=7,200)、単位は%。

2. 主な調査結果のまとめ

(1) 医療機関の受診頻度

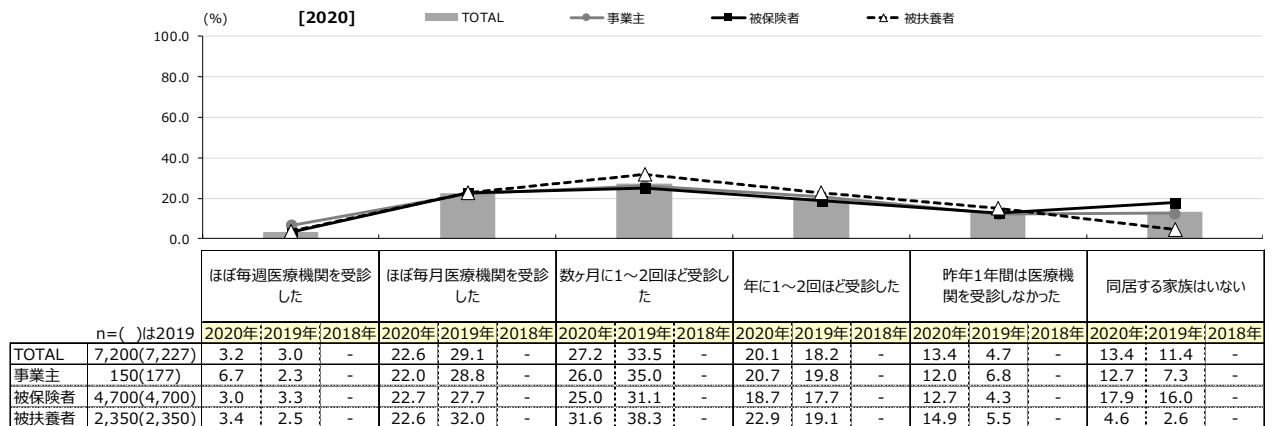
■ 医療機関の受診頻度＜自身＞

自身が受診した頻度としては、「数か月に1～2回ほど受診した」が26.9%（前年34.2%）、事業主33.3%（前年33.9%）、被保険者26.8%（前年33.8%）、被扶養者26.8%（前年34.9%）と最も高くなっている。「昨年1年間は医療機関を受診しなかった」は23.7%（前年9.9%）、事業主20.7%（前年13.0%）、被保険者23.9%（前年10.0%）、被扶養者23.6%（前年9.5%）となっている。



■ 医療機関の受診頻度＜家族＞

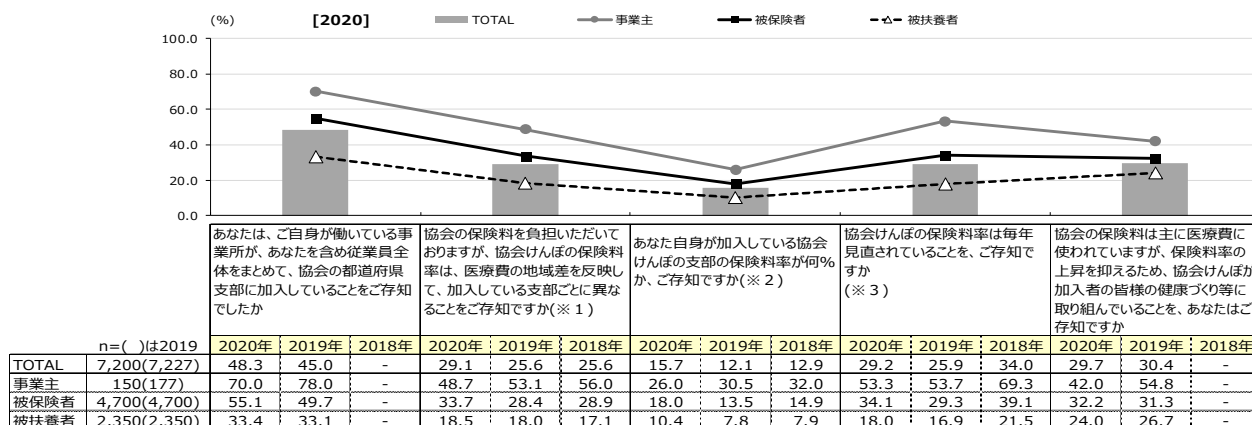
同居する家族の受診頻度は「数か月に1～2回ほど受診した」が27.2%（前年33.5%）、事業主26.0%（前年35.0%）、被保険者25.0%（前年31.1%）、被扶養者31.6%（前年38.3）と最も高くなっている。「昨年1年間は医療機関を受診しなかった」は13.4%（前年4.7%）、事業主12.0%（前年6.8%）、被保険者12.7%（前年4.3%）、被扶養者14.9%（前年5.5%）となっている。



(2) 保険料

■保険料率等に関する認知

「ご自身が働いている事業所が、あなたを含め従業員全体をまとめて、協会の都道府県支部に加入していること」の認知率は48.3%（前年45.0%）、事業主70.0%（前年78.0%）、被保険者55.1%（前年49.7%）、被扶養者33.4%（前年33.1%）と最も高くなっている。「あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か」の認知率は15.7%（前年12.1%）、事業主26.0%（前年30.5%）、被保険者18.0%（前年13.5%）、被扶養者10.4%（前年7.8%）と保険料率の項目では最も低くなっている。

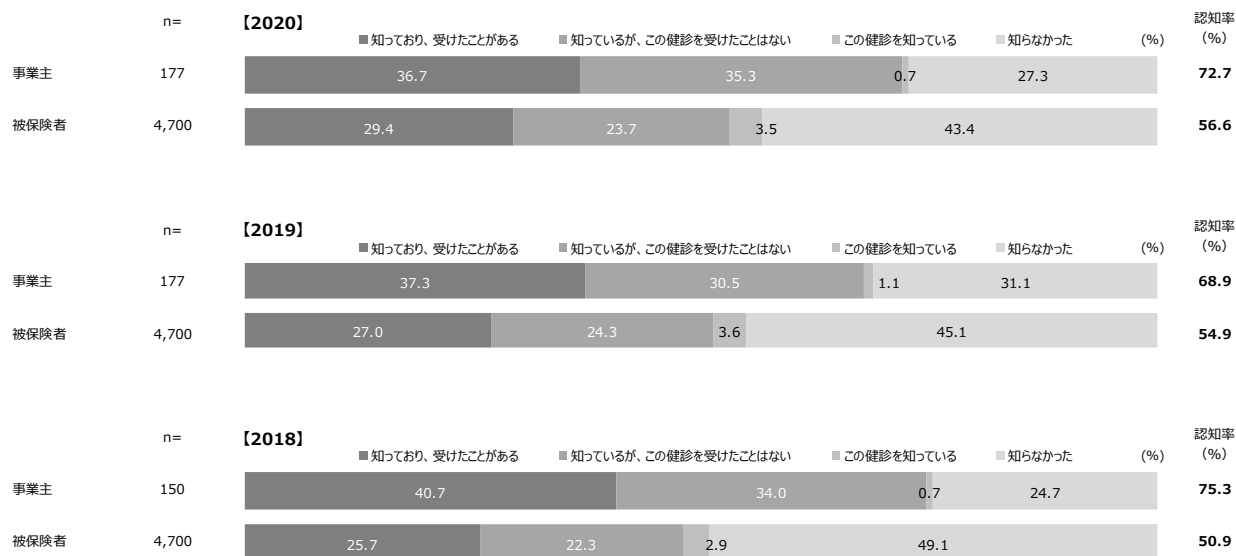


※1 2018年(Q1-2) 協会けんぽの保険料率は、医療費の地域差を反映し加入している支部ごとに異なること
 ※2 2018年(Q1-4) あなた自身が加入している協会けんぽの支部の保険料率が何%か
 ※3 2018年(Q1-1) 協会けんぽの保険料率は毎年見直されていること

(3) 健診・保健指導

■協会けんぽの健診認知<生活習慣病予防健診>

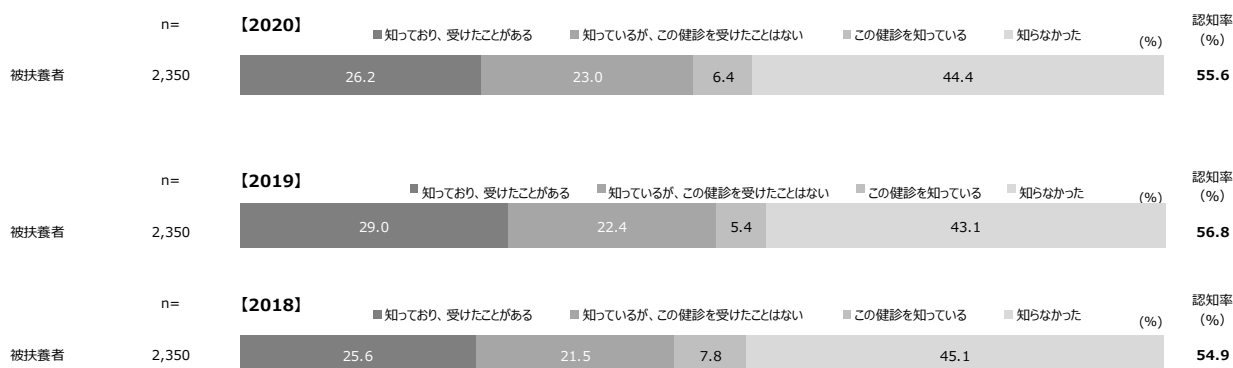
「生活習慣病予防健診」の認知率(※)は、事業主72.7%（前年68.9%）、被保険者56.6%（前年54.9%）となっており、事業主では7割台に認知率が上がっている。



※ 「知っており、受けたことがある」、「知っているが、この健診を受けたことはない」、「この健診を知っている」の合計を認知率として計算

■協会けんぽの健診認知<特定健康診査>

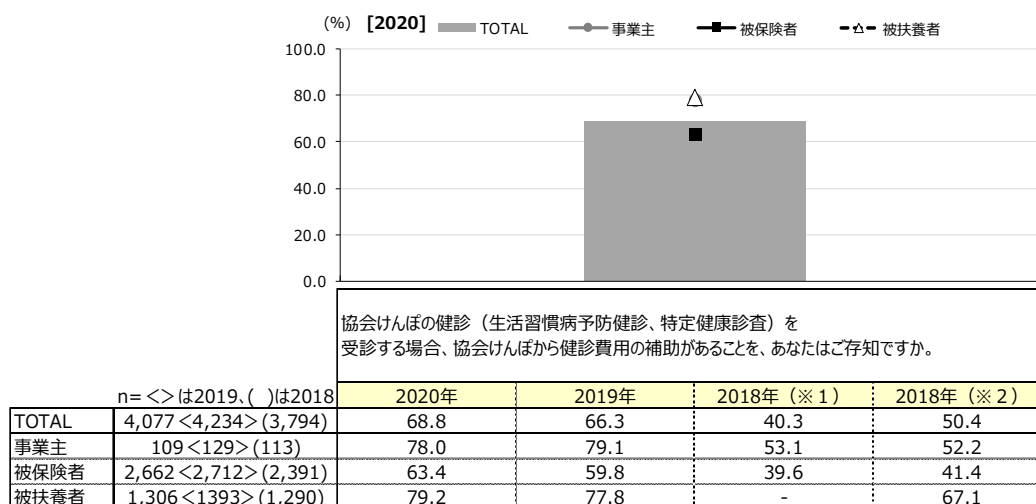
「特定健康診査」の認知率（※）は、被扶養者 55.6%（前年 56.8%）となっている。被扶養者は、「知っており、受けたことがある」が 26.2%（前年 29.0%）となっている。



※ 「知っており、受けたことがある」、「知っているが、この健診を受けたことはない」、「この健診を知っている」の合計を認知率として計算

■協会けんぽの費用補助の認知

「協会けんぽの健診（生活習慣病予防健診、特定健康診査）を受診する場合、協会けんぽから健診費用の補助があること」の認知率は 68.8%（前年 66.3%）、事業主 78.0%（前年 79.1%）、被保険者 63.4%（前年 59.8%）、被扶養者 79.2%（前年 77.8%）となっている。

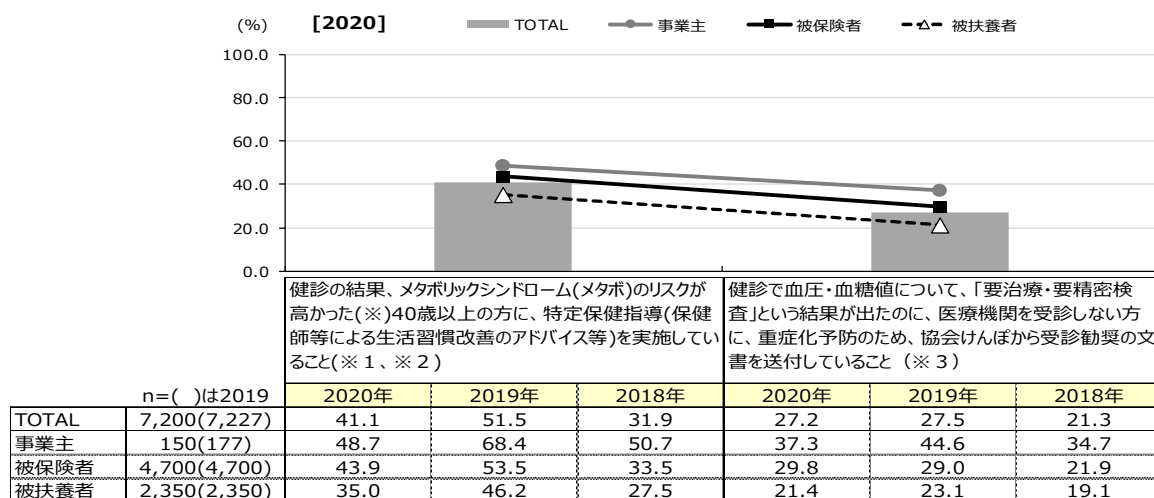


※1 2018年(Q6-3) 被保険者が生活習慣病予防健診を受診する場合、協会けんぽから費用補助があり、約7千円の自己負担で受診できること(事業主及び被保険者)

※2 2018年(Q6-4) 被扶養者が特定健康診査を受診する場合、健診機関が定める費用から協会けんぽの補助する金額を差し引いた額が自己負担額となること

■協会けんぽの取組内容の認知

「特定保健指導（保健師等による生活習慣改善支援）を実施していること」の認知率は41.1%（前年51.5%）、事業主48.7%（前年68.4%）、被保険者43.9%（前年53.5%）、被扶養者35.0%（前年46.2%）となっている。



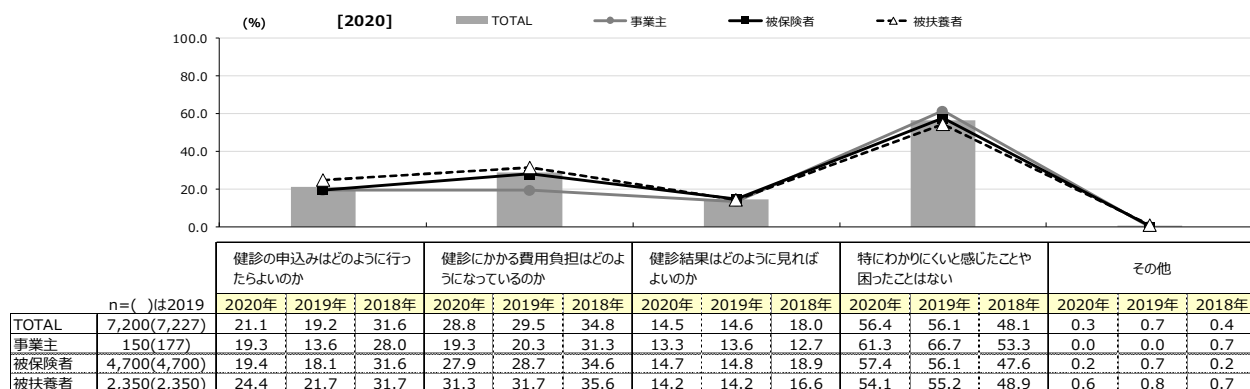
※1 2018年(Q7-1) 健診の結果、メタボリックシンドローム(メタボ)のリスクが高かった40歳以上の方に、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること
 前回健診の結果、メタボリックシンドローム(メタボ)のリスクが高かった(※)40歳以上の方に、特定保健指導(保健師等による生活習慣改善のアドバイス等)を実施していること

※2 2019年、2020年メタボリックシンドロームについての詳細な注釈を記載

※3 2018年(Q7-5) 健診で血圧値・血糖値が「要治療・要精密検査」とされたのに医療機関を受診しない方に、重症化予防として協会けんぽから受診勧奨の文書を送付していること

■健診に関してわかりにくいと感じること

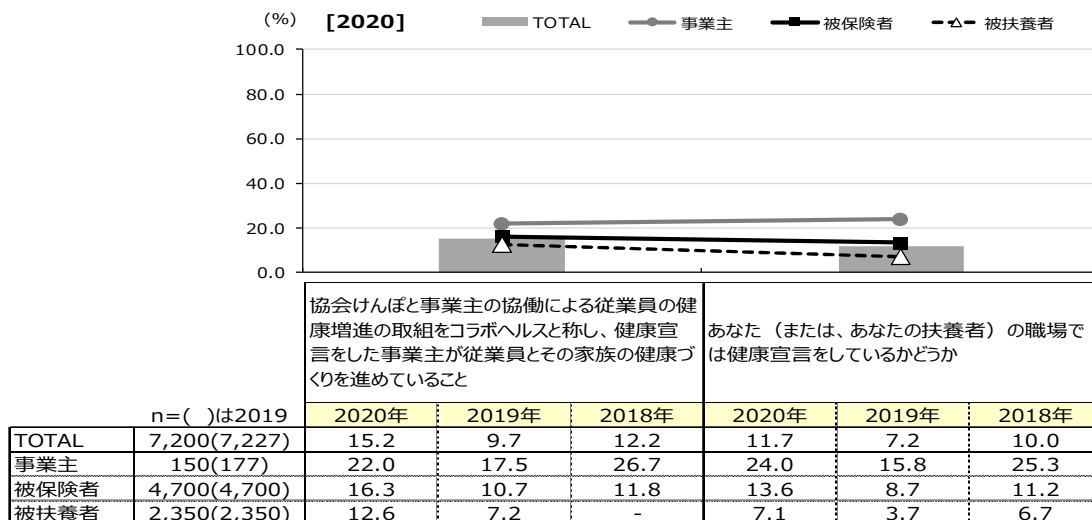
「特にわかりにくいと感じたことや困ったことはない」が56.4%（前年56.1%）、事業主61.3%（前年66.7%）、被保険者57.4%（前年56.1%）、被扶養者54.1%（前年55.2%）と最も高くなっている。次いで、「健診にかかる費用負担はどのようになっているのか」が28.8%（前年29.5%）、事業主19.3%（前年20.3%）、被保険者27.9%（前年28.7%）、被扶養者31.3%（前年31.7%）となっている。



(4) その他の協会けんぽの取組

■その他の協会けんぽの取組認知<コラボヘルス>

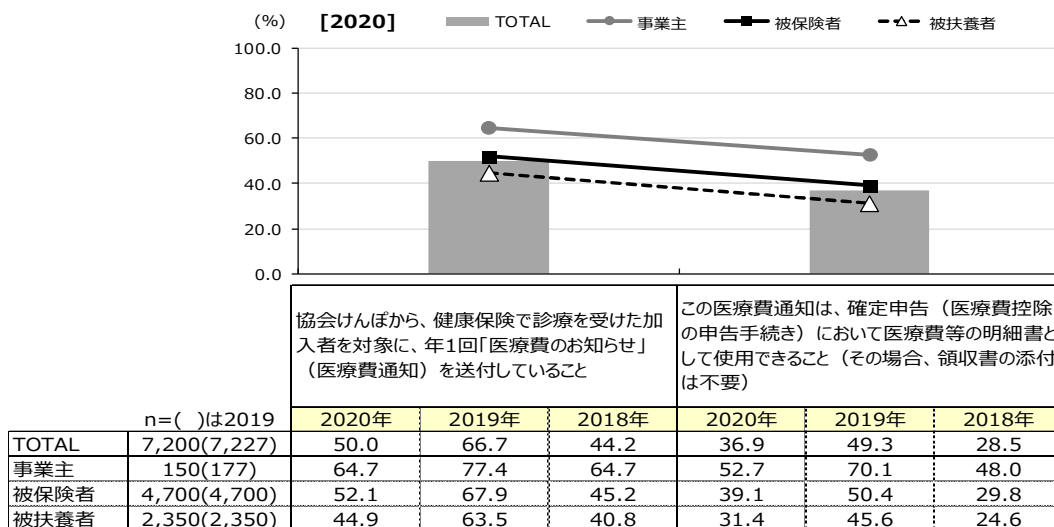
「協会けんぽと事業主の協働による従業員の健康増進の取組をコラボヘルスと称し、健康宣言をした事業主が従業員とその家族の健康づくりを進めていること」の認知率は15.2%（前年9.7%）、「あなた（または、あなたの扶養者）の職場では健康宣言をしているかどうか」の認知率は11.7%（前年7.2%）といずれも上昇している。



■その他の協会けんぽの取組認知<医療費通知>

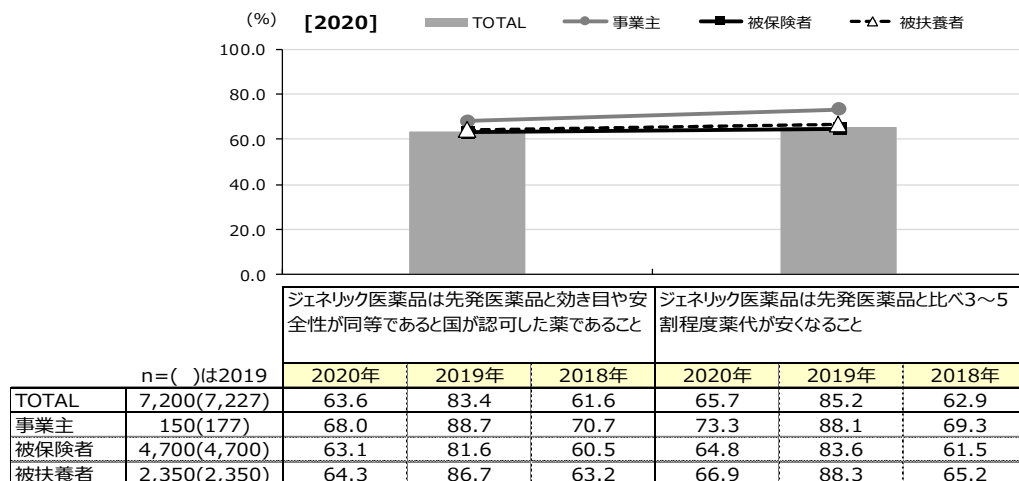
「年1回『医療費のお知らせ』（医療費通知）を送付していること」の認知率は50.0%（前年66.7%）、事業主64.7%（前年77.4%）、被保険者52.1%（前年67.9%）、被扶養者44.9%（前年63.5%）と低下している。

「この医療費通知は、確定申告（医療費控除の申告手続き）において医療費等の明細書として使用できること」の認知率は36.9%（前年49.3%）、事業主52.7%（前年70.1%）、被保険者39.1%（前年50.4%）、被扶養者31.4%（前年45.6%）と低下している。



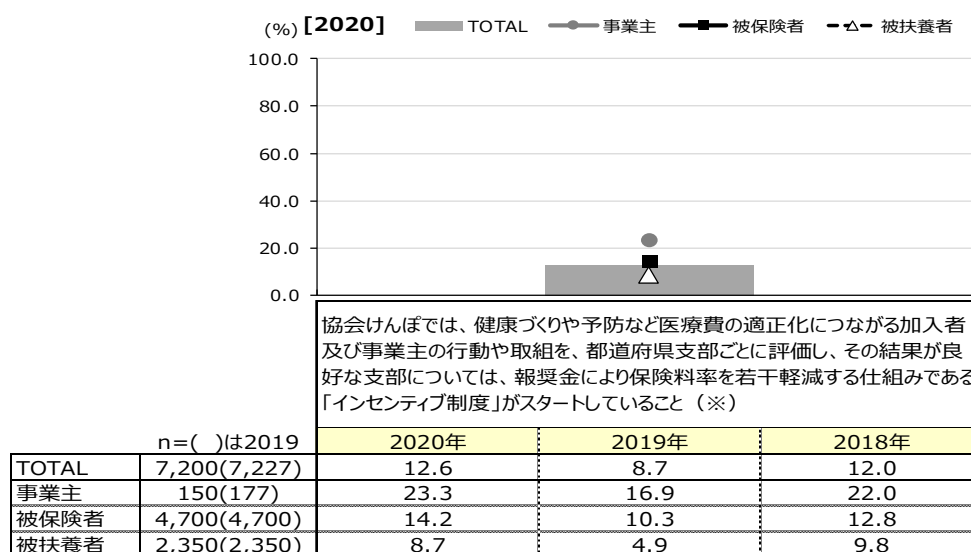
■その他の協会けんぽの取組認知<ジェネリック医薬品>

「ジェネリック医薬品は先発医薬品と効き目や安全性が同等であると国が認可した薬であること」の認知率は63.6%（前年83.4%）、事業主68.0%（前年88.7%）、被保険者63.1%（前年81.6%）、被扶養者64.3%（前年86.7%）と低下している。「ジェネリック医薬品は先発医薬品と比べ3～5割程度薬代がやすくなること」の認知率は65.7%（前年85.2%）、事業主73.3%（前年88.1%）、被保険者64.8%（前年83.6%）、被扶養者66.9%（前年88.3%）といずれも6割を超える認知率であるが、前年から低下している。



■その他の協会けんぽの取組認知<インセンティブ制度>

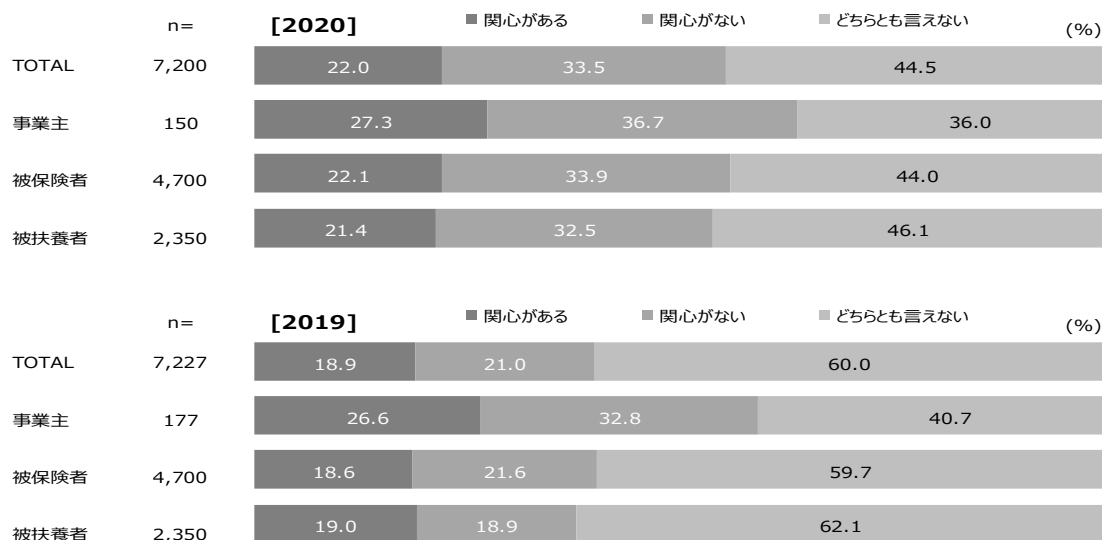
「協会けんぽでは、健康づくりや予防など医療費の適正化につながる加入者及び事業主の行動や取組を、都道府県支部ごとに評価し、その結果が良好な支部については、報奨金により保険料率を若干軽減する仕組みである「インセンティブ制度」がスタートしていること」の認知率は12.6%（前年8.7%）、事業主23.3%（前年16.9%）、被保険者14.2%（前年10.3%）、被扶養者8.7%（前年4.9%）と上昇している。



※ 2018年(Q9-18) 協会けんぽでは、特定健診・特定保健指導の実施率、要治療者の医療機関受診割合、ジェネリック医薬品使用割合等の取組の結果を反映し、各支部の保険料率の差を設ける形で、インセンティブを付与する新たな仕組みがスタートしていること

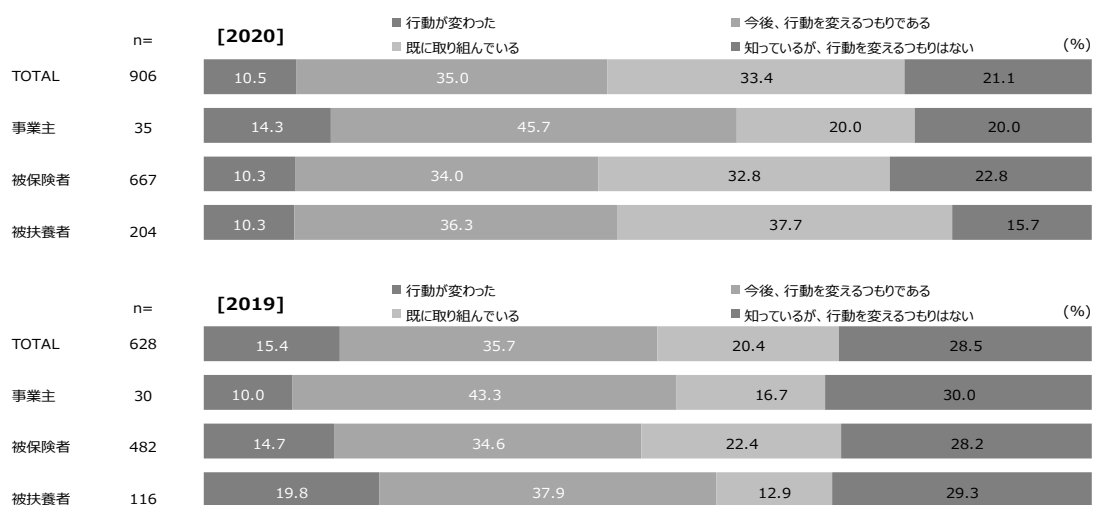
■インセンティブ制度への関心

「インセンティブ制度」への関心は22.0%（前年18.9%）、事業主27.3%（前年26.6%）、被保険者22.1%（前年18.6%）、被扶養者21.4%（前年19.0%）となっている。なお、「関心がない」が33.5%（前年21.0%）、事業主36.7%（前年32.8%）、被保険者33.9%（前年21.6%）、被扶養者32.5%（前年18.9%）といずれも高い値を示している。



■インセンティブ制度認知後の行動の変化

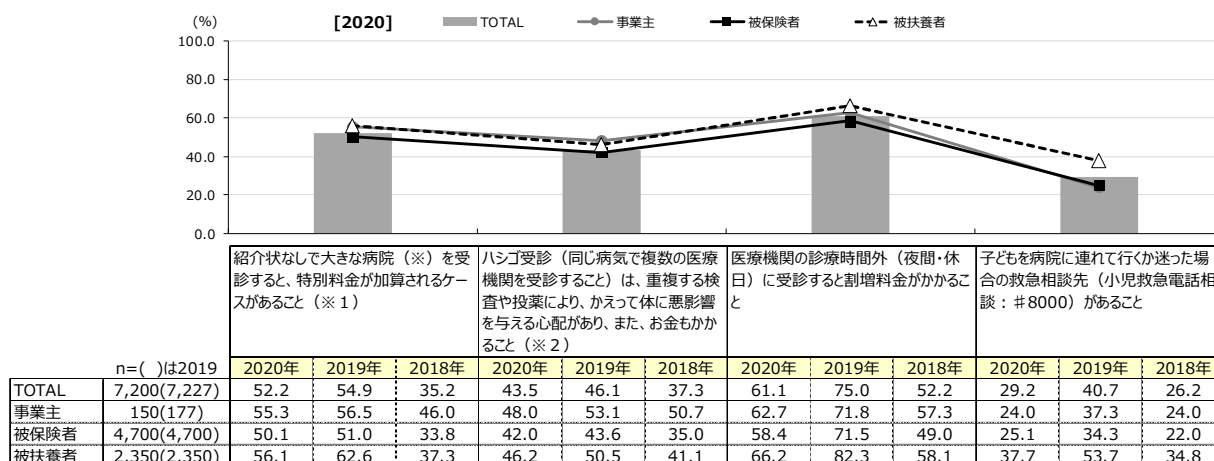
インセンティブ制度の認知後、「行動が変わった」と回答した人は10.5%（前年15.4%）、事業主14.3%（前年10.0%）、被保険者10.3%（前年14.7%）、被扶養者10.3%（前年19.8%）となっており、「今後、行動を変えるつもりである」と回答した人は35.0%（前年35.7%）、事業主45.7%（前年43.3%）、被保険者34.0%（前年34.6%）、被扶養者36.3%（前年37.9%）となっている。一方「知っているが、行動を変えるつもりはない」と回答している人は21.1%（前年28.5%）、事業主20.0%（前年30.0%）、被保険者22.8%（前年28.2%）、被扶養者15.7%（前年29.3%）となっている。



(5) 医療のかかり方

■医療のかかり方に関する認知

「医療機関の診療時間外（夜間・休日）に受診すると割増料金がかかること」の認知率は61.1%（前年75.0%）、事業主62.7%（前年71.8%）、被保険者58.4%（前年71.5%）、被扶養者66.2%（前年82.3%）といずれも6割前後となっている。被扶養者は、「医療のかかり方に関する認知」の設問に対する認知率が高い傾向にある。



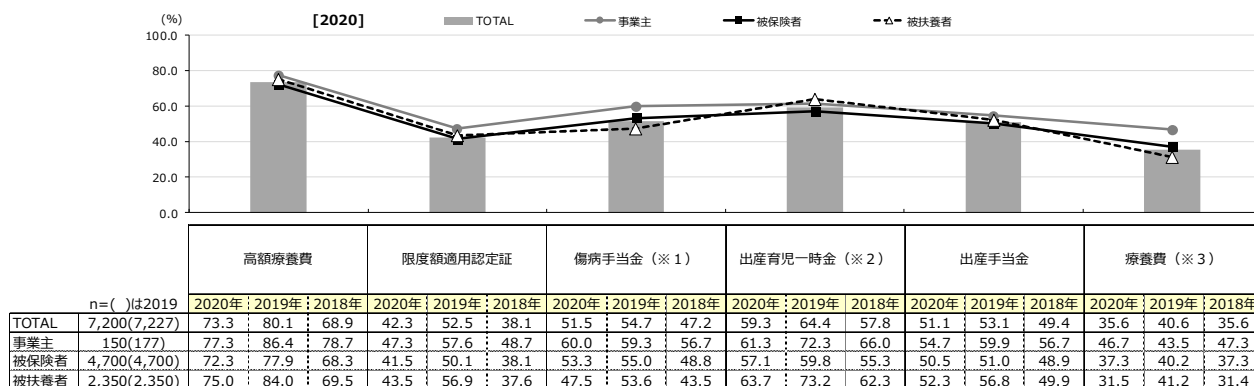
※1 2018年(Q10-1) 紹介状なしでベッド数200床以上の病院を受診すると、特別料金が加算されるケースがあること

※2 2018年(Q10-2) ハシゴ受診(安易な理由で次々とお医者さんを変えること)は、治療がそのつど振り出しに戻るため、体にもお金にも負担がかかること

(6) 現金給付

■現金給付に関する認知

「高額療養費」の認知率が73.3%（前年80.1%）、事業主77.3%（前年86.4%）、被保険者72.3%（前年77.9%）、被扶養者75.0%（前年84.0%）と高い。「傷病手当金」「出産育児一時金」「出産手当金」の認知率は5割超となっており、現金給付に関する認知の中で高さを示している。

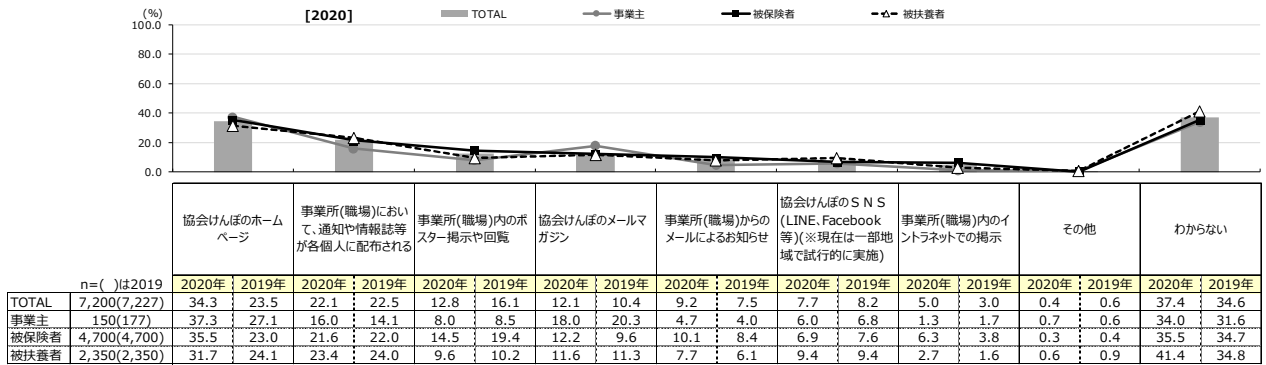


※1・※2・※3 2019年詳細な注釈を記載

(7) その他事項

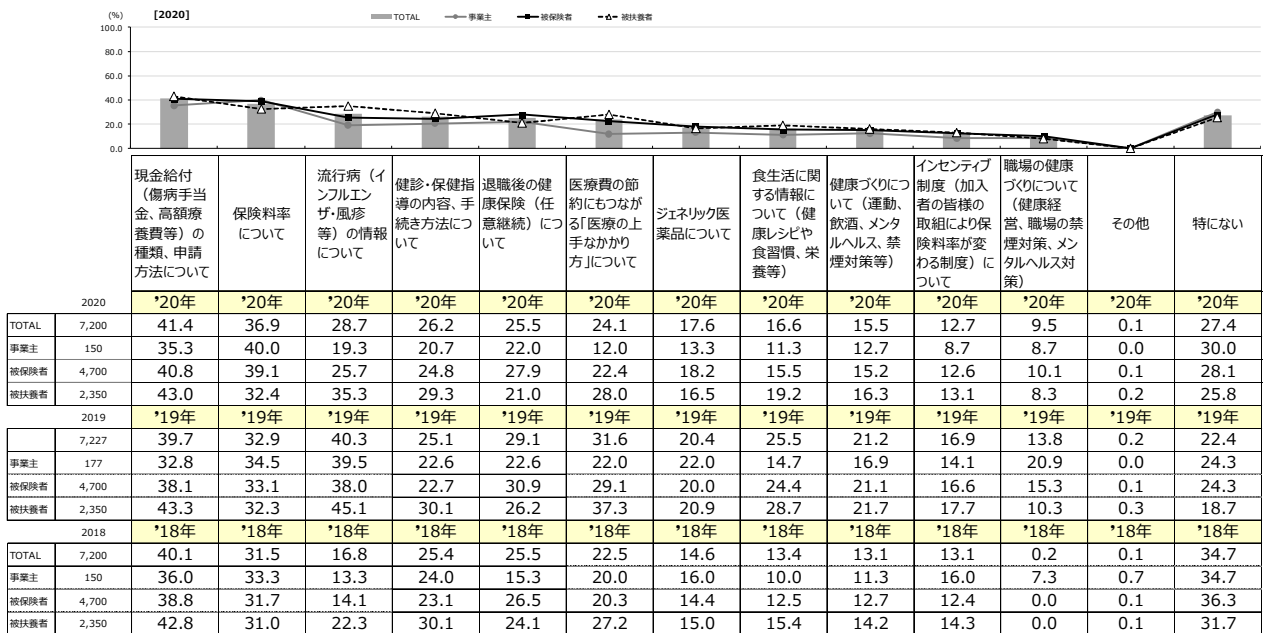
■ 情報収集の手段

情報収集の手段としては、「協会けんぽのホームページ」が34.3%（前年23.5%）、事業主37.3%（前年27.1%）、被保険者35.5%（前年23.0%）、被扶養者31.7%（前年24.1%）と最も高く、次いで「協会けんぽの情報誌」が22.1%（前年22.5%）、事業主16.0%（前年14.1%）、被保険者21.6%（前年22.0%）、被扶養者23.4%（前年24.0%）となっている。



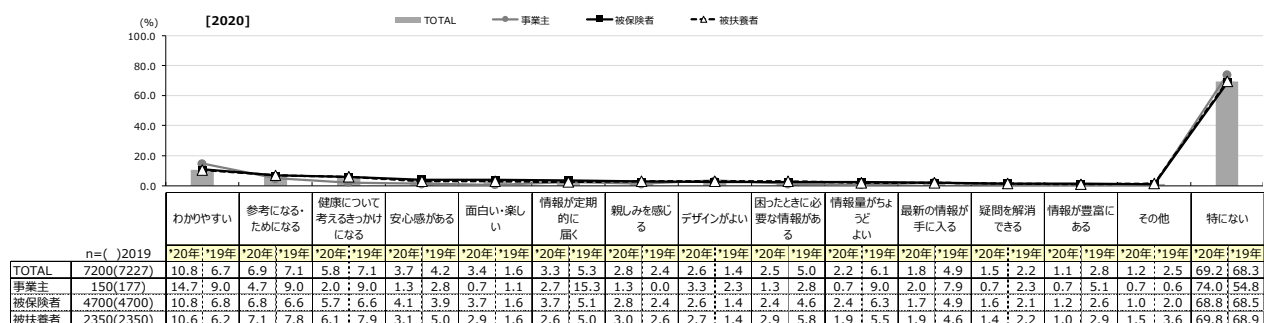
■ 健康づくりのために必要な情報

「健康保険や健康づくりについて、必要だと思う情報」は、「現金給付（傷病手当金、高額療養費等）の種類、申請方法について」41.4%（前年39.7%）、「保険料率について」36.9%（前年32.9%）の2項目が高くなっている。



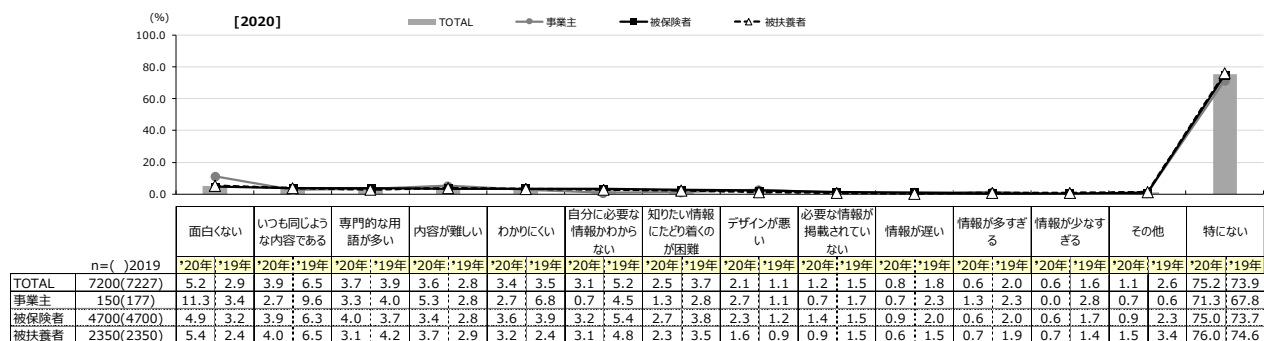
■協会けんぽの広報への満足点

「特にない」を除くと、「わかりやすい」が10.8%（前年6.7%）、事業主14.7%（前年9.0%）、被保険者10.8%（前年6.8%）、被扶養者10.6%（前年6.2%）となっている。



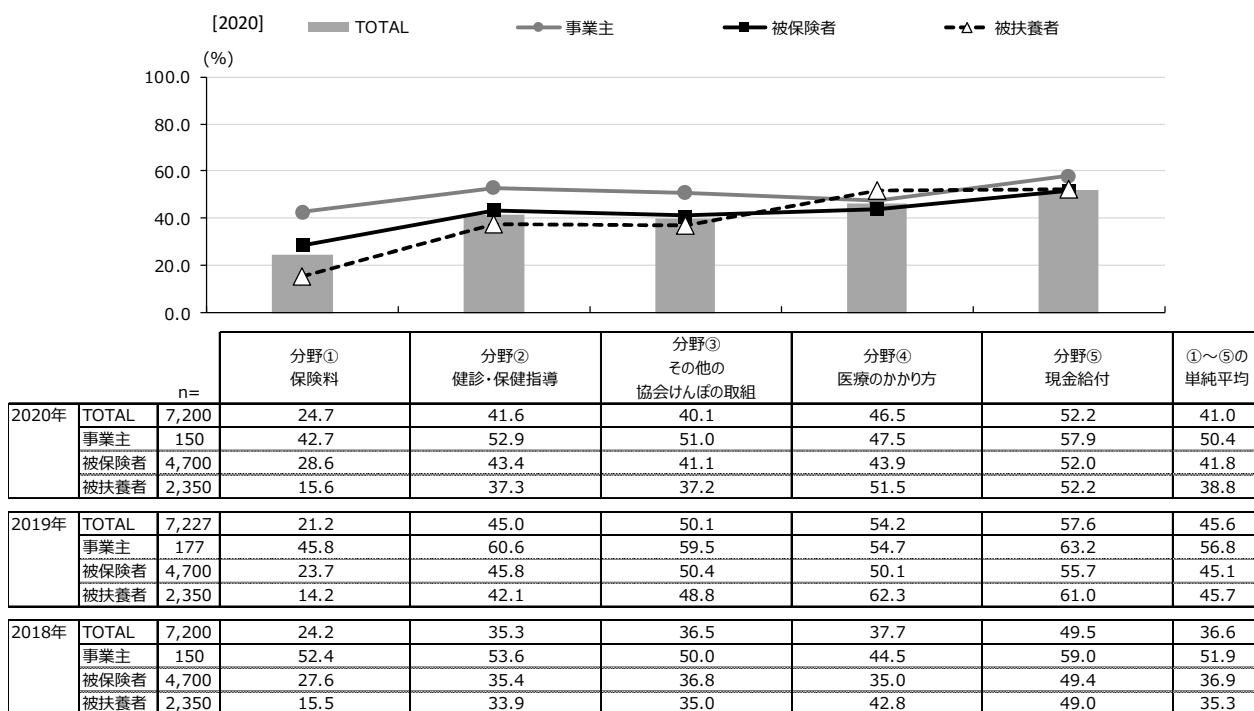
■協会けんぽの広報への不満点

「特にない」を除くと、「面白くない」が5.2%（前年2.9%）、事業主11.3%（前年3.4%）、被保険者4.9%（前年3.2%）、被扶養者5.4%（前年2.4%）と高くなっている。



(8) 分野ごとの認知率

- 各分野の認知率について、全回答者（7,200名）が回答している問の平均認知率を各分野の認知率として算出。



地域別ジェネリックカルテ（都道府県別）

注意事項

- ※1 地域別の集計は、医療機関および薬局の所在地に基づく。
- ※2 2020(令和2)年10月診療分の医科、DPC、調剤レセプトを対象とする。DPCについてはコーディングデータを集計対象とする。
- ※3 数量は、薬価基準告示上の規格単位毎に数えたもの。ただし、経腸成分栄養剤、特殊ミルク製剤、生薬、漢方を除く。
- ※4 ジェネリック医薬品使用割合は、数量ベース新指標にて算出。 $\text{後発品数量} \div (\text{後発のある先発品数量} + \text{後発品数量})$
- ※5 医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報(2020年12月11日適用)」による。
- ※6 実質院内処方率として、医薬品処方数量に基づいて算出している。 $(\text{院内処方医薬品数量}) / (\text{院内処方医薬品数量} + \text{院外処方医薬品数量})$
- ※7 実質一般名処方率として、一般名処方加算にヒモ付くレセプト数に基づいて算出している。 $(\text{一般名処方加算1または2が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプトの数}) / (\text{調剤レセプトの数})$
- ※8 一般名処方加算1が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプトのみを集計対象とする。
- ※9 実質院外処方率として、医薬品処方数量に基づいて算出している。 $(\text{院外処方医薬品数量}) / (\text{院内処方医薬品数量} + \text{院外処方医薬品数量})$
- ※10 $(\text{調剤レセプトの加入者の都合で後発品を調剤しなかったコメントレコードのあるレセプト数}) / (\text{一般名処方加算が存在する医科レセプトに、支部、記号、番号、性別、生年月日がヒモ付く調剤レセプト数})$
- ※11 国公費の記載のあるレセプトを集計対象とする。(地方単独公費のみのレセプトは集計対象外)
- ※12 厚労省「調剤医療費の動向～令和元年度版～」制度別後発医薬品割合(数量ベース)(都道府県別)より、協会一般と全保険者のジェネリック医薬品使用割合の差分。
- ※13 偏差値は全国における県の位置づけを表す。
- ※14 影響度は偏差値50からの差分が、県全体のジェネリック医薬品使用割合に与える影響を示す。例えば、影響度が-1.0ならば、当該指標が県全体のジェネリック割合を1.0ポイント引き下げている。
また、影響度は、該当指標の全体平均からの差分に数量構成割合の比率を乗じて算出している。数量構成割合は地域によって異なるため、全体の影響度とその内訳の合計は必ずしも一致しない。
- ※15 一般名処方率、加入者ジェネリック拒否割合の影響度は全国傾向に基づいた推計値のため、母数が少ない地域では大きな誤差が生じる可能性がある。

| 都道府県コード | 都道府県名(※1) | ジェネリック医薬品使用割合(全体)(※2、3、4、5) | | 【医療機関の視点】 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------|-----------------------------|------|-------------------|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----------|------|
| | | | | 院内処方 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 院内処方ジェネリック医薬品使用割合 | | | | | | | | | | | | | | | 院内処方率(※6) | |
| | | | | 入院 | | | 外来 | | | 病院 | | | 診療所 | | | | | | | |
| 偏差値(※13) | 指標数値 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度(※14) | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | | |
| 01 | 北海道 | 57 | 81.8 | 54 | 70.9 | +0.4 | 46 | 82.6 | -0.0 | 54 | 69.2 | +0.3 | 56 | 71.4 | +0.3 | 49 | 67.2 | -0.0 | 54 | 18.2 |
| 02 | 青森 | 58 | 82.4 | 69 | 77.8 | +1.4 | 56 | 85.5 | +0.0 | 70 | 77.0 | +1.4 | 52 | 68.6 | +0.0 | 73 | 78.9 | +1.3 | 57 | 16.2 |
| 03 | 岩手 | 68 | 85.5 | 63 | 74.9 | +0.9 | 64 | 87.6 | +0.1 | 62 | 73.3 | +0.8 | 64 | 76.8 | +0.2 | 60 | 72.6 | +0.5 | 58 | 15.4 |
| 04 | 宮城 | 62 | 83.6 | 63 | 75.0 | +1.0 | 53 | 84.6 | +0.0 | 63 | 73.9 | +0.9 | 57 | 71.6 | +0.1 | 64 | 74.5 | +0.8 | 57 | 16.3 |
| 05 | 秋田 | 57 | 82.0 | 51 | 69.2 | +0.1 | 61 | 86.8 | +0.0 | 49 | 66.9 | -0.1 | 61 | 74.4 | +0.1 | 46 | 65.4 | -0.2 | 59 | 14.6 |
| 06 | 山形 | 62 | 83.6 | 65 | 76.0 | +1.5 | 51 | 84.1 | +0.0 | 66 | 75.3 | +1.5 | 57 | 71.6 | +0.1 | 67 | 75.9 | +1.4 | 50 | 20.7 |
| 07 | 福島 | 59 | 82.6 | 65 | 75.8 | +1.5 | 46 | 82.7 | -0.0 | 66 | 75.3 | +1.6 | 54 | 70.1 | +0.2 | 69 | 77.2 | +1.4 | 48 | 21.7 |
| 08 | 茨城 | 49 | 79.4 | 46 | 66.9 | -0.3 | 44 | 82.1 | -0.0 | 46 | 65.5 | -0.3 | 53 | 68.8 | +0.0 | 45 | 64.7 | -0.3 | 55 | 17.1 |
| 09 | 栃木 | 51 | 80.1 | 48 | 68.0 | -0.2 | 46 | 82.8 | -0.0 | 49 | 66.9 | -0.1 | 56 | 71.2 | +0.2 | 46 | 65.5 | -0.3 | 42 | 25.3 |
| 10 | 群馬 | 52 | 80.3 | 57 | 72.1 | +1.0 | 48 | 83.1 | -0.0 | 59 | 71.6 | +1.3 | 65 | 77.4 | +0.5 | 56 | 70.3 | +0.7 | 32 | 31.7 |
| 11 | 埼玉 | 53 | 80.6 | 48 | 68.1 | -0.1 | 52 | 84.4 | +0.0 | 48 | 66.5 | -0.1 | 54 | 69.9 | +0.1 | 46 | 65.4 | -0.2 | 57 | 16.3 |
| 12 | 千葉 | 55 | 81.2 | 53 | 70.2 | +0.2 | 58 | 86.0 | +0.0 | 52 | 68.4 | +0.1 | 61 | 74.5 | +0.3 | 47 | 66.1 | -0.1 | 56 | 16.6 |
| 13 | 東京 | 39 | 76.2 | 36 | 62.4 | -0.9 | 52 | 84.4 | +0.0 | 33 | 59.1 | -1.0 | 36 | 57.6 | -0.4 | 35 | 59.9 | -0.6 | 58 | 15.3 |
| 14 | 神奈川 | 49 | 79.5 | 49 | 68.1 | -0.1 | 63 | 87.2 | +0.1 | 45 | 64.7 | -0.2 | 59 | 73.2 | +0.1 | 40 | 62.4 | -0.3 | 66 | 10.7 |
| 15 | 新潟 | 57 | 81.9 | 44 | 65.8 | -0.4 | 38 | 80.6 | -0.0 | 43 | 64.2 | -0.4 | 30 | 53.6 | -0.8 | 61 | 72.8 | +0.4 | 57 | 15.8 |
| 16 | 富山 | 55 | 81.4 | 60 | 73.5 | +1.3 | 67 | 88.3 | +0.1 | 61 | 72.5 | +1.3 | 61 | 74.5 | +0.5 | 59 | 71.8 | +0.8 | 38 | 27.7 |
| 17 | 石川 | 50 | 79.6 | 54 | 70.8 | +0.5 | 45 | 82.5 | -0.0 | 55 | 69.7 | +0.6 | 54 | 69.7 | +0.1 | 54 | 69.7 | +0.4 | 40 | 26.7 |
| 18 | 福井 | 48 | 79.1 | 60 | 73.6 | +1.8 | 41 | 81.5 | -0.0 | 62 | 73.1 | +2.1 | 57 | 71.9 | +0.4 | 62 | 73.6 | +1.7 | 21 | 38.4 |
| 19 | 山梨 | 49 | 79.5 | 52 | 69.6 | +0.1 | 54 | 84.9 | +0.0 | 52 | 68.1 | +0.1 | 67 | 78.7 | +0.3 | 47 | 65.9 | -0.2 | 57 | 15.9 |
| 20 | 長野 | 55 | 81.3 | 50 | 68.7 | -0.0 | 54 | 85.0 | +0.0 | 50 | 67.1 | -0.0 | 46 | 64.5 | -0.1 | 51 | 68.0 | +0.1 | 53 | 18.7 |
| 21 | 岐阜 | 45 | 78.0 | 45 | 66.4 | -0.6 | 37 | 80.4 | -0.1 | 46 | 65.4 | -0.4 | 33 | 55.6 | -0.6 | 53 | 68.7 | +0.2 | 45 | 23.5 |
| 22 | 静岡 | 53 | 80.7 | 48 | 68.0 | -0.2 | 43 | 81.8 | -0.0 | 49 | 66.7 | -0.1 | 51 | 67.6 | +0.0 | 47 | 66.2 | -0.1 | 52 | 19.5 |
| 23 | 愛知 | 46 | 78.4 | 42 | 65.3 | -0.9 | 42 | 81.7 | -0.0 | 44 | 64.2 | -0.7 | 44 | 63.1 | -0.2 | 44 | 64.6 | -0.5 | 42 | 25.6 |
| 24 | 三重 | 47 | 78.8 | 48 | 67.9 | -0.2 | 39 | 80.8 | -0.0 | 49 | 67.1 | -0.1 | 50 | 67.4 | +0.0 | 49 | 67.0 | -0.1 | 43 | 25.0 |
| 25 | 滋賀 | 55 | 81.4 | 55 | 71.0 | +0.4 | 61 | 86.6 | +0.0 | 55 | 69.7 | +0.4 | 67 | 78.8 | +0.2 | 52 | 68.6 | +0.2 | 55 | 17.1 |
| 26 | 京都 | 37 | 75.6 | 43 | 65.7 | -0.9 | 46 | 82.7 | -0.0 | 44 | 64.6 | -0.7 | 36 | 57.7 | -0.4 | 47 | 65.9 | -0.3 | 37 | 28.7 |
| 27 | 大阪 | 38 | 76.0 | 43 | 65.7 | -0.8 | 52 | 84.3 | +0.0 | 44 | 64.2 | -0.7 | 39 | 59.5 | -0.4 | 46 | 65.6 | -0.3 | 42 | 25.1 |
| 28 | 兵庫 | 48 | 79.0 | 51 | 69.2 | +0.1 | 56 | 85.5 | +0.0 | 50 | 67.6 | +0.0 | 56 | 71.6 | +0.2 | 48 | 66.3 | -0.2 | 50 | 20.3 |
| 29 | 奈良 | 31 | 73.7 | 30 | 59.3 | -3.0 | 28 | 77.8 | -0.1 | 31 | 58.3 | -2.7 | 25 | 50.2 | -1.9 | 42 | 63.2 | -0.8 | 30 | 33.0 |
| 30 | 和歌山 | 35 | 75.1 | 43 | 65.5 | -1.1 | 48 | 83.2 | -0.0 | 45 | 64.7 | -0.8 | 45 | 63.9 | -0.1 | 45 | 64.8 | -0.7 | 30 | 32.6 |
| 31 | 鳥取 | 56 | 81.5 | 58 | 72.5 | +0.9 | 71 | 89.3 | +0.1 | 58 | 71.2 | +0.8 | 50 | 67.1 | -0.0 | 59 | 71.9 | +0.8 | 46 | 22.9 |
| 32 | 島根 | 60 | 83.0 | 66 | 76.1 | +1.3 | 67 | 88.5 | +0.1 | 65 | 74.6 | +1.2 | 57 | 71.8 | +0.1 | 65 | 75.0 | +1.1 | 54 | 18.0 |
| 33 | 岡山 | 45 | 78.1 | 50 | 69.0 | +0.0 | 44 | 82.1 | -0.0 | 51 | 68.1 | +0.2 | 48 | 65.8 | -0.2 | 54 | 69.6 | +0.4 | 31 | 32.0 |
| 34 | 広島 | 44 | 77.9 | 49 | 68.4 | -0.1 | 39 | 80.7 | -0.1 | 50 | 67.1 | -0.0 | 50 | 66.8 | -0.0 | 50 | 67.3 | -0.0 | 50 | 20.2 |
| 35 | 山口 | 56 | 81.5 | 55 | 71.2 | +0.5 | 50 | 83.7 | -0.0 | 55 | 69.9 | +0.5 | 63 | 76.2 | +0.4 | 51 | 68.1 | +0.1 | 51 | 19.9 |
| 36 | 徳島 | 25 | 71.9 | 32 | 60.5 | -2.6 | 36 | 80.1 | -0.1 | 34 | 59.4 | -2.4 | 46 | 64.2 | -0.3 | 29 | 56.7 | -2.1 | 32 | 31.8 |
| 37 | 香川 | 40 | 76.7 | 45 | 66.7 | -0.5 | 54 | 85.0 | +0.0 | 45 | 65.0 | -0.5 | 51 | 67.9 | +0.0 | 44 | 64.2 | -0.5 | 47 | 22.3 |
| 38 | 愛媛 | 40 | 76.7 | 41 | 64.4 | -1.4 | 37 | 80.3 | -0.1 | 42 | 63.3 | -1.2 | 45 | 63.6 | -0.3 | 42 | 63.2 | -1.0 | 32 | 31.8 |
| 39 | 高知 | 35 | 75.1 | 32 | 60.6 | -1.7 | 40 | 81.0 | -0.1 | 32 | 58.3 | -1.7 | 43 | 62.4 | -0.2 | 29 | 57.0 | -1.5 | 48 | 21.5 |
| 40 | 福岡 | 53 | 80.6 | 57 | 72.1 | +0.6 | 53 | 84.7 | +0.0 | 56 | 70.3 | +0.5 | 59 | 73.2 | +0.4 | 52 | 68.4 | +0.1 | 53 | 18.4 |
| 41 | 佐賀 | 59 | 82.4 | 54 | 70.5 | +0.2 | 45 | 82.6 | -0.0 | 52 | 68.3 | +0.1 | 49 | 66.4 | -0.0 | 53 | 69.2 | +0.1 | 61 | 13.7 |
| 42 | 長崎 | 56 | 81.7 | 65 | 75.9 | +1.3 | 54 | 85.0 | +0.0 | 65 | 74.7 | +1.2 | 59 | 73.1 | +0.3 | 66 | 75.4 | +0.9 | 52 | 19.1 |
| 43 | 熊本 | 56 | 81.7 | 61 | 73.9 | +1.3 | 54 | 84.7 | +0.0 | 61 | 72.9 | +1.3 | 59 | 73.6 | +0.4 | 60 | 72.7 | +0.9 | 41 | 25.8 |
| 44 | 大分 | 49 | 79.3 | 52 | 69.9 | +0.2 | 35 | 79.8 | -0.1 | 53 | 68.7 | +0.2 | 46 | 64.3 | -0.1 | 56 | 70.4 | +0.4 | 48 | 21.7 |
| 45 | 宮崎 | 59 | 82.6 | 50 | 69.0 | +0.0 | 35 | 79.9 | -0.1 | 51 | 67.8 | +0.1 | 51 | 67.8 | +0.0 | 51 | 67.7 | +0.0 | 54 | 18.0 |
| 46 | 鹿児島 | 67 | 85.2 | 66 | 76.4 | +1.5 | 50 | 83.8 | -0.0 | 67 | 75.5 | +1.5 | 65 | 77.5 | +0.7 | 63 | 74.1 | +0.7 | 49 | 21.2 |
| 47 | 沖縄 | 79 | 88.9 | 78 | 81.9 | +1.9 | 72 | 89.6 | +0.1 | 77 | 80.6 | +1.6 | 75 | 84.1 | +0.6 | 73 | 79.0 | +1.0 | 59 | 15.2 |
| - | 全体 | - | 79.7 | - | 68.8 | - | - | 83.8 | - | - | 67.4 | - | - | 67.1 | - | - | 67.4 | - | - | 20.4 |

| 都道府県コード | 都道府県名(※1) | 院外処方 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|-----------|-------------------|------|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|------|------|---------------|------|------|-----|------|------|
| | | 院外処方ジェネリック医薬品使用割合 | | | | | | | | | | | | 一般名処方率(※7、15) | | | | | |
| | | 病院 | | | 診療所 | | | 病院 | | | 診療所 | | | | | | | | |
| | | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 |
| 01 | 北海道 | 57 | 84.1 | +1.4 | 60 | 84.3 | +0.8 | 55 | 83.9 | +0.7 | 52 | 55.8 | +0.2 | 51 | 41.3 | +0.1 | 57 | 61.0 | +0.5 |
| 02 | 青森 | 53 | 83.2 | +0.7 | 40 | 79.4 | -0.6 | 58 | 84.6 | +1.2 | 44 | 53.1 | -0.8 | 35 | 30.0 | -1.0 | 48 | 57.9 | -0.2 |
| 03 | 岩手 | 70 | 87.2 | +4.1 | 72 | 87.2 | +1.3 | 68 | 87.2 | +2.9 | 63 | 59.4 | +1.5 | 47 | 38.4 | -0.2 | 67 | 64.1 | +1.5 |
| 04 | 宮城 | 62 | 85.2 | +2.4 | 56 | 83.4 | +0.3 | 63 | 85.9 | +2.0 | 49 | 55.1 | -0.1 | 43 | 36.0 | -0.4 | 50 | 58.7 | +0.0 |
| 05 | 秋田 | 57 | 84.1 | +1.4 | 62 | 84.8 | +0.9 | 54 | 83.6 | +0.6 | 61 | 58.8 | +1.3 | 63 | 49.9 | +1.2 | 59 | 61.5 | +0.7 |
| 06 | 山形 | 63 | 85.6 | +2.6 | 56 | 83.3 | +0.3 | 65 | 86.6 | +2.2 | 67 | 60.7 | +1.9 | 64 | 50.6 | +1.0 | 63 | 62.8 | +1.0 |
| 07 | 福島 | 58 | 84.5 | +1.6 | 54 | 83.0 | +0.2 | 59 | 85.0 | +1.4 | 50 | 55.1 | -0.0 | 44 | 36.8 | -0.4 | 52 | 59.3 | +0.2 |
| 08 | 茨城 | 48 | 81.8 | -0.5 | 48 | 81.4 | -0.1 | 48 | 82.0 | -0.3 | 50 | 55.3 | +0.0 | 56 | 44.9 | +0.5 | 50 | 58.7 | +0.0 |
| 09 | 栃木 | 57 | 84.1 | +1.3 | 55 | 83.1 | +0.3 | 58 | 84.6 | +1.0 | 59 | 58.2 | +1.0 | 49 | 39.8 | -0.1 | 62 | 62.6 | +0.9 |
| 10 | 群馬 | 57 | 84.1 | +1.1 | 54 | 82.8 | +0.2 | 58 | 84.7 | +0.9 | 51 | 55.4 | +0.1 | 43 | 35.9 | -0.5 | 57 | 60.7 | +0.4 |
| 11 | 埼玉 | 52 | 82.9 | +0.4 | 52 | 82.5 | +0.1 | 52 | 83.1 | +0.3 | 52 | 55.8 | +0.2 | 52 | 42.2 | +0.2 | 51 | 58.9 | +0.1 |
| 12 | 千葉 | 54 | 83.3 | +0.7 | 54 | 83.0 | +0.3 | 53 | 83.4 | +0.5 | 45 | 53.6 | -0.6 | 51 | 41.4 | +0.1 | 44 | 56.7 | -0.5 |
| 13 | 東京 | 34 | 78.4 | -3.5 | 37 | 78.8 | -0.7 | 33 | 78.3 | -2.8 | 35 | 50.2 | -1.9 | 47 | 38.3 | -0.2 | 30 | 52.2 | -1.8 |
| 14 | 神奈川 | 44 | 80.9 | -1.4 | 51 | 82.3 | +0.1 | 41 | 80.4 | -1.5 | 47 | 54.3 | -0.4 | 59 | 46.8 | +0.6 | 41 | 55.5 | -0.9 |
| 15 | 新潟 | 59 | 84.6 | +1.9 | 45 | 80.8 | -0.3 | 64 | 86.1 | +2.2 | 63 | 59.6 | +1.6 | 45 | 36.9 | -0.4 | 67 | 64.2 | +1.5 |
| 16 | 富山 | 58 | 84.4 | +1.4 | 51 | 82.2 | +0.1 | 62 | 85.8 | +1.4 | 50 | 55.4 | +0.0 | 43 | 35.6 | -0.6 | 64 | 63.0 | +0.8 |
| 17 | 石川 | 52 | 82.9 | +0.4 | 52 | 82.4 | +0.2 | 53 | 83.3 | +0.3 | 46 | 53.8 | -0.5 | 39 | 33.0 | -1.1 | 62 | 62.5 | +0.7 |
| 18 | 福井 | 51 | 82.5 | +0.1 | 57 | 83.6 | +0.5 | 46 | 81.7 | -0.3 | 64 | 60.0 | +1.2 | 74 | 57.3 | +2.0 | 58 | 61.3 | +0.4 |
| 19 | 山梨 | 45 | 81.3 | -0.9 | 52 | 82.4 | +0.1 | 43 | 80.7 | -1.0 | 30 | 48.7 | -2.4 | 26 | 24.1 | -2.0 | 41 | 55.8 | -0.7 |
| 20 | 長野 | 57 | 84.2 | +1.4 | 59 | 84.1 | +0.7 | 56 | 84.3 | +0.8 | 48 | 54.5 | -0.3 | 43 | 35.8 | -0.6 | 57 | 61.0 | +0.5 |
| 21 | 岐阜 | 46 | 81.4 | -0.7 | 43 | 80.3 | -0.3 | 47 | 81.8 | -0.4 | 59 | 58.3 | +1.0 | 54 | 43.5 | +0.2 | 58 | 61.1 | +0.6 |
| 22 | 静岡 | 55 | 83.7 | +1.0 | 48 | 81.6 | -0.1 | 56 | 84.2 | +1.0 | 59 | 58.3 | +1.1 | 47 | 38.5 | -0.2 | 58 | 61.1 | +0.7 |
| 23 | 愛知 | 52 | 82.8 | +0.3 | 49 | 81.7 | -0.0 | 52 | 83.1 | +0.3 | 61 | 58.7 | +1.1 | 49 | 39.6 | -0.1 | 60 | 61.7 | +0.8 |
| 24 | 三重 | 50 | 82.5 | +0.1 | 48 | 81.5 | -0.1 | 51 | 82.9 | +0.1 | 63 | 59.6 | +1.4 | 55 | 44.4 | +0.3 | 62 | 62.3 | +0.9 |
| 25 | 滋賀 | 55 | 83.5 | +0.9 | 53 | 82.7 | +0.2 | 55 | 83.9 | +0.7 | 45 | 53.8 | -0.5 | 48 | 39.0 | -0.2 | 47 | 57.5 | -0.2 |
| 26 | 京都 | 38 | 79.6 | -2.0 | 38 | 79.1 | -0.8 | 39 | 79.8 | -1.2 | 33 | 49.7 | -1.7 | 44 | 36.4 | -0.5 | 37 | 54.4 | -0.8 |
| 27 | 大阪 | 37 | 79.3 | -2.3 | 38 | 79.0 | -0.6 | 38 | 79.5 | -1.7 | 44 | 53.1 | -0.7 | 45 | 37.1 | -0.3 | 43 | 56.5 | -0.5 |
| 28 | 兵庫 | 46 | 81.4 | -0.8 | 48 | 81.3 | -0.1 | 45 | 81.4 | -0.7 | 41 | 52.4 | -1.0 | 47 | 38.2 | -0.2 | 40 | 55.2 | -0.8 |
| 29 | 奈良 | 42 | 80.4 | -1.4 | 47 | 81.3 | -0.1 | 40 | 80.0 | -1.2 | 48 | 54.6 | -0.2 | 52 | 41.8 | +0.1 | 46 | 57.3 | -0.3 |
| 30 | 和歌山 | 39 | 79.8 | -1.8 | 29 | 76.8 | -1.2 | 45 | 81.3 | -0.6 | 48 | 54.6 | -0.2 | 61 | 48.3 | +0.8 | 43 | 56.4 | -0.4 |
| 31 | 鳥取 | 57 | 84.2 | +1.4 | 57 | 83.7 | +0.5 | 57 | 84.5 | +0.9 | 48 | 54.5 | -0.2 | 45 | 37.2 | -0.4 | 52 | 59.3 | +0.2 |
| 32 | 島根 | 59 | 84.5 | +1.8 | 62 | 84.9 | +0.8 | 57 | 84.4 | +1.0 | 52 | 55.9 | +0.2 | 71 | 55.5 | +1.6 | 42 | 56.0 | -0.6 |
| 33 | 岡山 | 49 | 82.1 | -0.2 | 50 | 81.9 | -0.0 | 49 | 82.2 | -0.2 | 59 | 58.3 | +0.9 | 61 | 48.1 | +0.7 | 58 | 61.1 | +0.5 |
| 34 | 広島 | 41 | 80.2 | -1.8 | 41 | 79.8 | -0.5 | 41 | 80.4 | -1.3 | 57 | 57.5 | +0.8 | 51 | 41.0 | +0.0 | 56 | 60.6 | +0.5 |
| 35 | 山口 | 57 | 84.0 | +1.3 | 48 | 81.6 | -0.1 | 59 | 85.0 | +1.4 | 52 | 55.9 | +0.2 | 29 | 26.2 | -1.4 | 60 | 61.9 | +0.8 |
| 36 | 徳島 | 29 | 77.2 | -3.5 | 18 | 74.2 | -1.8 | 35 | 78.7 | -1.8 | 40 | 51.8 | -1.0 | 45 | 37.3 | -0.3 | 41 | 55.8 | -0.5 |
| 37 | 香川 | 38 | 79.6 | -2.2 | 38 | 79.1 | -0.8 | 39 | 79.9 | -1.4 | 49 | 54.9 | -0.1 | 57 | 45.8 | +0.6 | 48 | 57.9 | -0.1 |
| 38 | 愛媛 | 50 | 82.5 | +0.0 | 56 | 83.4 | +0.4 | 47 | 81.9 | -0.3 | 54 | 56.5 | +0.4 | 56 | 44.5 | +0.5 | 56 | 60.5 | +0.3 |
| 39 | 高知 | 35 | 78.8 | -2.8 | 38 | 79.1 | -1.1 | 34 | 78.5 | -1.6 | 38 | 51.2 | -1.4 | 61 | 48.1 | +1.3 | 33 | 53.0 | -0.9 |
| 40 | 福岡 | 50 | 82.4 | +0.0 | 50 | 81.9 | -0.0 | 50 | 82.6 | +0.0 | 49 | 54.9 | -0.1 | 49 | 39.9 | -0.1 | 47 | 57.6 | -0.3 |
| 41 | 佐賀 | 57 | 84.2 | +1.6 | 54 | 83.0 | +0.3 | 58 | 84.8 | +1.3 | 70 | 61.9 | +2.5 | 67 | 52.2 | +1.4 | 68 | 64.5 | +1.5 |
| 42 | 長崎 | 53 | 83.0 | +0.5 | 56 | 83.4 | +0.4 | 51 | 82.9 | +0.1 | 35 | 50.2 | -1.8 | 34 | 29.4 | -1.3 | 41 | 55.6 | -0.7 |
| 43 | 熊本 | 58 | 84.4 | +1.5 | 56 | 83.5 | +0.3 | 58 | 84.8 | +1.1 | 66 | 60.4 | +1.6 | 52 | 42.3 | +0.2 | 69 | 64.6 | +1.3 |
| 44 | 大分 | 47 | 81.8 | -0.5 | 49 | 81.6 | -0.1 | 47 | 81.9 | -0.4 | 37 | 51.0 | -1.5 | 50 | 40.4 | -0.0 | 37 | 54.5 | -0.9 |
| 45 | 宮崎 | 63 | 85.5 | +2.5 | 56 | 83.4 | +0.3 | 64 | 86.3 | +2.2 | 53 | 56.3 | +0.4 | 48 | 39.4 | -0.1 | 56 | 60.4 | +0.5 |
| 46 | 鹿児島 | 71 | 87.4 | +4.0 | 64 | 85.4 | +0.8 | 72 | 88.2 | +3.2 | 74 | 63.1 | +2.7 | 68 | 53.4 | +1.2 | 71 | 65.4 | +1.7 |
| 47 | 沖縄 | 81 | 90.0 | +6.5 | 77 | 88.6 | +1.6 | 81 | 90.6 | +4.9 | 59 | 58.1 | +1.0 | 55 | 44.2 | +0.4 | 59 | 61.4 | +0.7 |
| - | 全体 | - | 82.4 | - | - | 81.9 | - | - | 82.6 | - | - | 55.3 | - | - | 40.6 | - | - | 58.6 | - |

| 都道府県コード | 都道府県名 (※1) | 【薬局の視点】 | | | | | | 【患者の視点】 | | | | | | | | |
|---------|---------------|-----------------------------|------|------|--------------------------------|------|---------------|---------------------------|-----|------|-----------------------------|-----|------|---------------------------------|-----|------|
| | | 調剤ジェネリック医薬品使用割合 (院外処方再掲) | | | 一般名処方限定調剤ジェネリック医薬品使用割合 (※8) | | 院外処方率 (※9) | 加入者ジェネリック拒否割合 (※10、15) | | | 公費対象者ジェネリック医薬品使用割合 (※11) | | | 全保険者とのジェネリック医薬品使用割合の乖離 (※12) | | |
| | | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 偏差値 | 指標数値 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 | 影響度 | 偏差値 | 指標数値 |
| 01 | 北海道 | 57 | 84.1 | +1.4 | 58 | 89.8 | 54 | 81.8 | 56 | 12.8 | +1.6 | 55 | 72.4 | +0.2 | 59 | +1.3 |
| 02 | 青森 | 53 | 83.2 | +0.7 | 62 | 90.7 | 57 | 83.8 | 68 | 9.5 | +4.4 | 44 | 68.6 | -0.1 | 66 | +1.8 |
| 03 | 岩手 | 70 | 87.2 | +4.1 | 68 | 91.9 | 58 | 84.6 | 68 | 9.6 | +4.3 | 67 | 76.8 | +0.4 | 57 | +1.2 |
| 04 | 宮城 | 62 | 85.2 | +2.4 | 62 | 90.8 | 57 | 83.7 | 62 | 11.2 | +3.0 | 57 | 73.1 | +0.2 | 52 | +0.9 |
| 05 | 秋田 | 57 | 84.1 | +1.4 | 59 | 90.1 | 59 | 85.4 | 55 | 13.3 | +1.2 | 58 | 73.4 | +0.2 | 67 | +1.8 |
| 06 | 山形 | 63 | 85.6 | +2.6 | 62 | 90.8 | 50 | 79.3 | 59 | 12.0 | +2.3 | 65 | 76.2 | +0.3 | 45 | +0.5 |
| 07 | 福島 | 58 | 84.5 | +1.6 | 53 | 88.8 | 48 | 78.3 | 53 | 13.8 | +0.7 | 57 | 73.1 | +0.1 | 65 | +1.7 |
| 08 | 茨城 | 48 | 81.8 | -0.5 | 48 | 87.7 | 55 | 82.9 | 47 | 15.5 | -0.7 | 61 | 74.5 | +0.3 | 52 | +0.9 |
| 09 | 栃木 | 57 | 84.1 | +1.3 | 50 | 88.2 | 42 | 74.7 | 48 | 15.3 | -0.5 | 51 | 71.0 | +0.0 | 60 | +1.4 |
| 10 | 群馬 | 57 | 84.1 | +1.1 | 54 | 89.1 | 32 | 68.3 | 56 | 12.8 | +1.6 | 57 | 73.3 | +0.2 | 37 | -0.1 |
| 11 | 埼玉 | 52 | 82.9 | +0.4 | 54 | 89.0 | 57 | 83.7 | 53 | 13.9 | +0.6 | 59 | 73.9 | +0.2 | 52 | +0.9 |
| 12 | 千葉 | 54 | 83.3 | +0.7 | 50 | 88.2 | 56 | 83.4 | 49 | 14.9 | -0.2 | 61 | 74.8 | +0.3 | 61 | +1.5 |
| 13 | 東京 | 34 | 78.4 | -3.5 | 31 | 84.2 | 58 | 84.7 | 36 | 18.8 | -3.5 | 42 | 67.6 | -0.2 | 52 | +0.9 |
| 14 | 神奈川 | 44 | 80.9 | -1.4 | 40 | 86.1 | 66 | 89.3 | 43 | 16.7 | -1.7 | 56 | 72.7 | +0.2 | 60 | +1.4 |
| 15 | 新潟 | 59 | 84.6 | +1.9 | 62 | 90.8 | 57 | 84.2 | 58 | 12.4 | +1.9 | 46 | 69.1 | -0.1 | 53 | +1.0 |
| 16 | 富山 | 58 | 84.4 | +1.4 | 58 | 89.9 | 38 | 72.3 | 57 | 12.6 | +1.7 | 50 | 70.7 | +0.0 | 50 | +0.8 |
| 17 | 石川 | 52 | 82.9 | +0.4 | 50 | 88.2 | 40 | 73.3 | 42 | 16.9 | -1.9 | 57 | 73.3 | +0.2 | 46 | +0.5 |
| 18 | 福井 | 51 | 82.5 | +0.1 | 39 | 86.0 | 21 | 61.6 | 31 | 20.0 | -4.5 | 59 | 73.9 | +0.3 | 29 | -0.6 |
| 19 | 山梨 | 45 | 81.3 | -0.9 | 45 | 87.2 | 57 | 84.1 | 46 | 15.9 | -1.0 | 53 | 71.8 | +0.1 | 38 | -0.0 |
| 20 | 長野 | 57 | 84.2 | +1.4 | 57 | 89.7 | 53 | 81.3 | 56 | 12.9 | +1.5 | 56 | 72.7 | +0.2 | 44 | +0.4 |
| 21 | 岐阜 | 46 | 81.4 | -0.7 | 43 | 86.7 | 45 | 76.5 | 38 | 18.2 | -3.0 | 46 | 69.2 | -0.1 | 62 | +1.5 |
| 22 | 静岡 | 55 | 83.7 | +1.0 | 54 | 89.0 | 52 | 80.5 | 39 | 17.9 | -2.8 | 52 | 71.3 | +0.0 | 55 | +1.1 |
| 23 | 愛知 | 52 | 82.8 | +0.3 | 51 | 88.5 | 42 | 74.4 | 45 | 16.3 | -1.3 | 38 | 66.3 | -0.3 | 55 | +1.1 |
| 24 | 三重 | 50 | 82.5 | +0.1 | 49 | 88.0 | 43 | 75.0 | 48 | 15.2 | -0.4 | 47 | 69.5 | -0.1 | 51 | +0.8 |
| 25 | 滋賀 | 55 | 83.5 | +0.9 | 53 | 88.9 | 55 | 82.9 | 49 | 15.1 | -0.3 | 50 | 70.6 | -0.0 | 61 | +1.5 |
| 26 | 京都 | 38 | 79.6 | -2.0 | 44 | 86.9 | 37 | 71.3 | 41 | 17.2 | -2.1 | 44 | 68.5 | -0.2 | 43 | +0.3 |
| 27 | 大阪 | 37 | 79.3 | -2.3 | 35 | 85.1 | 42 | 74.9 | 39 | 17.8 | -2.7 | 35 | 65.2 | -0.4 | 42 | +0.3 |
| 28 | 兵庫 | 46 | 81.4 | -0.8 | 43 | 86.7 | 50 | 79.7 | 43 | 16.7 | -1.7 | 46 | 69.0 | -0.1 | 56 | +1.1 |
| 29 | 奈良 | 42 | 80.4 | -1.4 | 43 | 86.7 | 30 | 67.0 | 41 | 17.4 | -2.3 | 28 | 62.5 | -0.7 | 71 | +2.1 |
| 30 | 和歌山 | 39 | 79.8 | -1.8 | 38 | 85.7 | 30 | 67.4 | 43 | 16.7 | -1.7 | 35 | 64.9 | -0.4 | 48 | +0.6 |
| 31 | 鳥取 | 57 | 84.2 | +1.4 | 63 | 91.1 | 46 | 77.1 | 61 | 11.4 | +2.7 | 55 | 72.6 | +0.2 | 37 | -0.1 |
| 32 | 島根 | 59 | 84.5 | +1.8 | 59 | 90.2 | 54 | 82.0 | 65 | 10.4 | +3.6 | 64 | 75.8 | +0.6 | 34 | -0.3 |
| 33 | 岡山 | 49 | 82.1 | -0.2 | 50 | 88.3 | 31 | 68.0 | 54 | 13.6 | +0.9 | 41 | 67.1 | -0.3 | 30 | -0.5 |
| 34 | 広島 | 41 | 80.2 | -1.8 | 44 | 86.9 | 50 | 79.8 | 50 | 14.5 | +0.1 | 41 | 67.4 | -0.3 | 57 | +1.2 |
| 35 | 山口 | 57 | 84.0 | +1.3 | 60 | 90.3 | 51 | 80.1 | 63 | 10.8 | +3.3 | 54 | 72.2 | +0.1 | 49 | +0.7 |
| 36 | 徳島 | 29 | 77.2 | -3.5 | 39 | 85.9 | 32 | 68.2 | 44 | 16.5 | -1.6 | 24 | 61.1 | -0.7 | 40 | +0.1 |
| 37 | 香川 | 38 | 79.6 | -2.2 | 42 | 86.6 | 47 | 77.7 | 43 | 16.8 | -1.8 | 40 | 67.0 | -0.2 | 40 | +0.1 |
| 38 | 愛媛 | 50 | 82.5 | +0.0 | 59 | 90.2 | 32 | 68.2 | 53 | 13.9 | +0.6 | 43 | 68.2 | -0.2 | 40 | +0.1 |
| 39 | 高知 | 35 | 78.8 | -2.8 | 37 | 85.4 | 48 | 78.5 | 41 | 17.2 | -2.1 | 49 | 70.2 | -0.0 | 43 | +0.3 |
| 40 | 福岡 | 50 | 82.4 | +0.0 | 52 | 88.6 | 53 | 81.6 | 59 | 12.0 | +2.3 | 59 | 73.7 | +0.3 | 45 | +0.4 |
| 41 | 佐賀 | 57 | 84.2 | +1.6 | 59 | 90.2 | 61 | 86.3 | 56 | 13.0 | +1.4 | 63 | 75.4 | +0.4 | 57 | +1.2 |
| 42 | 長崎 | 53 | 83.0 | +0.5 | 62 | 90.7 | 52 | 80.9 | 64 | 10.6 | +3.4 | 52 | 71.4 | +0.1 | 51 | +0.8 |
| 43 | 熊本 | 58 | 84.4 | +1.5 | 59 | 90.1 | 41 | 74.2 | 66 | 10.1 | +3.9 | 60 | 74.1 | +0.4 | 47 | +0.6 |
| 44 | 大分 | 47 | 81.8 | -0.5 | 51 | 88.4 | 48 | 78.3 | 51 | 14.5 | +0.1 | 42 | 67.5 | -0.3 | 33 | -0.3 |
| 45 | 宮崎 | 63 | 85.5 | +2.5 | 72 | 92.9 | 54 | 82.0 | 67 | 9.7 | +4.2 | 45 | 68.7 | -0.2 | 49 | +0.7 |
| 46 | 鹿児島 | 71 | 87.4 | +4.0 | 67 | 91.9 | 49 | 78.8 | 65 | 10.3 | +3.7 | 60 | 74.2 | +0.3 | 53 | +0.9 |
| 47 | 沖縄 | 81 | 90.0 | +6.5 | 74 | 93.3 | 59 | 84.8 | 74 | 7.6 | +6.0 | 71 | 78.2 | +0.8 | 58 | +1.2 |
| - | 全体 | - | 82.4 | - | - | 88.2 | - | 79.6 | - | 14.7 | - | - | 70.6 | - | - | +0.8 |

2020年度ジェネリック医薬品使用促進セミナー開催状況

高山支部：健康保険委員研修会

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 健康保険委員 |
| セミナー内容 | 「お薬の適正使用」(多剤服用、ジェネリック医薬品について)と「食事のとおり方」について講演 |
| 開催日時 | 令和2年9月11日 |
| 会場名 | 富山県総合情報センター 大研修室3F |
| 参加人数 | 22人 |
| 主催 | 全国健康保険協会富山支部 |
| 後援 | なし |
| 講演者 | 公益社団法人 富山県薬剤師会 |
| 講演内容 | ジェネリック医薬品についての理解を深め、ジェネリック医薬品の使用割合の向上に寄与することおよび多剤服用に関する理解促進 |

長野支部：ジェネリック医薬品使用促進について

| | |
|--------|----------------------------------|
| 対象者 | 健康保険委員 |
| セミナー内容 | ジェネリック医薬品使用促進 |
| 開催日時 | 令和2年11月5日～24日(6日開催) |
| 会場名 | ホテル紅や 他5会場 |
| 参加人数 | 250名 |
| 主催 | 全国健康保険協会長野支部 |
| 後援 | |
| 講演者 | 長野県薬剤師会副会長 他5名 |
| 講演内容 | ジェネリック医薬品使用促進の意義と現状、長野県薬剤師会の取り組み |
| 備考 | |

和歌山支部：令和2年度薬剤師研修会

| | |
|--------|--------------------------------|
| 対象者 | 和歌山県薬剤師会会員 |
| セミナー内容 | 会員薬剤師に対する県薬剤師会が実施する研修会 |
| 開催日時 | 令和3年3月20日13:30～14:00 |
| 会場名 | 和歌山県薬剤師会館 他WEB会場3か所 |
| 参加人数 | 272名(内リモート参加135名) |
| 主催 | 和歌山県薬剤師会 |
| 後援 | なし |
| 講演者 | 和歌山支部職員 |
| 講演内容 | 和歌山支部のジェネリック医薬品の使用状況及び使用促進について |
| 備考 | |

広島支部：後発医薬品使用促進研修会

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 広島県薬剤師会会員薬局薬剤師 |
| セミナー内容 | 薬剤師向けジェネリック医薬品の使用促進に係る研修会 |
| 開催日時 | 令和3年2月25日(木)19:00～20:30 |
| 会場名 | 広島県薬剤師会館(オンライン配信) |
| 参加人数 | 359人 |
| 主催 | 広島県薬剤師会、広島県健康福祉局(共催) 全国健康保険協会広島支部) |
| 後援 | なし |
| 講演者 | 講演内容① 日本ジェネリック製薬協会 講演内容② 公益社団法人広島県薬剤師会 |
| 講演内容 | ① 後発医薬品の安定供給について ・ジェネリック医薬品の品質管理 ・ジェネリック医薬品の品質起因する諸問題等について ・ジェネリック医薬品の安定供給に対する取組 ② 薬局向けハンドブックを活用した患者への働きかけについて ・患者に対するジェネリック医薬品への移行確認時における工夫 ・患者に対するジェネリック医薬品の説明時における工夫 |
| 備考 | 研修参加者に支部独自で作成しているサンフレッチェ広島版ジェネリック医薬品希望シールと使用啓発ポスターの広島支部への送付申込書の配布を行い、薬局での希望シールの配布と啓発ポスターの掲示について協力を依頼する。 |

熊本支部：健康保険委員オンライン説明会

| | |
|--------|---|
| 対象者 | 健康保険委員 |
| セミナー内容 | 健康保険委員実務研修会 |
| 開催日時 | 令和3年3月2日 10時から16時までの間で計5回（1回あたり40分） |
| 会場名 | ZOOMによるオンライン開催 |
| 参加人数 | 計48名 |
| 主催 | 全国健康保険協会熊本支部 |
| 後援 | なし |
| 講演者 | 熊本支部職員 |
| 講演内容 | 健康保険料率に影響するインセンティブ制度と、評価指標となるジェネリック医薬品の使用促進について |
| 備考 | 県内9会場で開催を予定していた健康保険委員実務研修会について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止し、参加予定者222名には資料の送付を行った。加えて急遽オンライン形式でセミナーを開催した。 |

鹿児島支部：鹿児島県後発医薬品安心使用促進セミナー

| | |
|--------|--|
| 対象者 | 鹿児島県内の医療関係者、関係団体等 |
| セミナー内容 | 後発医薬品に対する医療関係者等の理解を深めることにより、後発医薬品を安心して使用できる環境づくりを推進する。 |
| 開催日時 | 令和3年2月1日（月）～2月26日（金） |
| 会場名 | 会場使用なし（YouTube配信のため） |
| 参加人数 | 297人 |
| 主催 | 鹿児島県後発医薬品安心使用協議会、鹿児島県 |
| 後援 | 全国健康保険協会鹿児島支部 |
| 講演者 | 社会福祉法人日本医療伝道会衣笠病院グループ相談役 よこすか地域包括ケア推進センター長 武藤 正樹 氏 |
| 講演内容 | ジェネリック医薬品ポスト80%時代を指して |
| 備考 | |

大分支部：社会保険事務説明会

| | |
|--------|--|
| 対象者 | 厚生年金保険、健康保険適用事業所の社会保険事務担当者 |
| セミナー内容 | 年金・健康保険の給付や事務手続きについて説明 |
| 開催日時 | ① 令和2年11月19日（木） ② 令和2年11月20日（金） |
| 会場名 | ① 大分県教育会館 ② パトリア日田 |
| 参加人数 | ① 71名 ② 14名 |
| 主催 | 大分県社会保険協会 |
| 後援 | — |
| 講演者 | 大分支部職員 |
| 講演内容 | 社会保険事務説明会において、支部職員がインセンティブ制度の説明のなかでジェネリック医薬品について説明を行った。 また、当日会場にて大分トリニータのマスコット（ニータン）を使用したジェネリック医薬品希望シールの配布を行い従業員にお知らせするなど積極的活用を呼び掛けた。 |
| 備考 | |

本部及び支部の所在地

2021年7月時点

| | 所在地 | | 所在地 |
|-----|--|---------------|---|
| 北海道 | 札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル | 滋賀 | 大津市梅林1-3-10 滋賀ビル |
| 青森 | 青森市長島2-25-3 ニッセイ青森センタービル | 京都 | 京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町634 カラスマプラザ21 |
| 岩手 | 盛岡市中央通1-7-25 朝日生命盛岡中央通ビル | 大阪 | 大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル |
| 宮城 | 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル | 兵庫 | 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST |
| 秋田 | 秋田市旭北錦町5-50 シティビル秋田 | 奈良 | 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル |
| 山形 | 山形市幸町18-20 JA山形市本店ビル | 和歌山 | 和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル |
| 福島 | 福島市栄町6-6 NBFユニックスビル | 鳥取 | 鳥取市今町2-112 アクティノ丸総本社ビル |
| 茨城 | 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル | 島根 | 松江市殿町383 山陰中央ビル |
| 栃木 | 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル | 岡山 | 岡山市北区本町6-36 第一セントラルビル |
| 群馬 | 前橋市本町2-2-12 前橋本町スクエアビル | 広島 | 広島市東区光町1-10-19 日本生命広島光町ビル |
| 埼玉 | さいたま市大宮区錦町682-2 大宮情報文化センター | 山口 | 山口市小郡下郷312-2 山本ビル第3 |
| 千葉 | 千葉市中央区富士見2-20-1 日本生命千葉ビル | 徳島 | 徳島市沖浜東3-46 Jビル西館 |
| 東京 | 中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス | 香川 | 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル |
| 神奈川 | 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー | 愛媛 | 松山市千舟町4-6-3 アヴァンサ千舟 |
| 新潟 | 新潟市中央区東大通2-4-4 日生不動産東大通ビル | 高知 | 高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル |
| 富山 | 富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま | 福岡 | 福岡市博多区上呉服町10-1 博多三井ビルディング |
| 石川 | 金沢市南町4-55 WAKITA金沢ビル | 佐賀 | 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル |
| 福井 | 福井市大手3-4-1 福井放送会館 | 長崎 | 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館 |
| 山梨 | 甲府市丸の内3-32-12 甲府ニッセイスカイビル | 熊本 | 熊本市中央区水前寺1-20-22 水前寺センタービル |
| 長野 | 長野市南長野西後町1597-1 長野朝日八十二ビル | 大分 | 大分市金池南1-5-1 J:COMホルトホール大分 |
| 岐阜 | 岐阜市橋本町2-8 濃飛ニッセイビル | 宮崎 | 宮崎市橋通東1-7-4 第一宮銀ビル |
| 静岡 | 静岡市葵区呉服町1-1-2 静岡呉服町スクエア | 鹿児島 | 鹿児島市山之口町1-10 鹿児島中央ビル |
| 愛知 | 名古屋市中村区名駅1-1-1 JPTワー名古屋 | 沖縄 | 那覇市旭町114-4 おきでん那覇ビル |
| 三重 | 津市栄町4-255 津栄町三交ビル | 本部 (船員保険部) | 新宿区四谷1-6-1 YOTSUYA TOWER (千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング) |